

平成20年
9 月 宮崎県定例県議会会議録

平成20年 9 月 12 日 開会

平成20年 10 月 3 日 閉会

平成20年9月宮崎県定例県議会会議録 目次

9月12日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
丸山議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号から第17号まで上程	5
1. 知事提案理由説明	5

自9月13日（土曜日）

至9月17日（水曜日）

休 会

9月18日（木曜日）

1. 出席議員	11
1. 地方自治法第121条による出席者	11
1. 議案第18号及び第19号追加上程	12
1. 知事提案理由説明	12
1. 代表質問	12
蓬原正三議員質問（自由民主党）	12

- ・知事の政治姿勢について
- ・平成21年度当初予算編成について
- ・宮崎県行財政改革大綱2007の進捗状況について
- ・今後の財政運営について
- ・中山間地域振興について
- ・情報通信等の格差是正について
- ・新エネルギー施策の推進について
- ・燃油等価格高騰対策について
- ・農業の振興について
- ・水産業の振興について
- ・森林・林業・木材産業の振興について
- ・地球温暖化対策について
- ・エコクリーンプラザみやざき問題について

丸山裕次郎議員質問（自由民主党）	37
-------------------------	----

- ・ 県の I T 化の状況について
- ・ 宮崎県公社等改革指針について
- ・ 医療体制について
- ・ 子育て支援について
- ・ 高齢者対策について
- ・ 景気・雇用対策について
- ・ 農商工連携について
- ・ 入札・契約制度改革について
- ・ 高速道路の整備促進について
- ・ 県立病院経営改善計画について
- ・ 教職員の採用等について
- ・ 特別支援学校について
- ・ 県立学校の再編について
- ・ 振り込め詐欺防止対策について

9月19日（金曜日）

1. 出席議員 -----	67
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	67
1. 代表質問 -----	68

鳥飼謙二議員質問（社会民主党宮崎県議団） ----- 68

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 景気・雇用対策について
- ・ 行財政改革について
- ・ 地域医療体制の再構築について
- ・ 消防行政の広域化について
- ・ ひきこもり問題について
- ・ 教育問題（教員免許更新制）について
- ・ 観光振興と交通政策（青島再開発、バス路線の整備）について
- ・ 環境問題について
- ・ 農業問題について

関師博規議員質問（愛みやざき） ----- 91

- ・ 宮崎県障害者福祉計画の進捗状況と今後の障がい者施策について
- ・ 口利き問題について
- ・ 東アジア戦略（県産品の販路拡大、観光客誘致と青島活性化）について
- ・ 入札制度改革について
- ・ 海岸侵食対策について

- ・平成20年度全国学力・学習状況調査について
- ・道州制について
- ・知事の政治姿勢について

自 9月20日（土曜日）
至 9月21日（日曜日） 休 会
9月22日（月曜日）

1. 出席議員 -----	115
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	115
1. 代表質問 -----	116
田口雄二議員質問（民主党宮崎県議団） -----	116

- ・知事の政治姿勢について
- ・高速交通網の整備について
- ・防災対策について
- ・医療福祉行政について
- ・雇用の確保・企業誘致について
- ・観光行政について
- ・教育行政について
- ・警察行政について

長友安弘議員質問（公明党宮崎県議団） ----- 138

- ・緊急経済対策について
- ・地球温暖化対策について
- ・定住自立圏構想について
- ・地域経済活性化への取組みについて
- ・情報通信技術（ICT）活用の取組みについて
- ・自殺予防対策について
- ・道路特定財源の一般財源化問題について
- ・事故米問題について
- ・食料の自給率並びに食育について

9月23日（火曜日） 休 会
9月24日（水曜日）

1. 出席議員 -----	161
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	161
1. 一般質問 -----	162
西村 賢議員質問（愛みやざき） -----	162

- ・本県の少子高齢化対策の取組みについて

<ul style="list-style-type: none"> ・地場産業の雇用対策について ・食の安全について 	
河野安幸議員質問（自由民主党）	173
<ul style="list-style-type: none"> ・農政問題について 	
横田照夫議員質問（自由民主党）	181
<ul style="list-style-type: none"> ・公務員の心構えやあり方について ・重要文化財修理について ・教育問題について ・農畜産業の将来のあり方について ・巨田県営農免農道整備事業について ・天神川河川改修について 	
宮原義久議員質問（自由民主党）	193
<ul style="list-style-type: none"> ・財政問題について ・建設・公共事業問題について ・小林市立市民病院について ・スポーツ・レクリエーション祭について ・自殺問題について ・三世同居の推進に向けた施策について 	
外山三博議員質問（自由民主党）	206
<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎港の整備計画について ・青島の活性化計画について ・阿波岐原公園みそぎ池について ・西都原公園整備について 	
9月25日（木曜日）	
1. 出席議員	223
1. 地方自治法第121条による出席者	223
1. 一般質問	224
井上紀代子議員質問（民主党宮崎県議団）	224
<ul style="list-style-type: none"> ・事故米問題について ・職員宿舎のあり方について ・DV対策について ・自殺対策について ・こころの医療センターについて ・定時制・通信制教育について ・青島地域活性化と県南観光振興について 	

井本英雄議員質問（自由民主党）	238
・ 少子化対策について	
・ パチンコ依存症について	
・ 道州制について	
・ 内規による部外者の公表について	
・ 入札制度について	
・ 親学について	
外山 衛議員質問（自由民主党）	249
・ 知事の政治哲学について	
・ 入札制度について	
・ 景気対策について	
・ 水産業における燃油対策について	
・ 財政について	
・ 発達障害者支援センターの設置について	
中野廣明議員質問（自由民主党）	259
・ 埋蔵金について	
・ 一般競争入札制度移行後の影響について	
・ 衰退する農業について	
・ 新型インフルエンザについて	
高橋 透議員質問（社会民主党宮崎県議団）	271
・ 宮崎国際音楽祭について	
・ 障がい者福祉について	
・ 地域医療対策について	
・ 教育問題について	
・ 雇用対策について	
9月26日（金曜日）	
1. 出席議員	287
1. 地方自治法第121条による出席者	287
1. 一般質問	288
外山良治議員質問（社会民主党宮崎県議団）	288
・ 交通死亡事故の減少について	
・ 周産期医療制度等と子ども療育の現状と課題について	
・ 海岸侵食等の現状と課題について	
・ 地域医療等の現状と課題について	
・ エコクリーンプラザみやざきについて	

河野哲也議員質問（公明党宮崎県議団）	300
・ 厳しい経済状況下での県政運営について	
・ 自殺対策について	
・ 汚水処理対策について	
・ 教育再生への課題解決について	
川添 博議員質問（無所属の会）	310
・ 知事の政治姿勢について	
・ 県の行財政改革について	
・ 農政問題について	
・ 中小企業振興策について	
・ 自殺対策について	
・ 市街地の限界集落について	
黒木覚市議員質問（自由民主党）	323
・ 知事政経パーティーについて	
・ 企業誘致について	
・ 中国木材株式会社の進出について	
・ 職務に関する不当な働きかけについて	
・ 農商工連携について	
・ 農業問題について	
・ 県道土々呂日向線について	
1. 議案に対する質疑	332
前屋敷恵美議員	332
1. 議案第18号及び第19号採決	334
1. 議案第1号から第17号まで及び請願委員会付託	335
自9月27日（土曜日）	
至9月28日（日曜日）	休 会
自9月29日（月曜日）	
至9月30日（火曜日）	常任委員会
自10月1日（水曜日）	
至10月2日（木曜日）	特別委員会
10月3日（金曜日）	
1. 出席議員	339
1. 地方自治法第121条による出席者	339
1. 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第17号まで及び請願）	340
外山衛総務政策常任委員長	340

権藤厚生常任委員長	-----	342
十屋商工建設常任委員長	-----	343
宮原環境農林水産常任委員長	-----	345
押川文教警察企業常任委員長	-----	347
1. 討 論	-----	348
前屋敷恵美議員（議案第3号に反対、請願第5号及び第6号の 継続審査に反対）	-----	349
1. 議案第3号採決	-----	349
1. 議案第1号、第2号、第4号から第10号まで及び第15号から 第17号まで採決	-----	350
1. 請願1件採決	-----	350
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	-----	350
1. 議員発議案送付の通知	-----	350
1. 議員発議案第1号から第6号まで追加上程、採決	-----	351
1. 閉 会	-----	351
<hr/>		
1. 資 料	-----	353
平成20年9月定例県議会日程	-----	355
議案送付文書	-----	356
代表質問時間割	-----	358
一般質問時間割	-----	359
議案・請願委員会審査結果表	-----	360
閉会中の継続審査・調査申出一覧	-----	362
1. 議案議決件名一覧表	-----	363
1. 議員発議条例、意見書、決議文、その他	-----	367
議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	-----	369
宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則	-----	371
地域における雇用・就業対策の拡充強化を求める意見書	-----	374
第8回都道府県議会議員研究交流大会への議員の派遣	-----	375
郵政民営化法の見直しに関する意見書	-----	376
議案第17号「国土利用計画（宮崎県計画）の変更について」 に係る附帯決議	-----	377
1. 請願一覧表	-----	379
1. 議事経過	-----	389

9月12日（金）

平成 20 年 9 月 12 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (44 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 凶師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 31 番 井本英雄 (同)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 浜砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 46 番 水間篤典 (同)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)
- 49 番 米良政美 (同)

- 50 番 坂元裕一 (自由民主党)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)
- 欠席議員 (1 名)
- 21 番 十屋幸平 (自由民主党)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | | |
|----------|-------|--------|------|
| 知事 | 東国原英夫 | 副知事 | 河野俊嗣 |
| 県民政策部長 | 丸山文民 | 総務部長 | 山下健次 |
| 福祉保健部長 | 宮本尊 | 環境森林部長 | 高柳憲一 |
| 商工観光労働部長 | 高山幹男 | 農政水産部長 | 後藤仁俊 |
| 県土整備部長 | 山田康夫 | 会計管理者 | 長友秀隆 |
| 企業局長 | 日高幸平 | 病院局長 | 甲斐景早 |
| 財政課長 | 西野博之 | 教育委員長 | 江藤利彦 |
| 教育長 | 渡辺義人 | 公安委員長 | 田代知代 |
| 警察本部長 | 相浦勇二 | 人事委員長 | 黒木奉武 |
| 代表監査委員 | 城倉恒雄 | | |

事務局職員出席者

- | | | | |
|---------|-------|--------|------|
| 事務局 長 | 石野田幸藏 | 事務局 次長 | 弓削孝幸 |
| 総務課 長 | 田原新一 | 議事課 長 | 富永博章 |
| 政策調査課 長 | 桑山秀彦 | 議事課長補佐 | 孫田英美 |
| 議事課長補佐 | 日高賢治 | 議事担当主幹 | 山中康二 |
| 議事課主査 | 隈元淳二 | 議事課主査 | |

◎ 開 会

○坂口博美議長 これより平成20年9月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員44名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○坂口博美議長 会議録署名議員に、押川修一郎議員、田口雄二議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○坂口博美議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、丸山裕次郎委員長。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る9月5日に、閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成20年9月定例県議会の会期日程等について協議いたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は17件、報告2件であります。議案の内訳は、補正予算案2件、条例8件、予算、条例以外の議案が7件であります。また、人事案件が追加提案される予定であります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、会期については本日から10月3日までの22日間とすることを決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりで、確認決定いたしました。

今期定例会は、9月18日から3日間の日程で代表質問、24日から3日間の日程で一般質問を行います。代表質問については、質問人数を6名とし、質問順序及び質問時間は、自由民主

党120分以内、社会民主党55分以内、愛みやぎ50分以内、民主党45分以内、公明党45分以内といたします。次に、一般質問については、質問人数を合計14名以内とし、質問順序は、17日の通告締め切り後に行う抽せんにより決定いたします。質問時間は1人30分以内といたします。以上のとおり、質問について確認決定したところであります。

一般質問終了後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。9月29日、30日の2日間で各常任委員会を開催していただき、10月3日の最終日に、付託された議案・請願の審査結果報告をお願いいたします。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

以上で当委員会の報告を終わります。議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をお願いいたします。以上でございます。〔降壇〕

○坂口博美議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○坂口博美議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から10月3日までの22日間とすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日から10月3日までの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第17号まで上程

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第17号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○坂口博美議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 平成20年9月定例県議会の開会に当たりまして、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、3点ほど御報告をさせていただきます。

まず、入札・契約制度の見直しについてであります。

このことにつきましては、さきの6月定例県議会において、入札・契約制度の早期改善を求める決議がなされたことを踏まえ、先日、県議会の代表者会議において、予定価格の公表のあり方につきまして、9月中に一定の結論を出したいとの御説明をさせていただいたところであります。

今般、これまでの県議会を初め、関係業界、入札・契約監視委員会からの御意見や、現在の入札状況等を踏まえまして、環境森林部、農政水産部及び県土整備部が発注する一部の建設工事及びすべての建設関連業務に関し、来月から予定価格の事後公表を試行することといたしました。

試行の実施に当たりましては、再度、職員に対し入札・契約綱紀保持マニュアルの徹底を図るなど、適正な執行に努めてまいりたいと存じます。

入札・契約制度につきましては、今後とも、

幅広く意見を伺いながら、改革を適宜検証し、よりよい制度の構築に向け、必要な見直しを随時行ってまいりたいと考えております。

2点目は、県内の経済動向に関する今後の対応についてであります。

去る8月8日に、株式会社志多組が、資金繰りの急激な悪化により民事再生法の適用を申請いたしました。県内のトップ企業が経営破綻したことは、県内の建設業界だけでなく、地域経済に与える影響は非常に大きく、特に下請業者等の関連会社の連鎖倒産が危惧されるところであります。

このため、直ちに関係機関と連携して緊急の相談窓口を設置し、金融相談等を実施するとともに、8月12日には国に対して中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証制度の早期指定を要請し、8月21日に国の指定を受けたところであります。

このほか、商工団体に対しましては取引企業への積極的な相談対応を、また、金融機関に対しましては融資の協力を要請したところであります。

県内景気の低迷や長引く原油価格高騰などにより、県内経済は大変厳しい状況にあることを踏まえまして、引き続き、県内企業の動向等について情報収集に努めながら的確に対応してまいりたいと存じます。

最後に、エコクリーンプラザみやざき問題についてであります。

私は、去る7月13日、エコクリーンプラザみやざきで開催された3地区合同地元説明会に出席し、直接、県の取り組み方針を御説明いたしました。地元の皆様から、切実な訴え、大変厳しい御意見をいただくなど、エコクリーンプラザみやざき問題に対するお気持ちが直接伝わっ

てくる、極めて有意義な意見交換でありました。

この問題につきましては、現在、外部調査委員会におきまして、浸出水調整池の機能回復のため、工法等の検討をしていただくとともに、原因や責任の所在等を明らかにするため、建設当時に公社に在籍した職員や施工業者等から事実の聴取を行うなどの調査・検証が鋭意進められております。

この中で、住民の皆様が最も心配しておられる調整池の工事につきましては、施設の安全性の確保を最優先に、さまざまな角度から工法の検討がなされているところではありますが、地盤の状況を把握するボーリング等の地質調査が今月末で終了し、その結果も踏まえ、来月には外部調査委員会としての見解が示されるものと考えております。

県といたしましては、その内容も含め、今後とも県議会を初め関係市町村、地元住民の皆様方等に速やかに状況を御説明するなど、引き続きリーダーシップを発揮して、一日も早い問題の解決に向けて、全力を挙げて取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案であります。

今回は、公共事業費等の国庫補助決定に伴う経費、その他必要な経費について措置することといたしました。補正額は、一般会計61億3,856万3,000円、特別会計4,095万円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は、5,652億2,456万3,000円となります。

以下、その主なものについて御説明申し上げます。

まず、公共事業関係では、道路事業等を中心に20億6,200万円余の追加補正を行うことといたしました。

次に、商工関係では、県内農林漁業者と中小企業者が連携して取り組む新商品・新サービスの開発や、販路開拓等を支援するファンドを創設するための経費を措置することといたしました。

次に、農政水産関係では、原油・配合飼料価格高騰の影響緩和を図るため、省エネ効果が期待される施設整備等への支援や、経営安定のための低利資金の融通を行うための助成措置を講ずることといたしました。

以上、今回の補正予算の概要について御説明申し上げましたが、これに要します一般会計の歳入財源は、国庫支出金22億4,233万8,000円、繰入金2億9,024万円、繰越金24億8,375万3,000円、県債10億8,180万円、その他4,043万2,000円であります。

次に、特別議案の概要について御説明申し上げます。

まず、議案第7号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」は、県立日南振徳高等学校の新設等に伴い、所要の規定の整備を行うための条例の改正であります。

議案第11号から第14号までは、平成19年度の公営企業会計の決算について、地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

議案第15号は、一般国道448号道路災害復旧関連事業小崎トンネル2期工事の工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

このほか、議案第3号「宮崎県税条例の一部

平成20年 9月12日(金)

を改正する条例」外 8 件ではありますが、説明は省略させていただきます。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。以上です。〔降壇〕

○坂口博美議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす13日から17日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、18日午前10時開会、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時13分散会

9月18日（木）

平成 20 年 9 月 18 日 (木曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (43 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 冨師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 31 番 井本英雄 (自由民主党)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 浜砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 46 番 水間篤典 (自由民主党)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)
- 49 番 米良政美 (同)
- 50 番 坂元裕一 (同)

- 51 番 外山三博 (自由民主党)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)
- 欠席議員 (2 名)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 45 番 緒嶋雅晃 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-----------|-------|
| 知事 | 東国原英夫 |
| 副知事 | 河野俊嗣 |
| 県民政策部長 | 丸山文民 |
| 総務部長 | 山下健次 |
| 福祉保健部長 | 宮本尊一 |
| 環境森林部長 | 高柳憲一 |
| 商工観光労働部長 | 高山幹男 |
| 農政水産部長 | 後藤仁俊 |
| 県土整備部長 | 山田康夫 |
| 会計管理者 | 長友秀隆 |
| 企業局長 | 日高幸平 |
| 病院局長 | 甲斐景早 |
| 財政課長 | 西野博之 |
| 教育委員長 | 江藤利彦 |
| 教育長 | 渡辺義人 |
| 警察本部長 | 相浦勇二 |
| 代表監査委員 | 城倉恒雄 |
| 人事委員会事務局長 | 大野俊郎 |

事務局職員出席者

- | | |
|---------|-------|
| 事務局 長 | 石野田幸蔵 |
| 事務局 次長 | 弓削孝幸 |
| 総務課 長 | 田原新一 |
| 議事課 長 | 富永博章 |
| 政策調査課 長 | 桑山秀彦 |
| 議事課長補佐 | 孫田英美 |
| 議事担当主幹 | 日高賢治 |
| 議事課主査 | 山中康二 |
| 議事課主査 | 隈元淳二 |

◎ 議案第18号及び議案第19号追加日程

○坂口博美議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問でありますがお手元に配付のとおり、知事より議案第18号及び議案第19号の送付を受けましたので、両案を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 知事提案理由説明

○坂口博美議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分開議

○坂口博美議長 会議を再開いたします。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 おはようございます。どうも済みません。

ただいま提案いたしました議案第18号及び議案第19号について御説明申し上げます。

まず、議案第18号は、教育委員会委員江藤利彦氏が平成20年10月8日をもって任期満了となりますので、その後任委員として柏田芳徳氏を任命いたしたく、また、議案第19号は、教育委員会委員福本安甫氏が平成20年10月8日をもって任期満了となりますので、その後任委員として水永正憲氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、県議会の同意を求めるというもので

あります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。以上です。〔降壇〕

○坂口博美議長 知事の説明は終わりました。

◎ 代表質問

○坂口博美議長 それでは、ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、自由民主党、蓬原正三議員。

○蓬原正三議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。自由民主党を代表して質問をいたします。

いざなぎ景気を超す戦後最長と言われた景気の拡大でありましたが、地方ではほとんど恩恵を受けることもなく、好況にはほど遠い状況のまま、アメリカのサブプライムローン問題や昨今の原油価格高騰などの影響により、既に後退の局面に転じております。また、ここに来てアメリカ証券会社の破綻であります。影響が懸念されるところであります。そのような中、先日、政府・与党は総合経済対策を決定しましたが、一時的な負担軽減などによる対症療法的な内容と思われるなど、その効果は未知数であります。また、前福田総理の突然の辞任、今後予定されている衆議院解散・総選挙など、まさに日本の政治、経済とも混沌とした状況であります。

さて、2年目を迎えた東国原県政においては、平成16年度から実施されている第1期の行財政改革に続き、第2期の行財政改革に取り組んでおられます。そのような厳しい財政状況の中で、限られた予算、人材を最大限活用し、県

民総力戦を基本とし、県政運営に取り組まれておりますが、雇用対策、地域医療対策、中山間地域振興などなど、課題は山積しております。これからの1年は、任期のちょうど折り返しの時期であります。1年目の反省を踏まえながら、任期4年間しっかり頑張ってください、県政の課題を着実に解決されることを願っております。我々議員も、二元代表制のもと、県民が宮崎に住んでよかったと思えるような県政にすべく、監視機能の強化や政策の提言などに邁進する所存であります。

それでは、通告に従い質問をしてみたいと思います。

まず初めに、知事の政治姿勢についてであります。

急激な入札・契約制度改革などに伴う建設業者の大型倒産や有効求人倍率の低迷等々、本県の経済は疲弊しております。知事には、県民の財産、安全を守るべきトップリーダーとして、重い責任があります。県民が県政の道標となるべき知事のマニフェストに共感し、県政のかじ取りを負託して1年半になります。就任当初に知事は、「マニフェストの検証については、目標の達成状況をかながみながら、毎年度その進捗状況に応じて評価と検証を行い、それを県民の皆様幅広く公開していきたいと考えている」と言われておりました。しかしながら、さきの2月議会では、「任期の折り返し地点である2年を終えた時点で、客観的な立場から外部に評価をお願いしたいと考えている」とのことでありました。マニフェストは、言うまでもなく、知事が県民と約束した事項であり、その検証はしっかりやる必要があります。検証の2年まであと半年となったわけではありますが、客観的に見るに、企業誘致100社、雇用人数1万人など厳

しいものもあるのではないかと思います。現時点でのマニフェスト達成の状況についてどう考えているのか、また、達成が厳しい状況であると思われる項目については今後どのように取り組んでいくのか、あわせて知事にお伺いします。

次に、平成21年度の当初予算編成についてであります。

国においては、経済財政改革の基本方針2008を踏まえ、引き続き、骨太の方針2006で示された基準、すなわち、2011年度に国・地方のプライマリーバランスを黒字化するという目標にのっとり最大限の削減を行う方針が打ち出されております。概算要求基準を見ますと、公共事業関係費は昨年同様3%カットとするなど厳しい状況であります。しかしながら、成長力の強化、地方再生戦略など、緊急性や政策効果が特に高い事業などについては、重要課題推進枠として約3,300億円の特別枠が措置されております。

一方、本県においては、平成19年3月に新たな財政改革推進計画を定め、この計画を財政改革プログラムとして盛り込んだ宮崎県行財政改革大綱2007を策定されました。この大綱に基づき各種改革を行い、財政面では、多額の収支不足の圧縮を図るとともに、将来にわたって健全性が確保される財政構造への転換に向けた取り組みを推進されております。しかし、一方では、倒産が相次ぐ本県の厳しい経済情勢にも十分配慮していくことも必要であります。先ほど述べたとおり、国においては、重要課題推進枠という所管を超えた予算配分の重点化を促進する枠を設けております。予算編成方針の策定前ではありますが、平成21年度の当初予算編成に対する基本的な考え方について、知事にお伺い

します。

また、本県においても、独自の重点課題推進的なるものを創設することは検討しないのか、あわせて知事にお伺いします。

次に、宮崎県行財政改革大綱2007の進捗状況についてであります。

昨年、宮崎県行財政改革大綱2007を策定されました。既に策定後1年余過ぎたこととなりますが、改革プログラムの収れん期間である平成22年度に向けてどのような状況なのか。総職員数については、平成23年4月1日時点で、平成17年4月1日と比較し、1,000人を純減するという目標が策定されております。既にことしの4月1日の時点で790人の削減が達成されたということであり、取り組みが進んでいるようであります。財政部門については後ほど質問をいたしますが、行政部門においては、現時点で、全体の目標達成を100とした場合、どの程度進んでいるのか、総務部長にお伺いします。

また、特に達成率の悪い部門は何なのか。聞くところによれば、市町村への権限移譲については進んでいないようであります。進捗率が悪い部門については今後どのように取り組んでいくのか、あわせて総務部長にお伺いします。

次に、今後の財政運営について3点ほど質問いたします。

まずは、第2期財政改革推進計画についてであります。財政の中期見通しでは、平成19年度から平成22年度までの4年間で、一般財源収支不足の累計が1,086億円になるとの見通しでありました。そこで、第2期財政改革推進計画では、当面の対策として、収支不足額の半分以上を基金でカバーしながら、4年間の累計で600億円から700億円の一般財源を見直すという目標が設定されました。しかしながら、平成19年度で

は収支不足額は計画より拡大、154億円増の256億円に拡大し、そのため基金残高も計画より減少、前年度末667億円あった財政調整のための基金も平成19年度末で577億円に目減りし、さらに本年度末の基金残高は302億円にまで減ると想定されております。毎年の基金の取り崩し額を考えると、いよいよ1～2年後には基金の枯渇が現実のものとして見えてまいります。要は、どこまで収支不足の改善が図られるかということではありますが、歳出には社会保障関係費の自然増など圧迫要件があり、歳入には景気後退による不安要素があります。収支不足の圧縮は厳しくなる一途であります。台風・地震など突然の災害を初め、予測不可能な行政需要や歳入の落ち込みに対応するために、一定額の基金は残しておかなければなりません。今まさに本県の財政は危機的状況を迎えようとしております。一方、基金はもとより、平成21年度以降の県財政に影響を及ぼしてくる地方法人特別税を初め、税収の動向なども気になるところであります。今後の財政収支の見通しについてはどう推移していくと考えるのか、知事にお伺いします。

また、ことし4月に財政健全化法が施行されましたが、これまで以上に財政情報の開示の徹底や財政規律の強化が求められます。平成19年度の決算から、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率や、公社等を含めた実質的負債による将来負担比率を議会に報告し、公表することになります。決算の確定については11月議会での審議となりますが、先日、決算見込みが公表されたところであります。例えば、公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率である実質公債費比率が25%以上になると、財政健全化計画の策定や外部監査の要求などが行われ、35%以上になると地方債の起債が制限さ

れるなど、国が関与する財政再生団体となります。先ほど申しましたとおり、本県は多額の収支不足を基金の取り崩しにより埋め合わせするという厳しい財政状況であります。よもや財政再生団体に陥るようなことはないとは考えますが、今後の見通し、特に、今後5～10年間の中期的な展望、見通しはどうか、知事にお伺いをいたします。

次に、税収確保対策についてであります。安定的な財政運営基盤の構築については、やはり税収確保対策の推進が不可欠であります。昨年度の徴収率は前年度と比べ幾分アップしたと聞いておりますが、収入未済額の多い個人県民税及び自動車税については、今後とも徴収率の向上を図る必要があります。特に個人県民税については、収入未済額が最も多く、税源移譲により、さらにその額がふえることが懸念されます。賦課徴収を担っている市町村との連携が最も必要であります。さらなる効果的な滞納整理の促進に向けて、今後どのような対策を講じていくのか、総務部長にお伺いします。

また、各種使用料・手数料等の見直しなど、創意工夫を図りながら歳入の増加に努めることが肝要であります。歳入増加の確保については今後どのように取り組んでいくのか、あわせて総務部長にお伺いします。

次に、中山間地域振興についてであります。

中山間地域については、本県においては、きちんとした基準というものは策定されておりませんが、過疎地域自立促進特別措置法や山村地域振興法などの地域振興5法の指定地域及び農林統計上の中間農業地域と山間農業地域をあわせた地域であると考え、県内の30市町村のうち26市町村が該当し、県内市町村の約9割をも占めることとなります。この中山間地域が国

土保全と自然環境の維持、日本伝統文化の継承等々、重要な役割を担いながらも、近年の人口の減少や高齢化の進行により、耕作放棄地・未利用地の増加、森林の荒廃など、危機的状況にあることは御案内のとおりであります。また、先月まで県が公募しておりました限界集落にかかわる新たな呼称についても、県内外から1,800件の応募が寄せられたとのことであり、国民の関心の高さがうかがえます。中山間地域の活性化のためには、農林業後継者の確保、担い手の育成が急務であり、定住条件の向上とあわせ、各種事業の拡大・強化及び財政措置の充実が必要であります。これまで農政水産部、環境森林部、商工観光労働部など、それぞれ施策、事業が実施されているとは聞いておりますが、縦割り行政の弊害か、なかなかスピード感が感じられないのが現実であります。

さて、今年度、中山間地域振興対策が重点施策として位置づけられ、新設されたばかりの中山間・地域対策室ではありますが、これを縦割り行政を排除すべく、関連事業をすべて包括した知事直轄の中山間・地域政策局として格上げし、本県の実情に合った施策を展開すべきではないかと考えます。今後の中山間地域振興に対する取り組みと組織の改編についてどのように考えるのか、知事にお伺いします。

また、今年度、都市と地方の税収偏在を是正するため、地方交付税の特別枠として、財政状況の厳しい地域へ重点的に配分する約4,000億円の地方再生対策費が新設されました。本県分として約40億円、市・町分でも同じく約40億円が一般財源として配分されたと聞いております。この財源は、本県の活性化のための対策費としてであり、まさにこの中山間地域振興対策費として活用すべきではないかと考えます。地域再

生対策費の活用方法について、総務部長にお伺いします。

次に、情報通信等の格差是正、いわゆるデジタルデバイドについてであります。

情報通信技術は、豊かな国民生活の実現に不可欠な社会経済活動の基盤であるとともに、我が国が厳しい産業国際競争に勝ち抜き、持続的な経済成長を図る上での原動力となるものであります。そのため、いつでも、どこでも、何でも、だれでも、ネットワークに簡単につながるユビキタスネット社会の実現を目指すことが望まれております。しかしながら、山間部等の中山間地域を中心に、ブロードバンドや携帯電話を利用できない地域が存在しており、それらの解消を図ることは、地域の発展にとって欠かせない喫緊の課題であります。また、現在、国策として進められている平成23年7月までの地上デジタル放送への完全移行についても、地理的条件による格差発生の防止など、早急な受信環境の整備が必要であります。一方、県においては、新みやざき創造計画の中で、ブロードバンドや携帯電話等の情報通信環境が整備されていない地域において環境整備を図っていく必要があると掲げられております。県民がひとしく情報通信技術の恩恵を受けられるようにすることは、当然のことです。しかし、中山間地域、条件不利地域を中心に、いまだに携帯電話のサービス未提供地域が存在することは、まことに残念なことであります。これらのサービス未提供地域に対する県の具体的な対策、及びいつまでに解消することができるのか、県民政策部長にお伺いします。

また、地上デジタル放送についても、都市部と同等のサービスを早期に受けられるよう、視聴可能範囲の確保や、従来の難視聴地域の解消

に向けて、国の責任において適切な措置を講じることが必要であります。地上デジタル放送に対する県の取り組み方針についても、あわせて県民政策部長にお伺いします。

次に、新エネルギー施策の推進についてであります。

化石燃料に乏しい我が国において、電気エネルギー源の多様化、自給率の向上は、永遠の課題であります。近年、地球温暖化対策の必要性から、化石燃料にかわるエネルギー源として太陽光が脚光を浴びております。余談ながら、風力も水力もその発電の源は太陽であります。この地球に無尽蔵に降り注ぐクリーンエネルギー・太陽光を、大量に電気エネルギーに変換する技術を我々はようやく手に入れました。日照時間、快晴日数ともに恵まれた本県にとって、太陽光エネルギーに関する施策については積極的に推進したいところであります。去る6月に「『低炭素社会・日本』を目指して」と題し、日本記者クラブにおいて前福田総理は、「ドイツから太陽光発電世界一の座を奪還するため、導入量を2020年までに現状の10倍、2030年には40倍に引き上げることを目標として掲げたい」とのスピーチを行いました。

また、知事も6月の定例記者会見において、「太陽光発電は、取り組みたい。環境先進国になりたい」と発言されました。さらに、「住宅用の太陽光発電設置に独自補助を今後検討したいが、何分財政が厳しい。緑と太陽の国という一昔前のキャッチフレーズを、太陽光発電とか太陽エネルギーという太陽の意味にシフトしていかなければいけない。そのためにはいろんな事業なり施策なりをしていかなきゃいけない」とも発言をされました。確かに財政難ではありますが、新みやざき創造計画の中ではっきり、

太陽光発電など新エネルギー導入の促進が打ち出されております。これまで、総合農業試験場や工業技術センターなどの県有施設への率先導入実績もあり、知事みずからも、稚内市で実証研究中のNEDO・大規模電力供給用太陽光発電を視察されたとのことであります。全国に先駆け、太陽光発電を初めとする新エネルギー施策の推進を図るべきであります。知事の御見解をお伺いします。

また、随分前ですが、平成4年ごろだったと思っておりますが、九州電力が串間市に原子力発電所をつくる計画が表面化し、頓挫した経緯があります。新エネルギーと呼べるかはいざ知らず、原子力に関しましては、CO₂排出ゼロという特性及びエネルギー価格の高騰傾向を反映して、先進国のみならず開発途上国においても、積極的に原発を導入する動きがあります。当然、施設の立地については、安全・安心を大前提として、電気事業者である九州電力と地元市町村が十分話し合っただけを進めていくのが原則であるとは思いますが、原子力発電所の建設に関する基本的な考え方について、あわせて知事にお伺いします。

次に、燃油等価格高騰対策についてであります。

近年の原油価格の高騰は、農林水産業、製造業、運輸業などの経営を圧迫するとともに、ガソリン価格や原材料価格の高騰により、県民生活にも大きな影響を及ぼしております。特に本県の基幹産業である農林水産業においては、ビニールハウスを主体とする施設園芸を初めとして、重油価格高騰の影響により経営が厳しく、また、畜産業においても飼料価格高騰などの影響も大きいものがあります。さらに、水産業においては、コスト削減努力を大きく上回る影響

が生じており、危機的な状況となっております。なお、運輸業、建設業などにおいても、燃油価格や原材料価格の高騰によるコスト上昇分を価格や運賃等に転嫁できず、企業収益を大きく圧迫しているのが現状であります。一方、商業・サービス業においても、多くの商品において値上げの動きが見られ、消費者の買い控えも起きております。このような原油価格高騰については、国策によって十分な対策を講じることが何より必要であります。

そこで、先月19日に、我が県議会自由民主党として、知事に対し、「原油価格等高騰に対する緊急対策に関する申し入れ」を行いました。1つ目は、県当局においては、急激な原油高騰に伴う本県各産業の危機的な状況をかんがみ、早急に補正予算を含め、実態に即したあらゆる措置を講じること。2つ目は、国に対し、本県の産業や県民生活の現状を踏まえ、迅速かつ効果的な原油価格等高騰対策の充実強化について、引き続き、強く要請するとともに、県単独で行った財政措置に対する国の財政支援等を求めることというものです。今回、補正予算として緊急対策を打ち出されておりますが、この緊急対策で十分と考えるのか、また、この緊急対策によってどのような効果を生み出すのか、さらに、国に対しては今後どのような要望を行っていくのか、知事にお伺いします。

次に、農業の振興についてであります。

農業は、食料問題であるとともに環境問題でもあります。我が国は、今や他に類を見ない食料輸入大国であり、食料自給率は先進国において最低水準の約40%であります。また、昨年の食品偽装問題に加え、中国製ギョーザ中毒事件による海外加工食品に対する不安は、改めて地産地消などによる安全・安心な食料の国内供給

の必要性を喚起することとなりました。また、バイオ燃料の拡大がエネルギーと食料の争奪戦を生み、輸入農産物は高騰、結果、食料品は軒並み値上がりしております。この状況は、日本の農業にとって追い風、農業の存在意義が大変重要になるところであります。なかなか現実にはそうはいきません。「つくり手がいない」「頼みたいが引き受け手もない」という言葉を耳にし、祖先から引き継いだ田畑を放棄せざるを得ない姿が各地に見られます。

平成18年の本県の耕作放棄地面積は4,685ヘクタールで、経営耕地面積の8.3%、ここ10年間で1,600ヘクタールも増加しております。県においては、平成14年度から県単事業で耕作放棄地の復元整備等に取り組み、平成19年度までに342ヘクタールの耕作放棄地の解消が図られました。一方、国においても、平成23年度を目途に、農業上、重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指すことが決定され、昨年度から全市町村は、耕作放棄地解消計画を策定するとともに、耕作放棄地の地図化に取り組んでいる状況にあります。しかしながら、担い手不足、耕作者不足による耕作放棄地の増加はとどまるところを知らず、農村の崩壊は目前に迫りつつあります。

また、国においては、平成19年度からの米政策改革や品目横断的経営安定対策は、生産現場の実態との乖離が甚だしいため、改革初年度で見直されることとなりました。まさしくサプライズ。現場の実態も知らず、霞が関でつくられた国の施策がいかに関東の農業にそぐわないかの証明であります。

本県には、耕作面積が1ヘクタールに満たない多数の小規模農家や兼業農家がおられます。大規模化一辺倒の国の施策は不似合いでありま

す。工業界も9割以上は中小企業であり、大企業との共存が今日の工業立国日本の礎をなしております。農業界も同じ。大規模農業化もさることながら、特に本県の場合、小規模農家や兼業農家に手を差し伸べることが肝要であります。村を存続し、食料安定供給、ひいては地球環境を守るためにも、基幹産業である農業の振興は県政の重点課題であります。今後の農業振興にどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

また、食の安全・安心対策や本県農産物の消費・流通対策についてどのように進めていくのか、農政水産部長にお伺いします。

次に、水産業の振興についてであります。

御案内のとおり、水産業は今、漁獲量の減少や魚価の低迷、燃料や飼料代の高騰による生産経費の増加により、非常に厳しい状況にあります。中でも魚類養殖業は、飼料代が生産コストの約6割を占めることから、その経営は危機的状況に瀕しております。

そのような中、マグロやサケなどの水産物の消費が世界的に拡大する中において、安定的に供給される水産物として、計画生産が可能な養殖業への期待はますます高まっていくのではないかと予想されます。本県においても、主にブリ類、マダイを主体とする海面養殖業が営まれており、冬季の高水温と天然種苗の確保が容易であるという条件を背景にし、内湾の多い県北部のブリ養殖を中心に伸びております。また、近年は、ニーズの多様化等により新魚種への転換が進み、カンパチ、マダイ、シマアジなどの養殖が行われております。

しかしながら、現状のような生産経費の上昇と魚価の低迷が続くとすると、養殖業自体が成り立たない状況に追い込まれることになりま

す。水産業全体としては、国際的な操業規制の強化、地球温暖化など環境問題の顕在化による水産資源への影響、漁業就業者の減少・高齢化等に加え、さらに燃油価格高騰など極めて厳しい状況に置かれております。このような現状を打破するためにも、地域産業との連携や消費者ニーズに対応した水産流通・加工業の健全な発展を図るための施策を充実することも重要であります。

本県の水産業の振興については、「つくり育て、管理する漁業」を推進されているところでありますが、このような厳しい生産環境にある養殖業の安定経営を含め、今後の水産業振興にどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いします。

次に、森林・林業・木材産業の振興についてであります。

ことし7月に行われた北海道洞爺湖サミットにおいて、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも50%削減することを、世界全体の目標として採用することが決定されました。また我が国では、京都議定書で約束した温室効果ガス6%削減を達成するため、森林による二酸化炭素吸収量を約1,300万炭素トン確保することとしております。したがって、地球温暖化阻止の観点からも、活力ある森林の育成・保全への取り組みは、今や国民の共通課題と言っても過言ではありません。言い尽くされたことですが、間伐等の森林整備はもとより、国産材の利用を拡大し、林家等の収益拡大を図ることが必要であります。

一方、近年、世界的な木材需要の逼迫や原油価格の高騰などにより、外材輸入価格が上昇し、合板や集成材の原材料を国産材にシフトする動きが顕著になってまいりました。国産材自

給率が平成17年以降20%を超えてきたことや、このたびの中国木材の日向市進出がそのあらわれであります。このような情勢を踏まえ、林業・木材産業関係者は、国民の森林や木材に対する要請に的確に対応し、林業再生の礎を築くときであると考えます。県としては、県産材の需要拡大対策を含め、今後の森林・林業・木材産業の振興をどのように進めていこうとしているのか、環境森林部長にお伺いします。

次に、地球温暖化対策についてであります。

今世紀後半の温度は、過去1300年間で最高に達しており、ここ50年間の気温上昇速度は100年間の上昇速度の2倍となり、温暖化が加速しつつあると言われております。このまま温暖化が続くとどうなるか。ことし5月、環境省から発表された研究報告結果によりますと、日本では豪雨の頻度と強度が増加し、洪水の被害が拡大、土砂災害などが深刻化、積雪水資源の減少で北陸から東北の日本海側で農業用水の不足、南九州南部と沖縄で渇水リスクが高まる。森林は大きな被害を受ける。ブナ、ハイマツなどの分布域は激減。米は北日本で増収、近畿以西では現状維持かやや減少。米の品質低下、果樹生産適地の北上や減産による影響が大きくなる。海面上昇と高潮の増大で浸水面積、浸水人口の被害が増加。日最高気温の上昇により、熱ストレスによる死亡がふえ、熱中症患者発生数は急激に増加、とりわけ高齢者のリスクはふえるとのことであります。

政府は、地球温暖化対策推進法等の改正や目標達成計画を改定し、京都議定書での削減約束の6%を達成させるために国民の協力も必要として、「1人1日1キログラムのCO₂削減キャンペーン」等を展開し、国民のライフスタイルの変革を求める運動を実施するといったしており

ます。県においても、宮崎県環境基本総合計画の中で、温室効果ガス排出量を、平成22年度には平成2年度に比べて43%削減するという目標を掲げられております。クールビズや冷房温度28度、暖房温度20度などの取り組みが、自治体や一部の企業では行われておりますが、家庭とか県内企業などの全体としての取り組みについてはどう把握されているのか、また、排出削減に向けた今後の具体的な取り組みについて、環境森林部長にお伺いします。

最後に、エコクリーンプラザみやざき問題についてであります。

エコクリーンプラザみやざきの浸出水調整池が開業以来破損していたことに端を発する一連の問題については、さきの6月議会での一般質問や、所管常任委員会である環境農林水産常任委員会において、当局への質疑や資料要求、財団法人宮崎県環境整備公社理事長を初めとする他の参考人招致や、知事の出席による調査等が行われてきたところであります。当局からは、「事実をすべて明らかにし、今後の対策を含めて、現在、関係部局と協議を行っている。できるだけ早急に対応できるようにしたい」との答弁がありました。また、知事からは、「地元住民の不安解消と一刻も早い機能回復のため、周辺地域の早急な環境調査の実施、原因等究明のための外部調査委員会の設置、第3水槽の安全性の検証とその他の水槽の早急な工事の実施、調査結果の速やかな公表の4つを基本方針として対策を実施する」との説明もありました。

現在、知事をトップとする対策本部や、副知事をトップとする連絡調整会議、及び地盤工学、環境工学、コンクリート工学、公認会計士や弁護士という専門家から成る外部調査委員会において、それぞれ専門的な立場から調査中で

あります。議会としては、宮原環境農林水産常任委員長報告にもあったとおり、一日も早い県民、地域住民の安心・安全が確保されるよう、特に外部調査委員会においては、徹底した原因究明と責任の所在の明確化、抜本的な対策の検討、また、梅雨や台風時期に備えた早急な対策の検討がなされるよう、強く要望しております。

既に梅雨も過ぎ、台風シーズンとなっております、地域住民の方々も早期の補修工事を望まれております。現在の外部調査委員会の活動状況及び原因究明と責任の所在についての調査結果はどのような状況となっているのか。また、今後の抜本的な対策はいつ、どのような形で行われるのか、あわせて知事にお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）
〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

マニフェスト達成の状況についてであります。マニフェストに掲げた数値目標について、就任から現在までの進捗状況を見ますと、例えば、移住世帯数が100世帯の目標に対して63世帯、新規立地企業件数が100件の目標に対しまして36件、11年ぶりに増加に転じた県外観光客数は、前年比5%増の目標に対し3.5%増となっております。また、総額6億円に上る宮崎県・市町村災害時安心基金の設置や、乳幼児医療費助成制度の拡充、さらには、みやざきブランド向上プロモーションの強化など、その他の項目につきましても、新みやざき創造戦略などにより、必要な施策・事業を実施しており、全体としては、おおむね順調に進んでいるのではないかと考えております。なお、マニフェストの進捗状況については、これまで申し上げたとお

り、任期の折り返し点である2年を終えた時点で、一定の整理を行い、客観的な立場から外部に評価をお願いした上で、その結果を県民の皆様公表してまいりたいと考えております。

マニフェスト達成への取り組みについてであります。私のマニフェストには、新規立地企業件数100社など4つの数値目標を掲げておりますが、数値目標は相当の努力を要するものでなければならぬとの思いから、できる限り高いハードルを設定しておりますので、達成が容易でないものもあることは十分認識しております。しかしながら、高い目標を掲げ、その達成に向けて努力することにより、県民生活の向上につなげていくことが重要であると考えておりますので、今後とも、県民の皆様御協力をいただきながら、県庁一丸となって、マニフェストの達成を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、平成21年度の当初予算編成についてであります。御質問にありましたように、国の概算要求基準では、財政健全化と重要課題への対応の両立を図るため、基本方針2008を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と真に必要なニーズにこたえるための財源の思い切った重点配分を行う方針が示されております。また、地方財政につきましては、国と歩調を合わせて徹底した歳出見直しを行い、引き続き地方財政計画の歳出規模を抑制することとされており、地方交付税の動向についても、全く予断を許さない状況であります。こうした状況の中、厳しい本県の財政状況を踏まえ、まずは、第2期財政改革推進計画に基づき、将来にわたって健全性が確保される財政構造への転換に向けた取り組みを、引き続き着実に推進する必要があると考えております。

一方で、県が抱える諸課題に的確に対応し、県民総力戦による新しい宮崎県づくりを進めるため、新みやざき創造計画に基づく重要施策を積極的に展開していく必要があると考えております。したがって、平成21年度当初予算につきましては、財政改革を着実に推進して財源の捻出に努めながら、地域経済の状況等も十分に踏まえ、選択と集中の理念のもと、優先度の高い施策や事業には積極的に取り組み、私のマニフェストの実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、重点課題推進のための予算枠についてであります。国の概算要求基準では、公共事業の3%削減等の枠組みによる基準額を設定するとともに、そこから政策の棚卸しや経費の無駄ゼロに向けた見直しによって、さらに2%削り込んだ額を要望基礎額といたしまして、その捻出した財源をもとに3,300億円の重要課題推進枠を設けております。本県におきましては、現在、厳しい財政状況に対応するため、第2期財政改革推進計画に基づき、投資的経費の削減のほか、事務事業の見直し等によって収支不足の圧縮に取り組んでいるところでありますが、そうした中であっても、本年度から、新みやざき創造計画の中で特に重要性や緊急性のある課題のほか、社会経済情勢の変化や新たな県民ニーズ等への的確に対応するための施策について、重点施策と位置づけた上で予算配分を集中させ、積極的に展開しているところであります。平成21年度においても、引き続き、選択と集中の理念のもと、真に県民福祉の向上に必要な施策・事業を掲げ、重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、財政収支の見通し及び中期的展望についてであります。県では、平成19年度から22年

度までを第2期の財政改革推進期間と定め、現在、徹底した財政改革に取り組んでいるところであります。しかしながら、県税や地方交付税など歳入の落ち込みに加え、社会保障関係経費等について予想以上の歳出増が続いており、大幅な収支の改善には結びついていないところであります。今後とも、こうした財政収支の厳しい状況は継続するものと見込まれ、平成22年度には、収支不足を補てんしている基金が不足し、当初予算が組めなくなるおそれがありますことから、引き続き、行財政改革を着実に推進していく必要があると考えております。

また、今後5年から10年間の中期的な展望については、経済情勢の変化や税財政制度、社会保障制度の姿など、予測が難しい要因が多く、見通しを定めることが非常に困難であると思っておりますが、地方の財政構造の現状、つまり、地方税の伸び悩み、地方交付税等の抑制によって一般財源が減少する一方で、社会保障関係費など義務的経費のほか、医療、福祉、教育等の経費が増大していく傾向にあり、また、基金残高も年々減少の一途をたどっている状況を踏まえ、中期的な収支の見通しについても、極めて厳しいと言わざるを得ないと考えております。

続きまして、今後の中山間地域振興に対する取り組みと組織の改編についてであります。中山間地域対策は、本県にとりまして重要かつ喫緊の課題でありますので、今後とも、民間など域内外の多様な主体の参画も促しながら、農林水産業を初めとする産業の振興や生活支援対策等に、県庁一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。また、その推進組織については、関係部局の総合調整と連携を図るため、今年度から中山間・地域対策室を設置すると

もに、去る6月には、私が本部長を務め、全部局から構成される中山間地域対策推進本部も設け、私みずからが直接指揮をとる体制を敷いたところであります。今後は、これらの組織を活性化しながら、総合的、効果的な施策を推進していきたいと考えております。

続きまして、太陽光発電等の新エネルギー施策の推進についてであります。全国でも有数の日照時間に恵まれた本県にとりまして、太陽エネルギーは有用かつ無限の地域資源であり、これを活用した太陽光発電は、本県が全国をリードできる分野の一つであると認識しております。私は、この優位性を強くアピールしたいとの思いから、そのシンボリックな取り組みとして大規模太陽光発電所の立地を掲げ、国や電力会社等に協力を訴えてまいりました。その結果、国においても、住宅用発電設備の普及と並んで大規模発電所の全国展開が掲げられ、来年度の概算要求にも関連予算が盛り込まれたところであります。今後とも、このような国の動きを踏まえながら、宮崎ならではの新エネルギー施策の展開について積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、原子力発電所の建設に関する基本的な考え方についてであります。原子力発電は、他の発電方法と比較して、電力の供給安定性、経済性等のメリットがあり、我が国の基幹電源として欠くことのできない存在になっております。しかしながら一方で、地震等の災害時の対策や放射性廃棄物の処分の問題など、原子力発電の安全性等に対し、国民の理解が十分に得られているとは言えない状況にあります。エネルギー政策は、基本的に国が主導的役割を担うべきものと認識しておりますが、その中で特に原子力発電については、まずはこのような不

安を解消することが不可欠であり、その上で、地元市町村において冷静な議論が行われる必要があると考えております。

続きまして、燃油価格高騰対策についてであります。燃油価格の高騰により、本県経済は大きな影響を受けていることから、去る7月18日には、議長とともに、国に対し、即効性のある支援や、原油価格の引き下げに向けた取り組みを行うことなどについて、緊急要望を行ったところであります。県としましては、これまで、特に影響を受けている中小企業者、農業者や漁業者を支援するため、相談窓口を設置するとともに、省エネ対策や融資制度の創設・拡充などに取り組んでおり、また、今回提案している補正予算については、農業者や漁業者の方々が意欲を持って経営を継続し、各産地の維持が図られるよう、施設園芸における内張2層カーテンの整備や融資枠の拡充などの緊急的な追加支援を行うものであります。しかしながら、根本的な解決のためには、原油価格を安定させることが不可欠であり、また、県としての取り組みには限界がありますので、今後とも、国に対して、必要に応じ、現在の窮状に対する支援策の早期実施や、国際石油市場の安定に向けた取り組みについて要望してまいりたいと考えております。

次に、今後の農業振興への取り組みについてであります。世界的な干ばつや洪水等の異常気象の多発、そして人口増加、さらには農産物のエネルギー転換などにより、将来の食料に対する不透明感が広がる中で、我が国においても、食料自給率向上への関心や農業に対する期待がますます高まっております。一方、近年の農業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進行といった構造的な課題に加え、国際貿易交渉

問題や原油・飼料価格の高騰など、かつて経験したことのない大変厳しい状況に直面しており、大きな変革期を迎えております。このような中において、私は、今世紀は「水と空気と食料の世紀」と考えております。全国第5位の農業産出額を誇る本県農業は、これらの変化をビジネスチャンスととらえ、消費者の信頼と期待にこたえながら、これまで培ってきた資源と潜在能力を発揮させれば、さらに飛躍できると思っております。そのためには、世界的な視野と中長期的な展望を持って、現在の厳しい諸課題を克服していくための重点取り組みとして、1. 認定農業者や農業法人、小規模農家等を支える集落営農組織など多様な担い手の確保・育成と農地の有効活用、2. 自然エネルギーや多様なバイオマス資源等を活用した低コスト生産構造への転換、3. 確かな技術に基づく品質・収量の増大と安全・安心日本一のみやざきブランド対策のさらなる強化、4. 農業を核とした中山間地域の活性化や他産業と連携した付加価値向上などに取り組み、農業者の所得向上を基本に、魅力ある宮崎の農業を実現していきたいと考えております。

続きまして、エコクリーンプラザみやざき問題に係る外部調査委員会の活動状況等についてであります。外部調査委員会では、現在、施設の機能回復や、今回の問題に至った原因の究明等について鋭意、調査検討を行っているところであります。まず、浸出水調整池の機能回復につきましては、施設の安全性の確保を最優先に、さまざまな角度から工法の検討を行うとともに、塩処理につきましても、クローズドシステムのあり方を含め、対策の検討を進めていただいているところであります。また、原因究明や責任の所在につきましては、建設当時、公社

に在籍した役職員や施工業者等から事実申立書を提出していただき、この申立書をもとに事実の聴取を行うとともに、理事長でありました元副知事からもお話を聞いたと伺っております。今後、これらの申し立て内容を精査するとともに、必要に応じて再度の聴取などを行うと伺っており、私も委員長に徹底した調査を進めていただくようお願いしたところであります。

続きまして、抜本的対策についてであります。住民の皆様が最も心配しておられる浸出水調整池の工事につきましては、さまざまな角度から工法の検討がなされているところであります。地盤の状況を把握するボーリング等の地質調査が今月末で終了しますことから、その結果も踏まえ、来月には外部調査委員会としての見解が示されるものと考えております。その上で、公社並びに関係する11市町村や地元の皆様方と協議を行い、できるだけ早く着工できるよう努力してまいりたいと考えております。なお、塩処理につきましては、遅くとも年明け早々に取りまとめる予定の最終報告書の中で、その対策が示されることになると考えております。〔降壇〕

○県民政策部長（丸山文民君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、情報通信基盤の整備についてであります。ブロードバンドなど情報通信基盤の整備は、中山間地域等の情報通信格差を解消する上で大変重要であると認識をしております。このようなことから、県はこれまで、国の事業の活用や県単独事業の実施により、中山間地域等の情報化に努めてまいったところであります。その結果、ブロードバンドサービスについては、本年3月現在、世帯カバー率が96.0%となっており、中山間地域の市町村におきましても、中

心部においてはその利用ができるようになっております。また、携帯電話につきましては、平成6年度から平成19年度までの14年間に約2万世帯のエリア拡大が図られ、その結果、現在の世帯カバー率は99%を超え、多くの中山間地域でも利用が可能となっております。県といたしましては、今後とも市町村と連携し、事業者の協力も得ながら、引き続き、サービス未提供地域の早期解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、地上デジタル放送についてであります。地上テレビ放送のデジタル化への移行は、国の政策として行われるものであることから、国の責任のもとにその対策がなされるべきであると考えております。したがって、県といたしましては、受信者に過大な負担が生じないように、これまで機会あるごとに国へ、共同受信施設の改修等への支援措置の拡充を初め、地上デジタル放送への移行に合わせた従来のアナログ放送の難視聴地域の解消への取り組みなどについて要望しているところであります。これら地上デジタル放送への完全移行に向けてのさまざまな課題は、本県だけではなく、中山間地域を抱える地方の共通の課題でもありますので、ほかの県や県内市町村とも連携を図りながら、都市部と地方との間で受信環境や負担の格差が生じないように、引き続き国に対して強く要望してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総務部長（山下健次君）〔登壇〕 お答えいたします。

行財政改革大綱2007の進捗状況についてであります。大綱における行政部門の改革につきましては、職員数の純減など数値目標を設定している項目以外に、人材育成の推進や県民サービ

スの向上などのように、取り組みの方針を立て、それを毎年度推進しているものが含まれております。こういったことから、全体の進捗状況を数字であらわすことはできませんが、全体で141ある実施項目のうち、数値目標を設定し進捗状況を把握できる40項目につきましては、昨年度における各項目の進捗率を単純に平均しますと、4年間の計画期間中の1年目で約33%となっております。また、それ以外の101の項目では、改革を進めるための指針策定やマニュアルづくり、あるいは県民の利用する施設の利便性向上などに、積極的に取り組んだところであり、全体としてはおおむね順調であると考えております。

次に、今後の取り組みについてであります。大綱の中には、今後、より力を入れていかなければならないものが幾つかあります。例えば、県から市町村への権限移譲や、行政運営に民間のノウハウや人材を活用するアウトソーシングの推進があります。このうち、市町村への権限移譲につきましては、今後とも、市町村に対する移譲対象事務の拡大を図るなど、積極的に取り組んでまいります。また、アウトソーシングにつきましては、指定管理者制度導入施設の拡大やNPOとの協働の推進などに努めてまいります。

次に、税収確保対策であります。県税収入の確保につきましては、常に適正な課税と徴収率の向上及び収入未済額の圧縮に努めておりまして、特に自動車税と個人県民税を重点税目として積極的に取り組んでいるところであります。自動車税は、コンビニ収納や、他県に先駆けて導入したインターネットによるクレジット収納により、納税者の利便性の向上に努めるとともに、インターネット公売やタイヤロックによる

一斉差し押さえを実施するなど、滞納処分の強化を図っているところであります。また、個人県民税は、平成19年度の税源移譲に伴い、収入額及び収入未済額とも大幅に増加しておりますことから、これまで以上に市町村との連携を密にし、その税収確保を図ることが重要であると認識をしております。このため、市町村との徴収対策会議を初め、徴収実務研修や共同徴収の実施、さらには、市町村から引き継ぎを受け、県が滞納処分等を行う直接徴収に加えまして、昨年度からは、税務職員の併任人事交流制度を創設いたしまして、県税職員を市町村へ派遣したり、市町村職員を県に受け入れて、財産の差し押さえ等により滞納案件の解消に当たるなど、市町村と一体となった徴収対策を実施しているところであります。今後とも、これらの対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、歳入の確保についてであります。使用料・手数料による歳入は、例年、100億円前後に上っておりまして、本県の貴重な財源の一つであることから、受益者負担の原則に立ちまして、負担の適正化・公平化を図る観点から、処理コストや類似施設との均衡、他県の状況等を総合的に勘案いたしまして、毎年度見直しを行います。また、平成20年度においては、新たな歳入確保策として、県立芸術劇場へのネーミングライツを導入したところであります。今後とも、厳しい財政状況の改善に資するよう、歳入削減の取り組みとあわせ、歳入の確保について積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、地方再生対策費についてであります。今年度新設されました地方再生対策費は、地方が自主的・主体的に取り組む、中山間地域対策

を初めとする地域活性化施策に必要な財源を確保することを目的に措置されたものであります。一方、地方交付税は、いわば国が地方にかわって徴収する地方税でありまして、地方税と同様、使い道に指定のない一般財源であります。自主財源の占める割合が歳入全体の4割に満たない本県にとって、一般財源である地方交付税は大変貴重なものであり、その特別枠が創設され地方交付税が増額されたことは、本県が自主的・主体的に施策を推進する上で重要なことと認識をしております。この特別枠については、今年度の重点施策の一つとして位置づけている中山間地域対策を初め、本県が進める地域活性化のための施策等に充てる貴重な一般財源として活用することとしております。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長（高柳憲一君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、森林・林業・木材産業の振興についてであります。森林は、木材の供給はもとより、県土の保全や地球温暖化の防止など、多くの機能を有していることから、県民共有の財産として整備・保全するとともに、経済資源として積極的に活用することが重要であります。このため、国の森林整備事業や森林環境税等を活用いたしまして、健全で多様な森林づくりを推進するとともに、本年度からは、植栽未済地の解消や抑制のための総合的な対策に取り組んでいるところであります。また、県産材の需要拡大を図るため、生産から加工・流通に至るコストの削減や、首都圏等大消費地における市場開拓等に加え、品質の高い乾燥材等の安定供給体制づくりを積極的に推進してまいります。さらに、林業担い手対策基金を活用した就業条件の改善や技術研修等の実施により、担い手の育成にも

取り組んでいくこととしております。このような取り組みによりまして、持続可能な循環型林業の確立を図り、森林・林業・木材産業の振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、地球温暖化対策についてであります。県では、平成17年度に、県民や事業者を対象に環境保全に関するアンケート調査を行い、県民の地球温暖化に対する関心や取り組み、事業者の省エネ設備の導入状況などについて把握をしたところであります。このアンケートの結果から、県民の関心は高まっているものの、実践活動には至っておらず、事業者においては省エネ対策が進んでいない状況となっております。このため、これまでに温室効果ガス削減のため、事業者を対象とした省エネの研修会や、地球温暖化防止活動推進員による家庭でできる身近な温暖化対策の普及啓発を行ってきたところであります。さらに、今後の新たな取り組みといたしましては、排出量が伸びております家庭や事業所への対策を強化するため、スーパーマーケットや事業所において、レジ袋削減や省エネに目標を定めて取り組み、その達成状況を公表することにより、実践活動を促進することといたしております。地球温暖化対策は地域での取り組みが重要でありますことから、市町村と十分に連携を図り、県民、事業者等と一体となって取り組んでまいります。以上でございます。

〔降壇〕

○農政水産部長（後藤仁俊君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、食の安全・安心、消費・流通対策についてであります。消費者の食に対する信頼が揺らぐ中で、本県農業の振興を図るには、まずは食の安心・安全の確保を図ることが大変重要となっております。このため本県では、全国トッ

プの残留農薬検査システムを活用し、安全な農産物を消費者の皆様へ届ける体制の確立や、生産履歴の記帳等に基づく産地からの積極的な情報発信に努めるなど、食の安全・安心の確保に全力で取り組んでいるところであります。また、本県産の品質の高い農産物の価値や、これら産地における安全・安心の確保を目指した取り組みを、トップセールスやフェア等を通じて広く消費者の皆様へ周知するとともに、市場、量販店とのパートナーシップの一層の強化を推進しているところであります。さらに、遠隔地の産地として、鮮度保持対策や拠点施設への集約化による流通コストの低減など、効率的な物流システムの構築にも取り組んでおります。今後とも、生産者はもとより、関係機関・団体が一体となって、安全・安心な食料を安定的に供給できる、消費者から信頼される食料供給県として、一層努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の水産業の振興についてであります。本県水産業は、県内外に良質な水産物を供給する重要な産業であり、将来にわたり健全な発展を図るため、現在、宮崎県水産業・漁村振興長期計画に基づき、豊かな資源の確保と持続的利用の推進を初め、5つの柱に沿って施策を推進しているところであります。しかしながら、水産資源の減少、魚価の低迷に加え、最近の燃油・飼料価格の高騰により、漁業・養殖業の経営は極めて厳しいものとなっております。このため、収益性を重視した水産業への転換を早急に進める必要があることから、グループ操業等によるコスト削減とともに、水産物のブランド化による付加価値向上や、直販等による販売力強化の取り組みを促進してまいりたいと考えております。また、養殖業につきましても、

効率的な養殖生産体制づくりを確立する必要があるため、魚種の多様化、漁場の適正管理、協業化等による経営の規模拡大などにより、生産効率の向上や経営の安定を促進してまいります。県といたしましては、今後とも国の制度の十分な活用も図りながら、関係団体と連携し、本県水産業振興に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○蓬原正三議員 御答弁をいただきました。再質問いたしたいと思っております。

まず、喫緊の問題についてであります。三笠フーズの事故米の転売についてであります。報道によりますと、宮崎県も購入業者さんが大変多いというふうな発表が農林水産省のほうからございました。このことについてどういうふうに感じておられるか、知事の御所見をいただきたいと思っております。また、県として、このことについて何か今とるべき対応があるのかどうか。その2点について知事の御意見をお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 事故米が食用として流通していたことに対しては、大変驚くとともに、その影響の大きさを考えますと、非常に腹立たしいというか、憤慨の念を持っております。事故米の事案につきましては、九州農政局宮崎農政事務所と連携をとりながら、食品衛生法に基づきまして迅速に調査を行ってきたところであります。現在すべての調査を終了しまして、県内には事故米に関連する食品は全く流通いたしておりません。公表されました菓子製造業者は、事故米とは知らずに使用した、いわば被害者でありまして、大変気の毒に感じているところでございます。

次に、県の対策といたしましては、経済変動・災害対策貸付の融資対象者を拡大いたしまし

て、今回の事故米関連事業者等への金融支援措置を直ちに講じたところでございます。今後、食の安全・安心に対する消費者の信頼回復を図るために、このようなことが二度と発生しないように、国に対しても強く要望してまいりたいと考えております。

○**蓬原正三議員** ありがとうございます。

次に、今後の財政運営についてでございますが、知事にお尋ねいたします。「第2期の財政改革推進計画、いろいろ取り組んでいるが、大幅な収支の改善には結びついていない。今後5年から10年の中期的な展望についても極めて厳しい」という御答弁でございます。では、どうするのかという話であります。歳出削減とあわせて歳入の確保に積極的に取り組んでいくということではあります、具体的にどうするかということ、もう少し具体的にわかりやすくお答えいただきたいと思っております。

○**知事（東国原英夫君）** 歳出削減につきましては、第2期財政改革推進計画に基づきまして、人件費や事務事業の見直しを初め、投資的経費の削減等によりまして、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。また、歳入の確保につきましては、使用料とか手数料の見直し、ネーミングライツの導入、それに加え、県税の徴収率の向上や、県有財産の売却、県庁ホームページへのバナー広告の掲載などに、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。さらに、本県歳入の大きな割合を占める地方交付税等については、国の動向を十分把握するとともに、全国知事会等を通じて、所要の額が確保されますように要望しているところでございます。

○**蓬原正三議員** 同じく財政運営についてでございますが、入るをはかって出るを制す、民間で

あれば、徹底した歳出の削減、歳入の増を図ることが、会社を生き残らせる手だてであります。そういう場合に、資産の放出もその視野に入れるべきではないかというふうに思うわけですが、県においては、公有財産のうち行政財産、いわゆる庁舎や議事堂などの公用財産や、学校、病院などの公共用財産以外の普通財産というのはどのくらいあるのか、総務部長にお伺いをいたします。

○**総務部長（山下健次君）** 県で保有しております普通財産は、平成19年度末現在、土地につきましては、山林や職員宿舎用地などで約2,125万平方メートル、また、建物につきましては、職員宿舎などで、延べ面積約12万平方メートルとなっております。

○**蓬原正三議員** そのような場合、いわゆる遊休公用地の売却ということも、歳入確保という意味からは一つの大きな入り口ではないかというふうに考えます。それだけ危機的な状況に今、本県の財政は追い込まれているということだというふうに思いますが、その遊休公用地等の売却も視野に入れた今後の活用方法等について、総務部長にお伺いをいたしたいと思っております。

○**総務部長（山下健次君）** 県有財産につきましては、全庁的に利活用の実態を把握いたしました上で、各部長等で構成いたします公有財産調整委員会におきまして、有効活用策についての検討・調整を定期的に行っているところでございます。その結果、利活用の見込みがないと判断したものにつきましては、一般競争入札等により処分を行っているところでございます。今後とも、積極的に売り払いを行うとともに、売却が困難なものにつきましては、貸し付けることによりまして歳入の確保を図ってまいりたい

いと考えております。

○蓬原正三議員 時間の都合もありますので、次々に行きます。次に、情報通信等の格差は正、その中の携帯電話であります。携帯電話は、かなり普及しております、そのカバー率も高いようではありますが——カウントの仕方については、区長さんの家が入ると、その近郊は一応入ったとみなすというようなカウントの仕方ですから、多少問題がありますけれども——携帯電話はライフラインであるというふうに思っております。理想は県土を100%カバーすることだと思いますが、せめて国県道の上において、100%携帯電話が入るところまでカバーすべきではないかというふうに考えます。というのは、途中で事故が起きたとき、いろいろ災害が起きたとき、あるわけですね。だから、そういうふうに、せめて国県道は100%カバーできないか。このことについての考えを県民政策部長にお伺いします。

○県民政策部長（丸山文民君） 今、御質問にございましたとおり、県道、国道上へのエリアの拡大は、県民の安全・安心を確保する上で大変重要であると認識をしております。しかしながら、県としましては、地域住民から要望が多いものですから、まずはその地域住民の居住地での安全確保を図るために、携帯電話が一社も利用できない世帯の解消に向けた取り組みを進めてまいりたいと、今のところは考えております。以上です。

○蓬原正三議員 地上テレビ放送のデジタル化についてであります。まず、お尋ねしたいと思いますが、デジタル化することによって国全体で何兆円ぐらいの市場になるものか。アナログをデジタルに変えることによってどれぐらいの市場になるか、おわかりと思いますが、お答え

ください。県民政策部長。

○県民政策部長（丸山文民君） ちょっとデータが古くて申しわけないんですけども、平成10年にアナログ放送からデジタル放送への全面移行を答申しました、国の地上デジタル放送懇談会というのがございます。これの報告書によりますと、平成22年の放送市場は、広告収入の増加やモバイル向け放送サービスの創出などによりまして、約16兆円と推計をされ、デジタル放送受信機などの関連市場も含めた市場規模は約35兆円と推計されております。

○蓬原正三議員 相当な市場になるようであります。それで、これは国策としてアナログをデジタルに変えていくわけですね。今でも、アナログでも十分問題なく見られるのに、各家庭はデジタル化にしていかなければいけないという、非常に不合理な問題があります。ましてや難視聴地域というのは大変なことになるわけがあります。そこで、電源立地交付金なるものがあります。少し性格は違いますけれども、デジタル化することによって、いわゆる電気事業会社等というのは相当な売り上げの増加になるのだらうということが想像できるわけがあります。そうであるならば、いわゆる関連の会社の利益というものを、何か難視聴地域解消対策に充てるような仕組みというのをつくるべきではないか、つくれないかというふうに考えるわけなんです。これは国がやるべきことでしょうけれども、発信力の強い知事でありますから、知事がテレビにお出になったときに、そのあたりの考えを訴えられないかどうかというふうにも考えるわけがあります。早い話が、国に提案してはどうかというふうに考えます。知事のお考えをお聞きしたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 地上デジタル放送へ

の完全移行に向けた国の対策予算でございますが、その大部分は、携帯電話事業者や放送事業者などが負担する電波利用料が財源となっておりますのでございます。私としましては、デジタル化は国の政策でありますので、国の責任において十分な予算を確保していただくよう、必要な手だてを講じられ、難視聴地域の解消を図っていただくことを、国に対しては引き続き強く要望してまいりたいと思っております。

○蓬原正三議員 中山間地において、なかなかこのデジタル化が進みませんと、中山間地の人は知事のお出になる番組も見られないということになりますので、そのためにも、ぜひ100%普及を図るために、ひとつ何かのテレビのときに言っていただくとありがたいかなというふうに思います。

太陽光発電に移ります。国においては、大規模発電所の全国展開が掲げられ、概算要求に関連予算が盛り込まれたとのこととあります。この太陽光発電については、今さらいろいろ言うまでもありませんが、ぜひとも導入をしていただきたい、促進すべきことだと考えます。この太陽光大規模発電所の建設に向けた知事の意気込みを、再度お聞かせいただきたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 大規模太陽光発電所につきましては、かなりの投資や広大な用地が必要であるなどの課題もあり、その立地というのはなかなか容易ではないのですが、国や企業への働きかけを強めるとともに、市町村にもお願いを申し上げまして、ぜひとも実現をさせたいと意を新たにしているところでございます。

○蓬原正三議員 燃油高騰対策についてであります。今回の緊急対策は、融資枠や融資対象の拡大とか、設備導入時の一部補助などの対策が

メインとなっております。御案内のように、南郷町や日南市では、1リットル当たり1円を補助すると。いわゆる真水部分での支援、直接補てんというようなことをされました。また、南郷町は、施設園芸農家についても、ハウスの加温などに用いる重油に対して、1リットル当たり1円の補助を行うということとありますが、この真水の部分についてどうお考えかということ。また、農業者や漁業者ばかりではありません。県内企業の大宗を占める中小企業者に対しても、貸し付けの融資対象の拡大、相談窓口の設置だけでなく、もっと具体的な対策が必要ではないかと考えますが、農政水産部長、商工観光労働部長、お二方にお尋ね申し上げます。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 中小企業の燃油等価格高騰対策につきましては、国と同じように、金融対策を中心に実施しているところでありまして、その融資要件について、従来より大幅に緩和をしているところでございます。具体的には、県制度融資の経済変動・災害対策貸付を1月から、また8月からは、快適な環境・職場づくり支援貸付についても要件を緩和しておりまして、8月末現在の保証実績は、2つの貸し付けを合わせまして、23件の2億9,620万円となっております。現在、国におきまして、低炭素化を目指す中小企業への支援策等について検討がなされているところでございますので、今後、国の動向も踏まえながら、燃油等価格高騰に悩む県内中小企業の経営支援に努めてまいりたいと考えております。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 長引きます原油価格の高騰は、本県の農林水産業だけでなく、さまざまな分野におきまして、企業活動や県民生活に深刻な影響を与えているというふうに考えております。9月に入りまして原油価格

が下落傾向にありますものの、長期的には高どまりするということも予想されておりまして、食料の安定供給の観点から、農水産業分野におきましては、省エネ対策や、さらなる生産収量アップなどの技術向上等への取り組みが大変大事ではないかと考えております。県といたしましては、こういう状況を踏まえまして、緊急対策といたしまして、比較的農家の負担が少なく、省エネ効果が高い2層カーテン等の整備を重点的に支援するとともに、各種の運転資金の融資対策をお願いしているところであります。国におきましては、水産部門で省エネ実証に取り組む場合に、燃料費の、燃油の一部を支援する制度等の緊急対策が講じられておりまして、今後、園芸部門におきましても、追加対策が検討されるというふうに伺っております。これらの積極的な活用を図りながら、市町村や関係団体等との緊密な連携や役割分担によりまして、効果的な支援に今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○蓬原正三議員 続きますが、配合飼料の大幅な価格高騰についてであります。原材料価格が高騰したことによって、配合飼料の大幅な価格高騰についても農家の悲鳴が聞こえております。県としてどのような対策を講じていくのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 配合飼料の価格高騰によりまして、国の配合飼料価格安定制度を活用後の農家の実質負担額は、2年前と比較しましてトン当たり約1万5,000円上昇するなど、大変厳しい状況となっております。県といたしましては、まず対策といたしまして、自給飼料の作付の拡大、出荷頭数の改善等によりまして家畜の生産性の向上、焼酎かす等の食品残渣の飼料化につきまして、それぞれ5%アップ運

動を展開しておりまして、配合飼料価格上昇に対応した生産性向上に努めているところであります。さらに、6月に出されました国の緊急対策の積極的な活用を図るとともに、今回お願いいたしております補正予算の家畜飼料特別支援資金の推進等によりまして、市町村や関係団体と連携をしまして、配合飼料価格高騰の影響緩和を図ってまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 一通り、行政の施策面のこと等については終わりました。最後になりますが、知事の政治姿勢についてお伺いをしたいと思います。

まず、外政と内政について。外政については、外交と申しますか、よほどの公務がない限り、土日は東京に出向かれ、私どもが地元民放局では見られない多くの番組に出演されていると、東京近郊在住の友人、知人らから聞いております。知事としてどこまでの番組出演が妥当なのか、その是非については賛否ありますが、宮崎のPRという点に関しては効果も高いとの評価もありますし、また、これまで一般質問等で何回も議論もされてきましたので、今回は内政、いわゆる内治と言ってもいいかと思いますが、このことについて質問をいたします。

野球のイチロー選手や松坂選手、大変な人気であります。イチロー選手は日米通算3,000本安打達成、松坂投手は今期20勝の実績を残す勢いがあります。もし両選手にこれほどまでの数字の実績がなかったならば、いかに球場で派手なパフォーマンスを演じようとも、野球ファンからは大ブーイングでありましょし、少年たちのヒーローとはなり得なかったと思います。実績が物を言う厳しい世界であります。厳しさという点においては、政治の世界とて同じ。その行為が結果として、住民、県民、いわゆる他者

の生活に密接に影響を与えるものであればこそ、為政者に厳しく実績、成果が求められるのは必然であります。決して先進県とは言えない宮崎県、その多くの県民が官製談合事件を受け、新しい風、県勢の浮揚を期待し、東国原知事に県政のかじ取りを託しました。したがって、知事には、マニフェストを具現化した新みやざき創造計画の実現を含め、内政において確かな実績、成果をおさめることが要求されることとなります。

さて、そのような中、本県における経済指標などをひもといていくといかがかといいますと、例えば観光動向調査によりますと、県の先日の発表によりますと、昨年1年間の県外の観光客456万8,000人、前年比3.5%増。11年ぶりに増加に転じたということでありまして、5%増のマニフェストには届きませんでした。確かに知事効果であろうというふうに思います。

しかしながら、本県経済の全般を見ますと、直近のデータはありませんが、平成17年度の県内総生産額約3兆8,000億円、10年前が3兆4,000億円、20年前が2兆3,000億円と、緩やかに伸びてきてはおります。しかし、しかしここが問題です。1人当たりの県民所得は、平成17年度は約220万円、10年前は約230万円、減少いたしております。物価高を考えると、実質はもっと下がっているということになります。また、景気の動きをより敏感に反映する有効求人倍率であります。本県では、平成18年が0.7倍、10年前が0.67倍、20年前が0.53倍と、これも伸びておりません。また、直近のとし7月のデータでは0.57倍、18年が0.7倍、そして20年前が0.53倍ですから、20年前に逆戻りしているというような状況にあります。なお、先日発表されました8月の企業倒産情報によりますと、

本県の倒産件数13件——志多組も入っているでしょう——負債総額309億円と、とし最大額となりました。もう一つ、完全失業率の推移を見ますと、平成17年度に3.8倍、平成18年に3.6倍、平成19年3.5倍と、一向に改善する兆しはありません。微妙に下がっております。それから、所得などの不平等感をあらわすジニ係数というのがありますが、これを厚生労働省の所得再配分調査報告書で見ますと、我が国のジニ係数は、平成2年が0.36から平成14年は0.38に増大しております。当然、本県においても確実に所得格差が広がっているというふうに思われます。

そのような中であって、県当局においても、知事をトップとする各部局長等がメンバーであります県経済対策連絡会議を開催され、県内の経済状況や企業動向の情報を集め、対策を協議されているとのことでもあります。燃油高騰、配合飼料高騰、原材料高、物価高騰、公共事業激減等々、県民の皆さんは、実際大変です。子牛価格も下がり始めました。県内経済の浮揚と県民所得の向上や所得格差の解消等の対策が不可欠であります。そこで、まず知事には、県内のこの状況についてどのように感じておられるのか、感想をお聞かせいただきたいということと、現在落ち込んでおります県内の景気対策に今後どのように取り組んでいくのか、あわせてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 御指摘のとおり、県内の数値でいいますと、県の経済は非常に厳しいものと認識しております。しかし、これは宮崎だけに限ったことではなく、日本全体、多くの地方、あるいは世界経済が後退局面に入っていることが要因の一つではないかと考えております。世界の景気が後退局面に入ったときに、

一地方だけが景気がよくなるというのは、非常に無理のある考え方かなと思っております。景気対策としては、グローバル化を考え、そして、国策として景気対策はまずやっていただかなければならないと考えております。そして、宮崎県が地域としてどうあるべきかというのは、その次の問題でございまして、御指摘のあったように、本県産業は、農林水産業が基幹産業となっておりますので、県民所得としては、やはり著しい増加は見込まれない。やはり県民所得を上げるためには、製造業、サービス業といったものが向上しないと、そういった数値は上がらないと思っております。そういったことも踏まえまして、これまで以上に、農林水産業や地場産業の振興及び企業誘致の推進等、産業振興に努めてまいりたいと考えております。この県内の厳しい経済状況を踏まえながら、国に対しても、経済対策、財政対策、景気対策を緊急に行っていただくよう要望してまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 確かに国際経済の中で、グローバル化する中で、一地方だけが、じゃ、景気対策はどうするんだと。確かに難しい問題はあるというふうに思います。ただしかし、宮崎県として何か手だてはないのかということ、もがきながらも模索していく、そこにやはり将来の希望もあるわけでありますから、そこを世界経済で、地方だからあきらめてしまつては、そこには何も生まれませんと思います。やはりそこは、宮崎県のトップとして何かの政策を打ち出す、県民に希望を与える、そういう政策を知恵を絞って出していきたいものだというふうに希望しておきたいと思っております。

それで、マニフェストで数値目標化されたものの、あるいは本県の各種指標、データ等々ある

わけでありまして——確かに知事という職責、大変な職責だとは思いますが。先ほどイチロー選手と松坂投手の話をしました、いわゆる野球でいうところの打率を残すということについて、改めて知事の宮崎県を引っ張っていくんだという決意のほどを、実績を残すというそのあたりについてお聞きしたいというふうに思います。

○知事（東国原英夫君） 打率と景気対策の実績というのは、必ずしも例えとしてどうなのかなという感じはするんですけども、お答えいたします。

リーマンショックと言われる未曾有の経営破綻が発覚しまして、世界経済、米国経済の将来が不安視されている中で、県勢浮揚の意気込みを語るというのは、先ほど申し上げましたとおり、たやすいことではないと思っているんです。ただ、県民の皆さんが将来の生活に不安を覚える今このときこそ、県民が安心して暮らしていけるよう、安心・安全に暮らしていけるように、県政を預かる知事として、政治家として、県民の皆様に希望をお示しする、行政的な希望をお示しするというのは責務かと考えております。私は、マニフェストで県民の皆様にお約束したことの実現はもとより、県民の皆さんが心から、「宮崎に生まれてよかったな」「宮崎出身でよかった」「宮崎県に行ってみたいな」「宮崎県に帰ってみたい」というような、自信と誇りを持てる郷土をつくるために、全身全霊を傾けて、県民総力戦で県づくり、地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 確かに大変な状況でありまして、夢を語っていただいて、経済だけでなく、例えば福祉面でもいろいろなデータとかあ

るわけですね。大変な人たちがいっぱいいらっしゃいます。その人たちに夢を語り、希望を持たせ、そして引っ張っていく。結果的にはそれがみんなの頑張りにつながる。それは、県民総力戦ということもおっしゃいますが、県全体の浮揚につながる、そういう頑張りをやめなく続けていただきたいというふうに思います。

次に移ります。本県の産業構造ということ、将来的に本県の産業構造はどうあるべきかということをお尋ねしたいのでありますが、本題に入ります前に、現在の本県の産業構造はどうなっているのかということをお尋ねしておきたいと思います。本県の直近の県内総生産と各産業の占める割合は、第1次、第2次、第3次、どういう状況になっているか。これは県民政策部長でしょうか、お答えいただきたい。お願いいたします。

○県民政策部長（丸山文民君） 直近と申しますと、平成17年度になります。この年度の県民経済計算によりますと、本県の県内総生産——これは名目でございます——約3兆5,600億円です。その各産業の占める割合ですが、第1次産業が約5%で1,900億円です。その大部分は農業で約1,600億円です。また、第2次産業は、県内総生産の約22%で約7,800億円ですが、そのうち製造業が約4,700億円となっております。最後に第3次産業、その他であります。約73%で、金額にして約2兆5,900億円となっております。

○蓬原正三議員 今ので大体本県の産業構造というのはわかるわけですが、将来的に、県内の経済浮揚のためには産業構造の転換が必要ではないかというふうに、これはよく言われております。基幹産業と言いながら、農林水産業、第1次産業の県内総生産額に占める割合は

低いものがありますし、国際的には工業立国をうたう日本であります。本県の第2次産業の割合は大変低く、第3次産業の割合が圧倒的に高いという状況にあります。今、バブルが崩壊して中国等に生産拠点を移した企業が、拠点を国内にまた返してくるという、いわゆる国内回帰現象があると、私どもはいろんなところから実際聞いております。これは誘致のチャンスでもありますし、どんな企業を誘致するかということが、また宮崎県の産業構造にも影響することでもありますし、知事のマニフェスト、100社1万人とも関連します。また、知事のマニフェスト、100社1万人という中には、この宮崎県の産業構造を将来的には変えていこうという思いがあるのではないかというふうにも読めるわけでございます。そういうことを考えたときに、今後、本県の産業構造はどうあるべきか、どのようにシフトして持っていけばいいか、まさしく政治の世界の仕事ではないかというふうに思うわけですが、知事の御見解を賜りたいと思います。よごんなことですが、第3次産業というのは、第1次産業と第2次産業の相関関係で発展すると言われておりますから、1次と2次が盛んになれば、必然的に第3次産業は伸びていくということだというふうに思っておりますので、知事の御見解をお願いします。

○知事（東国原英夫君） 本県は他府県と比べて、就業者数とか県民総生産ともに第1次産業が大変多くなっております。そういった意味では、農林水産業が基幹産業と言われるゆえんだと思います。私は、産業構造の転換は図られるべきだと思うんですが、農業が、第1次だけではなく、そこに工業や商業や、あるいはサービス業がくっついた、いわゆる1.5次産業とか、1次、2次、3次あわせた6次産業とか、そう

いったものに発展するべきだと考えております。そういった意味で、農商工連携による農業の基盤の強化といいますか、拡充といったものが、一つ基本になると思います。やはり宮崎県は、農業生産物の供給県であり、食料の発信の基地でありますから、そこは崩せないと思います。ただ、農業はそうやって新しいIT化とか工業化とか大規模化に生まれ変わらなきゃいけないと思います。

同時に、先ほど言った県民所得等々を上げるためには、製造業、サービス業が充実しなきゃいけないと思いますので、その製造業、サービス業を誘致する活動は、今後とも一生懸命やっていきたいと思っております。製造業と一口に申しますけれども、宮崎県は「太陽と緑の国」ということで、先ほど蓬原議員からも御指摘があったように、新エネルギー、太陽エネルギー、太陽光発電等の新しい先進的な産業の集積というものを図ればいかなど、それは理想として持っております。ですから、まとめて言いますと、農業を基盤とした、機械化・IT化・大規模化、そして産業を誘致するのであれば、新エネルギー産業に基軸を置いた誘致活動というのを行っていきたいと思っております。いずれにしろ、この国というのは、石油に余り依存しない、あるいは食料を輸入することに余り依存しない、そういう産業構造にしていかなければいけないと思っております。その一翼を担えればと考えております。以上です。

○蓬原正三議員 隣の中村会長からも、今の答弁でよかということでのうなずきがありましたので、次に移ります。みやざき農商工連携応援ファンド創設事業、今、知事がいみじくも先に言われました。このことについては、詳しくは丸山議員が昼から質問することになっておりま

すので、私は産業構造の転換という立場で尋ねますが、この事業は産業の壁を取り払おうというおもしろい事業であるというふうに思っています。思っていますが、これが産業構造の転換に将来的にどう結びついていくのか。今、知事が、「農業を基幹としながらいろんな産業…」とおっしゃいましたが、そういう産業構造の転換という意味で、この事業が将来的にどういうふうに結びついていくのかということが1点。これは国の施策であり、全国一律の事業でありまして、今、地域間の競争を言う時代ですから、本県の個性、独自性というのはなかなか発揮しにくいんじゃないか、どこの県も同じになってしまうんじゃないかというような、ある意味危惧も感じるわけで、どうやって本県の独自性を、この事業を利用しながらやっていくかということ。この2点について、商工観光労働部長お願いします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） まず、農商工連携でありますけれども、これは農林漁業者と中小企業者が業種間の壁を越えて連携しまして、お互いの技術とかノウハウを結びつけながら新商品の開発等に取り組みまして、これによって新たなビジネスを創造していこうというものでございます。これらの取り組みが広く行われることによりまして、本県の重要な地域産業であります農林水産業、あるいは食料品、飲料、木材など関連する中小企業、それらが元気になりまして、地域経済全体の活性化につながっていくというふうに考えております。

また、農商工連携は、豊富な農林水産資源を有します本県にとって、まさにふさわしい施策であるというふうに思っております。例えば、本県において実現している農商工連携の事例を見ますと、豊富な農畜産物を生かした加工食品

の開発を初め、IT技術を生かした圃場管理システム、あるいは間伐材を活用した木質ペレットの製造など、これまでも、本県の農林漁業の実情に即して県内中小企業の技術等が生かされた特徴ある取り組みが行われてきたところでございます。今後とも、関係団体と情報を交換し、共有しながら、本県の個性とか独自性が発揮されるような農商工連携に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 一応、質問は以上で全部終わりました。最後に、要望等もありますので多少申し上げて——党議にも諮って、これを言えよというようなこともありましたから、申し上げておきたいと思っております。個人的には、先般、新知事が誕生いたしました熊本県と高知県を、機会をとらえて訪ねてまいりました。政策的に、本県にとって何か目新しい参考になるものはないかという思いがあつてのことです。熊本は、学者知事をお迎えして、戸惑いながらも、将来の州都を目指して、知事のマニフェストの構想具現化に、職員の皆さんも一生懸命頑張っておられました。また、高知は、財務省だったというふうに思いますが、若い知事をお迎えして、議会と一体となって頑張っておられました。また、市井の中では——市井というのは、一般の市民の方——橋本県政4年間の功罪も聞いてきたところであります。いずれにしても、どこの県も一生懸命頑張っているな、こう感じたところでありまして、我が県も負けじと頑張らないといけないということ、必然であります……。

そこで、知事に要望を申し上げておきたいと思っておりますが、知事はトップセールスに大変頑張ってくださいしております。マンゴー、地鶏などがその一例でありましょう。宮崎の知名度も

上がりました。宮城県との立場も逆転したように感じております。これはこれで評価すべきことだと思っております。ただ、先ほど内政ということで申し上げましたが、内なるところで——耳が痛いかもしれませんが、聞いてください。土日に開催されるイベント等で代理出席があつて、参加者から——遠く来られた参加者が、知事も見たさに来られたのでしょう——落胆の声があるというふうに聞いております。そのとき代理で出られるのが大半、副知事なんでしょう。副知事には大変申しわけない話であります。おもてなし日本一戦略の推進ということも言われておりますし、要はホスピタリティーの実践、率先垂範ということではないかというふうに思います。トップセールスにかかわるトップ接待、いわゆるトップレセプションにももっと力を入れていただくと、宮崎県の浮揚のためになるんじゃないかなというふうに思いますので、これは要望として申し上げておきたいと思っております。

また、国政進出について、まことしやかに話が出ておりますが、ここでは代表質問としては聞きません。はっきり聞いたほうが良いという声も、我が会派には一部にありましたが、マニフェストは県民との契約とまで言い切られた知事でありますから、これはあり得ないことだというふうに思っております。しかし、もし国政進出が途中ありとするならば、後には東国原知事個人一人のサクセスストーリーだけが残ってしまつて、契約をほごにされた、知事を信じて県政を託した県民には立つ瀬がないということになるわけです。県政、非常に多端なときではあります。外向きのベクトル、内向きのベクトルにバランスよく力を入れていただくと、県勢浮揚のためにさらにさらに——健康不

安もあったのかなというふうに聞いておりますが——健康に十分御留意いただいて頑張っていたいただきますようお願い申し上げまして、代表質問を終わります。以上です。（拍手）

○坂口博美議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩をいたします。

午前11時51分休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。台風13号が近づいており、大変心配しております。日向市においては、既に災害等も発生しているということでもありますので、最小限の被害で済めばいいかなというふうに思っております。実は私自身、よく雨男と言われているものですから、初めての代表質問でも、やはり雨になってしまいました。

それでは、自由民主党を代表し、代表質問をさせていただきます。西諸県郡選挙区の丸山でございます。私ごとで大変恐縮ではありますが、県議会議員になり10年目、40歳という大きな節目のときに自由民主党を代表し質問させていただきますことを、まことに光栄に存じます。これもひとえに、高原町、野尻町を初め多くの県民の皆様の支え、御指導のたまものと思っております。また、これまで10年間で、さまざまな課題等に対して御指導いただきました先輩議員、同僚議員の皆様、県職員の皆様のおかげであります。まことにありがとうございます。

私が初当選したのは平成11年でしたが、まず

従軍慰安婦問題で議会が荒れ、さらに60億円のシーガイアへのリゾート基金問題で荒れました。ちなみにそのときの担当部長は、皆様御存じの中野廣明議員であります。平成12年には、宮崎県でサミット外相会合が行われるという華々しい話題があったと思いきや、畜産王国である本県から口蹄疫が発生。あのときには宮崎県はどうなるのかと思ってしまいました。平成13年には、シーガイア破綻、BSE問題で畜産農家に大きな打撃。平成14年にはレジオネラ事件、平成15年には安藤県政スタート、平成16年には念書問題で県政が混乱、平成17年には台風14号により過去最大の被害、京浜航路の歴史が幕を閉じております。平成18年には、官製談合事件で知事が辞職、逮捕。平成19年には、御存じの東国原知事が誕生、鳥インフルエンザ発生。平成20年にはエコクリーンプラザ問題、原油高騰、濃厚飼料高騰、建設産業経営悪化等さまざまな課題が起きました。その課題に対して各議員と連携し解決した、この10年であったというふうに思っております。孔子の言葉に、「吾、十有五にして学に志し、三十にして立ち、四十にして惑わず」という言葉があります。惑わず、ひるまず、積極果敢に、これまでの経験を踏まえ、通告に従い代表質問を行います。

まず、本県のIT化の状況、特に宮崎情報ハイウェイ21について知事にお伺いします。

国策として行われたe-Japan構想、いわゆるIT革命により、都市圏と地方圏の情報格差、電子自治体の実現、教育の情報化など、情報化ニーズに対応し均衡ある国の発展を進めるという構想のもと、本県においても、ブロードバンド時代におくれることなく、地域が民生面でも産業活動の面でも他の地域におくれないように

と、平成13年度単年度事業で約14億円の経費で、当時の44市町村にくまなく光ファイバー網を敷設し、平成14年8月に供用開始をしております。それ以降、維持経費は毎年2億8,000万円程度要しており、これまでの投資額は30億円を超えております。設置した当時も、光ファイバー網は道路に言い換えれば高速道路であり、そこにどのような車を走らせるかにより設置した目的を達成できるのではないかという質問をしております。また、設置された平成14年当時と現在では、宮崎での民間企業がIT化に取り組む状況は、大きく変化しております。そこで、これまでの状況変化等も踏まえ、宮崎情報ハイウェイ21が整備されたことによる成果と今後の課題について、お伺いいたします。

また、宮崎情報ハイウェイ21が整備されたことで、県民にはどのようなメリットがあったのかをお伺いいたします。

次に、宮崎県公社等改革指針について知事にお伺いします。

我が国は少子高齢化による人口減少社会に突入し、また、長期にわたる景気低迷が平成10年代に続いたことなどから、国、地方ともに厳しい財政状況にある中、今後は、地方を中心に、住民の負担と選択に基づき、それぞれの地域にふさわしい行政サービスを展開していく分権型社会への転換が求められております。こうした中、これまで行政が主として提供してきた公共サービスについても、今後は住民団体やNPO法人など、多様な主体が提供する仕組みの必要性が指摘され、指定管理者制度などが実施に移されたことと相まって、今年度から始まる公益法人改革は、公社等改革にも大きな影響があると考えております。本県では、平成16年3月に宮崎県公社等改革指針を策定し、各公社の統廃

合を含めた改革に取り組んでおりますが、各公社等を取り巻く社会経済状況が大きく変化する中で、設置の目的に対する役割、意義が希薄化したり、経営等においてさまざまな問題が生じるなど、団体のあり方が問われているのではないかと感じております。そこで、平成16年3月に策定した宮崎県公社等改革指針に基づく改革の成果について、お伺いいたします。

また、平成19年3月に宮崎県公社等改革指針を改定しておりますが、その理念についてお伺いいたします。

報道等で、国土交通省所管や厚生労働省所管の外郭団体による国民無視の運営、目的外金支出と思えるものなど国の天下りが大きく取り上げられ、「けしからん」という声を聞いており、また県民からも、「本県にもさまざまな公社等の団体があり、国と同じように、県の職員による天下りがあるのではないか」という疑念の声を聞いております。そこで、公社等における県からの派遣職員や県OB職員のポストが、いわゆる天下り先として固定されていないのか。また、県はどういった考えで職員を公社等へ派遣したり、県OB職員を公社等へ再就職させるのか、お伺いいたします。

お手元に配付の資料を見ていただくとわかるのですが、各公社に県から補助金・委託料が支出されておりますが、どのように使われ、どのような成果を上げているのか、お伺いいたします。

また、一部の団体については多額の出資がされており、これは本当に適正なのか疑問を持っており、いわゆる埋蔵金ではないかと思っておりますが、出資の考え方と適正規模についてお伺いいたします。

公社等の設立年、概要等を見てもみますと、か

なり歴史のある団体や類似の団体と思えるものがあつたり、民間移行や関係市に移譲し、県が関与しなくてもいい団体があるのではないかと考えますが、今後の公社等の統廃合の考えはないかお伺いいたします。

資料1 ページに記載しております、県の商法法人、それも民間主導で設立された法人、株式会社などへの出資についてお伺いいたします。県が商法法人へ出資するに当たっては、法的な制約はともかく、それ相応の理由が存在したと推測されるところであります。現在においても商法法人へ出資している理由及び今後の出資の必要性があるのか、お伺いいたします。

次に、本県の医療体制について、知事並びに福祉保健部長にお伺いいたします。

県内の医師配置の状況は、2次医療圏の7圏域で人口10万人当たりの全国平均217.5人を上回っているのは、宮崎東諸県圏域のみであります。中でも中山間地域は偏在が著しく、県内で最も低い西都児湯圏域の120.4人を初め、押しなべて100人台であります。地域によっては、救急医療体制の確保・維持にも事欠く状況にあり、特に内科医、小児科医、産科医が少なく、県民生活の安心・安全が守れない深刻な事態にあります。こうした事態は全国的であり、基本的には医師養成の抑制策が原因の一つであることを国に訴えてきたわけではありますが、国においても、やっと医師の絶対数は足りており、都市部と地方での偏在が主要因とする見解を見直し、医学部定員の増加に方針を転換されたところではありますが、こうした効果が現場に及ぶのは10年を要する話であります。

ところで、現在の状況を招いた原因の一つに、医局制度改革、新医師臨床研修制度の導入に起因する面を無視することはできません。こ

のため、県においてもさまざまな対策を講じられ、その効果も見え始めたと聞いております。そこでまず、今年度の重点施策である医師確保対策の進捗状況についてお伺いいたします。

医師確保対策にさまざまな施策を行っておりますが、今いる医師、特に自治医大出身の医師が義務年限が切れるとすぐに県外に流出したり、公立病院の勤務医が多忙により疲弊し、県外に流出している状態があります。そこで、現在いる医師を県外に流出させないように、医師確保対策の充実が必要ではないかと考えますが、お伺いいたします。

また、近年、宮崎大学医学部の学生の状況を見てみますと、約4割が女性になっており、今後、女性医師の増加が予測されます。今後、増加が見込まれる女性医師対策の充実が必要ではないかと考えますが、お伺いいたします。

また、勤務医等の医師が疲弊してしまう一つの要因として、軽度の患者までもが救急病院で診察を受けることだと言われております。県立延岡病院では、先ほど述べた、軽度の患者が安易に救急病院を受診するのをやめようというキャンペーンを行い、ある程度の効果があつたと聞いております。そこで、この取り組みを全県下に広げ、救急医療に対する県民の意識改革が必要と考えますが、お伺いいたします。

次に、ドクターヘリについてお伺いいたします。ドクターヘリの内容は、これまでの議会での質問や「コード・ブルー」というテレビ番組が放映されたことで、おなじみになっていると思いますので、割愛させていただきます。

先月、厚生常任委員会の県外調査で、千葉県にある千葉北総病院でのドクターヘリの運航状況等を調査することができました。年間に約700回、実際ドクターヘリが飛んでおり、多くの人

命を救ったことを聞くことができました。くしくも宮崎県出身の医師に詳しく説明していただきました。ドクターヘリを飛ばすためには、ヘリの導入だけでなく、基幹病院の救急に対する医師及び看護師の確保、そして現地でのメディカルコントロールを初期段階で行う消防の救急救命士の技術向上、基幹病院以外の受け入れ体制などさまざまなマンパワーが必要だということを知ることができました。本県では、今すぐにはかなり厳しい状況であることは理解しておりますが、5年先、10年先を見据え、ドクターヘリ導入に向けた研究が必要だと思っております。本県のように県土の70%が山間部であり、医師の偏在が著しい状況にあり、地域医療の充実という観点、こども医療圏を完成させようという観点からも、ドクターヘリの導入に向けた検討が必要だと思っております。隣の鹿児島県では、今9月定例県議会に、補正予算として、ドクターヘリ導入に向けた研究チームを立ち上げる議案を上程しております。本県でも積極的な導入に向けた研究が必要だと思っておりますが、お伺いいたします。

次に、子育て支援について、知事並びに福祉保健部長にお伺いいたします。

我が国の年少人口、ゼロ歳から14歳は、出生数の減少により減少傾向が続き、平成9年には65歳以上の老年人口よりも少なくなったところでもあります。その状況はさらに進み、超少子高齢化を迎えようとしております。このことは、労働人口の減少による経済へのマイナスの影響のほか、高齢者人口の増大による年金、医療・介護費の増大の影響が考えられ、国、地方を挙げて重要政策課題として諸対策を講じられたところでもあります。私も、平成15年に設置された少子社会対策特別委員会の委員長として、

県内各地に出向き、多くの県民からさまざまな意見をいただき、特別委員会としてのさまざまな提案を当局にいたしました。特別委員会の提案に対して、県は早速、少子化担当の組織の構築や乳幼児医療の充実などのさまざまな子育て支援に取り組んでいただき、感謝しております。今年度は特に、重点施策として子育て支援に取り組んでいただいておりますが、現在の進捗状況をお伺いいたします。

これまでの子育て支援の主なものは、子供が生まれてからの施策が主だったのですが、子供が生まれる前、いわゆる妊婦健診等の重要性を考慮し、厚生労働大臣が、妊婦健診の公費負担増や出産時の費用負担等についても発言をされております。そこで、本県の妊婦健診に対する公費負担の状況についてお伺いいたします。

次に、高齢者対策について、知事並びに福祉保健部長にお伺いいたします。

介護保険法に基づく介護制度につきましては、平成17年度に法施行後初の見直し、改正がなされ、介護予防の導入、施設利用の際、食費や住居費の自己負担を導入すること、また、新たな仕組みとして、介護の予防や権利擁護の相談機能を持つ地域包括支援センターが新設されております。平成18年4月の施行後、約2年半が経過したところであります。被保険者、利用者から見た介護の問題は、平成12年の法律の施行時から本質的に変わりはなく、施行当初に問題化していた社会的入院の存在があり、自宅での介護を促す法律の意図とかけ離れた現実があったと言われております。実際に介護サービスがあっても、介護職員の不足や資金不足等から、利用者に応じたサービス提供は難しく、自宅介護は困難なことが多く、その結果として、差し当たり預けられる入所介護施設の不足が、

導入当初以来解決されない大きな問題であると指摘されております。さらに、昨年度制定された地域ケア体制整備構想、いわゆる病床再編であります。本県において約5,000床ある療養病床を、介護施設の約2,500床などに再編することとなっておりますが、現場は非常に混乱をしております。

いずれにせよ、介護難民が出ないよう、その受け皿が重要なわけですが、国は去る5月に、新型老健施設と言われる夜間看護や終末期のみの対応を有し、老健施設よりも強化されたのが特徴と言われる介護療養老人保健施設を大きな受け皿とするとされておりますが、本県での病床再編の転換状況をお伺いいたします。

病床再編が仮にうまく移行できたにせよ、現場で働く介護職、看護師等の確保が重要であります。今回の代表質問をするに当たり、地元の特別養護老人ホームで働いている介護士、看護師、ヘルパー、ケアマネジャー、栄養士、調理師等に直接会い、介護現場での苦勞を聞く機会をつくっていただきました。それぞれの立場から御意見をいただきましたが、時間が制約されておりますので詳細は述べませんが、仕事柄、慢性の腰痛、肩こりは当たり前で、人員配置に余裕がなく、なかなか休みをとることができず、精神的にも苦勞し、さらに給与もなかなか上がらず生活も苦しいなどの意見をいただきました。「役所の方にはもっと現場の状況を見てほしい」との悲痛な思いも聞くことができました。本県は高齢化が全国よりも5年進んでいる状況ですが、県として介護現場の実態をどのように認識しているのか。また、介護保険制度の見直しが約2年後に行われる予定ですが、現場の声にどのように対応し、国へ要請しようと考えているのかお伺いいたします。

また、社会保障制度を維持していくためには、消費税を含む抜本的な税の見直しが必要だと考えておりますが、知事の見解をお伺いいたします。

次に、景気・雇用対策について、知事並びに商工観光労働部長にお伺いいたします。

我が国の経済は、平成14年第1四半期より拡大基調にあったとされて、いざなぎ景気を越す戦後最長の景気拡大と言われておりました。しかし、この景気は都市部や大企業の一部のものであったため、国民一人一人の生活実感にはほど遠いものがあり、特に地方である本県では景気のいい話はほとんど聞いていないのが実態ではないかと思えます。地方での景気の拡大が来る前に、世界的な原油・資源・食料価格の高騰や、アメリカで発生したサブプライムローンの問題を引き金に、先日の大手証券会社リーマンブラザーズの破綻等、アメリカ経済の行き詰まりにより、我が国の先行きに暗雲が漂うところとなっております。本県経済にとっては、全く好景気感がないまま、さらに不況の深みにはまってしまうように感じられるのは、私一人ではないと存じます。そこで、県として、原油高騰や物価高の県民への影響をどのように把握しているのかお伺いいたします。

また、経営環境の厳しい地場企業の振興を図るために、県はどのような取り組みを行っているのか、お伺いいたします。

あわせて、中小零細企業の本県の地域雇用対策をどのように考えているのかも伺いします。

地域の雇用対策として期待の大きい企業誘致は、県としても重要課題であり、多くの県民からも、知事のマニフェスト、100社1万人雇用が本当に達成できるのか、関心が集まっております。

す。そこで、企業誘致の状況はどうなっているのかお伺いします。

また、企業誘致後のフォローアップをどのように行っているのかも伺いたします。

次に、農商工連携について、知事並びに商工観光労働部長にお伺いします。

ことし5月に農商工等連携促進法が成立し、7月から施行されました。農林漁業者と中小企業者が共同で行う新たな商品やサービスの開発等に係る計画について、国が認定を行い、その計画に基づく事業に対し、補助金、政府系金融機関による低利融資、信用保証の特例等の支援をすることにより、農林漁業と商工業等の産業間連携強化をして、地域経済の活性化を図る取り組みであります。この法律の注目点は、とかく縦割りで非効率の批判がある霞が関で、経済産業省と農水省が連携することで事業が成り立つ仕組みとなっているところであり、大いに期待したいと思っております。本県においても、従来から、このような分野があるようでない分野だったかもしれません。今9月定例県議会に、「みやざき農商工連携応援ファンド創設事業」を補正予算として上程されたことは、まことに時宜を得たものではないかと思っております。そこで、みやざき農商工連携応援ファンドは、どのような目的で、どのような事業に取り組むのか。また、どのような効果を期待されているのかお伺いいたします。

またあわせて、本県の農商工連携を推進する体制づくりについてどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、入札・契約制度について、知事並びに県土整備部長にお伺いいたします。

入札制度改革につきましては、昨年1月の知事就任以来、毎議会で論議してまいりました。

平成19年2月定例県議会以降の議事録に目を通してまいりました。知事は、「改革は知事選挙でのマニフェストを通して県民と約束したことであり、不転の決意で改革を進める」、また、「公共工事の減に企業数の減は見合っていない」との繰り返しの答弁しかされておられません。去る8月には、県内最大手の建設企業が民事再生法適用申請という激震が走り、建設関連産業全体に不安が増しております。建設関連産業は、本県経済の振興、雇用に大きな役割を果たしてきましたが、近年の入札制度改革、事業量の減少で大変厳しい状況に置かれております。そこで、建設産業が地域に果たす役割をどのように認識し、過疎地域や農林業への影響をどのようにとらえているのか、お伺いいたします。

知事は9月2日の定例記者会見で、「産業構造を抜本的に変えなければだめ。公共工事に頼る時代は終えんした。退場せざるを得ない人は新エネルギーや農業を受け皿にしなければいけない」との発言をしたり、これまでも、「本県の建設産業は多過ぎる」との発言を繰り返しておりますが、多過ぎるというのであれば、適正規模を想定していなければ、何の根拠もない不適切な発言ではないかと思えます。「建設産業は多過ぎる。産業構造の抜本的な転換が必要」と言うのなら、お手元に配付している資料5～6ページの、岩手県が作成した建設業対策中期戦略プランにありますようなものを作成すべきではないかと考えておりますが、見解をお伺いいたします。

知事は、「入札制度改革による落札率減少により、余った予算でさらなる工事ができるようになり、県土整備が進んだ」との発言をしておりますが、一方で、企業収益悪化に伴う県税収

入の減少、離職者の増加、雇用の悪化などによる生活保護などの福祉経費の増大など、マイナス面もあるのではないかと考えますが、総合的に見て、入札制度改革は本県にとってどのような影響をもたらしたのか、見解をお伺いいたします。

今年度の重点施策の一つに建設産業対策を掲げ、新分野進出支援等の事業転換施策を実施する予定になっておりますが、新分野進出するためには、本業である建設産業の運営にある程度めどがつかないと、新分野に進出するのは難しいのが現実で、また、農業分野に進出しようと思えば、農地法等のさまざまな制約、融資にあっては貸し渋りといったものがあるのも現実だと思います。そこで、新分野進出の実績はどのようなになっているのかお伺いいたします。

知事は、今9月定例県議会提案理由説明の中で、「県議会を初め、関係業界、入札・契約監視委員会からの御意見や、現在の入札状況等を踏まえ、一部の建設工事及びすべての建設関連業務に関し、来月から予定価格の事後公表を試行する。試行の実施に当たっては、再度、職員に対し入札・契約綱紀保持マニュアルの徹底を図るなど、適正に執行してまいりたい。入札・契約制度については、今後とも、幅広く意見を伺いながら、改革を適宜検証し、よりよい制度の構築に向け、必要な見直しを随時行ってまいりたい」と述べられました。知事は、「これまでの行政の慣例にとらわれることなくスピーディーに取り組む」と発言をされてきましたが、今回の予定価格事後公表は、もっと早くできたのではないかと感じております。

また、一昨年談合事件は、官製談合事件と言われておりますが、基本的には官と官の談合で、被告になっている2人の民間人を除けば、

民間企業はどちらかと言えば被害者で、「今の建設関連業の状況を見れば、まさに被害者だ。知事さえしっかりしていれば」という意見も耳にいたします。知事はこれまで、最低制限価格に関し、「これ以上、上げることはできない」との発言をされております。この最低制限価格の根拠は、ある一定の条件のもと、全国統一の歩掛かりに数量・単価を掛け、それぞれを足し合い、安全管理、品質管理のために要する経費を足し、さらに、企業が経営できるための固定経費、従業員の雇用保険等の一般管理費を足した予定価格をもとに算出しております。しかし、一定条件に現場との相違があれば、たとえ最低制限価格が85%でも、実際は70%前後の価格になっている現場があると聞かされます。また、「一工事・一委託業務であれば、最低制限価格で落札してもどうにか赤字は出ないが、工事・委託業務がないときの従業員の給与、雇用保険などの固定経費が大きく、1年間の決算では赤字になるために、仕方なくリストラしなければ会社が倒産する」などの悲鳴めいた声も聞いております。そこでまず、予定価格に至る積算と現場での整合性がとれていないものがあると認識しているのかお伺いします。あるとすれば、積算と現地の相違点を解決すべきではないかと考えておりますが、見解をお伺いいたします。

また、「今の最低制限価格では、経営及び従業員の雇用ができない」という声に対し、どのように考えているのかお伺いいたします。

次に、高速道路の整備促進について、知事並びに県土整備部長にお伺いいたします。

本県最大の課題の一つでもある高速道路の整備は、これまで鋭意、陳情・要望等を行ってまいりましたが、いまだに東九州自動車道も九州横断

道路も完成しておらず、まことに残念なことであります。隣県の県庁所在地にもかかわらず、大分市までは距離は約180キロで、何と4時間もかかります。鹿児島市は約150キロで2時間弱、熊本市は約190キロで2時間強ということでありますから、東九州道のおくれによる差は歴然であり、はかり知れない経済損失が生じているということになります。一日も早い完成が望まれるところではありますが、現在の県内高速道路の整備状況についてお伺いいたします。

また、県内の公共工事の減少をカバーする上でも、新直轄事業には県の負担金もあると考えれば、できる限り、県内企業でできる工事等は県内企業に受注していただきたいと考えておりますが、高速道路の工事における県内企業受注拡大の取り組みについてお伺いいたします。

高速道路は、法律にありますように、基本的には国の責任において整備されるべきで、なおかつ、全線がすべてつながって機能が果たせることを考慮すると、本県区間の東九州自動車道の日南から串間を通り志布志までの区間、及び九州横断道路の北方から高千穂を通り熊本県山都の整備がぜひ必要だと考えます。それぞれの区間の今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、県立病院経営改善について病院局長にお伺いいたします。

平成17年6月に「宮崎県立病院の今後のあり方について」を策定し、はや3年が過ぎようとしており、このたび、県立病院の平成19年度の決算見込みが出されました。大きく改善の実を上げられていること、改善計画の着実な実施がなされていることに、県民の一人として喜んでおります。そのことが、本県の医療の安定と進展につながるものと考えているからです。特に

4病院全体の収支で、19年度は前年の赤字を10億円余りもの大幅な圧縮をされ、6億6,000万円余りの赤字となっており、また、減価償却前では21億円余りの黒字であり、延岡・日南病院が比較的新しい施設であることを考慮し、その努力に敬意を表したいと存じます。そこで、経営改善の成果をどのように分析しているのかをお伺いします。

また、今後、県立病院の経営形態について、これまでの地方公営企業法の全部適用を継続されるのか、独立行政法人への移行や民営化も見据えているのか、お伺いいたします。

次に、教職員の採用等について教育長にお伺いします。

今回の大分県の県教委の事件では、公平で厳正な試験であるであろうと信じられてきた教員採用試験において、また、校長・教頭の任用においても不正があったという今回の事件は、まさに信じがたい事件でありました。不合格となり人生が大きく変わってしまった青年には、同情の念を禁じ得ません。まさに、あってはならない事件が起きたと思っております。対岸の火事ととらえるのではなく、多くの県民から、「本県の教職員の採用試験等は大丈夫なのか。大分県と同じではないか」という疑問を寄せられております。そこで、本県教職員採用試験のあり方について、これまでの取り組みと今年度改善したところ、及び今後の検討事項をお伺いいたします。

またあわせて、校長・教頭の管理職任用制度はどのようになっているのか、お伺いいたします。

次に、特別支援学校について教育長にお伺いします。

県教育委員会では、昨年度、「みやざき特別

支援教育プラン」の具現化を図るため、宮崎県特別支援学校総合整備計画策定委員会を立ち上げ、2月に最終報告を受けております。最終報告の基本方針として、「1、児童生徒数の増減や障がいの重度・重複化、多様化、地域就学志向への適正な対応、2、早期教育相談の充実、3、複数の障がいに専門的に対応できる特別支援学校の整備充実、4、障がいのある子供のそれぞれの地域における自立と社会参加の促進、5、早期から職業教育の充実と卒業後の就労等の実現、6、特別支援学校が地域の特別支援教育センターとしての機能を十分に発揮するための特別支援教育コーディネーターの人材整備と障がいに対応した専門性の確保」となっております。提言の最初にも「地域就学志向への適切な対応」とあり、また、県内各地から特別支援学校の高等部設置の要望が上がっておりますが、どのように対応されるのかお伺いいたします。

質問をするに当たり、私は、都城きりしま支援学校、清武にあるみなみのかぜ支援学校、清武せいりゅう支援学校、並びにみやざき中央支援学校、それぞれの現場を見せていただきました。各学校とも、近年の特別支援学校に対するニーズの高まりや障がいの重度・重複化等で、学級編制など運営がとても大変である状況を聞くことができました。また、近年、高等部設置の要望等がマスコミ等で取り上げられております。高等部設置も大事ですが、卒業後の受け皿づくりも並行していかないと十分ではないという意見をいただきました。まさに提言にあるとおりだと感じております。そこで、特別支援学校卒業後、地域において自立した生活ができるように、どのようなフォローアップを行っているのかお伺いします。

障がい者が地域において自立した生活ができ

るようになることは、まさに理想的なことであります。障がい者で自立できる方には、健常者と同じように仕事をし、生活をし、さらには納税できるような社会になってほしいと思っております。そのためには、特別支援学校の生徒の就労に向けた、学校卒業後の福祉や労働分野への円滑なつながりが重要だと考えますが、どのように取り組んでいかれるのかお伺いします。

また、障がい者の雇用を進めるために、受け皿である企業の理解促進にどのように取り組んでいるのか、あわせてお伺いします。

次に、県立学校の再編について教育長にお伺いします。

教育委員会において、今後の生徒数の減少、地域性等を考慮し、平成15年に宮崎県立高等学校再編整備計画を策定し、最終年度である平成24年度に向けて整備が進んでおります。平成20年度には、西諸県地区において小林工業高校と小林商業高校が再編され小林秀峰高校が開校し、平成23年度には小林秀峰高校に高原高校が再編される予定になっております。平成21年度には、南那珂地区において日南農林、日南工業、日南振徳商業の専門校3校が再編され、今定例会に議案として上程されている日南振徳高校の開校が予定されております。これらの再編に伴い、小林商業高校、高原高校、日南農林高校及び日南振徳商業高校が学校跡地になります。さらに、県北において平成19年3月に閉校した延岡西高校跡地に、延岡ととろ聴覚支援学校、延岡わかあゆ支援学校及び延岡たいよう支援学校3校が再編統合され、総合的な支援学校が設置されると聞いております。このように今後、7つの県立学校において広大な学校跡地が生じることとなります。今後、閉校を迎える県立学校の跡地活用について、どのように考えて

いるのかお伺いいたします。

最後に、振り込め詐欺防止対策について県警本部長にお伺いします。

本県の刑法犯認知件数は、過去5年を見ますと減少傾向にあり、一方で検挙数は一定水準を維持しております。全国的には刑法犯認知件数は本県と同様減少傾向にありますが、検挙件数も減少傾向にあると考えますと、頑張っているのではないかと存じます。ところで、今風といえますか、携帯やATMをフルに活用した犯罪として、振り込め詐欺が報道されております。実に単純で、「なぜ」という思いがいたしますが、被害が出ているようであります。県警察本部においては対策本部を設置し、予防、検挙体制を構築し、対策に当たられると伺っております。そこで、「振り込め詐欺撲滅総合対策推進本部」設置の意義と今後の取り組みについてお伺いし、壇上からの質問を終わります。（拍手）
〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

宮崎情報ハイウェイ21の成果と今後の取り組みについてであります。宮崎情報ハイウェイ21は、県内の情報通信格差の是正と産業の活性化を図るため、平成14年に当時の44市町村すべてを高速・大容量の光ファイバーで結んだものであります。この宮崎情報ハイウェイ21により、ブロードバンドのネットワーク化が進むとともに、ケーブルテレビ回線、地上デジタル放送においても利用されているところであります。また、携帯電話のバックアップ回線としての利用によるサービス提供地域の拡大も見込まれており、情報通信格差の是正に大きく寄与しているところであります。今後とも、市町村と連携しながら、宮崎情報ハイウェイ21の特性を生かし

た利活用を進め、県内情報通信格差の是正に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県民へのメリットについてであります。宮崎情報ハイウェイ21は、すべての市町村を結ぶ公共ネットワークとして整備されており、例えば、宮崎情報ハイウェイ21を利用して収集された河川、気象の防災情報や道路規制情報などを、県庁ホームページや携帯電話などを通じて県民に迅速に提供できるようになっております。また、県内民間企業が本店・支店の情報ネットワーク網として活用したり、あるいは採算性の問題から大手通信事業者によるサービス提供が得られにくい地域では、宮崎情報ハイウェイ21を利用した地元通信事業者の参画により、高速インターネットサービスが利用可能となっております。さらに、ケーブルテレビの延岡から日向へのエリア拡大も、宮崎情報ハイウェイ21を利用することにより早期に実現が図られたところであります。このように宮崎情報ハイウェイ21は、さまざまな形で利用されており、県民生活の向上に寄与しているところであります。

続きまして、公社等に関する一連のお尋ねについてであります。

まず、成果についてであります。県出資の公社等の改革につきましては、平成15年度に策定いたしました公社等改革指針に基づき、各公社等ごとに改革の方向性と実施工程を定め、取り組んできたところであります。その結果として、平成15年度から19年度までの4年間に、商法法人を除く公社等の数を51法人から11法人減の40法人にいたしました。また、その40法人において、県職員の派遣を155名から106名へと49名減少させ、県からの補助金と委託料は94億円から54億円へと約40億円削減するなど、着実な

成果を上げているところであります。

次に、公社等改革指針の理念についてであります。平成18年度に改訂いたしました公社等改革指針におきましては、官から民へという時代の流れや、本県の厳しい財政事情を踏まえ、公社等の役割や必要性を抜本的に見直すとともに、公社等の経営の効率化及び自立化を図ることを基本的な考え方としております。

続きまして、いわゆる天下りについてであります。公社等に対する現役職員の派遣や県OB職員の再就職は、「県での豊富な行政経験を持つ職員を派遣あるいは紹介してほしい」という公社等からの要請に基づき、現役職員の派遣や県OB職員の推薦を行っているものであります。また、天下り先ではないかとの御指摘ですが、国で問題になっている、人事更新の一環として、早期退職者を各種団体等に再就職あつせんするものとは異なるものと考えております。

公社等への派遣等についての考え方についてであります。公社等からの要請に基づき、現役職員の派遣やOB職員の推薦等の支援を行っております。県としましては、職員が仕事を通じて得た知識や経験、技術等を、県政に密接な関係のある公社等で活用していただき、その業務執行体制の強化に少しでも寄与できればという観点から、必要な派遣等を行っているところであります。

次に、補助金・委託料についてであります。公社等は、それぞれ公益的な設立目的を持ち、福祉・保健の向上、産業の振興などの事業を担っております。県からの補助金・委託料は、そうした公社等の事業のうち、必要と認められるものについて支出しております。

次に、出資額についてであります。県から公社等への出資額につきましては、出資当時、公

社等の設立目的や事業内容、県関与の必要性などを勘案の上、判断されたものであります。このうち出資額が多額となっている公社等は、出資による基本財産等の運用益に収入を依存しているものや、出資を活動資金としているものであり、事業を実施していく上での必要な財務基盤となっております。

続きまして、統廃合についてであります。公社等につきましては、役割が低下していないか、事業が民間等で実施できないか、類似団体との統合で効率化が図れないかなどの観点から、継続的に見直しを行っているところであり、今後、土地開発公社の解散や社会福祉事業団の経営自立化を予定しております。

最後に、商法法人への出資についてであります。県から商法法人に対しましては、地域の情報化や公共交通基盤の充実などの県の施策推進を図る上で必要なものに出資しております。この出資につきましては、今後も、出資目的の達成状況や県関与の必要性、株式配当の資産的な価値を踏まえ、随時見直しを行っていくこととしております。

続きまして、医師確保についてであります。医療の充実は、安全・安心な県民生活を確保する上で極めて大きな課題でありますことから、深刻化する医師不足に対処するため、本年度の重点施策として、さまざまな医師確保対策に取り組んでおります。まず、僻地における医師確保を図るため、自治医科大学卒業医師を公立病院等に配置するとともに、医師派遣システムで、ことし新たに2人目の医師を採用したところであります。また、僻地はもとより、救命救急科等特定診療科の医師を確保するため、計画を大きく上回る23名の医学生に修学資金の貸与を行っており、早ければ平成22年度から公立病

院等へ派遣できるものと考えております。さらに、特に不足している小児科医の確保を目指し、研修資金貸与制度を本年度創設したところであり、現在、6名の方から応募をいただいております。このほか、公立病院等の求人情報を全国に発信するなど、市町村と一体となった取り組みも行っているところであります。医師の確保は極めて重要な課題であり、今後とも、県医師会や大学、市町村等関係機関との連携を図りながら、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、子育て支援対策の進捗状況についてであります。安心して子供を生み、育てられる社会づくりは、県政運営の柱であり、現在、私を本部長とする「子育て応援本部」を中心に、各種施策の推進に努めているところであります。まず、子育て世帯の負担軽減を目的といたしまして、ことし10月、来月から、乳幼児医療費の助成について、入院外の助成対象を、3歳未満から、入院の場合と同様、小学校入学前までに引き上げることとしております。また、社会全体で子育てを応援する機運や仕組みづくりのため、「みんなで子育て応援運動」のより一層の拡大に努めるとともに、地域のきずなを活用した子育て支援活動の促進や、延長保育の拡充等による保育サービスの充実などに取り組んでおります。さらに、安心してお産ができるよう、県内の8病院を周産期母子医療センターとして指定するなど、地域分散型の周産期医療体制の一層の充実にも努めているところであります。今後とも、これらの事業の推進を含め、子育て支援対策の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、社会保障制度についてであります。医療、年金、介護、福祉などの社会保障制度は、

国民生活の基盤を支えるものであり、将来にわたり持続可能でみんなが安心できるような制度でなければなりません。しかしながら、我が国が世界に先例のない「本格的な少子高齢社会」を迎える中で、将来におけるサービスの給付水準の切り下げや負担増に対する不安感、あるいは社会保険庁の一連の不祥事等による制度への不信感が、国民の間に高まっています。私は、社会保障全体で、将来にわたって一体どのくらいの費用が必要なのか全体像を明らかにし、国民が負担と給付のバランスを判断できるようにした上で、安心・納得のできる社会保障制度構築に向けて、消費税率引き上げという選択肢も含め議論を深め、国民的な合意形成を図っていく必要があると考えております。

続きまして、原油高騰や物価高の県民への影響についてであります。昨年12月に、庁内に原油価格高騰対策連絡会議を設置し、現状の把握に努めているところであります。それによりますと、県民生活に広範にわたって影響が出てきており、非常に深刻な状況にあると認識しております。具体的には、原油高騰に伴い、ガソリンや燃油価格の上昇による一般家庭への負担増はもちろんのこと、漁業や運送業などの事業経営への直接的な影響や、農業用のビニールや肥料、建設業における鋼材といった関連資材、クリーニング業における洗剤やハンガーなどの石油製品についても値上がりしているといったような状況にあります。このようなことから、今後とも、県内の経済状況や企業動向について情報収集を行うとともに、国の動きも踏まえながら、的確に対応してまいりたいと考えております。

次に、みやざき農商工連携応援ファンド事業についてであります。この事業は、農林水産業

と商工業等の連携促進を図るため、本年7月に施行された農商工等連携促進法に基づく国の支援措置とあわせまして、本県独自に農商工連携の取り組みを支援できる仕組みを構築しようとするものであります。具体的な事業内容としましては、中小企業基盤整備機構からの無利子融資や県内金融機関からの低利融資により、総額25億円の基金を造成し、その運用益を財源として、来年度から10年間、県内の農林漁業者と中小企業者の連携体が行き組む、農林水産物を活用した新商品・新サービスの開発や新たな生産技術の開発などに対して助成するものであります。今後、本県における農林漁業者と中小企業者の連携による取り組みが広がっていくことにより、農林水産物の高付加価値化や生産技術の効率化が一層進展するとともに、それぞれの経営の改善や向上等が図られ、本県経済の活性化につながるものと期待しているところであります。

次に、建設産業が地域に果たす役割等についてであります。建設産業は、社会資本の整備や災害発生時の対応はもとより、地域経済と雇用を支える重要な産業であります。特に中山間地域を多く抱える本県におきましては、建設産業は農林業と並ぶ基幹産業であり、それぞれの産業が補完して、地域の雇用を担うとともに、地域の人々の生活を支えております。現在、大変厳しい経営環境にある建設産業に加え、原油価格の高騰等により、農林業など他の主要産業にも大きな影響が生じております。したがって、地域の人々の安全・安心を確保するためにも、建設産業の健全な発展は大変重要でありますので、20年度重要施策に建設産業対策を位置づけ、総合的な施策を展開しているところであります。

次に、適正な建設業者数等についてであります。本県の建設投資額は、平成5年度をピークに、平成19年度には半減している一方、建設業者数は約1割減であります。今後も、建設投資の増加は期待できないことから、業界の再編等が進むことが想定されるところであります。しかしながら、業者数等につきましては、民間投資を含む建設投資の増減や、その時点での経営環境を踏まえた経営者の判断により、おのずと決定されるものであり、適正な業者数等について想定することは困難であると考えております。本県におきましては、これまで、平成16年12月に策定した「宮崎県建設産業活性化プラン」に基づき、建設産業の活性化を図ってきたところであり、さらに本年度からは、昨今の大変厳しい状況を踏まえ、重点施策に建設産業対策を位置づけ、技術と経営にすぐれた業者が伸びていけるように、きめ細やかな支援に努めているところであります。

次に、入札制度改革の影響についてであります。一般競争入札の拡大等によりまして、平成19年度の建設工事に係る落札率は、前年度に比べ9ポイント程度低下しておりますが、この経費節減分は、道路等必要な社会資本整備に再投資しているところであります。一方、御質問にありました、現在の企業収益の減少、雇用情勢の厳しさ等については、さまざまな社会経済情勢が複雑に影響しているものと考えております。本県では、一昨年談合事件により失われた県政に対する信頼を回復するため、一般競争入札の拡大など、より公正、透明で競争性の高い入札・契約制度の確立に、スピード感を持って取り組んできたところであります。改革について財政的な面から評価することは難しいものと考えておりますが、今後とも、幅広く意見を

伺いながら、改革を適宜検証し、よりよい制度の構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、予定価格の積算条件と現地との整合についてであります。予定価格は、工事箇所の現地を調査・確認し、現場の条件や施工の条件を十分に把握した上で、工事に必要となる経費を基準として設定しております。また、これらの条件については、図面や仕様書等に詳細に明示しているところであり、不明な点があれば、入札前に発注者への質問ができる仕組みとなっております。さらに、契約後、条件に変更が生じた場合には、工事請負契約約款に基づき、発注者、受注者双方で協議の上、適正に設計変更することとしております。今後とも、実態に合った予定価格の設定に努めてまいりたいと考えております。

次に、最低制限価格についてであります。最低制限価格は、個別の契約ごとに請負契約の内容に適合した履行を確保するために必要となる最低限の価格を設定しているところであります。最低制限価格につきましては、昨年10月に見直したところであり、全国的にも遜色のない水準となっていることから、再度の引き上げは難しいものと考えておりますが、会社の経営はなお厳しいとの意見も伺っておりますので、どのような対応ができるのか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

最後に、県内の高速道路の整備状況についてであります。東九州自動車道は、現在、県内総延長187キロメートルのうち39キロメートルが開通し、供用率は約21%、また、九州横断自動車道延岡線は、県内総延長51キロメートルのうち8.5キロメートルが開通し、供用率は約17%、県全体としては、全国平均67%に比べ、わずか42%にとどまっております。両路線の事業中

区間については、国土交通省及び西日本高速道路株式会社により鋭意工事が行われており、ことし8月には国土交通省から、東九州自動車道の蒲江―北浦間、北川―延岡間の平成24年度供用の目標が新たに示されるなど、県が目標とする平成26年度供用に向けて順調に進められているところであります。

しかしながら、ことし5月に、道路特定財源制度は廃止し、来年度から一般財源化することなどの閣議決定がなされ、先行き不透明で予断を許さない状況となっております。これまでも県としては、東九州自動車道を初めとする高速道路の整備を県政の最重要課題として取り組んでまいりましたが、今後とも、県内高速道路の必要性を訴えてまいりますとともに、事業中区間の整備が順調に進められ、完成目標とする年度が1年でも早まるよう、国土交通省や西日本高速道路株式会社などの関係機関に対して、整備促進と整備に必要な財源の確保、整備のおくれている地方への重点配分などを強く訴えてまいりたいと思います。以上でございます。

〔降壇〕

○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕 答えします。

まず、医師確保対策の充実についてであります。医師確保は本県の重要課題であり、医師派遣システムや医師修学資金等さまざまな対策を実施しているところであります。しかしながら、ことしになっても、中核的な病院の医師が大学医局に引き揚げられるなど、医師不足は深刻化している状況にあります。このような中、国においては、従来抑制してきた医師の養成数を増加させるという政策転換を行うとともに、厚生労働省においては、医師確保に重点を置いた21年度予算の概算要求を行ったところであり

ます。県といたしましては、国の動向を踏まえながら、自治医科大学卒業医師の県内定着も含め、効果的な医師確保策について、さらに検討してまいりたいと考えております。

次に、女性医師対策についてであります。現在、県におきましては、女性医師の就労継続に大きな役割を果たす病院内保育所の運営費の助成を行っておりますが、女性医師が今後さらに増加していく中、働きやすい就業環境の整備がますます重要になってくるものと考えております。また、国の概算要求の中でも、女性医師や看護師等の離職防止や復職支援を柱の一つとして打ち出しております。県といたしましては、こうした国の施策も踏まえながら、女性医師の就業環境の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、救急医療についての住民の意識改革についてであります。医療現場では、軽症の患者による不要不急の受診等が医師に過剰な負担を与え、一刻を争う重症患者が後回しにされるなどの問題が指摘されており、救急医療の適正利用を推進することが大きな課題となっております。このため県では、かかりつけ医の普及や救急医療の適正利用についての意識啓発を行っております。こうした中、御質問にありましたように、県立延岡病院と地元市町村が一体となった取り組みにより、軽症の救急患者が大きく減少するなど、成果が上がっていると聞いております。県といたしましては、このような取り組みも踏まえながら、さらに効果的な啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ドクターヘリについてであります。ドクターヘリは、山間僻地の医療の確保や救命率の向上等、救急医療体制の充実を図る上で大変有効な手段であると考えております。しかしな

がら、導入には、費用の面はもとより、ドクターヘリの拠点となる病院の確保や救急隊との連携等さまざまな課題があり、特に救急医療の専門医を初め多数の医師が必要となりますので、その確保が最も困難な課題であると考えております。一方、国においては、民間基金の活用等所要の検討が行われるとともに、九州、山口各県において、共同運航の可能性について検討を始めたところであります。今後、国の動きも踏まえながら、隣県との共同運航を含め、調査検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、妊婦健診に対する公費負担の状況についてであります。妊婦健診の公費負担は5回以上が望ましいとされておりますが、平成19年度に5回の公費負担を導入したのは、県内8市町村にとどまっております。今年度は、5回が24市町村、7回が1村となっており、平均では平成19年度の2.8回から4.7回に増加しております。今後とも市町村に対して、妊婦健診の充実や妊婦の経済的負担の軽減を図るため、公費負担の回数増について助言指導してまいりたいと考えております。

次に、療養病床の再編成に伴う介護施設への転換状況についてであります。現在、30余りの医療機関が、介護療養型老人保健施設を中心とした介護施設への転換の意向を示しております。また、今年度策定する「第4期介護保険事業支援計画」の中で、療養病床の再編成に伴う受け皿として介護施設を計画的に整備することとし、転換前の介護療養病床を確保してまいりたいと考えております。今後とも引き続き、医療機関の意向や入所者の状況等を十分踏まえながら、利用者が入所先に困ることがないように調整してまいりたいと考えております。

次に、介護職員の勤務実態や人材確保につい

てであります。介護職員につきましては、夜間勤務等厳しい労働条件にもかかわらず賃金の割安感があるなどの理由から、離職率が高く、人材の確保が厳しくなっているという現場の実態はお聞きしております。また、高齢化が進展し、介護需要の増大が予想されることから、今後、人材確保がより困難になることが懸念されるところであります。このため国においては、介護報酬の引き上げなど、人材確保に向けた検討が行われているところでありますが、今後とも、さまざまな機会を利用して国に要望してまいりますとともに、福祉人材センター等における就業支援や研修を通じて、人材の安定的な確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、特別支援学校の卒業生の就職についてであります。特別支援学校卒業生の企業への就職や職場定着を図るためには、卒業後も、生徒一人一人のニーズに応じた適切な支援を継続していくことが必要であります。このため、障害者就業・生活支援センターを本年度、県内1カ所から3カ所に増設するとともに、雇用コーディネーターを県内に8名配置しているところであり、学校とこれらの就労支援機関との連携を強化することにより、卒業後の一般就労や職場定着の支援に努めております。さらに、新たな取り組みとして、昨年度から生徒・保護者を対象とした就労支援セミナーを開催し、卒業後に一般就労を目指すための進路について、情報提供や助言を行っております。今後とも、障がい児の就学前、就学期、卒業後といったライフステージに応じた一貫した支援に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、障がい者雇用に対する企業の理解促進についてであります。一人でも多くの障がい者が企業に就職し、職場定着するためには、企

業の経営者や従業員の障がい者に対する正しい理解促進を図ることが、極めて重要であると認識しております。このため、昨年2月、行政や就労支援機関はもとより、企業もメンバーとする「障がい者雇用促進協議会」を立ち上げ、今後の取り組みの具体的内容等を盛り込んだ「障がい者雇用促進のための取組指針」を策定したところであります。この取組指針に基づき、昨年度、約200社の参加を得て企業向けセミナーを開催いたしました。今年度も引き続き実施することとしており、企業が障がい者の特性・能力を知ることができる職場実習の促進などに、積極的に取り組んでいるところであります。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（高山幹男君）〔登壇〕

お答えいたします。

まず、地場企業の振興についてであります。経営環境の厳しい地場企業を支え、その振興を図りますことは、雇用の確保はもとより、地域の活性化を図る上でも大変重要と考えております。このため県におきましては、まず、地場企業の経営安定を図るため、中小企業融資制度などの金融支援を行いますとともに、商工団体等に設置した経営相談窓口において、企業の経営内容に応じた指導助言などを行っているところであります。また、地場企業の意欲的な取り組みの促進を図るため、新商品・新技術の開発支援を初め、下請企業振興事業などによる取引拡大支援、県工業技術センター等が行います技術指導などの幅広い支援を実施しますとともに、自動車産業などの将来の発展が期待される産業への進出支援も行っております。さらに、本県の持つ地域特性を生かした、農商工連携や地域資源活用などの施策も積極的に活用しながら、地場企業の振興に取り組んでまいりたいと考え

ております。

次に、地域雇用対策についてであります。県におきましては、厳しい雇用情勢の中で、地域特性を生かした雇用対策の強化を図るため、県内各地域に設置した雇用対策連絡会議を中心に、新たな雇用創出施策の検討を行ってきたところであります。この結果、延岡市におきましては、提案した雇用創出事業が国の事業に採択され、7月から製造業等に重点を置いた雇用創出の取り組みが開始されますとともに、他の地域におきましても、今後の事業提案に向けた具体的な検討が進められているところであります。また、本庁及び各総務商工センターに雇用推進員を配置しまして、商工団体との連携による各種事業の普及啓発に努めるとともに、企業訪問の拡大による雇用の掘り起こしや、フォローアップの実施をいたしております。今後とも、市町村の自主的な取り組みを促しながら、国や関係機関等と連携し、地域雇用対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、企業誘致についてであります。平成19年度の企業誘致につきましても、件数が22件、最終雇用予定者数が1,174名となっております。平成20年度につきましても、9月10日現在で、件数が12件、最終雇用予定者数が996名となっております。主なものといたしましては、製造業では、自動車用部品や電子部品、医療用機器のほか、本県の豊富な水資源や木材資源を活用した製品の製造工場などがありますし、情報サービス業では、雇用創出効果の大きいコールセンター等がございます。このうち宮崎フリーウェイ工業団地につきましても、本年3月に金属部品加工業1社が立地調印し、10月には操業開始予定となっております。今後とも、市町村と連携を図りますとともに、8月に設置しました企業

誘致コーディネーターと協力して情報収集や訪問活動を強化するなど、より一層、充実した誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

次に、誘致後のフォローアップについてであります。県内に立地した企業が、安心して経営を継続して本県に定着し、将来的に事業を拡大していただくことは、大変重要なことだと認識しております。このため県では、市町村や県外事務所、総務商工センター等と連携して、誘致企業の県内事業所や県外の本社を訪問しているところであります。昨年度は219社、今年度は8月末で116社を訪問しておりますが、実際に工場建設につながったものもありましたほか、人材の確保や取引先拡大などの要望、相談に対しましても、関係機関と連携して改善に取り組んでいるところであります。今後とも、積極的に誘致企業のフォローアップを進めることにより、企業経営の維持発展を支援するとともに、1件でも多くの企業の立地につながるよう努力してまいりたいと考えております。

最後に、農商工連携の推進体制についてであります。まず、具体的な支援でありますけれども、本年5月に地域力連携拠点として国の指定を受けました、県産業支援財団など県内の5つの団体におきまして、コーディネーターによる相談対応や専門家による指導などを通じて、農商工連携の案件の発掘、事業計画の作成の支援等を行っております。また、県中小企業団体中央会に設置された「みやざき食料産業クラスター推進協議会」において、地域の食品メーカー等と農林漁業者の出会いの場の設定や商品開発、販路開拓などの支援を行っております。県におきましても、本年6月に、関係課によります庁内連絡会議を立ち上げて連携を図っている

ところでありますが、今後、地域力連携拠点等の支援機関や農林漁業団体、商工団体等、幅広い参加による体制を整備しまして、全力を挙げて農商工連携を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○県土整備部長（山田康夫君）〔登壇〕 答えいたします。

新分野進出支援等についてであります。建設産業は、大変厳しい経営環境に直面しておりますことから、経営基盤の強化が求められており、新分野への進出は一つの方策となっております。このため、県内9カ所に経営相談窓口を設けますとともに、新分野進出を検討している経営者向けのセミナーや、建設業の現状や新分野進出に係る支援制度等を内容とした研修会を県内各地で開催しております。また、新分野定着促進のための助成金につきましても、今年度補助枠等の拡充を図りまして、現時点で、昨年度実績の2倍に当たる22件の交付決定を行っております。このような状況を見ますと、新分野進出など、経営革新に対する取り組みの機運が高まっているのではないかと考えておりまして、引き続き、関係部局と連携を図りながら、きめ細やかな支援に努めてまいります。

次に、高速道路の工事における県内企業の受注についてであります。平成19年度の県内の高速道路の工事では、国土交通省発注の工事について、件数で約8割、金額で約4割、また、西日本高速道路株式会社発注の工事について、件数、金額ともに約1割を県内企業が受注しております。公共事業において県内企業の受注機会を確保することは、地域経済の活性化はもとより、県内企業の育成を図る観点からも大変重要であると認識をしております。このため県とい

たしましては、これまでも国土交通省や西日本高速道路株式会社に対して、県内企業の受注機会の拡大を機会あるごとにお願ひしてきておりますが、現在の建設業界の状況を踏まえまして、今後はさらに強く申し入れてまいりたいと存じます。

最後に、高速道路の今後の取り組みについてであります。東九州自動車道及び九州横断自動車道延岡線は、九州縦貫自動車道と一体となって、地域格差の是正、地方の活性化・自立を初め、九州の一体的発展に大変重要な役割を果たす道路であります。基本計画区間である東九州自動車道日南一串間一志布志間、及び九州横断自動車道延岡線山都一高千穂一蔵田間につきましては、従来から整備計画の早期策定を強く要望してきたところでありますが、昨年11月の中期計画素案の際に、4車線から完成2車線相当の構造に見直ししながら、これに加え、円滑な走行が可能な現道の一部を当面活用するなど、構造・規格の見直しを行い、早期にネットワークの機能を確保するとされたところであります。県としましては、全線整備とされなかったことに不満は残りましたが、高規格幹線道路ネットワークとして整備の必要性が示されたところでありまして、早期ネットワーク確保の観点からも、一定の評価をさせていただいたところであります。県としましては、東九州自動車道及び九州横断自動車道延岡線の必要性を強く訴えながら、事業中区間の整備促進と整備に必要な財源の確保、及び整備のおくれている地方への重点配分などを強く要望するとともに、基本計画のままである両区間について、早期の事業化など、少しでも早い供用に向けて進展が見られるよう、国や関係機関に訴えてまいります。以上でございます。〔降壇〕

○病院局長（甲斐景早文君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、県立病院の経営改善についてであります。県立病院が、県民の皆様信頼される医療を安定的・持続的に提供していくためには、厳しい経営状況の中、しっかりとした経営基盤を確立することが重要であることから、平成18年度に、地方公営企業法の規定の全部を適用いたしまして、より企業性を発揮し、自立的な事業運営が可能となる経営体制を導入するとともに、平成18年8月に、平成22年度までの5年間を計画期間とする中期経営計画を策定いたしまして、最終年度にはすべての県立病院の単年度黒字化を図ることを目標に、積極的な経営改善に取り組んでいるところであります。これまで、収益の確保につながるさまざまな取り組みや徹底した経費削減の取り組みを行うとともに、診療機能の充実を図り、県民の皆様に対する医療サービスの向上に努めた結果、御質問にありましたように、平成17年度に約31億円であった赤字が、19年度決算見込みでは約6億6,000万円にまで圧縮でき、中期経営計画の目標を大きく上回る改善を達成するなど、一定の成果が得られているものと認識いたしております。これは、県民の皆様御理解、御協力を初め、各地域の医療機関などとの連携の一層の推進、さらには、職員一人一人が経営参画意識を持って、中期経営計画の目標達成に向けて積極的に取り組む意識が醸成されたことなどによるものであると考えております。

次に、県立病院の今後の経営形態についてであります。この経営形態につきましては、現在進めております宮崎県病院事業中期経営計画の本年度までの3カ年にわたる各県立病院ごとの収支の状況やその他運営状況、さらには圏域の

医療事情なども総合的に勘案しながら、平成21年度から検討に着手いたしまして、平成23年度を目途に、ふさわしい経営形態を選択することとしているところであります。現在のように、医療を取り巻く環境が大きく変化し、経営状況が大変厳しい中、県民の皆様、これまで同様、高度で良質な医療を効果的・安定的に提供するためには、今後の経営形態の選択は非常に重要な問題であり、医療と経営の両面から慎重に検討を行う必要がございます。病院局といたしましては、いずれの経営形態であっても、県民の皆様の医療に対する安心・信頼の確保を図りながら、多様化する需要に的確に対応していくことが何よりも重要であると考えているところであります。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、教員採用選考試験のあり方についてあります。教員の採用につきましては、授業力、高い専門性に加えまして、子供に対する愛情と教育に対する情熱、さらには幅広い社会性を持った教員として真にふさわしい人材を求めため、公平公正で透明性を確保した採用選考試験を実施しております。具体的には、受験生に対する情報開示として、問題、標準解答に加え、九州では本県だけでありますが、受験生本人の答案についても、請求により開示をいたしております。特に不合格者のうち希望者には、筆答試験や面接ごとの配点及び得点、総合得点、成績の総合ランクを通知しております。また、面接につきましては、1名の受験生に対して計4回、民間及び臨床心理士を含む延べ12名の面接員で実施し、少人数の面接員の評価で試験結果を左右されない仕組みにするなど、さまざまな取り組みを行い、厳正な教員採用試験を

実施してきたところであります。

次に、今年度は、大分県での事件を受け、一層の改善を図るため、受験生の成績を入力した成績一覧表につきまして、第三者機関であります人事委員会に点検を依頼し、これをもとに合格者名簿を作成することとしたところであります。さらに、合格発表を県庁ホームページでも行うほか、標準解答の一般閲覧や答案用紙の保存期間の延長等を行っております。また、来年度の選考試験におきましては、第1次試験の筆記試験の問題用紙の持ち帰りや、選考基準の公表を行うこととしております。県教育委員会といたしましては、受験生を初め県民の皆様の信頼にこたえるため、今後とも、公平公正で透明性の高い教員採用選考試験を実施し、本県が求める人材の確保に努めてまいり所存であります。

次に、管理職任用についてであります。校長や教頭の管理職任用につきましては、管理職を希望する者を対象に日ごろの勤務状況を評価するとともに、県教育委員会の複数の幹部職員による面接や論文試験を実施しております。その結果をもとに、候補者の学校種別や学科等を踏まえ、学校経営ビジョンや高いマネジメント力など、管理職として必要な能力と資質を有し、適任と認められる者について、県教育委員会が厳正に管理職として任用しているところであります。昨年度は、すべての学校種で864名が校長、教頭を希望し、その中から83名を管理職として任用しております。また、教育委員会事務局からも、日々の業務を通して学校管理職としての能力を評価し、適任者を任用しているところであります。

次に、特別支援学校高等部設置についてであります。高等部の設置につきましては、本年2

月、学識経験者等から構成されます「宮崎県特別支援学校総合整備計画」策定委員会から、「障がいのある子どものそれぞれの地域での自立と社会参加を推進する観点から、すべての高等部未設置校で高等部設置について検討すべきである」という最終報告をいただいたところであります。また、地域で専門的な教育を受けたいというニーズや高等部生徒数の著しい増加などから、みなみのかぜ支援学校、都城きりしま支援学校小林校、日向ひまわり支援学校、児湯るびなす支援学校の4校の保護者や関係団体より、高等部の設置についてたび重なる要望がなされております。これらのことから、高等部設置につきましては、現在策定を進めております宮崎県特別支援学校総合整備計画の中で、全県的・総合的な視野に立ちまして、鋭意検討しているところであります。

次に、特別支援学校高等部卒業後のフォローアップについてであります。高等部卒業後に就職した卒業生については、各学校の進路指導担当者が、特別支援学校3校に配置されております「障がい児就職指導支援相談員」と連携しながら、事業所への定期的な訪問を通して勤務状況を把握したり、職場への適応に向けて事業所の担当者との情報交換を行っております。特に本人が就労継続の意欲を失いかけている場合、本人や保護者、事業所の担当者を交えて、作業の方法やコミュニケーションのとり方、家族のかかわり方などについて共通理解を深めるなど、職場定着に向けた取り組みを粘り強く行っております。また、就職していない卒業生については、特別支援学校の進路指導担当者が、障害者雇用コーディネーターや障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図りながら、就職に向けた支援に努めております。

最後に、再編整備に伴い、今後閉校を迎える県立学校の跡地活用についてであります。県立学校跡地につきましては、基本的には県の教育財産としての活用は考えていないところであります。したがって、県教育委員会といたしましては、現在の厳しい財政状況や再編に伴う費用を勘案しながら、庁内各部局及び市町村の意見を踏まえ、その取り扱いにつきまして検討していきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（相浦勇二君）〔登壇〕 お答えいたします。

「振り込め詐欺撲滅総合対策本部」の設置の意義についてでございます。全国の振り込め詐欺をめぐる情勢は、本年7月末で、認知件数、被害総額とも前年同期を上回っており、特に被害総額につきましては、過去最高であった平成16年の約284億円を大幅に上回る勢いで増加しているものと承知しております。本県におきましては、同じく本年7月末で、認知件数については昨年とほぼ同水準でございますけれども、被害総額は前年同期を大きく上回っており、約1億2,900万円に達してございまして、全国と同様に大変厳しい状況でございます。

なお、主に高齢者が被害に遭いやすい、いわゆるオレオレ詐欺につきましては、振り込め詐欺全体の1割程度を占めてございまして、具体的にはことし11件発生をしております。被害総額が約3,000万円という状況でございます。

これまで本県警察では、平成17年4月に「振り込め詐欺合同捜査本部」を設置するなどしまして、他の都道府県に先駆けて専従捜査体制による検挙活動を推進するとともに、広報啓発活動、あるいは金融機関との連携強化等による被害防止対策を推進してきたところでござい

ます。しかしながら、情勢がなかなか好転をしないことから、本年、去る8月18日付で、こうした旧体制を発展的に解消いたしまして、「振り込め詐欺撲滅総合対策本部」を新たに設置して、全体の司令塔として、検挙活動を担当する刑事部門と予防活動を担当する生活安全部門を一元的に指揮する独任の参事官を配置して、組織の総合力を結集した対策を、積極的かつ効果的に推進することとしたものであり、頑張りたいと考えております。

次に、今後の被害防止のための取り組みについてでございます。1つは、広報啓発活動のさらなる推進であります。振り込め詐欺に関する被害情報を、あらゆる広報媒体を活用して積極的に発信して、広く県民の被害防止に向けた機運の醸成を図るとともに、特に高齢者対策として、巡回連絡あるいは交通安全教室等の高齢者と直接向き合う機会を利用して、具体的で理解のしやすい効果的な広報啓発活動を推進してまいりたいと考えております。

2つ目が、携帯電話等犯行ツール対策についてでございます。振り込め詐欺は、御案内のとおり、架空名義あるいは他人名義の携帯電話、預金口座が必要不可欠な犯行の手段として使用されていますことから、携帯電話事業者あるいは金融機関と情報交換を密にして、これらを利用する犯罪の摘発を強化するなどの取り組みを、さらに強化してまいりたいと考えております。

3つ目として、ATM対策でございます。金融機関のATMを利用した振り込みが依然として極めて多いことから、既に金融機関においては、ATMディスプレイに注意喚起メッセージを表示するなどの対応を行っていただいておりますけれども、さらに、警察官によるATM設

置場所への立ち寄り警戒、あるいは金融機関職員による利用客への声かけなど、水際での被害防止対策をさらに強化するとともに、ATM利用限度額の引き下げや、ATM周辺での携帯電話の利用制限など、金融機関と連携した諸対策を推進してまいりたいと考えております。

なお、来る10月を「振り込め詐欺被害防止強化推進月間」として、期間中、全国一斉に振り込め詐欺の撲滅に向けた警察活動を強化するとともに、関係機関・団体と一体となった広報啓発活動を推進していくこととしております。以上です。〔降壇〕

○丸山裕次郎議員 答弁ありがとうございます。

多少時間がありますので、再質問させていただきますが、まず、入札制度改革についてお伺いいたします。壇上からも述べさせていただきましたが、知事は、今9月定例県議会の提案理由説明の中で、「入札・契約制度については、今後とも、幅広く意見を伺いながら、改革を適宜検証し、よりよい制度の構築に向け、必要な見直しを随時行ってまいりたい」と述べられております。そこで、これまでも県としては、最低制限価格の引き上げや総合評価項目等の変更を行ってきておりますが、その変更後、建設業界からはどのような意見が届いているのかを、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） 建設業界からの意見でございますけれども、入札制度につきましては、最低制限価格を90%以上に引き上げることや、予定価格を事後公表とすること、予定価格2,000万円未満の一般土木等工事は指名競争入札とすることなどの要望をいただいております。また、総合評価方式につきましては、試行件数の拡大や地域社会貢献に関する項目のさ

らなる見直しなど、さまざまな意見をいただいているところであります。入札制度改革に当たりましては、従来より、制度の検証を行うとともに、建設関係団体等の御意見を踏まえ実施しているところでありまして、今後とも、幅広く意見を伺いながら、よりよい制度の構築に向けて一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 建設産業は、先ほど壇上から言いましたとおり非常に厳しい状況に置かれております。少しデータを述べさせていただきますが——先に進めさせていただきますが、いずれにしてもスピーディーに改善をしていかないと——知事はいつも答弁の中で「建設業者数は多い」という表現をされております。建設業者が6,000社から5,000社程度に減ったとかいうふうな話、約1割しか減っていないという話をよく知事はされておりますが、実際、県土整備部所管で仕事を請け負っている方の変動とかを見ていただければ、どれだけ変わってきているのかとか、実際の登録業者と県の仕事を請けている業者の数というのがかなり違ってきている。その辺もしっかりと分析をしていただかないと、一概に業者数が多いという発言は、非常に混乱を招いていくのではないかというふうに思っておりますので、その辺は検証していただきたいというふうに思っております。

続いてなんですが、入札制度となりますと、建設業ということで、土木建設業を行っている方を中心に大きく注目されているんですが、委託業務関連の議論とか、マスコミ等の報道等も少ないということがよく言われておりまして、今回、あえて委託業務に関連して再質問を行わせていただきます。測量等の委託関連業務は、県土整備を図る上での基本中の基本であろうと

いうふうに思っております。しかし、急激な入札制度改革、一般競争入札が入ったことによりまして、低落札者や、県南の業者が県北の仕事を受注したり、また逆のことがあるということ、県北が県南に行っているということで、本当にたすきがけになっている状況とかありまして、県において最低制限価格の設定や入札参加要件の見直し等を行ったのですが、その後の入札結果をどのように分析しているのかを、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） 建設関連業務につきましては、建設産業の健全な発展等を図る観点から、昨年10月に新たに最低制限価格を設定したところであります。このうち、平成19年度に条件付一般競争入札で実施しました測量、補償コンサルタント業務で見ますと、最低制限価格設定前の落札率は51.0%、設定後の落札率は69.1%となっております。18ポイント程度上昇しております。しかしながら、最低制限価格付近での入札や、くじ引きの多発という入札状況等を踏まえまして、今回、予定価格の事後公表を10月から試行することとしたところであります。これらの状況については、多少なりとも緩和されるものと考えております。

また、測量業務の入札参加資格要件につきましては、品質確保の観点から、本年6月に、業務の規模に応じて配置技術者の要件を見直したところでありまして、今後これについては検証をしていくこととしております。建設関連業務につきましては、今後とも、入札・契約制度全般の検証を踏まえ、総合評価方式やプロポーザル方式など、多様な入札・契約方式につきましても検討してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 今、答弁にありましたとおり、一応落札率は18%アップしたということで

すが、まだ69%で非常に厳しいという——現状はそうであります。なおかつ、事前公表にされた関係で、くじ引きということが続いたものですから、経営が本当にできないという状況で、今後、事後公表にさせていただくことで大分変わってほしいということではありますが、本当にそれで変わるのかなという非常な懸念もあります。このように経営が厳しい状況が続けば——皆さんたちも記憶にあると思いますが——数年前に姉齒事件がありました。姉齒事件は、経営が厳しいから手を抜いてしまうという、あのような構造が起きたわけでありまして。このようなことがひょっとしたら県内の測量委託業務の中で起こる可能性もあると懸念をしております。

しかし、この測量設計関係の委託業務を請けて実際工事に入るとなりますと、2～3年かかって非常にタイムラグがあるものですから、今のチェック体制がどうなっているのかと大変心配であります。特に近年、土木技術力の低下がよく言われているものですから、特に測量などは、非常に難しいのではないかと考えておりますし、現場に一番近いものですから、測量は県民の財産に大きく関係しており、もし何かありますと大きなトラブルにもなるのではないかとこのおそれがあります。先ほど言いましたように、トラブルがわかるのは数年後でありますので、その担当者はいないと。ひょっとしたら、今、受注している企業も、残念ながら経営が厳しくなっていないかという可能性があります。今の測量等の委託業務の成果品チェックはどのようになっているのか。どのような体制で行おうとしているのか、お伺いいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） 測量設計等の委託業務の成果品につきましては、おっしゃる

とおりに、その後実施します工事の品質に大きな影響を与えますことから、複数の職員による監督や照査要領に基づく成果品のチェックを厳正に行っているところでもあります。さらに、昨年2月からは、測量設計等の成績評定を試行しておりまして、工程管理や品質管理等に関する技術力と成果品の品質を評価しているところでもあります。また、今年度から、工事の円滑な施工を図るため、工事着手前に発注者、施工者、設計者による公共工事三者検討会を試行的に実施しまして、この中で設計図面と現場との整合性の確認などを行うこととしております。これらを通じて、今後とも、さらなる品質の確保を図ってまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 先ほど、公共工事の三者検討会を行うということでありましたが、発注者は県でありますから別に構いませんが、施工者も受注者であります。設計者となりますと、恐らく、1年前とかにやっていたことで出てくれということになりますと、これはサービスをさせられるという形にもなりかねないというふうに思っております。その辺は十二分に検討していただいて、これまでもかなりサービスをさせられているという話を聞いており、そのようなことが経営を圧迫しているというふうに聞いておりますので、しっかりとした形で取り組んでいただいて、なおかつ確実なチェック体制をお願いしたいというふうに思っています。

測量関係の最後になりますけれども、測量関係業務のあり方について質問してまいりましたが、測量設計業務の健全育成を、実際どのように県としては考えているのかお伺いいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） 測量設計関連業者の健全育成を図るためには、技術者の技術

力向上が不可欠でありますことから、財団法人宮崎県建設技術推進機構等を通じまして、技術研修を実施しているところでもあります。さらに、測量設計関連業者の技術力を適正に評価することが必要なことから、測量、建設コンサルタント、建築設計及び地質調査における成績評定を昨年2月から試行し、順次拡大してきたところでありまして、これにつきましては、平成21年度から本格的に導入することとしております。今後は、これらの成績評定のデータの蓄積を図りながら、価格に加えて技術力等を評価する総合評価方式の導入を検討するなど、技術力にすぐれた企業が伸びていける環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 本日に健全に育成できるように、御努力をお願いしたいと思います。

本県には今、台風が近づいていまして、本当に被害が少なければいいがなと心配をしておるんですが、しかし、宮崎県は山間地域を抱えておりまして、いつ災害が起きるかもしれませんし、なおかつ高速道路等の公共工事の整備もさらに進めていかなくちゃいけないというふうに思っております。そうすると、やはり公共工事というのはなくなるものではないというふうに思っておりますし、現場で一番支えている人材育成が重要だと私は思っております。その中で、これまでも大きな人材育成の場として産業開発青年隊があったんですが、知事の英断によりまして平成21年度までは継続する、その後は基本的には民間のほうに委託を考えながらやっていただくということなんです。私は一義的には、人づくりといいますのは県がしっかりやるべきだというふうには思っているんですが、平成22年度からは民間のほうに検討していくということでもあります。現在、具体的にどのような

検討を行っている、人づくりも含めてどのようにしていこうと考えているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） 産業開発青年隊につきましては、近年の厳しい入隊者の状況等も踏まえ、社団法人宮崎県産業開発青年協会に業務を委託する中で、平成21年度までの2年間を暫定検討期間と位置づけまして、平成22年度からは民間運営に移行することとしております。このため、運営経費の大幅な削減に取り組むとともに、民間運営の前提となる入隊者の確保を図るため、本年度は、入試制度の大幅な改善、募集用ポスターの全面的な刷新、学校訪問の徹底など、募集活動の一層の強化を図っているところであります。さらに、建設技術センターについて、将来を見据えた効率的な業務への再構築を図るために、部内に課長補佐級の職員で構成されたワーキンググループをこの4月に設置しまして、この中で産業開発青年隊の民間運営についても、建設業関連団体等とも意見交換を行いながら、鋭意検討を進めているところであります。現時点では、関係団体からは、みずからが運営主体になることや、経費の一部を負担することなどについて厳しい状況にあるとの意見をいただいておりますが、基幹産業である建設産業の人材育成は大変重要でありますことから、今年度の応募状況等の県民ニーズを総合的に勘案しながら、さまざまな可能性について探ってまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 やはり人材育成というのは重要でありますので、真剣に取り組んでいただきたいと思っておりますし、先ほども言いましたが、一義的にはやはり県がしっかりやっていただきたい。県がやれないものを民間にやらせるというのも、本当はおかしいという気がしますの

で、十二分に検討しながらやっていただきたいと思っております。去る9月12日に、建設業協会、県産業開発青年協会、宮崎県産業開発青年隊青友会の3隊が、部長のところにも要望等を行いました。しっかりとした体制づくりをしていただきたいというふうに思っています。

一連の入札制度についてなんですが、知事のほうにお願いなんですが、業界からは、「いつまで頑張ればいいんだ。出口が見えない」ということであります。出口の見えない努力が一番つらいということでもあります。知事も、恐らく下積みの時代とかあって苦労された時代があると思います。そのときに、やはり光が見えることによって努力をするというふうなこともありますので、しっかりとした総合的な、ソフトランディングを含めてやっていかないと、今の経済がつぶれてしまうというふうに思っております。これは、岩手県の資料も出ささせていただきましたが、ソフトランディングという大きなことも、本当に新分野に移転できるのか、これはなかなか難しい問題でありますので、これは真剣に取り組んでいかないと、貸し渋りもはっきりありますので、なかなか移行できないことを踏まえながら、県としては取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、農商工連携についてお伺いします。

「連携」という言葉は非常にいい言葉であるのですが、本当にできるのかなど。縦割り行政を排除してやるということではありますが、連携という言葉は簡単な言葉であります。難しいプロセスもあるというふうに私は思っておりますので、具体的に県としてはどのように取り組むのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○坂口博美議長 執行部は、大体目安の答弁時間をオーバーしておりますので、手短に早くお

願います。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 農商工連携を進めるためには、農林漁業者と中小企業者が、相互の経営資源を活用しながら事業効果を発揮していくという必要がありますので、いかに連携するパートナーを探してマッチングさせるかが重要だと思っています。このため、地域力連携拠点に指定されております県産業支援財団では、金融機関とか農業団体などと連携しまして、新たに配置されたコーディネーターによる相談への対応、専門家の派遣、あるいは農林漁業者や中小企業が持つ事業ニーズや技術シーズ、それらのマッチング等に取り組んでいるところでありまして、今後とも取り組んでいくこととしております。また、事業の案件を掘り起こすには、県の農林振興局や試験研究機関など、さらには市町村、JA、商工会議所・商工会など第一線の現場が有します地域での取り組みなどの情報を収集し、共有することが重要でありますので、これらの関係機関と密接な連携を図っていきたいというふうに思っております。

○丸山裕次郎議員 掘り起こしの件でありますけれども、どうしても地域の中に入りますと井の中のカワズになってしまいがちなものですから、できれば他の目線から掘り起こしをやっていきたい。特に、ブームをつくっていくのは女性の目も非常に大きいと、私は食べ物については特に思っているものですから、女性の目を活用させていただきながら、できれば農政とか商工とかいう目線ではなくて、県民政策部がもっと掘り起こしに関しては中心になってやっていただければ幸いかなというふうに思っております。

最後になりますけれども、御要望をさせてい

たきます。公社等の改革についてでありますけれども、先ほど天下り等について答弁がありました。これは何となく本当にそうだと。この団体の中にも、知事が理事長なりをしてトップであるのに、知事が要請してまたそこに人を送るとか、非常にあいまいな形があるのではないかなというふうに思っています。他県と比べると確かに進んでいる面もありますが、まだまだチェックすべきところがあるというふうに思っております。また、出資金にしても、ある団体には20億円近い資金があるんですね。本当にこれがいい形で使われているのか疑問でありますし、本当にこれは埋蔵金ではないのかというふうにも思っております。いずれにしましても、公益法人改革が進めば、いずれはこの出資金はすべて整理しなくちゃいけない時期が来るというふうに思っておりますので、しっかりと知事のリーダーシップのもとに、これは取り組んでいただきたいかなというふうに思っています。

最後ですが、特別支援学校のことについてあります。教育委員会のほうでは、いろいろと御努力されながら調査等も進んでいるというふうに認識しておりますが、なかなか財政面が厳しいということで、具体的には進んでいないということでもあります。財政も厳しいことはわかっておりますが、先ほど言いました公社等の改革、50億円以上の資金が委託料なりで行っておりますので、もう少しこの辺をうまく工夫していただければ、予算、財政的な裏づけもできるのではないかなというふうに思っておりますので、しっかりとした形で取り組んでいただきますようお願い申し上げまして、私の代表質問を終わります。（拍手）

○坂口博美議長 以上で本日の質問は終わりました。

平成20年9月18日（木）

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き
続いて代表質問であります。

きょうは、これで散会いたします。

午後3時6分散会

9月19日（金）

平成 20 年 9 月 19 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 冨師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 31 番 井本英雄 (同)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 浜砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 46 番 水間篤典 (同)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)

- 49 番 米良政美 (自由民主党)
- 50 番 坂元裕一 (同)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 知事 東国原 英夫 副知事 河野 俊嗣 県民政策部長 丸山 文民 総務部長 山下 健次 福祉保健部長 宮本 尊一 環境森林部長 高柳 憲一 商工観光労働部長 高山 幹男 農政水産部長 後藤 仁俊 県土整備部長 山田 康夫 会計管理者 長友 秀隆 企業局長 日高 幸平 病院局長 甲斐 景早 財政課長 西野 博之 教育委員長 江藤 利彦 教育長 渡辺 義人 警察本部長 相浦 勇二 代表監査委員 城倉 恒雄 人事委員会事務局長 大野 俊郎 | <ul style="list-style-type: none"> 東国原 英夫 河野 俊嗣 丸山 文民 山下 健次 宮本 尊一 高柳 憲一 高山 幹男 後藤 仁俊 山田 康夫 長友 秀隆 日高 幸平 甲斐 景早 西野 博之 江藤 利彦 渡辺 義人 相浦 勇二 城倉 恒雄 大野 俊郎 |
|---|---|

事務局職員出席者

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 事務局 局長 事務局 次長 総務課 長 議事課 長 政策調査課 長 議事課 長補佐 議事担当 主幹 議事課 主査 議事課 主査 | <ul style="list-style-type: none"> 石野田 幸蔵 弓削 孝幸 田原 新一 富永 博章 桑山 秀彦 孫田 英美 日高 賢治 山中 康二 隈元 淳二 |
|---|--|

◎ 代表質問

○坂口博美議長 ただいまの出席議員43名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続いて代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、社会民主党宮崎県議団、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。台風13号も大きな被害を出さずにはあったところでございます。しかし、それでも日向などでは土砂崩れで被害に遭われた方もおられまして、被害に遭われた方には心からお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。

それでは、昨日に引き続きまして、社民党県議団を代表いたしまして、知事以下、関係部長に質問をいたします。

第1に、知事の政治姿勢についてであります。

「地域浮沈の分水嶺——拡大する地域格差と九州経済」と題した2008年版九州経済白書は、福岡県を中心とする北部九州への設備投資の集中により域内で格差が拡大していると指摘、九州では人口減少が進み、労働力供給の優位性が薄れると予想し、今後5年間を九州の浮沈を決する分水嶺といたしております。

企業立地が好調な福岡、佐賀、熊本、大分の北部4県の有効求人倍率が大きく改善する一方で、宮崎、長崎、鹿児島3県では格差が拡大し、非正社員の増加や世帯収入300万ないし400万円の低所得世帯が増加をしております。とりわけ宮崎県は世帯年収800万円以上と400万ないし500万円の階層が減少し、世帯収入200万ない

し400万円の所得階層の急増や個人消費の伸び悩みなどを見ますと、発展する北部九州、衰退する宮崎県という構図が見てとれるのであります。

各種資料によりますと、福岡生活圏の人口は1,340万人と、九州全体の約25%を占め、以下、事業所数21%、従業員数24%、製造品出荷額14%、卸売業年間販売額51%、小売業年間販売額25%、人、物、金、情報のすべてが集中し、学生数に至っては宮崎県の約11倍となっています。

次に、交通を見てみますと、東九州自動車道は順調にいつて2014年に開通予定ですが、九州新幹線は2011年3月に全線開通が予定され、博多―鹿児島間は、開業前の3時間49分から一部開業で2時間12分、全線開業で1時間20分となるなど、発展する北部九州、追いつく西九州、取り残される宮崎県となるわけでありまして。そこで、知事は宮崎県の進むべき方向をどのように描き、どう進もうとしておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、景気・雇用対策についてであります。

小泉構造改革により、都市と地方の格差は拡大し、とりわけ本県において景気・雇用の実態は厳しいものがあります。昨年1月に東国原知事が就任以降、地鶏やマンゴーの宣伝、県庁が観光地となるなど、宮崎ブームが全国を席卷したわけですが、これはテレビ出演等、知事の八面六臂の活躍と、高く評価したいと思います。しかし、知事の人気に逆行するかのようになり、有効求人倍率の低下や、しにせ企業の倒産に見られるように、景気や雇用の状況を示す指標が下降しています。日銀宮崎財務事務所の金融経済概況、宮崎労働局の労働市場月報等の指標は軒並み低下し、8月には地場最大手の建設会社志

多組が278億円の負債を抱えて倒産するなど、本県は危機的状況を迎えています。観光を除いて明るい材料はなく、これからも厳しい状況が続くと予測されていますが、現状認識と今後の取り組みについて知事に伺います。

次に、第2期行財政改革について、関連してお尋ねします。

適正な定員管理についてであります。先日、知り合いの県職員がみずから命を絶ちました。8月には、ある講演会でお会いし、「休みには息子と溪流釣りなど楽しんでいきます」と元気そうに話していたのと思いますと、残念でなりません。6月の一般質問でも指摘しましたが、改革のスピードが速過ぎるのではないのでしょうか。知事部局のことし4月の職員数は3,996人、計画では2011年までの6年間で300名削減し、3,931人を目標としていますが、3年間で235人削減し、達成率は78%となっています。この間、約600名の職員が退職し、約300名の現業職員が一般行政職員へ任用がえされていることを考えますと、職場は大変忙しく、端的に言いますと混乱しているのではないかと思いますので、知事にお尋ねします。

次に、地域医療体制の再構築についてであります。

国は、多くの公立病院が経営の悪化と医師不足により医療機能が低下しているとして、経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しを内容とする公立病院改革ガイドラインを示し、経営効率化に係る部分については3年程度、再編・ネットワーク化及び経営形態の見直しに係る実施計画については5年程度をめぐりに計画を策定することを求めています。ガイドラインについては法的拘束力がないと言いつながら、再編統合する場合は病院事業債や地方交付

税の措置など、アメとムチにより計画策定を地方自治体に強制し、さらに自治体財政健全化法を制定し、自治体に縛りをかけています。また、医師養成の抑制策や臨床研修制度導入という誤った政策により今日の地域医療崩壊への引き金を引いたにもかかわらず、その責任をほおかむりし、公立病院を統廃合し、地域医療を切り捨てることで乗り切ろうとしています。今日の地域医療の現状認識と公立病院改革ガイドラインについての考え方を、知事にお尋ねします。

次に、消防行政の広域化についてであります。

消防庁は、災害や事故の多様化、大規模化、都市構造の複雑化等の変化に対応し、災害発生時の初動体制の強化をし、効率的な部隊運用等、行財政上のスケールメリットを生かすとして、2012年度までに消防本部の管轄人口30万人を目標とする広域化を実現することを求めています。2007年度末に定められた宮崎縣市町村消防広域化推進計画によりますと、県内を1ないし3消防本部体制とし、実施体制は、一部事務組合方式や広域連合、事務委託方式を挙げていますが、各消防長の意見がまとまっていないようであります。安心して暮らせる郷土を築くためにも、機動性を確保し、消防団との連携を十分生かしていくためにも、日常生活圏での広域化を図ることが妥当であり、市町村の理解と納得の上で進められるべきだと思いますので、知事にお尋ねします。

次に、ひきこもり問題についてであります。

ひきこもりの問題については、再三、本議会で実態把握と支援体制の整備をしてほしいと要請してまいりましたが、厚生労働省は8月、ひきこもりの人や家族からの相談専門窓口となる

ひきこもり地域支援センターを来年度、全都道府県に設置する方針を決めたようであります。本県のひきこもりの人は数千人から1万人と推定され、ほとんどの家庭がだれにも相談できず、最悪の場合は自殺というケースもあるため、手探りで対応し、悩み苦しんでいるのが実態であります。自殺予防については、先日、シンポジウムが開かれ、県挙げての取り組みが行われていることを評価するところですが、ひきこもり対策を充実することも極めて重要だと考えております。知事の現状認識をお尋ねいたします。

次に、教員免許についてであります。

教育職員免許法は、教育職員の免許基準や資質の保持と向上を図るとして終身免許とされていましたが、昨年の法改正により、最新の教育事情の周知を図るとして、10年ごとに課程認定大学等での30時間の講習を課し、修了認定した上で教員免許を更新することとされたところがあります。水先案内人や運転免許などは身体的な適性確認のために更新制とされているのであり、医師や弁護士など大半の職業資格に更新制がとられていない免許制度と比較しますと、整合性等、法制度上多くの問題をはらんでいると言えるのであります。また、世界のほとんどの国が教員数を確保するため、身分を安定させることを重要課題として終身免許としていることからしても、教員免許に更新制度が導入された意義がよくわからないのが現状ではないでしょうか。免許更新制の意義をどのように認識しておられるのか、教育長にお尋ねいたします。

次に、観光振興と交通政策についてであります。

先日発表された2007年の宮崎県観光動向調査によりますと、観光客数は1,235万人、観光消費

額は933億円となり、前年と比較しますと、それぞれ1.5%、4.1%増加しています。特に経済効果の高い県外客については、前年比3.5%、15万6,000人増加し、441万2,000人に、観光消費額は、5.7%、32億1,800万円増加し、600億3,500万円となっています。知事を先頭とする関係者のさまざまな努力の結果と、高く評価をいたしたいと思います。しかし、それでも県外観光客は最盛期の1996年の79%、観光消費額は69%でありますし、今後なお一層の取り組みの強化が図られなくてはなりません。ここに、ある観光エージェントの2007年の九州地区宿泊チケット販売額をまとめたものがあります。それによりますと、総額は312億円でありますけれども、最高は大分県の68億円、最下位は宮崎県の20億円となっており、九州内での宮崎観光の位置を示しているのではないかと思います。また、日銀鹿児島支店調べによる主要ホテル・旅館宿泊者数や主要観光施設の入場者数は、ことしに入り減少しているようであり、知事効果は長続きしないであろうと予想されますが、今後、県外からの誘客をどのように推進していこうとされるのか、知事にお尋ねします。

次に、観光客や高齢者、学生の移動手段の確保という観点から、県内交通網、とりわけバス路線の整備についてお尋ねします。国土交通省の指摘を待つまでもなく、私たちの日常生活は自家用車に過度に依存しており、さらに過疎地域を中心に、急速な少子高齢化によりバス利用者は急激に減少しています。現在、バス路線は、採算のとれる一般バス路線、複数の市町村にまたがる、行程10キロ以上、利用者が15人以上で国・県各2分の1補助がある生活路線、国補助が打ち切られ、県・市町村補助の代替バス路線の3種類で運行されていますが、これを人

間の体に例えますと、一般路線が大動脈とするならば、生活路線は普通の大きさの血管で、代替路線は毛細血管と言えます。県では、単一市町村内を走る代替バス路線の補助金をことし9月で打ち切り、コミュニティバスへの転換を進めています。そこで懸念されるのは、切りかえる際に生活路線とうまく結合して利用者がバスを利用できるのか、つまり、血液が十分流れるのか、また安全性の確保は大丈夫なのかということでもあります。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律や改正道路運送法は、市町村が主体となってバスや鉄道など地域の交通手段を確保することを地方に求めています。十分な検討時間が不足しているのが現状であり、補助を1年間程度継続し検討すべきと考えますので、知事にお尋ねします。

次に、環境問題についてであります。

洞爺湖サミットは、京都議定書から離脱したアメリカを含めたG8が温暖化ガスを2050年に半減するとした長期目標に合意したかのような文書を残し閉幕しましたが、2020年の中期目標を具体的に示すことができないなど、世界の期待を裏切ったと言えます。国連の気候変動に関する政府間パネルは、地球の平均気温の上昇は、降水量の変化による洪水や干ばつの頻発、水不足の深刻化、鳥インフルエンザなどの感染症等の健康被害をもたらす、人類の生存基盤を脅かしていると指摘しており、環境問題は喫緊の課題であります。

1997年、気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で、2008年から2012年の期間における温室効果ガス削減目標が京都議定書として定められ、日本は温室効果ガスの排出量を1990年比6%削減することとされました。そして、来年12月のCOP15までに2013年以降の枠組み

を決めなくてはなりません。しかし、京都議定書でさえも政府は経団連の自主行動計画により対応しようとし、目標を達成できないのではないかと懸念されています。

ところで、福田ビジョンで、太陽光、風力、水力、バイオマス、未利用のエネルギーなどの再生可能エネルギー等のゼロエミッション電源を50%にすることや、太陽光発電を2020年までに現状の10倍、2030年には40倍に引き上げることなどがうたわれました。本県では、2004年に新エネルギービジョンを策定し、新エネルギー関係連絡会議を設置して取り組んでこられました。そこで、目標年の2013年度までに太陽光発電や廃棄物発電・熱利用等により原油換算17万6,983キロリットル相当分を供給するとした新エネルギー導入目標の達成状況についてお尋ねします。また、新エネルギー関係連絡会議では何回程度の会合を開き、どのような議論を行ってきたのでしょうか。また、県庁内での温室効果ガスの削減の取り組み状況はどうなっているのか、知事、関係部長にお尋ねします。

次に、農業問題についてであります。

先月、西諸県郡と東諸県郡の農業生産法人と農産物冷凍加工会社を見学してまいりました。農業生産法人では120ヘクタールの耕地に、ゴボウ、里芋、ホウレンソウ、ニンジン、大根、キャベツ、タマネギ、枝豆、モロヘイヤ、お茶などを育苗、栽培し、真空冷却により冷凍、チルド加工品として出荷しておられました。感動したのは、適地適作の考えでハウス栽培は行わず、人間と共生する自然循環型農業を目指しているとのことで、これからの進むべき農業のあり方を見た思いでした。また、野菜加工館では、農業生産法人から購入したホウレンソウや小松菜、水菜、ゴボウ、ニンジンを高压バブル

流水洗浄機で2次洗浄、殺菌し、凍結、カット野菜としてホテル、レストランなどに出荷しているとのことで、そこは農業生産法人と同様、常用からパートまでの貴重な雇用の場となっていました。

今、農業を見てみますと、投機資金の流入やバイオ燃料への食物の転用、中国やインドなど新興国の畜産需要の高まりによる穀物需要の増加に加え、経済のグローバル化により我が国の農家経営は厳しい状況に置かれています。食料問題は危機的状況にあるにもかかわらず、日本の食料政策は安定輸入・安定供給が続けられた結果、食料自給率は39%と、2003年データですが、OECD加盟国中26位と、特段に低くなっています。地球温暖化ガスの排出削減が世界的課題となる中、ことしの食料・農業・農村白書は、食料の輸送距離が長いほど輸送時に二酸化炭素排出がふえ、環境に負荷があるとされるフードマイレージについて、日本は韓国や米国の約3倍、英国やドイツの約5倍となっていると指摘し、国産バイオ燃料等の導入を促しています。また、近年の石油価格の高騰は、日本の農業、とりわけ本県農業が石油なしで成り立たなくなっているという現実を突きつけ、原油高騰対策として、今議会でもハウスの二重暖房への支援策が提案されるなど、農政水産部による懸命の努力が続けられています。地球温暖化が加速度的に進行する今日、脱石油農業により、バイオマスや太陽エネルギー等の新エネルギーへ転換するなど、自然循環型農業への取り組みが求められていると思うのでありますが、宮崎県の農業はどうあるべきと感じておられるのか、知事にお尋ねいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

本県の今後の方向性についてであります。現在の九州におきましては、北部、特に福岡県への人口の集中が進む——ちなみに、2007年は減っておりますが——九州内の南北格差という問題が指摘されております。また、東西で見ましても、高速道路や新幹線の整備など格差が生じており、このような中であって、本県経済は非常に厳しい状況に置かれているものと認識いたしております。本県が潜在的能力を最大限に発揮し、他県と同じ土俵で競争できるためには、その前提条件として、九州内において最もおこなっている交通網の整備、さらには企業誘致等働く場の確保が不可欠であります。まずは、これらの課題の解決に全力で取り組んでまいり所存であります。その上で、農業立県としての実績や恵まれた自然環境など、その強みを生かして日本の食料供給基地として、また新エネルギー等環境産業の集積地として発展させるなど、その存在感を全国に向けて示していけるよう、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

続きまして、景気や雇用の現状認識と今後の対応についてであります。昨年から続く原油価格の高騰やアメリカのサブプライム住宅ローン問題などにより、日本経済は大きな影響を受けており、今月12日に内閣府が発表したことしの4月から6月期のGDPを見ますと、年率換算で前期比マイナス3%となっております。このように日本経済と世界経済が減速する中、本県におきましても、燃油や資材価格の値上がり等により、特に中小企業者や農林漁業者が厳しい経営環境に置かれ、また7月の有効求人倍率も0.57倍に低迷するなど、本県経済は非常に厳

しい状況にあると認識しております。今後とも、県内産業の振興に努めるとともに、県内の経済状況や企業動向について適時的確な情報の把握に努め、マクロ的景気経済対策を国に要望し、国の動向も十分に踏まえながら、的確に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、定員管理についてであります。極めて厳しい財政状況の中で、持続可能な行財政システムを構築していくためには、徹底した事務事業の見直しや職員数の削減などの改革に迫られております。このため、定員管理につきましては、行財政改革大綱2007において、総職員数を平成23年4月までに17年4月対比で1,000人純減するという目標を立てております。この目標を確実に達成するため、これまで組織の簡素合理化や事務の効率化、民間委託などに計画的に取り組んだところであり、引き続き適正な定員管理に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、任命がえ職員についてであります。任命がえ職員におきましては、それぞれ意欲的に業務に取り組んでいるところではありますが、全く新たな業務に従事していることから、職場環境や業務への適応の面で、本人や配属された職場につきまして、一定の配慮が必要なことと承知しております。定員管理に当たりましては、このような状況にも十分留意しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公立病院改革についてであります。本県の地域医療につきましては、ますます深刻化する医師不足から、僻地や小児科、救急医療等において重大な影響が生じるなど、大変厳しい状況に置かれております。また、公立病院は、医師不足や悪化する経営状況の中で厳しい環境にあると考えております。このような状況の

中、国が示した公立病院改革ガイドラインにつきましては、病院経営の健全性を確保し、地域において必要な医療を安定的、継続的に提供していくことができる体制の構築を求めるとして認識しております。現在、関係市町村において、ガイドラインに沿って公立病院改革プランの作成が進められておりますが、県といたしましては、この改革プランの作成を通じまして、地域住民が必要な医療サービスを将来にわたって受けられるよう、助言してまいりたいと考えております。

次に、消防の広域化についてであります。消防の広域化につきましては、大規模化する災害や、人口減少と高齢化の進展による地域防災力の低下等に対応するため、自主的な市町村の消防の広域化を推進し、消防体制の効率化や基盤強化を図ることを目的に、全国的に推進されているものであります。本県におきましても、小規模な消防本部が多いことから、平成19年度末に宮崎縣市町村消防広域化推進計画を策定しましたが、広域化の組み合わせにつきましては、関係者の意見の一致を見なかったことから、各消防本部管内の市町村の現況や将来の見通しを踏まえ、人口規模や地理的条件などを勘案し、県域1消防本部体制と3消防本部体制の2案を記載したところであります。現在、この2通りの組み合わせについて、広域化の具体的メリットや、組み合わせの有効性あるいは課題等の検討を行っているところでありますが、組み合わせの決定に当たりましては、市町村や消防本部等関係機関と十分に協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、ひきこもりの現状についてであります。ひきこもりは、さまざまな要因によって社会的な参加の場面が狭まり、学校や職場など自

宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態であると言われております。その数は、平成16年度に取りまとめられた厚生労働省の研究事業による推計では、全国で32万人とされております。ひきこもりの要因は複雑に絡まっており、近年は不登校やニートなど、いわゆる社会的ひきこもりもクローズアップされてきております。ひきこもりは御本人の問題であるだけでなく、御家族にとっては精神的、経済的負担も生じるとともに、社会的に大きな損失につながるものと認識しております。県としましては、精神保健福祉センターや各保健所において、ひきこもりの本人や家族の方からの相談に応じるとともに、家族会の行う相談事業に対し助成をしておるところでございます。

続きまして、県外からの誘客の推進方策についてであります。国内外の景気が減退し、原油・物価高騰の折、本県観光は、天孫降臨などの神話・伝説、マリンスポーツやトレッキングなどの体験、安全・安心でおいしい食材、都会では味わえない温かみのあるおもてなしなど、さまざまな魅力を有していると考えております。このため県としましては、これらの魅力をメディアやホームページ等により情報発信するとともに、県外からの観光客誘致を目的とした観光キャンペーン事業の実施や、旅行会社への商品化の働きかけ等を積極的に行っております。また、訪れた方々に満足して帰ってもらえるよう、県民総力戦でおもてなし日本一の宮崎づくりに取り組んでいるところであります。重複いたしますが、景気低迷の中ではございますが、今後とも、宮崎ならではの魅力を最大限活用し、県外からのさらなる観光客誘致に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、廃止路線代替バスへの補助につ

いてであります。バス事業者を取り巻く環境や自治体の財政状況が厳しさを増す中、地域交通を将来にわたって安定的に確保していくためには、地域の実情に応じた、より効率的な交通システムへの見直しが必要であると考えております。このため県では、市町村に対しコミュニティバスなど、より効率的な交通手段の導入を促す一方で、単一市町村内の廃止路線代替バスに係る補助を段階的に縮小・廃止することとしたところであります。この結果、既に三股町など5市町がコミュニティバスに移行し、また日南市など8市町村がことし10月からのコミュニティバスの運行を目指し準備を進めているなど、関係市町村においては必要な見直しがなされたものと考えております。県としましては、今後とも、これらの取り組みを推進することにより、安定的な地域交通の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、新エネルギービジョンの達成状況についてであります。平成16年3月に策定した宮崎県新エネルギービジョンでは、太陽光発電やバイオマス発電・熱利用など、9つのエネルギー分野について、それぞれ目標を定めて取り組むこととしております。その状況を見ますと、太陽光発電など太陽エネルギーの活用については全国でもトップクラスにあり、またバイオマス資源の利用やクリーンエネルギー自動車の普及等も順調に進んでおりまして、平成18年度末時点で原油換算で約110万キロリットル、二酸化炭素で約317万トンの削減に当たる効果を上げており、全体としては着実に推移していると認識しております。今後とも、県民や企業、市町村等と連携しながら、本県の地域特性や資源を生かした新エネルギーの導入に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、原油高騰に伴う宮崎のあるべき農業の姿についてであります。本県農業は、西南暖地の温暖な気象条件を生かした施設園芸等を中心に、キュウリ、ピーマンなど冬場の野菜を全国に供給する産地として、なくてはならない大変重要な役割を果たしております。しかしながら、施設園芸を取り巻く環境は、近年の急激な重油・肥料価格の高騰等により大変厳しい状況にあるとともに、一方では、地球環境への負荷軽減の観点から、あらゆる産業部門でCO₂排出抑制への取り組みが求められております。このような情勢の中、中長期的な視点で園芸振興を図るためには、これまでの化石燃料に依存した生産体系からの転換が重要であり、省エネ設備の導入による燃油の節減はもとより、本県の豊かなバイオマス資源である木質や畜ふんのペレット等を活用した脱石油型燃料への転換、そして、冬季温暖多照な気候や標高差、畑かん等の地域の特徴を生かしながら、加温を必要としない露地栽培等の拡大などが必要と考えております。このため県におきましては、本年6月に発足した農水産業温暖化研究センターにおける民間や大学等と連携した技術開発プロジェクトを初め、試験研究や普及機能等を十分活用し、市町村や関係団体等とも連携を図りながら、より一層環境に配慮した生産構造の構築や本県農産物の生産拡大に努めてまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○県民政策部長（丸山文民君）〔登壇〕 お答えします。

新エネルギー関係連絡会議の開催状況等についてであります。新エネルギー関係連絡会議は、県における新エネルギーの導入推進や部局間の連携協力等を目的といたしまして、平成14年度に設置をしたものであります。18年度まで

毎年1回会議を開催し、新エネルギーに関する情報交換や各部局の取り組み状況等の取りまとめを行っております。なお、昨年度は、住宅用太陽光発電の普及や農業分野におけるバイオマスの活用など、個別のテーマごとに設置された検討会議等におきまして、さらに具体的な意見交換や事業内容の検討などを行ったところであります。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長（高柳憲一君）〔登壇〕 お答えいたします。

県庁では、温室効果ガス削減について、宮崎県庁地球温暖化対策実行計画によりまして、温室効果ガスの排出量を平成16年度を基準としまして、平成22年度までに2.4%削減することを目標としております。この目標達成のために、1つには、低公害車の導入を初めとするグリーン購入の推進、2つには、パソコン電源の適正管理など、オフィス活動での省エネ・省資源の取り組み、3つには、E S C O事業の導入など県有施設の建築・維持管理における取り組み、そして4つ目に、水曜日のノーマイカーデーや午後6時の一斉消灯など、職員の環境保全活動の実践の項目について、全庁挙げて取り組んでいるところであります。その結果、平成19年度は、温室効果ガスの発生源として約8割を占めます電気、A重油、ガソリンの使用量は減少する見込みであります。また、E S C O事業による県立宮崎病院の省エネ改修が完了しましたことから、平成20年度以降、温室効果ガスの削減に大きく寄与するものと考えております。今後とも、目標達成に向けまして、温室効果ガス削減のための取り組みをさらに徹底してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えをい

たします。

教員免許更新制についてであります。「教育は人なり」と言われておりますように、教師は、子供たちの人格形成に極めて大きな影響を与え、その後の人生を左右し得る存在であると認識しております。そのため、職務に対する使命感や誇り、子供たちに対する教育的愛情など、教職に対する強い情熱を持っていただきたいと考えております。その上で、教育の専門家としての確かな力量を持ち、子供を引きつける人間性を兼ね備えていることが、教師としてあるべき姿ではないかと考えております。このような考え方をもとに、子供たちを取り巻く環境を見てみますと、国際化の進展や価値観の多様化、自然科学の進展など、常に変化し続けており、子供たちや社会の期待にこたえるためには、教師として最新の知識・技能を確実に身につけておくことが必要であると考えられます。このようなことから、免許更新制は、教員が10年に一度、更新講習を受講することにより、最新の知識・技能を確実に身につけようとするものであり、教師の資質向上を図るための一つの方策として意義を有しているものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○鳥飼謙二議員 それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは、再質問をしてみたいです。知事は宮崎のあり方の中でいろいろと申されましたけれども、道州制が今、議論をされておりますね。知事はこれまで、国からの権限や税財源を徹底して地方に移譲することを前提とし、本県にとってプラスになるという条件つきで賛成であるというふうに答弁されておられるわけですが、350億円、地方交付税を国は値切ったということがございましたけれども、三位一体

改革を持ち出すまでもなく、私は認識が甘いのではないかと思っているんです。先ほど九州の中で衰退する宮崎県というのを申し上げて、いろいろ議論いたしましたけれども、道州制へ、その前提条件がクリアされるとはとても思えない現在の状況ですから、そのままの形で道州制に入っていくということになっていくのではないかと、宮崎はとんでもないしっぺ返しを食うのではないかというふうに心配をしております。都道府県、市町村の二層制が今、定着しております、なぜ道州制なのかという議論も、国民的にも県民的にも議論をされておられませんし、まずは、予算と権限の移譲という地方分権により、都道府県を自治体として機能させることが優先されるべきではないかというふうに思っているんです。前提条件をつけるのはわかりますけれども、それはかなわぬ願いだと私は思っているんです。今のところですね、とんでもない財政危機の中で。ですから、都道府県に権限を移すべきではないか、当然、道州制の議論については慎重にさせていただきたいというふうに思っております、再度、道州制についての答弁をお願いいたします。

○知事(東国原英夫君) 道州制につきまして、何遍も答弁させていただいているように、地方に十分な権限と財源——道州制になるには、行政と立法と財政の3つの権限を持った、いわゆるちまたで言われています完全自治体としての道州制が理想だと私は考えております。あくまでも、道州制になることによって本県がプラスにならなければ本末転倒でございますので、そういったものを前提条件に、全国知事会とか九州地方知事会などで議論を深めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 非常に流れというものは速い

わけで、しまったと思ったときには間に合わないんです、道州制の議論というのは。そのときに宮崎が充実されているかということ、とても新幹線が走っているような状況でないわけですから、ぜひ慎重に。今の都道府県という機能を充実させる、分権をしていく、そしてその後の段階として道州制を議論されるのは大いに結構でありますけれども、そういうふうになっていませんので、そこはしっかりと御理解をいただきたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。知事のテレビ出演についてであります。地元紙の知事の動き欄を見ますと、よく上京しておられ、後でマスコミや知事のブログで、公務であったり、バラエティー番組であったりすることがわかり、なるほどと思ったりいたします。ことし1月にある会合で知事にお会いしたときに、「ことしはテレビ出演を控えます」と話しておられたんですが、1月から8月までのテレビ出演の回数等、テレビ出演の状況についてお尋ねをしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） テレビ出演の回数についてであります。ことしの1月から8月までのテレビ出演の回数は、公務が54回、政務が117回で合計171回であります。これは一応、報道の取材とか、ぶら下がりとか、PR活動、県産品フェア、ビデオメッセージ等々は含まれておりません。

○鳥飼謙二議員 最近、県外で放送されるものが多いから、私は見る機会も少ないんですけども、知事が頭をたたかれたりする場面とかもあるわけです。そういうのを見て、情けないなというふうに思ったりするという声を聞くわけで、いわゆるバラエティー番組といいますか、テレビ出演についての基準は、どういうふ

うにしておられるのか。また、政務と公務の線引きはどうしておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） テレビ出演の基準についてであります。まず、私はマニフェストで、宮崎をPRさせていただくということは県民の皆さんとお約束させていただいたことなので、このお約束を果たすべく行動に移しているところでございます。その番組の選定に当たって、まずは基準となるのが、宮崎県のPR、イメージアップにどうつながるかというのを最優先に考えさせていただいております。ちなみに、県民の皆さんの意見や知事としての職責等も踏まえながら、取捨選択して対応させていただいているところでございます。県民の方々の意見というのは、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌等メディアに積極的に露出してほしいという意見のほうが、私に届く意見では大方を占めているところでございます。

政務と公務の分け方でございますが、公務というのは、宮崎県としてのPRとなるものが大まかに公務とされております。政治家としての活動というものが政務になっておりますが、基本的には、公務、政務ともに、宮崎県の何がしかで観光あるいは県産品のPRということが前提になっておらなければ、出演は受諾していません。

○鳥飼謙二議員 例えば、6月9日と10日に道州制の会議で出張されておられまして、そのときに、「太田光の私が総理大臣になったら」という番組に出演をされておるようなんですけども、これは県の旅費規程、出演料の取り扱いとかあると思うんですね。公務で行って、そのまま出てというのがありますが、そういう線引き、取り扱い、これはどこでやっておられ

るのでしょうか。知事はやっておられないでしょうけれども、その辺の管理をどうしておられるのかというのをちょっとお聞きしておきたいと思うんです。

○知事（東国原英夫君） その線引きは、秘書課と相談しながら決めております。

○鳥飼謙二議員 秘書課の基準はどうなっているのでしょうか。

○県民政策部長（丸山文民君） 知事の出張の公務と政務の区分ですけれども、秘書課のほうにおいて、その出張の目的、行程等を照らし合わせまして、これが政務である、あるいは公務であるという判断を、一律に基準というのを示すことはなかなか難しいわけですが、知事の出張の内容等について十分勘案して、判断をしているところであります。

○鳥飼謙二議員 そちら辺はしっかりしていただきたいということで、これ以上申し上げませんけれども、公務で出張する、そして政務、そしてまた公務に出てという場合もあると思うんです。そのときの旅費はどうなるのか。あと、公務がなくなって政務だけになって、往復の旅費が出ると思うんですけれども、その後の旅費はどうなるのか、テレビ会社から出るのかという、いろいろあると思うんです。ぜひその辺の基準はしっかりして、県民から後でとやかくの批判を受けないようにということで、答弁は要りませんから、お願いをしておきたいと思いません。

ところで、知事は6月の答弁で、ブログについて私がお聞きをしましたら、ブログは、県政や知事というのはどういう仕事なのか、知事が今どういうふうを考えているのかについて関心を持ってもらうために書いていると答弁しておられます。そこで、5月24日付の、議場配付しま

したブログ「怒髪天を衝く」でありますけれども、物産振興センターの販売するTシャツの値段を200円下げることがなぜできないのかと、知事とは思えない言葉で知事の怒りが書かれております。もう読み上げませんけれども、なぜこう知事は怒っておられるのかわからないわけですが、真意をお聞かせいただきたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） ブログに書いたとおりなんです、「ここやがTシャツ」というものを2,100円で販売したいという御相談がありまして、Tシャツで2,100円というのは庶民感覚でどうなんだろうな、高いんじゃないんだろうかな、もう少し安くないのかという話をしましたところ、できないということでしたので、もう少し安くしてくれないかということをお願い申し上げた、その経緯をこのブログに書きつづけたわけでございます。

○鳥飼謙二議員 私が聞きしましたところ、既にTシャツは2,100円で売られていたと。しかし、これが2,100円はちょっと高いんじゃないかというようなことが主管課といいますか、主管部を通じてお話があったというふうにお聞きしておりまして、それはそれで、それまで2,100円で買った方もおられるわけで、途中から安くするというのも筋の通らないことだというふうに私は思うんです。ですから、そこはしっかりと意見を聞いていただきたいというのが一つございますけれども。そこで、物産振興センター、所管は商工観光労働部になるようですが、これは県の外郭団体、社長さんはどなたになっておられますか。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 会長は佐多さんです。山形屋の社長さんがなっていておられます。

○鳥飼謙二議員 そうしますと、県の機関ではない。県の機関ではないところに知事がいろいろと言われて、経緯について先ほど申し上げたとおりなんですけれども、これはちょっとおかしいのではないかなと私は思うんです。知事は県庁の中での絶対権力者なんです。これは、知事に就任されて、肌身に実感をされておられるだろうと思うんです。前知事が談合事件を起こしたときに、職員に対して、こういうふうなことをやりなさいと、困っちゃってよなということで、今、当事者の裁判が行われておりますけれども、これは最高権力者からの指示であったわけなんです。そういうことを考えますと、本当にまたもとのようになっているのではないかなという感じを私は受けるわけです。県が行政をやっていく上で、県の機関でもないところを引き合いに出して、これはおかしいではないかというふうな——かちんときたと、役人はとか、いろいろ書いてございますけれども——これはやってはならないこと。もしやるにしても、もしそういうことを議論するにしても、公にするべきことではない、私はそんなふうには思うんです。ぜひ注意をしていただきたいなと。知事というのは県庁の中では本当に絶大なる権力者なんです。そこを踏まえてやっていただきたいというふうに思います。

例えば、入札制度の問題がございまして、事後公表ということにされましたね。入札制度の改革で予定価格を事後公表すると。その際にいろいろと議論されてこられたのは、言っておられたのは、職員から漏れるのではないかということをお大変心配しておられた。いろんな業者の方の働きかけとか、いろんな方面での働きかけがあるのではないかというのは当然あるわけですが、しかし、それでもそこには、知事

は職員を何か信頼していないのではないかというふうなことを私は思うわけなんです。そして、職員もまた、知事の真意がわからない。真意がわからないから困っているという状況が今、宮崎県庁の中で起きているのではないかと思っているんです。ここに部長がおられますけれども、どれだけ県政の課題について知事とけんけんがくがく議論をしたことがあるのか、そんなことを思うわけです。知事は、県庁にいる幹部職員と意思の疎通をぜひ図っていただきたいというふうに思うわけですが、これについて御答弁をお願いいたします。

○知事（東国原英夫君） かんかんがくがくの議論はさせていただいているつもりであります。このTシャツの件でも、恐らく数十分にわたりお互い議論した経緯がございます。また、入札・契約制度改革の事後公表についても、現場あるいは担当部局とさまざまな議論をさせていただきました。職員を信用していないという御指摘がありました。私は、事後公表にすると、職員にかかるリスク、働きかけ等々のリスクが大きくなるのではないかとこのことを心配しておりました。そういうことでございます。担当部局との意思疎通がなされていないというのは、議員の杞憂であると思います。私は、ランチミーティングあるいはその他の意見交換会等々で十分な意思疎通はとれていると考えております。

○鳥飼謙二議員 もしそうであるとするならば結構でありますけれども、私がいろいろとお聞きをしますと、そうっていないと。副知事もしっかり補佐をしていただきたいというのも一つございますし、宮崎県知事として重責を担っておられるわけですから、私もぜひ知事に頑張ってもらいたいな、ともにやりたいな、頑

張っていこうというふうに思っているわけです。ぜひそういう指摘があったということに留意されて、しっかりと議論をしていただければというふうに思いますので、これ以上申し上げませんけれども、よろしくお願いを申し上げます。

景気・雇用の問題についてであります。先ほど御答弁をいただきました。非常に厳しい状況にあると思うんですが、ことし6月、東京の秋葉原で通行人7人が犠牲となる無差別殺人事件というのが起きて、社会を震撼させたことは記憶に新しいところでございます。犯人は、トヨタ系列の関東自動車工業という自動車製造現場で劣悪な労働条件下で働く派遣労働者で、生産調整のために派遣労働を中途解約しようとしたことが背景にあるのではないかと、報道は伝えていました。労働者派遣法が成立した1985年当時、かなり昔ですけれども、このときは専門的な技術や能力を持つ人に限られておった。ところが、1999年に原則的に自由化され、2003年には製造業でも派遣労働が解禁され、細切れ雇用が横行するなど、労働者が人として扱われなくなった。今回の事件は決して許されることではないわけですが、若者に将来の希望を持たなくした制度にも大きな原因があるのではないかというふうに思っております。登録派遣などはもってのほかで、派遣労働は少なくとも専門的業種に限るべきではないかと思っておりますけれども、知事の率直な感想、見解をお聞きいたします。

○知事（東国原英夫君） 秋葉原の無差別の殺傷事件につきましては、加害者が派遣労働者であったことから、その雇用環境とか形態が、制度上の問題が犯罪の背景にあるのではないかという報道がなされたわけでございます。派遣と

いう労働形態とか社会状況がこの事件に直接どう影響したかというのを証明するためには、派遣労働者の犯罪率といったもののデータの根拠が必要かなと思っております。報道された内容から加害者の心情を察するに、さまざまな社会格差が拡大して、自分は格差社会の中での負け組だというような敗北感、閉塞感あるいは疎外感、それによる自暴自棄というか、社会への身勝手な逆恨み、あるいはメディアの中での劇場型の犯罪動向、そういった複雑な、複合的な感情が絡んで犯罪に至った事件だと考えております。

○鳥飼謙二議員 派遣労働のあり方についてはどう考えておられるでしょうか。

○知事（東国原英夫君） この20年、派遣労働、非正規雇用の方々が倍増している。1,700万人を超えたとは記憶しているんですけども、そういった方が多くなって、雇用形態が自由化されたということと、格差社会、収入の面での格差が広がったということは、ジニ係数あるいは生活保護世帯等々の数字からも、あるいは2,000万以上の所得の方々の数字等々からも推察されることだと思っております。

○鳥飼謙二議員 答弁になっていないと思うんです。私は、派遣労働のあり方についてどう思うかということをお聞きしたんですけども。

○知事（東国原英夫君） 規制緩和の中で労働力が自由化されたこの社会状況、格差が広がっていく——自由社会、資本主義社会においては格差というのはある程度仕方がないことだと思いますけれども、今の日本の状況を見ると、格差というものは常識を超えているかな、限界を超えているかなというような感想を持っております。そういった意味においては、非正規雇用の現状というのは少なからず改善されるべきだ

と考えております。

○鳥飼謙二議員 次に、先ほど景気の現状をいろいろとお話をいただきましたけれども、8月に経済対策連絡会議というのを設置されたようですが、協議結果が予算や政策に反映される仕組みになっているのでしょうか。そのほかにも物流対策というのを、検討会議、立ち上げておられますけれども、その後の施策の展開が県民に見えてこないと思うのであります。スピード感のある行政、県民総力戦を標榜しているのであれば、県民に見える迅速な対策を実施すべきではないかというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 世界的に経済の先行きが不透明となる中、地方自治体である県が景気対策のために取り組めることというのは、おのずと限界があるかなと考えております。しかしながら、例えば志多組の民事再生手続開始の際には、緊急の庁内連絡会議を開催しまして、情報の共有化を図るとともに、セーフティネット保証制度の早期指定を国に働きかけまして、取引先企業の連鎖倒産防止を図るなど、県としてできる限りの対策を行っております。景気・雇用対策というのは県民の関心の高い分野でありますので、今後とも鋭意努力、対応させていただきたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 時間があれですから、次に参ります。財政難などで職員数の削減が進んでおるわけですが、非正規職員が増加をして、職員全体の5割を超える自治体も出てきているというふうに聞いております。非正規職員が役所を支えているという状況も起きております。本県でも同様の傾向だと思っておりますが、本県での人数、正規職員に占める比率はどのようになっているのか、総務部長、教育長、警察本

部長にお尋ねをいたします。そしてまた、臨時職員や、例えば農業研究補助員など非常勤職員の年収、勤務条件はどうなっているのかもあわせてお尋ねいたします。

○総務部長(山下健次君) まず、知事部局の人数でございますが、正規職員の数が3,916人、非常勤職員が、臨時的任用職員も含めまして1,275人ということで、合わせて5,200人分の1,200ということですから、約2割。ただ、非常勤職員の場合には、例えば月に3日とか、あるいは週に30時間とか、そういったばらつきがございますので、一概に同じ比率で比べることはならないだろうと思います。

それから、農業研究補助員の勤務条件についてでございますが、農業研究補助員、いわゆる農政関係の試験場、農業試験場、畜産試験場、水産試験場にいる職員でございますけれども、ここに勤務する農業研究補助員の報酬を総合農業試験場の場合で申し上げますと、1日8時間の勤務時間で——これは日額で支給しておりますけれども、任用時の経験年数によりまして——1日6,000円から8,350円の範囲でございます。この方たちは1日8時間ではございますが、週に4日以内の勤務ということになっておりまして、1カ月に16日勤務した場合に、月収が9万6,000円から13万3,600円。これを年収で換算しますと、115万2,000円から160万3,200円ということでございます。

○教育長(渡辺義人君) 教育委員会関係でありますけれども、本年4月現在、教育委員会における正規職員数は1万157人であります。また、非常勤及び臨時的任用職員は合計で2,156人です。比率として申し上げますと、正規職員数5に対して非常勤・臨時職員が1という割合ということになります。以上です。

○警察本部長（相浦勇二君） 警察関係でございますけれども、今月の1日現在で調べました。正規職員、警察官と一般職員合わせまして2,257名でございます。一方、非常勤職員等の非正規職員が合計で154名おります。手元で手で計算したんですけれども、比率は7%弱程度ということになるようでございます。

○鳥飼謙二議員 比率のことは計算していただきまして、ありがとうございます。いずれにしても、警察本部は少ないんですが、20%から25%というふうになっております。月収は、いわゆるワーキングプアとされる年収200万円以下ということになっております。県が率先して待遇改善を行って、民間企業に対しても範を示すべきではないかと思うわけですが、少なくとも通勤手当は支給すべきではないか。これは6月にもお尋ねをしましたが、年金を受給しながら非常勤で行くという方と、20代の若い青年が10万ぐらいで働いているという場合があります。いろんな例がありますから、一概に申せませんが、しかし、それにしても一人の人間が働く給料といいますか、報酬としては、県がやっているところで余りにも安過ぎるのではないかと、そんなふう思うわけですが。それを引き上げることが一つと、通勤手当も支給をしていない、これはあんまりじゃないかと私は思うわけなんです。総務部長が代表してお答えいただけますか。

○総務部長（山下健次君） 基本的には、この勤務条件を十分御理解いただいて勤務をいただいておりますが、ただ、御指摘のように、一部の免許職種等で特にそういったところがあるんですけれども、人材確保に苦労しているところはございます。御指摘の通勤手当相当額の支給ということで、現時点で本県の財政

状況から大変厳しいというところはございますけれども、県政の現場で勤務をしていただく非常勤職員の人材確保という点から、やはり重要な課題であるというふうに認識しておりますので、支給の可能性について研究をしてみたいと存じます。

○鳥飼謙二議員 この条件で来てもらっていると、関東自動車工業みたいなことを言ったらいかんですよ。そういう状況に置かないようにということで、知事に何遍も私がお聞きをしたのは、そういうような働き方そのものが今、問われているわけなんです。秋葉原事件は東京だけの問題ではないんです。宮崎でいつ起きても不思議ではない、そういう現象だということをしつかり知事が頭に入れていただいて、少なくとも先ほどの通勤手当なりは、若干の引き上げをやっていくべきではないかということ、強く要請しておきたいというふうに思います。

次に、行財政改革について、全体で1,000人ということでお答えいただいたんですけれども、私は知事部局のことを聞いておったんです。知事部局では、先ほど申し上げたように、もう78%の達成率なんです。3年間で、6年の半分で78%達成している。そして、現業職員の、例えば病院で調理師をしていた人、運転手をしてきた人、あるいは畜産試験場で牛の飼育にかけてはその人の右に出る人はいないというような人たちをかえていったわけですから、かなり強引にかえたと思うんです。そういうことを考えますと、職場は本当にそういう状況になっている。主管課は、総務部の中で言えば人事課と行政経営課になるでしょうけれども、そこはじっくりと調整をしてやっていかないと、本当に回らないということになりますから、総務部長、ひとつそこは十分、研究・検討といいますか、

慎重に対応していただくことをお願いしておきたいというふうに思います。

それに関連しまして、予算編成過程の公表についてでございます。過日、総務政策常任委員会、外山委員長のもとで鳥取県庁を訪問しまして——私、前から行きたかったんですけども、ようやく希望がかないまして——ホームページ等による予算編成過程の公表について調査をしてまいりました。同県では、ごみの減量化からペーパーレス化を推進するとして始まったようですけども、今では全事業の査定理由も含めて、財政課長要求と財政課長査定結果、総務部長査定結果、知事査定結果、最終予算の5段階で公表されまして、県民の予算への関心も高まったと話しておられました。本県では、10月に予算編成方針が公表された後は、2月の定例議会前に、これですよということで成果品だけを県民に、そしてまた私たちに示されるわけでございます。予算編成に当たって、県民の陳情・要望とか、県議会での意見の反映というのが、もちろん行われているとは思いますが、内容が私ども議会、県民には全くわからないというのが現実でございます。そこで、県民に見える県政を推進するためにも、予算編成過程を公表すべきではないかというふうに思いますので、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（山下健次君） 今、議員から御指摘のございましたように、各段階で、それぞれホームページ等で一定の公開はやっておるところでございますけれども、御提案のありました予算編成過程の公表、この関係につきましては、やはり行政プロセスの透明化を図るという観点、それから、県民の皆様は、より一層県政への関心を持っていただくという観点、こういったことから重要なことと認識をしております。

ですので、研究をしてまいりたいと思います。

○鳥飼謙二議員 ぜひその緒についていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

医療問題についてなんですけれども、経営の健全性、効率性ということで、ガイドラインをつくられることが求められて、それに助言をしていくというふうなお答えがございました。今、多くの自治体病院というものが過疎地域にありまして、救急医療などの不採算医療を担っている中で、ガイドラインが示されたことで厳しい判断を迫られております。どのような医療水準を住民が求めているのかなど、住民の要望も判断材料にせざるを得ないほど自治体は追い込まれていると言っても過言ではないと思っております。そこで、不採算部門の収益的収支を住民に示すように市町村に助言すべきではないかというふうに思いますので、これは部長にお尋ねをいたします。

○総務部長（山下健次君） 公立病院につきましては、地方公営企業法により、会計の方式が定められておるところでございますけれども、不採算医療の額の算定に係る具体的な基準は設けられていないところがございます。したがって、各市町村立病院においてその収支を算定することは困難なところがあるのではないかと存じます。しかしながら、病院をめぐる経営環境が悪化する中で、地域に必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくために、地域医療の確保にとって不可欠な部門でありながら、独立採算の原則で運営していくことが困難だという救急医療部門などに係る経費負担の考え方について明らかにするのは、大変重要であると考えております。このため県といたしましては、現在、市町村において公立病院改革プランを作

成しておる中でございますので、この中で、市町村立病院の役割と、これに対応するための一般会計等の負担の考え方について明らかにしていただくよう、必要な助言を行ってまいりたいと存じます。

○鳥飼謙二議員 やはり大事なものは——本当に自治体は追い込まれていて、だけど、この医療だけは保障してほしいという住民の意向も判断材料にせざるを得ないほど追い込まれていると思っています。ですから、不採算部門はこれだけですよというものを、確かに公営企業法との関係はございますけれども、それは知恵を出してもらいたいと思っています。これは、病院局長にまた後でお話を申し上げますけれども、これは本当に大事なことです。ぜひお願いを申し上げておきたいと思っております。

それから、公立病院ガイドラインの取り組み状況。4月30日までに取り組み状況を、そして概要を2009年3月31日までに報告するというふうに求めておりますけれども、現在の市町村の策定状況がどうなっているのかをお尋ねいたします。

○総務部長(山下健次君) 取り組み状況でございますけれども、国が調査を4月に行っておりますが、その段階で関係の県内15団体すべて——団体というふうに申し上げるのは、一部事務組合立の病院もあるからでございますが——これは20年度内に策定する予定ということで調査が上がっております。現在、それに基づいて具体的な検討を行っているところでございますけれども、策定の時期はいずれも今年度末になるというふうに伺っております。

○鳥飼謙二議員 その際、ぜひ県も一緒につくっていくんだというふうな、サジェスションといいますか、協力をしていくという立場で、

ひとつお願いをいたしたいと思っております。国がこう言っているから、こうしてもらわなくちゃ困りますよというようなことは、恐らくされないし、されておられないというふうに聞いておりますので、ぜひそういう意味で御助言をお願い申し上げますというふうに思っております。

次に行きます。病院局は2006年に中期経営計画を策定しております、いわば本県はガイドラインを先取りしているのかなというような感じもしないではないのですが、公立病院ガイドラインが求める改革プランについてどのように対応されるのか、病院局長にお尋ねいたします。

○病院局長(甲斐景早文君) 改革プランの策定でございますが、今、議員から御指摘がありましたように、県立病院事業中期経営計画を18年8月につくっております。実はこの改革プランというのは、3つの視点から取り組むことになっておりまして、今お話がございました中期経営計画、これが経営効率化についての取り組みであろうというふうに認識をいたしております。また、もう1つ、経営形態の見直しでございますが、これにつきましても、「宮崎県立病院の今後のあり方」というのが策定されておりますから、これによってできるということで、この2つの面については、御案内のとおり、既に経営改善等に積極的に取り組んでいるというふうに認識をいたしております。残りの1つでございますけれども、再編・ネットワーク化についての視点でございます。これにつきましては、我がほうの県立病院だけで対応できるものではございません。そういうことから、その他の公立病院の動向なども踏まえる必要がありますので、今後、知事部局等との連携を図りながら進めていきたいというふうに考えておりま

す。

○鳥飼謙二議員 先ほどと同じ質問なんですけれども、病院局における不採算部門の計上について、6月議会でお答えがあっているんですけれども、きょうは指摘だけにとどめておきたいと思います。ぜひその努力を何とかやっていただきたい。そのことで県民が、いいんじゃないかと、ひとつ頼みますよ、県病院このままやっってくださいよということになるというふうに私は思っております。重要な判断材料になるわけですから、それに鋭意努力していただきたいということで指摘だけにとどめたいと思います。

それから、県と市町村の役割分担ということでもあります。延岡病院、日南病院は1次も2次も3次も担っている状況で、本当にドクター、医師が疲れている、退職していつているというのが現状です。特に延岡病院では、このままでは成り立たなくなるのではないかとというほど危機感を抱いております。そういう意味では、現状を打開していく意味で初期医療は、やはり市町村がしっかりやっていただく。2次医療、3次医療は県が頑張りますという役割分担を明確にすべきではないかというふうに思っておりますけれども、この件についてお尋ねをいたしたいと思います。

あわせて、夜間の初期救急、急病センターの整備というのを市町村に要請していくべきではないかというふうに思いますので、これもあわせて御答弁をお願いいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 初期救急医療についてですが、交付税措置等財源の関係から、その整備を担うのは市町村でございます。これまで県は、さまざまな機会に、夜間急患センターの整備充実を働きかけてきたところであります。しかしながら、宮崎東諸県、都城北諸

県以外の医療圏では、体制が十分には確保されていないという状況にあります。こうした中、日向入郷医療圏におきましては、日向市が中心となりまして、来年4月からのセンター設置に向けて準備が進められているほか、日南串間医療圏においても、現在の施設の機能充実について、地元での協議が開始されると聞いております。県としましては、今後とも、効率的で効果的な救急医療体制の確保に向けて、粘り強く市町村に要請してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 延岡病院で、また内科の医師と人工透析のお医者さんが来年3月でやめられるというふうなお話を聞いておまして、本当に危機的状況だと思うんです。先ほど福祉保健部長が言われた、1次医療をしっかりとやってもらいたいということをして市町村長に申し入れていただきたい。私どもも5月から、県医師会や県内の医師会の皆さん方とずっとお話をしてみました。今出ました日向の医師会も、日向の医師会のドクターたちが、これじゃいかん、どうにかせないかんという状況の中で市に働きかけて、平日2時間なんですけれども、これをスタートさせるという、こんなこともお聞きをしてまいりました。ですから、私は、知事が行って——例えば、私どもは日南市長とかに会ってきました。1次医療、頑張ってくださいよ。延岡市長にも、あんたたちが頑張ってもらわんと県病院はつぶれるよという話もしてまいりました。ぜひ知事が先頭に立って、そういう努力をしていただきたいと思うんですけれども、知事の意見、感想をお聞きいたします。

○知事(東国原英夫君) 恐らく10月、11月です。県立延岡病院には行かせていただくスケジュールを今、組ませていただいているので、その折に、そういったお願いもしていきたいと

思っています。

○鳥飼謙二議員 正直申し上げて、それぞれの市長、トップのところは余り危機感を持っていない。私が怒られるかもしれません。「何を言うか、鳥飼は」と言われるかもしれませんけれども、そんな感じを受けたんです。ですから、病院局も、病院局から言っていただくとか、そういう努力をやらないと、本当に運営ができない、そこに迫っているということを、ぜひ危機感を持っていただきたいと思います。そこで、延岡市を条件不利地域と言ったら、延岡市の方に怒られるかもしれませんけれども、そういうところに行くお医者さん、ドクターに対しては、待遇の改善、先進医療施設への長期研修、そこでの勤務をしたら半年間自分の行けるところに行っていていいですよというようなインセンティブを考慮すべきではないかというふうに思うのですけれども、御答弁をお願いいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 特に県立延岡病院の問題については、大変いろいろと御心配をかけておりまして、県民の皆様に対しても、いろいろと不安感を与えているんじゃないかと、大変恐縮に存じております。実は救急医療の問題を含めまして、病院局におきましても、特に県立延岡病院、日南病院、管内の市町村長あたりに、こういう実態を十分御説明しながら、御理解を求めて、こういう取り組みをお願いしているところでございます。とりあえず、この場で御報告させていただきます。

今ございましたように、処遇といいますが、いろいろ考えるわけでございますが、特に給与につきましては、御案内のとおり、地方公務員制度の枠内での検討ということになりますけれども、現在の医師不足の面からの医師の確保あ

るいは定着を図るために、医師の意見等も十分参考としながら、その他の処遇あるいは労働環境の改善等を含めた総合的な検討を現在行っているところでございます。

○鳥飼謙二議員 私ども県議団は、串間市民病院とか、中部病院とか、3県立病院とか、宮崎市内の市立病院に行っていました。ぜひここは真剣に考えていただいて、知事にも、病院局長が言いましたけれども、何とか医師を確保するという、インセンティブの問題を含めて、本当に真剣に検討協議をしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。モニターペイシエントの問題とか、いろいろ課題を抱えておられるようです。遠慮して、先生たちは私どもに余り話をされませんでしたけれども、その苦しさというのは何か伝わってまいりました。この問題は、また後で高橋議員がやると思いますけれども、ぜひそういう背景も踏まえて対応されるように、お願いを申し上げたいと思います。

それから、消防の広域化の問題ですけれども、やはり日常生活圏、老人保健福祉圏とか、医療圏とか、ごみ処理広域化計画での圏域とか、そういう中での基盤整備を図っていくべきではないか。エコクリーンプラザがスタートし、ああいう事故が起きまして、なぜあんな無責任体制になっているのだろうかということを考えますと——県が広域処分を担うと言えば別ですよ。県がやりますということなら別です。しかし、市町村がやらざるを得ないわけですから、そこについて再度、総務部長にお尋ねをいたします。

○総務部長（山下健次君） 基本的に消防業務は——これは消防組織法でございましてけれども——市町村の自治事務ということでございます

ので、広域化後の組織体制とか、そういった具体的な事項につきましては、当然、組み合わせ決定後、当該市町村が協議して、市町村同士が自主的に定めるということが基本でございます。したがって、県としては、それに対して助言をするというだけで、御指摘ございましたエコクリーンプラザのようになるということは、組織的にはあり得ません。

○鳥飼謙二議員 そういう姿勢であればいいんですけれども、どちらかというと、国が決めた30万を押しつけているというふうに、実際、私には会議の状況が見えるんですね。ここは押さえていただきたいということを、特に申し上げておきたいと思います。

ひきこもりの問題に移ります。国が予算要求しております、ひきこもり相談センターがございますけれども、県はどのように考えておられるのか、担当部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) お話のように、国の来年度の概算要求において、ひきこもり地域支援センターの設置が盛り込まれておりますので、現在、概算要求の内容等について情報を収集しているところであります。今後とも、必要な情報を適宜入手しながら、さまざまな観点から検討をしてみたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 それから、親の会の皆さん方との意見交換を十分やっていくということで、6月、答弁いただいたんですが、6月12日付で秘書課に、知事に面会をして実情を聞いてほしいというお願いをしておるんですけれども、3カ月たっても進捗をしていないという現実がございます。ぜひそこはしっかり受けとめてやっていただきたい。これは、福祉保健部と秘書課を主管するところになると思うんですけれど

も、もう答弁は要りません。本当はどうなっているんだということを聞きたいんですけれども、ぜひそこはしっかり受けとめていただいて、早急に知事との——やっぱり知事が現状を見ていただく、聞いていただくということが大事だと思いますので、お願いをしておきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、教員免許更新についてお尋ねをいたします。来年4月から導入が予定されておりますけれども、校長などは免除が予定されておることもありまして、学校現場では制度の意義とか内容が十分理解されているようには見えません。混乱が生じていると聞いておりますけれども、学校現場にどのような制度の理解周知を行っているのか、お尋ねをいたします。

○教育長(渡辺義人君) 県の教育委員会といたしましては、各学校に教職員免許制度の概要について通知を行いますとともに、校長会の場で説明をしたりするなどして、教職員への制度の周知を図っているところであります。また、文部科学省におきましても、ホームページにおきまして、制度の概要やQ&Aを掲載しますとともに、小中学校や県立学校等へ免許更新制の仕組みに係る資料を配付しているところであります。なお、更新講習の講座内容など詳細がまだ決定していない部分がございますので、決定され次第、速やかに周知徹底を図って、免許更新制が円滑に実施されるように努めていきたいと思っております。以上であります。

○鳥飼謙二議員 この講座を受講しなければ教員免許状が失効するということになるわけで、教壇に立てないという先生も出てくるのが予想されるわけですが、しかし、免許を管理するところが存在しないというふうなことも聞いておりました、制度が円滑に機能するのだろうか

というふうに危惧しておりますけれども、免許の管理とか、講習内容、今後のスケジュールについてお尋ねをしたいと思っております。1万3,000人程度ですか、1,300人ですか、かなり人数が多いというふうに聞いておりますので、その辺もわかっている範囲でお示しをいただきたいと思っております。

○教育長（渡辺義人君） 免許の管理についてでありますけれども、これにつきましては、免許は教員個人に関するものでありますので、それぞれの教員が管理をしていただくということが基本になります。しかしながら、御指摘のように、免許状が失効する場合というのでも考えられますので、県の教育委員会といたしましても、教員に注意を喚起するような方策について検討していきたいと思っております。

それから、講習を受けて修了の認定をもらわなきゃいけないんですけれども、そういった講習内容とか認定基準につきましては、免許更新の講習を実施する機関が文部科学省のほうに申請をして、認定をいただいた段階で明らかになるということですので、現段階では、その詳細についてはまだ把握しかねるという状況でございます。

それから、スケジュールでありますけれども、免許更新につきましては、先ほど申し上げましたように、更新講習を実施するものとして大学等が——大学がメインになろうかと思っておりますけれども、こういったところが実施機関になるわけでありまして——10月以降に文部科学省のほうに申請をして、その認定を受けるというような段取りとなっております。以上であります。

○鳥飼謙二議員 いわゆる10年研修とかいうのもあるわけなんですけれども、重複することも

考えられるわけですが、現在実施されております研修と重複する部分については整理統合していくべきではないかと思っておりますので、その辺の考えについてお尋ねします。

○教育長（渡辺義人君） ただいま議員から御指摘がありましたように、重複する部分が考えられますので、今後、教員の負担軽減を図るという意味合いから、見直しについて検討したいと考えます。以上です。

○鳥飼謙二議員 それから、費用負担についてでありますけれども、国会では支援を検討すべきだという附帯決議もあるようですが、これは本人の責任に基づく研修ではないわけですから、自己負担というのは道理が通らないと思うんですけれども、県として、公務に準ずるものとして取り扱うべきではないかというふうに思っておりますが、これについてはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） ただいま議員から御案内がありましたように、受講者の費用負担の軽減につきましては、国会で附帯決議がなされておりましたので、全国の都道府県教育長協議会などを通して負担軽減について配慮をするように、私どものほうでも国に対して要請をしているところであります。文部科学省の来年度予算の概算要求の状況を見ますと、更新講習の開設者への支援は計上、要求はされておりますけれども、受講者への直接的な支援というのは盛り込まれていない状況でございます。こういったこと等もございまして、県の教育委員会といたしましては、講習の受講費用等については、もともと個人の免許ということになりますので、そういったことについて県単独で負担をしていくということは困難であろうと考えておりますけれども、先ほどの国会の附帯決議とい

う重みがありますので、国において負担軽減について配慮するように、引き続き求めていきたいと考えております。

それから、更新時講習を受講する場合につきましては、私どもとしては、職務専念義務を免除する形で対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○鳥飼謙二議員 次に、旧青島橋ホテルの撤去と青島再開発への県の支援についてであります。青島橋ホテルの撤去については、本議会でも幾度となく議論してまいりましたが、ようやく再建案がまとまったようであります。宮崎観光のメッカである青島の再建が始まると思えずと、感無量です。ところで、宮崎市ではことし3月、ホテル跡地と周辺地区、植物園地区、駅前地区を想定した「海幸 山幸 青島 Story」と題した青島地域活性化基本計画を作成し、青島に通じる道路は県道のセットバックや、県立青島亜熱帯植物園、国民宿舎跡地の活用等が検討されています。宮崎市の津村市長から県に対して、青島再開発への支援要請も行われたとのことですが、県は今後どのように支援していかれるのか、知事にお尋ねします。

○知事（東国原英夫君） 青島地域の観光再生のためには、地域資源を生かした地元主体の取り組みが何よりも重要であると考えておりました。これまで、「元気、感動みやざき観光地づくり事業」を通じて、市の青島地域活性化基本計画の策定や、地域住民が主体となった観光振興の取り組みを支援してきたところでございます。青島地域活性化基本計画の重点整備地区に位置づけられております参道南側の土地は、県有地が大半を占めていることから、先般、宮崎市長から、この計画への協力要請があったところであります。県といたしましては、今後も宮

崎市に協力し、連携を図りながら、青島地域の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 この基本計画の作成に県はどのようにかかわってきたのかなど。私はこの間、市の担当部長にお会いしまして、市だけで先行することのないように、県と十分連携をとってやってくださいということを申し上げてまいりました。そこで、商工観光労働部長と県土整備部長にお尋ねをいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 宮崎市の青島地域活性化基本計画の策定に当たりましては、先ほど知事も申し上げましたとおり、県の「元気、感動みやざき観光地づくり事業」を通じまして補助を行いましたほか、計画対象地域に県有地も含まれておりますことから、市からの要請に応じまして、庁内の関係部局と連携を図りながら、助言とか参考意見を述べてきたところでございます。

○県土整備部長（山田康夫君） 本年3月に、宮崎市において青島地域活性化基本計画を策定されておりますけれども、その過程で、県に対しましては、宮崎市から、イベントステージやレストランなどの施設配置が可能なのかということとか、また県有地の有償無償の譲渡は可能なのか、そういった相談を受けたところでございます。以上です。

○鳥飼謙二議員 県としても、両部長関係が深いわけですから、ぜひ積極的にかかわっていただきたいと思います。

それから、バスについてでございます。コミュニティバス導入支援は2年限定でございまして、2年後の青写真が描かれていません。観光立県を目指す本県にとっても、バスネットワークの崩壊は致命的な打撃となるのではないかと

と心配しております。県は早急に、公共交通のあり方検討会議——これは仮称でございますけれども——を設置して、行政やバス事業者を含めた検討に入っていくべきではないかと思しますので、知事にお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 地域公共交通の維持確保は、国、県、市町村及び交通事業者など関係者が、適切な役割分担のもとに取り組む必要があります。県としましては、今後とも、広域行政の立場から、複数市町村間のバス路線に対し必要な財政支援を行うこととしております。一方、コミュニティバスにつきましては、市町村がそれぞれの地域の実情を踏まえて主体的に運営することとなりますが、県といたしましては、コミュニティバスが将来にわたって安定的に運行されるよう、今後とも、地元市町村や交通事業者などと十分意見交換を重ねて、連携を図りながら、適切に対応、対処してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 コミュニティバスだけではないんですね。広域自治体としての県の役割が問われておりますので、すべて市町村に任せるのではなくて、広域自治体としての機能を発揮していただきたいということで、担当は県民政策部になると思いますけれども、しっかりそこは議論をお願いしておきたいというふうに思います。

それから、時間がございませんので、はしります。太陽光発電についてでございますけれども、何らかの支援を行っている自治体は、佐賀県や鹿児島市など、全国で311自治体に上っておりまして、例えば佐賀県では、1キロワット当たり1万5,000円、上限6万円を補助する太陽光発電トップランナー制度を2006年度から導入しています。また、NPO法人ひむか・おひさ

ま共和国などが加盟する太陽光発電所ネットワークでは、グリーン電力証書を発行、売買するなどして、太陽光発電を積極的に推進していますが、本県においても、環境イベントなどで太陽光発電証書を買取るなど、太陽光発電推進の先頭に立つべきではないかと思しますので、これは知事にお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 太陽光発電は、本県の地域特性を生かした分野でありまして、また環境先進県を目指す上でも積極的に進めていかなければならないと認識しております。一般家庭への太陽光発電設備への助成につきましては、国において来年度の概算要求に盛り込まれたところでありますが、制度の詳細についてはいまだ明らかになっておりませんので、今後ともその動きを注視してまいりたいと考えております。私も、宮崎県の新エネルギー対策あるいは太陽と緑の新しいイメージ戦略として、太陽光について積極的に取り組んでまいりたいと思しますので、これは国の動向もはかりながら、鋭意努力していきたいと思っております。

○鳥飼謙二議員 農業問題、いろいろございましたけれども、関連しまして1つ、獣医師の確保対策ということでお尋ねをしておきます。獣医師は、宮崎大学を初め全国獣医系16大学で毎年約1,100名が卒業しているんですけども、公務員獣医師を望む人は2007年度で77名。やはり小動物といいますか、ペットに走るといいますか、ペットで開業するという人が多くなっております。ですから、今、競争なんですね。隣の鹿児島県は、10年間、月額3万円の初任給調整手当を支給するとか、スキルアップのための施策を公表して確保に成功しているんですけども、本県の実情についてお尋ねをしたいと思います。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 福祉保健部においては、本県における食の安全・安心を確保するために、食肉衛生検査所、保健所、衛生環境研究所等に97名の獣医師を配置しております。公衆衛生を担う獣医師の継続的な確保は非常に重要な課題でありますので、宮崎大学への講師派遣等の協力を初め、全国の獣医学科のある大学を訪問して、獣医師の社会的な役割とか業務の重要性の説明を行うとともに、学生の職場体験等の取り組みも行っているところであります。以上であります。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 昨今の高病原性鳥インフルエンザ、それからBSE、こういった問題におきまして、食の安全性に係る問題は非常に重要な問題になっておりまして、獣医師の果たす役割がますます大きいというふうを考えております。現在、農政水産部には、家畜保健衛生所、畜産試験場に合計61名、獣医師が勤務いたしておりますが、50歳以上が全体の半数を占めるという状況にございまして、今後、獣医師の確保は大変重要な課題になってくるというふうと考えております。農政水産部といたしましては、全国の獣医系大学を訪問いたしまして、獣医師の社会的役割や業務の重要性などにつきまして、各学生に説明いたしますとともに、学生の職場体験を受け入れる取り組み、こういったものを行っております。これによりまして、今後とも優秀な獣医師の確保を積極的に行ってまいりたいというふうに考えております。

○鳥飼謙二議員 採用するところは、総務部がその職務をしているわけですが、どうですか、大丈夫でしょうか。現状では、どういう対策をとっておられるのか、お尋ねいたします。

○総務部長（山下健次君） 今、両部長からなる御説明ございましたように、獣医師の確保は非常に重要なことでございます。特に最近といえますか、19年度の退職者が一挙にふえたということ、我々も確保に非常な危機感を持っているところがございます。そういったことで今回、受験年齢の上限を6歳引き上げて40歳まで受験できるようにしたというところがございます。それから、御指摘ございました鹿児島県の例、こういったことも踏まえ、関係部局と連携を図りながら、勤務条件のあり方あるいは魅力ある職場づくりなどについて、引き続き研究してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 秋田県は59歳の人を採用しているんだそうです。それだけ年齢を上げた。それだけ公務員になる獣医師がいないんです。宮崎県の食肉衛生検査所、家畜保健衛生所には獣医師がいなくなります。他県との競争が激しくなりますので、ぜひ待遇面も含めて十分な検討をお願い申し上げたいというふうに思います。

以上で代表質問を終わります。（拍手）

○坂口博美議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、ここで休憩をいたします。

午前11時48分休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、愛みやざき、図師博規議員。

○図師博規議員〔登壇〕（拍手） 初めに、今回の台風襲来による負傷者等の報告は少なかったと聞いておりますが、地元都農町のほうでは、がけ崩れにより道が寸断され、一時孤立した地域もあると聞いております。被災された方

々、また地域の方々には、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、愛みやぎきを代表いたしまして質問を始めさせていただきます。まず、この代表質問の登壇の機会を与えてくれた愛みやぎきの仲間感謝いたします。ありがとうございます。そして、台風にもかかわらず、その後片づけに忙しい中、たくさんの傍聴者の方も来ていただきました。ありがとうございます。（「少ない」と言う者あり）私には見えています。そして、さらにきょうは、東京から私の親友が、わざわざこの傍聴のために駆けつけてくれました。ありがとう。

それでは早速、通告に従いまして順次質問してまいります。

まず、宮崎県障害福祉計画の進捗状況と今後の障がい者施策についてお伺いするものであります。

この障害福祉計画は、平成5年に制定された障害者基本法によって、県及び市町村に策定が義務づけられたもので、それぞれの自治体において、各サービス内容を拡充するために、数値目標を立て、具体的にその政策化をしていくことが決められた計画です。本県においても、「みやぎき障がい者安心プラン」というプランを策定し、その充実に力を入れていることは理解しております。それでは、障がい者の方々を障がい種別に区分いたしますと、大きく3つに分かれます。1つは身体障がい、1つは知的障がい、そして心の病である精神障がい、この3つに区分されるわけです。それぞれの障がい者の方々は、さまざまな生活場面において、さまざまな苦勞を抱えながら生きていらっしゃいます。例えば、日常生活に絶対必要な買い物を一つ例にとってみましても、身体障がい者の方々

は、手足等が不自由がゆえに買い物に行きにくい場合もあります。知的障がい者の方々は、手足は自由でも金銭管理がうまくいかず、買い物がしづらい場合もあります。そして、精神障がい者の方々は、人込みに入るのが怖い、人とうまく話せない、そのような理由で買い物がうまくできない場合があります。何が言いたいかと申しますと、どの障がい者の方々も、同等の生活のしづらさを抱えながら、大変な苦勞を乗り切って今、社会生活を営まれているんです。

それでは、この県が策定する障がい者プランの内容が、本当に障がい者の方々にとって安心できる内容になっているのかどうか、それを見ていきたいと思っております。特に精神障がい者の方々のサービスはまだまだ不十分で、かなり過酷な状況下で生活されている方々がたくさんいらっしゃいます。精神障がいは、障害者基本法が制定されたときに、初めてほかの2障がいと横並びに明記され、障がい者としての立場が確立されました。それ以前は、ただ病人として扱われ、福祉サービスの対象外だったんです。国はこのような状況を改善するため、平成16年9月、精神保健医療福祉の改革ビジョンの中で、今までの「入院中心の医療から地域生活中心へ」という政策転換を打ち出し、全国で約33万人いらっしゃる精神科系医療施設の入院者のうち、地域での受け入れ条件を整えば退院が可能になる、いわゆる社会的入院と言われる方々が7万人いらっしゃるんです。この7万人の方々について、平成26年までに退院して地域で暮らすことができるよう、生活支援、就労支援を中心とした受け皿づくりをすることが示されました。

知事におかれましても、昨年、住吉にある精神障がい者社会復帰施設・ブライトハウスとい

う施設を見学、視察していただきました。利用者やそこで働く方々との語らいの中から、精神障がい者の方々の置かれている現状、またその認識を深められたことと思います。そのことについては感謝を申し上げます。それでは知事に、精神障がい者の方、またその精神障がい者の福祉サービスの内容についてどのような所見を持たれておられるのか、まずお伺いしたいと思います。

そして、県内には現在——平成19年6月の数字であります——5,527名の方が精神科系医療施設に入院されておられます。この方々の平均在院日数、どれくらい入院をされているかをその入院者数で割った場合、宮崎県は全国で6番目に長い394.2日入院されているという数字が出ています。この数字からも、本県の精神保健行政はおくれていると言わざるを得ません。そこで、この5,527名いらっしゃる入院患者のうち、条件が整えば退院が可能となる、いわゆる社会的入院の方がこの県内に何人いらっしゃるのか。それを、福祉保健部長にお伺いいたします。

後の質問は、自席から一問一答にて行います。よろしく願います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

精神障がい者及び精神障がい者施策に関する見解についてであります。精神障がいについては、平成5年の障害者基本法の制定に伴い、身体障がい、知的障がいと一体化されましたが、それまでは、精神障がい者に対しては保健医療対策の中で施策が行われ、福祉施策の枠組みには含まれていなかったということもあり、これまで以上に福祉施策を充実させていく必要があると考えております。特に精神障がい者の方々

が、ノーマライゼーションの理念のもとで、社会復帰を果たし、生き生きと自立した生活が送れるような社会を実現しなければならないと考えております。このためには、精神障がいに対する地域社会での理解の促進、就労や居住の場の確保、在宅サービスや相談支援の充実などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。〔降壇〕

○福祉保健部長(宮本 尊君)〔登壇〕 お答えします。

社会的に入院されている患者の数についてあります。平成19年3月に策定しました「宮崎県障害福祉計画」では、社会的入院に相当する受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者の数を、平成14年に実施された厚生労働省の患者調査のデータをもとに推計し、1,005名と見込んでおります。以上です。〔降壇〕

○図師博規議員 この精神障がい者の方々が置かれている状況というのは、非常に劣悪であり、物理的な障壁、いわゆる物理的バリアのほかに、偏見や、また地域に受け入れていただけない、いわゆる心のバリアというものがあります。知事もその現場を見て気づかれたことと思いますが、今後さらなる政策の充実に声を上げていただきたいと思っております。

福祉保健部長の答弁の中にありましたが、社会的入院の方が1,005名もいらっしゃる。実に精神科に入院されている方々の約5分の1が、退院可能な状況にもかかわらず、病院の中での生活を余儀なくされている。それでは、退院促進のために、社会復帰施設や居住スペースの確保などは、どの程度、計画に基づいて達成されているのでしょうか。退院された方が数人で居住することのできるグループホームやケアホームというものがあります。ここでは、そのグルー

プホーム、ケアホームに絞って確保状況を教えてください。福祉保健部長。

○福祉保健部長(宮本 尊君) グループホームやケアホームにつきましては、本年4月1日現在で、県内で467人分が確保されているところであり、これは19年度末の目標に対しまして93%の達成率であります。

○凶師博規議員 現在、467名分が確保されている、それも90%以上の整備率だということですが、このグループホーム、ケアホームは、身体・知的・精神の3障がい者が共用できる居住スペースですので、身体障がい者分だけを推しはかするため、今の数字を単純に3で割ってみますと、1,005名の社会的入院者に対して約150名分しか確保されていないということになります。受け皿づくりが絶対的に不足しているという事実は変えがたい。さらに、グループホーム、ケアホームには建設費の補助はなく、運営費の補助も今年度で打ち切りになる方向です。そのため、グループホーム、ケアホームの設置者は、施設運営に当たり、障害者自立支援法からの少ない報酬では運営が立ち行かず、利用者から、利用料の1割負担徴収のほか家賃、食費、光熱費等を徴収しています。利用者、そこを利用される障がい者の方々は、少ない少ない障害年金の中から、それらを捻出し、さらに病院等にかかる際の医療費等を自己負担されるところがあり、手元には年金はほとんど残らないというのが現実です。このような現実を踏まえ、今後居住スペースの確保をさらに促進していく必要があると思います。それが果たされないと、退院促進なんかできないんです。県は、民間努力に期待するだけでなく、より積極的な政策立案が必要かと考えますが、福祉保健部長の考えをお伺いいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) グループホームやケアホームを整備しようとする事業者にしましては、民間の住宅等を賃借するときに発生する敷金、礼金や、住宅をバリアフリー化するのに要する経費に対して助成を実施しているところでもあります。グループホームやケアホームは、精神障がい者が地域生活へ移行する上で大変重要なサービスでありますので、その確保に努めてまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 具体的な努力に大いに期待するところでもあります。

それでは、少し角度を変えまして……。障がい者の方々が各種福祉サービスを利用する際に、身分証明書でもある障害者手帳を取得することとなっております。その取得率を3障がいで見ると、身体障がい者の方々は、知的障がい者の方々はほぼ100%取得されているのに対し、精神障がい者の方々は50%ほどしか取得されていません。この原因はどこにあると考えられますか、福祉保健部長。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 精神障がいにつきましては、手帳制度自体が比較的新しいということもありまして、十分周知されていないということや、今なお手帳を受けることについて、偏見といいますか、こだわりがあるということが、その一因ではないかと考えております。こうしたことから、精神障害者保健福祉手帳につきましては、本県においては平成17年度から身体障害者手帳や療育手帳と同じサイズやカバーの色にして、利用しやすいように工夫をしたところでもあります。今後も、研修会の開催や機関誌等を通じて、手帳制度の理解を図るとともに、正しい知識の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 今の答弁の中でありました、

確かに制度成立がまだ新しいということ、そして、その手帳を取得するということが偏見を固定してしまう、いわゆるラベリングになってしまうということもあり、その手帳取得率が向上していないのも確かに要因です。しかし、最大の要因というのは、手帳を取得してもメリットが少ないということです。受けられるサービスが少ないからです。身体・知的障がいと比較し、精神障がいは受けられるサービスに大きな格差があります。例えば公共機関の乗り物（バス、電車、航空機、船等）の乗車割引が、身体障がい、知的障がいは25%から50%ぐらい。付添者も含めてその割引が受けられる場合があります。重度の身体障がい、知的障がいの方々は、医療施設に入院した場合、保険診療分のほとんどが後から還付されるという重度心身医療費助成制度というものがあるわけなんです。この制度の中に、同等の障がいがある精神障がい者の方々は組み入れられておりません。同じ障がいがありながらも、受けられるサービスに差別があるというのは、私は是正すべきと考えますが、福祉保健部長の考えをお伺いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 重度障がい者（児）医療費公費負担制度は、県と市町村がそれぞれ2分の1ずつ負担して医療費の助成をするものでありますが、医療技術の進歩とか高齢化の進展に伴いまして、最近では事業費が大変大幅に伸びております。現在、県、市町村ともに財政状況が厳しい状況にありますことから、当面は、制度の安定的な運営に努めていく必要があると考えております。なお、この制度とは別に、障害者自立支援法に基づく精神障がい者の通院に係る医療費についても、助成を実施しているところであります。

○図師博規議員 サービスの拡充に予算が伴うのは当然です。まさに選択と集中が必要であります。ちなみに、この重度障がい者（児）医療費公費負担制度の対象に精神障がい者も組み入れ、精神科受診の偏見の改善に取り組み、安心して治療を受けることにより、住民の精神衛生が向上し、その結果、自殺率も低下したという先進的な自治体が、県内にもあります。それは木城町です。財政規模は小さくても、選択と集中でそれは政策化できるんです。このような対応策を全県下で行うべき、展開すべきと考えます。福祉保健部長の福祉に対する熱意が知事に伝われば、予算化にもつながると思われませんが、再度、再度、福祉保健部長の答弁を求めます。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 公費負担の拡充につきましては、それぞれの自治体において、財政状況等を勘案しながら、必要な事業に取り組みたいものと存じます。県としましては、障害者自立支援法に基づく精神障がい者の通院医療費助成を活用しながら、当面、障がい者の方々が地域の中で生活するための支援策として、在宅サービスの充実などに努めてまいりたいと考えております。

○図師博規議員 精神障がい者の社会復帰を促進し、住民の精神衛生管理に取り組む専門職に、国家資格で精神保健福祉士という資格があります。精神保健福祉行政の第一線と位置づけられています保健所に、この精神保健福祉士の資格を持ち、専従で勤務している職員が何人いるのかを調べてみました。ゼロです。これでは精神障がい者の退院促進や県民の精神衛生向上に積極的に取り組んでいるとは言えません。配置基準がないとはいえ、自殺予防対策を強化していく上でも、専門職の専従配置は不可欠と考

えます。例えば、保健所等に複数の精神保健福祉士や臨床心理士を配置し、民間病院と連携した上で、定期的に管轄する自治体に専門職員を派遣し、心の相談日なるものを設けることができれば、自殺予防対策としてもかなり有益で、効果を上げることが期待できると考えますが、福祉保健部長、お考えをお聞かせください。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 県の各保健所におきましては、いわゆる保健師が、市町村とも連携しながら、精神保健福祉関係の相談や訪問などの業務に従事しておりまして、今後とも、市町村との連携を密にしていまいりたいと考えております。そのほか、県の精神保健福祉士会には、専門的な立場から、自殺対策推進協議会を初め地域移行支援事業運営委員会などに、メンバーとして参加していただいているところでありまして、今後も、精神保健福祉士会とは連携を深めてまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 医療の現場では、精神科病院の中では、行政からの光を、政策を待ち望んでいる方が多数いらっしゃると思います。また、地域の受け皿づくりも、これからの県政の大きな課題の一つだと思っておりますので、より積極的な政策化を望みます。

それでは続きまして、職員の倫理規程に関する質問に入らせていただきます。職務に関する不当な働きかけ、いわゆる口きき問題についてお伺いします。

大分県教育委員会の教員採用汚職事件は、行政不信を募らせただけでなく、教育現場の根底を覆し、子供たちの夢を傷つけ、全国の教師の信頼を地に落としてしまいました。大分県では、生徒が先生に対し、「お金を幾ら払って先生になったの」とか「先生は本物なの、にせものなの」といった言葉が浴びせられているとも

聞きます。県は、平成19年7月に宮崎県職員倫理規程を設け、また、同様の訓令を教育委員会にも出されています。これは職員の公務に対する県民の信頼を確保するためのものでありますが、この倫理規程は、さきの官製談合事件に教訓を得て、県職員と利害関係者の倫理観向上のための規定がほとんどとなっております。今後、総務部長はその職責において、職員の倫理観向上にどのように取り組まれていくお考えかお聞かせください。

○総務部長（山下健次君） 議員のお話にございましたように、職員倫理規程を19年7月に制定して、現在それを施行しているところでございますが、一昨年いわゆる不適正な予算執行等も踏まえまして、今年度、副知事を委員長といたしましてコンプライアンス推進委員会を設置し、全庁的な取り組み方針を策定いたしますとともに、この4月には、この確実な実施のために、コンプライアンスリーダーを各所属に設置したところでございます。現在、このコンプライアンスリーダーを中心に、各所属における職務上の注意事項等の定期点検の実施、あるいは職場研修の実施など、全庁的なコンプライアンス意識の徹底に取り組んでいるところでございます。このほか、服務規律の保持についての通知というのは適時的確に発しておるところでございますが、こういったさまざまな形で、職員の倫理観の向上に関する取り組みを引き続き行ってまいりたいと思います。

○凶師博規議員 それでは、その倫理規程の中に示してある細部にわたる禁止事例については、行政の透明性や公平公正さを維持するために、この規定は当然と考えますが、大分県のように職員と職員の金品授受については、この倫理規程は想定されていません。倫理規程の第

2条の定義、もしくは第3条の倫理行動の基準の項目の中に、職員間の倫理観があるようにも見受けられますが、明確な禁止規定にはなっていません。せっかくこのような崇高な倫理規程があるのならば、県民の誤解を招かないためにも、ぜひとも、職員同士の不必要な物品のやりとりや盆暮れの贈答品のやりとりをも禁止する一条を明文化、明記すべきではないかと考えますが、総務部長のお考えをお伺いします。

○総務部長(山下健次君) 確かに御指摘のように職員倫理規程上は、基本的には職員が遵守すべき倫理行動基準として、いわゆる利害関係者との間のつき合い方についてルールを定めたものでございまして、職員間の贈与についての規定はございません。また、基本的に職員間の贈与等を一切禁止するというのであれば、例えば、親しい職員間での香典など常識的なつき合いまでも規制するということになりますので、そこにはおのずから限度があると考えております。しかしながら、職員間の贈与等につきましては、当然ながら節度を持った対応が必要であります。これは毎年2回出しておるんですが、サービス通知上、中元、歳暮は行わない、虚礼にわたる祝儀、香典等は行わないということで通知をしているところでございます。引き続き、このコンプライアンス推進体制等の活用も図りながら、職員を指導してまいりたいと存じます。

○図師博規議員 くれぐれも大分のような事例が発生しないように、職員の綱紀肅正にはさらなる努力をお願いしたいと思います。

それでは続きまして、東アジア戦略についてお伺いいたします。

愛みやざきは昨年、上海視察研修に行っていました。その際、庶民的な市場から上流階

級層が利用する外資系のスーパーまで市場調査を行い、特に外資系のスーパーの調査の際、驚いたことがあります。現在、日本の公式輸出生鮮食品は、米、リンゴ、ナシの3品目のはずなんですが、生鮮食品フロアに行ってみますと、松坂牛や神戸牛、おまけに長崎県産の活魚があふれ返っている。それも日本語の表示であふれ返っているわけです。周知のとおり、国内の最大市場の東京都は人口約1,300万人、上海市は市だけで約1,800万人、東京までの飛行時間は約90分、上海まで直行便を飛ばしたとする場合、飛行時間は約80分です。何が言いたいかと申しますと、東京よりも近いところに東京よりでかい市場があるということなんです。ここを開拓せずしてどこをするという感が私にはありますが、商工観光労働部長、この件についての所見をお伺いいたします。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 中国に代表されますように、急速な経済発展に伴って富裕層が増加しました東アジア、そして今の御指摘にありましたように、非常に人口の多い上海等を、今後の県産品の販路拡大先として有望な市場にするというのは非常に大事なことであるというふうに思っております。このため県におきましては、今年度、県とか関係団体、民間企業が一体となりまして、農林水産品から加工品まで、宮崎の県産品の総合的な輸出促進に取り組むための指針となります「東アジア販路拡大戦略」の策定に取り組んでおるところであります。この戦略の策定に当たりましては、有識者とか関係機関の委員から成る「東アジア販路拡大戦略会議」におきまして、県産品の輸出の現状と課題を整理しまして、その課題解決のための方策は何か、どのような国・地域に対してどのような品目を重点的に輸出すればより効率的

・効果的であるか、県としてのどのような支援策が必要かなどについて鋭意検討を進めているところでございます。今後、「東アジア販路拡大戦略」として取りまとめまして、関係団体や民間企業との連携を充実強化しながら、東アジアにおける県産品の一層の販路拡大、あるいは定番・定着化というのを図ってまいりたいというふうに思っております。

○**図師博規議員** その具体的戦略を楽しみにしておりますし、生産者が何より待ち望んでいらっしゃいます。

それでは続きまして、観光客誘致の観点から東アジアを展望したいと思いますが、観光立県の推進についてであります。観光のすそ野は非常に広い。その経済効果は約53兆円です。国際的な相互理解の推進に寄与するということも含め、観光施策の推進は極めて重要で、国は平成18年12月に観光立国推進基本法を議員立法によって制定し、また、本年10月1日には観光庁なるものが設置されることになっています。そのような観光のもとに、我々は上海研修時に、上海の旅行会社である上海航空、上海錦江旅行、そして上海中国青年旅行社の方々と実際に意見交換をしてきました。そのとき、今後の中国人を引きつける新たな観光戦略としての3つのキーワードをいただいてきたところです。それは、一つはショッピング、一つはグルメ、一つはメディカル。つまり、質のよい日本の製品を買っていただき、安心でうまい宮崎県産品を食し、中国では余り普及していない健康診断をセットにした旅行の企画ができれば、かなりの集客が望めるということも聞いてまいりました。県北から県南まで宮崎の動線の長い観光地めぐりをメインにするのではなく、今回、観光は再開発が決まった青島周辺を一つの拠点と

し、あとはショッピング、グルメ、メディカルを満喫してもらうプランを、旅行会社関係者とともに構築できれば、宮崎発着のチャーター便搭乗率の向上にもつながると考えますが、商工観光労働部長の考えをお伺いいたします。

○**商工観光労働部長(高山幹男君)** ただいま上海でのいろいろな、関係者に会われた結果につきまして、3つの売り込み先というふうにおっしゃいました。そして今、青島との関連でいろいろアドバイスいただいておりますが、その辺を含めまして、これからの観光戦略について、どういった形があるのか、いろいろその辺を含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

〔「5番」と呼ぶ者あり〕

○**坂口博美議長** 通告がありますので、関連質問を認めます。

なお、発言時間というのは持ち時間の範囲内となっております。では、武井俊輔議員。

○**武井俊輔議員** ありがとうございます。東アジアからの観光客誘致、青島との関連がありましたので、関連して武井俊輔が質問をさせていただきます。青島の関係者を質問させていただきたいと思います。先日、懸案でもありました旧橋ホテルの問題も解決して動き出しておりますが、受け入れる宮崎側にとりましても、本当に県と市がしっかり連携をとって、青島振興は宮崎の観光の顔でございますから、振興の最後の機会として取り組む必要があるのではないかと考えております。まず、知事にお伺いをいたしたいと思います。知事の青島に対する思い、熱意及び宮崎市との連携等を含めてどのように取り組みたいかということをお伺いしたいと思います。

○**知事(東国原英夫君)** 青島地域は、宮崎を

代表する観光地の一つであると認識しており、その活性化を図ることが宮崎観光の再生にもつながると考えております。地元宮崎市においては、本年3月に「青島地域活性化基本計画」が策定され、地域住民が主体となった取り組みも進められているなど、青島地域の再生に向けた機運が高まってきております。また、長年の懸案だった旧橋ホテルの問題も解決を見つつありますので、県と市の関係部局同士の情報交換会議を適宜開催するなど、市との連携を図りながら、青島地域の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 では、今答弁もありましたその宮崎市との連携について、今度は商工観光労働部長にお伺いをいたしたいと思っております。県としても、さまざまな部署が関連をしております、道路関係とかも含めて関連してきていると思うんですが、県の中でどこがイニシアチブをとってさまざまな部署をまとめていくのか、それについてどのような体制で臨もうとしているのかということについてお伺いいたします。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 青島地域の活性化につきましては、市が策定いたしました「青島地域活性化基本計画」の策定段階から、宮崎市との連絡とか庁内における関係部局との情報交換は、商工観光労働部が窓口、中心となり、やっているところであります、これからはそのような形で進めていきたいというふうに思っております。

○武井俊輔議員 確かに商工観光労働部、みやぎきアピール課になるんですかね、窓口になってくるかと思うのですが、さまざまな部署も連携しているようですから、プロジェクトチームをつくるとか、積極的かつスピード感を持って取り組んでいただきたいなと思っております。

続きまして、県土整備部長にお伺いをいたします。青島神社参道南側の3ヘクタールの県有地の取り扱いについてでございます。ここは現在は青島の亜熱帯植物園、また旧国民宿舎「青島」というのがありました。この跡地になる部分でございますが、ここの開発も、当然ホテルのほうが開発されるわけですから、同時に進められていく必要があると思えますが、県としてはこの土地をどのようにするのか、具体的には県が開発を行うのか、ないしは宮崎市に譲渡する、ないしは貸与する、さまざまな方法があるかと思うのですが、どのような計画であるかお聞かせください。

○県土整備部長(山田康夫君) 県有地3ヘクタールの土地の中には、青島亜熱帯植物園と国民宿舎の跡地があるわけございまして、国民宿舎跡地につきましては、現在、宮崎市に無償で貸し付けてございまして、地元自治会によりグラウンドゴルフなどに活用されております。今回、宮崎市が策定しました「青島地域活性化基本計画」によりますと、整備手法につきましては、民間、公共など役割分担が示されておりますけれども、この土地の利活用のあり方につきましては、今後、関係部局と連携を図りながら、宮崎市と十分な協議を行いまして、どのような対応ができるのか、十分検討してまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 とにかく、どちらが主体的に取り組むか、このあたりもしつかりとスピーディーに決めていただいて、対応をお願いしたいと思います。無償貸与するということも、このまま続けていくということも、選択肢としてはあるのかなと思っております。

その中で、特に亜熱帯植物園について改めてお伺いをいたします。この植物園は、昭和42年

に開園いたしまして、青島の新婚ブームにも非常に大きく資した施設でございます。現在も指定管理者により運営されておまして、積極的な活動をされていることは大変評価できるかと思っております。しかしながら、施設としては非常に老朽化しております。特に亜熱帯温室につきましては、やはり老朽化も目立っております。青島リニューアルにおいては、見直しが不可欠な施設であると考えておりますが、県としては、この施設の今後のあり方についてどのように考えているのか、見解をお伺いします。

○県土整備部長(山田康夫君) 宮崎市の策定しました「青島地域活性化基本計画」によりますと、青島亜熱帯植物園の多くの樹木、あるいは景観を生かす計画となっております。県としては、今、御指摘の温室を含めました植物園全体のあり方につきまして、旧橋ホテル跡地の問題解決の状況を見きわめながら、関係部局とも連携を図って、宮崎市と十分な協議の上、対応を考えてまいりたいというふうに思っております。

○武井俊輔議員 わかりました。ということは、方向性として、例えば廃止をすとか、どこかに移転をするというようなことも、選択肢としてはあり得るということでしょうか。

○県土整備部長(山田康夫君) 青島亜熱帯植物園につきましては、これまで青島の植物の再現、あるいは国外から導入した植物の展示を行うことによりまして、本県の主要な観光地の一つであります青島と一体となって、観光資源あるいは教育の場として重要な役割を、現在でも担っておると思っております。現時点では、当園の廃止あるいは移転等については考えておりません。

○武井俊輔議員 わかりました。それならそれ

で、しっかりと現状の施設なりを生かせるような形での対応をお願いしたいと思います。

続きまして、青島活性化の方策として、一つ提案をさせていただきたいと思っております。TR高千穂鉄道で使用しておりましたトロッコ車両の活用についてであります。この車両は、2003年に高千穂鉄道株式会社が購入したもので、1両は日本宝くじ協会補助、そしてもう1両はいわゆるリゾート基金で購入されたものであり、当時はこの基金から1億3,000万円が支出されております。しかし、現在では、報道等によりまして、JR九州に対し有償での譲渡というような方向が検討されているということですが、仮にそうなった場合は、九州全体での運用ということになりまして、宮崎県で使用されるということは全く保証されないわけでございます。さらに、JR九州であればまだいいのですが、これがよその会社に売却、譲渡されるということになれば、永久に宮崎県内で走るということはなくなってしまうということになります。県民の貴重な税金であるリゾート基金を活用した車両でもございます。つきましては、県内で、特に青島活性化ということで、日南線で運用するということが、再開発の起爆剤になり得るのではないかと考えますが、知事の見解をお伺いします。

○知事(東国原英夫君) トロッコ列車は、高千穂沿線地域の振興や観光振興を目的に、公的助成を受けて導入されたものであります。高千穂鉄道におかれては、そのような導入の経緯や現在の資産価値を踏まえ、日南線を初め県内路線での活用ができないか、JR九州と協議を始めたところでございます。JR九州といたしましては、技術面やコスト面など、さまざまな角度からの検討が必要なようでありまして、今

後、協議の推移を見守りたいと考えております。

○武井俊輔議員 では、それを踏まえて、商工観光労働部長にお伺いをいたします。一般的に鉄道車両の平均使用年数というのは、30年というふうに言われております。しかし、この車両は1億3,000万支出をしてリゾート基金で購入したものであるんですが、現状としては2年弱活用して3年近く車庫に眠っているというような状況でございます。しかし、こういったものがこれで——もちろん、いろんな交渉の結果ということになると思うんですが——仮に県外に売却をされてしまう、宮崎でほとんど、ないしは全く運用されなくなってしまうということがありますと、これはこれで私は非常に大きな問題ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○商工観光労働部長(高山幹男君) トロッコ列車でございますけれども、先ほど知事も申しましたように、高千穂鉄道沿線の振興に役立てようということで導入されたわけでして、それがわずか2年半で使えなくなったというのは、非常に残念なことであります。そして、可能であれば県内で利用されるということが望ましいわけでございますが、先ほど知事も申しましたように、現在、JR九州で検討されているようでございますので、その推移を見守ってまいりたいというふうに思っております。

○武井俊輔議員 もちろん、交渉事としては、JR九州しか相手がないというところで、大変難しいものであるというのは十分わかっているんですが、ここはやはり、その思いをしっかりと認識して交渉を進めていただかなければならないと思っております。それを踏まえまして、最後、県民政策部長にお伺いをいたします。確かに車両を保有するというのは、JR九州とし

ても、いろんなリスクも当然あると考えられるわけですが、例えば、こういった車両を県が保有してJR九州にリースする、つまり貸すという形ですね。こういうような形で管理面のコストをフォローするなど、さまざまなことをぎりぎりまで考えていく必要があると思うんですが、そのようなお考えはないかお伺いをいたします。

○県民政策部長(丸山文民君) トロッコ列車を県が所有して貸し付けるという話でありますけれども、トロッコ列車は現在ATS装置がついておりません。県内路線、日豊線とか日南線を走らせるには、その自動列車停止装置もつけるように改造しなければいけません。そしてまた、数年ごとに列車というのは定期検査がございます。それも1,000万、オーダーであります。ですから、そういうコスト面を考えると、県が持つということにはやっぱり課題があるのかなと思います。一方、受け手側、借り手をJR九州とした場合には、所有権がないわけですから、自由に使えないというようなデメリットもJR側にはあるわけでありまして、お互い、貸し手、借り手双方にそういう課題があるということですから、なかなか難しいのではないかとこのように考えております。

○武井俊輔議員 課題があるのは十分、いろんな話の中でもよくわかるんですが、とにかくそういうことも含めて、あらゆる知恵を出して宮崎県内に残るような努力をしていただいて、本当にこれで青島が活性化して、二次交通が県内は弱いと言われておりますので、こういったものが来て、青島にも車でなくても来れるというふうになれば、非常に活性化にも資すると思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の関連質問を終わります。ありがとうございます。

○図師博規議員 それでは続きまして、入札制度改革についてお伺いをしてまいります。

ことし5月末に出版された知事の著書「知事の世界」——こちらですね——の中では、県政改革の中でも、やっぱりこの入札制度改革への苦悩が赤裸々に書かれてありました。この入札制度改革の内容については、業界内でも賛否あります。先日行われた宮崎県建設関連産業危機突破総決起大会、その決議文の中に記された要望6項目、その内容以外にも対応策を求める声を聞いております。それは現在、落札率が85%になると、下請業者が赤字もしくは平均点未満の工事となる割合が急増していることから、国交省は工事品質を確保するため、直接工事費や共通仮設費は応札者の平均的な値に見直し、現場管理費や一般管理費等の諸経費についても、工事実施上、最低限必要と考えられる額を計上する算定方法の導入が行われました。具体的には、最低制限価格を撤廃し、直接工事費の95%、共通仮設費の90%、現場管理費の60%、一般管理費の30%をすべてクリアすることを落札条件とし、一つでもその条件を下回って落札した場合には、特別重点調査対象となり、技術員の追加等の条件が付加される低入札価格調査基準価格の見直しがされています。このように、競争性は維持しつつ工事の質の高さも確保される低入札価格調査制度を、知事はどのようにとらえていらっしゃるのか、御見解をお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 低入札価格調査制度とは、御指摘のように、最低入札価格が調査基準価格を下回った場合、発注者が当該価格により適正な履行が可能かどうかを調査した上で、

落札者を決定する制度であります。発注者が行う調査につきましては、調査対象者から、その価格により入札した積算根拠を初めとして、手持ち工事の状況とか資材・機械の状況、あるいは労働者の確保の見通し等について聴取する必要があります。発注者、入札者双方とも相当な労力を要するものであります。本県では現在、設計・施工一括発注方式で工事を発注する場合等、限定的にこの制度を適用しておりますが、入札制度の検証等を行う中で、必要に応じて研究してまいりたいと考えております。

○図師博規議員 ぜひ知事、幅広く声を聞きながら、この改革には取り組んでいていただきたいと思っております。

それでは続きまして、海岸侵食対策についてお伺いいたします。

海岸侵食対策として県は、海岸線に人工岬を建設するヘッドランド工法を採用することを決めました。我々愛みやざきは、ヘッドランド工法の先進地でもある茨城県鹿島に行き、ヘッドランドとそれに付随する浜に砂を定期的に運び込む養浜事業の実態と成果を研修してきました。鹿島では、1キロごとに長さ150メートルの人工岬を40基海岸に敷設する計画になっております。既にもう30基以上が敷設されておりました。その建設に当たっては、コンクリートブロックを極力使用せず、県産材の白御影石を使用することで、景観を守ることに配慮されておりました。が、直接その現場を見て、1キロごとに30基も150メートルの突堤が並んでいる風景は、不自然以外の何物でもない。私には不自然に映ったんです。そこで伺います。現時点で本県はこのヘッドランド構想の推進をどこまでされているのか、また、その内容等を地域住民及び関係団体の方々とどのような協議をされ、

情報を共有されているのか、その進捗状況を県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） 宮崎海岸の侵食対策の工法につきましては、「宮崎海岸侵食対策検討委員会」というのがございまして、そこで検討を進めております。現時点では、大きくは2つの対策として考えておまして、1つには、砂浜の復元やアカウミガメの産卵、海の利用などを踏まえまして砂を海岸に投入する「養浜」、もう1つには、砂の流出を制御するヘッドランドなどの「何らかの構造物」、その2つが必要とされているところでございます。先月、この委員会が開催されまして、そこにおきまして、侵食対策の検討を早期に進めるために、今後、委員会の中に「技術検討部会」というのを設けまして、さらに詳細な検討をするということになっております。なお、国による今年度の事業でございすけれども、生物の生態、砂の移動の調査、試験養浜を行うと伺っております。

それから、地域の皆さん、関係団体との協議状況でございす。これにつきましては、国と県と合同で今年度、地元懇談会を2回、海岸勉強会を5回開催しまして、海岸侵食に関連するさまざまな情報の提供、あるいは地元の皆さん方の意見の集約、こういったことを行っているところでございす。

○凶師博規議員 現在の県の描く整備計画を単に押しつけるのではなく、常に地域の方、また団体の方との意見交換を今後も進めていただきたいと思ひます。

それでは続きまして、このヘッドランド工法によって海岸整備がされた場合の事故防止対策についてお伺いいたします。国内先進地の鹿島においては、ヘッドランド設置後、ヘッドラン

ド付近に発生する波、離岸流と言ひますが、これに巻き込まれるなどして、既に4名の方が亡くなっております。神奈川県茅ヶ崎にもこのヘッドランドが設置されているんですが、ここ神奈川では、10年間に13名の方が死亡されているという事実があります。先日、関係団体の方とお話しする機会があったんですが、その際、「ヘッドランドを設置した後に、幾ら遊泳禁止やサーファーの利用の禁止をうたう看板を立てても、海水浴客やサーファーの方々は後を絶たない。利用はさらにふえるぐらいになるだろう。そうすると余計に事故はふえます。間違ひなく死亡者は出ますよ」というような提言をいただきました。事故防止のために県が取り組もうとされている内容を、県土整備部長に改めてお伺いいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） ヘッドランド周辺では、離岸流、すなわち沖に向かう潮の流れが発生することがあると言われておまして、数多く設置されております茨城県にお聞きしましたところ、事故防止の対策としましては、市や警察などと連携して、巡回あるいは看板設置、ホームページを活用するなどにより、注意啓発の取り組みを行っているというふうにお伺いしております。本県におきましても、仮にヘッドランドを採用するということになりましたら、同様な取り組みを基本として、いろいろ工夫していくということになるかと思ひます。

○凶師博規議員 最善の安全策を講じていただきたいと思ひます。

それでは続いて、現在予定されているこのヘッドランド事業には、20年間で約300億円の予算が投資されると聞いております。さらに、ヘッドランド設置後も、侵食のスピードは緩や

かになる効果が得られるものの、侵食がとまることはありません。ゆえに、ヘッドランドが絶対的な工法ではないんです。さらなる効率的な侵食対策を探る研究活動も継続する必要があると考えます。ちなみに、間伐材等を利用し、大型の木枠を等間隔で海に沈めておくことで、砂がそこに堆積していく、すき工法というものがあります。また、フォレストベンチ工法、人工リーフ工法、海岸植物植栽などなど、低コストで効果が期待できる侵食対策もあります。これらの工法も今後、研究対象とされ、ヘッドランドと比較検証しながら事業展開をする価値は十分あると考えますが、県土整備部長の考えをお伺いいたします。

○県土整備部長(山田康夫君) 先ほども申し上げましたけれども、「宮崎海岸侵食対策検討委員会」におきましては、これまでヘッドランド以外の工法につきましては、離岸堤、新型離岸堤、人工リーフなどを検討してまいりましたけれども、宮崎海岸の状況を考慮しまして、今後、ヘッドランドを含む最適と思われる複数の工法案について、先ほど申し上げましたように、「技術検討部会」において、さらに詳細に検討することとしております。

○図師博規議員 今の御答弁、非常に柔軟な対応で今後もこの侵食対策に臨まれるということ、ぜひ成果が上がりますように期待をしております。

それでは続きまして、平成20年度全国学力・学習状況調査についてお伺いいたします。

この調査は、昨年度から国が主体となり実施されているものであります。また、県も単独で、小学校4年生と中学2年生に一斉テストを実施されました。この国及び県の調査にここ2年取り組まれてきた経緯を踏まえ、教育委員長

の御所見をお伺いしたいと思います。

○教育委員長(江藤利彦君) お答えします。

私は、この豊かな風土に恵まれた宮崎の地に、大人が子供たちと真剣に向き合って、愛情たっぷりに育てる教育を根づかせたいとの思いで取り組んできたところでございます。また、県教育委員会といたしましても、これまで、心の教育の充実や学力向上などに向けて、さまざまな施策を推進してきております。その中で、全国学力・学習状況調査の結果が2年連続でおおむね良好であったということにつきましては、市町村教育委員会を初め、保護者あるいは地域の方々の御理解や御協力のおかげだと思っております。しかし、何といっても忘れてならないのは、先生方の熱心な指導のもと、一生懸命頑張った子供たちでございます。今後、郷土の宝であるこの子供たちが、学ぶ喜びを実感し、自分の夢に向かってすくすくと伸びていくとともに、宮崎、そして日本、さらには世界の未来を支え、存分に活躍してくれることを心から願っているところであります。以上でございます。

○図師博規議員 調査結果の内容については、後で詳しく述べますが、本県は、今、教育委員長も言われましたが、非常に優秀な成績だったんですね。これはひとえに、教育委員長を初め、教育委員会の方々の献身的な取り組みの成果だと思っております。改めて敬意を表すものであります。御苦労さまでした。

それでは、調査についてであります。調査教科は、小学6年生が国語と算数、中学3年生は国語と数学、問題内容は、知識に関するA問題、またその活用に関するB問題に分かれていたようです。本県の成績は、マスコミ発表されました全国調査結果一覧から抜粋してみます

と、小学生は国語・算数とも九州で第2位、中学生は国語・数学とも第1位と、大変優秀な成績をおさめています。また県は、小学校4年生に4教科、中学校2年生に5教科及び生活面調査を含めたテストを実施されました。その調査の結果が出ているわけですが、一方、文部科学省は、この学力テストの毎年実施にこだわっているようで、この学力テストの批判の中には、税金の無駄遣いじゃないかとか、テストの後、現場で検証改善サイクル作業を教員の方々がしなくてはいけないため、現場は振り回されて疲労感も漂っているとも聞きます。さて、このような状況をどう受けとめ、今後、国及び県が実施する学力テストを教育現場にどう生かされていく考えか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 国並びに県の学力、それから生活状況等の調査の結果につきましては、施策の検証に活用いたしますとともに、指導方法の改善などに生かしていくことが必要であるというふうに考えております。県教育委員会といたしましては、学力調査結果の分析方法や、課題の解決を図る方策についての助言など、各学校が行う取り組みに対して積極的に支援してまいります。また、本年度も引き続き、すべての教育事務所の単位で、各地域の課題に応じた授業研究会を開催するなど、児童生徒のさらなる学力の向上に向け、市町村教育委員会とも連携を図りながら努力してまいりたい、このように考えております。以上です。

○凶師博規議員 それでは、学力テストの結果内容をどこまで開示するかについてお伺いいたします。県内学力が比較的高いと実証された今回のテストですが、市町村によっては、その高い低いが見られるのは当然です。県としては、その内容をどこまで開示して、教育事務所等を

通じ、各学校に具体的な指導をしていく考えかを教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） まず、全国の学力・学習状況調査についてであります。これにつきましては、国が示しました都道府県別のデータに基づきまして、本県全体の小中学校別、教科別の結果と傾向を公表しているところであります。なお、市町村ごとの結果の公表につきましては、この調査への参加を決定いたしました市町村教育委員会の判断にゆだねられるものであり、県教育委員会として公表することは適切ではないというふうに考えております。また、県が実施いたしております学力・意識調査につきましても、例えば小学校が1校、中学校が1校という町村や、調査を受けている児童生徒の数が極端に少ないごく小規模の学校などがありますので、学校名や個人名が推定されたり、序列化や過度な競争を招いたりすることのないように、教育事務所ごとの小中学校別、教科別の平均点の公表としているところであります。以上です。

○凶師博規議員 今の御答弁のとおり、小規模自治体、また小規模学校におきましては、生徒がその成績に限定されると申しますか、直結する、生徒の顔が見えてくるような情報開示にもなり得る危険性があります。ぜひそのあたりの配慮もしていただきたいと思っております。

それでは続きまして、道州制についてお伺いいたします。

先日、長崎県、広島県の若手議員と合同で総務省に行き、道州制についてのレクチャーを受けてまいりました。その際、久世公堯前参議院議員と磯崎陽輔参議院議員も講師に加わっていただき、道州制ビジョン懇談会の中間報告の内容を詳細に説明していただきました。道州制ビ

ジョン懇談会は、時代に適応した新しい国の形を国民に示し、中央集権から分権型国家へ向かうため、その内容を着々と具現化しています。注目すべきは、この中間報告の中に、道州制の導入はおおむね10年後を目指すという数値目標が明記されたということです。国、道州、基礎自治体の役割と権限をどうするのかや、道州の区域をどうするのか、税財政制度をどうするのかなど、クリアすべきハードルは多いのですが、国家財政が今、非常に厳しい状況にあります。その折ですので、道州制導入は、住民サービスを維持していくためにも避けては通れない道ではないかと考えます。また、九州知事会も参加している第2次道州制検討委員会でも、九州モデルを作成し、その九州モデルに関する具体的な検討がされ、ここでも既に九州を一つにまとめるための非常に前向きな検討がされています。

知事の道州制に対するコメントが、以前は条件つきで賛成という表現から、最近では二重行政の問題点を指摘されたり、県民に対し道州制のメリットを積極的に開示していく必要があるというようなコメントをされるようになり、前向きな見解を示されています。知事の道州制に対する見解と、九州知事会等に参加されて、他県知事がどのような考えを持たれているか、また、九州知事会の知事の方々が連帯意識をどの程度醸成されているのか、そのあたりの御見解を知事にお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 私は、さまざまな行政課題がある中、この国全体に蔓延している閉塞感とか国力の維持、あるいは国民行政サービスの向上、国民生活、特に地方で生活されている方たちの福祉の向上といったもの、この国の形というもの、あり方というものをもう一度見直す必要があると思っています。140年

前、廃藩置県ということで、この県という枠組みはできました。あれからもう1世紀以上たちまして、あのころと時代が違うんですね。交通インフラも情報インフラも人々の生活も。そういったものに、時代に適応するために、この県のあり方、枠組みがどうあるかというのは、もう一度基本に立ち返って考えるべきだと思っております。

この国のあり方をどうやって変えるかというのは、おっしゃるとおり、僕は中央集権から地方分権、官治主権から自治分権と、地方政府として自主自立の道を歩むことだと思っております。国が全国を統一、一律化、一体化して国土の発展に寄与すること、それはこの国が経済的な発展、国力の発展を目標とした時期には有用であったかもしれませんが、今日のように非常に住民の要求や行政ニーズが分散化されますと、それに国が一々対応できなくなる、そう思っているんです。私はそこに弊害があるんじゃないかと。今回の年金の問題も三笠フーズの問題等も、それは中央集権のひずみ、この制度のほころびというものが如実に顕在化した証左ではないかと思っています。ですから、これを変えるためにどうしなきゃいけないか。地方分権を鋭意やらなきゃいけないんですが、その最終章として、最終的な段階として道州制というものがあるんじゃないかと思っています。

御指摘のように、二重行政をなくして、削減して、その削減幅を住民サービスに向けるとか、住民に一番近い意思決定を地方が行うとか、住民に直結しているサービスは地方がやる。国と地方の役割を分担する。そのためには税源とか財源というものを国から完璧に地方に移譲していただかなきゃいけない。その際、注

意なきやいけないのは、立法と行政と財産権ですね。この3つの権限が確実に完全自治体として国から譲与されなければ、これは意味がないと思っているんですよ。総務省の話で申しわけないんですけど、副知事が隣にいらっしやって申しわけないんですけど、私は、国主導の地方分権、道州制というのは気をつけなきゃいけないと思います。地方主権、地方政府のあり方——この道州制というのは、地方がかち取らなきゃいけないと私は思っております。そういった意味での地方分権化に向けて、この国の形全体を変えるということが、この国のじり貧、減退を食い止めるといふか、国民あるいは県民あるいは地域の住民の方々に新たな希望というものを与えるために、私は分権化というのは必要だと考えております。

○函師博規議員 知事の今の御答弁の中にありました、道州制は地方がかち取らなきゃいけないんだという表現の中から、この道州制に臨まれる知事の熱意と決意というものをよく感じ取ることができました。我々が考えなくちゃいけない視点、忘れてはいけない視点というの、やっぱり住民サービスをいかに守るかということです。宮崎の利益も考える必要がありますが、広く国民の利益、住民の利益というものを念頭に置き、道州制には臨んでいく必要があると考えます。

それでは続きまして、知事の政治姿勢についてお伺いたします。

知事は、国の行政支出総点検会議、いわゆる無駄ゼロ会議の委員に選任され、定期的に上京されておられますが、知事公務が多忙な折にもかかわらず委員を受けられ、さらに仕事量をふやされた背景には、今回の参加が何らかの形で県民に利益還元されるという意図があつてのこ

とと存じます。また、今回知事は、委員会の分科会として、人事院、内閣府、総務省、法務省、財務省、そして国土交通省を担当するワーキングチームに属され、その副主査も務められています。この会議参加によって得られた情報や経験を今後の県政運営にどのように生かしていかれ、効率的に取り組まれていくのか、そのあたりを知事にお伺いたします。

○知事(東国原英夫君) 国の行政支出総点検会議、いわゆる無駄ゼロ会議でございますが、行政支出の無駄の根絶を図ることを目的に、公益法人への支出とか特別会計の支出などについて、集中的な審議が行われることとなっております。私はこの会議において、地方の行政の責任者として、あるいは宮崎を初めとした地方の代弁者として、また生活者目線に立って、国の支出のあり方に意見を申し上げていきたいと考えております。行財政改革につきましては、本県では昨年6月に策定いたしました大綱2007に基づきまして、義務的経費を含むすべての歳出の徹底した見直しや、公社等の改革などに鋭意取り組んでいるところであります。しかしながら、厳しさを増す本県の財政状況を考えますと、引き続き徹底した取り組みを行う必要がありますので、この会議を通して得られる改革の視点や手法といったものを、今後の一連の改革に生かしてまいりたいと考えております。

○函師博規議員 ぜひそのような取り組みをしていただきたいと思います。

それでは、この無駄ゼロ会議は、平成21年度予算への意見反映をさせるために、ことし12月上旬をめどに指摘事項をまとめる予定になっておるようです。今後、集中審議のために知事の上京機会もふえるようです。ちなみに、次回のワーキングチームの会議は9月29日月曜日に

入っています。この日は常任委員会が開会される日と重なっておるわけなのですが、知事は議会会期中にもかかわらず上京され、このワーキングチームの会議に参加されますか、お伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 議会の御理解がいただけるのであれば、参加をさせていただきたいと思っております。

○凶師博規議員 知事は、もちろん県内の公務も多忙を極めていらっしゃいます。また、今回のような県外で行われる公務も多数見受けられますが、知事の中で、県内の公務と県外の公務をどう優先していくのか、優先基準がどこにあるのかを教えてください。

○知事(東国原英夫君) 私は県知事でございます。行政を預からせていただく立場なので、もちろん優先順位は県が優先です。県を初めとする地方を変えなきゃいけないという視点で、県外あるいは中央に物を申させていただきますので、そちらのほうも重要かと思っておりますが、優先順位としては県が上位です。

○凶師博規議員 安心しました。それでは、知事が臨まれる無駄ゼロ会議の内容も踏まえてあります。国はもちろん、県財政も無駄遣いゼロを目指すとともに、一層の事務事業の効率化を図っていく必要があります。きのう丸山議員も取り上げられましたが、国は平成13年にe-Japan戦略を立ち上げ、電子政府の実現を推進しております。これに全国36の都道府県が呼応し、本県も平成14年に電子県庁アクションプランを策定され、さらに平成19年には電子県庁推進指針を策定されています。これにより、行政サービスのスピード化、ペーパーレス化、行政運営の高度化、効率化に取り組まれてきていると思いますが、この電子県庁体制構築が現在ど

こまで進捗しているのか、その状況を知事にお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 電子県庁の進捗状況についてであります。本県は、国のe-Japan戦略に掲げられた「電子政府の実現」に歩調を合わせて、平成14年度に「宮崎県電子県庁アクションプラン」というのを策定させていただいております。宮崎情報ハイウェイ21等の情報通信基盤や、電子入札システム等の各種情報システムの整備を進めてきたところであり、基盤整備はおおむね完了したのではないかと考えております。現在は、平成19年3月に策定した「宮崎県電子県庁推進指針」に基づきまして、これまでの情報基盤の整備からその利活用に移しまして、情報通信技術(I T)を活用した「行政サービスの向上」、そしてまた「行政運営の高度化・簡素効率化」を推進しているところでございます。

○凶師博規議員 強力に電子県庁化を推進されているという内容でしたが、この電子県庁体制を構築する一つのシステムに、電子決裁や電子供覧を可能とする総合文書管理システムというものがあります。このシステムの内容が近々見直されるとも聞きます。今後、さらに事務処理業務を効率化するため、このシステムをどう見直しされようとしているのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(山下健次君) 総合文書管理システムにつきましては、文書の電子化による文書管理の適正化、事務の効率化、情報の共有化、省資源化を目的に、18年4月から運用を開始したところでございます。このシステムの導入で、県庁内における文書の電子的な管理が可能となったところでございます。しかしながら一方で、電子決裁等のいわゆる電子的処理機能に

つきましては、国、市町村、県民等からの文書の大半が依然として紙で寄せられるということで、一般的な文書の電子化が進展していないということや、許認可事務など多くの関係書類の審査を必要といたしますので、電子決裁になじみにくい事務も多うございます。そういったことから、利用率は非常に低調に推移しております。必ずしも事務の効率化あるいは省資源化にはつながっていない実態がございます。それともう一点は、このシステムは年間6,000万円を超える多額の運用コストを要しております。県の財政状況が逼迫する中で、費用対効果の観点も踏まえまして、今回電子決裁機能等を廃止して、文書管理機能に特化した効率的なシステムへ見直すこととしたところでございます。

○函師博規議員 今の御答弁ですが、起案書ごとに知事を初め各関係部課長の決裁印を持って回る手間を簡素化し、スピード化し、ペーパーレス化する電子決裁等のシステムの利用率が低いために、廃止を含めた見直しをするという御答弁でした。この電子決裁、電子供覧のシステムを他県はどの程度利用しているのかを調べてみますと、大阪府は電子決裁率100%です。鳥取県も100%です。沖縄県は90%を超えています。本県は低調であったがゆえにというお話ですが、電子決裁率は、一体何%ぐらいだったんですか。総務部長、お願いします。

○総務部長(山下健次君) 電子決裁率でございます。これはもちろん本県のまとめ方ということでお答えいたしますが、平成18年度が18.9%、平成19年度が12.7%、20年度は7月末時点でございますけれども、8.7%ということでございます。

○函師博規議員 知事は最初の御答弁で、この電子県庁化を強力に進めていくという内容の御

答弁をされましたが、実態は、その電子県庁化を図る一つの指標にすぎませんが、その決裁率は非常に低いと。何で大阪や鳥取にできて、本県にできないのでしょうか。なぜこんなに電子決裁率に開きがあるのか。その原因はどこにあるとお考えですか。総務部長、お願いします。

○総務部長(山下健次君) 先ほど「本県のまとめ方で」というふうにお答えいたしましたけれども、基本的に、この電子決裁率につきましては、全国統一の算出基準がございません。各県独自の考え方で算出しているところであります。都道府県ごとの電子決裁率に大きな乖離が発生しておりますけれども、先ほど御指摘の電子決裁率が100%の県におきましても、決裁に必要な添付文書は別に紙で回覧をされております。したがって、それを100%と称するかどうか、当然、紙決裁と変わらないものが多数含まれており、必ずしも事務の効率化にはつながっていないということで考えております。

○函師博規議員 大阪や鳥取の算定基準が本県とは違うというような御答弁でした。それでは、知事の事務処理業務のうち、実際、何件ぐらい、何%ぐらいこの電子決裁で処理されているのでしょうか、お願いいたします。

○知事(東国原英夫君) ざっくりですが、9割ぐらいは文書です。9割ぐらいだと思います。体感ですけれども。

○函師博規議員 9割文書ということは、1割未満しか電子決裁はされていないということですね。ITには非常に聡明な知事だと思っておりますが、なぜ、この事務処理に効率化が明らかな電子決裁というシステムを活用することを推進されていないのでしょうか、知事。

○知事(東国原英夫君) 先ほど総務部長からも答弁がありましたように、文書決裁に必要と

なる添付文書とか証拠となる書類等々が書類で来ますものですから、結果、書類で決裁ということになろうかなど。結果的にはそうなっているということでございます。

○図師博規議員 利用率が上がらないというのは、やはり知事を初め、職員の方々のモチベーションが上がっていないと私は思うんですね。それに取り組む意識をもっと変えていく必要があるんですが、既にそれを中止されるような方向性が出ているということです。それでは、今まで、この電子県庁化の一つである総合文書管理システムのシステム開発に要した費用、そして、そのメンテナンス費用等は、開発してから現在まで、どれくらいの費用を注入されているのか教えてください。総務部長。

○総務部長(山下健次君) 開発費でございますけれども、平成14年度から17年度にかけて4年間で約8,800万円、運用費につきましては、各年ばらつきがございますけれども、17年度が約2,400万、18年度が約7,400万、19年度が約6,900万円ということで、総費用、これは開発と運用費を含めまして、約2億5,500万円となっておりますのでございます。

○図師博規議員 2億5,500万もの費用をかけたシステムですよ。それを十分活用しないまま利用を廃止する、停止する。これこそ無駄遣いじゃないんですかね。システムの維持管理が高額だからと言われますが、そんなことは事業開始当初からわかっていたことです。開始2年足らずで中止することになるというのは、当初の見通しが甘かったという以外にありません。また、費用対効果と言われますが、電子決裁率を上げることなく、システム活用が不十分のまま、県民サービスの提供がどれだけスピーディーになったのか、また、それによって人員がど

れほど削減できたのかという、いわゆるそこまでやった上で費用対効果というものをはかるべきであります。途中でやめたのでは、その費用対効果すらはかることができません。このまま税金を無駄に捨てるということになってしまいませんか。知事、いかがでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 総合文書管理システムにつきましては、運用コストが年間6,000万円強と極めて高額であるにもかかわらず、それに見合うだけの効果が得られていないというのが現状でございます。現行システムを継続した場合、今後5年間で3億円を超える経費が必要になるとともに、文書管理に特化した効率的システムに見直せば大幅な経費の削減が可能となるため、無駄遣いを削減する趣旨からも、今後、見直しを行っていきたいと考えております。

○図師博規議員 本県のように、電子県庁化の一部の利用が進まないシステムがあるからといって、国が提唱しているe-Japan戦略すべてが間違いだったとは言いませんが、この総合文書管理システムが、現場が取り組んだにもかかわらず、うまく使えなかったというのは、本県が証明したようなものです。さらに、この電子県庁化に伴うシステム開発やメンテナンス費用は、ほとんどが県単独の費用なんです。今まさに知事は、国の無駄ゼロ委員なのでですから——国の方針で都道府県が右往左往したり、都道府県の税金が無駄に使われることが繰り返されてはいけません。このような現場のひずみ、ほころびを、ぜひ委員会の中で大きな声で取り上げていただきたいと思っております。この件についての答弁は求めませんが、我々行政の経費はすべて県民、国民の経費で賄われております。今後も、無駄をなくす視点というのを

平成20年 9月19日(金)

忘れることなく、行政執行に取り組んでいただきたい。我々愛みやざきも、県民目線で改革を推進していくという意見を付させていただきます。我々の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○坂口博美議長 以上で本日の質問は終わります。

次の本会議は、22日午前10時開会、きょうに引き続いて代表質問であります。

きょうはこれで散会いたします。

午後 2 時29分散会

9 月 22 日 (月)

平成 20 年 9 月 22 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (42 名)

5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
 6 番 西村賢 (同)
 7 番 川添博 (無所属の会)
 8 番 河野安幸 (自由民主党)
 9 番 山下博三 (同)
 10 番 黒木正一 (同)
 11 番 松村悟郎 (同)
 12 番 坂口博美 (同)
 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
 15 番 太田清海 (同)
 16 番 外山良治 (同)
 17 番 凶師博規 (愛みやざき)
 18 番 松田勝則 (同)
 19 番 中野廣明 (自由民主党)
 20 番 横田照夫 (同)
 21 番 十屋幸平 (同)
 22 番 押川修一郎 (同)
 23 番 外山衛 (同)
 24 番 宮原義久 (同)
 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
 28 番 新見昌安 (同)
 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
 31 番 井本英雄 (自由民主党)
 32 番 丸山裕次郎 (同)
 33 番 野辺修光 (同)
 34 番 浜砂守 (同)
 35 番 萩原耕三 (同)
 36 番 黒木覚市 (同)
 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
 40 番 権藤梅義 (同)
 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
 46 番 水間篤典 (自由民主党)
 47 番 中村幸一 (同)
 48 番 蓬原正三 (同)
 49 番 米良政美 (同)
 50 番 坂元裕一 (同)
 51 番 外山三博 (同)

52 番 福田作弥 (自由民主党)
 53 番 星原透 (同)
 欠席議員 (3 名)
 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
 37 番 中野一則 (同)
 45 番 緒嶋雅晃 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

知事	東国原英夫
副知事	河野俊嗣
県民政策部長	丸山文民
総務部長	山下健次
福祉保健部長	宮本尊一
環境森林部長	高柳憲一
商工観光労働部長	高山幹男
農政水産部長	後藤仁俊
県土整備部長	山田康夫
会計管理者	長友秀隆
企業局長	日高幸平
病院局長	甲斐景早
財政課長	西野博之
教育委員長	江藤利彦
教育長	渡辺義人
警察本部長	相浦勇二
人事委員長	黒木奉武
代表監査委員	城倉恒雄

事務局職員出席者

事務局長	石野田幸藏
事務局次長	弓削孝幸
総務課長	田原新一
議事課長	富永博章
政策調査課長	桑山秀彦
議事課長補佐	孫田英美
議事担当主幹	日高賢治
議事課主査	山中康二
議事課主査	隈元淳二

◎ 代表質問

○坂口博美議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、民主党宮崎県議団、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。田口雄二でございます。まず冒頭に、さきの台風13号により、県内におきまして、土砂崩れによる家屋や道路の崩壊、農産物等々の大きな被害が出ております。心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を願ってやみません。県におかれましても、災害の復旧に全力を傾注していただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、民主党県議団を代表いたしまして質問を行います。これまでに各党会派より多くの質問がなされ、重複する項目もありますが、代表質問でもあり、お許しをいただきたいと存じます。

まず最初に、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

先月の北京オリンピックで、県内関係では柔道の内柴選手が2つ目の金メダル、そして延岡市出身の松田丈志選手が、200メートルバタフライで見事銅メダルを手にすることができました。「自分色のメダル」と称した銅メダルを恩師の久世コーチの首にかけたシーンは、胸にぐっとくるものがありました。今回のオリンピックで日本人に一番大きな感動を与えたのは、女子ソフトボールの金メダルではないでしょうか。投手の上野由岐子選手が、一番大事な中指のつめが割れ、血まめをつぶしながら

も、決してあきらめることなく、何度も渾身の力で力投し、絶体絶命のピンチを切り抜けました。2日間で3試合、413球も投げて、遠くに行きかけた悲願の金メダルを執念でつかみ取り、国民に大きな感動を与えてくれました。

しかし、その北京オリンピックの感動の余韻に浸っている間もなく、日本国の最高指導者であり、最高責任者であるはずの福田首相が突然の辞任表明をいたしました。1年前に安倍総理が辞任した折には、御自分から総裁選に出馬したにもかかわらず、余りにもあっさりと、この1年間に2人の首相が連続して辞任をいたしました。約1カ月前に改造内閣を発足させたときには、「安心実現内閣」と自分で銘打ったにもかかわらず、その無責任きわまりない行動には、あきれるといふより、この国の指導者はどうなったんだ、安心実現とは一体何だったのだという思いがいたしました。

そこで、これまで何度も大きな壁にぶち当たっても、そのたびごとに逆境をはね返して、不死鳥のように復活してきた知事に、今回の福田首相の辞任について所見をお伺いします。また、世界的な金融危機、そして汚染米問題が拡大し、国民の食への不信が頂点に達しようとしているのに、12日間にわたる国民不在の総裁選挙の御感想、そして、本日決まる自民党の新総裁に対してどのような要望をお持ちか、お伺いいたします。

次に、県民の知事の支持率についてお伺いいたします。先月の地元新聞の県民意識調査が報告され、東国原知事を「支持する」と「どちらかといえば支持する」を合計すると89.5%と、90%を切ったとはいえ、就任以来1年9カ月にもなるのに、非常に高い支持率を現在も維持しております。支持の理由は、「メディアで

宮崎をPR」「県民を元気づけている」「県庁の改革姿勢」の順で、県民は知事を評価しています。今後、県政運営で力を入れてほしいこととして、景気・雇用対策を筆頭に医療・福祉対策、道路交通網の整備、過疎・少子高齢化対策が続いています。知事は、今回のこの調査結果を受けてどのような所見をお持ちか、お伺いをいたします。

次に、高速交通網の整備についてお伺いいたします。

今月初めに、大分・宮崎・熊本県議会県境議員連盟の一人として、国土交通省の九州地方整備局と九州運輸局、JR九州、西日本高速道路九州支社に対して、東九州自動車道、九州横断自動車道延岡線等々の事業促進、並びに日豊本線の高速化等活性化の促進について要望活動をいたしてまいりました。高速道路に関しては、つい先日まで本県の県土整備部長でありました野口宏一さんが、九州地方整備局の道路部長に就任しており、建設促進に向けてじっくりとお話をする事ができました。ただ、要望活動の中で、かなりハードルが高いなど実感させられたのが、JR関連の要望事項です。私自身は、特急「にちりん」と「きりしま」の古ぼけた車両を快適な車両にかえて、観光促進にも貢献できればと考えていました。そのチャンスが九州新幹線の全線開通の折に、特急「つばめ」を初めとする車両のお務めが終わり、日豊本線で第二の人生を送ってほしいと考えていましたが、その回答もなかなか厳しいものでした。「会社として、車両は耐用年数を考えて新型車両の計画を考えているので、日豊本線に優先的に融通するとは言えない」との回答でした。佐伯―延岡間の高速化は引き続き要望していかなければなりません。高速道路の開通もそう遠くない

と予想される中で、費用対効果を考えると、民営会社のJRが、近い将来、高速化に向けて動き出すにはかなり無理があるように思えます。日豊本線の特急「にちりん」や「きりしま」の後継として、「つばめ」車両導入に力を集中させる政策はとれないか、県民政策部長にお伺いします。

次に、延岡南道路の値下げについてお伺いします。東九州自動車道の一部となる延岡南道路は、当初、土々呂地区の朝夕の渋滞の解消策として建設されました。ところが、距離の割には片道250円に割高感があり、利用の伸びが芳しくなく、依然、渋滞の解消には至っておりません。かねてより、延岡市を初め経済団体や各種団体等の皆さんより、利用率アップに向けて値下げの要請を、西日本高速道路に再三行われてまいりました。そのような中、国交省の延岡工事事務所が、西日本高速道路に対して値下げ実験の要請がなされていると、2月の地元紙に報道され、その成り行きが注目されていました。しかし、それ以来、相当の時間がたっているにもかかわらず、その後、何の動きもありませんが、地元の期待は、一ツ葉有料道路の例もあり、非常に大きいものがあります。現在の状況と今後の予定を、県土整備部長にお伺いいたします。

次に、東九州自動車道の補償金目的の過密植栽についてお伺いいたします。東九州自動車道の建設促進に大きな障害になっていた補償金目的の過密植栽が、昨年末、西都―高鍋間の2カ所において強制収用の対象となり、予定地にあった相当数の過密植栽が大幅に減少いたしました。建設促進に大きな弾みとなり、完成を待ちわびている県民への大きな朗報となりました。現時点において、残された補償金目的の過

密植栽が何カ所あるのか、残っているところは用地買収の協力がさらに得にくい困難なところのようにも思いますが、今後の取り組みについて、県土整備部長にお伺いをいたします。

次に、防災対策についてお伺いをいたします。

まず冒頭に、お礼を申し上げます。私は、「県の激甚災害特別事業で行われていた延岡市の蛇谷川排水ポンプの建設工事が、請け負った建設会社が2度にわたり倒産し、完成予定が大きくおくれ、今年の台風には間に合わなくなった。急ぎ過ぎた入札制度改革による弊害ではないか」と、これまでの一般質問で2度にわたり質問させていただきました。しかし、確かに完成時期は変わりませんが、9月1日より、肝心のポンプを緊急時に手で稼働できるようにしていただきました。天候が安定して工事の中断がなかったというラッキーな面もありましたが、8月末の現地説明会には、延岡土木事務所も驚くほどの地元の皆さんが駆けつけ、いかに待望の排水ポンプであったかよくわかると同時に、この機転のきいた対応に、地元の皆さんは大変喜んでおりました。幸い、先週の台風13号の襲来時は大きな被害もなく、ほっとしているところです。本当にありがとうございました。

さて、平成18年には延岡、日向、日南が竜巻に襲われました。その後、昨年11月に福岡に、そして本年2月に種子島の気象ドップラーレーダーの整備が進められ、本県の竜巻をもたらす局地的な低気圧などを観測できる体制ができ上がりました。先日、常任委員会の県外視察で横浜市に宿泊したとき、夕方から急に天候が荒れ模様になり、テレビの天気予報で、千葉県に竜巻注意報が出されました。幸い大きな被害もなく、竜巻も発生は結局なかったようですが、私にとっては初めて目にする竜巻注意報で

した。そこでお伺いをいたします。気象ドップラーレーダーが整備された後、本県に竜巻注意報が出されたことはあるのか、出された場合、市町村への伝達等どのような対応をするのか、総務部長にお伺いをいたします。

次に、医療福祉行政についてお伺いをいたします。

県内の医師不足の状況は、さらに深刻さを増しています。医療人口26万人を抱える県北医療の中核となる県立延岡病院は、緊急手術などで連携をとることができる病院が地域に限られているので、重篤な救急患者や高度医療を一手に引き受けています。しかし、医師不足からその体制を維持することが困難な状況になりつつある上に、今回、内科医2名が8月末までに退職し、宮崎大学の医局に引き揚げています。退職したのは消化器系と腎臓系の専門医で、この結果、延岡病院には消化器系の医師は1人もいなくなり、休診することになりました。この結果、上部及び下部消化管出血等の緊急の内視鏡を使っての診査や治療は困難な状況となりました。このため、これらの対処が必要な患者については、当分の間、市内の2つの民間病院に協力・対応していただくことになりました。さらに医師の減少により、当直体制などに厳しさが増し、残された医療スタッフにさらに負担が増すという悪循環に陥っています。県立延岡病院の医師の現状はどうなっているのか、病院局長にお伺いします。

状況はさらに逼迫し、医師の確保が困難をきわめています。医師確保対策についてお伺いをいたします。

次に、公立病院改革ガイドラインについてお伺いします。総務省の有識者懇談会が2007年12月にまとめた公立病院改革ガイドラインに基づ

き、各地方自治体が計画策定に動き出しています。改革ガイドラインは、3年以内に経営効率化を図る一方、5年程度をかけて再編ネットワーク化や経営形態の見直しを求め、自治体に今年度中に改革プランを作成することが求められています。全国各地で地域医療の崩壊が叫ばれている中、自治体の公立病院に採算面や効率だけを優先すれば、さらに地域医療の崩壊に拍車をかけるのではないかと危惧いたします。公立病院は、民間ではできない不採算部門を担うことが大きな使命とも思います。以上の点が十分考慮されながらの市町村の改革プランとなることを要望するとともに、現在の進捗状況について、総務部長にお伺いいたします。

なお、県立病院における改革プランの進捗状況につきましては、病院局長にお伺いいたします。

次に、雇用の確保、企業誘致についてお伺いいたします。

知事のマニフェストの大きな柱の一つは企業誘致です。九州では、海外需要の拡大を見込んで大規模な投資が増加しています。その上、スピード化が求められており、以前のように、進出の話があってオーダーメイドで時間をかけて工業用地を造成していたのでは、全く企業に相手にされない状況です。広大な工業用地造成には、大規模な投資が必要な上に、企業が来てくれる保証は何もありません。しかし、福岡と大分を中心とする北部九州の企業が優秀な人材確保に困難を来し始めており、東九州自動車道の大分方面との連結が目に見えてきた今から、大規模な工場進出も想定しておかなければならないと考えますが、県内の状況と今後の考え方について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

なお、今回キヤノンが進出した長崎県も、本県同様に大変厳しい有効求人倍率が続いておりました。今回の進出では、長崎の金子知事は情報をキャッチした時点ですぐにキヤノンにみずから乗り込み、トップセールスを積極的に展開し、誘致が実現したと伺っております。アンテナを高く広くして情報を収集し、企業のニーズを十分把握して、知事のトップセールスを行う積極的な誘致活動が必要ではないかと考えますが、知事のお考えをお伺いします。

次に、観光行政についてお伺いいたします。

まず初めに、北京オリンピックのキャンプ誘致についてお伺いします。私は、2月議会の一般質問でもお伺いし、その時点で、星野ジャパンの野球チームの実績と金メダルを取った女子ソフトボールチームのキャンプ予定はお聞きいたしました。しかし、その後、余りマスコミにも話題にはなりませんでしたが、その他のキャンプの実績はどうであったのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

次に、国際定期便の宮崎—台北線についてお伺いいたします。2つの国際定期便のうち、宮崎—ソウル線は順調に推移し、冬場には1便ふやし週5便となるようですが、6月1日に就航した宮崎—台北線の利用が芳しくなく、同時期に就航した石川県の小松—台北線の搭乗率は、宮崎線よりはるかに高い実績を残しているようです。日台議員連盟に所属している一人として、国際定期便の開設を大変喜んでおりましたが、鹿児島県も開設に積極的なようですので、このまま低迷を続けると先行きが厳しくなってしまう。台湾は、私も行ったことがありますが、短時間で気軽に格安で行ける外国でもあるし、世界一の高層ビルやおいしい食事、そして何ととっても対日感情の非常にいいところで

もあります。台北線の搭乗率アップのため、台湾の魅力をどう県民に伝えているのか、お伺いいたします。

なお、これから冬を迎え、雪が降り始めたら、石川県は、台湾の方から見たら非常に魅力を感じると思います。韓国の皆さんから見たら、宮崎ははるかに暖かく、冬場のゴルフは特に魅力に感じてくれるでしょう。しかし、集客力のあったオーシャンドームがない今、台湾からの観光客の宮崎に対するニーズをどのようにとらえ、今後の売り込みにどのように取り組んでいくおつもりか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

次に、教育行政関連について何点かお伺いします。

まず初めに、昨年に引き続き小中学校の全国学力テストが実施されました。昨年のデータと合わせると2カ年のデータがそろったことで、本県の教育環境の置かれている現状が、昨年以上にあらわになりました。集まったデータをよく比較分析して、今後の各教育委員会の施策や学校の授業の改善に活用していただきたいと存じます。この2カ年のデータに基づき、本県の子供たちの学力をどのように評価しているのか、教育長にお伺いいたします。

次に、特別支援学校についてお伺いいたします。2006年度に障害者自立支援法が施行され、卒業後の社会参加や自立が求められるようになり、就職に備えて職業訓練が受けられる特別支援学校高等部への進学希望者が増加しており、高等部未設置の4校（日向ひまわり支援学校・みなみのかぜ支援学校・児湯るびなす支援学校・都城きりしま支援学校小林校）への早急な設置が保護者から要望されていますが、高等部設置についてどうお考えか。また、高校併設型

か、単独校方式か、設置形態についても教育長にお伺いをいたします。

次に、警察行政についてお伺いいたします。

先月の22日に、「変革を続ける刑事警察」と題した2008年版の警察白書が公表されました。凶悪な銃器犯罪や街頭での無差別殺傷事件などが相次ぎ、「犯罪情勢は依然厳しい」と分析し、DNA型データベースの充実など、科学技術の活用による捜査力向上が必要だとしています。インターネットや携帯電話の普及など多様化・広域化する一方の犯罪に、法律や捜査体制が追いつかない面もあるようです。警察庁によりますと、昨年、聞き込みをきっかけに容疑者を逮捕した事件は、前年と比較して1割以上の減少、15年前に比べると半数以下、10年前と比較しても4割弱も減少しています。今回の白書では、この実態を受け、捜査に対する市民の協力について全国の刑事にアンケートをとり、現場の声をまとめています。そして、住民から協力を得るのが困難と感じる刑事が約8割もおり、警察手帳を見せると何でも話してくれる時代ではなくなったと指摘しています。警察に話をするのが面倒、情報提供に慎重、多忙、警察を快く思っていない、協力しても得にならないなどの順で、協力を得られない理由として挙げられています。白書ではその背景として、都市部への人口集中と単身世帯の増加、社会における連帯感や帰属意識の希薄化、他人への無関心などと分析しています。しかし、目撃者がたくさんいる事件でも、情報を提供しようという住民が減っているとは、何とも情けない状況です。全国レベルから見れば、本県においてはまだまだ協力的であると思いたいところですが、本県の状況も同一なのか、警察本部長の所感をお伺いいたします。

次に、振り込め詐欺についてお伺いします。連日、報道では振り込め詐欺被害が流され、その予防策も警察や各自治体等から再三言われているにもかかわらず、減少するどころか増加傾向にあります。特に本県においては、過去最悪のペースで被害が出ています。それまでまじめに老後のためにつめに火をともしかのようにしてためたとらの子の貯金を、気が動転して慌てて振り込み、だまされたと感じ、茫然自失となるお年寄りの姿が目には浮かびます。また、手近なところにATMや簡単に現金を貸してくれる無人の消費者金融の施設があるのも、事件を助長しているのかもしれませんが。最近の犯罪は、子供や女性、お年寄り、障がい者など社会の弱者ばかりがターゲットになっているように思えてなりません。犯罪は世相を物語ると言われますが、聞いていて気が重くなるような犯罪ばかりです。これまでの本県の被害の状況を、警察本部長にお伺いいたします。

次に、高齢者の交通安全対策についてお伺いします。本年6月より、75歳以上の高齢者は、車に高齢者運転標識、通称もみじマークを表示しなければならなくなりました。改めて表示が義務づけられると、周りはおみじマークだらけで、いかに高齢者が多いか実感させられます。本県のように、公共交通機関が極めて少なく、核家族化が進んでいる現状では、お年寄りにとって車は移動には欠かせないもので、生きがいを失わせるわけにもいきません。しかし、実際の運転はかなりおぼつかない方もおり、見ていて心配になります。高齢者の死亡事故も増加しているようですが、安全対策はどのようにお考えか、警察本部長にお伺いいたします。

次に、秋葉原の無差別殺傷事件で使用された殺傷能力の高いダガーナイフ類の状況について

お伺いします。私自身は、この事件までダガーナイフの存在を全く知りませんでした。こんなに危険なナイフが身の回りに出回っているのかと思うと、ちょっと見知らぬ人に注意するのも、何を持っているかわからないからやめておこうとなりそうです。ましてや最近の犯罪は、加害者と被害者間に何の面識もかわりもなく、とにかく憂さ晴らしにだれでもいいから人を殺したかったという事件が実に多くあります。被害者や遺族にとっては何ともやりきれない、どこに怒りをぶつけていいのかわからない事件の多発です。そこで、今回の秋葉原事件を受け、都道府県のほとんどが18歳未満への販売禁止や規制強化を検討いたしております。そこで伺いいたします。ダガーナイフ等の危険な刃物類の県内の販売実績と犯罪予防対策について、警察本部長にお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕おはようございます。お答えいたします。

福田首相の辞任等についてであります。まず、突然で驚きました。今回の辞任表明は、責任放棄というか投げ出し感は否めないと思っております。消費者庁や無駄な行政支出を削減する取り組みのように、国民目線で政策を進めるという方向性は評価されるべきであると考えております。しかしながら、首相にとっては、国政のねじれにより、道路特定財源問題のように思うような国政運営ができなかった苦難の1年であったような気がします。結果として、私ども地方行政を預かる身としては、困難な行政運営を迫られた1年でもあったと考えております。

次に、自民党総裁選につきましては、政策議

論の12日間と言われた割には、それぞれの候補者の政策的違いが余り見られず、私どもの最大の関心事である地方財源の確保等の地方財政や、地方分権に関する議論が希薄な感じを受けておりました。また、自民党新総裁には、短期的な対応としては、景気対策や物価対策、医療・福祉対策など喫緊の課題について、具体的なパーティー・マニフェストに基づく施策を打ち出していただきたいのですが、それとともに、中長期的な展望として、地方財政のあり方を含め、地方分権やこの国の形、我が国のあり方をどう変えていくか、この国をどういう国にするのかということについて、具体的なビジョンを示していただきたいと思っております。

続きまして、支持率についてであります。さきに地方紙で報道された県民の皆様への私に対する支持率が、90%近いものであったことにつきましては、正直驚いております。と申しますのも、連日、各方面からのおしかりや御批判が絶えないことから、信じられない気持ちでございます。しかしながら、この結果は、議会の皆様の御理解と御支援並びに職員の尽力を得て県勢浮揚に邁進してきたことが、高く評価されたものであると考えておまして、皆様方には感謝申し上げたいと思っております。

また、支持理由のうち、宮崎のPR、県民を元気づけている、県庁の改革姿勢等が多かったことは、これまで全庁挙げて力を入れて取り組んできたことが、県民の皆様にも認められたと考えております。この評価につきましては、慢心することなく、真摯にかつ謙虚に受けとめ、今後とも県民の皆様への御期待にこたえるため、県民総力戦による新しい県づくりに誠心誠意取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、企業誘致についてであります。

企業の求める条件は、用地の広さはもとより、空港からの時間や道路の整備状況、電力や水の必要量、労働力の確保、行政からの優遇措置など多岐にわたっております。誘致活動においては、このような企業ニーズをいかに迅速かつ的確に把握し、対応していくかが重要であります。このため、本年8月に配置しました企業誘致コーディネーターとの連携も図りながら、県外事務所を中心として各企業への訪問を重ねるなど、個別の企業のニーズを的確に把握するよう努めております。それにより得られた情報に基づき、私自身が直接、企業のトップにお会いして本県への立地を働きかけるなど、積極的に誘致活動を行っているところであります。今後とも、引き続き市町村との連携を図りながら、より積極的な誘致活動を展開し、1件でも多くの企業立地の実現に努めてまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○県民政策部長（丸山文民君）〔登壇〕 まず、日豊本線の車両更新についてであります。日豊本線の整備充実につきましては、これまでも知事や私がJR本社や支社を直接訪問いたしまして、あるいは県の鉄道整備促進期成同盟会や九州各県で構成する鉄道整備促進協議会等を通じまして要望を行ってきたところであります。そのような中、車両につきましては、型式が古く、利用者からの不満の声も多いことから、早期の更新を特に強く要望しているところでありますが、JR九州におきましては、2011年の九州新幹線の全線開業にあわせて、車両の全体的な再編を考えておられると聞いております。日豊本線の利用促進や九州新幹線の効果を本県に呼び込むためには、快適な車両の導入が不可欠であります。引き続きJR九州に対し、早期の車両更新を強く働きかけてまいりたいと

考えております。

次に、台北線の搭乗率向上についてであります。宮崎空港の国際線2路線目となる台北線は、ソウル線とあわせて、本県が目指している東アジアとの経済・交流拡大を図っていくための基盤となるものであり、国際定期便を維持充実させるためには、双方向で利用されることが重要であると考えております。このため、県民の皆様には、路線開設前からメディア等を活用して、台湾の観光地やバラエティー豊かな食とともに、親日的な国民性などを紹介してまいりました。また、台湾観光協会と連携して、台湾観光キャンペーン及び県内旅行会社向けのセミナーを開催したところであります。今後とも、官民一体となって組織している宮崎空港振興協議会を通して、県内企業・団体等への働きかけやメディア等を活用したPRを積極的に行い、利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総務部長(山下健次君)〔登壇〕 まず、竜巻注意情報についてであります。気象庁では、ことし3月26日から竜巻注意情報の発表を開始いたしましたして、本県ではこれまで3月27日と4月9日、さらに最近、台風13号が接近した9月18日に竜巻注意情報が発表されましたが、いずれも竜巻の発生は確認されておられません。この竜巻注意情報が発表された場合の対応であります。県では、気象台からの情報を直ちに関係市町村に伝達するとともに、報道機関等にも御協力をお願いして、県民の皆様へ情報提供を行っているところであります。竜巻注意情報の利活用につきましては、情報の精度や具体的な利用、あるいは伝達の方法等に課題がありますことから、現在、国において学識経験者、地方公共団体、報道機関等による「突風等短時間予

測情報利活用検討会」を設置いたしまして、ガイドラインの作成に向けて検討を重ねているところであります。そのような中で、県といたしましては、今年度から台風や地震などの災害に加え、竜巻に対する備えにつきましても、市町村担当者会議や出前講座などの機会を通して説明を行いまして周知に努めるとともに、県の防災・防犯情報メールサービスにおきましても、8月から新たに竜巻注意情報の提供を開始いたしましたして、県民の皆様への注意喚起を行うこととしたところであります。

次に、公立病院改革プランについてであります。このプランにつきましては、公立病院をめぐる環境が厳しさを増す中、地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくために、関係市町村において策定することが求められているものであります。現在、各市町村におきまして具体的な検討を行っているところでありますが、策定の時期は、いずれも今年度末になるものと聞いております。県といたしましては、それぞれの地域において、市町村立病院が果たすべき役割を踏まえた上で病院経営の効率化を図り、地域住民に対する医療サービスを将来にわたって安定的に提供していくことができるよう、必要な助言を行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長(高山幹男君)〔登壇〕
お答えいたします。

まず、工業用地についてであります。現在、県内におきましては、工業用地として提供可能な土地は、そのほとんどが小規模でありまして、大規模な工場の進出に対応できる10ヘクタール以上の用地は、造成中のものを含め数カ所にとどまっております。このため県では、県内の市や町に対し、大規模工業団地に適した用

地の確保について協力を求めてまいりましたが、既に造成事業に着手いただいているところもごございます。企業誘致を進める上で、企業ニーズにこたえられる工業用地の確保は大変重要でありますので、引き続き市町村等とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、北京オリンピック関連の宮崎合宿についてであります。本県におきましては、誘致の効果が大きい国内の代表チームを中心に誘致活動を行いました結果、先ほど御質問にございましたように、昨年秋の野球日本代表チームのアジア最終予選の直前合宿や、ことし3月の女子ソフトボールの日本代表チームに加えまして、4月には女子バレーボールの日本代表チームが、本県で合宿を行ったところでありまして、また、個人競技では、陸上の朝原選手や野口選手、柔道の石井選手や鈴木選手なども宮崎合宿を行っております。オリンピックに限りませんが、スポーツ合宿につきましても、その経済効果はもとより、地域の活性化や競技力の向上などにも大きく寄与するものでありますので、今後とも積極的な誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、台湾からの観光客誘致についてであります。台湾からの観光客につきましては、温泉やグルメ、ショッピングなどを組み込んで観光地を周遊する団体旅行商品が主流となっておりますが、近年、団体旅行に加え、少人数のゴルフツアーなどの新たなニーズも高まってきております。このような台湾からの観光客のニーズにこたえるため、本県の魅力である四季折々の美しい自然、安全で豊かな農畜産物などの食材のPRに努めているところでありまして、あわせて、県内各地にある質の高いゴルフ場や日本最南端の五ヶ瀬スキー場といった本県ならで

はの観光地を積極的に売り込むとともに、鹿児島県等と連携した周遊ルートの開発に取り組んでいるところであります。さらに、定期便の就航を機に可能となった修学旅行や個人客の誘致にも力を入れてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○県土整備部長(山田康夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

延岡南道路の料金値下げについてであります。高速道路の料金等は、日本道路公団が分割民営化された各高速道路株式会社と、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との協定の中で定められております。この協定では、高速自動車国道全線と一般有料道路として建設された一部の路線・区間が料金割引の対象となっておりますが、延岡南道路につきましては、現時点で対象となっておりません。しかしながら、門川一日向間が平成22年度に供用予定でありまして、これにより東九州自動車道と一体的に利用できる形態になることもありますので、県としましては、当該区間を割引の対象区間としていただくよう、引き続き関係機関に要望してまいります。

次に、補償金を目的とした植栽行為についてであります。東九州自動車道につきましては、県が目標としております平成26年度供用に向けて順調に整備が進められております。なお、課題となっております補償金目的植栽行為につきましては、県民の理解が得られないことから補償せずに、基本的には自主撤去の要請を行い、応じてもらえない場合には、土地収用法に基づく法的な解決を図るなど、厳正に対処することとしております。これまでの状況につきましては、全体で56カ所あったものが、ことし2月、県内初となる高鍋町での行政代執行を行った結

果、現時点では残り18カ所に減少してきております。このような行為につきましては、国や西日本高速道路株式会社など関係機関と密接な連携を図りながら、今後とも、毅然とした態度で臨み、目標としております供用年度に影響がないよう、早期解決に向けて全力で取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。〔降壇〕

○病院局長（甲斐景早文君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、県立延岡病院の医師の現状についてであります。県立延岡病院の医師につきましては、平成10年度以降、定数・現員ともに50名前後で推移しておりましたが、平成17年度に診療体制のさらなる充実等を目指しまして、定数を11名増員し66名として医師確保に努めてきた結果、本年9月1日時点での医師数は56名となっております。なお、近年の全国的な医師不足の中、本県においても医師の確保が非常に厳しくなってきておまして、県立延岡病院では、現在、消化器系内科、眼科、精神科の診療を休止しており、民間病院で対応していただいているところでございます。

次に、医師確保対策についてであります。県立病院が高度で良質な医療を提供する上で、また、経営の健全化を着実に進めていく点からも、医師の確保は喫緊かつ最重要の課題でございます。一方で、医師を派遣している各大学医局においても、医師の確保が厳しくなってきておまして、これまでどおり医師派遣を継続していくことが厳しくなっている状況にあると伺っております。医師の確保につきましては、このように大変厳しい状況ではあります。各大学医局への派遣要請はもとより、本県出身の医師あるいは臨床研修医への個別の働き

かけに取り組むなど、さまざまな手だてを講じながら、引き続き医師の確保に全力を挙げて取り組んでまいりたいと存じます。

次に、公立病院改革ガイドラインに基づく改革プランについてであります。この改革プランは、安定した経営のもとで良質な医療を提供していくために、1つには経営効率化、2つ目に再編・ネットワーク化、3つ目に経営形態の見直しという3つの視点から策定することとなっております。このうち、経営効率化及び経営形態の見直しにつきましては、既に策定いたしております宮崎県病院事業中期経営計画と宮崎県立病院の今後のあり方が、ガイドラインの求める内容・機能を満たしているというふうに認識いたしております。現在、すべての県立病院の単年度黒字化を図ることを目標に、積極的な経営改善に取り組んでいるところであります。平成21年度からはふさわしい経営形態の検討を行うこととしていただいております。また、再編・ネットワーク化につきましては、地域における医療提供体制の状況や、その他の公立病院の動向等を踏まえる必要がありますことから、今後、知事部局と連携を図りながら、関係機関とも協議をしましてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

全国学力・学習状況調査についてであります。全国学力・学習状況調査における本県の子供たちの学力の状況につきましては、昨年度、本年度とも正答率が全国平均とほぼ同じであり、おおむね良好な状況で、「知識」に関する問題については、2年連続で小中学校とも全国平均を上回っております。これらの結果は、子供たちの頑張りはもとより、市町村教育委員会

の方針のもとで、学校の教師や保護者、地域の方々など、子供の教育に携わっておられるすべての方々の努力が実を結んだものと考えております。また、毎日朝食を食べる児童生徒や、家で授業の復習をする児童生徒の割合が高いなど、望ましい生活習慣の定着が図られていることもその要因として挙げられるものと考えております。ただ一方で、「活用」に関する問題につきましては、中学校は2年連続して全国平均を上回っているものの、小学校については、昨年度は国語が、本年度は国語、算数の両教科について全国平均を下回っており、知識・技能を活用する力につきましては、課題があるものにとらえております。

次に、特別支援学校高等部の設置についてであります。高等部につきましては、本年2月、学識経験者等から構成される「宮崎県特別支援学校総合整備計画」策定委員会から、「障がいのある子供のそれぞれの地域での自立と社会参加を推進する観点から、すべての高等部未設置校で高等学校等の余裕教室等を有効活用した高等部設置について検討するべきである」という最終報告をいただいたところであり、また、地域で専門的な教育を受けたいというニーズの高まりや、生徒数の著しい増加を背景に、高等部の設置を求める切実な声を、たびたび保護者や関係団体からいただいております。これらのことから、高等部の設置につきましては、現在策定を進めております宮崎県特別支援学校総合整備計画の中で、全県的・総合的な視野に立ちまして、鋭意検討しているところであります。なお、高等部を設置する場合の設置の形態につきましては、厳しい財政状況の中、既存施設の有効活用が基本になるものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（相浦勇二君）〔登壇〕 まず、市民協力の確保の件についてでございます。警察白書で取り上げられたようなアンケートは当県では行っておりませんので、確たることは申し上げられませんが、当県では、東京や大阪等の都市部に比較をすれば、まだまだ地域の連帯感あるいは個人間の結びつきは強いことから、捜査に対する協力が得られやすいという面はあるのではないかとというふうに考えられる反面で、第一線現場の刑事にいろいろと話を聞きますと、やはり以前に比して捜査に対する協力は得られにくくなっているとの実感を持っている者がほとんどであります。したがって、全国と変わらず捜査環境は厳しくなっているものと認識をいたしております。こうした問題は、都市化あるいは核家族化、コミュニティーの弱体化等社会環境の変化や世の風潮、あるいは犯罪そのものの広域化、こういったものを背景として生まれてきているものと考えておりまして、なかなかその解決は厳しいものがございませぬ。

当県警察といたしましては、捜査協力を得るため、各種媒体を通じた広報・啓発活動や具体的な情報提供の協力依頼に努めていますほか、11月の指名手配被疑者捜査強化月間に合わせて、国民からの協力を求めていく推進月間として、特に広報啓発に重点を置いて取り組んでまいりました。また、昨年4月からは、全国的には捜査特別報奨金制度による情報収集が始まるなど、こうした厳しい捜査環境の中で、市民協力の確保にいろいろと工夫しているところでございます。当県警察としては、こうしたことを引き続き継続するとともに、現実の環境変化に対応していくために、証を人から得るというアプローチだけではなく、証を物から確実に得

るという観点から、DNA型鑑定の導入等、科学捜査の充実強化を行ってきたところであり、こういう点にも引き続き配慮してまいりたいと、このように考えております。

次に、振り込め詐欺の被害の状況についてでございます。本県の状況は、今年7月末で、認知件数にあつては前年とほぼ同水準でございますけれども、被害額は前年同期を大幅に上回る約1億2,900万に達しておりまして、全国の傾向同様大変厳しい状況下でございます。一口に振り込め詐欺と申しておりますけれども、中身を御紹介しますと、主に高齢者等を対象に親族等を装って現金をだまし取るいわゆる「オレオレ詐欺」、架空の事実を口実に現金をだまし取ろうとする「架空請求詐欺」、金融業者等を装い、融資を申し込んできた者に対して、融資の保証金等の名目に逆に現金をだまし取ってしまう「融資保証金詐欺」の3類型がございまして、特に一昨年6月ごろから、これに加えて社会保険庁等を装って医療費等の還付名目に、被害者の携帯電話に具体的指示をしながら、ATMを操作させてお金をだまし取る「還付金詐欺」という類型が出現をしましたことから、これを加えて現段階では4つの類型を振り込め詐欺と称しております。振り込め詐欺の特徴の一つは、その名のとおり、金融機関のATM等を利用してお金を振り込ませるといったところにポイントがございます。実態を見ましても、本年7月までの詐欺全体の4分の3はATMの利用形態での被害でございます。そうしたことから、被害防止のための各種活動を進める中でも、特にATM対策について重点を置いて今後取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、高齢者の安全対策についてでありま

す。御案内のとおり、昨年までの高齢者事故は年々増加傾向を示しておりまして、高齢死者数につきましては、ここ数年で40人台が続く高どまりの増加基調にございました。昨年も交通事故死者80人のうち45人の方が高齢者でございまして、特に歩行中、自転車乗車中のいわゆる交通弱者としての死者が31人と約7割を占めております。こうした状況の中、昨年10月には本県公安委員会からも、高齢者の交通安全対策について強力に推進するようにとのお話がございました。本年は、高齢者対策を最重点課題として取り組んでおります。

具体的に申し上げますと、高齢歩行者教育システムというシミュレーターを用いた体験参加型の交通教室、高齢者宅をいわばローラー的に訪問しての個別指導、免許更新等における各種講習等において、高齢者の死亡事故の実態を認識していただくための小テストの実施、そして、すべてのドライバーを対象に、お年寄りに優しい運転を進めてもらうための3S運動の推進、こうしたことを行っております。また、高齢運転者対策としては、交通安全教育車を活用した交通安全教育のほか、運転に不安を有する高齢者の方々が免許証を返納しやすい環境づくりを進めるために、高齢者運転免許証返納メリット制度の構築を行っているところでございます。

本年度、現在までの状況について申し上げますと、昨日現在で、高齢の死者数は16人、前年同期比でマイナス18人、つまり半減しております。特に私どもが重点としております交通弱者につきましては8人、前年同期比でマイナス15人、これは昨年の約3分の1でございます。こうしたことから、全死者数につきましても27人、前年同期比マイナス37人と、非常に良好な

状況で今のところ推移をしておりますので、今後とも関係機関・団体と連携をして、この対策に努めてまいりたいと考えております。

最後に、ダガーナイフ等の実態そして対策でございます。ダガーナイフ等につきましては、銃刀法に定める刃渡り15センチメートル以上の刀剣類に該当しないということで、所持そのものについては規制がないという現状でございます。一方、その携帯につきましては、刃体の長さが6センチメートルを超えるものにつきまして、正当な理由のない場合は携帯を禁止されております。この違反事実で検挙したものは、本年8月末現在で22件18名でございます。また、宮崎県の青少年の健全な育成に関する条例では、バタフライナイフ等を青少年に有害な刃物類として指定をされていたところ、本年8月には、ダガーナイフ等につき追加指定をされまして、青少年に対する販売について、全面的に禁止をされているという現状でございます。

次に、ダガーナイフ等の販売実態でございますが、秋葉原事件を受けて、6月から7月にかけて、県内の販売状況を調査いたしました。ダガーナイフに代表されるような危険な刃物については、銃砲店や金物店等の計41店舗において販売をされているということを確認しております。また、インターネットを利用すれば、店頭以外でも容易に購入できる環境下にあると、こういう状況でございます。

当面の対策といたしましては、業務その他正当な理由のない場合の携帯違反に対する取り締まりを引き続き徹底するとともに、先ほど御紹介しました41店舗に対しては、殺傷能力が高く社会的有用性が低い刃物につきましては、その販売を自粛していただきたい、そして、販売をする際の身元確認、使用目的の確認、不審な購

入者がいた場合の通報などを要請しているところでございます。なお、警察庁におきましては、ダガーナイフ等の危険な刃物に対する規制を強化するために、現在、関係法令の改正を検討しているところと伺っております。以上です。〔降壇〕

○田口雄二議員　それぞれ御答弁ありがとうございました。これから再質問をさせていただきます。

まず最初に、知事にお伺いをいたします。本年1月20日に立ち上げられました北川正恭前三重県知事を代表とする政策集団「地域・生活者起点で日本を洗濯（選択）する国民連合」、略称「せんたく」ですが、知事は発起人の一人として、一人というか知事の参加が一番話題になりました。このとき知事は、「政権や政治家を選択する基準となるよう、わかりやすい政策の提示を与野党に強く働きかけたい」と、意欲を語っております。せんたくは、国民の意識改革推進、官僚主導行政からの脱却、地域・生活者視点からの政策のつくり直しを主眼に置いて活動を展開していくとのことでした。せんたくは、各政党が政策マニフェストをつくる過程において積極的に発言し、政党に責任説明を求めていくとも言っておられます。立ち上げは大きな話題を集めました。私が見ていないだけなのか、その後、余りメディアでは見ていないように思っております。今まさに総選挙が近いと言われている中、政策集団「せんたく」は、各政党にどのような働きかけをし、何を求めているのか、中心メンバーの知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君）　御案内のように、せんたく会議というのは、ことしの2月ぐらいに立ち上げた政策集団というか、政策を進めてい

ただきたいというプラットホームですね。そういう政治をつくっていただきたいという発言をして、それを国民運動として広げていこうというようなものが主たる目的でございます。「せんたく」は、皆さんから御質問をたくさん受けたんですけれども、北川代表の考え方としては、新党であるとか政界再編には絡まないということで、来る総選挙を政権選択の大きな分水嶺と考えて、そこに各政党が、あるいは各候補者が、きちんとしたマニフェスト、政策公約といたしますか、具体的な数値目標等を掲げてお示ししていただき、それをもとに国民の皆さんが政権選択をする、選挙の投票行動をするということでございますので、今までのように抽象的な公約等々でなく、具体的な政策目標、数値目標あるいはロードマップ等をお示しいただきたいということ、広くお願いしてきました。総選挙が近いということもありまして、これは具体的に日程はまだ申し上げられませんが、その前に、最後の答申といたしますか、我々の提示をさせていただきたいと思っております。これによって、国民の皆さんがどういう基準で政権政党を選択するのか、政治家を選択するのかというような、その国民運動の突破口等々になればなと考えております。

○田口雄二議員 わかりました。知事といたしますとマニフェストの代名詞と言われるぐらい、知事のは印象が深いのですが、そんな中で知事にもう一度伺います。知事は、9月11日のオフィシャルブログ「そのまんま日記」において、今回の総裁選や突然の福田首相の辞任に関して感想も述べられております。もちろん痛烈に批判をされておりました。しかし、その中で、返す刀で、「一方、民主党のマニフェストには期待したい。財源については、特別会計から何兆

円、公益法人改革で何兆円、独立法人改革で何兆円、地方分権による二重行政改革で何兆円をいついつまでにどこどこに配分……と具体的に示せばいいと思う。期限、財源、ロードマップ等を具体的に示し、実現できなかつたら、民主党議員全員総辞職しますとすればいい。あれほど国会審議を拒否し、政権奪取に命をかけているというならば、それぐらいの約束をしてもいいのでは。そうすれば、与党支持者も応援するかもしれない。恐らく総辞職になると思うから」と、最初、民主党へのエールかと思いましたが、マニフェストが実現できなければ、まさに腹を切れと言っているようなもので、大変厳しい注文でした。しかし、知事御自身も、「どげんかせんといかん」と言いながら知事選を戦い、県民は宮崎再生のマニフェストに期待し、東国原知事を誕生させました。しかし、御自身のマニフェストは100%を目指すのが60%できれば成功と、マニフェスト研究会でもそのような評価が結果的に得られると、知事は以前、私の質問に対しても答えております。何か御自身のマニフェストには評価が甘くて、政党に対しては大変厳しいものを要求されていると思いますが、知事のお考えをお聞きいたします。

○知事（東国原英夫君） 私は何度もここでも答弁させていただいておりますけれども、マニフェストはあくまでも100%実現を目標とするんですね。今までの実績のローカルマニフェストの結果として60%とか70%が評価だったということ、申し上げただけで、最初から60から70を目指すものではない。私は、あくまでも100%を目指す、すべての実現を目指す、そういった志を持って民主党さんにもマニフェストをつくっていただき、そしてまた実行をしていただきたいと熱く期待をしております。まだ今のところ

は確たる財源、それと実行過程、そういったものがまだ示されていないと思いますけれども、数日内にパーティー・マニフェストとして民主党さんがお出しになるということなので、その辺もきちんと注視させていただきたいし、またそれに向けて、きょう総裁は恐らく麻生さんに決まります。その後の自民党さんのパーティー・マニフェストはどのようなものが出るかというのを、またお示ししていただいて、「せんたく」の話に戻りますけれども、このマニフェスト、政策を国民の皆さんがきちんと見て判断をしていただきたいと思います。

○田口雄二議員 わかりました。さきのブログでは、知事はまた、議会でマニフェストの追及をされて、何かいろいろ大変だというようなことも書いてございましたけれども、先ほど言いましたように、知事イコールマニフェストというイメージも非常に強いものですから、100%実現に向けて、全力で頑張りたいと思っています。

それから、先ほど聞きましたが、知事の支持率についてももう一度お伺いいたします。県民は、県政運営で力を入れてほしいこととして、景気・雇用対策を筆頭に、医療・福祉対策、道路交通網の整備、過疎・少子高齢化対策が続いています。これはいつも議会でも一番取り上げられるテーマで、まさに宮崎県の課題だと思っています。それと、気になるのが支持しない理由で、日ごろの言動、多忙による実務への懸念、県庁改革が物足りないと続いています。前回の調査から比較すると、日ごろの言動、多忙による実務への懸念というのは数値が下がっているのですが、県庁改革が物足りないというのが倍以上にふえております。これは、私が推測するに、大阪の橋下知事が、常に挑発的な劇

場型パフォーマンスで大阪府民を味方につけて改革に取り組む姿が、よくマスコミに取り上げられていて、そのイメージがあるからなのかなとも思ったりもいたします。この県庁改革が物足りないというのが県民の支持しない理由の中にあることを、知事はどのようにお考えでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 全庁的に行財政改革には鋭意取り組んでいるところでございますが、なかなか行財政改革というのが表に出ないというか、何か皆さんが周知するところにならない、話題に乗らない部分がありますので、行財政改革は地味なものがありまして、そういったものが話題にならない。ただ、大阪の場合は、ああいった財政的なカットとか、教育委員会に対する言動といったものは非常にセンセーショナルで、非常に話題になりやすいので、そういったところの違い、県民の皆さんの受け手側の違いもあるのかなと思っていますけれども、私としては、県庁の――自治体の行財政改革について、この改革が後退するとか、あるいは手を抜くとか、そういったものはしていません。今後とも、きちんとマニフェストどおりの行財政改革はさせていただくつもりであります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。それでは、次の質問に入らせていただきます。

次に、JR関連について再度お伺いいたします。私どもの会派の視察で、6月に大分県を訪れ、フリーゲージトレイン導入の取り組みについてレクチャーを受けてまいりました。その際、企画振興部総合交通対策課の担当者も、「大分市以南の各路線は、宮崎同様に老朽化した車両ばかりで、少しでも新しい車両を導入したい。その絶好のチャンスが新幹線全線開通後

の「つばめ」を初めとする車両だ」と力説して
いました。あの最新の「ソニック」とディーゼル
エンジンですが人気抜群の「由布院の森号」
が走る大分県でさえ、さらに「つばめ」に触手
を動かしています。なお、本県にとってもいい
ことは、この車両は実際に以前、日豊本線で
「にちりんシーガイア」として走っていた実績
もありますし、「つばめ」は最新式の振り子式
車両ではないので、莫大なトンネル改修工事も
必要ありません。大分県、そして鹿児島県とも
手を組んで、日豊本線に導入する働きかけをぜ
ひとも実施していただきたいと思っております
が、再度、県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（丸山文民君） 日豊本線は、
御存じのように大分県、それから鹿児島県も
走っております。車両更新しますと、当然なが
ら大分県民、鹿児島県民の利便性向上にもつな
がるということでもあります。ことし5月、鹿児
島で行われた講演会に行きまして、JRの石原
社長さんが、九州新幹線の全線開通の効果を最
大限に発揮するためには、お話にありました
「リレーつばめ」——博多—新八代間を走っ
ておりますけれども——これの日豊本線への投入
の可能性についても示唆をされたというふうに
伺っております。こうしたことから、県としま
しては、JRの動向もごさいますけれども、鹿
児島、大分両県と十分連携を図って、あらゆる
機会を通じて、少なくとも「リレーつばめ」か
同等以上の車両の投入について早期に実現する
よう、JR九州に対しまして、今後とも強く求
めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 大変力強い、何か夢が持てる
ような答弁をいただきました。ありがとうございました。
ぜひとも一緒に頑張っていきたいと思
います。よろしくお願ひいたします。

再度、JRの車両の件でお伺いいたします。
JR九州本社の話では、民営化されて20年、平
成18年よりようやく黒字化したようです。燃料
の高騰でJRの利用者が九州管内で7月以降増
加しつつあるようです。また、特急・急行の自
由席が利用できる定期乗車券「エクセルパス」
の延岡—宮崎間の利用者は、福岡近郊と同等か
それ以上の利用者のときもあると、感謝の言葉
もJR本社からいただいております。やはり、
民間会社になったJRにとって、一番ありがた
いのは当たり前のことですが、利益の出る路線
です。地球環境に優しいモーダルシフトの面か
ら、JRの利用促進に向けた県民運動も必要
ではないかと思いますが、県民政策部長にお伺
いたします。

○県民政策部長（丸山文民君） 県内の公共交
通機関を残すためには、従来から言っております
けれども、やっぱり乗って残すことが一番大
事だろうと考えております。JRさんの投資意
欲を引き出すためにも、お客さんに乗っていただ
いて、投資意欲を引き出すことが一番重要で
あると認識しております。県では、沿線市町で
構成する利用促進協議会、それから地元の観光
協会などが実施します沿線の観光地の写真を
ラッピングした列車の運行、それから鉄道と観
光資源を結びつけた観光ツアーの実施、あるい
は沿線マップの作成など、その会の活動に対し
て支援を行っているところであります。県とし
ては、こうした取り組みによりまして、沿線市
町はもとより、JR九州とも連携いたしまし
て、今後とも県内外の方々の鉄道の利用促進に
努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 ありがとうございました。快
適な列車での旅行や通勤通学ができますよう
に、力強い推進をよろしくお願ひいたします。

ただ、先ほども言いましたが、エクセルパス、特急が使える定期券ですけれども、これの宮崎—延岡間利用が多いというのは、実は延岡にとってはあんまりうれしくない話なんですね。県庁職員の皆さんを含めて、昔は延岡土木事務所とかに決まりましたら、そこに家族も一緒に住んでいたわけですけれども、今は便利がよくなって、ほとんどみんなが通いということになっております。そういう意味ではエクセルパスができるというのは、本当はあんまり私はうれしくないんですけれども、今後とも利用促進に向けて頑張ってくださいたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、延岡南道路の値下げの件ですが、私は大変気になることがあります。西都—佐伯間の東九州自動車道は、ありがたいことに完成のめども大方立ってまいりました。ところが、延岡から佐伯市までの区間は、直轄道路のため無料で、延岡から宮崎市方面が有料で、恐らく2,000円を超える金額になると思います。現在でも県北の皆さんは国道326号を利用して、宮崎市より短時間でいける大分市の大型ショッピングセンターへ買い物に行く方が大変多くいらっしゃいます。東九州自動車道の完成時は、宮崎市方面より大分のほうへ行くほうが、財布の負担がはるかに軽くで行けるということも言える。さらに大分市方面へ流れやすい傾向になるのは、目に見えております。県内の資本を流出させないためにも、現在のところ進展はないようですが、引き続き西日本高速道路に対しまして、値下げの要請を強力にお願いしたいと思っております。これは要望でございます。よろしく願いいたします。

次に、防災対策に関連してお伺いします。防災関連の情報は、県の防災・防犯情報メール

サービスで8月から竜巻注意情報も提供されるようになったと、先ほど答弁をいただきました。私の携帯電話には、申しわけありませんが、延岡市の防災メールしか登録しておらず、県からのサービスは受けていませんでした。早速、私は登録をしました。確かに防災メールは、常時携帯している電話に情報が入りますので、大変重宝しています。市町村で情報をメールしているところもありますが、整備されていない市町村の皆さんにとりましても、非常に有効な防災情報が送れます。有効な情報伝達手段ですが、若干、認知が薄いようにも思いますけれども、このメール登録のPRはどのように行われているのかお伺いします。また、本県の携帯電話の加入者はどれほどいるのか、また防災メールサービスの登録者もどれくらいいるのか、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長(山下健次君) PRでございますけれども、これまで、県の広報誌あるいはホームページ、新聞、テレビ、それから出前講座、こういったさまざまな方法によって、サービスの紹介と登録のお願いをしているところであります。現在、登録者数は毎年徐々に増加していますが、始めましたのが一昨年の7月でございますので、それから昨年度3,680人ふえ、今年度5カ月間で3,556人ということで、ことし8月末現在では、登録者数は1万2,785人ということでございます。携帯電話の普及からするとまだまだ少ない状況でございますので、今後努力したいと思っております。この携帯電話の現在の加入数でございますけれども、総務省の統計によりますと、ことしの3月現在で77万2,675というのが県内の実績のようでございます。以上であります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。今

までの常識では考えられないような集中豪雨が発生するようになって、今ではゲリラ豪雨などとも言われておりますけれども、神戸市の河川や東京の下水道工事現場で悲惨な結末を招いています。台風の情報はみんなしっかりと収集しますが、ゲリラ豪雨や竜巻、雷など無防備に近いところがあります。行政の対応もさらに機敏さが求められるようになってまいりました。携帯電話の電波がまだ使えないところが一部ありますが、防災メール登録の拡大にも努めていただきたいと思います。

次に、医師不足対策についてお伺いします。救急医療が昼夜を問わぬ多くの受診により、医者や看護師が疲れ切って燃え尽きてしまわないように、「安易に時間外受診をしないで」と、キャンペーンを県と延岡市で実施いたしました。この啓発が功を奏したのか、県北の皆さんも理解を示し、前年比で2割強の時間外受診が減少し、医療スタッフの負担は少し軽減されました。にもかかわらず、2人の医師が去り、当直の間隔などが短くなり、さらに過酷な労働環境になっているのではないかと危惧されます。使命感の強い医者が過労死するのではないかと心配されます。勤務医の過重労働をすぐに解消させることが難しい現状では、給与や人事などの処遇の改善で報いることができないのか、病院局長にお伺いをいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 処遇の改善でございます。医師の確保あるいは定着を図るためには大変重要な問題ということで認識をいたしておりまして、その取り組みを今進めているところでございます。具体的に給与面につきましては、御案内のとおり、地方公務員であります以上、法律上一定の制約がありますので、この

制度の枠内での検討ということにならざるを得ないという状況でございます。ただ、この給与以外のその他の処遇ですとか、ただいまお話にございましたような労働環境の改善等、こういった面につきましては、非常に重要であるということでございまして、現在、医師の意見等も十分参考にしながら、総合的に検討を進めているところでございます。

○田口雄二議員 できる限りの処遇改善をしていただきまして、医者やる気をそがないようにしていただきたいと思っております。

さらに、医師の負担軽減についてお伺いします。医師は診療以外の診断書作成などの事務作業に大きな時間がとられます。事務作業をサポートするような医療秘書などを配置することで、医師の負担を少しでも軽減し、診療に専念できるような体制をつくることのできないか、再度、病院局長にお伺いをいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 県立病院におきましては、既に病棟におきまして、診察や治療の所見等を記載します補助職員を配置しております。先生御指摘の、いわゆる医師事務作業補助者といいますか、私ども医療クラークというふうに申しておりますけれども、こういう医療クラークにつきましては、診断書作成等、医師の事務作業の軽減を図るという意味では、非常に医療業務に専念できるということになるかと思っております。そういう労働環境の改善に資するという面から、具体的な事務の範囲あるいは内容、その効果等につきまして、現在さらに検討を行っております。

○田口雄二議員 ぜひとも早急に、医師の診療以外の事務作業から解放できるようにお願いしたいと思っております。

再度、医師確保についてお伺いします。県内

の医師数は増加しており、10万人当たりの医師数でも全国平均を上回っているのに、どうして医師不足になるのか。まさに医師の偏在です。半数以上の医師が、宮崎市を中心とする県央地区に集中しています。県央地区以外の地域からは、一律の県民税を払っているが、県施設を初め、県央地区にさまざまなものが一極集中していることに不満が出ています。医療においてもまさに同様で、地域間の医療格差は拡大するばかりです。宮崎大学医学部があるだけでもうらやましいことなのに、県立宮崎病院や社会保険病院、市郡医師会病院、そして民間の総合病院が幾つもあります。これだけ医療環境が整っている宮崎市に県内一充実した県立宮崎病院が本当に必要なのか疑問です。すぐに体制を変えるのは大変でしょうが、宮崎病院の医師を週に何日か延岡病院に派遣し、医師の負担軽減、休診中の診療を、毎日ではなくても再開することができないか、休日などの時間外の診療にも応援していただくような体制がとれないか、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 県立宮崎病院から延岡病院への医師の派遣の関係でございますけれども、現在、一部の診療科で、特殊な技術を要します手術を行う場合におきましては、月に数回程度、応援を行っている事例がございます。御案内のとおり、県立延岡病院におきましても、医師が不足しているという中でございまして、こういうやむを得ない場合に限って、病院の判断により、例外的に行っている措置であるというふうに考えているところでございます。

○田口雄二議員 最後に、再度、医師不足に関連してお伺いします。県立延岡病院は県北26万人の命を預かる中核病院で、重篤の救急患者や

高度医療を一手に引き受けています。しかし、実際は高度医療が行えない診療科が出つつあります。重篤な救急患者が搬送されてきても、さらに厳しい医療スタッフの状況になれば、対応できないケースがかなり出てくる可能性があります。しかし、救急車で宮崎市に搬送されても、現時点では最低でも1時間半から2時間は覚悟しなければなりません。県土の約6割が中山間地域を占め、高速道や国道の整備率の低い本県では、過疎や医療格差からドクターヘリ導入が医師不足対策にもなると考えますが、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） ドクターヘリは、今おっしゃられたように、救急医療に大きな効果を上げると考えておりますけれども、その導入につきましては、費用面はもとよりありますが、その拠点となる病院あるいは医師などのスタッフの確保、あるいは救急隊との連携等さまざまな課題がございます。中でも、拠点となる病院には、救急医療の専門医を初め多数の医師が必要となりますので、その確保が最も難しいというふうに考えております。県としましては、今後、国の動き等も踏まえながら、調査検討を続けてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 医師不足関連の質問はこれで終わりますが、県北26万人の命がかかっている病院でございますので、医師の補充に全力を尽くしていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

次に、企業の誘致に関して伺います。大規模な企業用地造成になれば、自治体にとってはリスクが大変大きくなります。企業が求めているものは、用地の場所や広さは大きな要因ではありますが、そこで働く従業員の医療や教育などの快適で不安のない住環境が整っていることも

大きな進出要因であります。少しでもリスク回避するためにも、それらを配慮すべきだと考えますが、商工観光労働部長に再度お伺いいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 企業立地を進めます上で、住環境は大変重要なものと認識しておりまして、県外で開催しております企業立地セミナーあるいは企業訪問等におきましても、住みよさ指数全国1位など、本県のすぐれた住環境をアピールしているところでございます。この住環境につきましても、私ども県民にとって住みよい環境をつくり上げることが、企業にとっても住みよい環境になるというふうに住みますので、今後とも、その向上に向けまして、関係者が一丸となって取り組んでいくことが重要であろうというふうに考えております。

○田口雄二議員 宮崎県は大変求人倍率が厳しい状況でございますので、全力で取り組んでいただきたい、そのように考えております。よろしくお伺いいたします。

次に、オリンピックのキャンプ誘致について伺います。先ほどの答弁の中には、柔道の石井慧選手や鈴木桂司選手の名前も紹介されましたが、柔道選手は毎年、大学や社会人の全日本クラスの選手が集まって延岡で夏合宿をしているのであって、オリンピックの合宿とは言えないのではないかと考えております。宮崎には世界に誇れるようなすばらしいスポーツ設備があるのに、今回はサッカーの世界カップのときのように、誘致に熱意を感じなかったのですが、海外のチームを誘致した経緯はあるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 海外チームにつきましても、各競技団体とか旅行代理店

に対する誘致活動を行いまして、その結果、複数のチームから合宿受け入れの打診はあったのですが、実現には至らなかったというところでございます。

○田口雄二議員 非常に淡々とした答弁で、まさに熱意を感じられなかったのですが、これだけ宮崎市内を中心に施設がそろっているのに、サッカーの外国のチーム、それからワールドカップでも実績があるわけですから、一つも来なかったというのは非常に残念であります。熊本だったでしょうか、ドイツのスイミングの選手が、金メダルを取ったチームが出たりして、新聞に出ておりましたけれども……。そういう意味では、今回ちょっと寂しい思いがいたしました。今後とも、いろんなスポーツの誘致に全力で取り組んでいただきたいと思います。

次は、学力テストの件でお伺いいたします。文科省は、小中学校とも都道府県では大きなばらつきはないと評価していますが、上位と下位の顔ぶれは昨年とほとんど変わりありません。上位の福井・秋田・富山県の取り組み等をぜひ分析していただき、学力向上に努めていただきたいと思います。全国学力・学習状況調査の2カ年分の結果をもとに、今後どのような教育施策に取り組んでいくおつもりか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 県の教育委員会といたしましては、調査結果から明確になった課題の解決を図りますために、本年度も引き続き、すべての教育事務所で「教員の指導力を高める授業研究会」を開催し、授業の改善に取り組んでまいります。また、各学校では、調査結果を子供たち一人一人の学力向上につなげていくために、課題や対策を明らかにした改善計画書の

作成を進めているところであります。今後とも、本県の子供たちの学力を高めるために、市町村教育委員会や家庭との連携を図りながら、「早寝、早起き、朝ごはん」を初め、望ましい生活習慣の一層の定着を図りますとともに、現在取り組んでおります施策の検証をしっかりと行いまして、新たな施策の立案に生かしてまいりたいと考えております。以上であります。

○田口雄二議員 今回の学力テストでは、学力と家庭での生活・学習習慣に相関関係があることが明らかになりました。朝食を食べる、学校に持っていくものを前日か当日朝に確かめるなど、規則正しい生活を送る子供は正答率が高いことも、データとして出ております。しかし、現在では急激な社会環境の変化で、家庭の教育力、しつけの低下が指摘されています。つまり、親そのものに教育が必要になってきている状況です。先日、私の所属する文教警察企業常任委員会で、栃木県教育委員会の「親学習プログラム」の取り組みを見てまいりました。話を聞くだけではなく、参加者同士が身近なエピソードやワークを通して話し合い、交流をしながら、子育てについて主体的に学ぶ参加型の学習プログラムで、成果も上がっているようです。子供の基本的な生活習慣の定着のためには、親への教育の充実を図る必要があると考えますが、教育長の所見をお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 子供に基本的な生活習慣を身につけさせることは、本来、保護者の自覚と責任のもとに行われるべきものでありますけれども、今、御所見にありましたように、少子化とか核家族化の進展に伴いまして、家庭の教育力の低下ということが指摘されているところであります。こういったことから、保護者自身の学習機会の確保を図りますとか、地域社

会全体で家庭教育を支援していくということが必要となっているということでございます。このため、県の教育委員会の取り組みでありますけれども、市町村やPTA、女性団体等と連携しながら、しつけの仕方や親としての心構えなどの家庭教育のあり方に関する講座や研修会の開催、さらには、子育てに関する相談活動等を実施しているところであります。

その一例を申し上げますけれども、地域婦人連絡協議会等との連携によりまして、すべての市町村におきまして、多くの保護者が集まる、例えば乳幼児健診などの機会をとらえまして、ふるさと親学出前講座や子育て相談を行っております。ちなみに、平成19年度は359回の開催で、5,605人の参加者となっておりますが、この際、保護者がこのような学習の場に参加しやすいように、乳幼児の一時預かりといった工夫も講じているところであります。今後とも、市町村や関係団体と連携を図りながら、家庭の教育力の向上支援のために努めてまいりたいと、このように考えております。以上です。

○田口雄二議員 本来、教育委員会は、子供の教育をするところなんだろうが、それを子供以外、親まで教育をお願いするのも、ちょっと不思議な話なんですけれども、まさに今の親は、親そのものがしつけができていないような状況でございますので、よろしくお伺いしたいと思います。そのことによって、学校と保護者との距離が縮まりまして、今問題になっておりますモンスターペアレント、あるいは給食費の未納問題等も少しずつ軽減されてくるのではないかと思います。取り組みをよろしくお伺い申し上げます。

もう一点、教育長にお伺いいたします。特別支援学校高等部卒業後の就労が自立の上で大変

重要となりますが、現在の進路状況はどうなっているのか、まず御報告いただきたいと思えます。また現在、就労に向けてどのような支援を行っているのか、また今後どのような取り組みを考えているのか、お伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） まず、進路の状況でありますけれども、平成19年度の高等部卒業生が149名おりますが、このうち、一般企業等へ就労した者が24名、就労に向けた訓練のために障害者職業能力開発校等に進んだ者が28名、施設等における福祉サービス利用者が69名、在宅、医療機関への入院等が28名となっております。これまでの取り組みでありますけれども、高等部におきましては、生徒が働くことや社会参加する意義を理解し、就労に関する知識・技能及び態度を身につけるための職業教育を実施しますとともに、卒業後の生活を支援するという観点から、生徒一人一人の能力や特性等に応じた進路指導に努めてきたところであります。また、今年度からでありますけれども、特別支援学校就労バックアップ事業を立ち上げまして、就労支援機関や民間企業等の関係者の御意見をいただきながら、作業学習の指導内容・方法の見直し、現場実習の充実、小・中・高等部の一貫した進路指導体制の確立などに向けた取り組みを始めたところであります。県の教育委員会といたしましては、今後とも、福祉・労働等関係機関と密接な連携を図りながら、障がいのある生徒の就労に向けた支援の充実に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。

それでは最後に、警察本部長にお伺いをいたします。先ほどダガーナイフの件でお聞きしましたが、このような危険きわまりないナイフ類が、インターネット等でさらに多くの人たちの

手にわたっていきます。しかし、ダガーナイフなどは、実生活においてはほとんど必要のないものですから、製造・販売・所持を禁止するか、規制を強化してほしいと思っております。

これが最後の質問になります。これまでの振り込め詐欺は、まさにお金を振り込ませるタイプのものから、お金をもらえと思わせるような還付金詐欺被害がふえているとの御報告でございました。いただけるというのであれば、私もだまされないかと問われれば、ちょっと心配になるほどで、それだけ手口が巧妙化しているということだと思っております。聞きましたら、お金にしっかりしている大阪人が、オレオレ詐欺にはだまされないのに、還付金詐欺では被害が急増しているとも伺っております。ATMを利用した還付金詐欺被害が拡大しているというのであれば、これまでの予防対策の何を強化していかなければならないとお考えか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（相浦勇二君） 振り込め詐欺対策としてのATM対策についてお尋ねでありますけれども、基本的に金融機関と連携をして、いわば現場であるATMの画面のところで、例えば被害防止のためのメッセージ表示でありますとか、いろんなポスター、ステッカー類の掲示だとか、いろんなことをこれまで行っております。特に当県では——具体的に行名を挙げますが——宮崎銀行さんと宮崎太陽銀行さんにおきましては、振り込みの画面の最終画面でもう一度「振り込め詐欺じゃないですか」という注意喚起の画面が出て、その最終確認ボタンを押さないと次の段階に進めないというところまでメッセージ表示をしていただいております。全国的には大変先駆的な、ある意味、銀行としての利便性を一定程度犠牲にしながら調和

を図っていこうという、大変前向きな取り組みをしていただいているところでございます。また、実態としても、金融機関の窓口職員の方——これはよく新聞等に出ておりますけれども——これ以外にも一般市民の方が振り込め詐欺じゃないかということでお気づきいただきまして、警察に通報して被害の未然防止になったという事例が、徐々にではありますが、確実にふえてきております。

この意味で、こうした振り込め詐欺防止の社会的機運も同時に醸成をされつつあるのかなというふうに考えておりますので、引き続き、広報啓発を頑張りますのはもとよりでありますけれども、ATM設置場所に対する警察官の立ち寄り警戒の強化、そして今申し上げましたような、行員さんの利用客に対する声かけの強化等、水際での被害防止について徹底強化していきたいと思っております。また、金融機関との連携を強化することによって、例えば、仮に詐欺に遭ったとしても、金額を少なくするための、1日当たりの各自のATM利用限度額の引き下げという措置がございまして、こういうことについても行っていきたい。また、携帯電話をATM周辺で使うというのが一つのポイントになっておりますので、いろいろ国でも本格的な規制の検討がなされているようでございますが、当分の間は、行員の方、あるいは立ち寄り警察官等が、携帯電話をATM周辺で使うということについてチェックをしていく、そういう使用制限の観点からの諸対策も推進してまいりたいと、このように考えております。よろしくお願ひします。

○田口雄二議員 以上をもちまして、私の初めての代表質問を終了いたします。どうもありがとうございました。(拍手)

○坂口博美議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、これで休憩いたします。

午前11時32分休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、長友安弘議員。

○長友安弘議員〔登壇〕(拍手) 質問も出尽くした感がいたしますけれども、公明党を代表しまして代表質問を行いたいと思ひます。

まず初めに、緊急経済対策について知事にお尋ねをいたします。

原油高騰によるさまざまな産業への影響、さらに諸物価の値上げは、県民生活に大変な打撃となっております。もはや県民からは悲鳴が上がっております。サブプライムローン問題等に端を発する世界経済の減速に加え、燃油高騰等予期できぬ諸物価の高騰が、個々人の生活まで脅かす状況になっております。生活防衛を余儀なくされた県民は、財布のひもをかたくし生活防衛に走らざるを得なく、本県の景気はますます冷え込むことが予測されます。

このような生活現場の声にこたえて、政府・与党は緊急経済対策をまとめました。3本の大きな柱から成っておりますけれども、1つは定額減税であります。低所得者に厚くなる政策でございます。また2つ目は、年金暮らしや生活扶助を受けられている、本当に低所得者の方々への物価スライド分の特別給付、上乘せ政策でございます。また3つ目は、中小企業者への保証・貸付、本当に本県の屋台骨を背負う中小企業に対する手当を厚くしなくてはならない、こういう状況でございます。政局が大変不安定

でございますが、この対策には、国民や県民の6割強が賛成するというようなアンケート調査結果も出ております。何としても、これは実現してもらわなくてはなりません。県においても、企業や県民に対する緊急な支援策があわせて必要ではないかと思えます。補正を組むか、あるいは新年度予算に緊急支援対策を盛り込むことが肝要かと思えますが、知事は県民の声をどう受けとめられ、どう取り組まれるのかお伺いをいたします。

次に、地球温暖化対策の推進に関する実行計画及び地域推進計画の進捗状況について、知事にお尋ねをいたします。

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて、地方公共団体は実行計画及び地域推進計画を策定し、温暖化対策を進めていかななくてはなりません。その取り組みが環境省によって公表されました。その結果によりますと、義務づけられている実行計画は、特例市以上の県・市では全自治体が策定を終えているものの、規模の小さな市町村では約44%の策定率となっているようであります。また、地域推進計画については、政令指定都市、中核市及び特例市の策定率は40%となっております。洞爺湖サミットの目標を達成するためには、県は市町村と一体になって温暖化防止対策を進めることが急務であります。未策定の市町村との連携が大事になります。県下全市町村の計画の策定並びに実行に関し本県の現状はどうなっているのか、また、県は今後どのような役割を果たし温暖化防止に取り組んでいかれるのか、知事にお尋ねをいたします。

次に、新エネルギー対策について知事にお尋ねいたします。

今年7月、北海道洞爺湖で開催されたサミッ

トでは、地球温暖化防止問題が主要テーマとして論議され、議長国である我が国は、2050年に温室効果ガスの総排出量を60%から80%削減するという積極的な目標を掲げました。二酸化炭素などの温室効果ガスを生み出す最大の要因は化石燃料の燃焼によるものであります。これを解消するためには、化石燃料によらない新エネルギーの確保が求められます。風力、地熱、太陽光、バイオマス等さまざまな新エネルギーがありますが、その中でも太陽光発電については、天然資源に乏しい我が国において広く普及が可能なエネルギーとして注目を集め、その導入量は2006年末で170.9万キロワットであり、ドイツ、米国などととも世界をリードしておりました。

しかしながら、本格的な大量普及時代に突入するというやさきに、太陽光電池のモジュールの逼迫や国の住宅用導入支援制度打ち切れ、国内導入量は一転し前年比マイナスとなり、設置単価も2006年から上昇いたしました。現在では世界の座はドイツに奪われ、ドイツは今、東南アジア市場をターゲットに大攻勢をかけてきております。また、つい先月、隣国の韓国が未来に向けたエネルギー政策を打ち出しましたが、ドイツは韓国にも大々的な太陽光発電関連の会社を設立するとの報道が、つい先日されたところであります。ドイツは環境先進国であります。隣国にまでその市場を求められたことは、我が国の新エネルギー政策がいかにかたち立っているかということとは否めません。実に残念でなりません。特に、太陽光発電の工場を持ち、韓国や東南アジアに近い本県は、このような波に乗れないものかと考えるところであります。

こうした事態を受け、既に辞任してしまわれ

ましたが、議長として洞爺湖サミットで一定の評価を得られた福田前総理は、「経済財政改革の基本方針2008」や、地球温暖化対策の方針「福田ビジョン」において、「太陽光発電については、世界一の座を再び確保することを目指し、2020年までに10倍、2030年に40倍を導入量の目標とする」と、目途を示されました。環境立国を掲げる我が国が太陽光発電世界一の座を奪還するには、何としてもまず国内の導入量の増加を図らねばならないと思います。住宅分野あるいは大規模電力供給用に向けたメガソーラー分野、さらなるコスト削減に向けた技術開発分野、また普及促進のための情報発信・啓発分野等さまざまな支援策を、国には力強く打ち出してもらわなければならないと思います。

私の所属する県議会環境農林水産常任委員会は、8月、県外調査に行きまわりましたが、太陽光発電について2施設を調査してまいりました。1カ所は岐阜県の岐阜羽島駅近くの三洋のソーラーパーク、もう1カ所は、世界の「亀山ブランド」で有名な三重県のシャープ亀山工場であります。どちらも巨大な太陽光発電システムを備え、工場で使用する3分の1の電力を賄っておりました。屋上はもとより、垂直の壁面、また窓には、非常に薄型のパネルを設置し発電を行っておりました。亀山工場では、さらに調整池の水面にもパネルを浮かべ、生態系への影響調査もあわせ発電を行ってまいりました。さまざまな発電の可能性を示唆してくれ、大いに参考になりました。なお、シャープが大阪堺に最大級の太陽光発電を用いた工場を建設するとの報道がありましたが、誘致の要因は、広大な工場用地が国内ではそこしか調達できないということ、関係者が述べられておられました。

そこで、本県における太陽光発電についての取り組みについてであります。日照量全国3位、しかも冬、全国の天気予報が雪や曇りにもかかわらず、本県は「晴れ」マークの日が非常に多く輝いております。太陽光発電にとって最適な条件を有していると思います。国の支援策に上乘せしても太陽光発電の普及を図り、また、これからの企業ニーズ、誘致の条件を整備し、東南アジアを視野に入れた太陽光発電一大基地づくりをすべきと思いますけれども、本県の太陽光発電に関する今後の取り組みについて、知事にお伺いをいたします。

次に、総務省の有識者研究会が5月に取りまとめた定住自立圏構想について、知事にお尋ねをいたします。

国は、「大きな政府から小さな政府へ」の方針のもと、一連の構造改革を行い地方分権を進め、平成の市町村合併を推進しております。また、昨今では道州制の論議も始まっております。その中で定住自立圏構想、斜めから見れば、国は肩の荷をおろし、「地方は地方で生き延びることを図れ」と言っているような気がして、釈然としない感がいたします。しかしながら、国、地方合わせて700兆円を超える借金を抱える中、我が国はかつてない高齢化、少子化、そして人口減社会に突入しております。この構想の背景には、今後30年で人口が1,708万人減少し、しかも、三大都市圏では530万人の減少に対し、地方圏は1,178万と大幅な人口減少が予測され、過疎や限界集落という言葉が象徴するように、地方圏の将来が極めて厳しくなることが予測されます。

したがって、小さな市町村だけでは、もはやサービスを完結することは限界であり、今後はどうしても選択と集中の考え方を基本として、

地方への人口定住を力強く図らなければならないのであります。そのためにも、圏域の核となる中心市が、周辺地域の住民も含め民間活力を最大限に活用しながら、圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備し、周辺地域と役割分担を行い連携・交流していくという「集約とネットワーク」の考え方が重要ということで、定住自立圏構想をまとめたようであります。その実現のため、国はさまざまな支援策を講じてまいりますが、民間活力の導入を要請する方針のようでもあります。さまざまな課題が予測されます。しかし、肝心なことは、周辺市町村がいかに生き残れるかということであり、一層のインフラ整備、デジタルデバイドの解消、地域の活力や誇りの醸成等さまざまな課題の克服が必要であろうと思います。そこで、知事にお尋ねをいたしますけれども、知事は、定住自立圏構想についてどのような考え方を持たれ、地方再生に向けて今後どのように布石を打っていかれるのか、所信を伺います。

次に、地域経済活性化への取り組みについて知事にお伺いをいたします。

世界的な原油価格の高騰、原材料費のアップなどが中小零細企業の経営に重くのしかかり、経営努力の範疇を超えた、まさに異常とも言える状況から企業を守るために、我が党は昨年以來、政府に対して累次の申し入れを行い、地域経済活性化を図るための支援策拡充を求めてきたところであります。そのような中、去る6月27日に閣議決定を見た「経済財政改革の基本方針2008」、骨太の方針でございますけれども、我が党の主張を随所に取り入れてもらって、具体的な地域経済活性化の支援策として、「全国316カ所に整備するワンストップ支援拠点としての地域力連携拠点を中核に、中小企業の

強みを生かした新事業展開を支援する」との政府の取り組む姿勢が示されました。この平成20年度「地域力連携拠点事業」は、中小企業診断士や税理士などの経営専門家をコーディネーターとして拠点に配置し、農商工間の経営資源のつなぎ合わせや、各自治体で既に取り組んでいるところの経営支援策との融合などをコーディネートしつつ、地域経済発展に資する取り組みを創出することを目指していくこととなります。地域力連携拠点の存在は、厳しい状況下にあるそれぞれの地域の曙光になるのではないかと。「何か新しいことに挑戦したい」「事業継承が不安だ」等々、悩む中小零細企業にとっての頼りがいのある組織となるのではないかと、大いに期待をするものであります。そこでまず、この事業をどのように評価されておられるのか、知事にお伺いをいたしたいと思っております。

次に、本県のICT（情報通信技術）活用の取り組みについて、知事にお尋ねをいたします。

総務省はこのほど、平成20年「情報通信に関する現状報告」を公表いたしました。全市区町村を対象にしたアンケート調査の分析によりますと、ICTシステムの活用状況、その効果及び取り組み方法等について興味深い事実がわかったようであります。ICTの活用状況をあらゆる指標として、行政の8分野ごとに計55のシステムの機能や導入時期に応じて得点化しておりますが、明らかに大きな格差が生じております。ただ、地域の情報化による地域活性化の例を見ても、高齢化市区町村や過疎地域を含む市区町村とそうでない市区町村を比較した場合、医療、福祉・保健の分野ではICTの活用状況に余り差がありませんが、行政サービス、教育・文化等の分野では差が大きくなっ

ているということでもあります。また、離島を含む市区町村では、含まない市区町村と比べて、すべての分野においてICTの活用が進んでいる。また、別の分析結果においても、福祉・保健あるいは医療分野及び産業・農業、交通・観光分野に集中してICTを活用している自治体の4割以上が、過疎、高齢化市区町村であることも判明をいたしました。このほか、推進体制の整備や情報化計画の策定をしっかりと行うことが効果的なICTの活用につながることで、広域連携によりICTシステムを開発している自治体ほどICTの活用が進んでいることも判明をしたようでもあります。せっかく国の支援策を利用しているにもかかわらず、推進体制を整備している自治体とそうでない自治体は、ICT活用の2倍程度の差があるということもわかりました。また、システムの導入と同時に人材面の手当てが必要であることも、判明をいたしました。

このように、アンケート調査からさまざまな課題が浮き彫りになっておりますが、ICTの活用に対する自治体の主観的な評価というのは、いずれの項目についても「効果があった」という回答が7割になっており、今後さらに地方におけるICT活用の取り組みが求められます。本県は、県民1人当たりの所得が示すとおり、インフラ整備を初め解決すべき課題が山積しております。それを克服するためにも、ICT活用の先進的な取り組みをさらに積極的に推進すべきであります。そこでお尋ねをいたしますが、全国と比較した本県のICT活用の現状はどうなっているのか。また、今後どのように取り組んでいかれるのか、知事にお尋ねいたします。

次に、自殺対策について知事にお伺いをいたします。

我が国では、1998年ごろから毎年3万人が自殺をしております。とりわけ、ここ数年は交通事故の5倍にもなっており、自殺問題は極めて深刻であります。とりわけ、本県は自殺率が全国2位ということが先日報道されましたけれども、自殺予防あるいは防止対策は喫緊の重大な課題であります。国は2002年10月「自殺対策基本法」を施行し、2007年6月には「自殺総合対策大綱」を策定し、自殺対策を推し進めておりますが、国内の自殺者が年間3万人を超える事態は変わっていないのが現実であります。また、最近では硫化水素による自殺が急増するなど、自殺対策をめぐる状況はより厳しさを増しております。自殺者が減らない要因として、自殺の実態それ自体が解明されておらず、実態に即した対策が実行されなかったとの指摘があります。

今年に入り、自殺問題に取り組むNPOや精神科医、経済学者の方々による民間の自殺実態解析プロジェクトチームが、自殺に至る過程や社会的要因などに関する初めての自殺実態白書をまとめました。警察庁の自殺統計原票をもとに約9万7,000人を地域別に解析した内容となっているようですが、自治体が実践的な対策につなげていく参考になるのではと思われま。自殺対策基本法が定めた地方公共団体の責務には、自殺対策を、国と協力し、地域の状況に応じた施策を策定し実施することとなっております。この白書は、総合的な自殺対策を推進する上で大いに活用すべきと思いますが、白書をどうとらえられ、本県の自殺防止対策を今後どのように進めていかれるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、道路特定財源の一般財源化に関する問題について、知事にお尋ねをいたします。

ねじれ国会の悪弊により、本年度当初、暫定税率が失効し、地方財政に甚大な被害が生じました。もしこのまま補てんがなされなければ、地方は大変厳しい財政を強いられます。また、この問題により、本年5月13日には「道路特定財源に関する基本方針」が閣議決定され、道路特定財源の一般財源化が政府の方針として示されました。しかしながら、道路整備率・改良率の高い都市部と、本県のような整備率・改良率の低い地方では、あらゆる面でますます格差が生じることが懸念されます。言うまでもなく地方では、道路は、産業の振興はもとより、防災対策、通勤通学、救急医療と生活直結の最重要の社会基盤であり、早急な整備は待ったなしであります。加えて、今までに整備してきた道路の公債費、維持管理費の増大と、これから必須となる老朽化したトンネルや橋梁の維持補修など多大な財源が必要であります。総合的、抜本的な税財源の改革がない限り、道路特定財源の堅持は絶対に譲れない問題でありました。知事は、道路特定財源堅持の急先鋒として全国に名をはせられましたが、改めて、道路特定財源の一般財源化問題に関し、今後どのように取り組んでいかれるのか、所信についてお尋ねをいたします。

以下の問題は、質問者席から質問させていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

緊急経済対策についてであります。世界経済の成長の鈍化と世界的な資源・食料価格の高騰の影響を受け、厳しい局面に立たされている日本経済を新たな成長へ結びつけるため、国におきましては、先月末に「安心実現のための緊急総合対策」をまとめたところであります。その

中には、「経済成長と財政健全化の両立」を堅持し、財政健全化路線の下、真に必要な対策に財源を集中すること等の基本的な考え方のもと、3つの政策目標と8本の柱から成る対策が盛り込まれております。そして、極めて厳しい地方財政の現状にかんがみ、8本の柱の一つとして「地方公共団体に対する配慮」が明記されており、これを受けて、総合対策に伴う地方負担について、新しい交付金の創設など所要の地方財政措置が検討されているところであります。抜本的な解決は、国による包括的な対策によらざるを得ませんが、本県におきましても、私をトップとして9月2日に立ち上げました宮崎県経済対策連絡会議を中心に、県民生活の実態把握や県内の経済状況、企業動向について情報収集に努めるとともに、国の補正予算等の動向も踏まえ、本県の厳しい財政状況に留意しながら、国の財政措置を活用し、真に必要な対策に集中して的確に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、地球温暖化対策についてであります。まず、市町村の計画策定と県の役割についてであります。地球温暖化対策を推進していくためには、県や市町村が率先して温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、地域全体での取り組みを推進することが重要であります。市町村は、みずからの事務や事業に関し、温室効果ガス削減のための実行計画策定が義務づけられておりますが、現状では、県内30市町村のうち、策定しているのは18の市町村にとどまっております。このため県といたしましては、昨年12月に環境省と共催し、実行計画策定ガイドラインの説明会を行うとともに、年度当初の市町村の会議においても、計画の策定を要請したところであります。なお、中核市である宮崎市

に義務づけられております地球温暖化対策地域推進計画については、本年3月に策定されております。今後とも、情報提供や技術的支援を行うなど市町村と十分連携を図りながら、低炭素社会の構築に向けて、県民、事業者等が一体となった取り組みを進めてまいります。

次に、太陽光発電の今後の取り組みについてであります。太陽光発電の推進は、地球温暖化対策としても、また、本県が環境配慮型の新たな「太陽と緑の国」を目指す上でも、重要な施策であります。世界的にも太陽光発電の導入が急速に拡大する中であって、国においても、国内の導入量をふやすため、その大部分を占める住宅用設備への助成が来年度の概算要求に盛り込まれたところですが、現時点では制度の詳細が明らかになっておりませんので、その動きを注視しているところであります。また、この豊富な太陽光を単にエネルギー源として活用するだけでなく、本県の環境にふさわしい産業、すなわち太陽電池産業の集積に結びつけていくことも重要であると認識しております。そのためには、関連企業の誘致はもとより、地元企業の技術の向上や新規参入等も支援していく必要がありますので、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、定住自立圏構想についてであります。本格的な人口減少・少子高齢社会を迎えようとする中、地方においては、財政が厳しさを増すとともに都市部への人口流出が進み、地域間の格差はますます拡大しております。このような中であって、今後、すべての市町村が、医療や福祉、教育などフルセットの機能を備えることは困難となってまいります。定住自立圏構想は、より広い圏域の中で、拠点としての役割を担う中心市と周辺市町村との相互連携により、

必要なサービスを補完し合うことを目指すものであり、今後の地方のあり方や地方再生を考える上で大変重要な意味を持つものと認識しております。県といたしましては、引き続き、国の動向に留意しながら、市町村の広域的な連携に向けた取り組みを支援するとともに、これからの人口減少時代に対応した県土のあり方等についても検討していく必要があると考えております。

次に、地域力連携拠点事業の評価についてであります。県内商工業の大多数を占める中小企業は、経営資源が乏しく、また経営等に関する各種情報も不足しているため、新分野進出や販路開拓などを図る上で多くの課題を抱えております。国が今年度からスタートさせた地域力連携拠点事業は、地域における中小企業支援機関の総合力を発揮し、経営力の向上や事業承継など、中小企業が直面する課題に対し、それぞれの企業に応じた経営戦略の立案やその後のフォローアップを行うなど、ワンストップできめ細かい支援を行う事業で、私が常々申し上げております県民総力戦にも通ずるものであり、その成果を大いに期待しているところでございます。

次に、県内市町村のICT活用の現状と今後の取り組みについてであります。国が調査しましたICT活用指標によりますと、全国的に見て県内市町村のICT活用はまだ不十分であり、多くの分野において導入される余地があると認識しております。このため県といたしましては、今後、医療・福祉などさまざまな分野で活用されるよう、県と全市町村で構成する県市町村IT推進連絡協議会等を通じて、引き続き、市町村におけるICT活用の取り組みを促進してまいりたいと考えております。

続きまして、自殺実態白書と自殺防止対策についてであります。今回の白書は、約300人の遺族からの面接による聞き取り調査と、約10万人の警察統計の分析によりまして、自殺の背景にはさまざまな要因があるが、全体のおおよそ7割が、うつ病や家族の不和、負債などの上位10要因に集中していることや、本県における警察署別、原因別のデータなどが明らかにされており、貴重な資料であると考えております。今回の白書に触れて、自殺は社会的な問題であり、社会構造的な問題であることを改めて認識したところでもあります。自殺対策は、行政はもとより、県民一人一人が取り組むべき喫緊の課題であり、昨年11月には自殺対策推進本部を設置し、官民一体となって取り組んでいるところでもあります。また、今年度策定する「自殺対策推進のための行動計画」については、今回の白書も参考にさせていただいて、県民全体で取り組む指針として取りまとめてまいりたいと考えております。

最後に、道路特定財源の一般財源化についてであります。公共交通機関の利便性が低く、自動車に頼らざるを得ない本県にとって、高速道路を初め道路整備が著しく立ちおけていることが、県民生活のさまざまな面で大きな支障を来しております。道路は、生活、産業、観光、救急医療、災害対策等につながる命の道であり、緊急かつ計画的に整備を進めていく必要があります。そのためには、安定的かつ継続的な道路整備財源を確保することが大変重要であります。このような中、道路特定財源制度は、ことしの抜本税制改革時に廃止し、21年度から一般財源化するという方針が、ことし5月に閣議決定されたところでもあります。そもそも道路利用者から徴収している税でありますことから、

まずは必要な道路を整備するための財源を確保した上で、本県のように道路整備がおこなわれている地域に対して、国の直轄事業も含め優先的に配分されるよう、今後とも引き続き、関係団体とも協力しながら、国等に強く要望してまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○長友安弘議員 いろいろお答えいただきまして、ありがとうございます。

再質問をちょっと、今の知事の答弁の分につきまして行わせていただきたいと思います。

まず、緊急経済対策についてであります。国の補正予算の動向を踏まえ、本県の厳しい財政状況に留意しながら、国の財政措置を活用し、真に必要な対策に集中して的確に対応していきたい、そういう答弁をいただきました。県民生活はまさに緊急対策を求める状況でございます。生活に必要な諸物価の状況を見ますと、これが5～6%以上値上がりをしている、また一方、給与は右下がりの状況であると、こういうようなこと。それから、国のGDPが減速をしているとか、さまざまな要因がありまして、まさに現時点では国民生活を直撃しているんじゃないか、こういう状況でございます。県も、建設産業とか農林水産業、あるいは流通業、中小企業等に対する対策を打たれつつあります。ただ、私どもが心配するのは、県の財政というのは、地方財政の構造上、性格上、県民一人一人に直接そういう緊急対策を打つということは難しいと思うのですけれども、本当に今、大事なことは、県民一人一人のそういう苦悩する心に響く対策が必要じゃないかと。したがって、何らかの補正予算、あるいは来年度の当初予算に、そのような気持ちを込めてもらいたいと思いますけれども、再度、知事にそのお気持ちについて伺いたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 世界的な、あるいは日本全体の景気低迷が明らかになる昨今、この中で一地域だけで景気・経済の浮揚というのはなかなか厳しいものであります。ですが、県の行政としては、やはり、県民生活に直結する原油の高騰とか飼料の高騰、物価の高騰等には緊急な対策、措置が必要かと考えております。今後とも、補正予算あるいは新年度予算などを検討の材料とさせていただきまして、県民の生活がなるべく潤う、あるいは楽になるような対策をしてまいりたいと考えております。十分検討していきたいと思いますが、それと同時に、国あるいは地方の財政的な構造、あるいは産業の構造、外国の原油に頼らない、あるいは外国の食料輸入に余り依存することのない、国家戦略とその構造、あるいは産業構造の改革というのが、中長期ビジョンでなされていく必要があると考えております。

○長友安弘議員 厳しい財政状況ですけれども、県民一人一人というところに焦点を当てたお気持ちだけはぜひ持っていただきたいというふうに思います。

もう一問お願いしますが、9月2日に立ち上げられた宮崎県経済対策連絡会議は、今後どのように開催をし、収集された情報をどのように反映していかれる予定なのか、お伺いしたいと思います。

○知事(東国原英夫君) この連絡会議は、景気の低迷とか原油価格の高騰、あるいは株式会社志多組の民事再生法の適用申請という状況等を踏まえまして、これまで以上に部局横断的に情報の共有化を図り、十分連携しながら、迅速かつ的確に対応するために設置させていただいたところでございます。今後とも、必要に応じて連絡会議を開催させていただきまして、先ほ

ども申しましたように、国の補正予算等の動向も踏まえ、本県の厳しい財政状況に留意しながら、各部局連携した施策の検討など、全庁的に適宜対応させていただきたいと考えております。

○長友安弘議員 それでは、次に移ります。地球温暖化対策について知事に再質問いたします。本県では、温室効果ガスの削減のための実行計画が、12市町村でまだ取り組まれていないという状況でございます。こういう計画というのは、県の実行計画の目標達成のためにも、県下全市町村、整合性を保ちながら削減を目指していかなくてはならないんじゃないかと考えておりますけれども、これらの市町村の実行計画策定の目途はいつごろと考えていらっしゃるか、お尋ねしたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 具体的な目途としては、福田ビジョン等々の国の大まかな指針によるものだと思っておりますが、県独自では、それぞれ太陽光発電の普及率というのは具体的には示しておりませんが、今後検討するならば、家庭あるいは産業等の太陽光エネルギー日本一——今、佐賀県が1位だと思うんですけども——日本で1番目に太陽光が普及しているというような状況が、ざっとですが、そういう目標になろうかと思っております。

○長友安弘議員 ちょっと答弁が食い違ったようでありますけれども……。県と市町村というのは、今、対等の関係でありまして、この実行計画について、できたらんから早くつくりなさいという指導はできないというふうに思いますが、全県挙げて取り組んでいくということが地球温室効果ガス削減にもつながると思いますので、また機会あるごとに市町村と連携をとって進めさせていただきたいと思っております。

太陽光発電についてお尋ねをいたします。知事は、新時代の流れとして太陽光発電を初めとした新エネルギーの開発・導入が非常に大事だということを、今議会でも述べられました。1997年に京都議定書が作成されたわけであり、しかし、それが作成されて以降、EUのほうが太陽光発電のイニシアチブをとり始め、ドイツが日本を追い越してしまったわけがあります。そこで、ドイツがどうして我が国より進んだかという、フィードインタリフという制度で、電力料金を少し上げるかわりに太陽光発電を高く買い取るというようなことで、急速に普及したという話でございます。国に対しましては、こういう施策の導入等を要請することも肝要ではないかと思えます。太陽光発電の今後の我が国の発展、また本県への導入等について、知事は国に対し何を望まれるか。もし望まれることがあったら、お聞きをしたいと思えます。

○知事（東国原英夫君） 御指摘のとおり、ドイツが世界一になったのは、家庭用の普及あるいは工業用、産業用の普及もさることながら、家庭でできた電力を売電する、その売電のコストが高い、それを国が保証しているということだと思います。恐らく、日本は1キロ23～24円であるのに対して、ドイツは100円近い金額で電力事業者が買っていると思うんです。これらを踏まえて、ことし5月に、コストを下げるための技術開発支援とか、電力の売却価格引き上げのために固定価格買い取り制度の導入等について、国に対し要望を行ったところであり、今後とも、太陽光発電の一層の拡大のために、あらゆる機会を通じて必要な措置の導入を要望してまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 今後、発展途上国の経済発展

に伴う化石燃料の膨大な消費、あるいはまた、やがて訪れるだろうという石油化石燃料の枯渇によりまして、原油価格の高騰というのは今後とも免れられない、これは必定でございます。しかしながら、そういうことがあるからこそ、近い将来、太陽光発電が一気に広がる時代がやってくるのではないかという予測もあります。そして、既にその予兆が始まっていると言われております。太陽電池産業の集積はまさに本県産業の振興にとって望まれる施策でございます。この太陽光発電に関する課題は、技術面では低コスト化あるいは長寿命化と言われておりますけれども、そのような技術を開発する企業の誘致、できれば本県でも産学官連携して、そういうことの技術開発等を望みたいわけであり、本県への新エネルギー産業の集積の見通しについて、知事の所見をお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 本県におきましては、宮崎大学に太陽電池の最先端技術の研究者も複数おられまして、研究開発や技術者の育成の面でも充実した環境にあるところであります。このような環境を生かしながら、引き続き製造工場の誘致に努めるとともに、研究開発部門の誘致にも取り組んでまいりたいと考えております。

また、本年度から県が取り組んでいる先端産業みやざき集積促進事業におきまして、太陽電池メーカーを初め、宮崎大学や太陽電池産業への進出意欲の高い県内企業など、産学官による研究会を立ち上げたところでありますが、現在、各種セミナーや研修会等を通じて、情報提供や地元企業の技術向上、人材の育成を図るとともに、太陽電池関連の部品等の取引の拡大に努めているところであります。これらの取り組

みを通じて、今後は、産学官の連携の促進を図りながら、太陽電池を活用した応用製品の開発や材料の開発などにつなげてまいりたいと考えておるところでございます。

○長友安弘議員 なかなか企業誘致というのは大変なことでございますけれども、将来性を展望したときに、太陽光発電関係の集積というのは非常に大事になろうかと思っておりますので、また努力をお願いしたいと思います。

次に、定住自立圏構想についてでありますけれども、さらなる地方分権の推進、また道州制の導入ということになれば、まさに地方が生き残れる体制づくりというか、そういう施策を準備しておくのが、県としての責務ではないかというふうに思います。定住自立圏の本県内における配置をどういうふうにするのか。あるいは、どこにどういう機能を持たせ、どういう役割分担をさせるかということなんかも、全市町村、一堂に会して検討するような必要もあるんじゃないかというふうに思います。そういう定住自立圏に向けたことを研究するような組織づくり、あるいはまた、そういう議論の場づくり等、これは必要になってくるんじゃないかと思っておりますけれども、そのようなことについて、知事の所見を伺いたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 定住自立圏の実施につきましては、具体的には、拠点としての役割を担う中心市と周辺市町村との協定によることとなるため、県が主導的な役割を担うような仕組みとはなっておりません。しかしながら、定住自立圏の構築というのは、これからの県土のあり方を考える上で大変重要な要素であることから、県といたしましても、今後、市町村に対して必要な助言や意見交換等を十分に行ってまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 では、次に参ります。地域力連携拠点の考え方についてでありますけれども、これは商工観光労働部長と農政水産部長にお尋ねをしたいと思います。まず第1点は、現在、地域力連携拠点として本県で採択されているのは5つの機関でございます。商工会議所等ですね。地域の中小零細企業に対し、その周知にどう取り組まれておるのか、お尋ねしたいと思います。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 地域力連携拠点事業ですけれども、これは拠点として採択されました商工会議所や商工会だけではなくて、すべての商工団体がサテライト等で参画いたしておりまして、これらの機関の広報誌等によりまして、啓発を初め巡回訪問とか相談窓口の対応などの日常活動を通じまして、中小企業への周知を図っておられるというところがございます。

○坂口博美議長 農政水産部長のほうはいいんですね。

○長友安弘議員 採択された5つの機関というのは、それぞれパートナー機関を持つことになっておるわけですがけれども、それらがどのように決まっていくのか。また、資金面などのつながりとしての金融機関は参画をされておりますけれども、技術面でのつながりとして重要になってくる大学とか研究機関などの参画がなされていないわけですがけれども、これは将来ふやしていくことができるのかどうかお尋ねします。

○商工観光労働部長(高山幹男君) この事業の実施主体であります、それぞれの拠点機関は、重点的に取り組む経営支援の内容に応じまして、例えば県経済連などを、協力していくパートナー機関として選定しまして、国の採択

を受けているという状況でございます。そしてまた、現在、県内の拠点はいずれも大学とか研究機関をパートナー機関としては選定していないわけでございますけれども、今後、必要が生じた場合には、年度計画に盛り込むことで追加が可能となっております。

○長友安弘議員 コーディネーターが全国で約800人いるわけですがけれども、九州では139人、本県では何名になっているのか。また、どのような方々になっておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 県内5つの拠点があるわけでございますけれども、それぞれ重点的に取り組む経営支援の内容に応じまして、マーケティングなど専門的な知識を持つアドバイザーとか経験豊富な経営指導員を応援コーディネーターとして選定して、国の採択を受けております。現在、本県には全体で、専門アドバイザーとして10名、経営指導員が9名の計19名が、応援コーディネーターとして配置されております。

○長友安弘議員 その人数で、県内の中小零細企業のフォローアップが可能かどうか。どう考えておられるかお尋ねします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 各企業からの相談案件の発掘でありますとか、他の機関との連携を図る応援コーディネーターは、それぞれの拠点機関の判断によって必要な配置がされておるといふふうに考えております。ただ、この事業は、応援コーディネーターだけでなく、連携するすべての支援機関が組織を挙げて取り組むことになっておりますので、中小企業に対しましては、それらの組織を挙げての取り組みによって、細やかな支援が可能であるといふふうに思っております。

○長友安弘議員 ぜひとも、フォローアップがなされるように取り組みをお願いしたいといふふうに思います。

この問題につきましては、最後に、農商工連携の取り組みについて農政水産部長にお伺いしたいと思います。農商工連携の取り組みが期待されておりますが、これを推進することが今後ますます重要となってくると思います。農業協同組合が連携拠点として採択されたのは、全国で5機関で、その中で九州では3機関採択されたんですね。しかし、本県では採択をされておりませんが、農業県である本県として今後どのように取り組んでいくのか、お尋ねをしたいといふふうに思います。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 本県における農商工連携の具体的な取り組みにつきましては、県産業支援財団など5つの地域力連携拠点のほか、県中小企業団体中央会に設置されました「みやざき食料産業クラスター推進協議会」、これらの機関が中心となって支援していくこととしております。このうち県産業支援財団におきましては、パートナー機関として、県内金融機関に加え、JA宮崎経済連や県農業法人経営者協会を指定しまして、緊密に連携しながら、案件の掘り起こしや事業のPR・普及等に取り組むことといたしております。また今後、地域力連携拠点等の支援機関や農林漁業団体、商工団体等、幅広い参画による推進体制を整備いたしまして、全力で農商工連携の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 それでは、次に移ります。情報通信技術の活用についてでありますけれども、総務省の、先ほど申し上げました全市区町村を対象としたアンケート調査の結果によりますと、本県の平均点というのは63.9だそうでござ

ございます。全国の平均点が80.4ということで、比較をしますと、その取り組みが低く評価をされましたので、もう少し進めなくてはならないんじゃないかと思えます。来るべきユビキタス社会に向けて、県は、県市町村IT推進連絡協議会というものを開催されておられますけれども、今後、そういう地域の格差をなくしていくためにも、どういう視点で県下の情報通信技術活用のレベルアップを図っていかれるおつもりなのか、お尋ねをしてみたいと思えます。

○知事（東国原英夫君） 先ほど申し上げましたように、医療・福祉分野などの向上とか、地域コミュニティ活動の促進、さらには地域の情報発信力が強化されるという視点から、県市町村IT推進連絡協議会など、あらゆる機会を通じて情報交換を行いながら、レベルアップを図ってまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 財政の規模から、あるいはさまざまな地域性から、一概にとというのは非常に難しいと思うんですね。ただ、ポイントとしては、その地域地域が生き延びていくためにどのようなICTの取り組みをすればいいかということと、県のほうも、いろいろとアドバイスをさせていただきながら、県内のICT技術の活用についてさらなる取り組みをしていただきたいというふうに要望しておきたいと思えます。

次に、道路特定財源についてでありますけれども、本県では、4月の暫定税率の失効に伴い歳入欠陥が生じました。幾ら生じたのか。また、全額補てんしてもらわなくちゃいけないわけですがけれども、現在どうなっているのか。措置されていなければ、国に対して強く訴えていかなければいけないわけですがけれども、その状況について、知事、おわかりであればお尋ねをしたいと思えます。

○知事（東国原英夫君） 総務省の試算によりますと、暫定税率の失効に伴う減収額は、市町村分を含めて、本県では約6億6,500万円とされております。本県を含む地域の減収分については、5月13日の閣議におきまして「道路特定財源に関する基本方針」、及び8月末に政府・与党会議において決定されました「安心実現のための緊急総合対策」を踏まえ、現在、新しい交付金の創設による地方財政措置が検討されているところでございますので、県といたしましては、これにより本県の減収分を確実に措置していただきたいと考えております。

○長友安弘議員 今、答弁の中にもありましたけれども、道路財源の一般財源化については、地方に配分されている財源、地方枠については何としても維持してもらいたい、それを求めてもらいたいというふうに思います。

もう一つお伺いしますけれども、各地方公共団体に配分する場合に、地方の自由度を拡大するような新型交付金などの創設を求める意見というのがありますけれども、この点について本県の場合はどのように考えられるのか、お考えがあればお尋ねをいたします。

○知事（東国原英夫君） 道路財源につきましては、道路整備に必要な財源を地方全体で確保するとともに、各地方公共団体において着実に道路整備ができるように配分される仕組みが必要だと考えております。その場合、税源移譲または譲与税による方法では、地方交付税における調整を行ったとしても、現行制度での配分額が必ずしも確保されないことが懸念されますことから、現行の地方道路整備臨時交付金の仕組みを拡大した、いわゆる新型交付金の方法が望ましいと考えており、全国知事会等を通じて国に要望しているところであります。この方法に

よるならば、地方の道路整備需要を勘案することによって、必要な道路を着実に整備することができ、また、整備のおくれている地域に重点的な配分が可能であることから、本県といたしましても、新型交付金が最適であると考えております。

○長友安弘議員 それでは、次の質問に移らせていただきます。事故米、いわゆる汚染米の問題について、まず知事にお尋ねしたいと思えます。我が国では、米離れによる米余りで、減反政策まで余儀なくされておりますが、事故米まで買い入れていたことには非常に大きな疑問を持ったところであります。さらに、のり等の原料として工業用に安価で取得したものを、利ざやを稼ぐために加工し、食品の原料としてまで売り、多くの国民を欺いた行為というのは本当に許せない、こういうふうに思えます。

そのほかの一連の食品偽装というのが大変な社会問題となっておりますけれども、日本の商社のモラルがここまで低劣化しているというのであれば、国民は大いに認識を改めなくてはならない、こういうふうに思えます。一体何を信用すればいいのか、命にかかわる食の安全の問題でございます。徹底した事件の全容解明と徹底した罰則強化など、再発防止策の確立を求めたいと思えます。

また、今回の問題は、チェック機能が全く働かなかったということも明白でございます。今回の問題について、本県への影響が大変心配をされるわけでございますけれども、ともかく、本県へのかかわりをすべて調査をしていただきたい。その上で被害対策を行っていただきたいと思えます。また、焼酎等への風評被害、イメージダウンというのは、本県には大変な打撃になるわけであります。安全性をアピールす

る、そのような早急な対策も必要ではなかろうかと思えます。国に対しては、徹底した原因究明、再発防止、そして被害対策を求めていただきたい。

また、今後のこととして、本県の食料の安全・安心というものについては、絶対信頼を失うようなことがあってはならない。安心・安全な食料の生産・流通・販売は、本県の売りであり、本県の付加価値だと思えます。農薬や肥料の適切な使用、すぐれた品質の管理、そして徹底した衛生管理等、最善を尽くしていくべきであります。それゆえに、農水産物へのトレーサビリティの一層の導入、それから幅広い品目の早急なブランド化というのが望まれます。これらの問題、課題について、県産品のトップセールスに全力で取り組んでおられる知事の対応について、お尋ねをいたします。

○知事（東国原英夫君） 今回の事故米問題は、消費者の安全・安心に対する信頼を大きく損なうものでありまして、県といたしましては、九州農政局宮崎農政事務所と連携をとりながら、食品衛生法に基づき迅速に調査を行ってきたところであります。現在、最終販売先までのすべての調査を終了し、残っていた事故米が混入した製粉については、すべて回収されております。また、製造された菓子等についても、すべて自主廃棄されておりまして、現在、県内では全く流通・販売がされておられません。

なお、焼酎につきましては、本県では今回の事故米は使用されておらず、宮崎県酒造組合によりますと、今のところ風評被害等の影響もないとのことでありました。

県といたしましては、今回の事故米関連事業者が一時的な売り上げ減少への対策をとれるよう、金融支援措置として経済変動・災害対策貸

付の融資対象としたところでありまして、国に対しても、このようなことが二度と発生しないよう、再発防止等を強く要望してまいりたいと考えております。

一連の食料の安全保障については、国の根幹にかかわることですので、国には、御指摘のトレーサビリティの一層の導入強化等も含めまして強く要望していきながら、県としてもどういう対策ができるか、十分に検討してまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 次に、食料の自給率の向上並びに需要拡大に関して、知事にお尋ねしたいと思います。

今、世界的に穀物の需給が急激に逼迫をしていると言われております。経済成長の著しい発展途上国における需要や、バイオ燃料の原材料としての需要がふえております。一方、気候の変動、特に干ばつによる穀物生産の減少等で需要と供給のバランスが大きく崩れ、穀物価格は高騰し、また、餓死状態にさらされる人口がふえております。今や食料の安全保障問題は極めて重要な課題となっており、自給率40%の我が国としては、早急に食料の自給率アップに取り組まねばなりません。当然、輸入の安定的な確保というものは必要でありますけれども、50%以上の食料の自給率確保に全力で取り組む必要があるかと思っております。

その上で、さまざまな農業生産技術を持つ我が国としては、世界の食料需給の安定にも貢献をしていかななくてはならないだろうというふうな感じがいたします。食料の自給率の向上及び需要拡大について、国には、さまざまな施策を早急に講じてもらわねばなりません。同時に県においても、この問題に関してできることはやっておかねばならないと思っております。そこで、

食料の自給率の向上並びに需要拡大に関しお伺いいたしますが、食料の安全保障の確立についての知事の見解と、その確立のために、地方として国に何を望むかお尋ねしたいと思っております。

○知事(東国原英夫君) 発展途上国等の人口増加とか、経済発展や穀物のバイオ燃料への需要増大、さらに地球温暖化等による自然災害の増大などを背景といたしまして、世界的に食料需給が逼迫する可能性を指摘されております。我が国は世界最大の農産物純輸入国で、かつ先進諸国の中で最低水準の食料自給率となっており、将来にわたり安定した食料が確保できるかどうか、大変心配しているところであります。私は、国内農業生産の拡大による食料自給率の向上を基本とした食料安全保障の確保が、我が国の極めて重大な課題であると認識しております。このため県といたしましては、国内食料供給力の向上に向けた各種施策の充実強化、安全な食料の安定的な輸入と不測の事態に備えた適正な食料の備蓄はもとより、国民にわかりやすい食料自給率の目標設定や、国内農業の重要性の一層の理解促進、そして食生活や食品ロスの改善などの取り組みについて、あらゆる機会を通じ、国に対して要望してまいりたいと考えております。

さらには、農業産出額で全国第5位を誇る本県農業が果たすべき役割や、新たな時代の要請等を十分認識しながら、本県の特性を生かした安全・安心な農産物を全国に供給し、食料自給率の向上に貢献してまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 農政水産部長にお伺いをしたいと思います。米の消費が、輸入に大きく依存している穀物によって伸びておりませんが、自給率をアップさせるためには、輸入穀物の米へ

の代替化を大きく促進する必要があると思います。一例としては、米粉を用いたパンの製造とか、あるいは自給飼料の利用拡大など一層推進すべきだということでありますけれども、本県の現状並びに今後の取り組みについてお尋ねします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 米を米粉や畜産の飼料等へ利用することは、食料自給率向上の観点からも大変重要であると認識いたしております。このため県といたしましては、関係機関・団体等と連携を図りながら、米粉パンの普及、飼料用米の作付を推進しております。本年度は約25トンの米粉が県内の学校給食用パンの原料として、また約400トンの飼料用米が配合飼料の原料として生産・利用される見込みとなっております。県としましては、今後とも、収量の多い品種の導入の検討、低コスト栽培技術等の確立等によりまして、原料米の低価格化に取り組むとともに、国の関連制度等も活用しながら、需要に応じた安定的な供給体制を整備していくことが重要だと考えております。こういったことによりまして、さらなる米粉の利用拡大を図ってまいりたいと存じます。

○長友安弘議員 次に、地産地消の推進について、農政水産部長にお尋ねをいたします。つい先日の新聞だったでしょうか、ファーマーズマーケットというのが載っておりました。地産地消の拠点となるファーマーズマーケットや直売所の整備の推進、また食育・地産地消の連携事業の強化、あるいは公共施設における地産地消の推進等を一層進めるべきであります。県の取り組みについてお尋ねをいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 本県では、県、市町村、経済団体、学校給食会等で構成いたしております「みやぎきの食と農を考える県

民会議」が中心となりまして、食育・地産地消の普及啓発に向けた推進大会の開催、さらには学校給食等への県産食材の利用促進、そして地域活動の核となる食育推進リーダーの育成など、食育・地産地消の取り組みを県民運動として展開いたしております。直売所につきましては、平成19年8月末現在で144店舗と、5カ年前と比較しまして1.7倍になるなど、地産地消の拠点も着実に増加しているところであります。今後とも、地域や県民が主体的に取り組んでいこう、「食の宝庫みやぎ」にふさわしい食育・地産地消を推進してまいりたいというふうを考えております。

○長友安弘議員 もう一点、農政水産部長にお伺いします。麦や大豆、あるいは加工野菜等の生産振興にも一層力を入れていかななくてはならないわけでありますけれども、この点につきましては、生産性の向上あるいは安定化が求められております。また、その生産量・品質に基づく支払いの見直し、加工・業務用野菜の周年供給が行えるような産地連携等が大事になるかと思っております。これらについての取り組みについてお尋ねいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） まず、麦、大豆についてでございます。現在、県内におきましては、麦が78ヘクタール、大豆が389ヘクタール作付されております。ただ、梅雨どきの長雨等の影響によりまして、収量・品質が安定しないことや収益性が低いことなどから、栽培面積は伸び悩んでいる状況でございます。しかしながら、最近では、焼酎や豆腐などの原料として一定の需要もありますことから、契約栽培に取り組み、安定した経営を展開しておられる事例も見受けられます。県といたしましては、需要に応じた契約栽培を基本に、まずは排水対策や

適期防除などの基本技術の励行、それから生産コストの低減や機械等の効率的利用を図るための集団化の推進、さらには米の生産調整制度や水田経営所得安定対策等を活用した収入の確保、こういったことに取り組みまして、麦、大豆の生産性の向上・安定化を支援してまいりたいと考えております。

次に、加工・業務用野菜等についてですが、我が国の野菜生産の55%は加工・業務用の野菜が占めておりまして、家庭内での消費を上回る状況になっております。この傾向は、食生活の変化によりまして今後とも強まるものと考えられますことから、その生産供給体制の強化が重要であると考えております。県内におきましては、近年、安全・安心な国産野菜志向の高まりを受けまして、農業生産法人等によるハウレンソウやバレイショなどの加工業者との契約取引が拡大いたしております。このため、集落営農組織や農業生産法人等による加工・業務用野菜生産を前提とした生産基盤、あるいは生産組織の整備を進めますとともに、加工業者との取引推進等の供給体制の整備を図りまして、安定した供給と価格が確保された産地づくりを推進してまいりたいと考えております。以上です。

○長友安弘議員 自給率アップについて伺っているわけでありまして、我々環境農林水産常任委員会は、同じ8月に大田市場を見てまいりました。関係者が強く訴えていたのは、東京という、また関東という大市場を控えて、本当に周年供給体制が整った、品質の安定したものが宮崎から出されれば、幾らでもまだ売れるんだというお話がございました。農業の流通は大変問題がありますけれども、これは一つの大事なお話ではなかったかなというふうに思いま

す。

それからまた、京都で、産油国の億万長者が宮崎県のマンゴーを食べたということでございます。そうしたら、そのうまさにびっくりしまして、「マンゴーのなる木が欲しい」と言ったそうでもありますけれども、「それはだめだ」「それでは」ということで、1個3万円で買い占めまして、飛行機で持って帰ったというお話がございました。これぐらいすごい話が広がっているわけでありまして、県産の水産物あるいは畜産物の支援、それから攻めの農業、輸出農業の促進は非常に大事になろうかと思っております。この点につきましての課題、あるいはまた県の取り組みにつきまして、知事にお伺いをしたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 急速な経済発展に伴いまして富裕層が増加している東アジアなど海外の大消費地というのは、日本産の高品質で安全・安心な食料品に対するニーズが高まっております。本県農産物輸出の有望なターゲット、市場になるものと考えております。このため県におきましては、香港や台湾などの百貨店で宮崎フェアを開催するとともに、シンガポール等において商談会を実施するなど、関係団体と連携しながら、宮崎牛やミニカンショ、完熟キンカン等の輸出促進の取り組みを進めているところでございます。また現在、県や関係団体、民間企業が一体となって、農産物から加工品まで県産品の総合的な輸出促進に取り組むための指針となる「東アジア販路拡大戦略」の策定に取り組んでおります。今後、本戦略に基づき、関係機関・団体等との連携を充実強化しながら、官民一体となって農産物の一層の販路拡大や定着・定番化へ向けて活動していきたいと考えております。

○長友安弘議員 それでは、次に移りたいと思います。学校給食における食育あるいは地産地消への取り組みにつきまして、教育長並びに農政水産部長にお尋ねをいたします。

食料自給率向上へ向けた自治体の取り組みの一つとして、大いに期待される施策でございます。我が党のマニフェストの中に「食育の推進」というのを掲げ、大いに推進をしているところでありますが、2005年の6月、食育の理念と方向性を示した食育基本法が成立をいたしました。そしてまた、国は5年間の食育推進基本計画を策定し、現在実行いたしております。その中で、朝食をとらない小学生をゼロにすることや、学校給食での地場産物の使用を現在の21%から30%にする目標というものを掲げて取り組んでおります。本県における現状というのはどのようになっているのだろうか。また、今後の取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） まず、朝食の摂取状況でございますけれども、平成20年度の「全国学力・学習状況調査」結果で申し上げますと、毎日朝食をとっている子供の割合は、本県では小学校6年生で88.7%、中学校3年生では86.3%となっております。全国平均と比べますと、小学校では1.6ポイント、中学校では5.2ポイント上回っている状況にあります。学校におきましては、「朝食をとることは一日の活動の源であり、生活リズムをつくる上で大変大切であること」などを、給食の時間や授業時間におきまして具体的に指導を行いますとともに、参観日におきましても保護者の方々に同様のことを啓発しているところであります。

次に、地場産物の活用でありますけれども、文部科学省が実施いたしました平成19年度の

「学校給食栄養報告」によりますと、本県の地場産物の使用の割合は、食材数ベースで32.3%になっておりまして、先ほど御紹介のありました国の食育推進基本計画目標の30%を上回っている状況でございます。地場産物の活用は、生産者等への感謝の心を育て、地元の食材を知るなど、教育的にも大変意義深いものでありますので、今後とも市町村や地元関係団体と連携を図りながら、学校教育における食育、地場産物の活用等をより求めていきたいと考えております。以上であります。

○長友安弘議員 全国平均より少し良好な状況であるというお話がありましたけれども、朝食をとらない子供というのはさまざまな問題があるかと思っておりますので、今後さらに取り組みを進めていただきたいと思います。

さきの通常国会で学校給食法が改正をされまして、その目的が栄養改善から食育に大きく変わりました。改正法では、栄養教諭の役割を明確にし、栄養教諭は食育の指導に当たることとなっております。それに加え、給食への地場産物の活用、地域の食文化などの教育も進めることとし、学校給食を教材として位置づけられたところであります。食育が進むためには、栄養教諭の配置とか力量アップが求められます。取り組みは始まったばかりでありますけれども、教員数の問題、あるいはまた取り組んでいるところ取り組んでいないところ、そういう有無の問題等、さまざま指摘をされております。地域の食育向上のかぎを握る栄養教諭の配置については、さらなる取り組みが求められるところであります。そこで、本県の現状はどうなっているのか、また今後どう取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 県の教育委員会にお

きましては、平成18年度から現在までに県内各地の学校に15名の栄養教諭を配置しまして、食の重要性を理解し、望ましい食習慣を身につけることなどを内容とする食育推進モデル事業に取り組んでいるところであります。栄養教諭は、今御意見にありましたように、学校における食に関する指導の中核的な役割を担っておりますけれども、授業への参加、給食の時間における指導等により、朝食をとる子供の増加や、食に対する感謝の気持ちの芽生え、さらには保護者の食に関する講座等への参加がふえるなど、児童生徒はもとより、教職員や保護者の食に対する意識の向上が見られるところであります。このモデル事業の成果を踏まえまして、今後、栄養教諭の適正配置について検討してまいりたいと考えております。以上であります。

○長友安弘議員 まだまだ始まったばかりだと思いますので、栄養教諭の配置につきましては、特段の配慮をお願いしておきたいと思っております。

次に、学校における食育の推進のためには、栄養教諭の配置とともに、学校の教職員の連携・協力、あるいは父母も含めた地域を挙げての取り組みが重要となりますけれども、本県ではこの点についてどのように推進をされておられるのか、お尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 先ほど申し上げました食育推進モデル校におきましては、栄養教諭が中心となって、学級担任や教科担任との協力によりまして、学校を挙げて子供たちに対する食に関する指導に取り組んでいるところであります。また、保護者、地域の企業や生産者団体との連携によりまして、交流会や試食会などの開催、さらには農林漁業体験や親子調理教室の開催といったさまざまな体験活動等が行われて

いるところであります。その結果でありますけれども、地域の産物や食文化等への理解が深まるとともに、みずからも調理に挑戦するなどの実践的な態度が育成され、食の大切さの理解や食に対する興味・関心が深まってきております。県教育委員会といたしましては、今後、このモデル校の成果を全県的に普及させていきたいというふうに考えているところであります。以上です。

○長友安弘議員 もう一点伺いますが、農林中金総合研究所が行った「学校給食への地場産野菜供給に関する調査」というのがございますけれども、ここでは、学校給食で地場産農産物を推進するには、自治体による方針の明確化が必要であるということが上がっております。学校給食で地場産農産物使用をだれが発案したかというのを見ると、自治体の首長が発案したものが多く、生産者や農協に提案をしている形でございます。既存の納入業者との共存関係の維持というのが欠かせないわけでありましてけれども、学校給食における地場産物使用については、自治体がリーダーシップをとっていくということが必要ではないかと思っておりますけれども、この点に対するお考えを伺いたいと思っております。

○教育長（渡辺義人君） 学校給食において地場産物を活用しますことは、地域の食文化の理解を深めたり、給食を通して地域社会との結びつきを深めることができるなど、教育的効果も大きく、さらには、地場産業の振興という観点からも非常に大事であるというふうに考えております。このようなことを踏まえまして、学校給食の実施主体である市町村におきましては、学校と生産者との契約により、安全な地元食材を安価で安定的に購入する際の支援や、地元企業との連携による交流給食会や食育に関する

る講習会の開催などにより、地場産物の活用の推進が図られているところであります。これらの取り組み事例のように、学校給食において地場産物の活用を図っていくには、市町村が中心になって、生産者、関係団体、企業などが連携して地域一丸となって取り組んでいくことが肝要であるというふうに考えております。

○長友安弘議員 食育について最後に1点、農政水産部長にお伺いをいたします。JAでは、第24回のJA全国大会で、食育基本法を踏まえ、食農教育に取り組むことを決定したようであります。「JA食農プラン」というものを策定し、食と農の体験・教育・交流に取り組む、また、地場産農産物の学校への供給・利用を促進することが柱とされております。一層の取り組み、成果が期待されるわけでありますけれども、この点について県はどうかかわっておられるのか、またどう評価されておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 健全な食生活の実現や、地場産を中心とする国産農産物の消費拡大などを目標としまして、地域に根差した食農教育の展開を図るJA食農プランは、極めて重要な取り組みであると評価いたしております。かわりでございますけれども、県といたしましては、JA女性部が行います、みやざきブランド認証品目等を活用した郷土料理の紹介や新メニューの提案など、食文化を承継する取り組みの支援や、JA青年部が地域の学校に出向きまして、稲作体験などの農業への理解促進を図る取り組みに対しまして支援をしているところであります。今後とも、JAや市町村等と十分に連携しまして、食育や地産地消のさらなる推進を図ってまいりたいと考えております。以上であります。

○長友安弘議員 たくさん通告しておりましたけれども、時間が参りましたので、最後に、日本総合研究所の会長の寺島実郎氏が談話を寄せておられましたけれども、そこから引用させていただきますと思います。

「今、我が国は、米国に対する過剰期待、あるいは過剰依存の構図から脱却し、ポスト冷戦の資本主義を構想する必要が出てきた」、こういことを話されております。そしてまた、「戦略的でしたたかな国づくりが求められる」とも述べておられます。日本の輸出入総額の50%が対アジアとなってきたようです。そして対米が16%、こういうことになってきた事実。この事実は、アジアに大きく依存する国になったということを取り上げられております。しかしながら、米国との関係を基盤条件としながらも、今後、アジアとかユーラシアとも重層的な関係を構築していくべきだと指摘をされております。それからまた、資源高、食料高の時代が到来し、続いていこう、こういうことから食料の自給率、あるいはエネルギーの自給率の向上が大事となってくると。したがって、太陽光発電、あるいはバイオなどの産業技術力というのを投入することによって、大いに国づくりを推進していくべきだということがありました。まさに本県の目指す、地域づくり、地域再生の方向そのものだと私は感じております。

知事も今回の代表質問を通しまして、自給率のアップの問題、あるいは新エネルギーの導入問題等を語っておられました。どうか本県浮上のために、今後とも健康に留意し全力を投入していただきますようお願い申し上げまして、代表質問とさせていただきます。（拍手）

○坂口博美議長 質問は終わりました。以上で代表質問のすべては終わりました。

平成20年 9 月 22 日 (月)

次の本会議は、24日午前10時開会、この日から一般質問に入ります。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時 25 分散会

9月24日（水）

平成 20 年 9 月 24 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 凶師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 31 番 井本英雄 (同)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 浜砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 46 番 水間篤典 (同)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)

- 49 番 米良政美 (自由民主党)
- 50 番 坂元裕一 (同)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|---|--|
| 知事
副知事
県民政策部長
総務部長
福祉保健部長
環境森林部長
商工観光労働部長
農政水産部長
県土整備部長
会計管理者
企業局長
病院局長
財政課長
教育委員長職務代理者
教育長
警察本部長
代表監査委員
人事委員会事務局長 | 東国原英夫
河野俊嗣
丸山文民
山下健次
宮本尊一
高柳憲一
高山幹男
後藤仁俊
山田康夫
長友秀隆
日高幸平
甲斐景早
西野博之
大重都志春
渡辺義人
相浦勇二
城倉恒雄
大野俊郎 |
|---|--|

事務局職員出席者

- | | |
|--|---|
| 事務局局長
事務局次長
総務課長
議事課長
政策調査課長
議事課長補佐
議事担当主幹
議事課主査
議事課主査 | 石野田幸蔵
弓削孝幸
田原新一
富永博章
桑山秀彦
孫田英美
日高賢治
山中康二
隈元淳二 |
|--|---|

◎ 一般質問

○星原 透副議長 ただいまの出席議員44名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 一般質問のトップを務めさせていただきます。愛みやぎきの西村賢です。代表質問でも多くの質疑がなされましたので、重複する部分は割愛させていただきます、通告に従いまして質問させていただきます。

さて、私ごとですが、先月、やっと結婚式を挙げることができました。心機一転頑張っています。また、人生の先輩方々には、今後とも夫婦円満の秘訣等を御指導いただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まずは、本県の少子化対策の取り組みについて伺います。

私も結婚した以上は少子化対策に、これまで以上に頑張りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。少子化によって国民人口が減っていき、2050年には人口の3分の1が65歳以上の高齢者になることは御承知のとおりです。少子化問題というと、すぐに価値観やライフスタイルの変化を唱える方もいらっしゃいますが、それだけではなく、社会全体のひずみが顕著にあらわれており、労働環境の悪化による若年層への経済的なしわ寄せ、仕事と

育児の両立の困難さ、男性の長時間労働、母親の孤立感などが組み合わされ、産みたくても産めない状況もあります。国も新しい少子化対策では、ワーク・ライフ・バランス、仕事と生活の調和を掲げ、働き方改革など総合的な対策をとる必要があるとして、国の最重要課題としております。今、日本の経済構造も、より都市部へと集中しておりますが、それと同じように、人口が減っていくときに、宮崎県のような地方に最もしわ寄せが来ると考えられ、地方ほど過疎や高齢化が進行し、集落の消滅や自治体の破綻なども考えられております。当然、国全体で考えなければならない問題ではありますが、都市部への人口流出の多い地域ほど深く考えなければなりません。この少子化の流れを変えるためには、現実には、第2次ベビーブームの出産適齢期である女性に出産していただく環境をつくるのが非常に重要なことであります。実際、その第2次ベビーブーマーも33歳から37歳ぐらいになり、出産のリスクを考えると、少し遅いぐらいでもあります。しかし、今、先送りすれば、産むことのできる女性の総数自体が少なくなります。出産のリスクは年齢によって急激に高くなるために、早急な対策が求められております。

以上のことを念頭に置きまして質問を行いますが、まず、少子化対策以前の男女の出会いについてから始めたいと思います。御承知のとおり、近年は初婚年齢が高齢化し、いわゆる晩婚化が進んでおります。私も35歳で入籍しましたので、この数値を非常に引き上げてしまい、反省しておりますが……。ちなみに、平成19年、宮崎県の初婚平均年齢は、男性29.0歳、女性27.6歳と、全国平均よりも若干下回っている傾向にあります。結婚できない方々の理由の一

つに、出会いの機会がないということもあります。出会いの場を設け、県内の婚姻率向上に向けた一つのイベントに、ことし6月の宮崎—台湾直行便就航時に行われた「台北出会いの旅」があったかと思います。県内在住の男性18名と県外からの参加女性18名が、台湾でのツアー中に出会い、カップル成立を目指すというような企画であったかと思います。まあ、似たようなテレビ番組があったような、なかったかのような気がします……。台湾便の就航イベントと重なりまして、また東国原知事の知名度の後押しもあって、全国的なニュースとなり、テレビ等でも大きな話題となりました。その出会いの旅では、たしか6組のカップルが成立というような成果だったと記憶しておりますが、その後の経過はどうなのか、気になるところでもあります。あれほどの話題性があったのですから、第2弾、第3弾は計画しないのか、東国原知事にお尋ねいたします。

以後の質問は、自席より一問一答式にて行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

台北線開設記念事業として実施いたしました「台北出会いの旅」につきましても、多くのメディアに取り上げていただき、台北線のPRにつながるとともに、参加者の中で6組のカップルが誕生するなど、成功裏に終えることができたものと考えております。参加者からは、引き続き同窓会を開催していると聞いておりますので、今後、婚約や結婚につながるようなことになれば、大変喜ばしいことだと考えております。今回のようなツアーは、独身男女の出会いの場づくりとして、一つの有効な方法ではありますが、その企画、実施に当たっては、民間の

自由な発想によったほうが、より成果を上げるものと考えております。そのため今後は、県民総力戦という観点からも、現在、県で募集しております「縁結び応援団」等の、民間の方々による積極的な取り組みを期待していきたいと考えております。〔降壇〕

○西村 賢議員 非常に知名度の高い知事のいるうちに、第2弾、第3弾としていただきたいとは思っているのですが、ちょっと消極的な返答だったかなと思っております。

続きまして、さらに行政が出会いの場を応援しようということで、ことしから取り組んでおります「みやぎき新たな出会い応援事業」という施策がありますが、これは県職員みずからがつくり出した企画ということで、非常に内容を期待しているところではあります。しかし、先ほどの出会いの旅、そしてこの出会い応援事業にも、少なからず県民の税金が投入されているわけでありますから、検証は必要ではないかと考えます。行政がやるべきことなのか、やらないといけないのか、たとえやるのであれば、行政しかできない、民間がしてくれないような地域や人をターゲットにしてはどうかと考えますが、この新たな出会い応援事業のねらいはどうなっておりますか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 未婚化、晩婚化の要因の一つとして、議員のお話にもありましたが、出会いの機会の減少とか、適当な相手にめぐり合わないというものが挙げられております。このため県では、結婚のきっかけづくりの支援とか、社会全体で結婚を応援する機運づくりを目的としまして、今年度から、「みやぎき新たな出会い応援事業」に取り組んでいるところであります。この事業は、県内の企業や団

体等を縁結び応援団として募集を行い、この応援団が企画する出会いの機会の情報を独身男女にメールマガジンで提供するものであります。現在、縁結び応援団が55団体、独身男女が約300名、御登録をいただいております。出会いの機会の創出につきましては、民間における取り組みを促進することが重要でありますので、この事業の円滑な実施に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○西村 賢議員 先ほどから、都合によっては、結果や成果は民間に任せるような言い回しにも聞こえますので、存分なバックアップをよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて次に、男女の出会いがうまくいったとして、その後の子づくり支援に移りたいと思ひます。現在、国も積極的に子育て支援を地方自治体にも働きかけており、また、現在の少子化担当大臣は、本県にもつながりの深い中山恭子参議院議員であります。本日の組閣でかわるかもしれませんが、残っていただきたいとは、個人的には思っております。

飛び込みお産等の事故から、妊婦健診の重要性を掲げ、また少しでも妊婦の負担を軽くするために、妊婦健診の一部公費負担を行っております。国も、14回以上の妊婦健診と、そのうち5回以上の公費負担が望ましいとして地方自治体に指導したこともあり、全国平均が昨年の2.8回から、ことし4月は5.5回へと非常にふえました。しかし、残念ながら、本県は目標に達していない4.7回という現状であります。子育てに積極的な自治体は14回のすべてを公費負担実施しておりますが、都道府県別では福島県が平均10.8回と、地方自治体でも頑張っているところはあります。最近では、舛添厚生労働大臣も、すべての妊婦健診の無料化を来年度予算で

手当てするとの報道もありました。しかし、一般財源であれば、自治体によっては少子化対策に回さないところも現にあるわけで、本当に子育て支援に使われるか、懸念されます。本県でも西米良村や椎葉村は頑張っているほうだと思いますが、例えば市町村の財政指数や高齢化率を考えて、地域を限定してでも直接県がサポートすることはできないのか、福祉保健部長にお伺ひいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 妊婦健診の公費負担であります。この財源につきましては、市町村に交付税措置され、回数や内容等については、市町村の責任で実情に応じて実施されておりました。地域を限定した県の助成は困難であると考えております。今後とも、さらなる妊婦の経済的負担の軽減を図るため、市町村に対しまして、公費負担の充実を要請してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 非常にがっかりする答えなんです。一般財源として行った以上、後は市町村に任せるということであれば、県としての指導というものは必要ないような状況になりますので、ぜひここは、せめて今の最低5回というのは、県内すべての自治体でクリアしていただきたいと思っております。

この件について再質問したいと思ひますが、周辺に健診ができる産科医などがない場合、非常に遠いところまで行かなければならない地域というものが、宮崎県内にも多数あります。特に、中山間部の車で片道2時間以上かかるような地域もありますが、そこから妊婦健診に通うだけでも、この御時世、ガソリン代もばかになりません。そのような、例えば交通費の側面的な支援も必要ではないかと思ひますが、極端な話、これは、限界集落であるとか、過疎であ

るとか、そういうところを残すために、若い世代に住んでもらうために必要な施策だと思いますが、これは子育て応援本部長でもあります知事にお答えをお願いします。

○知事(東国原英夫君) 妊婦健診につきましては、市町村の責任において実施されておりましたが、交通費に関しても、市町村の判断で助成されるべきだと考えております。

○西村 賢議員 国も今、省庁を横断して少子化対策に取り組んでおりますし、限界集落の対策でありますとか、そういうものと一緒にマッチングして、やはり県も部局横断的にやるべきだとは私も思うんです。これを市町村に市町村にと言えば、県も周産期医療体制を集約するようにやっていますから、産婦人科医がより遠くに遠くになっているケースも、現実にあります。西米良でも椎葉でも、場合によっては熊本まで行くケースがありますから、その部分も念頭に置いて、今後のサポートを検討していただきたいと思います。

また、子供を産みたい夫婦でも、妊娠ができないということも現実にあります。そのような夫婦に対しては、不妊治療というものがありますが、この医療の進化も非常に目まぐるしいものだと聞いております。不妊治療助成制度があると思いますが、この助成制度の県内の実績と効果につきまして、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 我が国においては、4組に1組の夫婦が不妊を心配したことがあり、13%の夫婦が不妊治療・検査を受けたことがあると言われております。そのような中で、本県では平成16年度から、医療保険の適用されない体外受精及び顕微授精による不妊治療の費用の一部を助成しており、19年度までの給付件数は665件となっております。また、不妊治

療の結果、約20%が出生に至ると言われておりますが、本県における不妊治療による出生数については、現在のところ把握しておりません。しかしながら、平成20年度からは、不妊治療の指定医療機関に治療成績の報告が義務づけられたために、今後は助成制度の効果を把握できるものと考えております。

○西村 賢議員 県内の効果の検証はまだこれからとのことですが、実際に非常に多額の予算も計上しております。助成の申込件数も年々ふえており、ニーズが高まっていることは明らかだと思いますが、例えば、身近なところに指定病院がない地域の方々の対策、またプライバシー保護などの対策も、より効果的な利用促進につながると思いますので、このこともあわせて検証していただきたいと思っております。

それでは、産婦人科医に対する県の状況についてお伺いいたします。全国的には、去年の不妊治療の回数事故などの記憶も新しいところですが、産婦人科医の不足の報道もあります。確かに、地域によっては減ってきているようにも感じますが、本県の状況はいかがでしょうか。これも福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 本県の産科医師数は、平成18年12月末現在で108人です。これを人口10万人当たりで比較しますと、全国平均が7.9人に対し本県は9.4人と、平均を上回る状況であり、順位としては全国7位となっております。しかしながら、県内の産科医師は約半数が県央部に集中し、地域的に偏在するなどの問題を抱えております。そのため県といたしましては、限られた医療資源を効果的に活用するため、地域分散型の周産期医療体制の構築により対応しているところではありますが、今後とも、県民が安心して子供を生み、育てる

環境が確保できるよう、宮崎大学等関係機関と連携して、産科医の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 医師の偏在があるとのことですが、これも利用者の不便を解消できるようにお願いしたいと思ひますし、一部では、県内産科医の高齢化のことを指摘する方もいらっしゃいます。その部分もあわせまして、努力されるようにお願いしたいと思ひます。

出産ができる施設には、産婦人科医のほかに助産所というものがあります。地域によっては助産院という通称もありますが、助産師からの直接の保健指導、そして育児指導などが受けられ、助産所によっては分娩も可能なところがあります。担当課に伺ったところ、県内でも昨年150人以上もの新生児が誕生しているとのことでした。都会では、ライフスタイルの変化などから、女性によっては助産所のほうを選び、見直されているということも、テレビで見聞きました。実際、助産所での分娩には嘱託産科医の協力も必要のために、地域での産婦人科医との協力は必要不可欠となっております。近くに産婦人科がないような地域にあつては、助産所で保健指導等を行つてもらえば助かる地域もあると思ひますし、全体的には助産所の数が減つてきているということも聞いております。これから助産所の育成を図るべきではないかと思ひますが、県はどのようにお考えですか、福祉保健部長にお伺ひいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 助産所につきましては、平成19年現在で、分娩を取り扱う助産所が5カ所、分娩を取り扱わず保健指導を行う助産所が29カ所、県内に合計で34カ所あります。また、助産所での出生数を見ますと、平成19年で153人となつており、助産所でのお産は

減少する傾向にあります。このような中、助産所の助産師は、お産の介助のほか、妊婦や産後の母親に対する保健指導など、核家族化が進む中で、身近な相談者としての役割も担つております。このため県といたしましては、未就業の助産師の就業促進や、来年開設が計画されている助産師養成施設への助成など、人材の確保育成面での支援を行っているところであります。

○西村 賢議員 今の話も、助産師の確保の問題も、一つのまた別の問題となっております。助産師さんの活躍する環境の場も含めまして、育成のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、先日の代表質問でも医師不足に対する質問がありましたが、その中でも県は、小児科専門医育成確保事業を行い、専門研修医に3年間、月15万円の研修資金を出して、1年間県内勤務すれば償還しなくていいという制度の募集を行いました。これは他県でも実施されている制度ではありますが、普通に考えると、かなり厚遇な制度のようにも見えます。しかし、それだけに医師の不足の問題は深刻さもうかがえますが、その募集に対して、締め切り段階では半数の申し込みしかなく、改めて医師確保の難しさを感じさせられました。愛みやざきとしても、勉強会に現職の医師を招いて、その中で意見交換を行いました。医師からは、研修資金があるからといって、どこへでも行きたいと思ふものではないという手厳しい意見もありました。御承知のとおり、小児科医は全国的になり手がいない状況でもあります。本県の小児科医の確保策について、福祉保健部長にお伺ひいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) お話のように、本県の小児医療は、小児科医の不足により

大変厳しい状況となっております。このため、将来、小児科等の特定診療科で勤務することが期待される医学生に対し、修学資金の貸与事業を実施してまいりまして、現在、小児科を志望している11名に貸与を行っております。また、本年度新たに、即戦力となる小児科医の確保を図るため、小児科の専門研修医に対して研修資金を貸与する小児科専門医師研修資金貸与制度を創設したところでありまして、現在、6名の方から応募をいただいております。さらに、小児科医の研修環境の充実を図る観点から、小児科の症例研究会に対し支援を行うこととしております。今後とも、これらの事業を積極的に推進しながら、小児科医の育成確保を図ってまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 続きまして、子育て乳幼児医療費助成事業について伺います。本県もことから、所得制限はあるものの、入院外医療費の助成事業を小学校入学前まで拡大いたしました。もちろん、これによって助かった世帯もふえたかと思いますが、しかし、全国的に見ると、自治体によっては非常に手厚い助成を行っているところも少なくありませんでした。特に東京23区においては、すべての乳幼児から小中学生まで、通院・入院にかかるすべての医療費は無料となり、また所得制限もないという状況になっております。財源等の問題は当然ありますが、さらなる県内の対象者の拡大はできないのか、福祉保健部長に見解を伺います。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 乳幼児医療費助成事業につきましては、今年度から——来月からですが——入院外の助成対象を3歳未満から、入院の場合と同様に小学校入学前までに拡充し、実施することとしたところであります。対象者のさらなる拡大につきましては、財政状

況が厳しい中、県や市町村の新たな負担増を生じるものでありますので、当面は、拡充した事業の安定的な運営に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 財源の問題ばかりを持ち出されると非常に困るといいますか、決まった財源の中の枠組みをどういうふうにシフトしていくかというのが、少子化対策の重要なことだと思います。そのことも含めまして、今のように、医療費の助成や子づくり・子育て全般にわたって、東京などの大都市との大きな格差が見られます。本来、この国のどこで産んでもひとしく育てていける環境づくりが必要だと思います。しかし、現実には、高齢者が多い地域ほど子育てが困難となり、人口があふれている都市部ほど子育て施策が充実しているということもあります。これはぜひ知事に伺いたいと思いますが、このような地域格差の是正を図るために、国に対してどう要望を行っておりますか、また知事はこのような地域差をどう考えますか、お願いいたします。

○知事(東国原英夫君) 議員から、「財政問題もあると思いますが……」というような御指摘がございましたけれども、財政問題もじゃなくて、財政問題が一番のネックになっておるわけでございまして、非常に厳しい状況であるわけでございます。御指摘のように、都道府県によって、乳幼児医療費助成制度というのは、条件あるいは格差等があることは認識しております。安心して子供を生み、育てていくというのは、国において、国家的な戦略で取り上げていただくべき政策だと思っております。ですから、今後、全国知事会等々の機会を見て、それらを通じて国へは要望してまいりましたし、これからも強く要望してまいりたいと思っております。

ます。

○西村 賢議員 行政の陳情の内容も、どうしても、道路をつくってほしいとか、橋をかけてほしいというようなことがクローズアップはされますが、やはりこれは地方の声として、子づくり、子育てを全国均一にできるようにお願いしたいと思います。

続きまして、母子家庭の子育て支援について伺います。本県の合計特殊出生率は1.59と、全国平均をはるかに上回り、全国2位ということですが、実は本県は離婚率も高く、あるデータによりますと、全国4位、1,000人当たり2.34人ということも聞いております。不幸にも死別して母子家庭や父子家庭になったケースもあるとは思いますが、本県が調査した19年度のひとり親世帯生活実態調査では、母子家庭世帯は1万5,000世帯を超えており、父子家庭と合わせれば、ひとり親世帯は約1万8,000世帯にも上ります。アンケート調査によれば、子育てにおいて経済的に苦勞しているというケースが多いようですが、その中でも母子家庭の自立支援のためにどのような取り組みを県が行っているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 母子家庭におきましては、お話のように、子供の養育とか生計維持等、多岐にわたる悩みを抱えるなど、さまざまな困難があるものと認識しております。このため県では、福祉子どもセンターなどに配置しています母子自立支援員による相談事業、それから、職業訓練に取り組む場合の給付金事業などによる就業支援、また医療費助成や児童扶養手当、貸付金制度による経済的支援等により、母子家庭の自立を促進しているところであります。今後とも、母子家庭の実情に応じて、きめ細かな支援を行ってまいりたいと考えてお

ります。

○西村 賢議員 私の周りも、母子家庭世帯というのが非常に多く感じるものですから、ぜひその自立支援に向けた取り組みをさらに強化していただくようお願い申し上げます。

さて、現在、国が進める幼保連携の取り組みでもあります認定こども園について伺います。認定こども園は、利用者にとっては、これまでの入園児の規制を緩和して、保育園、幼稚園のいいところ取りのような気もいたしますが、県内ではそれほど導入されていないようです。幼稚園・保育園の経営者の方に聞きますと、移行したい気持ちはあるものの、補助金などの助成がないことも理由の一つだと聞きました。県は今後どのように推進していくのか、またふえない原因はどこにあると考えますか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 認定こども園につきましては、保護者の就労の有無にかかわらず利用ができることや、大都市部における待機児童解消などのメリットがあると考えております。平成20年4月現在で、全国におきまして229カ所が、また本県におきましては5カ所が認定されております。しかしながら、認定こども園に対する新たな助成制度がないなど、事業者にとってのメリットが少ないこと等から、国が制度発足当初に想定したほどには認定数が伸びていない状況にあります。そこで、国におきましては、ことし3月に事業者に対しましてアンケート調査を行い、認定こども園の現状を調査するとともに、現在、アンケート結果などをもとに設置促進策を検討されているようであります。県としましては、国の検討結果等を踏まえながら、今後の対応を考えてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 次に、保育料金についてお伺いします。子供を預けなければならない世帯にとって、保育料の負担は軽いものではありません。確かに、2人目以降割引になる自治体は多いようですが、保育料に上限3万円というのを設けている木城町のような自治体があります。この木城町のような自治体の取り組みをモデルとし、県下に広げていくような考えはないでしょうか。福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 保育料につきましては、保護者の所得に応じて国が基準額を示し、保育の実施主体である市町村が、国の基準額をもとに地域の実情に応じ独自に保育料を定めることができる仕組みとなっております。このため保育料の上限につきましても、国の示す最高額8万円を、木城町においては3万円に、その他の県内市町村においても3万円台から5万円台とする軽減策を実施しているところでもあります。保育料の軽減につきましては、県といたしましても、厳しい財政状況の中、国の基準にのっとり、応分の負担をしているところではありますが、これ以上の負担増は困難であると考えております。しかしながら、保育料軽減は子育て支援の有効な施策でありますので、今後とも引き続き国に対して、さらなる施策の拡充を強く働きかけてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 やはり2子目、3子目を産んでいくには非常に有効な手段だと思いますので、ぜひまた検討していただきたいと思っております。

続きまして、育児休業について伺いたしたいと思います。91年に施行された法律から——法律名は割愛しますが——男女を問わず育児休業がで

きるようになりました。男性が育児休業を申し出るケースも全国的には広がっておりますが、実際、職種によっては育休はとりづらいという話も聞きます。まずは、県庁の育児休業の実態がどのようになっているのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(山下健次君) 平成19年度の県の全部局でお答えいたしますけれども、全部局における育児休業の取得者は、前年度からが297名、19年度新規が250名、計547名になっております。

○西村 賢議員 547名と非常に有効にとられている方が多いようなのですが、調べてみると、いろんなデータがありまして、先進国では、夫の育児・家事時間が少ないほど出生率が下がるというデータもあり、男性の育児貢献といえますか、育児協力が必要だということも指摘されております。男性の育児休業の割合は、総務部長、今おわかりになりますか。

○総務部長(山下健次君) 割合は出しておりませんが、このうち男性職員の育児休業取得者は、前年度からが1名、19年度で7名、計8名となっております。

○西村 賢議員 とられている方が数名はいらっしゃるようですけれども、やはり県庁が率先して子育て環境づくりをやってほしいと思えますし、また、そういう家庭の職員さんがいらっしゃれば、残業も少なくしてあげるとか、周りのサポート体制もしていただければと思います。育児休業が容易に取得できることは、会社や社会全体で子育てを応援しようという機運が高まるのではないかと思います。実際、中小企業の多い本県においては、なかなか育児休業をとっているという話は聞きません。育児休業について、民間企業にどのような指導を行っ

ておられますか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 民間企業への育児休業取得の働きかけということでございますけれども、仕事と家庭の両立しやすい職場環境の整備を図っていきますことは、少子化対策の観点からも大変重要と考えております。県におきましては、事業主とか労働者を対象とした各種講演会等の開催とか、広報誌、パンフレット等の配布等によりまして、育児休業制度を初め、仕事と家庭の両立支援のための各種制度の普及啓発を行っているところでございます。また、18年度からは、みんなで子育て応援運動の一環としまして、仕事と家庭の「両立応援宣言企業」の募集等を行っておりまして、企業の自主的な取り組みを促進しますとともに、県が囑託しております労働施策アドバイザーを活用した指導助言等を行うなど、仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりの推進に努めておるところでございます。これからも、宮崎労働局あるいは関係機関と連携を図りながら、育児休業の取得促進など両立支援施策の推進に努めてまいりたいというふうに思っております。

○西村 賢議員 以上のこれまでのやりとりを踏まえまして、実は先日の代表質問まで、知事が県の子育て応援本部長とは私も知らなかったんですが、知事の子育て応援本部長としての具体的な活動についてお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 私は、子育て支援対策を県政の大きな柱として位置づけておりまして、みずからこの応援本部の本部長を務め、対策を推進しているところでございます。具体的には、まず、子育て応援本部会議を主宰させていただきまして、各部局の施策の推進状況を把握するとともに、今後の取り組み方針を決定す

るなど、全庁挙げて施策の推進に当たっております。また、機会あるごとに、国を初めとする関係機関に出向きまして、子育て支援策の充実強化について、強く要請を行っているところでございます。さらに、子育て支援関係者や市町村の代表者の方々との意見交換等の場に積極的に参加し、参加者の御意見等を踏まえ、乳幼児医療費助成制度の拡充等の施策に反映するとともに、県民総力戦で子育てを応援する必要性についてもお話しさせていただいているところでございます。今後とも、みずから先頭に立って、安心して子供を生み、育てる社会づくりを推進してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今の本部長としての活動は非常に充実しているというような答弁をいただきましたが、実際きょう返ってきた答えは少し物足りないものが多かったように私自身は感じました。引き続き、部局横断的な取り組みをお願いしたいと思います。また、合計特殊出生率が全国でも上位の本県が、これから日本一子育てができる、子育てしやすい県を目指して、またその中でも宮崎県らしさというものを踏まえてやっていただきたいと思っております。以上で少子化対策は終わります。

次は、高齢者の安全についてお尋ねいたします。現在、介護虐待、高齢者虐待と言われることを耳にします。ニュース等でも、確かに介護で悩んだ介護者が暴力を振るってしまうというケースもあるようですが、本県における高齢者虐待の現状を、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 高齢者虐待につきましては、多くが家庭内の問題として表面化しにくく、把握が難しいと言われておりますが、県が実施した調査では、市町村に寄せられた相談・通報は、平成18年度が175件、19年度

が177件で、そのうち虐待と認められたものが、平成18年度は112件、19年度は104件となっております。

○西村 賢議員 やはり見過ごせない数字だとは思いますが、数字上でしかわかりません。児童虐待と同じく、非常に見つけにくいと思いますが、その対策、保護策はあるのでしょうか、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 市町村におきましては、相談・通報等に基づきまして調査した結果、虐待と認められた場合には、介護をする家族の介護負担の軽減や、場合によっては家族との分離を図るなどの措置を講じております。また、県といたしましては、虐待対応に大きな役割を担っている市町村の体制整備に向けて、情報提供や助言などの支援を行うとともに、関係者から成る連絡会議や関係機関の職員等を対象とした研修会の開催等に取り組んできたところであります。今後とも、こうした取り組みを通じて、市町村等と連携し、高齢者虐待防止に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、問題を変えまして、地場産業の雇用対策についてお伺ひいたします。

私の住む日向市を初め県北地域は、特に有効求人倍率などの指数がいつも悪く、常に若い世代の就職口に困っております。私も、地元の方と意見交換をさせていただくと、子供や孫が就職で県外に行ったとか、出稼ぎに行っているという話をよく聞きます。日向に定住してほしいという家族の気持ちとは裏腹に、現実には厳しいものとなっております。よく新聞チラシ等に、愛知県や大分県などの大企業の工場の季節労働者募集というものが入っておりますが、このチ

ラシを見ると、意見交換した方々の顔が浮かび、いつもせつない気持ちになります。私の周りにも、このような季節工を経験した者も少なくありませんが、県北自体が何か大きな人材派遣会社のような感じもいたします。県北の厳しい雇用情勢の中で、県外で一定期間働く、いわゆる出稼ぎに行くわけですが、県はこのように出稼ぎ労働者の実態把握はしているのでしょうか、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 出稼ぎとおっしゃいましたけれども、県外で働く、その件数ですけれども、今、議員の質問にありましたように、チラシ等で直接雇用される分もありますから、全体ということではありませんけれども、平成19年度にハローワークの紹介により、1カ月以上1年未満居住を離れて県外に就労された労働者の就職件数は421件となっております。その内訳は、愛知県が278件、大阪府が34件、東京都が13件、その他の府県が96件となっております。

○西村 賢議員 非常に多い数字なのか、もしくはもっといふような気もいたしますが、例えば今後の県北においては、企業誘致等の期待もありますが、やはり地場企業で少しでも雇用してもらえることも大事だと思います。今後の県北の雇用促進にどのように取り組みますか。これはぜひ知事に伺ひたいと思ひます。

○知事(東国原英夫君) 県北地域につきましては、県内でも最も雇用情勢が厳しい地域でありますことから、昨年10月に「県北地域雇用開発計画」を策定させていただきまして、地域雇用開発助成金など、雇用促進に関する国の重点的な支援の対象地域としたところであります。また、11月に「県北地域雇用対策連絡会議」を設置しまして、国、県、地元市町村等が一体と

なって、新たな雇用創出施策の検討を進めてまいりました。この結果、延岡市におきましては、地元が提案した雇用創出事業が国の事業に採択され、7月から製造業等に重点を置いた雇用創出の取り組みが開始されるとともに、日向入郷地域におきましても、今後の事業提案に向けた具体的な検討が進められているところでございます。今後とも、地域資源を活用した産業の振興や企業誘致の促進を図りながら、県北地域の雇用の安定、確保に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 非常に厳しい状況が長年続いております。期待はしておる部分もたくさんありますが、ぜひ速やかな対策をよろしくお願ひしたいと思います。

さて、御存じのように、建設関連業は今、厳しい状況にあります。倒産や廃業は周知のとおりですが、企業間の生き残り競争も激しくなっております。いわゆるリストラなどを行っていると聞きますが、県北も当然例外ではありません。その中で、ある建設業の経営者から、「まず首を切るのは若い世代から」というふうに聞きました。若い世代であれば転職などで他業種へも簡単に移れるだろうからということが理由でした。しかし、夢を持って建設業に入ってきた若者も少なくありません。一般土木や測量士などの国家資格を目指し、学生時代から勉強を続けてきている者もおります。当然、どの業界でも新卒者がすぐに即戦力になるということはまれで、やはり企業が新卒者を育てていくということが重要なんです。その間、企業にとっては投資の時期でもあるわけです。その中で、入札制度改革において総合評価制度が導入されることになりました。企業を評価するに当たって、工事評価点の高いベテラン技術者には

加点されます。また、新卒者を入れた場合も加点されます。しかし、入社から数年間の勉強中というか修行中のような若い技術者がいても、加点の対象にはなかなかありません。まさに今、リストラされようとしているのは、この若い技術者たちです。本県としては、このような若手技術者の育成にどう取り組んでいくのか、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長(山田康夫君) 建設業界は、大変厳しい状況でございますけれども、建設産業の将来を担う若手技術者の育成は大変重要だと考えております。このため県では、財団法人宮崎県建設技術推進機構を通じて各種専門技術の研修を実施しますとともに、産業開発青年隊において、現場にて即戦力となる若手建設技術者の育成支援を行っているところでございます。さらに、県発注工事におきましては、工事検査の際に、企業の担当者に対し経験豊富な工事検査専門員による技術指導を行うなど、技術力にすぐれた人材育成にも努めているところであります。今後とも、研修の実施等を通じて、若手技術者の育成に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今、青年隊の話もありましたが、青年隊自体も県がやめようとしているし、実際、総合評価方式の中にも、企業が努力している、企業が人を育てるという部分というか項目は入っていないわけですから、そこはちょっと抜けている部分ではないかと思っております。今後の改良というか入札制度の見直しにも、その部分は加味していただければと思っております。

最後に、食の安全について伺いますが、実際、代表質問でも多くの質問がなされたので、あらかたの質問は時間もなく割愛します

が、最後にお願ひだけ申し上げます。

実は、私の結婚式でも、先ほど言いましたが、先月、地元のお菓子屋さんから、らくがんを引き菓子に使いました。幸いにもこのらくがんは正規のらくがん粉を入手しておりましたので、私自身もほっとしましたが、事故米のニュースの後には、私も非常に不安になりました。相手によっては、毒を盛られたような気持ちになってはたまったものではありません。一消費者としての怒りを感じます。また先日も、敬老会が行われ、らくがんというか和菓子が非常に使われておりました。やはりお祝いの席で使われる和菓子というものは、特別なものがあると感じました。実際、報道等で実名報道されたお菓子屋さんへの影響は多分にあると思います。ぜひとも、各お菓子屋さんのお名譽回復のために安全宣言をPRし、知事も地元和菓子の宣伝にも寄与していただきたいとお願ひ申し上げて、私の質問のすべてを終わります。(拍手)

○星原 透副議長 次は、河野安幸議員。

○河野安幸議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の河野安幸であります。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきますと思います。

まず、先々月、7月29日に県民待望の国道269号加納バイパスが、事業着手9年目、総事業費約66億円をかけてようやく開通いたしました。バイパスの早期完成に向けて御尽力をいただきました東国原知事を初め県御当局の関係者に、一清武町民として厚くお礼を申し上げます。本バイパスの開通により、清武町加納から宮崎市市街地までの慢性的な交通渋滞は緩和されたわけでございます。また、それとともに、宮崎市と清武町、さらに都城市や三股町などとの交流促進が大いに期待されるところでございます。

なお、バイパス周辺の土地利用計画にも期待をいたしておるところでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

食料生産基地宮崎県として、今後の展望についてお伺いをしてまいりたいと思います。

東国原知事の絶大なPR効果により、宮崎県の知名度はかなり上がりました。また、知事が行かれる宮崎県の物産展は、いつでもどこでも大盛況です。テレビなどマスコミも知事を追っかけて放送してくれます。テレビ画面では、はっきりと宮崎県とわかる旗とかのぼりを背景に構成され、知事もそこを意識されて、立つ位置とか、インタビューなどを受けておられると私は思っております。そのおかげで、宮崎県の農産物などのPRは十分できまして、マンゴーなどはブランド化しており、都会のデパートに行ってみても、宮崎県のマンゴーは高級果物として他県のものより倍以上で販売されているのは事実でございます。農業県でもある宮崎県の農産物のすべてがそうあってもらいたいものだと思います。

まず、原油価格高騰に伴う農業への影響及びその対策についてお尋ねをいたしたいと思えます。原油価格の高騰は、最近若干下がったとはいえ、過去最高を更新いたしております。その影響を受け、多くの県民が、ガソリン価格の上昇を初め食料品など諸物価の高騰で家計圧迫により厳しい生活を強いられ、産業界では生産コストの上昇で経営の存続すら危ぶまれておる状況であります。とりわけ、全国5位、3,211億円の生産額を誇る本県の農業にとりましては、重油、肥料、各種農業資材並びに家畜飼料の価格の高騰の影響は極めて深刻であります。施設園芸温室で使用されるA重油価格は3年前の2倍以上、飼料・肥料価格は1.5倍以上に高騰してお

ります。本県は全国有数の施設園芸、畜産県であり、県内の農家が消費する重油は年間12万キロリットル、飼料は年間180万トンから190万トンにも上ると言われております。このような価格高騰状況が続きますと、生産するたびに赤字を生むことになり、本県の農業は壊滅の危険さえ考えられるわけでございます。

先般、同じ燃料高騰に苦しんでいる漁業団体が全国統一行動で一日休漁を行い、国に漁業燃料の補てんを取りつけました。農業の場合、作物を栽培し、家畜を飼育しているわけですから、一日たりとも休農することはできません。宮崎県経済連は燃料価格高騰対策の一環として、農家の採算が見込める再生産価格を定め、それを重油価格が上回れば店頭小売価格に転嫁させるという燃料サーチャージ制度導入を、全国に呼びかけております。この制度につきましても、賛否両論あるようでございますが、第2次、第3次産業とは違い、販売価格を自分で決めることのできない農家にとって、生産コストの上昇分を生産者サイドから主張するということは、自衛策の一環でもあるわけでございまして、今後の農業の維持発展にはぜひ必要なことだと思っておるわけでございます。

しかしながら、異常な原油価格高騰は、自衛策だけではどうにもなりません。国は臨時国会において、農業、漁業に対する原油高対策を盛り込んだ補正予算を提出しようといたしております。また、経済連は15億円の農家支援緊急対策を打ち出しております。さらに、宮崎市を初め県内市町村でも、施設園芸農家に対する支援策を次々に打ち出しております。県でも、施設園芸農家を対象にした二層カーテンなど省エネ型のハウスに対する整備補助等を行っておられるところでもございます。本県は全国でもトッ

プクラスの畜産県でありますので、牛ふん、豚ふん、鶏ふんを活用した国産原料由来の新たな肥料開発とかも検討すべきではないでしょうか。現在の状況が続くとなれば、高齢農家の離農が加速化されるとともに、作付面積の縮小化などにより、農地の遊休化が懸念されるところでございます。

さて、農業関係の最近の動向ですが、2015年までに食料自給率を45%まで回復させる目標を、国の政策として掲げられました。国際的な穀物価格の高騰も一因と言われておりますが、さらに深刻な事態として、農産物の最大の輸入国である日本に対して、諸外国の輸出事情が変化しており、まず自国の消費分を確保することが重要視され、農産物の輸出を控えるとの話が広まったことが最大の要因ではないかと考えております。さらに、原油高も拍車をかけており、農家もいかにコストを縮減するか、あらゆる角度から研究し、知恵を出し、懸命な努力をしておりますが、知事にお伺いをいたします。現在、知事会などで国に要望されていることは実現するのでしょうか。その感触はどうでしたか、知事の感想をお聞かせください。

また、財源を捻出し、何らかの形で補助金を出すとか、低利率または無利子の融資制度の創設とかを視野に入れて対策を講じられることが予想されますが、ほかに、県として補助金など財政的支援対策以外に農業の原油高対策が検討されたことがありますか、あればお伺いをいたしたいと思います。

また、食料自給率を上げることを国策とすれば、農業には追い風にならないけません。そのため、価格は外国産より高くとも安心・安全な食料を提供できる環境にある、我が宮崎県の基幹産業である農業をどげんかせんとい

かんと考えれば、安全・安心そのままを農家に返すべき時期が来ていると思っております。大胆な発想の転換が必要と思っております。国は東国原知事の人気に便乗して、今後、各審議会委員に就任要請をすと思っております。地域の実情と政策の論陣を張られる知事の英明さを期待いたしております。

ところで、私は、農産物の価格保証制度は現在もありますが、その枠をさらに拡大できないか、国民健康保険のような相互扶助の精神を農業にも導入できないかと思っております。現在の保証制度は、指定野菜は国が60%、県が20%、生産者が20%、特定野菜は国が3分の1、県が3分の1、経済連が12分の1、農協が12分の1、生産者が6分の1を負担されているようであります。制度・システムを公平公正に構築し、価格保証、所得補償を拡大することにより、農業経営の安心・安定に大きく貢献できるシステムにできないか、知事の考えをお聞かせください。

そこで、農政水産部長にお伺いをいたします。この原油高騰で県内の農業にどのような影響が出ているか、また今後どのような影響が考えられるか、そしてそれを受けて原油高騰対策として農業の分野でどのような対策を講じておられるか、また今後どのような対策を講じられるのか、お伺いをいたします。

次に、お茶の消費拡大対策についてお伺いをいたします。

農林水産統計によりますと、平成19年の本県の茶栽培面積は1,620ヘクタールとなっており、ここ数年間は毎年、増加傾向にあります。全国では静岡、鹿児島、三重、熊本に次ぎ5番目の作付面積を誇っているところであります。荒茶の生産量は3,830トンで、静岡、鹿児島、三重に

次いで全国4位になっております。これもひとえに、県当局が長期計画に基づき、平成26年度目標、栽培面積2,000ヘクタール、荒茶生産量5,000トンを目指して各種の振興策を講じられた努力のたまものであらうと存じます。改めて敬意を表します。

しかしながら、茶農家の経営状況を見てみますと、非常に厳しいものがございます。荒茶の単価がここ数年低下しているのであります。平成18年度、19年度の平均単価は、キログラム当たり、一番茶で1,600円台、三番茶に至っては400円台であります。キログラム400円というと、何と切り干し大根と同等の価格でありまして、お茶生産には、燃料費、機械・施設経費、肥料費など多大な経費を必要といたします。お茶の所得率は30%程度、一方、切り干し大根は50%程度であります。このような単価低迷が続いている状況の中、いかにお茶農家が苦しいか、御理解をいただきたいと思えます。さらに今後も、重油などの燃料を初め肥料その他各種農業資材の価格高騰など、茶生産を取り巻く環境は非常に厳しくなることが明白となっております。

一方、ペットボトル入りの緑茶飲料の消費量は年々伸びており、空前のペット茶ブームとなっておりますが、逆に緑茶の消費量が年々減少しているという、茶農家にとっては皮肉な現実があります。総務省家計調査によりますと、平成10年をピークに緑茶の消費量は減少の一途をたどっております。ペット茶の便利さはだれもが認めるところでありますが、緑茶飲料の原料使用率はわずか2%程度と聞いております。荒茶価格の低下を食いとめ、茶農家の経営安定を図るためには、緑茶の消費拡大を推進する必要があります。今の若い世代では、急

須、湯飲みのない家庭があるやに聞いております。今の子供たちは、お茶は湯飲み茶わんではなくペットボトルで飲むものと思っているのではないのでしょうか。

お茶は日本の文化でございます。茶色に始まり、茶筒、茶わん、茶こし、お茶漬け、茶きん絞り、茶入れ、茶柱が立つと縁起がよい等、茶に関連した道具、食べ物、行事、ことわざ等もたくさんあります。日本文化の伝承という意味からも、食育学習の一環として、児童生徒を対象に緑茶の本当の魅力を知らしめ、緑茶消費の継承者を育成することも必要ではないかと思っております。また、今後結婚をされる新婚家庭に、知事のイラスト入りの急須セットをプレゼントすることもいかがでしょうか。それも消費につながるのではないかと存じております。お茶は、台風に強い防災営農作物として、宮崎県には非常に適した作物であり、まだ県の目標である2,000ヘクタールには達しておりません。この目標達成には、より効果的な緑茶の消費拡大対策が不可欠ではないかと思っております。そこで、農政水産部長にお伺いいたします。本県において、緑茶の消費拡大対策としてどのような措置を講じておられるのか、また今後どのような対策を講じられる予定があるのか、お尋ねをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

原油価格高騰に係る国への要望についてであります。長引く原油価格の高騰は、本県の農水産業を初め、さまざまな分野において企業活動や県民生活に深刻な影響を与えております。このため全国知事会におきまして、去る7月に、

「漁業用燃料等の原油、原材料等の高騰に関する緊急決議」を採択し、国に対し、緊急に具体的かつ実効性のある対策を講じるよう要望を行ったところであります。また、同じ7月に、本県単独で議長とともに、国に対し、即効性のある支援や原油価格の引き下げに向けた取り組みを行うこと、さらに省エネルギーに関する技術開発・実用化の促進及び導入支援等に関する緊急要望を行ったところであります。このような地方の声を受けて、農水産業分野につきましては、7月末、水産部門で一定の省エネ実証に取り組む場合に燃料費の一部を支援するなどの新たな対策が国より打ち出されるとともに、園芸部門につきましても、現在、追加対策が検討されていると伺っております。

次に、9月補正関連以外の原油・飼料価格高騰対策についてであります。これまで経験したことのない原油・配合飼料価格の高騰は、本県農業の主力である施設園芸や畜産で大きな影響を与えており、県といたしましては、これまでも必要に応じて対策等を講じてきたところであります。まず、施設園芸では、平成18年8月から民間業者等と共同で脱石油暖房用エネルギーの実用化試験に取り組んでおり、その成果として、ことしに入り、生産現場では、電気を活用したヒートポンプや木質ペレット加温機等の導入に向けた動きが高まっているところであります。また、畜産では、年間約180万トン使用する配合飼料の削減が重要な課題であり、家畜の生産性の向上や飼料用米等の自給飼料の作付拡大、さらに焼酎かす等の食品残渣の飼料化、いわゆるエコフィードについて、それぞれ5%アップを目標とする運動を展開しております。今後はさらに、これらの取り組みとあわせて、確かな技術に基づく収量・品質の向上及び生産

コストの低減を目的とした、「原油高騰に負けない技術力アップ作戦」を市町村や関係団体一丸となって展開し、農業生産の原点であります生産者の所得向上を目指した取り組みを強化してまいりたいと考えております。

次に、野菜の価格安定対策の見直しや拡充についてであります。野菜につきましては、野菜生産出荷安定法に基づき、価格安定対策が実施されており、価格下落時の補てんにより安定的な青果物の供給と生産者の所得確保に大きな役割を果たしてきました。しかしながら、今回の重油価格高騰等を受けた急激な生産費増大による所得の減少には、制度の仕組みとして十分には対応できないものと認識しております。このため県といたしましては、生産者の所得確保に視点を置いた価格安定対策の見直し・拡充について、「みやぎきの提案・要望」や7月の緊急要望等において、国に要望してきたところであります。今後、引き続き国に要望してまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○農政水産部長（後藤仁俊君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、農業経営に対する原油価格高騰等の影響と対策についてであります。長引く原油価格の高騰により、燃油を初め、肥料、ビニール等各種資材価格も高騰し、経営費の増加や所得の減少など、施設園芸等の経営に深刻な影響を与えていると認識いたしております。県といたしましては、これまで農業改良普及センターに相談窓口を設置するとともに、国庫・県単補助事業による省エネ資材の導入や県単の緊急支援資金の活用により、農家経営の影響緩和を図ってまいりました。また、農業者の需要にこたえるため、本議会におきまして、追加の支援策をお願いしているところであります。さらに、こ

のような支援策とあわせ、9月から、原油高騰に負けない技術力アップ作戦を展開しまして、市町村やJAと一体となって現地巡回指導を行い、省エネ対策はもとより、収量アップ、品質向上のための徹底した技術支援を行うことといたしております。今後とも、関係機関・団体と連携し、各種施策を活用しながら、経営安定に向けたきめ細かな対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、緑茶の消費拡大対策についてであります。本県ではこれまで、県や生産者などの各団体等で構成する協議会を中心に、県内外の小売店におけるフェアでの新茶の消費宣伝や、児童生徒、消費者を対象にしたお茶のおいしい飲み方教室の開催、プロ野球キャンプでの振る舞いなど、宮崎県産のお茶に対する理解促進とPRに取り組んできたところであります。しかしながら、生産から流通・販売まで一貫した取り組みをさらに進めるため、昨年9月、県、生産者、茶の流通販売業者、関係団体等が一体となり、「みやぎ茶推進会議」を設立したところであります。今後、この推進会議を中心に、みやぎ茶としての統一PRや消費者ニーズに対応した高品質茶の生産誘導、さらには品種の特徴を生かした販売戦略の検討などを進めていくこととしております。県といたしましても、推進会議と一体となりまして、みやぎ茶の銘柄確立や消費拡大に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○河野安幸議員 日本の食料自給率を上げることが国策とすれば、国も思い切った農業政策をとらなければならないと思っております。農業は、生かさず殺さずと言われた江戸時代とさほど変わっていないのではないかと農家の方

もおられます。農政水産部長にお伺いいたします。米の減反政策が始まったのは昭和45年、恐らく30数年前になろうと思っておりますが、当時と比較して、米の生産量及び作付面積はどの程度減少しているのか、そしてまた、米の価格は20年前と比較してどうなっているのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 米の生産調整が始まりました昭和45年当時と平成18年を比較いたします。平成19年は、御案内のとおり、本県産早期水稻の作柄が極端に悪かったものから、18年度で比較したいと思います。生産量は、昭和45年に全国で1,252万8,000トンあったものが、平成18年には854万6,000トンとなっております。本県は15万5,400トンあったものが10万トンとなっております、それぞれ3分の2程度に減少しております。

次に、作付面積は、同様に全国で283万6,000ヘクタールあったものが168万4,000ヘクタールに、本県では4万1,900ヘクタールあったものが2万1,500ヘクタールとなっており、それぞれ半分程度に減少しております。

また、米の価格につきましては、玄米60キログラム当たりの政府買入れ価格で比較いたしますと、20年前の平成元年は1万6,743円であったものが、平成19年は1万4,265円と、2,500円程度安くなっております。以上です。

○河野安幸議員 これは全国及び本県におけることでもございますけれども、転作に関する補助金、いわゆる転作奨励金は累計でどのくらいになっているのか、農政水産部長にお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 昭和45年から平成19年までの38年間に交付されました米の生産調整に係る国の助成金、いわゆる転作奨励金

でございますが、累計いたしますと、全国で7兆1,813億円、うち本県分は1,424億円となっております。

○河野安幸議員 7兆円も奨励金を出すのなら、事故米を輸入する必要はないと私は思っております。重ねて農政水産部長にお伺いいたしますが、転作奨励金の対象作物が以前とすると変わってきたような気がいたしております。例えば、畜産農家と契約して飼料作物を転作するとか永年作物に切りかえるとかで、奨励金の額が異なっていたようではありますが、現在、転作奨励金の申請手続や対象作物など制度の内容はどうなっておるのか、お伺いしたいと思います。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 平成16年度からスタートいたしました新たな米政策におきましては、それまでの全国一律の要件や単価による助成から、地域の創意工夫による助成へと見直されるなど、地域が主体となって助成の要件や方法等を設定する新しい仕組みに変更されております。具体的には、市町村やJA等で構成される地域水田農業推進協議会において、地域水田農業の将来方向を明確にしたビジョンを作成いたしまして、転作奨励金の使い道や対象作物の選定などを行うこととされております。この転作奨励金につきましては、現在、産地づくり交付金として国から支払われておりますが、具体的な手続等は、県内に17ございます地域協議会が窓口になって行うこととなっております。

○河野安幸議員 原油高が経営を圧迫しているのは、農業、漁業においてはさらに深刻であることは申すに及びません。原油価格の高騰による事業コストや生産費の増大は、原因が外部的なものであるために、事業者にとっても県民に

とつても、その対応にはおのずと限界があるものと考えられます。特に冬場の施設園芸における加温型農業は、県、市町村、農業団体が連携して総合的な対策を講じることが不可欠であろうと思っております。折しも県では、経済対策連絡会議を県民政策部に設置し、全庁的に必要な対策を検討した上で、この9月議会にも補正予算を含む緊急対策を公表され、必要な取り組みをされようとしております。期待される対策といたしましては、短期的な緊急対策と長いスパンで取り組むべき中長期的対策があらうと思っております。

そこで、お伺いをいたします。第1点として、今回打ち出された県の対策連絡会議の特徴とねらいはどういうものか。緊急対策として、1バレル当たり200ドルを超える事態が生じた場合は、国に対して石油の国家備蓄の放出を要請する考えはないか、知事にお伺いをいたします。

第2点として、原油価格の推移や対策の実施状況を把握した上で、必要に応じ、さらに対策を考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。知事、御答弁願います。

○知事（東国原英夫君） 経済対策連絡会議についてであります。県内経済の置かれている状況につきましては、景気の低迷や原油価格の高騰などにより大変厳しい状況にあると言えます。このような中、去る8月8日に、県内トップ企業の株式会社志多組が、資金繰りの急激な悪化により民事再生法の適用を申請するという事態が発生し、県内経済に与える影響が懸念されたところであります。経済対策連絡会議は、このような状況を踏まえまして、これまで以上に部局横断的に情報の共有を図り、十分連携しながら、迅速かつ的確に対応するために、去る

9月2日に設置いたしました。今後は、この連絡会議を中心として、県内の経済状況や企業動向などについて把握に努めるとともに、国の動きも踏まえた対応の検討など、全庁的に適時的確に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、備蓄原油の放出の国への要請についてであります。我が国の石油備蓄制度は、エネルギーの安定供給という観点から、石油輸入量の大幅な減少により国内の供給に不足が生じるような場合に緊急対応できるよう、国家備蓄と民間備蓄の2本立てで対策がとられております。これまでの備蓄石油放出の事例といたしましては、昭和53年の第2次石油ショック、平成2年の湾岸戦争、そして平成17年に米国がハリケーン「カトリーナ」による被害を受けたときをあわせ計3回でございます。量的な不足が懸念されるような場合に限定して、民間備蓄の一部取り崩しが行われております。御質問のように、原油価格が1バレル200ドルを超えるような状況になれば、備蓄石油を放出すべきという意見も強まると思っておりますので、県といたしましては、その時点において、要請を行うべきかどうか検討していくことになるものと考えております。

また、新たな経済対策についてありますが、景気・経済対策につきましては、県ができる範囲内で今後、適宜対応させていただきたいと思っております。

○河野安幸議員 農政水産部長にもう一点お伺いしたいと思っております。農産物の価格保証制度の中に、指定野菜と特定野菜と別に分けてありますが、おのおのどのような野菜を言うのか、品目別にお聞かせいただきたいと思っております。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 指定野菜につ

きましては、国内で消費量の多い野菜について、野菜生産出荷安定法で指定されておりました、キャベツ、タマネギ、バレイショ等の14種類になります。本県では、このうち6種類が対象となっております、キュウリ、ピーマン、トマト、ナス、里芋、レタスであります。特定野菜は、指定野菜に準ずる野菜として29種類がありまして、また都道府県からの申請による野菜として5種類があり、合計34種類となっております。本県では9種類が対象となっており、カボチャ、カンショ、ゴボウ、ショウガ、スイートコーン、ニラ、メロン、ニガウリ、ラッキョウであります。

○河野安幸議員 教育長にお伺いをいたしたいと思っております。緑茶（お茶）は日本の文化であります。文化の伝承という意味から、食育の一環として児童生徒に茶道の学習を取り入れる考えはありませんか。現在、清武町立加納小学校では、お茶の学習に26時間ほど取り組んでおります。ほかに取り入れておる学校が県内にありましたら、お聞かせください。

○教育長（渡辺義人君） 茶道を学校教育の中に取り入れることにつきましては、児童生徒の発達の段階や学校の教育目標に照らし合わせながら、それぞれの学校において主体的に判断するものというふうに認識をいたしておりますが、茶道は、我が国に古くから伝わる日本固有の文化であります。したがって、食育の一環としてだけでなく、礼節指導や日本の伝統文化に触れるという意味からも、児童生徒が学校で茶道に親しむことは大変意義のあることというふうに認識をいたしております。現在、県内の小中学校におきましては、おおよそ60校が、今お話のありました加納小学校も含めまして60の学校で、地域の方々を指導者として、クラブ

活動や総合的な学習の時間におきまして取り組んでいるところであります。以上であります。

○河野安幸議員 総務部長にお伺いをいたしたいと思っております。宮崎県は葉たばこ耕作面積2,150ヘクタールで、全国1位を誇る大産地であります。土地利用型農業にとりましては、一翼を担う重要な作物であります。国も禁煙の方向に動いていることは承知をいたしておりますが、今、たばこ1箱1,000円への値上げを言い出している御立派な代議士の先生方がおられます。なぜたばこに限って増税をするのか。増税になれば喫煙者が減少することは明らかであります。そうすると、一番影響を受けるのは葉たばこ農家であります。現在でも本県では、県、市町村合わせて約100億円のたばこ税収があるわけがございます。たばこの大幅増税をどう考えておられるのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○総務部長（山下健次君） 私も愛煙家の一人ではありますが、この場合は総務部長としてお答えさせていただきます。たばこ税の増税につきましては、現在、国と地方の財源確保等の観点から、論点として今、上がっているという状態でございます。御指摘のように、たばこ税の増税によりまして税収増を期待するという議論かと思っておりますけれども、葉たばこの一大生産県である本県といたしましては、消費量の減少による葉たばこ生産農家等の経営への影響も懸念されますので、今後の議論を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

○河野安幸議員 余り納得のいかない答弁でございましたが、最後に、要望だけをしておきたいと思っております。総務部長と農政水産部長に要望いたします。総務部長の答弁では、たばこ税増税については今後の議論を見守るしかないというふうに聞こえました。一番影響するのは、先

ほど申し上げましたように、たばこ農家でございます。全国一の耕作面積を持つ宮崎県の立場として、増税反対の姿勢をとっていただきたいということをお願いいたしまして、一般質問を終わります。(拍手)

○星原 透副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時33分休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 横田照夫でございます。よろしくお願ひいたします。

いつもなら、半端覚えのうんちくをここでひとしきり話してから質問に入るんですけど、今回は時間配分がどのようになるかちょっとわかりませんので、早速質問に入らせていただきます。

まず、知事、知事の公務員観と申しますか、公務員はこうあるべきだという公務員に対する考え方をお聞かせください。

次に、総務部長、公務員は、公務員になるときに宣誓書に署名をすることになっているようですが、その内容を教えてください。

以上を壇上からの質問とさせていただきます、後は自席からの質問とさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

公務員の心構えやあり方についてであります。公務員のあるべき姿といたしましては、まず、住民の方々の負担する税金により、公共の

利益のために働いているという認識をしっかりと持つこと。また、法令等の遵守はもとより、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等の服務上の規範を守ること。さらに、業務を進める上では、全力を挙げて職務遂行に取り組むとともに、最小の経費で最大の効果を上げるよう、常に効率的な業務執行を心がけること等、さまざまな点が挙げられるものと考えております。特に、「全体の奉仕者」としての公務員にとっては、県民の目線に立ち、誠意を持って住民の方々と接することが、当たり前ではありますが、最も重要な心構えではないかと考えております。以上です。〔降壇〕

○総務部長(山下健次君)〔登壇〕 お答えいたします。

公務員の宣誓に関する部分は、昭和26年に「職員の服務の宣誓に関する条例」というのを制定しております。その中で、警察職員以外及び警察職員それぞれ定めております。まず、警察職員以外についての宣誓書の全文を読み上げさせていただきます。「私は、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います」。もう一点は、警察職員についてでございます。こちらのほうはさらに襟を正す内容になっていると思います。読み上げさせていただきます。「私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党かつ公平中正に職務の

遂行に当たることを固く誓います」。以上でございませぬ。〔降壇〕

○横田照夫議員 最近、今、総務部長が教えてくださいました宣誓書にうたってある、公務員は全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行するというに背反すると思われる事柄が散見されますので、幾つか例を挙げて、公務員のあり方について質問をさせていただきます。

事故米で国じゅうが大騒ぎになっています。農水大臣と事務次官が引責辞任をされましたけど、当然のことじゃないかなというふうに思います。通常、事故米は、買い取った業者から加工計画書を提出させ、計画どおり工業用などに加工しているかどうか、農水省の職員が処理現場に立ち会って確認することとなっているそうです。でも、今回の三笠フーズの場合は、農水省があらかじめ打ち合わせをして、事故米を工業用の米粉に加工するという日に調査日程を組んだ上、ふだんは三笠に米を販売する担当者が調査員に早変わりして、午前10時から正午まで調査を実施していたそうです。米粉に加工する現場を見学して、二重伝票の偽装されたほうをチェックして、毎回同じように、問題なしの報告書を提出していたということです。出荷伝票を見て出荷先に出向いて確認すれば、事故米がどのように使われていたのか簡単にわかることなのに、それもしておりませんでした。農水省の怠慢としか言いようがありません。その農水省の怠慢が、これだけ大きな問題につながってしまいました。事故米とは知らずに使ってしまった業者は死活問題です。

実はうちの近所でも、名前を公表されたお菓子屋さんがあります。夫婦でまじめにこつこつ、こつこつ頑張っておられました。そこに突然こういう事態が襲ってしまいました。近所の

人たちと長い間続けてこられた頼母子講もやめられたということです。全くの被害者です。低利の融資を準備されても、本当は借りる必要もなかったお金です。損害賠償をしてほしいと考えるのも当然だと思います。公務員がすべきことをしなかったために、多くの国民が被害をこうむったわけです。でも、こういうことは決して国だけの問題ではありません。県でも身近なところに幾つかあります。

田野町に、遠くからでも見える、山のように不法投棄された安定型産廃処分場があります。全体で6万立米の処理容量がありますが、それを5,200立米も超えて山積み状態になっています。私も見に行きましたけど、指定された以外のバッテリーなどのごみも投棄されておりました。この産廃処分場は、平成6年に県が許可を出しておりますが、平成18年の合併により田野町が宮崎市となったために、宮崎市に管理が移管されました。この処分場は何年も放棄されておりましたけど、宮崎市が業者に改善命令を出しました。現在、その業者がやっと処理を始めたということです。でも、この不適正処理は宮崎市に移管されてからだけだったのか、非常に疑問だと思います。当然、県が所管していたときから不適正処理がされていたと考えるべきだと思います。業者が改善できないのなら行政がやるべきだと地元住民が言ったら、税金という浄財を使うことになるから簡単にはできないと言われたそうです。それならば、そうしなくて済むように、常日ごろから監視監督をしておくべきではなかったんでしょうか。許可の出しっ放しにはなっていなかったんでしょうか。宮崎市の所管になったから県は知らないで済むことなんじゃないでしょうか。一番困るのは地元の住民です。もし、県が所管しているときから不適正処

理がされていたとしたら、県は、宮崎市と一緒に
なって不適正処理されたごみの改善処理をす
る考えがあるか、環境森林部長にお尋ねしま
す。

○環境森林部長（高柳憲一君）〔登壇〕 今お
話のありました処分場につきましては、平成18
年1月に宮崎市と田野町が合併する以前は、県
が指導監督をしており、県では合併直前の平
成17年12月に立入検査を行っておりますが、埋
立容量の超過や不適正なものの埋め立ては確認
をされなかったところであります。しかしなが
ら、この処分場の問題につきましては、過去の
経緯もございますので、現在、宮崎市と必要な
情報交換などの協議を行っているところであり
ます。

○横田照夫議員 私が見たときは、とても分別
してあるような状態ではなくて、何もかもがご
ちゃまぜに捨てられてありました。地元の人も、当然、下のほうもこんな状態になっている
と思う、そんなふうにも言っておられました。
定期的な立入検査はちゃんと行われていたんで
しょうか。もし行われていたとしたら、こんな
ことにはならなかったんじゃないでしょうか。
県の部分と宮崎市との部分の区別がはっきりつ
きませんが、自分たちのときではないという
ふうに思わないで、同じ公務員として聞いてい
ただきたい、こんなふうに思います。

この処分場の下には清武川の支流が流れてい
ます。下流では、清武町の飲用水とか農業用水
など、川の水がいろんな形で使われていますが、もし、この処分場に不適正なごみが多量に
捨てられていたとしたら、住民はずっと不安の
中で生活していかなければいけません。定期的
な監視監督が機能しておれば、こんな状況には
ならなかったというふうに思います。今回の事

故米と何ら変わらない、そんなふうに思いま
す。地元の住民は、膨大な量を処理することは
現実的に難しいかもしれないから、今、垂れ流
しの状態になっている処分場の排水に浄化槽を
設置してほしいということを、宮崎市のほうに
要望しておられるようです。そういうことも含
めて、宮崎市と改善処理について協議をしてい
く考えはないかということをお聞きしているん
ですけど、環境森林部長、いかがでしょうか。

○環境森林部長（高柳憲一君） この処分場
につきましては、水質検査を定期的に行ってい
ますが、その結果では、現在、基準値を下回っ
ているというふうに聞いております。今お話に
ありました、浄化槽を設置してほしいという要
望につきましても、先ほど申し上げましたよう
に、宮崎市のほうと、情報交換も含めまして協
議を行ってまいりたいというふうに考えており
ます。

○横田照夫議員 ありがとうございます。実
際、黄色い泡状の排水がどんどん出ているとい
うことですので、ひとつ前向きに御協議をいた
だきたいと思います。

それと、エコクリーンプラザみやざき、これ
も同じようなことが言えるんじゃないかなと思
います。もしものことを想定して、環境整備公
社と地元で公害防止協定が結ばれました。何か
あったら直ちに地元連絡すること等が盛り込
まれています。なのに、浸出水調整池が壊れ、
マンホールなどで漏水があったにもかかわらず、
地元には何の連絡もなく2年半も放置され
てしまいました。公害防止協定は、地元にとっ
てはもしものときのよりどころといいますか、
頼みの綱だったと思うんです。でも、公社に
とっては、ただの口約束だったのでしょうか。
公害防止協定は地元を説得させるための方策に

すぎなかったのでしょうか。法的拘束力も何もない、いわゆる紳士協定ということですが、つくってしまえばこっちのものという意識が見えるような気がします。良心の呵責というものはなかったのでしょうか。環境森林部長、県として、この公害防止協定をどのように位置づけしておられるのか、公害防止協定に対しての考えをお聞かせください。

○環境森林部長（高柳憲一君） この公害防止協定につきましては、施設管理に伴う公害を防止し、地域住民の方の健康や生活環境を守るための大変重要な協定でありまして、当然、誠実に対応すべきものであります。しかしながら、施設の適正な維持管理や異常時の速やかな報告など、協定に定められた事項が履行されなかったことはまことに遺憾でありまして、地域住民の皆様方に大変申しわけなく思っております。県といたしましては、協定の立会人としての立場もございますので、協定の実効性を含め、今後、地元対策協議会、公社、関係市町と十分協議をしてみたいと考えております。

○横田照夫議員 つい先日、高鍋町でも同じようなことが発覚しました。一般廃棄物処分場の水質検査の結果を川南漁協に報告するとした公害防止協定に違反して、報告をしていなかったということです。高鍋町は、直ちに町側の責任を認めて、処分を含め対処されました。それだけ行政が地元と結んだ協定は重いということだと思います。今後は、公社も県も誠意を持って対応していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

先日、会計検査院の調査が行われ、その結果、全責任は公社にあるとのことでした。もしかすると補助金の返還もあるかもしれないと聞きますが、どうなのでしょう。もしあれば、

金額は幾らになるのでしょうか、環境森林部長。

○環境森林部長（高柳憲一君） 去る7月14日から16日までの3日間、会計実地検査が行われまして、その後も資料の提出を求められるなど、引き続き検査が行われておりますので、結論はまだ出ておりません。

○横田照夫議員 もし補助金返還を言ってきたら、これまで積算されていた20億円に、さらにそれが上乘せになります。返還分をどこが負担するのかわかりませんが、関係市町村の理解はさらに得にくくなるんじゃないのでしょうか。仮の話ばかりで申しわけないんですけど、もし、民間業者がエコクリーンみたいな事態を引き起こしたとしたら、許可権者としての県はどういう処分を出すことになるのでしょうか。環境森林部長、お願いします。

○環境森林部長（高柳憲一君） もしということで仮定のお話でございまして、ちょっとお答えしにくい部分もございますが、同じ廃棄物処理法に基づく行政の取り扱いでありますので、県も同様の対応を行うことになるのではないかとこのように考えております。一般的には、まず、口頭や文書による行政指導を行いまして、それでもなお改善されない場合は、改善命令や許可取り消しなどの行政処分を行うことになります。

○横田照夫議員 エコクリーンも、許可取り消しの行政処分を受けてもしようがないくらいのことを引き起こしたと言っても過言じゃないというふうに思います。でも、今となつては、関係市町村は、これまでの施設を壊してしまっているところもありますので、エコクリーンに頼らざるを得ません。今さらごみの搬入はとめられないという、何か行政のおごりみたいなもの

を感じてしまいます。職員の中に、もしものことがあっても税金で払うのであって、自分の懐が痛むことはないといった考えがあるんじゃないでしょうか。異動になればもう関係ないという気持ちがあるんじゃないでしょうか。もし異動で部局がかわっていたとしても、その当時の関係職員には責任を問うて弁償させるぐらいでないと、当事者としての責任意識は醸成できないのではないかと考えますが、総務部長、いかがでしょうか。

○総務部長（山下健次君） 一般論で申し上げますけれども、ある非違行為が職員により行われ、ある程度の時間を経てそれが発覚したような場合に、当該行為に関係した職員が、他の部局に異動したことによって責任を免れるということは、あってはならないことであると考えます。このような場合でも、当該事案の関係者には、異動している、いないにかかわらず事実確認を行いまして、責任の所在を明らかにした上で、懲戒処分の検討や、場合によっては賠償あるいは返還を求めておりますし、これからもそうしたいと思えます。

○横田照夫議員 公務員の3年ぐらいで異動する人事のあり方にも問題があるんじゃないでしょうか。事なしで無事に終わればいいのか、今発生している問題が、自分のいるときに発覚しなければいいといった思いになっているような気がします。そういう人事ローテーションも当事者意識の欠如の原因になっているんじゃないかと考えますが、総務部長いかがでしょうか。

○総務部長（山下健次君） 人事異動につきましては、効率的、効果的な県政運営を図るために、職員の希望あるいは能力、さらには幅広い経験を積むことによる育成等にも配慮しながら、

適材適所を基本として行っているところでございます。職員の人事ローテーションにつきましては、担当する業務の進捗状況などを十分把握をした上で、異動による支障のないように考慮をしているところでございます。また、研究や農業普及等、県民ニーズに専門性をもって対応すべき職務につきましては、通常の異動サイクルよりも在任期間を長くするなど、柔軟に対応しているところでございます。今後とも、異動に当たりましては、さまざまな行政ニーズに的確に対応できる職員配置を行ってまいりますとともに、在任期間にかかわらず、県民本位の行政運営への意欲と責任感を、職員が常に高く保持するよう、意識改革に努めてまいりたいと存じます。

○横田照夫議員 よく、公務員が民間の厳しさを学ぶために民間実習に行くという話を聞きますけど、逆に、民間のほうが厳しい行政の仕事ぶりを勉強したいと考えるのが、本来の姿じゃないかなというふうに思います。昔、侍の時代に、「二本差しが怖くて目刺しが食えるか、このやろう」と言った庶民も多かったというふうに聞いております。今も、もしかすると、公務員に対する不信や不満を持っている県民は多いかもしれません。例えば公共工事の現場で、県庁職員の一部が、あたかも自分が仕事をやっているといったような横柄な態度で現場作業員に接しているといったことは、よく聞く話です。ほとんどの県庁職員は、公務員としての職務を誠実かつ公正に執行していると考えておられると思います。でも、長くその立場にいと、知らず知らずに気持ちが変わってしまうことがよくあると思います。いい機会ですので、自分は大丈夫と考えている皆さんも、胸に手を当てていただいて、県民目線で見ているだろうか、お

上の立場で話をしていないだろうかと考えてみていただきたいと思います。国家公務員を初め、公務員への信頼が揺らいでいる今、宣誓書にあるように、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚してもらえるように、人事も含めて、公務員の全体の奉仕者としての意識づけをすべきと考えますが、知事、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 私は常に、県民総力戦ということを申し上げさせていただいております。このためには、県職員は県民から信頼され、全体の奉仕者として常に県民の目線で業務に邁進する姿勢が求められるものと認識しております。私は、入札談合事件や不適正な事務処理問題などの反省に立ち、県職員は、公務員としての倫理観を高く持って業務に取り組むよう常々話しておりますが、そのような中で、たとえ一部でも全体の奉仕者としてふさわしくない行為があれば、県政全体の信頼を損ね、ひいては、県民総力戦の推進にも悪影響を及ぼすこととなります。先日、私のブログでも書きましたけれども、ある国家公務員の方が私に、「我々は人気商売ではないですから」ということをおっしゃったんですね。そのときに私は、人気商売ではないかもしれないが、やはり県民の皆様、国民の皆様に愛され、信頼される公務員でなければならないのではないかと思います。その思いを自分のブログにも書かせていただいたわけでございます。

以上のようなことから、年2回の服務通知を発出して、職員の服務規律の保持を徹底するとともに、全体の奉仕者としての初心を忘れないよう、入庁から5年目、10年目、あるいは昇任時などの節目節目に、公務員としての心構えや服務規律、コンプライアンス等についての研修

も実施しているところであります。今後とも、公務員としての意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ぜひよろしくお願ひいたします。

それでは、次に移らせていただきます。重要文化財修理について、教育長にお尋ねします。

佐土原町に国指定の重要文化財があります。ひむか神話街道の一つになっている巨田神社の本殿です。この本殿は、「三間社流造り」という室町時代の神社建築様式をそのまま残している、南九州でも数少ない、県下では唯一の社殿です。本殿両側にある摂社は県指定の文化財で、本殿と同時期の建立と考えられています。神社には、当然、本殿や摂社のほかに拝殿とかその他境内の諸施設がありますが、文化財に指定をした国とか県などの行政は、修理などに対する補助は指定した建物だけしか対象にしておりません。重要文化財に指定された建物は、基本的にはもとどおりに復元修理しなければいけないというふうになっておりますが、それには多額の費用がかかります。周辺施設も重要文化財の本殿にふさわしい形で維持していかなければいけません。地元にとっては非常に大きな負担です。

例えば京都などの大きな神社仏閣は、全国からの寄附などで維持できるのかもしれませんが、片田舎の神社などは、地元の氏子だけでは到底維持していきません。文化財の管理や修理保存は、基本的には所有者等が負担することとなっているようですけど、その負担に耐え切れない場合は一定の補助率で補助するという事になっています。でも、地元はその補助残にすら耐えられないんですね。地元としては、自分たちの負担能力に応じたほどでよければ修理も

できるんですけど、それではもとどおりの復元修理ができずに重要文化財としての価値が失われてしまいます。後世に残すだけの価値があるからこそ、重要文化財に指定をされたというふうに思います。所有者等の負担能力に応じた補助額を確保すべきではないかと考えますが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 御質問の巨田神社につきましては、本殿が昭和53年に国の重要文化財に指定をされ、また、本殿の両脇にあります摂社は、昭和58年に県の有形文化財に指定したところであります。指定文化財の管理または修理に要する経費は、文化財保護法等の規定によりまして、所有者が原則負担するというようになっておりますが、多額の経費を要するような場合には、国及び県におきまして、対象経費に対する補助を行っているところであります。県といたしましては、県民共有の財産である文化財の保護・継承が一層図られますように、今後とも市町村と十分連携をとりながら、可能な限り支援をしてまいりますとともに、国に対し、引き続き、文化財保護行政の一層の充実を要望してまいりたいと考えております。以上です。

○横田照夫議員 巨田神社の参拝者の記帳ノートに「東国原英夫」の名前があったと聞きました。知事も参拝して下さったんですね。ありがとうございます。そこで、知事、ああいう田舎の重要文化財を見られてどのように感じられましたか、感想をお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 巨田神社本殿は、室町時代の社寺建築の様式を色濃く残す、南九州地方でも数少ない中世の建造物の一つと伺っております。これまで地域の皆様が大切に守ってこられたこの由緒ある巨田神社を初め、貴重な文化財を確実に後世に継承していくことが大事

なことだと考えております。

○横田照夫議員 ありがとうございます。地元の人たちは、今、知事が言われましたように、神楽を大事に継承し、また境内も欠かさず掃除をして、この神社を大事に大事に守っております。地元にこういう文化財があることを誇りに思っております。でも、資金的なものはどうにもなりません。「もういいが」ということになったら、文化財も守れませんし、地域も衰退しかねないと思います。知事からも、重要文化財を抱えている田舎の窮状をぜひ国に訴えていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 国に対しては、引き続き、所要の予算の確保など、文化財保護行政の一層の充実を要望してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ぜひよろしく願いいたします。

次に、教育問題のほうに移らせていただきます。特別支援教育についてお尋ねします。

発達障がいについては、最近認知されたばかりで、まだ余り理解が進んでいないようです。県教育委員会の中に特別支援教育室が設置されて、今後その対応が進むことが期待されているところです。そこで、教育長にお尋ねしますが、県内の教師の中でどれぐらいの割合が発達障がいに関する研修を受けたのでしょうか。また、コーディネーターの資格を持った教師は何人ぐらいおられるのでしょうか。校長の理解がなかったら、研修を受けた教師やコーディネーターも力を発揮できないのではないかと考えますが、校長も研修受講の対象になるのでしょうか。教育長、お願いします。

○教育長（渡辺義人君） 発達障がいのある児

児童生徒に適切に対応いたしますためには、発達障がいへの理解と支援のあり方について研修をし、より専門性の高い教員の養成を図っていくことが必要であるというふうに考えております。このため、県の教育委員会におきましては、平成19年度から3カ年かけまして、管理職を初めとするすべての教員が受講する発達障がいに関する理解・啓発研修や、大学教授等を招聘した教員の専門性向上研修を実施しております。また、新たに小中学校に配置される特別支援教育コーディネーターについては、平成16年度から養成研修に取り組んでいるところであります。これらの研修をあわせまして、本年8月末現在で、小中学校の全教員の約8割に当たります約5,500人が受講しているところであります。これらの研修では、特に、発達障がいの医学的理解や実態把握の方法の習得、子供や保護者一人一人の教育的ニーズにこたえる実践的指導力の向上に重点を置いた取り組みをいたしているところであります。県教育委員会といたしましては、すべての教員が研修で学んだ内容を具体的に実践できるよう、今後とも研修内容の工夫改善に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○横田照夫議員 こういう例があります。小学校では健常児と一緒に生活ができて、社会生活のスキルを学べたんですが、中学校では隔離されてしまって、健常児と触れ合うこともできず、これまで築いてきたことが数カ月で崩れてしまった。渡された教科書は星マークがついているもので、授業内容は塗り絵などで、子供の学習レベルが最低ぐらいにしか見ておらず、保護者は大変なショックを受けた。進学する際に、小学校の先生から中学校の先生に引き継ぎされたということだけど、どうしてこういうこ

とになったんだろうか。小学校では健常児と一緒に生活できたのに、中学校では、教室で暴れてほかの子の迷惑になるとでも考えたんだろうかということでした。発達障がい認知されていなかったころは、みんな普通教室と一緒に生活をしていたんですよね。でも、認知されてからは、障がいという名前がついているからか、特別視されるようになってしまいました。人格軽視の疑いがあるとも言えるし、差別でもあると思います。二次障がいの心配も出てきます。

こういう事実があることを見ると、まだまだ発達障がいに対する認識が行き渡っていないような感じがします。学校で絶対的な権限を持つ校長も含めて、教師の発達障がいに対する研修をもっと充実させる必要があると考えます。そこで、発達障がい児の保護者のアンケート調査を実施したらどうでしょうか。どういう問題、悩みを抱えているかを知ることが施策の第一歩と考えますが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 特別支援教育の施策を推進する上で、障がいのある子供の保護者が抱える問題や悩み等を把握することは、大変重要なことであるというふうに認識をいたしております。このため、県教育委員会におきましては、保護者や一般県民向けの特別支援教育に関するフォーラムやセミナーにおきまして、参加者のアンケート調査を実施したり、全県的な支援体制の整備を推進する会議等におきまして、保護者や学識経験者等からの御意見を伺っております。また、本年度は、これからの学校教育のあり方を考える学校教育改革推進協議会におきまして、発達障がいをテーマに、校内支援体制の整備について広く意見を聴取しております。これらの機会を通して得られた貴重な御意見を参考に、施策の推進に取り組んでいるとこ

ろであります。今後とも保護者の多様なニーズの把握に努め、特別支援教育の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○横田照夫議員 いろんな取り組みをしていただいていることはよくわかります。でも、みんながみんなフォーラムとかセミナーに参加できるとは限らないと思います。知事や執行部の皆さん方は、「きめ細やかな対応」という言葉をよく使われますよね。発達障がい児を持つ保護者が学校でどういう問題を抱えているのかを知って、それに対してどのようにこたえていくのかを考えていくことが、きめ細やかな対応になるんじゃないかと考えますけど、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） ただいま御意見にありましたように、障がいのある児童生徒の保護者が学校に対してどのように感じているかということを知って、保護者と信頼関係を築くということは、児童生徒一人一人のニーズを的確に把握し適切な支援を行う上で不可欠なことであるというふうに認識をいたしております。そのためには、各学校におきまして、学級担任との個別面談や、特別支援教育コーディネーターとの相談等を通しまして、保護者との情報交換や意見を求める機会をつくることにより、保護者の思いや願いに耳を傾け、誠実な対応を心がけ、何でも話し合える雰囲気づくりに努めているところであります。県教育委員会といたしましては、今後とも、保護者との信頼関係を大事にしながら、児童生徒一人一人のニーズに応じた適切な教育的な支援が図られるよう、指導助言に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○横田照夫議員 ぜひよろしくお願ひいたしま

す。

それと、発達障がい児の高校進学ですけど、保護者はみんな心配をしておられます。現在、一つの私立高校に定数10名の共生コースがあるだけですが、こういうことこそ、県立高校が担うべきではないかと考えますけど、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 県立高等学校への入学につきましては、高等学校の教育課程を履修し、修得できる見込みがあることが条件となります。このため、発達障がいのある子供たちに対しましては、小学校の入学前から中学校卒業までの長いスパンの中で、特別支援教育支援員を配置するなど、一人一人のニーズに応じた適切な学習や生活の支援に努めているところであります。また、高等学校におきましても、本年度から、すべての学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、生徒の状況に応じて、障がいへの理解や指導方法の検討、関係機関との連携を図るなど、支援体制の充実に努めているところであります。発達障がいのある生徒を対象とした県立高等学校の教育につきましては、文部科学省が、昨年度から、指導方法や評価方法、支援のあり方等について研究を始めたところでもありますので、今後の国の動向を見守りたいというふうに考えております。

○横田照夫議員 国の動向を見守るというのも大事かもしれませんが、宮崎県として何か対応できないかということも、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

次に移らせていただきます。燃料や飼料、資材などが高騰を続けておりまして、農林漁業を初め、いろんな産業で大きな問題になっております。当然、そういう職業の知識を教える実業系高校も同じような影響が出ているんじゃない

でしょうか。海洋高校では、今、実習船がハワイ方面に実習航海に出ているそうですが、使用燃料の高騰分はどれぐらいになっているのでしょうか。それが学校経営にどのように影響を及ぼしているのでしょうか。実習に影響は出ていないのでしょうか。また、農業高校では、飼料や肥料、ビニール資材等でどれぐらいコストアップになっているのでしょうか。例えば高鍋農業高校では、昨年、県畜産共進会で和牛がグランドチャンピオンを獲得しました。これには県民から大きな称賛の声が上がりましたし、生徒たちもすばらしい経験と自信を得たものと考えます。でも、今回の飼料高騰の影響で、今の生徒が同じような実習を受けられないとしたら問題だと思います。飼料高騰は外部からの原因であって、学校の責任ではありません。そういうことで教育レベルの格差が生じるのはおかしいと考えます。県は、学校現場における燃料や資材等の高騰に対してどのように対処していこうと考えておられるのか、教育長にお伺いします。

○教育長（渡辺義人君） 御指摘のように、重油等の化石燃料や家畜飼料等が高騰する傾向にある中で、各農業系高校や、御案内のありました海洋高校など、実習においてこうした資材を必要とする学校におきましては、資材等の高騰により、専門高校としての教育活動に支障が生じることはないように、それぞれ具体的な対策を講じているところであります。個別学校ごとの影響額というよりは、対策として申し上げさせていただきますけれども、例えば農業高校の畜産部門におきましては、自分の学校内で栽培する家畜飼料の作付回数をふやすなどして、その自給体制を強化しているところであり、園芸部門におきましては、温室内に内張のカーテン

を設けることにより、ボイラーの燃料を節約することとしているところであります。また、現在、お話にありました海洋高校の実習船は、第1次遠洋航海を行っているさなかでありますけれども、実習の内容、日程については変更することなく、航海の総距離を短縮するなどして燃料の節約を図っているところであります。県教育委員会といたしましては、各学校におけるこうした有効な取り組みについて情報の共有化を進めるとともに、実習のための予算の適正執行について、これまで以上に綿密な指導を行うなど、必要な教育水準の維持確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○横田照夫議員 確かに、今の厳しさの中で、農家とか漁師の皆さんたちが取り組もうとしている節約対策を学習することも大事なことだと思います。でも、燃料や資材の高騰が原因で、どうしても学習レベルに格差が出るような場合には、教育委員会にはしっかりと予算要求してほしいと思いますし、財政部局にはそれにしっかりとこたえていただきたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

次に、農畜産業の将来のあり方について農政水産部長にお尋ねします。

ハウス園芸は本県農業の中心的な形態です。ハウス園芸は、燃料をたいて暖房することによって作物の生育を促成、抑制して、旬をずらして有利販売することを目的に始められたと思います。でも、これだけ燃料が高騰すると、ハウス園芸の有利性はほとんど発揮できないと考えます。世界情勢を見ると、石油が以前のように安くなることは望めそうにありません。もうそろそろ石油に頼らない生産構造を考えておく時期が来ているんじゃないでしょうか。

一方、畜産は、膨大な量の配合飼料に頼って

います。そのほとんどは外国からの輸入です。今の世界の穀物事情を考えてみますと、いつまでも今のような畜産のあり方が続けられるとは思えません。例えば和牛です。濃厚飼料を多給することによって霜降り、いわゆるサシを入れるための改良を進めてきました。これは外国からの輸入肉に対抗するために大きな力を発揮しました。つまり差別化することができたんですね。今までの流れの中では、これまでの取り組みは決して間違っていなかったというふうに考えます。でも、和牛肉を1キログラムつくるのに穀物が10数キログラム使われるということを見ると、今の穀物事情の中でいつまで続けられるかわかりません。輸入穀物の価格がさらに上がったり、輸入量が確保できないということになると、和牛経営はすぐに破綻してしまいます。このことはほかの畜種でも同じです。今のうちに、今後の畜産の進むべき道を探るべきだと思います。

このように、地球温暖化とか燃料、穀物の世界事情を考えると、それらに大きく依存してきた農畜産業のあり方を抜本的に見直さざるを得ない時期が、近い将来に来るような気がします。そのための、県はそれらの対策を今から考えていくべきだと考えますが、農政水産部長、いかがでしょうか。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 本県の農畜産業は、原油・飼料価格高騰の影響を受けまして、厳しい経営環境に直面するとともに、地球温暖化の影響も懸念される状況でございます。このような状況の中で、農家経営の安定向上を確保するためには、緊急的な措置とあわせて、中長期的な視点に立って、発想の転換を図りながら、本県農畜産業の将来像を検討することも必要であると考えております。このため、

原油・飼料価格の高騰等につきましては、輸入資源に依存した生産構造の改革を目標に、施設園芸では、木質や畜ふんのペレット等を活用した脱石油型エネルギーへの転換、それから畜産では、飼料米やエコフィードなど、国内資源を最大限に利用した飼料自給率の向上等について、積極的に取り組んでいるところであります。さらに、県では、本年度、温暖化研究センターを設置いたしまして、温暖化を「防ぐ」「生かす」「抑制する」、この3つの視点から、産業界や大学等とも連携し、調査検討を開始したところであります。今後とも、これまでの安全・安心に加えまして、健康や環境の視点からの農業生産を確立していくため、産学官及び農商工連携による新たな技術開発等に努めながら、消費者等の期待にこたえられる産地づくりを推進してまいりたいと考えております。以上であります。

○横田照夫議員 氷温貯蔵という技術があるそうです。凍るか凍らないか、ぎりぎりの温度で貯蔵する方法ですけど、この方法を使うと、品質を保持しながら長期間の保存ができるそうです。これがもし有効であれば、ハウスによらなくても旬をずらして出荷ができます。このように、生産部門だけじゃなくて流通部門でも可能性を探りながら、また、常識も疑ってみるぐらいの発想の転換をしていただいて、農業の将来を誘導していただきたい、こんなふうに思います。頑張ってくださいと思います。

次は、県民との約束としておりましたが、それを削除していただいて、その中の2つをそれぞれ独立した質問とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に、佐土原町の巨田県営農免農道整備事業について質問します。

この事業は、総延長2,730メートルで、5工期に分けて整備が進められ、現在までに3工期が完了し、現在4工期分が進行中です。残る5工期分はいまだ未採択となっております。当初予算は23億8,500万円でしたが、工法等の見直しによって約10億円圧縮してやれる見込みだということです。でも、県は、財政状況悪化等によって、残る5工期分は見直しの方向で検討中と聞いております。今後の取り組みはどうなっているのでしょうか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 巨田地区につきましては、平成9年度から順次採択されまして、平成12年度までに全線が採択されたところがあります。しかしながら、農道整備事業につきましては、平成12年度に全国一斉に見直しが行われまして、巨田地区におきましても、一部未着手区間が切り離され、再度採択が必要となったところがあります。この区間の再採択につきましては、現在、申請者の宮崎市におきまして、社会経済情勢の変化による事業効果の分析、それから、コストの縮減などについて検討しておられるところでございます。県におきましては、これらの検討状況を踏まえまして、実施中の4期地区の進捗状況や予算配分等を総合的に勘案いたしまして、適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○横田照夫議員 事業が計画されたときは、県は地元住民に対して、この道路の重要性を説いて協力要請をされたというふうに思います。住民はそれを理解して協力し、用地買収などにも応じてきたはずですが、それなのに、もし最後まで仕上げずに途中で終わるということになれば、その道路の利便性と将来性を大きく損ねるとともに、住民との約束をほごにすることにな

るのではないかと考えますが、農政水産部長、いかがでしょうか。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 先ほど申し上げましたとおり、巨田地区につきましては、宮崎市における検討状況、4期地区の進捗状況に加えまして、これまでの全線採択の経緯、その後の見直しの経緯を十分踏まえた上で適切に対応してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 何とか最後まで仕上げてくださいように、御努力をお願いしたいと思います。

次に、またまた佐土原町なんですが、佐土原町の天神川の河川改修についてお尋ねします。

天神川流域は、現在、県営経営体育成基盤整備事業で農地の基盤整備が進められています。県は、その基盤整備事業の効果を上げるために並行して天神川の河川改修をすることで、平成25年度までに用地買収を終わるという覚書に沿って、毎年予算づけをしていただいております。今年度、基盤整備の中で、地元や宮崎市の負担も入れて河川の暫定掘削をしておりますが、間にある道路の関係で、河川をクランク状に曲げざるを得ず、排水機能が著しく妨げられています。基盤整備が進むにつれて水はけ率がアップし、短時間で河川へ排出されるようになったことと相まって、大雨時には、農作物の浸水、道路や宅地の冠水等が発生するようになりました。それを解消するためには、間にある道路に橋をかけ、クランク状になっている河川を真っすぐにすることが必要だというふうに考えております。財政逼迫の折ですので、仮橋でもいいんです。単独予算が厳しいのであれば、用地費分を回してでもそちらを優先していただきたいと考えますが、県土整備部長、いかがでしょうか。

○**県土整備部長（山田康夫君）** 天神川につきましては、県単独事業により、平成18年度から用地買収に着手しまして、本年度までに約50%を取得しております。平成24年度までにはすべての用地買収を完了する予定でございます。今後の改修工事につきましては、事業の進め方及び工事の手法について、関係部局や宮崎市と調整を図りまして、早期に着手できるよう努めてまいりたいと考えております。

○**横田照夫議員** 地元の人たちに、基盤整備が進んでいるのに水につかるということに対するいら立ちがあります。希望を持って基盤整備に参加した農家の気持ちをぜひ理解していただいて、できるだけ早期に工事着手できるように努力をお願いしたいと思います。

私は、できるだけ県政全般にわたる質問をしたいと考えておりますが、今回はローカル色の強い質問になってしまいました。でも、不断に地元目線で活動していることのあらわれということで考えていただければ幸いです。

県職員の皆さん方に、公務員の宣誓書にあるように、県民全体の奉仕者として県民の期待に沿えるように、誠実かつ公正に職務を執行していただくことを望みながら、また、応援のために傍聴に来てくださった皆さんに感謝を申し上げ、質問のすべてを終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○**坂口博美議長** 次は、宮原義久議員。

○**宮原義久議員**〔登壇〕（拍手） 本日4番目の質問となります。しばらくの間おつき合いを願いたいと思います。

本日は、私の質問のために、地元からも傍聴に来ていただいております。まことにありがとうございます。

ことしに入り、中国の冷凍ギョーザ問題、そ

して三笠フーズの事故米流通事件等々、食の安全に関するさまざまな問題が発生し、食に対する関心が高まっています。先日、テレビを見ておりましたら、スイス、ノルウェーの食に関する報道がなされておりました。スイスは、自給率が60%、農家に対する所得補償制度がしっかりとしており、国民も国産を中心に購入するようであります。卵が1個スイス産で60円以上、輸入物は半額以下でも売れないとの報道でありました。国内で生産ができない時期の野菜類は、仕方がないので輸入品を購入しているとの消費者の声でありました。また、ノルウェーの大型まき網船の乗組員の年収が2,000~3,000万円で、医師並みの年収となっているとの報道もありました。経済大国日本の現状は、今や三流国と言える状況と感ずるものであります。島国である日本と大陸の国に大きな差が生じつつある気配を感じております。世界の現状を、インターネットや報道だけの情報収集でなく、しっかりとじかに見ていかなければならないと考えております。

私は、9月初めに島根県の宍道湖漁協を訪問させていただきました。前にも発言をさせていただきましたが、シジミで有名なところであり、シジミ漁をしている組合員は293名、組合員の数及び漁獲規制もしっかりとしており、293名の組合員のうち、50歳以下の担い手が110名いらっしゃるという話を聞かせていただきました。農業、建設業、商業、各分野において担い手の対策を言われておりますが、原点は、いかに生活のできる所得を確保するかの一点であると思います。本県は、国内において食料供給基地であります。本県は、特に残留農薬の検査体制も全国最先端を進んでいる現状であり、国内産が見直されている今、どう対策を打つかが重

要であり、早急な対策を望む必要があるのではないかと考えております。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、財政問題についてお伺いをします。

本県の財政は、皆さん御存じのように自主財源に乏しく、地方交付税等の依存財源に頼る構造となっております。前知事のもとで、これまでのような予算編成では基金が枯渇し財政が破綻するとして、財政改革推進計画を策定され実行されてきました。当初予算のピークであった平成13年の当初予算は6,812億円であり、平成20年度の当初予算と比較すると1,222億円の減額であります。平成16年度当初予算額6,150億円、平成20年度当初予算額5,590億円で、560億円の減額となっております。この5年間も、将来にわたって健全財政を維持するとして、前知事から東国原知事になられた後もあらゆる改革を進められております。景気は都市部においてはよかったようですが、地域間格差という言葉のように、地方においては後退するばかりとなっております。平成16年度当初予算と平成20年度当初予算を比較すると、歳出目的別区分で増加しているのは総務費、民生費となっており、この項目以外は減額となっております。特に、土木費260億円、農林水産業費254億円、商工費51億円などが大きく減額されています。平成16年度と17年度というように、その年を前年とすべて比較してみましたが、減少しているのは土木費、農林水産業費、商工費となります。つまり、現状で予算をカットできる部分は、こうした事業部署の予算しか切れないようであります。宮崎県の現状は、公共事業の減少等で非常に厳しい建設業、原油高騰・飼料高騰で厳しい農林水産業、これらの厳しい状況で影響を大き

く受けている商工業となっております。次年度の予算編成においても、これらの項目の予算が中心に減額されることとなるのかを、知事にお聞かせ願います。

以下、自席にて質問させていただきます。

(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

来年度の予算編成についてであります。本県におきましては、現在、厳しい財政状況に対応するため、第2期財政改革推進計画に基づき、投資的経費の削減のほか、事務事業の見直し等により、収支不足の圧縮に取り組んでいるところであります。このため、予算の編成に当たっては、予算編成方針等において基本的な考え方を定めた上で、全部局一律に、義務的経費を除く経費について一定のシーリング率を設定し、その範囲内での調製を行っているところであります。御指摘のありました土木費、農林水産業費及び商工費は、元来、予算額そのものが大きいため、結果として、他の費目に比べ減額幅が大きくなっているものであります。一方、総務費、民生費についても、当然、同様にシーリングを設定し、歳出の削減に努めているところですが、近年では、市町村合併や税源移譲に要する経費、また社会保障費の自然増などにより増加しているところであります。今後も、県の財政状況は予断を許さない状況でありますので、来年度の予算編成におきましても、全部局一丸となって、引き続き、財政改革を着実に推進してまいりたいと考えております。 [降壇]

○宮原義久議員 ありがとうございます。確かに、言われるように、総務費とか民生費については、高齢化も進んでいますし、仕方がないのかなというふうに思っているんですが、やは

り、土木費、農林水産業費、商工費は、全部比較してみますと、必ず大きく減少しておりますので、その部分が予算的に大きいということもあるんだというふうに思います。農林水産業、この費用に関する分野では大変厳しい状況がありますので、そのあたりも十分勘案して予算編成をやっていただきたいというふうに思っております。

次に、副知事にお伺いをさせていただきます。経済的には大変厳しい状況が続いていますが、来年度の本県の税収は伸びると見ておられますか、減少すると見ておられますか。

○副知事(河野俊嗣君) 県税収入につきましては、毎年12月から1月にかけて、国の税制改正による影響を初めといたしまして、地方財政計画や県内の経済動向、また、これまでの県税収入の状況など総合的に検討した上で、見通しをつけて予算編成に取り組んでいるところでございます。したがって、現段階で来年度の県税収入の見通しを立てることは、これから年末にかけて議論されます国の税制改正の動きなど考慮しなければならないさまざまな要因がありますので、困難ではありますが、県税の約2割を占める主要な税目である法人事業税などは、景気の変動を受けやすいことや、最近の世界的な金融不安などの経済状況を見ますと、増収を期待できるような状況にはないものと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。多分そういう状況で、県税としては伸びないだろうというふうに見ております。

次に、他県の議員の方々と意見交換をさせていただいた折に、その県が努力して税収を伸ばしても、国は伸びた分の交付税を削るとの意見を聞かされたところであります。税収を伸ばす

努力をするよりも、交付税を削られないようにしたほうがましだというような意見でありましたが、そのようなことが現実であるとすれば、地方自治体が努力をして税収を伸ばすということであっても意味がなくなるわけでありまして、実際こういう状況があるのか、副知事、どのようにお考えでしょうか。

○副知事(河野俊嗣君) 地方交付税についてでございます。普通交付税につきましては、多少教科書的な説明になりますが、標準的な行政を行うための経費であります基準財政需要額から、標準的な税収であります基準財政収入額を差し引いた財源不足額に応じて配分される制度となっておりますところでございます。この基準財政収入額に実際の税収額を100%充てるとなりますと、ただいまの御懸念のような事態が生じるわけでございますが、そうならないための制度的な仕組みが主に2点なされております。1点目は、課税客体の捕捉率や税の徴収率などにつきまして、この基準財政収入額の算定においては、収入実績をそのまま用いるのではなく、全国一律の理論的な数字を用いているということ、それからもう1点は、算入される額は税収見込み額の全額ではございませんで、75%となっております。残りの25%の分につきましては、基準財政需要額に算入された財政需要以外の各自治体独自の施策を行うための財源として、それぞれの自治体に留保された財源、すなわち財政の自主性、主体性を尊重するような仕組みになっておるわけでございます。各団体の徴税努力により税収がふえればふえるほど、この留保財源分が増加して、地方交付税と地方税とを合わせた一般財源が確保される仕組みとなっておりますところでございます。

○宮原義久議員 ありがとうございます。そう

言われるんですけど、実際いろいろ聞いてみると違うんですね。やはり、地方が努力してもそれが生かされないというような話をよく聞くものですから……。特に、中央に帰られるでしょうから、そのあたりも十分に、地方を切り捨てない状況でやっていただきたいというふうに思っております。

また、関連した形になりますが、副知事は、本県と中央政府のパイプ役であります。本籍は総務省であります。住所は宮崎県という立場であると思っておりますが、国より地方、いわゆる宮崎県に予算を多く流さないことが、中央で評価され、一方、宮崎県に多くの予算を持ってくることによって、宮崎県民は評価することになってくるというふうに思いますが、中央に本籍がある副知事は、中央からの指示を重要視されておられません。宮崎県のために中央と渡り合っても予算を獲得するぐらいの覚悟はあるのか、お聞かせ願います。

○副知事（河野俊嗣君） ただいま、本籍は総務省という御指摘がございましたが、現在の身分上は宮崎県職員でございまして、さまざまな予算要求、また制度改革の要望活動などにおきましては、宮崎県の立場を体して具体的な意見を述べさせていただいているところでございます。国との連携は非常に重要なことであると思っておりますが、今なすべきことは、宮崎などの地方の実態をいかに国に届け、国によりましてさまざまな制度改革なり予算の対応をしてもらうかということでございます。宮崎の実態を伝えることによりまして、そういう形でこの国全体をよくしていく、そういうふうな姿勢で取り組んでまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、各種改革にも限界がいろいろと来ているのかなというふうに思います

が、他県においても、行財政改革の一環として、一般職員の給与の減額が23道府県において実施されております。最大は大阪府の9.5%であります。九州においても、佐賀県が4%、鹿児島県5～6%、沖縄県が3%となっておりますが、本県でも、平成22年には基金が枯渇するとの状況であります。給料を減額することは、一般職員の生活設計、仕事に対する意欲の低下にもつながり、褒められた話ではありませんが、現実一般職員の給料の減額をやらざるを得ない時期も近いと思っております。この点について知事はどのようにお考えでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 県におきましては、現在、第2期財政改革推進計画に基づく取り組みのうち、人件費に関しましては、適正な定員管理による職員数の削減のほか、特別職の給料減額、また一般職員についても、管理職手当の減額及び給与構造改革による給与水準の引き下げを行っているところでございます。今後とも、財政状況の厳しい状況は継続するものと見込まれますことから、引き続き、第2期財政改革推進計画に基づく取り組みを着実に推進していくことが重要であると考えており、さらなる改革の取り組みにつきましては、収支不足や基金の状況を初め、本県財政の現状等を十分に見ながら、その必要性を総合的に検討してまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。

それでは次に、建設・公共事業の問題、県単独事業についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

本県の建設業を取り巻く環境は、かつて経験のないほどの厳しさで、とうとう8月8日には県内最大手の志多組までもが民事再生法の適用を申請する事態となりました。今月の2日には

建設関連産業危機突破総決起大会が開催され、こうしたことを受けて、今回、土木一式工事で2,000万円以上の工事とそのほかはそれぞれの金額で、建設関連業務においても、建設工事等に係る予定価格の事後公表を試行することとなりました。県が常に発言されています、不適格業者の排除という観点から、一定の評価はされるものと思いますが、県内各地では倒産の話や夜逃げの話が絶えないような状況が今も続いておりますし、厳しい状況から、子供に建設業を継がせられないなどの苦しい意見を聞かされております。県としては、この現状をどのように考えておられますか、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） 本県では、建設投資額がピーク時に比べ半減していることに加えまして、一般競争入札の拡大による競争性の高まり、ここに来まして建設資材の高騰などにより、建設産業を取り巻く経営環境は大変厳しい状況となっております。しかしながら、社会資本整備の担い手である建設産業は、災害時の緊急対応などに大きな役割を果たしますとともに、中山間地域を初めとする地域の経済と雇用を支える重要な産業であります。したがって、建設産業の健全な発展を図るために、20年度重点施策に建設産業対策を位置づけまして、経営相談窓口の設置や新分野進出に対する支援など、総合的な施策を展開しているところであります。

○宮原義久議員 それでは次に、従業員を多く抱えている業者が倒産した場合には、資格を持っている従業員が新規に会社を起こすケースが多いと聞きます。したがって、県内の建設許可業者数は減少しないというふうに聞きますが、県土整備部長、現在の状況をお聞かせくだ

さい。

○県土整備部長（山田康夫君） 平成20年3月31日現在の許可業者数でございますけど、5,317業者であり、前年同期と比べ208業者、3.8%減少しております。本県のみならず、すべての都道府県において3年連続減少しているところでございます。一方、本県では、この3年間に約500業者が新たに許可を取得していることから、議員の御質問にありましたように、建設業は比較的参入しやすいという側面もあると思われま

○宮原義久議員 そういうことで、技術者をたくさん抱えている優秀な業者のほうで倒れていって、倒産なり廃業なりということで、小さい業者がかなりふえてくるような現状があるんじゃないかというふうに思いますから、その辺も十分な分析をされた上で、改革は進めてほしいというふうに思っております。

次に、建設業の異業種への転換ということで、県内9カ所に相談の窓口を開設され、本年度22件に対して助成を決定されているようですが、未知の仕事に対する不安や、資金・技術面の不安から、なかなか転換できないと聞きますが、建設産業の今後を懸念し、仕方なく異業種への転換は進むと考えます。しかし、助成の事業費にも限りがありますが、今後も増額していけるつもりなのか。また、助成を申請したにもかかわらず助成を受けられなかった企業よりクレームを聞きますが、公平な形での助成の決定となっているのか、県土整備部長、お聞かせください。

○県土整備部長（山田康夫君） 新分野定着促進のための助成金につきましては、今年度補助枠を500万円から3,000万円に増額するなど、拡充を図ったところでありますが、今年度も補助

枠を上回る要望をいただいております。現時点で、昨年度実績の2倍に当たる22件の交付決定を行っております。また、今年度、経営相談窓口には約40件の相談や、新分野進出に関する集中セミナーに約40名の参加がありました。このような状況を見ますと、新分野進出に対する機運が高まっているのではないかと考えられますので、今後も助成制度のあり方について検討してまいりたいと考えております。なお、助成先については、助成基準を明確に定めるとともに、第三者委員を含む審査会において、資格要件、事業内容等の厳正な審査を行い、決定をしております。

○宮原義久議員 助成基準が一通り示された中で運用されているというふうには思っておりますが、やはり当初は、ある程度のものであればいろいろと助成をしていただけるというような話もあったようですから、どんどん多くなれば多少削られてくるのかなというふうに思います。そのあたりの基準が、ある程度こんなものですよというのが広く皆さんに周知されるように要望しておきたいと思っております。

次に、今回の補正予算には20億6,000万円の公共事業の増額分が含まれております。県として業界に配慮した補正となっておりますが、中身については、河川や道路の維持修繕費が中心となっている県単独事業費の3億5,000万円のつけかえによる事業金額の増額となっております。ありますが、維持修繕費はしっかりと確保できているのか。県土整備部長、お聞かせいただきたいと思っております。

○県土整備部長(山田康夫君) 今回の補正予算の県単独事業の減額分でございますけれども、道路の維持補修費となっております。その減額分は、国の補助事業で道路の維持補修が認

められている地域自立・活性化交付金事業の県費負担分に充てております。この結果、道路の維持補修費については約11億2,000万円の増額になりまして、より多くの事業量を確保したものであります。

○宮原義久議員 道路の維持修繕費については11億2,000万円の増額ということで、これまで以上に十分対応ができるというふうに思っております。

そこで次に、知事がいつも、自然が多く、おもてなし、いやしを与える県としていきたいと言われております。本県はこれまで、観光という部分を大事にしてきたと思っておりますが、沿道が非常に荒れているとは思いませんか。昭和44年には宮崎県沿道修景美化条例が施行され、目的として、「県内の沿道において、すぐれた自然景観及び樹木その他の植物を保護するとともに、花木類の植栽等を行うことによって、沿道の修景を図り、もって郷土の美化を推進することを目的とする」となっておりますが、近ごろ、県単独予算の減額から、道路の沿線の草刈り業務が年1回刈り取るのがやっとな聞きまし、刈り取り幅の縮小や植栽されている樹木も手入れが行き届いておりませんが、この現状を知事はどのように考えておられますか。

○知事(東国原英夫君) 本県は、昭和44年に全国に先駆けて沿道修景美化条例を制定し、郷土の美化を推進し、宮崎らしい潤いと安らぎのある道路環境の創出及び保全に努めてまいりました。このことは、本県の観光振興に大きく貢献したものと考えております。しかしながら、その現状は、厳しい財政状況の中、従前と同様の対応が困難となってきております。このような中、「おもてなし日本一」を目指していくためには、観光道路を中心に取り組んでいくな

ど、限られた財源を効率的かつ効果的に活用するとともに、県民の皆様にも、道路愛護についてより一層関心を持っていただき、美化活動への参加など御協力をお願いしたいと考えております。今後も、宮崎県が全国に誇る沿道修景美化条例の精神を大切にして、沿道の修景美化に努めていきたいと考えております。

○宮原義久議員 それでは次に、条例では、県の責務として、「この条例の目的を達成するため、沿道の修景のための施策を策定し、これを総合的に推進するものとする」となっていますし、住民の責務としては、「県が行う沿道の修景のための事業に協力すること等により沿道の修景に寄与するように努めるものとする」となっております。住民等に業務の委託などを考えていかれるつもりはないのか。業者を入れることで刈り取った草を全線持ち出すなど、やる必要はないのではないかとこのように思っております。ガードレールの外に置くことで草の伸びも抑えられると考えますが、県土整備部長、どのような感想をお持ちでしょうか。

○県土整備部長(山田康夫君) 草刈り業務については、その作業が沿道でありまして、作業時の安全確保等の観点から、業者へ委託しているところでもあります。また、御提案にあります刈り取った草をガードレールの外に置いておくことは、風で飛ばされるなど交通に支障を生じますことから、持ち出しを行っております。さらに、刈り取った草は一般廃棄物となりますことから、一般廃棄物処理施設への搬入、あるいは周辺環境へ影響を及ぼさない適当な場所での自然堆肥化など、適切に処理をしているところでもあります。一方、住民参加としては、県単独事業による「ふるさとの道・川・海」愛護ボランティア事業を展開しておりまして、地元団体

の皆さんが区域を定めて草刈りや草花の管理等を行っていただいております。このような中、限られた財源を有効に活用していく観点から、道路の維持管理については、さらなる官民協働を進めていく必要がありますので、今後とも、愛護ボランティア事業の拡大と新たな取り組みについても検討してまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ちょうど私の地元で高速の周辺、ちょうど土手——土手というか、のり面ですね。このあたりを、たばこの農家の方が堆肥とするためにきれいに刈り取って持っていかれるような状況がありますので、畜産の関係者とかそういったもの、例えば河川敷なんかの広いところは、そういったところがあると思いますが、そういったものをうまく活用して、少しでも地域の人力をかりるといことも大事かなと思いますので、十分な検討をお願いしておきたいと思います。

時間がないので、どんどん飛ばしますが、次に、小林市立市民病院についての質問をさせていただきたいと思います。

この問題については、私が議員になってから何回となく質問させていただいております。担当職員から質問のたびに、「補助金は非常に厳しい。勘弁してほしい」と言われた経緯もありますが、西諸8万数千人の医療部門の中核を担っている病院でありますので、引き続き質問をさせていただきます。

小林市立市民病院は、現在、改築が進められている状況であり、完成後の補助金の支出は考えられませんので、改築問題として私が質問するのは、今回が最後となると思います。現在、小林市立市民病院は昭和47年5月に開設され、現在37年が経過しております。新病院建設に向

けて平成20年3月に着工、平成21年7月16日完成、9月24日に開院を目指し、総事業費52億円をかけて工事が進められております。これまで何回となく述べてきましたが、西諸医療圏域には国・県立の病院やそれに準ずる病院がなく、一般病床100床以上の急性期病院はこの市民病院しかなく、西諸医療圏域で唯一の第2次救急医療機関であり、災害拠点指定病院、感染症指定病院として指定を受け、西諸圏域の医療の中核を担っております。今回の改築事業に関しては、地域医療を担っていただいております西諸医師会からも、高度医療体制の整った高次医療病院の設置を望まれております。中核病院として、この病院の入院・外来ともに、旧須木村と合併する以前は、患者の市内・市外の比率は、市内60%、市外40%、合併後は、市内65%、市外35%となっておりますし、広域消防からの救急患者の受け入れも増加しております。入院・外来患者の利用者も増加傾向となっておりますが、この改築についてと、患者の市内・市外の状況を福祉保健部長はどのように考えておられますか。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 小林市立市民病院につきましては、西諸医療圏における中核的な病院として、県の医療計画においても2次救急医療施設及び災害拠点病院に位置づけられており、患者の状況などから見ましても、この圏域において大きな役割を果たしていただいているものと考えております。また現在、医療提供機能の充実を目指し、改築整備が進められている最中ではありますが、今後も引き続き、その役割を果たしていただけるものと考えております。

○宮原義久議員 中核病院ということで、近隣の市町より患者を受け入れても、今回の病院建

設費を各自治体より支出という形ではしてもらえないわけでありまして、中核病院という位置づけを県のほうでやっていただいた割には、一体何なのかなという気がしておるところでございます。

次に、県立病院は、経営面は関係者の御努力によりまして改善をされておりますが、県の一般会計より、各病院に数十億単位の繰り出しを行っての運営となっております。同じ県民として、県立病院の恩恵を受けにくい地区だからといって税金が安いわけでもないわけで、県民の医療面における平等性を、福祉保健部長はどのように考えておられますか。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 県立病院では、高度医療や先駆的医療あるいは3次の救急医療など、民間や他の公立病院では採算面等で対応が難しい医療にも取り組んでおりまして、このような観点から繰り入れを行っております。御質問の平等性ということではありますが、病院や医師などの医療資源の状況は、圏域でそれぞれ歴史的な経緯等もありまして異なるところであります。このため県といたしましては、このような中で、県立病院や公立病院など各医療機関の役割と機能を明確にするとともに、連携の強化に取り組み、県民に効果的な医療を提供できるよう努めているところであります。

○宮原義久議員 次に、小林市立市民病院は、平成9年3月に災害拠点病院の指定を受けておりますが、平成17年までは国より補助金も出ていたようであります。平成18年より、災害拠点病院が民間の病院である場合には補助金を出すが、公立病院には出さないという仕組みとなっているようであります。中核の病院を持つ自治体は、経営的にもより厳しい経営を迫られるこ

とに關しまして、知事はどのようなことを考えておられますか。

○知事（東国原英夫君） 本県の市町村立病院は、地域における基幹的な医療機関として、地域医療の確保に重要な役割を果たしておりますが、近年の医師不足等もあり、その経営環境は非常に厳しい状態にあると思います。このような状況の中で、病院を有する市町村におきましては、その額はさまざまありますが、病院事業に対する一般会計からの繰り出しを行っており、市町村財政そのものが厳しさを増す中、大きな負担となっている市町村もあることは認識しております。市町村立病院をめぐる経営環境は、引き続き厳しい状況にありますので、県といたしましては、今後とも、地域医療の確保と市町村財政の健全性の維持の観点から、関係市町村に対し、必要な助言を行ってまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 今、答弁されたように、市町村の財政そのものが厳しさを増す中、大きな負担となっている市町村もあると認識をしておりますと。ちゃんとわかっておられるじゃないですか。そういう病院があるところとないところ、例えば、日南市——出しては失礼なんです——はそれをやらなくていいわけですね。そして、「自治体病院を持っているところは、いろんな交付税なりそういったものが一般交付税の中に入っています」と言われるんですが、私も小林市のほうを調べさせてもらいましたが、それ以上に繰り出さないと病院経営が成り立たないんですよ。そういう状況がありますから、何十億も出しているところと出していないところ、初期の経費だけでも出しませんかということを私は言っているのでありまして、十分な検討をお願いしたいと言ってきましたが、なかなか

か今でもいい返事をもっておりません。

次に、小林市長を初め関係者で、市民病院建設に向けた支援のお願いを、平成19年7月24日に知事にさせていただきましたが、支援についての考えをお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 市町村立病院の経営環境が大変厳しい状況にあることは、十分認識しているところでありますが、市町村立病院の施設・設備の整備に係る国庫補助というのは、先ほども議員がおっしゃったように、国の三位一体改革の一環として、平成18年度に廃止され、市町村に財源が移譲されたところであります。このような状況や、本県の厳しい財政状況からも、財政支援は困難と考えていますが、病院事業債や合併特例債を初め、国の国民健康保険調整交付金の活用など、県としてできる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 病院事業債、合併特例債、そういうものは、当然、県の担当部署と市が打ち合わせていただいて、そういうものの活用を図っていくということになると思います。国の国民健康保険調整交付金というのは国からいただくものでありまして、結果的には県からはお金が出ていないという話になるのではないかと思います。だから、やはり県としてできる限りの支援をしてまいりたいということであれば、何らかの形がそこに見えるべきだというふうに私は思っておりますので、考えてほしいと思います。

次に、改築に対しての補助金支出の方向性について、福祉保健部長は知事と十分な検討を行われたのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 地元の小林市からの陳情等を踏まえまして、部内でも慎重に

検討し、知事とも十分協議を行っております。

○宮原義久議員 いろいろこうやって質問させてもらってやりとりする中で、都合が悪くなるとどんどん返答が短くなるという傾向があるんですが……。

次に、総務部長にお伺いをさせていただきます。これは基本的には福祉保健部長のところだというふうに思っておりますが、政治的判断とかという形になれば、知事が直接、そういった方向を出していいのかなと私は思っております。そこで、知事より、この改築に対して補助金を出すことが可能なのか、いや、やはりできないという考えなのか、財政面においてそういう指示が総務部長のもとにあったのかなかったのか、お聞かせを願いたいと思います。

○総務部長(山下健次君) 現時点で、そういった指示はございません。ただ、基本的に補助金の支出につきましては、事業を所管する部局におきまして、公益性、緊急性、公平性等について検討を行いまして、補助金支出の可否を判断の上、私ども財政所管部局である総務部に予算要求が行われるという手続になっております。今回の病院整備につきましては、先ほど知事も申し上げましたように、元利償還金の7割が交付税で措置される有利な起債であります合併特例債の活用について、これは市町村指導という立場から助言を行ったところでございます。今後とも、病院経営の健全性が確保されるよう、必要な助言を行ってまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 一生懸命検討したんですが、補助金支出の可否を判断の上ということであれば、出せないという判断をしている状況なのかなというふうに思っております。

次に、県内すべての公立病院の改築に対して

補助をしていないということがあるようであります。支出ができない理由は、それが中心になっているんじゃないかというふうに思いますが、県内の一般的な公立病院と中核病院である小林市立市民病院は同じなのか。中核病院という肩書きはついているんだけど、冠はついているんだけど、同じなのかということ、福祉保健部長はどのような見解をお持ちでしょうか。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 小林市立市民病院につきましては、中核的な病院ということで認識しておりますけれども、先ほどから申し上げているように、三位一体改革で市町村に財源が移譲されたことや、本県の財政状況等を総合的に勘案して、困難であるというふうに判断しているところであります。

○宮原義久議員 厳しいという判断のようなんですけど、やはり、こういう状況があったときに、政治的な決断というのがあっていいんじゃないかというふうに思っています。私が福祉保健部長に何とかしてくれと言っても、部長のところ、周辺全体を見たときに、なかなか厳しいという状況であれば、それを出しなさいという方向にはなかなかいかないだろうというのも、わからないわけではありません。ただ、知事も、西諸地域、いろんなところで病院の必要性——これは都城圏域でも言われているというふうに思いますが、そういうことは聞かれているというふうに思っています。だから、そういったものを考えたときに、幾らかでも出すべきじゃないかなという思いがあるとすれば——ないというふうに言われればそこまでなんですけど——福祉保健部長と2人で話をするのではなくて、財政当局も含めた中で、何とかそういう方向はないのかというぐらいの議論がないと、一生懸命陳情に来た、あげくの果てがナシのつぶてで

は話にならないのかなというふうに思っております。

農林業であったり、商工業のいろんな事業予算を進めるに当たって、国が幾らの補助、県が幾ら出し、そして自己負担の分が幾らですよというような、数人が恩恵を受けるような事業には、結構、県費が何分の1というのが支出されますが、数人が恩恵を受けるのには県費の支出が可能であって、地域全体の医療を何とかしてほしいというのには1円も出せないというのは、大変理解しがたいものがあると思っております。私は、一般質問という形では今後はもう質問はしません。来年度予算編成に当たり、まだ間に合いますので、そのあたりを——多分、議員の方々も、私が言っているのを半分は理解をいただいているんじゃないかなというふうに思っております。やはりそういったものが幾らか出てこないと話にならないんじゃないかなというふうに思っておりますので、十分な検討をよろしく願いしておきたいというふうに思っております。

次に、来年度開催される予定となっております——来年一番大きな行事となるんじゃないかと思いますが——スポーツ・レクリエーション祭についてお伺いをします。

大会方針としては、「勝敗にこだわることなく、各年齢層に応じた楽しく参加できる大会とする。競技だけでなく、参加者同士及び参加者と県民の友好を深め、お互いに交流の深まる大会とする」などの方針に基づき、来年10月17日から20日にかけて、宮崎県総合運動公園をメイン会場に、都道府県代表参加種目18種目、フリー参加種目6種目の計24種目を、16市町で開催することとなるようであります。開会式の参加者が2万人、競技参加者も約1万2,000人で、特

別行事やシンポジウムの開催、協賛事業として、来年4月1日より10月31日まで、県内全地域において開催されるようであります。県においては、教育委員会の中に全国スポーツ・レクリエーション祭推進室も設置され、各種準備に当たっておられるようであります。他県での開催の大会には参加しなくても、宮崎大会は知事効果もあり、参加したいとの声が全国にあると、競技関係者からお伺いをいたしております。全国より、競技を競うためだけでなく、観光地を回るなどの楽しみを持って参加されるようであります。宮崎県を売り込むのには絶好の機会とも考えますが、知事はこの大会をどのような大会と考えているのか、お聞かせください。

○知事(東国原英夫君) 全国スポーツ・レクリエーション祭「スポレクみやざき2009」は、2001年に開催されました「日本スポーツマスターズ宮崎大会」以来の生涯スポーツの一大祭典であります。県としましては、この祭典を通じまして、県民の健康づくりや生きがいづくりの意識を啓発するとともに、スポーツランドみやざきや地域の魅力などをアピールできる祭典にしていきたいと思いますと考えております。また、地域活性化を図るためにも、この祭典を契機としまして、各種目が地域スポーツとして定着することを期待しているところであります。祭典の開催まで1年余りとなりましたが、私も県実行委員会の会長として、祭典成功のために、あらゆる場面で「スポレクみやざき2009」をPRしていきたいと思いますと考えております。今後とも御支援、御協力をお願いしたいと思っております。

○宮原義久議員 本当にすごいなと思うのは、知事を見たいから来たいというような話がある

ことなんです。だから、この期間、各会場で知事が直接そういった方と触れ合っていたいただくのは、非常に宮崎を売り込むには効果的かなと思いますので、私たちも回らせていただきますが、一生懸命PRをしていただければありがたいと思います。

次に、教育長には、現在までの準備状況と市町村及び各種スポーツ団体との連携についてはどのような状況となっているのか、お伺いをします。

○教育長（渡辺義人君） まず、現在までの準備状況であります。去る5月に県実行委員会を立ち上げまして、式典内容や宿泊、輸送方法の検討などを進めているとともに、祭典を周知するため、全市町村への広報キャラバンや、各種イベントでのマスコット「ザッキー」を用いたPRを行っているところであります。また、この祭典を成功させるためには、会場地となります8市8町や種目団体との連携が不可欠となりますことから、県の実行委員会の中に、種目団体を含めた形で会場地専門委員会を設けまして、地域の特色を生かした「おもてなし」や大会運営につきまして、鋭意協議を行っているところであります。県教育委員会といたしましては、参加された皆様に、「宮崎に来てよかった」と思っただけけるよう、今後とも、会場地や種目団体などと連携を図りながら、受け入れ体制の整備に万全を期してまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 準備に万全を期され、そして楽しい大会となるよう、よろしくお伺いをしたいと思います。

次に、自殺問題についてお伺いをします。

9月10日から16日の間を「自殺予防週間」として、全職員とっていいほどワッペンを胸に

つけて呼びかけをされ、また、テレビでは知事が自殺防止の呼びかけをされたり、あらゆる形で自殺防止のための呼びかけ行動がとられたようであります。本県の人口10万人当たりの自殺者数は、秋田県に次ぎ第2位となっております。動機や原因は、病気、経済状況などが上位となっており、2007年で394人となり、この10年間で最も最高となっております。県内にあっては、西諸地域の自殺率が非常に高い数値となっているようであります。そこで、これまで西諸地域を自殺対策モデル地区に指定していただき、遺族に対するケアを含めてあらゆる対策を打っていただいたようであります。対策を打っていただいた現在までの西諸地域の状況を、福祉保健部長にお聞かせ願いたいと思います。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 本県における自殺者数は、全国でも非常に高い水準にありますが、その中でも特に西諸圏域が高い状況にございます。このため、平成16年度から先駆的に調査研究事業を始め、地元市町村を初め官民が一体となって、さまざまな対策に取り組んできております。その主な内容としては、地域の住民に対する普及啓発——先ほど議員のおっしゃったワッペンも西諸でスタートしたものでございます。それから、相談窓口の設置、自殺未遂者や遺族の方への支援、健康診査時のうつスクリーニングの実施、かかりつけ医や看護師など専門職の人材育成等を行ってきております。自殺対策は10年、20年の期間が必要であると言われておりますので、その成果を検証するには時期尚早ではあります。昨年、西諸圏域では、県内では唯一自殺者が減少いたしております。県といたしましては、これまでの西諸圏域での取り組みを踏まえ、本年度、「自殺ゼ

ロ」プロジェクト推進事業を実施するなど、全県的に自殺対策に取り組んでいく所存であります。

○宮原義久議員 取り組んでいただいたおかげで、県内で唯一自殺者が減少したということでもありますから、そういった研究の成果を今後十分生かしていただけるとありがたいというふうに思っております。

次に、原油高騰、飼料高騰、建設不況ということから、本県の経済が非常に厳しくなっております。農家であったり、また建設業の方が自殺をするという話をよく聞くんですが、事業者や自営業者の自殺が今後も増加するのではと考えております。自殺防止の対策として、この分野についてはどういうふうに福祉保健部長はお考えでしょうか。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 今回、NPO法人が取りまとめました「自殺実態白書」の中でも、事業不振、負債などが自殺の10の大きな要因の中に挙げられております。このため、御意見にありましたさまざまな問題を含め、全庁横断的な自殺対策推進本部や、経済団体、労働団体をメンバーに含む自殺対策推進協議会の中で検討を行い、現在策定中であります自殺対策推進のための行動計画に具体的な施策を盛り込むなど、関係部局、関係団体との連携を図ってまいりたいと考えます。

○宮原義久議員 次に、自殺防止のための電話相談窓口や遺族に対する集いなどを打っていただいておりますが、自殺率が全国ワースト2位であることを考えれば、前にも質問でこういう話が出ましたが、24時間対応できる「いのちの電話」の設置がやはり重要かと考えますが、今後、設置に向けての考えはないのか、福祉保健部長にお聞かせ願いたいと思います。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 自殺防止を進めていく上で、電話相談は大変有効であると考えております。このため県では、今、精神保健福祉センターにおきまして、平日の午前9時から午後7時まで、こころの電話を開設しているほか、この4月からは、自殺対策の技術支援機関として「自殺対策センター」を設置し、各関係機関への支援を行うとともに、だれもが利用できるインターネットの運用を開始したところであります。また、民間におきましても、自殺防止のための電話相談窓口が、毎週水曜日と日曜日の午後8時から午後11時まで開かれております。相談窓口の時間延長につきましては、いろいろ課題がありますが、特に相談員の確保が必要となりますので、県としましては、民間団体と連携して相談員の養成に努めてまいり、できる限りの時間延長・拡大を図っていきたくと考えております。

○宮原義久議員 幾つかの、時間の限られた中での相談窓口、電話での相談窓口とかというものもあるようではありますが、できればそういった方がすべて連携をとって、こういったのもあります、こういったのもあります、こういったのもありますという形ではなくて、一つにまとめた形で対策を打つほうが、多少温度差もないのかなというふうに思います。十分そのあたりは一本化して、他県で、宮崎県より自殺率が低いところが設置されている状況もありますから、やはりそういった方向に持って行っていただきたいというふうに思っております。要望としておきます。

次に、学校教育現場でも、いじめ等で自殺により若い命が絶たれるとの報道を新聞、テレビ等で目にしますが、命の大切さ、自殺防止に向けての教育を、どの程度の時間をかけてどのよ

うに行っているのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 各学校におきましては、道徳の時間における「いのち」をテーマとした学習はもとより、各教科や総合的な学習の時間等におきまして、保育園などでの乳幼児との触れ合いや、動植物の飼育・栽培など、さまざまな体験活動を取り入れ、かけがえのない命や死の重さについて、子供たちに実感させる取り組みを行っているところであります。このように、すべての教育活動を通して、自他の「人」としての命を大切にすることを育てていくことが、ひいては自殺の防止につながるものと考えております。県教育委員会といたしましては、今後とも、家庭や地域、関係機関との連携を図りながら、学校における「命を大切にする教育」の推進に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○宮原義久議員 それでは、もう時間がありませんから飛ばしますので、最後に、三世代同居の推進に向けた施策について提案をさせていただきたいと思っております。

近年、親が自分の産んだ子供を殺害する、また、逆に子供が親や祖父母を殺害するなど、世の中がおかしくなっていると感じております。高齢化の面からは介護の問題がよく取り上げられますし、子供たちの面からは、いじめや不登校などの問題が取り上げられます。県内多くの世帯で核家族化が進み、三世代が同居する家庭も少なくなっていると思っております。自分の親の面倒を見るのが当たり前であった親の時代と違い、他人任せとなっております。私の家でも、母を中心に6年間寝たきりの祖母を見ました。その姿を見ていて、親のできるだけの面倒を見るのは当然であると、私は思います。今の親

が、子供だけには迷惑をかけたくないなどと言う話をよく聞きますが、自分の子供にまで遠慮すること自体がおかしいと考えます。在宅で多少の介護ができる環境、両親・祖父母と同居できる環境、子供のいじめ等の早期発見や不登校防止にもつながっていくと考えます。よいこと悪いこと——一つ屋根の下で三世代が暮らすことは素晴らしいことであると思っております。そうした施策の推進は考えられないものかということで、知事をお願いをするつもりでしたが、既に時間は過ぎておりますので、こういった施策を考えていただきたいということを要望いたしました。ありがとうございました。

○坂口博美議長 ここで暫時休憩をいたします。

午後2時47分休憩

午後3時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、外山三博議員。

○外山三博議員〔登壇〕（拍手） 最近是一般質問4人で来たんですが、なぜかきょうは5人になりました、ちょっとはみ出してしまいました。お疲れのところ申しわけありませんが、しばらくおつき合いをお願いいたします。

まず、宮崎港の整備について質問をいたします。

宮崎港は、昭和48年に、昭和60年を目標とした当初の整備計画が策定されました。その後、63年に計画の改定が行われ、さらに平成15年に新たな計画改訂が行われ、今日に至っています。そこでまず、宮崎港の開設の目的はどのようなことであったのか、お尋ねをいたしま

す。そして、その後、二度にわたって計画改訂がなされていますが、どのような理由で計画改訂がなされたのか、また、平成15年の改訂計画の目標年次はいつなのか、お尋ねをいたします。また、これまでに宮崎港整備に使われた総投資額はどのくらいになっているのか、県土整備部長にお尋ねをいたします。

次に、青島の活性化計画についてお尋ねいたします。

青島が観光地として衰退して久しくなりますが、往年の栄えたころの青島を知る者としては、大変寂しい限りです。衰退していった原因がどこにあるのか。青島そのものの魅力が現代の人々のニーズと違ってきているのか、または人々の感覚に合った観光地づくりをすることを怠ってきたのか。しっかり検証する必要があります。私は、青島の周辺をしっかりと整備していけば、十分昔の人気を取り返すことができると信じています。幸い、宮崎市が青島地区活性化基本計画をまとめられました。宮崎市が中心となって活性化計画を進められることは当然のことと思いますが、県も市と協力して、ぜひ青島が魅力のある観光地としてよみがえるよう、努力をしてもらいたいと思います。そこで、県は、市が発表しました青島地域活性化基本計画に対してどのように対処していかれるおつもりか、商工観光労働部長にお尋ねをいたします。

後の質問は質問者席からいたします。(拍手) [降壇]

○商工観光労働部長(高山幹男君) [登壇]

お答えいたします。

青島地域活性化基本計画への県の対応についてであります。青島地域は、宮崎を代表する観光地の一つであると認識しておりまして、その活性化を図ることが、宮崎観光の再生にもつな

がるというふうに思っております。このため、平成18年度から3カ年の県の補助事業を通じまして、市が行いました青島地域活性化基本計画の策定や、地域住民が主体となったキャンドルナイトプロジェクトなどの観光振興の取り組みに対し、支援を行ってきたところであります。青島地域活性化基本計画につきましては、長年の懸案だった旧橋ホテルの問題が解決を見つあることもございますので、その辺を踏まえまして、今後、市や県の関係部局と連携しながら、計画の実現に向けて協力してまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○県土整備部長(山田康夫君) [登壇] お答えいたします。

宮崎港につきましては、昭和48年に港湾計画が策定されまして、それ以来、平成2年にフェリーが就航するなど、内貿貨物を中心に港湾取扱貨物量が県一となるなど、県内の産業経済に欠かすことのできない重要港湾の一つでございます。そして、最近では、平成15年に港湾計画を改定いたしまして、その中で、これまでは宮崎の海の玄関口として南九州の物流拠点港という位置づけをしておりましたけれども、それに加えて、国内物流機能の強化あるいは外国貿易機能を新たに加えるといった形で、より一層の機能の充実を図ることとしたところでございます。

これまでの総投資額でございますけれども、19年度末までで1,423億となっております。計画改訂後につきましては、15年3月から昨年度までに、国の事業として約25億円、県の事業として約1億円を投資しているところでございます。以上でございます。[降壇]

○外山三博議員 今、約1,420億の投資で宮崎港を改築してきたということですが、国の持ち

分、直轄の事業分と県の仕事をしていく分との区分、どこを、どういう基準で、どこが国でどこが県か、そこのところをちょっとお尋ねいたします。

○**県土整備部長(山田康夫君)** 基本的には、港湾管理者が施設整備を行うことになっておりますけれども、港湾法によりまして、重要港湾の中で主要な施設につきましては、国との協議の上、事業主体を決めることとなっております。主要な施設を具体的に申し上げますと、外洋に面した防波堤、コンテナ船・カーフェリーが利用できる岸壁、それから主要な航路などの施設が対象となっております。この宮崎港につきましては、南防波堤、北航路、それからフェリー岸壁の耐震化事業、こういったものが国の施行となっております。

○**外山三博議員** 次に、最近の宮崎港の取扱貨物の状況についてお尋ねをいたします。あわせて、細島と油津の荷物の取扱量、そして、外国からの荷物の量がどういうふうになっておるか、お尋ねをいたします。

○**県土整備部長(山田康夫君)** 宮崎港の取扱貨物量は、平成18年が862万トンとなっております。このうち、71%の615万トンが大阪航路等のフェリーを利用した貨物となっております。それ以外の貨物としましては、砂利・砂、石油製品、セメント、完成自動車等となっております。

○**坂口博美議長** 暫時休憩します。

午後3時10分休憩

午後3時11分開議

○**坂口博美議長** 会議を再開いたします。

○**県土整備部長(山田康夫君)** 細島港の取扱

貨物量でございます。438万トンでございます。それから、油津港でございますけれども、156万トンでございます。それから、宮崎港の外国貿易取扱量でございますけれども、18年度実績で1万トンとなっております。以上でございます。

○**外山三博議員** 細島と油津の外国取扱荷物量もお願いします。

○**県土整備部長(山田康夫君)** 細島港が輸出入合わせまして[※]242万トンでございます。油津港につきましては[※]64万トンでございます。

○**外山三博議員** それでは、これから県土整備部長に——皆さん方に宮崎港の図面を配付してあると思いますが、知事のところにもありますか。ありますね。ちょっと小さくて目が薄い人は見にくいかもわかりませんが——平成15年改訂の改訂計画を、この図面の中でどこをどうやって整備していくかということの説明をお願いいたします。

○**県土整備部長(山田康夫君)** 15年の改訂計画につきましては、お配りの資料の赤で表示してある部分が改訂計画の内容となっております。主なものを申し上げますと、一番中央のほうに、沖のほうに出ておりますけれども、この部分がいわゆる東沖防波堤ということで、くの字形でございます。それから、左手に斜めに出ております南防波堤の延長がございます。それから、左端のほうにございますけれども、一ツ葉防砂堤、中ほどの東防波堤の——湾内の東側でございますけれども——埠頭用地6.8ヘクタールでございますが、その岸壁がございます。それから、西側の岸壁につきましては、耐震補強、フェリー埠頭の耐震補強工事でございます。それから、右手のほうに行きまして、大淀川河口の南側になりますけれども、導流堤がご

※ 213ページに訂正発言あり

ございます。これにつきましては、いわゆる八重川のタンポリの遊漁船の航路確保という目的で計画されたものでございます。それから、タンポリにつきましては、プレジャーボートが現在、相当数おりますので、そういったいわゆる係留のための棧橋ということが計画をされております。それと、臨港道路赤江線という形で大淀川に橋がかかっておりますけれども、これにつきましては、物流のトラック関係が、現在は市街地を通過しておりますけれども、これについて、一ツ葉有料道路とタッチして、高速交通の中に組み込んでいきたいというようなことで、計画を位置づけているところでございます。以上です。

○外山三博議員 今、15年改訂の第2次改訂計画ができて5年たちましたね。この5年の間に今の、第1次改訂の分はほとんどできておるんじゃないかと、私は見ておるんですけども、第2次改訂ができて5年たちましたが、今の説明の中で整備ができたところがあれば、そこをお示しくください。

○県土整備部長(山田康夫君) 湾内の西側のカーフェリー埠頭の耐震強化工事が終了いたしております。あとは、いわゆる緑地整備等でございます。以上です。

○外山三博議員 ほとんどできていないということなんですが、それじゃ、平成15年からことしまでの、ここに投入された予算、お金、国と県ごとにどういうふうになっておるか、お尋ねをいたします。

○県土整備部長(山田康夫君) 国の事業が約25億円、県の事業が約1億円となっております。

○外山三博議員 それじゃ、ことしの予算、国のは別として、県は幾ら整備に予算を組まれま

したか。

○県土整備部長(山田康夫君) 20年度につきましては、この改訂計画に盛り込まれている分は990万円でございます。

○外山三博議員 ことしは約1,000万ということで、それじゃ、この15年改訂の第2次改訂計画、先ほど部長のほうから細かくどこどこをやるんだという説明がありました。これの目標年次とこれに要する総費用、総予算、どのくらい見込んでおられますか。

○県土整備部長(山田康夫君) 現在の改訂計画におきましては、平成20年代後半ということになっております。それから、事業費につきましては854億^{*}でございます。

○外山三博議員 膨大な予算が要るわけですね、854億。そして、20年の後半という約10年ですね。そういうような今の宮崎港の改訂計画ですが、そこで、まずお尋ねしたいことは、この第2次改訂計画が、5年前に改訂されてからほとんど進捗していない。その理由はなぜでしょうか。

○県土整備部長(山田康夫君) それぞれの計画しております施設において、それぞれ課題がございまして、大きなものとしましては、いわゆる外国貿易を対象とした施設整備をということで——これが一番大きな施設でございますけれども——これにつきましては、計画改訂のときは、いわゆる国内産の砂の採取規制に伴う外国産の砂の輸入、あるいは中国への杉原木の輸出、こういったことに対応するために、外国貿易のための施設ということで計画をしたわけでございます。しかしながら、公共事業の減少に伴いまして砂の需要が低下したということがございまして、また、外国産木材との競合等によりまして、その当時予想したような取扱量には現

時点では至っていないのが現状でございます。

○外山三博議員 第2次改訂計画の理念をずっと見ていきますと、今後、アジアに目を向けた拠点港、そういうものをつくっていかうということで、もちろん砂利・砂もありますが、そのほかの物資の拠点港というような理念でこの改訂がなされて、きょうまで来たわけですね。今の時流、世の中が変わってきて、入ってこないということを言われましたけれども、入ってこない理由が、整備がされていないから入ってこないのか、入ってこないから整備をしなかったのか、どちらなのでしょう。

○県土整備部長(山田康夫君) どちらが先かということでございますけれども、施設整備に当たりましては、やはり現状を踏まえた今後の需要の伸びといったもの、ある程度確たるものを踏まえた上で投資をしていくという考えでありますので、現時点では、残念ながらそういった状況にはないというふうに考えております。

○外山三博議員 最初の理念から離れてきた宮崎港——何で私がこの宮崎港をここで質問するかといいますと、最初できてきた哲学というか理念から少し外れてきて、今、中途半端な状況になっているんじゃないかと。もちろん、財政が非常にきつくなって、お金がないということもあります。だったら、またそれなりに計画変更をする必要もあろうかと思うんです。

もう一点お尋ねをします。この東防波堤をここにつくっていくとしたときに、大きな防波堤を縦と横に持って行って、今ある防波堤をカットするんですが、そのときに漁業補償問題が出てくるような気がするんですが、そのあたりはどうなのでしょう。

○県土整備部長(山田康夫君) 計画の改定で新たに沖合に展開するという施設を具体的に実

施するということになりましたら、これは漁業補償のそういった検討なり、それに向けての漁業補償が必要となっていくというふうに考えております。

○外山三博議員 しかし、5年前に、ここに防波堤を新たにつくっていくという計画をつくった。その段階で当然想定をされるのであれば、何らかの漁業者との交渉なり、そういうテーブルなり、そういうものがあってしかるべきだと思うんですが、漁業関係者とは今まで全くこの補償についての話し合いはしてこなかったということですか。

○県土整備部長(山田康夫君) 計画を拡大する中で、いわゆる南防波堤の延長等も含まれておりますけれども、南防波堤についてはいろいろ漁業関係者とお話をさせていただいておりますけれども、この沖合展開につきましては、計画に見合った貨物の状況、そういったものがまだ整っていないというようなことございまして、着手するには条件が整っていないということから、現時点でまだ交渉の段階には至っておりません。

○外山三博議員 南防波堤については、交渉はされたということ。ということは、今後、具体的な整備計画に入っていけば、交渉の過程で漁業補償の問題が出てくる。ということは、当然この854億プラス漁業補償費が入ってくるということが想定できます。そういうことですね。

○県土整備部長(山田康夫君) そういうことになろうかと思えます。

○外山三博議員 854億円、これから10年ぐらいかかっていく。ことしの予算が1,000万を切る予算ですね。ことし、担当の県土整備部のほうで、ここに予算を1,000万でいいですと言われたはずはないんですね。ないと思う。直轄の部分

を引いても、毎年合わせて80億ぐらい要る。そうすると、県でも、10億台から20億ぐらいは要ると思うんです。そういうような予算を措置していかないと、この改訂計画は全然日の目を見ないということになります。そこで、ことしの予算が1,000万だったということは、県土整備部としては財政当局にどういう要求をされたんですか。

○**県土整備部長（山田康夫君）** 財政当局には、それに沿った形で要望を出しております。

○**外山三博議員** ちょっと意味がわからないんですが、それに沿ったというのは、何に沿った……。

○**県土整備部長（山田康夫君）** 県の事業としては1,000万ということで財政当局に対しては要望しております。

○**外山三博議員** ということは、担当の部としてはこの改訂計画をやっていく意思はないというふうにしかな……。これは管理費にも足りないお金ですね。ですから、この計画そのものをどういうふうに現在考えられておるのでしょうか。

○**県土整備部長（山田康夫君）** 計画の具現化につきましては、もろもろのクリアすべき課題等がございますので、そういったことに取り組みながら、そして、次年度これはいけるというふうに判断をしたものについて、今後とも要望して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○**外山三博議員** 総務部長にちょっとお尋ねしますが、今、部長が言われたように、県土整備部からは財政当局にそういう要求は全然上がってこなかったんですか。上がってきたけど、こんなに出せないよと言われたのか、どうでしょう。

○**総務部長（山下健次君）** 私が査定したわけではございませんので、詳細は承知しておりませんが、基本的には、そういった大きな額のを要求するとかいうことになると、当然、過去の経緯なり、あるいは計画の成熟度なり、そういったことを前提に、現下の財政状況を踏まえた上で査定することになるかと思えます。

○**外山三博議員** この件は、最終的には知事が決裁されたわけですから、知事の見解は最後にまたお尋ねをいたします。

それでは、ちょっと話を変えまして、マリーナというのが左のほうにありますね。このマリーナの今の使用状況というか、船がどのくらい入っておって——干潮のときには大きなクルーザーなんか出入りができないということも聞いておりますが——状況はどんなになっていきますか。

○**県土整備部長（山田康夫君）** サンマリーナ宮崎の利用状況についてでございますけれども、海上部の浮き桟橋と陸上部のボートヤードを合わせまして、収容可能隻数の約7割に当たる120隻程度のヨットあるいはモーターボートが利用しているところでございます。

それから、砂の埋塞でございますけれども、マリーナ航路における砂につきましては、台風など異常気象時の波の影響によるものでありまして、毎年しゅんせつをやってきております。しゅんせつに要した費用でございますけれども、平成13年のオープンからことし8月までで約2億9,000万円となっております。

○**外山三博議員** ことし1,000万弱しか予算がなければ、しゅんせつ費用もありませんね。これはどんなふうに対応されますか。

○**県土整備部長（山田康夫君）** 1,000万との関係でございますけれども、改訂計画に盛り込ん

であります事業費に見合う予算が、先ほど言いました20年度1,000万ということでございまして、こういった維持費等につきましては、それには含まれておりません。

○外山三博議員 それは別個に予算化してあるということですか。相当な費用をこのしゅんせつのために使うということであれば、毎年毎年無駄なお金が出ていくわけです。その抜本的な解決を図らないことには、これは無駄なお金です。私もこの宮崎港にはしょっちゅう行って見えていますから大体わかりますが、カーフェリーが入ってくる航路のほうはそんなに砂がたまりません。それを考えると、左のほうのマリーナの入り口にたまるわけですから、この右の航路のほうに出入り口をつくるということも一つの選択肢だろうと思うんですが、そういうことは考えられませんか。

○県土整備部長(山田康夫君) お話のとおり、案としては航路の位置を主航路側に変更するという事も考えられると思います。しかし、非常に多額の費用を要するなど、さまざまな問題があるのではないかというふうに思っております。また、ヨット等も使います。動力のないそういったヨットが主航路を航行しますと、安全性の観点からも問題があるのではないかというふうに考えているところでございます。

○外山三博議員 多分、こっちの航路のほうに水路をつくると、橋をかけなくちゃいけない。ヨットのへさきが当たるということを言っておられるんだろうと思うんですが、それはわからないじゃないんです。しかし、このままじゃ、これは本当に大変ですよ。そこで、私もいろいろ考えるんですが、内海港というのがありますね。前もこの議会でどなたかが議論の中で、

ヨット等のレジャー船を内海港に移管したらどうかという話をされたときに、あそこは、堀切峠から向こうは大雨が降ったら通れなくなるから、いざというときにはヨットの所有者の人たちが困るという話。ところが、今度あっちにバイパスができました。ですから、内海には幾ら雨が降ろうと、台風が来ようと、いいわけですね。あそこの内海港をこういうプレジャーボートの基地として使えないかどうか。部長、どうでしょうか。

○県土整備部長(山田康夫君) サンマリーナ宮崎は、サンビーチツ葉と一体となった海洋性レクリエーションの拠点として、今や本県の重要な観光資源となっております。マリーナ港口の堆積問題につきましては、やはり船舶の安全確保のために最小限の維持しゅんせつは必要であると考えておりまして、現在、経済的工法の検討、こういったのを進めておりますし、しゅんせつ土砂の有効利用など経費削減に努めているところでございます。また、内海港につきましては、宮崎港を補完する港としての役割を担っておりますけれども、宮崎港の整備に伴いまして一部貨物が宮崎港へシフトしているといった状況でございます。こうしたことから、青島・内海地区のヨットあるいはモーターボートの係留場所としての利活用、こういったものを検討していきたいと考えております。

○外山三博議員 後ほど青島の活性化計画について質問をしますが、レジャー用のヨットとかクルーザーなんかを内海地区に持っていくことは青島の活性化にもつながるというふうに思っておりますから、将来の一つの課題としてぜひ御検討いただきたいと思っております。

続きまして、大淀川の下流のほうの導流堤が計画の中に入っております。これは直接、宮崎

港と関係ないんですが、港湾区域ということで、ここに位置づけされていますね。私も、これは6年か7年前にこの議会でも、委員会でこの議論をした記憶があります。そして、当局のほうは、どうしてもここに導流堤をつくる必要があるんだということを熱心に言われた。ところが、全然手がついていないんです。これは何で……。予算の問題ですか、それとも何かほか理由があるのか。もうつくる必要がなくなっただけですか。

○県土整備部長（山田康夫君） 大淀川河口の南導流堤につきましては、津屋原沼——通称タンポリでございますけれども——を利用している小型船舶などの安全な航路を確保するために計画をしたものでございます。事業に当たりましては、タンポリの小型栈橋の整備の見込み、あるいは地元関係者との合意形成、費用対効果など、幾つかの検討課題がございますので、現在、そういった課題の一つ一つについて整理を行っているところでございます。

それと、今までの発言の中で数字の訂正がございしますが、よろしゅうございませうか。済みません。港湾計画の中で要する費用で、全事業が854億と申し上げましたけれども、837億円でございます。それと、外国貿易の中で細島と油津の数字を申し上げましたけれども、私が申し上げました数字は速報値でございまして、正確な数字につきましては、私が申し上げましたのは細島港が242万トンでございますけれども、これは205万トンでございます。それから油津港が、64万トンが70万トンでございます。申しわけございません。訂正させていただきます。

○坂口博美議長 時計をちょっととめてください。

暫時休憩します。

午後3時41分休憩

午後3時46分開議

○坂口博美議長 それでは会議を開きます。

○外山三博議員 部長の答弁に対して、ちょっと私も確認したいんですよ。関係者のいろんな調整等があるということだったんですが、当時、この導流堤をつくる目的は、砂が堆積してタンポリの中に船が入っていかなくなるので、導流堤をつくることによって砂を流すようにするというので、この計画ができたと思っております。その後、日にちがたっていますね。それで、砂がたまっておった当時の状況と今の状況、今は導流堤をつくる必要がなくなっているかどうか、そこをちょっと確認したいんです。

○県土整備部長（山田康夫君） 導流堤を計画に織り込んだその当時の状況でございますけれども、もともと中央部に砂州が延びておったんですけれども、それが消失したということから、高波浪の影響等によって船舶の航行に支障が生じた。そして、遊漁船等の転覆事故も多発しております。そういったこととか、河川部の埋塞、逆に八重川入り口の埋塞といったことで、航行に支障が生じているというようなことから、利用者の団体のほうから再三にわたり要望がなされております。そういったことを踏まえまして、この南導流堤を改訂計画に織り込んだところでございます。現状につきましては、まだ詳しく調査しておりませんが、現状では、少なくとも転覆事故の多発とか、そういった状況にはございません。また、砂州については、そんなに明らかな形での砂州は復活しておりませんし、今のところそういった転覆事故等の報告は受けておりません。

○外山三博議員 時間がないので急いで先に行きます。それでは最後に、この宮崎港に関して知事の見解をお尋ねしたいんですが、先ほど県土整備部長に、ことし1,000万ぐらいの予算しか組んでいないのはどうかということを行いました。知事がことしの予算を査定されるとき——知事のマニフェストにもこの宮崎港に関しては記述がありますし、利用者の意見を聞いて整備をしていくということが出てきております。ところが、今の状況では達成率ゼロですね。そこで、ずっと今の話を聞かれたと思いますが、改訂計画があって、850億近く金がかかっている計画をこのまま続けていくおつもりなのか、それとも、場合によってはこの宮崎港を、内貿というか、国内のフェリーを中心とした港に特化して——細島は荷物の半分は外国貿易ですね。それから、油津も相当な量が入ってきております。この2つの港に外国貿易を特化していく。貴重な財源を有効に使う一つの方法、そういう方法もあると思うんです。ですから、知事はこの改訂計画をどういうふうにお考えになって、今後、県政として、宮崎港をどういうふうな港にしていこうと思っておられるか、お尋ねをいたします。

○知事（東国原英夫君） 宮崎港というのは、南九州の物流拠点として国内物流機能の強化を図り、アジア諸国との経済交流に対応できる港となることを目指しております。また、宮崎港は、本県の経済活動の中心部に位置する港であり、将来においても、引き続き物流拠点として大きな役割を担うものと考えております。私がかねがね、物流対策の強化は、本県の産業振興を図る上で大きな課題であると考えておられて、その中で、海上輸送における宮崎港の果たす役割は、これからも重要になると考えており

ます。

宮崎港の港湾計画が目標年次としております平成20年代後半には、東九州自動車道を初め、県内高速交通網の整備が大きく前進していることが見込まれます。このことは、宮崎港の背後圏が大きく広がることを意味しており、南九州における物流拠点としての宮崎港の重要性というのは、ますます高まるものと考えております。また、今後の物流体系というのは、地球環境問題への対応などから、大量かつ低コストの海上輸送への転換が進み、港湾の果たす役割というのはさらに大きくなると考えております。したがって、今後、新たに生じる需要を的確に把握しながら、積極的に企業誘致などを行い、宮崎港の港湾計画の実現に向け努力してまいりたいと考えておりますが、議員御指摘のように、計画が、非常に現状と計画された当時とは違う状況になっておりますので、今後、関係部局とも十分協議しながら検討をしてまいりたいと思っております。

○外山三博議員 今、知事が言われたように、現状は非常に厳しい。これをやるのに、こんなにお金が要る。ですから、ひとつ、しっかり検討いただいて、方向を考えていただきたいと思っております。

続きまして、青島の活性化計画について質問をしてまいります。マスコミ等で、橘ホテルの再開発について報道がなされておりますが、県は、この橘ホテルを壊して新しい計画をつくるということについて、具体的にどのような説明を受けておられるか、お尋ねをいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 旧橘ホテルの再開発になると思いますけれども、私どもが聞いておりますのは、再開発計画の内容は、平成22年春のオープンを目指し、和多屋別荘を

中核とする企業グループが、コテージやレストラン、物産館、駐車場等を整備するというものでございまして、年明けにも解体工事に着手したいということでございました。そして、旧橋ホテルの解体費を含む総事業費約15億円につきましては、和多屋別荘を中核とする企業グループが負担するというふうにお聞きしております。

○外山三博議員 私は子供のころから青島はよく知っておりますけれども、青島の現況を、ちょっと数字を見てみますと、昭和59年に青島神社に見えたお客さんが101万、平成19年が66万なんですね。それから、亜熱帯植物園が昭和49年が10万、19年が1万4,000、もう激減。それから、宿泊客が、昭和49年、青島地区に76万6,000人、それが平成18年が35万9,000人ということで、半分に減ってきております。こういう青島の状況ですね。何で減ってきたのか。県は、なぜ減ってきたか、その理由をどのように分析しておられますか。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 一つには、国内・国外を含めて観光地の多様化があるかと思いますが、大きくは、近年の観光ニーズが、見る観光から体験・交流型の観光へと、そして、団体旅行から個人・小グループでの旅行へと変化していることなどが挙げられるというふうに思っております。また、青島地域の大きな魅力の一つに海水浴があるわけなんですけれども、近年のレジャーに対する志向の変化に伴いまして、海水浴を楽しむ人々が減少してきているということも大きな要因の一つではないかと思っております。

○外山三博議員 今、部長が減ってきた理由をおっしゃいましたけれども、確かにそういう理由で減ってきたことは間違いないんでしょう

が、その中に、旧橋ホテルのあの建物があるから何もできなかったということがあるし、そして、市も県も、行政のほうはほとんど何もできなかったというか、できなかったというか、行政が何もやってこなかった。私は、青島が衰退していった大きな責任は、やっぱり行政にあると思うんですよ。ですから、この際、あそこに新しい展開が始まるということであるならば、県も市と協力して思い切った施策の展開をすべきだと思うんです。そこで、知事にちょっとお尋ねしたいんですが、宮崎市から知事のほうに、この青島活性化計画について——県有地がありますね、植物園、それから国民宿舎の跡地を含めた——協力要請が市長から直接あったかどうか、お尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） はい、ございました。

○外山三博議員 具体的にはどういう協力を要請されましたか。

○知事（東国原英夫君） 一体的な開発とか活性化が必要なので、県に、県の保有地も含めて協力をお願いしたいというような依頼がございました。

○外山三博議員 市長が直接、知事のところに協力の要請に見えたということは、市も本気で取り組んでいこうという姿勢だろうと思うんです。そうなれば、私は、県の所有しておる国民宿舎の跡地と植物園をどのような形で市のほうに使ってもらうか、その辺が大事だと思うんですが、活性化計画に、その辺の絵がかいてありますね。レストランとか物販所とか、そういう絵がかいてありますが、県としては、現在、具体的にはどういう形であそこを市のほうに——例えば全部貸与するのか、部分的に貸与するのか、その辺のところをどういうふうにして部長はお

考えでしょうか。

○県土整備部長（山田康夫君） 市が策定しました青島地域活性化基本計画でございますけれども、その中では、例えば青島亜熱帯植物園、この関係では、多くの樹木や景観、こういったものを生かしたいといった基本計画になっております。県としましては、旧橘ホテル跡地の問題解決の状況を見きわめながら、関係部局とも連携を図って、今後は宮崎市と、基本計画の具現化、そういった協議をやりながら、その中で県としてどのようなことができるのか、検討してまいりたいというふうに思っております。

○外山三博議員 私は、部分的に市のほうに貸与するのではなくて、協力するなら全部、市のほうにお願いする。ただし、その場合、あそこの植物園には非常に貴重なものがあります。1つは、シンガポールの植物園と姉妹園を結んでいますし、あそこの中には、アルゼンチンの県人会から贈られたパラボラチョという木とか、大王ヤシという宮崎県ではあそこしかないものとか、この前、行きましたら、アコウの木がありまして、2本の木がくっついた、珍しい——何か知事も行かれて見られたという話を聞いていますが……。あそこの青島神社は、海幸・山幸、要するに縁結びの神様ということで、こういうものがあるということで、今、部長は、前向きに取り組んでいきたいということですから……。ただ、あそこは各部がふくそうしておるんですね。それで、知事のリーダーシップで、ぜひ今言ったようなことを含めて、市と相当突っ込んで議論してもらって……。あそこをずっと歩いてみますと、例えば松があるんですよ、昔の保安林の名残の分が。亜熱帯植物と松はちょっとマッチしないし……。そういうことを含めて、あそこをうまく使っていけば、相当

いい場所になると思っておりますから、お願いをします。

ここでもう一つお聞きしたいんですが、今度、和多屋別荘の小原社長が橘ホテルの開発に入られてこられるということですが、これに対して、県が誘致企業としての認定ができないのかどうか、部長のほうにちょっとお尋ねします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 誘致企業ということですが、今度の県の企業立地促進補助金とかそういう関係で、誘致企業はやっております。もともと企業誘致につきましては、宮崎県内の工業集積が非常に薄いといった状況を踏まえまして、製造業を中心とした企業立地を進めることによりまして、雇用機会の拡大でありますとか、県内の地場企業等の技術力向上とか取引拡大、そういうことを通して、本県の産業構造の高度化、さらには、地域経済の活性化を目的としてスタートしたものでございまして、それで取り組んできております。今回の構想につきましては、ホテルの建設ということがメインだと思いますけれども、これにつきましては、近辺の既存の宿泊施設等々との関係もございまして、なかなか難しいものがあるんじゃないかというふうに思っております。

○外山三博議員 既存のホテルはもう前からあるわけで、雇用の創出といえば、観光業のこういうホテルとか、こういう立地というのは非常な雇用の創出になるんですね。これは難しいという理由がよくわからないんですが、雇用の創出といえば、県の誘致企業をずっと見ていきますと、ソフトの開発事業者なんて、6人とか7人の会社も誘致企業なんですね。ですから、ちょっとわかりませんが、もう一度そのところの説明をお願いします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 先ほど申

しましたように、企業誘致につきましては、本県における産業集積の薄い業種についてスタートさせたということをごさいます、情報サービス業、特にコールセンターあたりもそうごさいますけれども、情報化社会の進展に伴って生まれた、本県に今までない、そういったITを駆使した事業展開をする業種でありますので、その辺を含めて、今まで県内になかったものを新たに誘致するというでスタートしたものであるということをごさいます。

○外山三博議員 宮崎県、観光がこれだけ落ち込んで非常に危機的状況にあるんですよ。これを何とか行政でバックアップしていくということになれば、あそこの旧橋ホテルを解体する6億か7億のお金も自分のところで投資してやろうという企業が出てくるわけですから、やっぱり市が中心となってやるにしても、県はそのぐらいの後押しをすべきじゃないかと思うんですが、知事、見解をお尋ねいたします。

○知事(東国原英夫君) ホテルに関しては、観光用のホテル、ビジネス用のホテルにかかわらずホテルが県内に入ってきたら、それは全部、企業誘致としなきゃいけないというようなことでは、例えば、高千穂に新しい観光ホテルができたなら、それも企業誘致にしなきゃいけないというような状況も出てきますので、それはやっぱり財政的な面も含めて考えていかなきゃいけないと思います。ホテルに関しては、前からあるホテル、今、営業目的を同じくするホテル、旅館業者の方たちのバランスを考えたら、ちょっと厳しいのかなという感じは、現状で持っています。ただ、おっしゃるように、観光を促進するという面での企業誘致というのは、またちょっと違った視点で見なきゃいけないという部分もありますので、観光を目的とす

るといふようなところに、ちょっと視点を置いて、これは一つ考える余地はあるのかなと思っております。

○外山三博議員 私は、今回質問するに当たって、和多屋別荘の小原社長と、この前ゆっくり時間をとっていただいて話をしました。私が最初に何を聞いたかというのと、「九州内にもいろんな観光地がいっぱいある。その中でなぜあなたは青島に投資するんですか」ということを聞きました。そうしたら、小原社長は、「自分はホテル業界、観光業界にずっといて、岩切章太郎さんの影響を受けてずっと育ってきた。ですから、青島を起点として日南海岸につながるこの宮崎の観光地というのは、自分たちの一つのステータスであった。そういう思いをずっと持ちながら、宮崎の方が困っておるんだしたら、私は自分が入ってきてやっていきたい」ということをおっしゃいました。その心意気ですね、だれも手をつけなかったあの廃墟に自分でお金を入れていく。この姿勢を、私は非常に評価しますし、その心意気というか理念に、県はそれなりの対応をすべきじゃないかと思いません。

それから、小原社長がもう一つ言っておられたのは、「青島をよくすることは九州の観光地全部につながるんだ。今度、新幹線が鹿児島に入ってくる。鹿児島に入ってきたお客さん方は必ずほかに回って、そのまま新幹線で帰らないよ。そのときに、やっぱり青島にきちっとした受け皿をつくってもらうことによって九州全体の観光の浮揚になる」、そういう話をされておりました。ですから、今度の小原社長の和多屋別荘の展開というのは、一観光業者の展開というよりも、宮崎の新たなスタートの展開だというふうに私は思っておりますから、ぜひ今、私

が申し上げたことをまた御検討いただきたいと思えます。

それから、あと2点だけ。時間がありませんが、これは昨年の9月議会での質問の中で、知事答弁がどうも——時間がなくて後を聞かなかったんですが、1点は、みそぎの池のことを聞きました。そのとき知事の答弁は、あそこについて、「先日、スピリチュアリストの江原さんと話をしたときに、あそこを封じてしまった、あそこからエネルギーがたくさん出ていたのに、あそこをセメントで固めてしまったために、江田神社のみそぎというスピリチュアルなパワーが出なくなるとおっしゃっています」ということで終わっているんですね。ということは、知事も、あそこはコンクリートで固められたというふうに思っておられるのかどうか。そのところ、いろんな人から指摘されたものですから、ちょっとお尋ねします。

○知事(東国原英夫君) 昨年の議会で、みそぎ池について、「セメントで固められている」と申し上げました。これはスピリチュアルカウンセラーの江原さんが、みそぎ池の周囲に、コンクリート製の擬木とか遊歩道とかベンチ等の人工構造物が設置されていることを指して、江原さんが、「あのようセメントで固められた」とおっしゃったことを、その表現をそのままお伝えしました。江原さんにとっては、あの状況が、一般的に言うセメントでベタでずっと固められたというよりも、ああいう人工物をつくることで「スピリチュアルなパワーが出なくなった」とおっしゃっておられましたので、そのまま伝えたわけでございます。ということでございます。

○外山三博議員 そうやっておっしゃったと。私はあそこに行って——擬木がずっとしてあり

ますが、あれは周りが壊れないようにしてあるだけなんです。そして、周辺は宮崎市がちゃんと管理しており、立派な松林があり、市民の森病院が建っていますし、その通路は舗装がしてあります。だから、私はそういうもので固められたという認識は全然持ちませんし、知事も、そうやって言われたけど、自分もそう思うか、いや、言われたけど、おれはそうは思わない、自分は思わない、そののところまで言われて初めて知事の答弁なんです。だから、きょう改めて答弁をお願いします。

○知事(東国原英夫君) 答弁が完璧でなくて済みませんでした。私も、そのセメントで固められたというのを聞いたときには、常識的な、一般的な考え方として、これはセメントで固められているのかなという疑問を持ちました。でも、スピリチュアリストの江原さんにとっては、先ほども申しましたように、少しでも人工的な手が入るとパワーが失われていくというような表現をされておりました。ただ、私個人としては、あれがセメントで固められているという一般的な認識、見識は持っておりません。

○外山三博議員 もう一点、また西都原なんですが、西都原の男狭穂・女狭穂の木を切ったほうがいいというのは私の持論なんですが、この前の知事の答弁は、「陵墓に関しましては、宮内庁の意向がございまして——陵墓というのはお墓ですよ。天皇家のお墓に入るとことはいかがなものかというような宮内庁の意向があるらしいです。ですから、その中に入って木を伐採することは非常に難しいかなというような見解でいます」。これは知事の見解なんですが、宮内庁がこういう見解を持っておるのは、私もよくわかっております。ただ、あそこを何とか調査しようということで、測量ができ

るように間伐もしました。それから地中探査もできるようになった。これは、やっぱり県が今までそういう方向で取り組んできた成果なんですよ。だから、宮内庁の方針はこうだけれども、知事としては、やっぱりあれは切ったらいかんと思っておられるのか、多少は切って見えるようにしたほうがいいとお思いになるか、そのところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 男狭穂塚・女狭穂塚で、陵墓参考地として宮内庁により、その静安と尊厳を保持し、それを基本とした管理が行われているということでございます。ただ、あそこは調査等で多少手が入っているんですね。でも、あの現物のまま、現状のままにしていきたいという宮内庁の指導もございましたので、今のところはあのままだと思いますけれども、私の個人的な見解を求められるのであれば、多少の見ばえのよさというか、観光誘致も含めて、そういったものはされるべきじゃないかと思っております。

○外山三博議員 大体考え方は私と同じ方向にあるようです。以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○県土整備部長（山田康夫君） 先ほどございました導流堤関係でございますけれども、平成16年6月議会において、この導流堤について質疑応答がなされております。その中では、この導流堤の技術的ないろんな課題が出てきておまして、そういったことを踏まえて最後に知事が答弁しております。具体的に申し上げます。「チェックすべきところをもう一回チェックしまして、また御相談なり御指導なり受けながら進めていきたいと、このままとにかくゴーサインを出すんだということじゃなくて、再度

チェックさせていただきたいというふうに思います」と、こういうふうに知事が述べております。私どもとしては、これを踏まえまして、そういった技術的な課題——先ほど私が申し上げました中で、「幾つかの検討課題」というふうにくるめて申し上げましたけれども——を含めて今後、整理をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○坂口博美議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時14分散会

9月25日（木）

平成 20 年 9 月 25 日 (木 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 凶師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 31 番 井本英雄 (同)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 浜砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 46 番 水間篤典 (同)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)

- 49 番 米良政美 (自由民主党)
- 50 番 坂元裕一 (同)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|---|--|
| 知事
副知事
県民政策部長
総務部長
福祉保健部長
環境森林部長
商工観光労働部長
農政水産部長
県土整備部長
会計管理者
企業局長
病院局長
財政課長
教育委員長職務代理者
教育長
警察本部長
代表監査委員
人事委員会事務局長 | 東国原英夫
河野俊嗣
丸山文民
山下健次
宮本尊一
高柳憲一
高山幹男
後藤仁俊
山田康夫
長友秀隆
日高幸平
甲斐景早
西野博之
大重都志春
渡辺義人
相浦勇二
城倉恒雄
大野俊郎 |
|---|--|

事務局職員出席者

- | | |
|--|---|
| 事務局局長
事務局次長
総務課長
議事課長
政策調査課長
議事課長補佐
議事担当主幹
議事課主査
議事課主査 | 石野田幸蔵
弓削孝幸
田原新一
富永博章
桑山秀彦
孫田英美
日高賢治
山中康二
隈元淳二 |
|--|---|

◎ 一般質問

○星原 透副議長 ただいまの出席議員44名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、きのうに引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。通告に従い一般質問をいたします。知事初め答弁をお願いいたします。

今月5日、食品会社「三笠フーズ」が事故米、汚染米を違法に食用に転売していた事件が発覚しました。その後、接着剤製造販売会社「浅井」、肥料製造会社「太田産業」からも違法流通していたことが明らかになりました。

「レイプするぐらい元気なほうがいい」「消費者はやかましい」などと、とんでもない発言で有名な太田農林水産大臣は、これまた事故米について、「人体に影響がないことは自信を持って申し上げる。だから余りじたばた騒いでいない」などと発言し、多くの非難を受け、やるべきことをやらぬまま、時間とともにじたばたと引責辞任をしてしまいました。農水省は、食の安心・安全についても、この問題の重大さも認識していません。激しい怒りを感じます。事故米、汚染米から発がん性のカビ毒アフラトキシンが検出されていることを、農水省の担当者は伝えています。そのアフラトキシンが、ダイオキシンの10倍以上の毒性を持ち、史上最強の天然発がん性物質だとの報道に、消費者が不安になるのは当然のことです。しかも、アフラトキシンは耐熱性で、250度以上で加熱しないと分解

せず、米を洗浄したぐらいでは毒性がなくなると聞くに及び、不安は加速します。また、25都府県において学校の給食に使われ、介護福祉施設等にも販売されていたとの報道は、まさに今回の事故米の問題が、国が絡んだ犯罪であることを伝えています。福田政権のたった一つのポイントになるはずだった消費者庁構想なるものが、いかに薄っぺらなものであるかを露呈しています。そこで、我が県では事故米についてどのような対応がなされたのか、お尋ねをいたします。

また、消費者への不安解消と情報提供はどのように取り組まれたのか、お尋ねをいたします。

三笠フーズへ捜査が入ったニュースもありますが、本県警察としての対応についてもお聞かせください。

次に、行政改革の一環として、職員宿舍のあり方についてお尋ねをいたします。

現在の入居状況と入居率についてお伺いをいたします。

以下は質問者席で質問いたします。(拍手)

〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

事故米についてであります。今回の事故米問題は、消費者の安全・安心に対する信頼を大きく損なうものであり、県といたしましては、庁内の関係部局で構成する「宮崎県食の安全・安心対策会議」において情報を共有し、九州農政局宮崎農政事務所とも連携をとりながら、迅速に対応してきたところでございます。まず、県内の流通状況等ではありますが、食品衛生法に基づいて、最終販売先までのすべての調査を終了し、残っていた事故米が混入した製粉について

は、すべて回収されたことを確認しております。また、製造された菓子等についてもすべて自主廃棄されており、現在、県内では全く流通販売されておられません。次に、流通状況の調査を行う中で発覚しました事故米の産地偽装に関するJAS法違反の案件に対しましては、宮崎農政事務所と情報を共有しながら行政指導を行ったところであります。さらに県では、今回の事故米関連事業者が一時的な売り上げ減少への対策をとれるよう、金融支援措置として「経済変動・災害対策貸付」の融資対象としたところでもあります。今後、このようなことが二度と発生しないよう、国に対して再発防止策等を強く要望するとともに、引き続き、県民の食に対する安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、消費者への対応についてであります。今回の事故米問題では、先ほど申し上げましたように、現在、県内では全く流通販売されておられません。関係機関で情報の共有化を図りながら、消費生活センターなどに寄せられた消費者からの問い合わせに対し、適切な情報の提供や助言に努め、的確に対応してきたところであります。今回の問題は、食の安全や安心に対する信頼を大きく揺るがすものでありますので、県といたしましては、引き続き、消費者の視点に立った情報提供により、安心できる消費生活の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○総務部長（山下健次君）〔登壇〕 お答えいたします。

県内の職員宿舎の入居状況等についてでございます。本年の8月現在で、世帯用の宿舎では、管理戸数411戸のうち入居戸数が314戸ということで、入居率は76.4%となっております。

また、同じくことし8月現在で、単身及び独身者用の宿舎では、管理戸数217戸のうち入居戸数が155戸、入居率は71.4%となっております。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（相浦勇二君）〔登壇〕 お答えいたします。

今回の事案は、農薬汚染等のために非食用とされた米、つまり事故米が、食用米として不正に転売をされて、その一部が幾つかの経路を経て宮崎県内にも流通し、多数の菓子製造業者等に販売され、消費されていた事案であるというふうに承知いたしております。本件事案に関する警察の対応につきましては、昨日、報道等にもございましたけれども、大阪、福岡及び熊本各府県警察が、いわば事故米供給の大もとであります三笠フーズ等に対し、食品衛生法、不正競争防止法違反での捜索を行うなど、所要の捜査を進めているものと承知をいたしております。本県警察といたしましては、県民の食の安全と健康にかかわる事柄でありますので、当然、必要な情報収集を行っているところでございます。今後、国や県等の関係機関・団体とも緊密に連携をしながら、事実関係の把握に努め、その中で刑罰法令に違反し厳正に対処すべき行為が認められ——関係警察が既に流通の大もとから動いている中ではございますけれども——本県警察として対応すべき事案となれば、法と証拠に基づいて適切に対応してまいりたい、このように考えております。以上です。

〔降壇〕

○井上紀代子議員 答弁ありがとうございます。食の安全・安心と犯罪とはちょっと違うんですね。そこを混同してはいけないというふうに、私自身思っています。そういう意味では、今回、いろいろなテレビの報道がありまし

たけれども、どうも宮崎のメッセージというのは——さきに宮崎が66件あるとかいろんな報道がされた割には、県からの消費者に対する情報の提供というのは、ちょっと薄かったのではないかなというふうに思っています。もっと的確・適正な報道をされるとよかったかなというふうに思っています。実は、お菓子屋の皆さんから、ちょっと何件か、今回の問題について非常に農水省に怒りを感じるということで、ファクスとお電話をいただきました。実際に、昨日、「現在、取引先様から早速のキャンセルも来ている状況です」というファクスとかをいただき、そして、農水省と自分たちとが確認書を交わした内容についても、ファクスとかお電話とかをいただきました。こういう方と犯罪とを分けるということの必要性というのを、農水省はきちんとされていなかったということで、一律報道されてしまったわけなんですね。それで今回、私が聞いたときには、最初は「自主回収を」というのを知事がメッセージされて、その次は「支援をします」ということだったんですが、知事は今回、事故米にかかわった業者を被害者として支援を打ち出すという判断をされているんですけれども、その経過についてぜひ教えていただきたいと思います。

また、先ほどありましたが、地方自治体においては消費者行政予算が削られておりまして、消費生活センターや消費生活相談員などの地方消費者行政の体制が本当に不十分になりつつあります。ですから、本当に住民のニーズにこたえられる状況になるのかどうかというのは、本当に不安なんですね。また、今回の農水省の措置が地域に与えた影響というのは本当に大きかったと思います。消費者に大変大きな混乱を巻き起こしたと同時に、産業界に与えた影響と

いうのも大変大きかったというふうに思いますが、九州知事会等は農水省に抗議などされないのかどうか、そのことも含めて知事にお尋ねしておきたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 今回、農林水産省により公表された菓子製造販売業者の方々は、事故米であることを知らずに購入して加工販売されたものでありまして、実名の公表により経営に影響が出ていることを考えますと、最大の被害者は消費者であります。公表された事業者の方々も同様に、今回の不正規流通問題の被害者であるとの趣旨で発言したものであります。消費生活センター等々の相談員の不備という御指摘がございましたが、それは、こちらとしても、さらに検討して対処・対応してまいりたいと考えております。国に対しての抗議、クレームといいたいまいしょうか、そういったもの、また、三笠フーズの捜査が入りますけれども、これは不正競争防止法違反と、恐らく食品衛生法だと思えるんですけれども、そういった捜査の状況も踏まえながら、今後、対応を考えてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 こういう問題のときの公表の仕方というのは非常に微妙ですので、本来はきちんとした公表の仕方をしないといけないんですね。農水省は今回、名前だけをばんと公表するというようなことをしました。実際、どんなことにどんなふうに使って、何キロ自分のところで購入したのかという細かい情報提供をきちんとすべきで、そのことが大変重要だったというふうに思います。これからの消費者行政については、もっときめ細かな行政が望まれますので、県としても、その対応をよろしく願いしておきたいと思います。

次に、職員宿舎の入居率のことなんです、

総務政策常任委員会の調査の印象では、もっと低いというふうに私自身は感じています。職員宿舎については、職員のニーズに合っているのか見直すことも含めて、県の財産として十分な活用がされるよう検討すべきと考えますが、総務部長にお尋ねをいたします。

○総務部長（山下健次君） 確かに、宿舎によりましては、入居率が50%、あるいは25%とかいうのもございます。先ほど壇上で申し上げました数字は、全体押しなべての数字でございまして、中には利用率も非常に低いものがあるというのは確かでございます。そういった中で職員宿舎につきましては、基本的に転居を伴う異動の円滑化あるいは災害時等の危機管理への対応、福利厚生、こういった観点から、必要な施設として——これは平成19年度に改定しておりますが、管理計画を立てております。そこで維持管理を行ってきておるところでございしますが、この計画では、「厳しい財政状況の中、建てかえが必要となったものを除き、今後、職員宿舎の新規建設は行わない。今後も利活用を継続する職員宿舎については、建物の保全、設備の更新等を実施しながら住環境の維持を図る。建物の老朽化が進み、入居者の増加が見込めない宿舎は廃止を検討していく」、こういったことを基本方針に立てておるところでございします。また、現実的対応としまして、入居率の低い世帯用の宿舎を有効に活用するために、単身者あるいは独身者でも入居できるようにするなど、条件を緩和いたしまして入居率の向上を図っていきたいということで考えております。今後とも、入居状況あるいは地域的な事情等を考慮しながら、適正な管理に努めてまいりたいと存じます。

○井上紀代子議員 今のことにつきましては、

また委員会等で議論させていただきたいと思えます。

次に、DV対策についてお尋ねをいたします。

ちょっとここで聞くのが適切かどうかわからないところもあるんですが、知事の6月議会での教育論議は興味を持てるものでした。その折の知事の答弁、また、ブログにおいて「愛のムチ条例」「愛のゲンコツ条例」について考えを述べられていますが、この条例の知事の真意というのをお聞かせいただきたいと思えます。

○知事（東国原英夫君） 「愛のムチ」「愛のゲンコツ」という表現は、大人が子供たちと真正面から向き合い、毅然たる態度で愛情と厳しさを持って対応しなければならないという思いを込めたものでありまして、暴力を容認するものではありません。私の発言に対しましては、多くの方々から賛否両論、御意見をいただきましたが、改めて私は、大人は子供たち一人一人を尊重しながら、「すべての大人はすべての子供の教師たれ」という自覚と責任を持って教育していかなければならないと考えているところでございます。

○井上紀代子議員 私自身もちょっと曲解して考えた部分もあったんですけども、非常に誤解を生みやすい内容であったのではないかと、表現が余り適切ではなかったのではないかとというふうに思っています。私も2人育てておりますが、手を上げるということ、親が子供に対して手を上げるというときのそれは、どういう場合が適切なのかと言われると、非常に難しい。知事にも息子さんたちがいらっしゃると聞いておりますが、その経験がおありかどうかはわかりませんが、愛情があるから、愛があるから手を上げていいということにはなかなかならない。

上から目線で何かを押しつけるということがいいというふうにはなかなか言えないのではないかと、ちょっと思ってしまうところがあります。ですから、萩原議員とされた議論の中身というのは、もっと議員の違う思いだったと思うんですね。だから、そこがしっかりと伝わっていくようにされたほうがいいのではないかといいうふうに、実は議論を聞きながら思った次第でした。

次に、DV防止法改正で、市町村におけるDV被害者自立支援が明記されましたが、まず、DV対策基本計画の県及び市町村の策定状況について、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 県におきましては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、いわゆるDV防止法に基づき、DV対策宮崎県基本計画を策定しております。現計画は、計画期間が平成18年度から平成20年度までとなっていることから、今年度、改定を行うことにしているところであります。市町村につきましては、努力義務ということで、基本計画を策定しているところはありませんが、住民に最も身近な市町村の取り組みが重要であることから、相談機能の充実など、DV対策の取り組みを促進してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 それから次に、DV被害者自立支援のためのDV対応マニュアルの作成はどのような状況か、重ねてお伺いをいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） DV被害者の相談や支援に当たりましては、県の女性相談所はもとより、身近な相談窓口である市町村など、さまざまな機関が関係してまいります。これらの関係機関の職員が相談対応や支援を行う

際には、DVの特性や対応方法を理解するとともに、関係機関との連携等にも留意しながら、さまざまな不安を抱えておられるDV被害者の方々が安心して相談いただけるよう配慮することが求められております。このため県におきましては、DV被害者からの相談に対し、関係機関が共通の認識と理解に立ち適切に対応できるよう、今年度、DV相談対応マニュアルを作成することとしております。今後は、マニュアルを活用しながら、市町村や関係機関等と連携して、DV対策を図ってまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 DV相談対応マニュアルには、市町村において、相談と各種手続がワンストップで行われることが必要だと考えておりますので、早急に確実に実施されることを望みたいと思います。

次に、地元紙にデートDVに関する特集が掲載され、私は非常にうれしく思いながら読みました。実はデートDVは、デートする関係にあるところで発生するわけです。だから、年齢について制限があるわけではありません。年齢問わず発生します。ですから、学校においても、きちんと認識すべきだと私は思っています。実態の調査等をされたことはないと思いますが、デートDV防止プログラム、いわゆる非暴力プログラムを学校現場のカリキュラムに導入することはできないのか、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 今、井上議員がおっしゃいましたプログラムの件につきましては、ちょっと私も専門的なことはよくわかりませんが、お答えさせていただきますと、いわゆるデートDVというのは、交際相手からの肉体的あるいは精神的な暴力でありまして、この

ような男女の対等な関係が築かれていない状況というのは、人権尊重の観点から決して許されるべきものではない、このように考えておるところであります。各学校におきましては、小中学校の道徳の時間における男女の理解と協力に関する学習ですとか、高等学校の家庭科の授業における家族関係のあり方についての学習など、すべての教育活動を通して、互いに尊重し助け合うことのできる男女平等の意識の確立に努めますとともに、カウンセラーや相談員による相談体制の充実を図っているところでもあります。また、これ以外にも、県教育委員会におきましては、「ふれあいコール」ですとか「子ども専用電話」を設置しまして、児童生徒の悩み相談に当たっているところでもあります。それから、男女共同参画センターがございませうけれども、こういった関係機関との連携を図りながら、男女が互いの人格を尊重し合い、ともに生きる社会の実現に向けた、人権教育の推進に努めているところでもあります。なお、男女共同参画センターのほうから講師等を高等学校等に派遣いただきまして、人権教育、ドメスティックバイオレンスを含めて、しっかりと取り組んでいるという状況でございます。

○井上紀代子議員 やっぱり、学んで初めてDVと気づくということだと思ふんですね。先ほど教育長からも言われましたように、もっと民間のノウハウを持った方々を受け入れて、学校教育の場でも、人間関係のあり方について学び合うことが必要だというふうに思っています。DV問題は非常に理解されにくいと思われています。DV被害者自身が、「愛されているのだから」とか、「私が悪いのだから」と思い込んでいる。また、「2人で話せばわかるっちゃが。努力が足りんぢゃないと」と、周りから必

ず言われてしまうということが多々あるわけですね。ですから、このDV問題を啓発するために、例えばテレビコマーシャル等を活用されたらどうかというふうに思います。このDV防止法で、今回、国も細かな当事者側に立った対応を必ずするというのを強く強くメッセージをされています。もしよろしければというお話ですが、私は、知事が出演されて直接、県民にお話をしていただくと、注目度がもっと上がるのではないかとこのように思っております。このDV防止の啓発についてお尋ねをいたします。

○県民政策部長(丸山文民君) DVのない社会を実現するためには、御質問にありましたように、DVに対する正しい理解を深め、DVは重大な人権侵害であり、決して許されないという社会的な機運を醸成することが一番大事だと考えております。県としましては、県の男女共同参画センターにおいて、DV防止講座を開催するほか、毎年11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」の期間を中心にして、新聞あるいはラジオによる広報やパネル展の開催など、重点的な啓発活動を行うことにより、DV防止を訴えているところでもあります。今後とも、関係部局との連携を図りまして、県政テレビ番組なども活用しながら、より効果的な広報啓発活動に取り組んでまいりたいと考えておるところであります。以上です。

○井上紀代子議員 十分な対応をよろしく願ひしておきたいと思ひます。

次に、自殺対策について知事にお伺いをいたします。

今議会でも、多数の議員が問題視しており、提言をされています。私の立場からも、自殺減少へ向けての具体的な対策と決意について、知

事のほうから述べていただきたいというふうに思います。

○知事（東国原英夫君） 本県の自殺死亡率は全国2位となっており、自殺対策の推進は喫緊の課題であると認識しております。このため、昨年11月には、庁内に私を本部長とする自殺対策推進本部を設置するとともに、ことし6月には、関係機関・団体で構成する自殺対策推進協議会が発足し、官民一体で取り組む体制が整ったところでございます。また今後、自殺対策を進める上での数値目標につきましては、本県の高い自殺死亡率を考慮し、平成28年までに平成17年の自殺死亡率を25%減少させることとし、国の20%削減よりも高いレベルに設定しているところでございます。現在、県では、「自殺ゼロ」プロジェクト推進事業の中で、行動計画の策定や普及啓発、人材育成を図るほか、私みずからもテレビCMに出演し、県民の皆様にも命の大切さを訴えるなど、積極的に取り組んでいるところでございます。自殺対策は、長期の期間が必要であると言われておりますが、今後とも一人でも多くのとうとい命が救われるよう、県民総力戦で取り組んでいこうと考えております。

○井上紀代子議員 ぜひ多くのメッセージをして、命の大切さを訴えていただきたい。そしてまた、私どもも引きとめる力を持っていきたいというふうに思っています。実際、25%減少させるということは、なかなか並大抵のことではないわけですが、自殺実態白書によれば——これは議会でもなたかもたくさんおっしゃっておりますので、おわかりいただけると思いますが——自殺の10大危機要因が連鎖しながら自殺の危機経路を形成すると分析をされています。危機連鎖度が最も高いのは、うつ病から自殺とい

う経路が一番高いというふうに言われています。また、うつ病対策について、だからこそ急務だというふうに言われているわけです。うつ病について書かれたものを読みますと、だれでもかかる可能性があることを指摘されています。まさに精神科医療体制の充実が望まれていますし、まずは身近な精神保健福祉士の人材確保が本当に急務だというふうに思います。いろんなところに精神保健福祉士の資格を持っていらっしゃる方がいるということが大変必要だと思いますが、この人材確保について福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 精神保健福祉士は、平成10年からスタートした国家資格であります。平成20年5月末現在で、本県には449名の方が資格を持っておられるということで、その約半数が精神科病院とか地域生活支援センターに勤務され、精神障がい者のソーシャルワーカーとして、障がい者の社会復帰や日常生活、社会生活での幅広い相談、助言指導を行っており、自殺対策においても、その果たす役割は大変重要であると認識しております。県としましては、現在、県の精神保健福祉士会には、専門的な立場から御意見をいただくために、自殺対策推進協議会のメンバーとして参加をいただいているところでありまして、今後もさらに、この連携を深めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 実は、その推進協議会に作成していただいております「心の電話帳」、これは、本当にいろんなところに、こんなふうアクセスすれば、あなたのことを必ず受けとめますよという、そういう電話帳なんですね。これは本当にみんなが手元に持っているものなのかどうか、届いているものなのかどうかということが実は心配なんですね。このどこかにアク

セスすれば、自分の気持ちというのを聞いていただけたり、踏みとどまることができたりということがあると思うんですね。宮原議員からも出ておりましたが、24時間対応の電話相談というのも確かに必要だと思います。そして、朝方5時ぐらいが死にたくなる時間みたいなことを書いてあるデータもあるわけですね。結局、夜どんどん暗くなって1人になっていく、その時間帯に死にたくなってしまおうということが起こるということだと思えるんですね。そのときに、だれかがいるといいということだと思えるんですよ。この「心の電話帳」がみんなのところに届いて、もっと言えば、本来はワンストップでいいか、一本でいいと思えるんですよ。それがどこか、空き電話のところにつながっていくという体制がとればもっといいのかなというふうに思います。

この中には、DVの相談から、いろんな子育て相談全部、ありとあらゆる相談がここでできるというふうにメッセージをされていますので、本来はこれが1冊あると、1つあると、メッセージは、自分の思いというのはだれかに伝わっていく、つながっていく、命をつないでいけるというふうに思います。ですから、これがもっとももっといろんな形でつながっていったら伝わるといういいな、これが届くといいなというふうに思います。あることよりも、届くことのほうが重要かなというふうに思いますので、これからもまた、この対策についてよろしく願いしておきたいというふうに思います。

続けて、私の中で非常にこだわりがあるといったらこだわるんですが、こころの医療センターの問題について質問をさせていただきたいと思えます。

実は、うつ病にしても、いろんな自殺対策に

しても、どこかでだれかに話すということは非常に大切で、精神科のお医者さんにかかるということも一つの大きな力になるわけですね。どこかで踏みとどまっていくときの一番のポイントになるわけです。ですから、こころの医療センターの完成というのは、本当に望まれています。望まれているがゆえに、こころの医療センターがどんなふうに立ち上がっていくのかということは注目をしていきたいというふうに思います。何度も申し上げて恐縮ですが、こころの医療センターの医師の確保は本当に大丈夫なんでしょうか。そのことについて、まずお伺いしておきたいと思えます。

○病院局長（甲斐景早文君） こころの医療センター——これは仮称でございますけれども——の医師の確保につきましては、県立富養園と同様に、宮崎大学の医局から派遣をしていただけるようお願いいたしております。また、児童思春期の医師につきましては、専門医が全国的に極めて少ないという、大変厳しい状況でございますけれども、オープンまでには確保できるように、最大限努力をしているところでございます。

○井上紀代子議員 今議会でも大変問題になっておりますが、医師の確保というのは、そんなに簡単にはいかないんですね。私も、もしかしたらこの方がセンター長になられるのではないだろうかと思っていた方が、実は開業されるというようなニュースを聞いて、実際、その病院建設のところに行ってみますと、胸が痛むわけですね。だから実際に、本当にあとちょっと、あと6カ月、半年ほどですので、その間にどれほどの努力ができるのかというのは、大変責めるようでお気の毒なんですけど、ぜひ最大限の努力を……。そして、ここがいかにかみんなから待

たれているかということとはわかっていらっしゃると思いますので、医師確保について、知事を先頭に頑張っていただきたいというふうに思っています。

次に、実は昨年8月ごろに、増加する虐待の被害や不登校など子供の心を取り巻く問題が深刻化していることを受け、厚労省は、19日までに乳幼児期から青年期までの心を専門的にケアする外来や病棟を備えた「子どもの心の診療拠点病院」を全都道府県に整備するという方針を固めたというニュースがありました。このニュースはとてもいいニュースだと思いますし、本当に必要なことですので、このことについては全面的に支持をしているわけですが、だったら、このころの医療センターというのが子供の心の診療拠点になり得るのかというのが、ちょっと心配なわけです。現実に対応できるものかどうか、そのことについてお尋ねしておきたいと思います。

○病院局長（甲斐景早文君） 今、議員御指摘のころの医療センターの関係で、子供の心の診療拠点たり得るかというお話でございました。御案内のとおり、実は昨年度にそういう厚労省の方針が示されまして、今年度から3カ年にかけてモデル事業をやって、11年度から各県1施設というようにお話を伺っておるところでございます。そういう状況でございますけれども、今進めておりますころの医療センター——仮称でございますけれども——が中核病院としての機能を発揮するためには、やはり関係機関との役割分担、連携が必要であるというふうに考えております。こういうことから、この児童思春期につきましても、国の「子どもの心の診療拠点病院」の考えにありますような病院の治療だけでなく、保健あるいは福祉などの関

係機関と積極的に連携・協力をする体制づくりに努めていきたいというふうに考えております。

○井上紀代子議員 私は前回、質問に立ちましたときに、この問題を病院局のほうと議論させていただきました。実は、成人の方と子供たちとは、同じフロアで、ちょっとした間仕切りだけで一緒にいるというような状態なんですね。ですから、心の診療拠点に本来なり得るのかどうかというのは、これは非常に心配ではないと言わざるを得ないというふうに思います。現在、そのことを急に變更してくださいと言っても、今の体制でできるかどうかというのは非常に心配しておりますが、このころの医療センターが持つ役割というものがいかに大きいかということ、もっともっと認識をされて、スタッフの十分な確保も含めて、先ほど言いましたDVの問題なり、それから自殺者の問題なり、このころの医療センターの持つ役割というのは大きいと思いますので、十分な整備ができるような体制をとっていただくように要望しておきたいというふうに思います。これは知事にも、深く心にとめておいていただきたいというふうに思っております。

次に、定時制・通信制の問題について、教育長にお尋ねをしておきたいと思います。

私の議員生活の中で、私自身が物すごく自分自身のステータスとして考えているのが、林活議連の役員をしているということと、定時制・通信制振興会の役員をしているということで、私の一番大きな、この18年たちました議員生活の中で、本当に誇りとしているものは、この2つなんです。ですから、選挙のときに何かを聞かれたときに、肩書としては、私が一番大事にしている、この2つは必ず書かせていただくこ

とにしております。現在、議長であります坂口議長と私と田口議員は、この振興会の役員をさせていただいています。ですから、過去の質問の中も、この定通制の問題というのはずっと取り上げてきております。そしてまた、今度行われます夢サポート事業の審査委員もさせていただくことにしております。この定時制・通信制が持つ問題点というのを、もっともっと明らかにしていく必要があるのではないかというふうに思っておりますので、今回ちょっと項目が多いんですが、質問させていただきたいと思えます。教育長は、この定時制・通信制の在籍者数は何名と把握されていらっしゃるのでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） まず、定時制でありますけれども、県内には5つの高校に定時制を設置いたしておりますが、その在籍者総数は全学年合わせまして、今月現在でありますけれども、859名であります。それから、通信制課程でありますけれども、これは宮崎東高校と延岡青朋高校の2校であります。この全体の在籍数は、2校合わせまして3,314名でございます。以上です。

○井上紀代子議員 県内で学んでいる子供たち、全日制に入学している子供たち、それから定時制・通信制に学んでいる人たち、全部を合わせますと、定通に学ぶ人たちというのは非常に数になっているということは御理解いただけるというふうに思います。ですから、この問題をきちんとするという事は、教育の問題を大きく語り議論する、非常に問題点としては重要なものがあるというふうに思っておりますので、そこをぜひ認識していただきたいというふうに思っております。驚くべき数だというふうに思います。

次に、定通希望者の全入のために、私は——実際、この生徒たちがどんなふうに固まっているかということ、やはり県南西部に非常に固まっていちゃるんですね。ですから、そこに通信制の高校というのを新設できないかなということをお尋ねしたいと思えます。

○教育長（渡辺義人君） 先ほど申し上げましたように、県では5つの高校に定時制課程を設置しております。本年度の入試倍率を見ますと、宮崎東高校の定時制は1.48倍であります。県全体で見ますと、この定時制課程につきましては0.71倍という状況でございます。一方で、通信制課程は、先ほど申し上げましたように、宮崎東高校と延岡青朋高校の2校であります。入学希望者のほぼ全員が合格している状況でございます。なお、宮崎東高校におきましては、日南高校、それから都城泉ヶ丘高校、小林高校をスクーリングの協力校としておりまして、生徒全員が希望する学校でスクーリングを受けられるように、今年度から協力校のスクーリング担当教員を2名ふやしました。それから、宮崎東高校の来年度の募集定員を、これまでの300名から50名ふやしまして350名にするというような対応をいたしたところでございます。今後とも、多様化する学びのニーズを的確に把握しながら、定時制・通信制教育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○井上紀代子議員 教育長にちょっと確認をさせていただきたいんですが、ことしの4月から全員入学ということができるようになったんですね。ことしからは全員、本当に入学しているんです。今後も、希望があれば通信制は全員入学という姿勢は変わらないというふうに確認し

てよろしいでしょうか。そこをお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） ただいま申し上げましたように、特に希望者が殺到しておりましたのが宮崎東高校でありまして、従前は、定員300名でありましたけれども、それ以上の生徒を受け入れておったというのが実態でございます。実態に合わせる形で、今回から募集人員を50名ふやしまして350名ということにしたわけでありまして、私どもとしては、確かに井上議員が、先ほどの定通の振興の関係で役員をされておられるということは、存じ上げておりますけれども、あそこにいる子供たちというのは、不登校経験者ですとか、いろんな社会的に問題・課題を抱えた子供たちがたくさん学んでおりますので、我々はそういった需要に的確にこたえるように努力していきたい、このように考えております。

○井上紀代子議員 教育長が、今の定通制の置かれている状況というのをそういうふうに把握していただいているということは、本当によかったというふうに私自身思います。今回、私と高橋透議員がこの定通の問題を一般質問の中で取り上げています。そのことによって、教育委員会のほうから、定通だとか通信制の学校に対して調査を入れていただいたということ、逆に御連絡をいただきました。そういう意味からいえば、改めてここにスポットライトを当てていただいて、もう一度、実態をきちんと把握していただくということは大変重要だというふうに思いますので、今回本当にありがたかったなというふうに思っているところです。

実は、定時制の併設校においても施設が十分ではありません。現実には設備も十分ではないんです。というのが、皆さん、スクーリングに

行かれるんですね。ことし、100人ぐらい入る大型の講義堂というところで通信制の人たちがスクーリングをするんですが、空調設備は全くないんです。昨年の夏は、余りの暑さのために講義中に倒れた生徒が出たと。空調は、最も生徒や職員から要望の高いもの——最も要望の高いものとして設備の要望があります。そして、例えば通信制の子供たちも仲間意識を持って、だれかと会いたい、だれかと話したいというときに学校に行こうとすると、それはなかなか難しいんですね。その子たち、その生徒さんたちが集まる場所というのは確保されていないんです。そういう意味では、その場所が確保されるということは本当に大事なことだというふうに思います。

そして、併設校はなおさら、昼間の人がいるわけですから、そんなに早く来ないでね、夜になってから来てねということになってしまうわけですよ。本来はインターネットをしたり、そのことで学び合ったり、図書を利用したりとかいうことは必要なんですね。ところが、それはできない環境にあるわけです。同じ宮崎県の生徒でありながら、教育を受けようとする者でありながら、その格差があると。日本は、残念ながら格差大国ワースト4の中に入ってしまったんですから、こんなことがあっても、これは当然じゃないかということかもしれませんが、これはやっぱり許されるべきことではないというふうに思うんですね。学ぼうという姿勢がある人たちをどう受け入れるかということ、とても大事なことだと思います。この施設について、本当に十分と言えるのかどうか、教育長にお尋ねしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） まず、定時制と全日制の課程を置く高校といたしましては、宮崎工

業高校と都城泉ヶ丘高校、富島高校の3校がございます。これらの学校におきましては、ほとんど定時制専用の教室を持っておりますが、一部併用している教室におきましても、定時制と全日制では授業の時間帯が基本的には重ならないということから、教育活動はスムーズに展開できているのではないかなというふうに思っております。また、定時制と通信制の課程を置く高校といたしましては、宮崎東高校、延岡青朋高校の2校がございますけれども、両校とも、スクーリングの受講者が多いときでも、使用教室の調整により、特に支障なく授業が実施できているというようなことは聞いておりますが、今、井上議員のほうから、そうではないんじゃないかというような御指摘も賜ったところがありますので、学校のほうからさらによく実態を聞いてみたいと思います。

それから、子供たちの居場所がないというお話がありましたけれども、実は私も、教育長に就任しまして宮崎東高校は2回、参りました。プレハブ教室等も私のほうから見せていただきましたけれども、その中で——前の校長のときでしょうか——子供たちの、学校に来て外で弁当を食べたりとか、やっぱり非常に困っている状況があるということで、宮崎東高校の場合は当時の校長の発案でコミュニティールームというのをつくったということでもあります。非常に今、財政難の中でもありますので、新たにどうこうということはないかなか厳しいところがありますけれども、そういう工夫一つで対応できる部分があると思いますので、そういった学校現場の意見をよく聞きながら、環境の整備充実に向けてまいりたい、このように考えております。以上です。

○井上紀代子議員 私は振興会の役員であるが

ゆえに——ゆえにというか、だからこそでしょうか、ぐるぐるぐるぐる回るんですよ。それで、学校の中で直接先生たちとお話しすることはなかったとしても、卒業式に紛れ込んでみたりとか、そういうことをしながら、子供たちというか生徒たちの様子というのを見せていただいたりしています。現実非常に感動的な卒業式とかをされるわけですよ。やっぱり、学びの力というのは大きいなというふうに思うんですね。だけど、全日制の子供たちとこの生徒たちとは非常に格差があるということについては、施設面においても、いろんな学びの面のそういう設備も含めてですけれども、いろんな意味でまだまだ格差があるということについてはおわかりいただいたというふうに思いますので、もう一度精査していただきたい。実態に即した施策でないと、具体策は出てこないと思うんですよ。ですから、これは、教育長ももう一回、回っていただきたい、実際に行って見ていただきたいというふうに思っています。

次に、通信制のレポート未提出者の対策について、どう対策をとられているのかお聞かせいただきたいと思います。

○教育長(渡辺義人君) 通信制教育におきましては、自宅で作成をいたしましたレポートの添削指導が中心となります。レポートの未提出者がいるわけでありましてけれども、文書や電話等で提出を促し、やむを得ない理由があるときには提出期限を猶予し、弾力的に運用しているところでもあります。また、レポート作成が滞りがちな生徒には、電話や電子メールによる指導のほか、必要に応じて登校を促して学校で個別指導を行うなど、きめ細かな対応に努めているところでもあります。

○井上紀代子議員 生徒数を減らすというか

籍年数を減らせば、生徒数はぐくっと減るんですね。私はそういうことはやってはいけないというふうに思います。そのことは深く心に受けとめていただきたいというふうに思います。

かつて、通信制というところで学ぶ生徒たちの多くは、成人した社会人であり、職業を持った方たちでした。つまり、多くの方は、人格的にも経済的にも自立した大人であったというふうに言えると思います。しかし、今は、通信制で学ぶ生徒たちの多くは、年齢層が全日制と同じで、無職の生徒たちです。生徒たちは成長期であり、人格的にも経済的にもまだ自立できていないという状態であるということは否めないというふうに思います。したがって、かつての通信制の学習形態、学習システム並びに教育課程では、現在の生徒たちの自立を支援するという通信制教育の今日的な目標を達成できないと言わざるを得ないというふうに思います。友人とか仲間、社会との関係で、課題を共有して、対話を深めて、新たな知識を得て、そして現実を変革していく、実践をともに進める、また、教育者もまた教育されるという共同学習のチャンスをつくり上げていくということが急務であると言わざるを得ないというふうに思います。

具体的には、今、通信制の生徒たちの実態を考えると、レポートの添削と面接指導、いわゆるスクーリングという教師と生徒との関係だけで、自分を見詰め直すということしかないというふうに思います。友人とか仲間とかの関係で、もう一度自分を見直して、そして自分が自立していく力を持つという学習形態の工夫が本当に必要だというふうに思います。現場の先生たちは、本当に工夫をされているというふうに私は思っています。そういうことがあってこそ、本当にその人たちが自立をしていき、宮崎

県の生徒たちが本当にいい教育を受けたということを実感していただけるのではないかなというふうに思っているんです。

ここまでの私と教育長の議論をお聞きになって、知事は、この通信制・定時制で学ぶ生徒たちに対してどのような感想を持たれたのか。そしてまた、一度そういうところにお訪ねいただけないものか、そういうことも含めて知事にお尋ねしておきたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 定時制あるいは通信制で学ぶ学生、生徒諸君は、それなりのさまざまな事情があるとはいえ、非常に高い志を持って、学習意欲を持って学問に取り組んでいるものだと感じております。そういったもので、御指摘のあったような設備的な問題、カリキュラムの問題等は、今後また調査して検討しなければいけないと考えております。いずれにしろ、全日制と通信制あるいは定時制の格差といったものが是正されるように、行政的にも取り組んでいかなければいけないと考えております。

○井上紀代子議員 先ほど教育長からもありましたとおり、定時制・通信制に集まっている人たちは、15歳であったり、中学を卒業してすぐ来られたり、全日制から編入、それから転入してこられる方たち、それからひきこもりの方たち、もっと言えば、ほかの子供さんたちもそこに集まっているんですね。ですから、その対応というのは、本当にしっかりと教育現場で自立へ向けて、そして、たった一人にしないということを目標に、ここに手を差し伸べるということは大変重要だというふうに思っています。

最後になりまして時間がなくなりましたが、私が物すごく心はずっとずっとこだわり続けている青島の問題なんです、実はこの橋ホテルの開発の関係で、先日、和多屋別荘の社長

ともお会いいたしました。本当に情熱を感じて、意気に感ずるという思いで私も一緒にお話をさせていただいたんです。ここでは、議員の方たちもいろいろおっしゃったんですが、とにかく県は何ができるのかということをお尋ねしておきたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 青島地域は、宮崎を代表する観光地の一つであると認識しておりますし、その活性化を図ることは、宮崎観光の再生にもつながると考えております。今般、宮崎市が青島地域活性化基本計画を策定され、また、市及び地元関係者の御努力により、旧橋ホテル再開発の受け皿企業が決定しましたことは、青島地域の再生に向けた取り組みがいよいよ本格的に動き出すものと高く評価しているところであり、和多屋別荘の小原社長の御英断と熱意に敬意を表するものでございます。昨日も御質問がありましたが、企業立地としての助成は非常に財政的にも厳しいものがあるかもしれませんが、平成19年度が前年度比、観光客10万人増というのを記録したようでございますので、今後とも、地元の方々と連携して、さらなるPRや集客に取り組んでいきたいと思っております。今が青島地域活性化にとって重要な時期だと考えておりますので、今後、市とも連携して、基本計画の実現に向けて協力してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 最後に、JR日南線のことなんですけど、これは前回も言っておりますので、ぜひ、県南地域を含めて青島を突破口として、県南地域の観光というものをもう一回活力のあるものに、鹿児島を含めて、本当にいい地域なので、そこを観光面で活性化させていきたいというふうに思います。そのときに、このJR日南線というのは、本当にいい線だと思うん

ですよ、私。だから、それをもっともっと観光面で活用すべきだと思います。前回も申しましたが、駅舎ももう一回つくりかえたらどうかとか、そしてお金を投入すべきところは投入しないといけないと思いますが、このJR日南線の問題を知事はどうされていくおつもりなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○知事（東国原英夫君） JR日南線は、通勤や通学等のために大切な公共交通機関であるとともに、観光面においても、日南市の飢肥などを経由する重要な鉄道であると認識しております。今回の青島地域の活性化に向けた取り組みを契機とし、JR日南線を観光面で活用するためには、まずは沿線周辺の観光地の魅力を高めて、交流人口の増加を図ることが重要であると考えております。それに加えて、日南線を走る列車や駅舎そのものに魅力を付加する取り組みも効果的であるとと考えております。このため県では、「JR日南線利用促進連絡協議会」や地元の観光協会などが実施するイベント列車の運行などの取り組みに支援を行うとともに、魅力のある車両の導入をJR九州に要望しているところであります。JR日南線の観光面での活用については、例えば、駅名にちなんで幸せの鐘が設置され、地元のボランティアグループが地域おこしに活用している、えびの市の真幸駅のような事例もありますので、子供の国駅や青島駅などの駅舎の活用も含め、まずは地元での議論を深めていただければと思っております。

○井上紀代子議員 感覚的なものかもしれませんが、何か前回よりかちよっといい答弁をいただいたような気がしないでもありません。武井議員の高千穂鉄道あの列車を持ってきたらどうだろうかというのも、本当におもしろい提案だと思いますし、実現できるといいなというふ

うに思っています。これからも県勢発展のために私も努力することをお約束して、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透副議長 次は、井本英雄議員。

○井本英雄議員〔登壇〕(拍手) きょうは延岡から、私の話を聞くというより知事の顔を見に来ていただいております。私も初めてでありまして、少し緊張しております。知事に対する期待は非常に高く、宮崎がこんなに有名になったのは神武天皇以来だと言う人がおりまして、本当に私も期待しているところでありまして。とはいっても、質問を緩めるわけにはいきませんので、ひとつよろしく願います。

それでは最初に、少子化対策について伺います。

表1をごらんになっていただきたいと思えます。表1、これは私たちがいつも見なれている表であります。この表を根拠に、働く女性がふえれば子供がふえると。そういう根拠で、いつもこの表を出してこられました。95年当時の表であります。今度は表2をごらんください。この表1は、OECDの当時25カ国中のなぜか13カ国しか載せていなかった。それで、下の表2ですが、この赤川さんという方、この人は25カ国中24カ国、1カ国はメキシコですが、ちょっとわからなかったみたいで、データがはっきりしなかったみたいで、24カ国を載せてみました。すると、表2のようになったということがあります。それで、統計のプロたちが使う数字に相関係数というものがあるそうでもあります。どうやって出すのか私もわかりませんが、この表で言えば、女子の労働力率と合計特殊出生率の関連性が強ければ強いほど相関係数は1に近づき、ゼロに近づくほど関連性は少ないという

ことになっております。表1をごらんになってください。一番左の上のほうに括弧して $r=0.53$ と小さくあります。これが相関係数であります。この場合、相関係数は高いということが言えます。したがって、女子労働力率が高くなれば出生率が高くなるということが言えるわけです。ところが、表2をごらんください。今度は左上のほうに0.238と書いてあります。上にトルコのTurkeyというのがあります。これを入れると実はもっと下がるんですね。今回、これを入れないということにして、それでも0.238。ということは、女性労働力率が高ければ高いほど出生率は低いということになるそうでもあります。これは統計表の使い方です。全く別の結論が出るということでもあります。表1は全く当てにならないということでもあります。

私は、決して女性が社会に出て働くことを否定するものではありません。しかし、この表を根拠にエンゼルプランが出され、働く女性たちの子育てのために保育所が充実されてまいりました。しかし、エンゼルプランが始まってもう10何年にもなるのに、全く効果が上がっておりません。この保育所充実を中心とする施策のために、17年度予算で1兆3,000億という膨大なお金が投じられております。保育園と幼稚園を両方経営される方がおられます。保育園に対する支援はそれこそ湯水のようにジャブジャブだと、ところが幼稚園は……。この差は何だろうと言っている人がおりました。これは縦割り行政のせいではありますが、これについては、きょうは問題にいたしません。私が言いたいことは、もうぼちぼちこの辺でエンゼルプランに対する反省があってもいいのではないかと。知事のお考えを聞かせていただきたい。

次に、表3をごらんになっていただきたいと

思います。この表を見ますと、結婚生活が長い夫婦の子供の数は、ここ40年ばかり変わっていないということがわかります。では、なぜ子供が減ったのか。これは、晩婚、未婚、離婚が原因であります。大きな原因であります。なぜ若者は結婚しないのか。これについては諸説紛々ありまして、いろいろ理由があつてよくわからんというところであります。ただ、言えますことは、結婚を勧めることが一番確実であると。出生率を高める方法としては一番確実である。そういう意味では、今、県が「かえるのたまご」というのを推進しておられますが、これはなかなかいい施策であるなど。これについては、この前、西村議員が質問しましたので、これ以上質問はいたしません。

それで、このエンゼルプランで私が心配することが一つあります。保育所を充実するのは大変結構であります。しかし、生まれて何カ月もならない子供を預けているという人が多いということであります。私は、子供は3歳まではお母さんの懷で育てるべきではないか。3歳児までは、自分が愛されたと、その思いは私は潜在意識の中に入っていく。三つ子の魂百までもという言葉がありますけれども、愛された人でなければ私は人を愛することはできないと、そう思うんです。それを何カ月にしかならないのに預けている。子育てを人に頼んでいる。これは私は、日本の将来、本当にこれは憂うべきことじゃないかなと、そう思っているわけあります。この前、教育長と話したことがありました。教育長が言うんです。結婚したときに奥さんに頼んだと。おれは薄給だ、給料が安い。しかし、子供が小学校を出るまでは外で働いてくれるなど。そして、子供が帰ってきたら「お帰りなさい」と迎えてやってくれと。そしてもう

一つ、子供の前では絶対夫婦げんかしないようにしようね。それを約束して、ずっと守っているそうであります。これは私の実は高校の後輩なんです。なかなか、「あんたはそれだけで教育長をやる資格がある」と私は言ったんですけどね。子育てを他人に任せているというのは、いい子は育たない。お金を得るためには、どうしても働きに出なきゃならんという方もおられると思います。しかし、その方たちには、例えば今、保育所に回しているその資金を直接そちらの方に回すとか、何か別の方法を考えて、何らかの手当てをしたらどうかと思います。国に対してそのような提言をしたらどうかと思いますが、福祉保健部長のお考えをお聞かせください。

次に、パチンコ依存症についてであります。

パチンコの市場規模は30兆円であります。30兆円というのはどのくらい大きいか、なかなかわからんでしょうけれども、自動車産業が41兆円、医療関係が31兆円、そのくらい大きいということであります。全国1万6,000店、従業員数が関連業種を含めて40万人。売上高はここずっと横ばいですが、店舗数は減っているということは、パチンコ店の多くが大型化しているということであります。宮崎は人口比で日本一パチンコ台数が多いという統計もあります。

かつて、車内に放置された幼児が親のパチンコ中に熱中症で亡くなった事件、両親がパチンコに熱中している間、アパートに残された幼い姉妹が火災で死んだ事件、母親がパチンコ中、店の駐車場で遊んでいた幼児が出入りする車にひかれて死んだ事件、きわめつきは、高校の男性教師が授業を自習にして、自分は連日パチンコ店に通っていたという事件がありました。なぜこんな事件が起きるのか。この人たちはパチ

ンコ依存症という一種の病気であります。このような人たちがパチンコをしているときには、頭の中には、ドーパミンという一種のホルモンですが、麻薬を服用したときと同じホルモンが出るんですね。中毒症状であります。やめるにやめられない。この前、私が質問しましたが、いわゆるゲーム脳であります。

世界じゅうで、ギャンブルが放任されている国はどこにもありません。すべて禁止するか、限定された場所のみが公認されているだけです。では、パチンコはギャンブルではないのか。だれに聞いてもギャンブルだ、こう答えて返ってきます。実は、韓国と台湾ではパチンコを全面的に禁止いたしました。韓国では3兆5,000億円産業で、店舗数も1万5,000軒ありました。経済規模からすれば、ほとんど日本と同じであります。それを、パチンコはギャンブルである、人間をだめにする、そういう理由でもって禁止してしまったのであります。先進国・文明国の日本で、このようなギャンブルが公然と認められていることは、私は日本人として非常に恥ずかしい思いであります。

そこで、第1の質問であります。パチンコ依存症と言われる人たちが、少なくとも全国で200万人以上いると言われております。実は、はっきりした統計がないんですね。宮崎はその人口規模からしますと100分の1ですから、2万人以上はいるだろうというふうに言われているわけでありまして。2万人いるということは、今度はそれを心配する人たちが10倍いるということでありまして。そのような人たちは借金に借金を重ね多重債務者となり、あげくの果ては自殺をしようという人たちがかなりいると思われまして。現に、パチンコ店内で自殺したという話はよく耳にするところでありまして。これに対して

何らかの対策を立てるべきではないかと思われまますが、福祉保健部長の御見解をお聞かせいただきます。

それから、もう一つ質問であります。1回行けば5万円とか10万円とかいうのがぱっと飛んでしまう。これはちょっと異常じゃないか。朝、パチンコ店の開店のときにずっと並んでいる人たちを時々私も眺めますけど、そんなお金持ちが並んでいるとはとても思えない。生活保護者とか、あるいは年金生活者が並んでいるという話をよく耳にいたします。私も昔、10年以上前になりますか、ラスベガスでスロットマシンをやってみたことがあります。5,000円かければ、一晩じゅうやっておりましてよ。1日で5万、10万吹っ飛んでしまうというのは、明らかに行き過ぎであると思っております。これは、パチンコの機械が射幸心をあおるようにできているところにも大きな原因があるように思っています。これについて何とか規制はできないのか、警察本部長にお伺いしたいと思います。

次に、道州制についてお伺いいたします。

明治維新以来、300諸藩あった藩をすべて廃止し、県を置きました。いわゆる廃藩置県であります。そして、すべての権力を中央に集め、お金も集めて、今、日本は中央集権国家であります。しかし、既に明治維新以来、130年たっております。私は、この制度は既に制度疲労を起こしているのではないかと感じております。こんな話があります。ドイツでは文化センターというのが20はないと言うんですね。ちょっとはっきりした数字は忘れましたが、10何軒しかない。宮崎に文化センターは何軒あるか御存じですか。31ある。今言ったように、宮崎は人口比で1%ですから、それから逆算すれば、全国で3,100軒ぐらいあると推定されるわけですね。

果たしてそんなに必要なのか。これを維持管理するのも大変なんですね。なぜこんなことが起きるのか。中央官僚が現場を見ないで全部予算をつけていっているんですよ。全部つけていっている。

きょうは延岡から来ておられますから、ちょっと延岡の話をしますと、延岡に小峯というところがあります。あそこにふるさと林道というのがあります。4～5年前につくられました。ところが、そこは車が毎日1台か2台通ればいい。林道というのに、できて以来、林を切った跡はない、材木を持ち出した形跡がありません。だれも陳情した人はいない。台風になれば毎回土砂崩れ、水が出る。そのために、下の小峯の人たちはほとんど困っておるんです。小峯の人たちは、「あの道路は建設業者のためにつくられた道路だ」と言っております。これも中央官僚が机の上だけで仕事をしたせいがあります。国の700兆円にも上る借金の中には、このような無駄遣いがたくさんあると私は思います。霞が関には何十兆円かの埋蔵金があるとも言われております。

官僚の力が強過ぎるのであります。官僚はその分野の専門家であります。そして、その権限を放したがないんです。これには政治家も歯が立たないのであります。日本の政治家は弱いんです。アメリカでは、1人の政治家に20人ぐらいの秘書がついております。そのうちの3～4人は弁護士級の秘書であります。ですから、自分たちで法律をつくるんですね。皆さんもよく聞くでしょう。何とかスミス法とかいって、法律に名前がついているんです。そのぐらい立法権が充実している。しかも、彼らがやることは限定されておる。国は、外交、防衛、そして全体にまたがることぐらいしかやることにな

い。それなのにこんなに充実されている。昔、イギリスのブレアという首相が、子育てのために何カ月間か休みますという話がありましたね。聞いたことがあると思うんです。これは暇なんです。それだけ中央はする仕事がないんです。

私は県議会議員になりまして、県議会で作る条例の99%はすべて国の下請条例であるということに気がつきました。皆さんもそう思っているでしょう。何もかも国で決めてくるんですよ。おまけに模範条例文案まで送ってくるんですね。このように条例をつくりなさいと言ってですね。知事は知事になって、恐らくその裁量権が非常に小さいということに驚いておられるんじゃないでしょうか。「何だ、このぐらいか」と、恐らく思われているんじゃないでしょうか。地方のことは地方に任せるべきです。そういうときが来ております。知事は、本県にプラスになることを前提に道州制に賛成ということですが、46都道府県の方がみんなそんなことを言い出したらまとまりません。私は早くやらないかん、そう思っております。私たちは、さきに泣く泣く合併を進めました。合併をしたら、端っこの周囲の人たちが疲弊するのは当たり前なんです。でも、将来、その先に道州制がある、必ず日本の将来があるんだと思えばこそ、私たちはこれに賛成したんです。どうかこれを何とか早く進めていただきたいと思いますが、知事の決意のほどをひとつ聞かせてください。

それから、熊本県では、既に庁内に研究会を立ち上げております。我が宮崎県もそういう段階に来ているんじゃないかと思えます。これについてもお聞かせ願いたいと思えます。

以上で壇上での質問を終わりたいと思いま

す。ありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

国のエンゼルプランについてであります。平成6年12月に策定されましたエンゼルプランは、仕事と子育ての両立支援の観点から、保育所の量的拡大やサービスの充実など、保育に関する施策に重点が置かれておりました。その後、在宅で子育てを行う家庭の視点を加えるなど必要な見直しがされ、現在、国においては、平成16年度に閣議決定された少子化社会対策大綱に基づく「子ども・子育て応援プラン」等により、子育て支援の拠点づくりを初め、若者の自立や働き方の見直しなど、幅広い観点からの施策が推進されておるところでございます。しかしながら、御指摘のとおり、なかなか少子化の進行に歯どめがかかっていないことから、来年度、国においてプランの見直しに取り組む予定であると聞いております。県におきましても、次世代育成支援宮崎県行動計画の見直しを来年度中に行うこととしておりますので、今後、国の動向を踏まえながら、少子化対策の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、道州制に対する認識についてありますが、今、国民は、希望、夢、安心、生きる気力などが希薄化し、慢性的な閉塞感に覆われているのではないかと考えております。これを打破するためには、この国のあり方を根本的に見直す大きな変化が必要ではないかと考えております。中央集権から地方主権に変革することで、地方にも可能性が出てくる、夢や希望が出てくるのではないかと、これに期待しておるところでございます。私は、道州制を導入する

目的は、住民に身近な地方政府がみずからの権限と財源により、効果的・効率的かつ速やかに行政サービスを住民目線で提供することによって、住民生活の向上を図ることが肝要かと考えております。「宮崎県にとって有利であれば道州制も」というような発言をした真意といたしましては、国の行政改革の一環としての道州制はいかかなものか、これは住民にとって真にメリットがある道州制でなければならないといった意味を込めまして、発言させていただいたのでございます。したがって、道州制は、行政、立法、財政の3つの権限を持ったいわゆる完全自治体でなければいけない、地方分権の最終章、最終的な目的、姿というのが、道州制に見えなければいけないと私は考えております。

道州制の検討の進め方についてありますが、道州制につきましては、現在、国、全国知事会、九州地域戦略会議等において、道州と国の役割分担を初めとした制度の基本的な枠組みについて検討を行っている段階でございます。このような中、官民が一緒になった検討組織である九州地域戦略会議では、昨年道州制の九州モデルの策定を進めておきまして、税財政制度や九州の将来ビジョン、住民の関心を高めるためのPR戦略についても検討を行っているところであり、今後とも議論を深めてまいりたいと考えております。また、道州制は、本県の将来のあり方を問う大きな政策課題でありますので、各部横断的な連絡会議等を活用して、適宜、九州地域戦略会議等での議論の状況を情報提供するとともに、意見交換を行っているところでもあります。今後、庁内におきましても、より議論を活発化するための研究会の設置などの方策について検討してまいりたいと考えており

ます。以上です。〔降壇〕

○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、3歳未満の子供を在宅で子育てをする家庭への支援についてであります。乳幼児期、とりわけ3歳未満の時期については、親が就労せずに子育てに専念されている家庭も多くございます。しかし一方で、子育てをしながら仕事も続けたい、あるいは続けざるを得ないなどの理由から、乳幼児を保育所等に預けて就労されている家庭も多く見られるのが実情であると思っております。したがって、国や県等においては、在宅で子育てをする家庭、仕事をしながら子育てをする家庭など、子育て家庭のさまざまな状況やニーズに応じ、経済的支援の充実も含め、保育サービスの充実や育児休業制度の拡充など、包括的で切れ目のない子育て支援策を一層展開していくことが重要であると考えております。なお、御質問にありました家庭で子育てしやすい環境づくりにつきましては、少子化対策の大きな柱組みでありますので、引き続き、国に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、パチンコ依存症についてであります。パチンコ依存症は、精神医学においては「病的賭博」という精神障がいと言われており、一般的には「ギャンブル依存症」とも呼ばれておりますが、お話のように、借金してまでパチンコにのめり込み、多重債務に陥る例や自殺にまで至る例があると聞いております。このため県では、こうした依存症に対する対策として、保健所や精神保健福祉センターにおいて、薬物、アルコール、ギャンブルなど、さまざまな依存症に係る相談を受けているほか、研修会や家族教室等を開催しております。県といたしまして

は、今後とも、依存症という病気に対する正確な知識の普及や支援などに努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（相浦勇二君）〔登壇〕 お答えいたします。

遊技の結果に応じて客に商品を提供しますパチンコ営業は、自由営業を認めますと、対応によっては客の射幸心をそそり、善良な風俗と清浄な風俗環境を阻害するおそれがありますことから、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」におきまして風俗営業と位置づけをして、種々の規制を行っているところでございます。まず、開業のためには、公安委員会の許可が必要でありまして、営業所の構造・設備でありますとか場所の地域制限等に関して、詳細に許可基準を定めているものであります。また、許可後の営業につきましても、公安委員会があらかじめ認定した遊技機以外の設置禁止、賞品としての現金等の提供の禁止、営業時間、広告・宣伝方法の制限等、禁止・制限事項が定められております。

また、国におきましては、平成16年、短時間で高い射幸性を有する遊技機等が出現したことを踏まえまして法改正を行い、射幸性の抑制を図る新たな基準を導入するなど、パチンコ遊技の一層の健全娛樂化を図ったところであると承知しております。当県警察といたしましては、この新基準に該当しない遊技機や射幸性を高めるために不正に改造された遊技機の摘発、禁止・制限事項違反等に対する取り締まりを徹底するなど、業界の一層の健全化に努めてまいりたいと考えております。

なお、このように現行法上認められておりますパチンコ営業に関する新たな規制につきましては、まことに恐縮でございますが、制度設計

について責任を有する立法者であります国、究極、責任は国会の専管事項でありますので、私の立場からはコメントを差し控えさせていただきますと思います。以上です。〔降壇〕

○井本英雄議員 パチンコ依存症について再質問したいと思います。私が今言ったように、公安委員会のほうである程度、裁量権があるんじゃないかと思うんですよ。私に投書が来ております。そして、実はパチンコ経営者からも頼まれているんですよ。朝、新聞を開いたら、チラシがパチンコのチラシだらけというぐらい入っています。そして、テレビをつけたら、朝からコマーシャル。昼間は昼間で、今度は宣伝カーで言うてさるいておる。これが健全な遊びなら私も黙っておくんですけど、やはりギャンブルにも等しいようなこんなものを野放しにしておいていいというふうに私は思えないんですけどもね。何らかの裁量権の範囲で規制はできるんじゃないかと私は思いますが、警察本部長、もう一度。

○警察本部長（相浦勇二君） 申し上げるまでもございませんけれども、現行の法規制で広告・宣伝等についても一定の規制がございますし、射幸性を高めてはならないという観点から、いろいろな規制がございます。したがって、法律に違反する可能性もございますので、具体的なお話がありましたら、ぜひ私どもにお話しただければなというふうに思っています。それと、もう一度、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、結局、パチンコ営業のどの部分を本質と見るのかという議論に尽きるんだと思うんですけども、一方、パチンコに依存されて多重債務を生じてお亡くなりになられる方は多分、現実にかなりおられるんだと思います。そういうものをパチンコ営業のエッセン

シャルな部分だと見て制度設計をするのか、一方で、そこそこ節度と良識を持ってお遊びを楽しまれている方が多数おられるということをして制度の本質と見るかによって、結論が大きく変わるのだと思うんです。そのことについて、私はちょっとコメントする立場にないんですけども、国のほうで、議員のお考えも一つの考え方だと思いますので、しかるべき場で議論なされることを私自身も望んでおります。以上であります。

○井本英雄議員 ひとつよろしく願います。

それから、内規による部外者の公表についてお聞きしたいと思います。

これは執行部に不当な要求があった場合、その名前までは公表しませんが、役職等を公表しますというものであります。しかし、我々県議会議員は、県民から言われたものを執行部に伝えるという役割があるわけでありまして。それを一々これは公表されるものかどうかとびくびくしていたら、我々も仕事になりません。

そこで、まず第1に、内規、すなわち行政規則で部外者を公表することができるのだろうかという点が問題であります。行政学の本によりますと、「行政規則とは、行政機関が制定する私人の権利義務に直接関係しない行政立法のことである。したがって、法規命令と異なり、行政規則は外部的効果を有せず、行政内部における効果のみを有し、法律などの解釈基準を示す、あるいは行政庁の裁量権行使の基準を示すなどの機能を有する」のが定義であります。この定義からすれば、内規は外部的効果を有せず、行政内部における効果のみを有するのであります。今、この内規による部外者の公表は、明らかに部外者の働きかけを排除する意図があ

ります。外部的効果をねらったものであります。したがって、この規定は行政規則制定権を逸脱したものであります。したがって、私はこのような規定は無効であると思います。

それから、行政に対するチェック機関として議会に与えられた権能を、このような内規ごときで牽制・規制することができるのかという点が問題であります。憲法は三権分立を定めております。自治法は二元代表制を定めております。行政は法にのっとって行動するのが原則であります。この法を定めるのが議会であります。議会にこそチェック権能が認められているのでありまして、行政の議会に対するチェック権能は法制度の予定するところではありません。ただでさえ行政権の肥大化が問題となっているときに、議会のチェック権能を内規ごときで制限することはできないと私は考えます。

第3に、一般人に対する場合、プライバシーの侵害なり名誉毀損なり、個人の権利を侵害する可能性はないかという点も問題であります。加えて、「公平性や公正性を欠くと判断されるもの」という基準は余りにも漠然としており、だれが公正性・公平性を判断するのかという点も問題であります。

そもそもこのような内規をつくらうとした出発点は、前知事による官製談合事件に端を発してのことです。あの官製談合事件では、部長さんたちは知事の違法な命令に従わざるを得なかったことが問題でありました。ですから、「知事から違法な命令を受けた場合は必ず議会に報告すること」、そういう規定を加えたらいかがでしょうか。これは半分冗談ですが…。いずれにいたしましても、内規でもってこのような定めをすることは不適當であり、違法であると私は考えます。知事の御見解をお聞か

せください。

○知事（東国原英夫君） 「不当な働きかけについての取扱要領」についてであります。この制度は、職員がその職務に関して受ける不当な働きかけへの対応について必要な事項を定めまして、職員の公正な職務の執行を確保することにより、行政運営の公正性及び透明性をより一層高めよう、その向上を図ろうとすることが目的であります。議員の皆様の声は、県民の代表の声として重く受けとめなければならないのはもちろんのことです。この制度は、尊重されるべき議会の行政への監視権はもとより、県民や議会の行為を制限しようとするものではなく、職員が行うべき内部の事務処理に関することを定めるものでありますことから、条例ではなく要領という形式で定めているところでございます。また、プライバシーの確保についてであります。公表する一覧表の記述におきましては、個人が特定されないように十分配慮してまいりたいと考えております。この働きかけについてですが、知事からの働きかけを明記すべきだという御指摘でございますが、これは県庁内外を問わず、県職員、職員の間でも、職員以外の人間からの働きかけ、すべて対象内としておりますので、当然私もこの対象内に入るわけでございます。

○井本英雄議員 余り時間がないから、ここでくくだ言いたくないんですが、目的と手段とということを分けたときに、目的はいいですよ。そうでしょう。手段はおかしいと私は言っているんです。公表することが何で要るのか。その目的を達成するために、そういうことを公表しなきゃならん、その手段がおかしいと私は言っているんです。どう思いますか。

○知事（東国原英夫君） その公表という手段

についてであります。この制度に基づく不当な働きかけの公表につきましては、働きかけのあった県の業務を明らかにするとともに、公正な職務の執行が確保されていることを県民の皆様へ情報提供するために実施するものであります。このことによりまして、行政運営の公正性及び透明性に対する県民の皆様の期待にもこたえられるのではないかと考えているところでございます。

○井本英雄議員 話が長くなるから、ここまでにしておきますが、私は間違っていると思いませんよ。

次は、入札制度についてお聞きします。

まず最初に、知事は建設業についてどう考えておられるのかということであります。私は、建設業というのは、言葉は悪いけれども、雇用対策あるいは失業対策という一面が強いのではないかと考えておるんです。身一つ、体一つで、いわゆる土方という人たちがおられて、ほかに何にもできない、だからその仕事を頑張っている人たちが結構多いと私は思うんですよ。それに対して、建設業者が多過ぎるから、ほかに職業がえしなさいというのは、私はちょっと弱者に対する思い入れが足らんのじゃないかと。建設業対策は、福祉事業というぐらいの気持ちが必要じゃないかと私は思うんですが、ちょっとお聞かせください。

○知事(東国原英夫君) 今回の台風で土砂崩れを起こしました220号線、日南線、日南海岸ですけれども、私も早速見てまいりました。社会資本整備の担い手である建設業というのは、災害時の緊急対応などに大きな役割を果たすということを再認識させていただきました。中山間地域を初め、地域の経済と雇用を支える重要な産業であるとも十分に認識しております。し

かしながら、近年の建設投資の大幅な減少に加え、一般競争入札の拡大によりまして、競争性の高まり、建設資材の高騰など、特に昨今の建設産業を取り巻く経営環境というのは非常に厳しいものがあると認識しております。このため、地域の方々の安全・安心の確保や地域経済と雇用の安定のためにも、建設産業の現状を十分に踏まえ、きめ細やかな支援を行い、健全な建設産業の育成を図っていかねばいけないと考えております。

○井本英雄議員 ひとつよろしくお願ひします。

それでは、入札制度について県土整備部長に聞いてまいりたいと思います。まず、総合評価方式の評価項目の中に、その企業が何人雇用しているのかという項目がありません。企業にとって、社員を食べさせていくということは非常に重要な役目であります。加えて、その従業員が地方税を納めてくれるということもあります。ゼネコンにおいても、地元の間人が何人雇われているのかをカウントすべきであります。ぜひとも雇用者数を評価項目の中に加えていただきたいのでありますが、県土整備部長、お願いいたします。

○県土整備部長(山田康夫君) 総合評価落札方式につきましては、価格と技術力など価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する方式でありまして、工事の品質確保を図るものでございます。価格以外の要素の一つである地域社会貢献の評価の中で、企業の雇用に関しましては、建設関係団体との意見交換等も踏まえて、現在は新規学卒者及び障がい者の雇用を評価しているところであります。総合評価落札方式の評価項目につきましては、ただいま御指摘のそういう雇用人数といったこともござい

ますけれども、今後とも、試行結果を十分検証するとともに、幅広く意見を伺いながら、随時見直すこととしたいと考えております。

○井本英雄議員 次に、入札後、直ちに最低制限価格を公表してほしいという要請があります。これは、ある特定の業者に落札させるために、お役人が入札後に最低制限価格を動かしているのではないかという疑いを持っている人たちがおります。ぜひとも入札直後に最低制限価格を公表する制度をとっていただきたいと思っております。県土整備部長のお考えをお聞かせください。

○県土整備部長(山田康夫君) 入札におきましては、電子入札システムを通じまして、開札日に入札参加者に対し、結果の公表を行っているところでございます。ただし、最低制限価格の額につきましては、開札後に落札候補者の資格審査を行うため、候補者すべてに資格がないと判明しました場合は、後日、再入札を行う必要が生じます。そういったことから、最低制限価格については落札者決定後に公表をしているところでございます。以上でございます。

○井本英雄議員 次に、一度落札した業者は2～3カ月入札できないようにすることはできないかという提案であります。このように公共事業が減っている時期であります。一般競争入札ということで1業者に偏ることがあります。できるだけ多くの業者に仕事を回す意味で、このような提案をしたいと思っておりますが、県土整備部長のお考えをお聞かせください。

○県土整備部長(山田康夫君) 一般競争入札におきましては、その趣旨から、入札参加機会や競争性の確保に十分配慮した上で実施する必要があります。工事の規模や種類などを勘案した地域要件あるいは同種工事の施工実績、配

置技術者の資格要件等、最小限の条件を設定しているところであります。このため、御質問のような入札条件の設定につきましては、難しいものと考えております。

○井本英雄議員 これについては、また議論しましょう。

時間がありませんので、次に、測量設計事務所においてはコンサル登録をすることになっておりますが、名義貸しが多く、事務所に常駐していないことが多いと聞きます。住民票を提出させるなど、チェック体制を厳しくすべきだと思います。県土整備部長、よろしくお願ひします。

○県土整備部長(山田康夫君) 昨年10月から、条件付一般競争入札を導入した測量、補償コンサルタント業務や、本年8月から、条件付一般競争入札の試行を行っております建設コンサルタント、建築設計及び地質調査業務につきましては、配置予定技術者の企業における勤務状況を確認するために、健康保険被保険者証などの書類の提出を求めています。また、受注後の業務打ち合わせの際に、提出された技術者選任通知書あるいは経歴書の内容についても確認をしているところでございます。

○井本英雄議員 次に、電気工事は全県1区で発注されておりますが、県内を3ブロックに分けて発注するなど、地域要件を設けることはできないのか、県土整備部長にお伺ひいたします。

○県土整備部長(山田康夫君) 電気工事につきましては、県内の電気工事業者の半数近くが県央地区に集中しておりまして、地域要件を設けた場合に、十分な競争性の確保が困難になるとともに、発注量についても年度あるいは地域ごとに非常に偏りがあるということから、入札

に参加する機会を確保できない場合も想定されます。したがって、競争性の確保や企業の育成を図る観点から、電気工事の地域要件に関しましては、全県1区が適当であると考えております。

○井本英雄議員 これについても、また議論をさせていただきたいと思いますが、ちょっと時間がありませんので……。

次に、先日、産業開発青年隊の学校維持の話も出ましたが、今、建設会社はみんな社員教育をする余裕がなくなっております。人材の空洞化が起きるのではと心配をしております。行政において、人材教育について何らかの手当てをすべきではないかと考えますが、県土整備部長のお考えをお聞かせください。

○県土整備部長(山田康夫君) 社会資本整備の担い手である建設産業は、災害時の緊急対応などに大きな役割を果たすとともに、地域経済と雇用を支える重要な産業の一つであると認識をしております。このため県では、財団法人宮崎県建設技術推進機構を通じて各種専門技術の研修を実施いたしますとともに、産業開発青年隊において、現場にての即戦力となる若手技術者の育成支援を行っているところであります。今後とも、研修の実施等を通じて、技術者の育成に、県として一生懸命努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 時間がありませんので、次に、最低制限価格を90%に上げてほしいという要請は今もあるわけですが、県土整備部長のお考えをお聞かせください。

○県土整備部長(山田康夫君) 最低制限価格は、個別の契約ごとに請負契約の内容に適合した履行を確保するために必要となる最低限の価格を設定しているところであります。最低制限

価格につきましては、昨年10月に見直したところでございますが、全国的にも遜色のない水準となっていることから、再度の引き上げは難しいものと考えておりますけれども、会社の経営はなお厳しいとの意見も伺っておりますので、どのような対応ができるのか、引き続き検討してまいりたいと存じます。

○井本英雄議員 もう時間がなくなりました。親学について質問をしたかったところでありましたが、教育長の出番が……。ちょっと長くなって申し上げますでしたが、一言いいですか。先ほど、エンゼルプランを取り上げた中で、3歳児まで母親が自分の懐の中で育てるべきではないかと言いました。自分の子は自分で育てるというのは、親学の中では基本中の基本と思われませんが、宮崎県の親学ではどのようにとらえておられるのか、教育長、お願いいたします。

○教育長(渡辺義人君) 最後に出番をつくっていただきまして、ありがとうございます。先ほど、井本議員が壇上で、私の個人的な子育て信条について言及されましたけれども、大変赤面をしながら聞いておりました。その中で、井本議員のほうから、小学校を卒業するまでは家庭にいてくれというお話がありましたけれども、正確には「小学校3年生までいてくれ」というふうに申し上げました。小学校の下学年ということでもあります。これは過去の話ですから、もう終わったことですが……。もう一つおっしゃいましたのは、結婚して子供が生まれたら、子供がいる前では——「前では」というのがみそでありますけど——絶対に夫婦げんかはすまいということで約束いたしまして、今日まで守っております。けさまで守っております。その上で申し上げさせていただきますけれども、井本議員から先ほど、井本議員御自身

の信念に基づいてお話がありましたけれども、その言わんとするところは、乳幼児期は、基本的な生活習慣など、人間形成の基礎が培われる大変重要な時期であるということであつたろうと思います。この時期に——いろいろな手段、方法はあろうかと思えますけれども——親が十分な愛情を持って子供と密接に触れ合って、親子のきずなの土台を築くことが大事だ、大切だということがおっしゃりたかつたんだらうと思います。その上で、県教育委員会の取り組みとして申し上げますと、乳幼児期における家庭教育の重要性につきましては、保護者に学習の機会を提供するために、市町村の教育委員会を通して「家庭教育手帳」をすべての妊娠期の親に対して配付いたしまして、子供の健康やしつけ、思いやりの心の育成などに関する情報を提供しているところでもあります。また、市町村や関係団体と連携をいたしまして、父親、母親など多くの保護者が集まる機会をとらえまして、子育てを経験した方々による育児に関する講座を開催するとか、育児上の不安や悩みに関する相談活動を実施しているところでもあります。私は、家庭教育は大変大事なことだと思っておりますので、これからも力を入れてまいりたい、このように考えております。以上であります。

○井本英雄議員 以上で終わります。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、外山衛議員。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) 初めに知事に、これから述べますところの私の考えに対する感想といえますか、思いについて伺います。

最近、マスコミをにぎわしている海外の話題としては、アメリカの大統領選挙、大手証券会社であるリーマンブラザーズの倒産、インドの首都ニューデリーで起きた連続爆弾テロ事件、パキスタンのホテル爆弾テロなど、大きな話題が幾つかあります。その中でもアメリカ大統領選挙の愛国心あふれる映像には、政治の原点が見えるような気がいたします。また、先日のNHK大河ドラマ「篤姫」で、京都郊外の伏見の旅館「寺田屋」で発生をした2つの寺田屋事件。1つは、後に起きました坂本竜馬襲撃事件であります。薩摩藩尊皇派肅正事件のシーンが放映をされました。この事件にかかわる薩摩藩主島津久光や薩摩藩の尊皇派である有馬新七らは、国、そして藩を思って行動をし、藩の命運やみずからの命をかけるというものでありました。祖国に誇りを持ち、いざとなったら大義のためにみずからの命を投げ出す気概は、歴史の継承者である我々が遠い昔に失ってしまったものであり、まさに今、日本国の終わりの始まりの様相を呈しているように思えてなりません。

現代を生きる我々が、個人を大切に、家庭を思い、地域を思い、そして国を思う気持ちを持ち続けることができるのであれば、いつの日にか、人として成長し、家庭は安定し、地域や国は繁栄すると考えております。県民のために、宮崎をどのように導き、どのように次代につなげるかは、政治に携わる我々議員、そして知事、そしてまたそれに携わる者の心の中にその原点があり、その心のありようによって進む方向が大きく変わるものと思っております。我

々が先導者として、郷土に誇りを持ち、いざとなったらみずからの命をも投げ出す気概を持って県政の運営に取り組んでいけば、必ずよい結果を得ることができると思います。そこで、知事におかれましては、私の述べた考えをどのように受けとめられたか、率直な感想をお伺いします。

次に、今後、宮崎県をどう導くかであります。人は、目的のために計画を立て、行動をします。目的のない行動は、行動の過程を称賛されることがあっても、行動の結果、思わぬ重荷を背負わされることもあります。県民から知事に与えられた目的は、宮崎県の発展であります。これまでの行政運営の中で、今の宮崎県発展に欠けているものを何であると認識をされ、また、それを補うためには、今後何をすべきであると考え、どのように行政を運営すればよいと考えておられるのかをお伺いします。

また、さきの蓬原議員の代表質問において、議員の「県民所得が低いようだが、何か手だては」との問いに対し、知事は、「農林水産業を基幹産業としている当県としては、製造業やサービス業が伸びなければ、県民所得の著しい向上は図れない」と、基幹産業である農林水産業は先が見えているとも受け取れる答弁をされました。「宮崎は日本の食料基地となる県」「第1次産業は宮崎の基幹産業」と、日々全国に向けて発信をされ、農林水産業の発展に努力されている知事の言葉としては、いかがなものかと理解に苦しんだところであります。近隣の諸外国の状況からしても、近い将来、食料問題は国の大きな課題になります。そのときこそ、本県の基幹産業であります農林水産業が脚光を浴び、県民所得の向上、そして発展につながると考えております。そのためには、今から農林水

産業の振興策を積極的に展開しておかなければならないと考えます。知事の答弁の真意をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

議員の考えに対する率直な感想でございます。ただいま議員のお話を承りまして、大変共感をいたしました。私は、西郷南洲翁の「命もいらず、名もいらず、官位も金もいらぬ人は、始末に困るものなり。この始末に困る人ならば、艱難を共にして国家の大業は成し得られぬものなり」という言葉が大好きでございまして、今の時代こそ、政治家はこの言葉を改めてかみしめる必要があるのではないかと考えております。私は郷土に誇りを持っております。政治生命をかけて郷土の発展に日々邁進していると思っております。また、宮崎、そして地方を再生させるためには、数多くの行政課題に見られますように、この国の制度、仕組みそのものを抜本的に変えなければならないと考えております。まさに、我が国の命運をかけてこの国の形を変える革命の時代が到来していると考えております。私は、宮崎を活性化させ、ひいては我が国を変えるために、いつでも命を賭して課題に取り組んでいく覚悟はできております。そして、マニフェストの達成度等々、実行を含め、私のそうした行動の一つ一つに県民の細やかなチェックが入り、皆様の審判や判断が下されるものと考えております。

宮崎県発展に欠けているものという御指摘でございますが、これに対する答弁、非常に長くなると思いますので、簡潔に申し上げたいと思います。本県には、農業立県としての実績や恵

まれた自然環境など数多くのポテンシャルがありますが、これまでなかなか生かし切れなかったのではないかと考えております。また、本県の発展を考える上で、九州で最もおこなっている交通網の整備、企業誘致等働く場の確保、あるいは各産業の振興等による本県ブランドや知名度の向上など、さまざまな現実の課題があります。このため、このような課題の解決に全力で取り組む必要があると考えておりますが、それと同時に、本県のポテンシャルを最大限に生かして、農業生産の拡大などを通じた日本の食料供給基地の確立や、太陽エネルギーなど豊富な地域資源を生かした太陽光発電の推進などといった、本県の存在感を全国に示していけるような行政運営を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、私の答弁の真意を伺いたいということでございます。私は将来、日本でも必ず食料の確保が大きな問題となり、本県が食料供給基地としてますます重要な役割を担う時代が到来すると考えております。そのような認識のもと、全国的に第1次産業が衰退する中であっても、本県は農林水産業の維持発展に努めていく必要があると考えております。一方で、本県経済の浮揚を図り、GDPを人口比で割るという県民所得を向上させるためには、第1次産業に限らず、全体的な産業の振興や雇用の場の確保が必要であります。このため、基幹産業である農林水産業だけでなく、本県の強みを生かした農商工連携による新たな展開や、企業誘致等に取り組むことが必要であると、さきの代表質問にお答えさせていただいたものであります。重ねて申し上げますが、私は、我が国の食料供給基地として発展していくことが、本県農林水産業の目指すべき姿であると思っておりますの

で、今後とも、一層の農林水産業の振興に努め、農業従事者の所得向上に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○外山 衛議員 ありがとうございます。いずれにしても、議員もそうではありますが、言葉というのは時に誤解を生みますので、お互い十分に気をつけて発言には注意すべきだと思います。基本的な考え方は非常に理解できるところであります。

早速ですが、入札関連で質問いたします。

まず、知事に質問でございますけれども、落札率の低下によって新たに生まれた財源を、他の事業の財源として活用するとのことでしたが、どのように活用されたのか、具体的にお示しをいただきたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 一般競争入札の拡大等によりまして、平成19年度の建設工事に係る落札率は、前年度に比べ9ポイント低下しておりますが、この経費節減分は、道路、河川等必要な社会資本整備に再投資しているところでございます。

○外山 衛議員 確かに再投資は、国の補助事業も含んでいるわけですから、当然と言えば当然であります。落札率が上がることが望ましいと思う私にとっては、9ポイント低下の財源を再投資というのには疑義があるところであります。

続きまして、知事は、「かつては建設業界が農業従事者の受け皿であった。これからは農業界が建設従事者を受け入れることとなる」旨の発言をされております。そのためには、農業が本当に受け皿となれるような抜本的な対策を講じるべきと思いますが、課題や対策を伺いたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 農業の担い手の高齢

化が進行し、農家戸数が減少する中で、本県農業の振興を図るためには、認定農業者や農業法人の育成はもとより、他産業からの農業参入など多様な担い手の育成・確保を図ることが重要だと考えております。建設業者等の他産業から農業に参入する場合には、農業技術を有する人材や農地の確保、さらに、初期投資の回収に年数を要することから、十分な資本力と入念な事業計画が必要になると認識しております。このため県では、農業に円滑に参入できるよう、県農業会議等に相談窓口を設置させていただきまして、参入方法や法人設立に関する情報提供を行うとともに、農業機械・施設等に対する助成を実施しております。さらに、農業参入後は、農業改良普及センター等が中心となりまして、経営や生産技術の指導等を実施し、総合的な支援に取り組んでいるところであります。今後とも、多様な担い手を育成するため、他産業からの農業参入を支援してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 ただ問題は——異業種参入と簡単に言いますが、要するに今、農業の従事者がなかなか十分な所得を得られないという環境があります。その環境を変えることが急務かと思えます。例えば、家族で農業をやっておりまして、建設業者を雇用するのは不可能でありますから、その辺もこれからの課題かと思えます。要するに、農業に従事しておって生活ができる十分な所得が得られる環境づくりをしてもらいたいと思っております。

次に、県土整備部長に一連の質問をいたします。

初めに、予定価格や最低制限価格、これは基本的には入札に付する設計書にミスがないという前提で決められております。これに基づいて

入札が執行されることとなります。その決定後に、受注業者が現場に入り確認をしたところ、例えば、当然必要である足場であるとか、工事用道路の整備・維持費用等が計上されていないこともあり、設計変更をお願いしても認められず、受注業者の負担となっていることもあると聞きます。ほとんど利益のないぎりぎりの費用で施工している受注業者にとっては、大きな負担となるわけでありまして、このような実態は早急に改革をする必要があると思いますが、見解を伺います。

○県土整備部長(山田康夫君) 予定価格でございますけれども、工事箇所の現地を調査・確認をしまして、現場の条件、施工の条件を十分に把握した上で、工事に必要となる経費を基準として設定しております。また、これらの条件については、図面や仕様書等に詳細に明示をしているところでありまして、不明な点があれば、入札前に発注者への質問ができる仕組みとなっております。さらに、契約後、条件に変更が生じた場合には、工事請負契約約款に基づきまして、発注者、受注者双方で協議の上、適正に設計変更することとしております。今後とも、予定価格の設定、適正な設計変更に的確に対応するよう、職員指導に努めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 よろしくお願いたします。

次に、工事現場におきましては、現地の形状や条件等の変化により、当初設計にないものを追加施工したりすることが多々あります。このような場合、工事請負契約約款第9条第4項により、監督員の指示等は原則として書面で行うこととなっております。ところが、実際には口頭による指示等がなされ、最終変更の際、変更処理をする、しないの問題が生じることがある

と聞きます。当初設計にないものを施工する場合は、書面による指示書を発行し、設計変更確実に計上するのは、当然のことと思いますが、現場への指導はどのようになされているのかを伺います。

○**県土整備部長（山田康夫君）** 工事の実施過程において、当初の設計と現場の状況が異なる場合等には、工事請負契約約款に基づき、発注者、受注者双方で協議の上、適正に設計変更することとしております。協議を行う際には、工事打ち合わせ簿等により協議事項の記録を文書できちっと残すとともに、協議による変更事項を実施する際には、監督員指示書によることなど、書面での取り扱いを徹底するように従来から指導しているところでありまして、そのことにつきましても、さらに周知徹底を図っていきたいと思っております。

○**外山 衛議員** 従来から指導されているということですから、さらなる徹底をお願いいたします。

次に、最終設計変更については、精算等の関係上、若干おくれることは理解できます。しかし、中には、完成検査日の直前に変更契約を行うこともあり、変更契約の内容把握、完成検査の書類整備等に多大な労力を余儀なくされることもあると聞きます。設計変更事務処理の迅速化についてどのような指導をされているのかを、部長に伺います。

○**県土整備部長（山田康夫君）** 発注後の条件変更などが生じた場合の設計変更は、的確、そして迅速に対応できるよう、従来より特記仕様書による施工条件明示の徹底を図ってきたところでもあります。さらに、19年度より、発注者が受注者からの質問や協議について、原則として1日以内に回答しようということで、いわゆる

ワンデーレスポンスにも取り組んでおります。今後とも、設計変更の事務処理については、的確かつ迅速に対応するように指導してまいりたいと考えております。

○**外山 衛議員** では、続けてもう一点伺います。御存じのように、最近の落札状況は最低制限価格間近にほとんど集中しております。受注業者は赤字ぎりぎりの工事費で施工しているわけでありまして。県当局におきましては、手抜き工事や材料等の納入に対し、受注業者との信頼関係がなくなったことから、監視体制を強化され、関係書類や工事写真について、無駄、過大と思われる要求がなされることが多いと聞いています。利益のほとんどない現状では、これらの経費も受注業者の大きな負担となっているようでありまして。県として、書類、写真等についての簡素化をどのように考えておられるかを伺います。

○**県土整備部長（山田康夫君）** 工事関係の提出書類につきましても、工事請負契約約款及び仕様書に定められておりまして、工事目的物の品質や出来形を証明する重要なものであります。これらにより、発注者が求める規格あるいは性能等を有しているかを判断しているところでございます。しかしながら、工事書類の簡素化は、発注者、受注者双方の業務の合理化を図るため必要と認識しておりますので、今後は、国の事例等も参考にしながら、検討してまいりたいと考えております。

○**外山 衛議員** ただいまの4問、一連の質問につきましても、日ごろから業界からの改善要望も多くあると聞いています。聞いてみますと、県土整備部としても取り組むべき課題であると認識をされているように理解いたしましたので、答弁にありましたとおりに取り組むべき

課題であるならば、スピード感を持って迅速な対応をお願いいたします。

続きまして、3月の議会においても質問しておりますけれども、250万円以上の事業について、原則、一般競争入札とされましたけれども、他県においては、施行後いち早く引き上げることにした事例もあるわけですが、再度、伺います。例えば、2,000万円以下は指名競争入札とする考えはないか、また検討はなされているのかを伺います。

○県土整備部長（山田康夫君） 本県では、一昨年の談合事件により失われました県民の県政に対する信頼を回復するために、一般競争入札の拡大など、より公正、透明で競争性の高い入札・契約制度の確立に取り組むとともに、幅広く意見を伺いながら、改革の検証や必要な見直しを随時行っているところであります。指名競争入札につきましては、入札参加者数が限定されることによる競争性の問題や、業者選定に恣意性の余地が残ることから、今後とも、一般競争入札の枠組みの中で、技術力、そして地域貢献度の高い業者が受注しやすい環境をさらに整備してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 他県の例といいますと、福島県でございますけれども、恐らく福島県においても、施行してみて幾つかの不都合を感じての見直しと認めていますから、ぜひ今後、見直しの検討を強く要望しておきます。

また、今おっしゃった中で、改革と言われておりますが、これについて、余りにも早い改革に県の体制がついていけないところもあるのではと感じております。内部の体制の強化もあわせてお願いしたいと思います。

また、検証というのであれば、その結果、成果をスピード感を持って実務に反映をさせてい

ただくことを要望いたします。

次に、制度上の不備、あるいは拙速な運用によって官製不況を招いてはいけない、総合評価方式についても官製主導となりかねないと懸念するところですが、県土整備部長の見解を伺います。

○県土整備部長（山田康夫君） 総合評価落札方式は、価格と技術力など価格以外の要素を総合的に評価しまして落札者を決定する方式でございます。公正公平で客観的な評価を基本としております。このため、入札公告時に評価項目や評価基準を公表するとともに、技術提案等の審査に当たっては、まず、発注機関で評価を行い、次に、部内職員で構成される総合評価検討部会及び技術審査会において審議し、複数段階での評価を行っております。なお、その際は、公正性を確保するために、企業名を伏せて評価を行っております。さらに、評価基準の設定等に当たっては、第三者の学識経験者で構成されております宮崎県総合評価技術委員会に意見を聞くこととしております。今後とも、公正公平で客観性の高い評価を行いまして、適正な運用に努めてまいりたいと存じます。

○外山 衛議員 今ありました総合評価落札方式ですけれども、これもその運用のあり方によっては業者の序列化を生むことが懸念をされます。また、前の答弁の中に、「指名競争入札だと業者選定に恣意性の余地が残る」とございましたけれども、これを言うなら、総合評価落札方式においても恣意性の余地ありと見ております。運用の仕方、あるいは評価の細目にわたっていきますと、序列化を生むと同時に、恣意性も100%はぬぐえないと思っております。そういった意味で、何度も繰り返しになりますけれども、制度上の不備であるとか、いわゆる拙

速な運用で官製不況、官製主導というあしき結果を招かないように、おっしゃったように公正公平で客観性の高い評価、また適正な運用を強くお願いしておきたいと思えます。

続きまして、景気対策について伺います。

一口に景気対策と言いますが、これは確かに難しいことと認識はしております。これも蓬原議員の質問への知事答弁の中で、「世界経済、日本経済の状況、グローバルな観点から、宮崎だけが景気が上向くとは思えない。なかなか難しい」と言われました。これは私も確かにそうだと思います。そこで、以下、いわゆる公共事業を絡めた県内向けの提案をいたし、県土整備部長に見解をお伺いします。

公共事業につきましては、景気対策、雇用対策に十分配慮する必要があります。財政が厳しいことも承知しておりますので、量的拡大が困難であれば、質的転換を図るべきではないか。つまり、この際、思い切って、県外企業が受注するような大型事業は一時停止をさせ、原則として、すべての公共事業において県内企業が受注できるような措置ができないかを伺います。

○県土整備部長（山田康夫君） 県発注工事の公共工事につきましては、原則、県内業者に発注することとしておりますけれども、大規模なトンネル、橋梁など県内業者による施工実績が少ない工事につきましては、技術移転を図ることも配慮しながら、競争性の確保を図るため、例外的に県外業者も含めて入札を行っているところであります。このような工事については、費用対効果が高いものを選択し、できる限り早期に事業の効果が発現できるよう、計画的に実施しているところであります。今後とも、社会資本の整備につきましては、地域住民の皆さんの利便性向上等の効果も考えた上で、どの

ような社会資本を優先的に整備していくべきかを判断して、また地域企業の育成についても配慮しながら、対応してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 つまり、全国、不況でございますけれども、宮崎はより大変なんですから、ある一定期間でも県内向けの何らかの措置があってもいいような気がいたしますので、御配慮をお願いしたいと思います。

次に、すべての一般競争入札において、県内に本店があること、もしくは相応の雇用のある支店や営業所を置いていることを条件とすべきと思いますが、県土整備部長のお考えを伺います。

○県土整備部長（山田康夫君） 県発注の公共工事につきましては、原則として県内に本店を有する業者に発注することとしておりますが、のり面工事や電気工事等一部の工事においては、県内で20名以上の従業員を雇用している等の県への貢献度が高い県外業者については、準県内業者として認定をしまして、県内業者と同様に取り扱っております。また、トンネル工事等の大規模な工事や水門扉等の特殊な工事等においては、県内業者による施工実績が少ないことから、県内業者への技術移転を図ることも配慮しながら、競争性を確保する観点から、県外業者も含めて入札を行っているところであります。今後とも、原則として県内業者に発注するとともに、地域社会への貢献度なども評価します総合評価落札方式を拡充するなどしまして、よりよい入札制度の構築に努めてまいりたいと存じます。

○外山 衛議員 財政が厳しく予算等が逼迫していますから、大変だと思いますけれども、こういうときだからこそ、県内業者にも配慮し

た、いろんな発注であるとか仕事の配分をお願いしたいと思います。

もう一点ですが、いわゆる民需の喚起も必要と考えます。例えば、県民が住宅建設を行う場合、県内企業に発注したものに限って、建設に係る不動産取得税を減免してはどうかと思いますが、総務部長、お伺いいたします。

○総務部長（山下健次君） 住宅建設に係る不動産取得税につきましては、現在でも、住宅建設を促進する観点から、まずは税率を4%から3%に軽減しておるところでございます。そしてさらに、一定の要件に該当する住宅を建築または購入、こういった場合には、住宅の評価額から1,200万円を控除して課税をしているところでございます。ちなみに、平成19年度の住宅建設に係る不動産取得税を、今の税率3%をもとに計算しますと、本来ならば13億7,000万円ということですが、現実には、そのうちの約12億2,000万円は住宅控除分として軽減されているという状況でございます。

○外山 衛議員 この件に関しましては、既に取り組みがなされているようでありますから、評価に値すると思います。さらに、県の裁量でもってこれに類似するようなものがあって実施が可能であれば、検討をお願いしたいと思います。これは要望であります。

次に、水産業における燃油対策について伺います。

漁業における燃油対策について、農政水産部長にお伺いします。燃油の高騰は、家計や産業界の経営に深刻な影響を与えております。県南は、マンゴー、ピーマン、スイートピーなど施設農業やカツオ、マグロなどの漁業が盛んな地域であり、経営を改善するためにも、さらなる行政支援が必要であると考えます。施設農業に

おいては、省エネを進めるといった観点から、国において「強い農業づくり交付金」、本県におきましては「元気みやざき園芸産地確立事業」が創設をされ、ハウスの二重被覆施設やエアビーム等の省エネ機械施設の導入が進められております。漁業におきましては、国において、燃料費の増加分に対して直接的に支援をする緊急対策が講じられております。なお、日南市や南郷町では、施設農業の省エネに対する支援はもとより、漁業の燃油に対しても、1リットル当たり1円を助成するための補正予算を9月定例会に提案されているようでありますが、この漁業燃油に対する市及び町の単独支援を、上部自治体である県としてどのように受けとめられているのかをお伺いいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 今般の燃油価格高騰につきましては、農水産業のみならず、県民生活の全般にわたりまして、多大な影響を与えているところであり、燃油価格は今後とも高どまりすることが予想されております。日南市、それから南郷町など一部市町におきまして、地域の産業に与える影響を考慮され、独自の支援策が講じられたものと考えております。県といたしましては、水産業分野の対策として省エネ対策の推進など、漁業の高コスト体質からの転換に有効な施策を推進することが重要であると考えておりまして、市や町、関係団体等との緊密な連携や役割分担により、漁業者の支援に努めてまいりたいと存じております。

○外山 衛議員 同じく、農政水産部長にお伺いします。施設農業の省エネに対して、国、県、市町村の3者での支援が行われているように、漁業燃油対策についても県において支援を行い、国、県、市町村の3者で支援していく必要があると考えます。さきの蓬原議員への答弁

の中で、「水産業界へ効果的な支援を行う」との答弁がございました。この効果的な支援とは、具体的にはどのようなものであるかをお伺いいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 燃油高騰対策を進めるためには、収益性を重視した水産業への転換が何よりも重要であると考えております。このため県といたしましては、新たに漁連など関係団体等と協議会を設置し、国の燃油緊急対策や県事業の効果的な活用により、グループ操業によるコスト削減の地域ごとの取り組みにつきまして、指導助言を行っているところであります。また、今議会に、省エネ操業への転換に必要な運転資金への利子補給等をお願いしておりますが、国の緊急対策とあわせて、より低コストな操業への転換を促進したいと考えております。さらに、水産物のブランド化や直販等による販売力強化の取り組みを促進しまして、市や町、関係団体との密接な連携により、漁業の持続的発展に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 それでは、もう一点部長に。ということは、現時点におきましては、いわゆる真水の支援、直接的な支援は今のところないという判断でよろしいでしょうか。考えられていないということですね。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 今般の原油価格高騰につきましては、冒頭申しましたように、農水産業のみならず、県民生活の全般にわたり多大な影響を与えているところであります。農水産業分野での対策を検討するに当たりましては、費用対効果、それから効果の持続性、こういった観点を重視したところであります。したがって、今回の緊急対策につきましては、長期的に重油価格が高どまりすること

も想定し、省エネ操業等によるコスト削減と付加価値向上等により、漁業における収益性を向上させるという観点から、融資対策をお願いしているところであります。

○外山 衛議員 わかりました。

1つ提案でございますが、例えば、国において燃料費上昇分の90%を支援すると決定しております。ならば、県がその残りの10%のうちの3%でも6%でも支援するくらいのことを考えてもいいような気がしますが、前向きの検討をお願いします。

漁業に限らず、今、県内、非常に景気が悪いです。どこかでお金の流れがとまりますと、すべてが壊れてきます。この流れをとめて県内経済を壊滅的な状況に追い込んでしまいますと、一度つくり上げたものを壊してしましまして、再構築するにはその数倍ものパワーと労力が必要だと思いますので、いろんな手だてを打ってもらいたいと思っております。

次に、発達障害者支援センター、特別支援学校につきましては、名称の変更はさることながら、その学校の意義、重要性について、知事みずからテレビに出演をされ、広告、告知をされているようであります。県下に15校の特別支援学校が設置をされています。ただ、その中で発達障害者支援センターが併設をされているのは、県北においてはひかり学園支援センター、県央にはひまわり学園支援センター、県西におきましては高千穂学園支援センターの3カ所となっております。そこで、支援センターの果たす役割と、また県南地区への設置へ向けた取り組みについて、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 発達障害者支援センターは、発達障がい児、発達障がい者及

びその保護者を対象に、一人一人のニーズに応じた相談、発達、就労の各支援を行っており、発達障がい児に対する支援ネットワークの中核的機関として重要な役割を担っております。県としましては、急増する支援ニーズに対応するため、昨年度、県央のセンターに加え、延岡市と都城市に新たなセンターを設置したところがあります。県南地区につきましては、今後、県央のセンターの機能充実を図るなど創意工夫を行いながら、検討してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 ありがとうございます。今の部長の答弁を前向きな答弁と受けとめ、設置がかなうものと理解をしたいと思います。偏在を避けることから、県南地区への設置を強く求めます。

最後に、宮原議員の質問の中に、副知事への、いわゆる財政問題、予算についての質問がございました。これの延長上になるかと思いますが、ちょっと視点が違いますけれども、質問いたします。

これまで三位一体改革の推進などにより、結果的に地方交付税の大幅な削減がなされております。財政力の弱い本県を初め地方団体にとっては大きな痛手であり、今日の財源不足の最大の要因であると思います。ちなみに、平成20年度当初予算においては、県税が962億円に対し、地方交付税は1,859億4,300万円となっております。交付税は、さらなる削減があるやに聞いております。特に、副知事を初め総務省から幹部職員を迎え入れている地方団体にとっては、属人的な観点を含め、地方交付税確保の期待が強く、その成果を注視しているのが本音であると思います。そこで、来年度の地方交付税確保に向けての積極的な姿勢について強く求めたいと

思います。副知事のお考え、また抱負をお聞きしたいと思います。

○副知事(河野俊嗣君) 交付税の確保につきましては、2つのポイントが重要になってくるかと思っております。地方全体として交付税総額を確保するという事、それから、その上で宮崎県への交付決定額というものをしっかり確保していくこととございます。

まず、1点目の地方全体としての確保につきましては、交付税特会の借入金が34兆円にも及ぶ状況になっております。すなわち、地方全体として返済をしていかななくてはならない額がそれだけ積み上がっておりまして、毎年数千億の返済が迫られる状況にあります。そういう大変厳しい状況ではありますが、年末の地方財政対策に向けて、地方六団体一体となって、一致して何とか交付税総額の確保というものを強く訴えてまいりたいと考えております。

次に、宮崎県への交付決定額につきましてでございますが、交付税の額の決定につきましては、昨日、宮原議員の質問にもお答えしましたように、理論的に積み上げられました財政的な需要額から、理論的に見込まれる収入額を引いた額が交付税として交付されますので、理論的に訴えていく必要があると考えているところでございます。最近の例で申し上げますと、新直轄高速道路に係る算定費用の見直しにつきまして、知事を先頭に強く訴えてまいりましたところ、19年度からの数年間でトータルで80億円ほどの需要額の上積みが認められたところがございます。こうした算定方法の見直しにつきまして、宮崎県の実態を強く訴えることによりまして、何とか確保に努めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 ありがとうございます。

今回の質問は、ほとんどが質問というよりも要望並びにお願いでございました。ただ、幾つか要望しました中で、80%は答えがいただけた気がいたします。私は今回、要望あるいはお願いの8割は聞いていただけたものと勝手に解釈をして、質問を終わります。(拍手)

○坂口博美議長 次は、中野廣明議員。

○中野廣明議員〔登壇〕(拍手) 傍聴席が空っぽになるかと思いましたが、居残り傍聴、ありがとうございます。

それでは早速、質問に入ります。今回、知事は、政府の無駄ゼロ会議のメンバーに就任されたわけであります。何で就任されたかわかりませんが、県民の一人として大変名誉なことであります。その会議の中に「公益法人、特別会計等の点検」という文言が出ております。その中で、俗に言う埋蔵金についてお尋ねいたします。

この埋蔵金というのは、特別会計の資産、負債の差額、つまり積立金・剰余金のことです。この埋蔵金につきましては、かの有名な「塩じい」こと塩川元財務大臣が、「母屋ではおかゆをすすっているのに、離れではすき焼きを食べている」と表現された有名な話があります。そしてまた、この使い道、考え方等については、来年4月から基礎年金の国庫負担が3分の1から2分の1に引き上げられるということでもあります。もう一つの考え方は、消費税を1%上げますと、2.5兆円の財源、税収が見込めますから、それを充てたらいいということでもあります。きのうテレビにも出ていましたけど、この基礎年金の財源をどうするかというのはまだ出ていないようであります。そこで、知事にお尋ねでありますけれども、俗に言う埋蔵金について、知事としてはどういうお考えか、お聞か

せいただきたいと思っております。

後は自席でいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕お答えいたします。

いわゆる埋蔵金につきましては、特別会計の剰余金あるいは積立金そのものを対象とするのか、さらには独立行政法人や公益法人の資産と負債の差額をも対象に含めるのか、いろいろ考え方が分かれております。また、そうした特別会計の積立金等の性格についても、将来の支出に備えた財源や売却できない資産等があり、一律に論ずることは難しいかと考えております。しかしながら、積立金等の資産については、その必要性、妥当性は毎年の予算編成において吟味が必要であり、財源となり得るものは財源とすべきだと考えております。私は、現在の厳しい国家財政の状況、また、少子高齢化に伴い今後増大することが見込まれる社会保障財源の確保を考えますと、国家財政をいかに再建し、財政運営を安定軌道に乗せていくかということについて、中長期的な大きなビジョンとして国民にきちんとお示しし理解を得て、財政再建を着実に進めていくことが肝要ではないかと考えております。以上です。〔降壇〕

○中野廣明議員 どうもありがとうございます。「中長期的に」という発言もありました。実は2006年、小泉内閣のときに約20兆円、それから2007年に9.8兆円、すったもんだの末に吐き出した、そういう事実もあるそうであります。それから2007年度の特別会計、これは28ありますけれども、剰余金が42.6兆円と、新聞報道がなされておりました。ここは俗に言う無駄な支出の温床と言われております。地方ではおかゆをすすって、霞が関では宮崎県の一番いい宮崎牛を食べているのかという感じであります。ぜ

ひ地方の代表としてしっかり頑張っていたきたいと思います。

それでは、一般競争入札制度移行後の影響について質問をいたします。質問がちょっと多いから、なるべく簡単に、聞きたいことだけに答えていただきたいと思います。県土整備部長、最初で大変でしょうけど、深呼吸しながら…。わからないところは私が答弁しますから。
(笑声)

それでは、まずお尋ねいたします。建設業の倒産件数、失業者数、それから信用保証協会の代位弁済の状況を、18年度、19年度対比でそれぞれ各部長お願いいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） まず私のほうから、信用保証協会の代位弁済についてお答えします。信用保証協会が、債務者であります中小企業者にかわって金融機関に支払いました代位弁済額の19年度の実績は34億7,500万円、18年度と比較しますと、金額で13億6,500万円、率にして64.7%増加をしております。また、保証債務平均残高に対する代位弁済額の割合である代位弁済率を全国平均と比較しますと、18年度は全国平均を0.61ポイント下回る1.76%、19年度は全国平均を0.14ポイント上回る2.85%となっております。なお、それを建設業に限って見ますと、過去5年間の平均で3.5%でありますけれども、18年度は1.98%、19年度は4.31%となっております。

○県土整備部長（山田康夫君） まず、県内における建設業の倒産件数についてであります。民間機関の調査による負債総額1,000万円以上の倒産件数は、平成18年度は33件、平成19年度は52件となっております。

次に、失業者数についてであります。宮崎労働局調査による短時間労働者を含む雇用保険

の取得者と喪失者の人数を見ますと、平成18年度に建設業に入職した人が5,578人、離職した人が5,678人、その差は100人となっております。また、平成19年度は入職した人が5,530人、離職した人が7,251人、その差は1,721人となっております。

○中野廣明議員 建設業者関連の失業者だけカウントするとなると、かなり難しいんですけども、今答弁にあったように、雇用保険取得がどうかということで調べますと、部長の言われたとおりであります。ただ、ことし4月から7月で見ますと、既に1,347人が離職しておることです。これは、去年が1,721人でしたから、かなり早いペースでまたことしも進んでいるのかなということでもあります。ただ、これは建設業者の離職者ですから1人ですけども、ここには家族があるわけです。私が選挙するときは、1家族3人で出せば大体人数が出ます。これですとかかなりの数になるのかなということでもあります。関係家族まで入れますとですね。ちなみに東諸地区を申し上げますと、平成15～20年度で13社減って34社、そして関連就業者は1,000人から500人に減っております。東諸管内でも建設業者関連の人が500人減っている、500人規模の企業誘致をするのはかなり大変かな、そういう思いであります。

それから保証協会、悪いほうは答え方がわかりにくいんですけど、要は保証協会の代弁率を見ますと、18年度は全国でも代弁率が平均以下だったんですね。それが19年度は全国平均を上回った。なおかつ九州で一番高い代弁率になった。そしてまた、日本では3番目に高い率になったということでもあります。これも、建設業だけはまだ19年度の数字が出ておりませんからわかりませんが、一時、日本は代弁率ワ

ースト1ということをおぼろげに思い出さなければならず、そういうところでもかなり数字が悪いほうに動いているということでもあります。

次に質問いたします。入札不調の件数とその後の処理方法について、それから県工事における契約保証金として現金が納付された件数、19年度から。県工事発注後の契約解除の状況はどうなっているか、関係部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 環境森林部の建設工事に係る入札不調につきましては、平成19年度は、1月以降に入札を行った工事で、県北地域における小規模な災害復旧工事等で2件発生しております。これらの工事につきましては、入札参加資格の見直しによる再入札や随意契約によりまして、19年度中に契約を完了いたしております。平成20年度につきましては、8月末現在まで発生いたしておりません。次に、契約保証として現金が納付された件数についてですが、平成19年度は2件、平成20年度も2件となっております。次に、契約解除の件数についてであります。平成19年度は3件ありまして、すべて倒産を理由とするものであります。20年度は契約解除はございません。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 農政水産部における建設工事に係る入札不調は、平成19年度に、発注件数423件のうち8件発生しております。このうち7件につきましては、入札参加資格の見直しなどによる再入札により、平成19年度中に契約を完了しております。残り1件は、1月末に不調となった用水路の改修工事で、稲刈り後発注することとし、現在、入札手続を進めているところであります。平成20年度は、8月末現在で1件の入札不調が発生しておりますが、現在、再度の入札公告中でありま

す。次に、契約保証として現金が納付された件数は、平成19年度が7件、平成20年度は、8月末現在で5件となっております。次に、契約解除の件数は、平成19年度が4件で、うち倒産を理由とするものは3件となっております。また、平成20年度は、8月末現在で契約解除はございません。

○県土整備部長（山田康夫君） 県土整備部発注の建設工事に係る入札不調につきましては、平成19年度は、11月以降に入札を行った工事で、県北地域における小規模な災害復旧工事等を中心に48件発生をしております。このうち43件につきましては、入札参加資格の見直し等による再入札、そして随意契約などにより19年度中に契約を完了しております。残りの5件につきましては、今年度3件契約を完了し、2件は年度後半に発注をする予定であります。平成20年度は、8月末現在で1件の入札不調が発生しておりますが、現在、再度の入札公告中であり、次に、契約保証として現金が納付された件数についてであります。平成19年度は18件、平成20年度は6件となっております。次に、契約解除の件数についてであります。平成19年度は26件、うち倒産を理由とするものは25件、平成20年度はこれまでに1件、これは倒産を理由とするものでございます。以上です。

○中野廣明議員 まず、入札不調というやつであります。これは入札改革によって出てきた話であります。数え切れなかったんですけど、全体で60件ぐらいかなと思うんです。私が聞くところによると、一応ランクを変えて再度入札をかけると。しかし、それでもまだ落ちない。次はどうするかというと、随契という話なんです。何で入札でするところがないのに随契がで

きるか。おどしか何かしてさせるか、そんなことはないと思いますけどね。随契という形だそうであります。県土整備部長、いいですか、聞いておってくださいよ。随契をするというのは私はおかしいと思うんです。何で不調になったかということ再度検討して、設計単価を見直すとかして再度入札にかけるときではないかと思うんですけど、県土整備部長、代表で教えてください。

○県土整備部長（山田康夫君） 入札不調となった場合は、まず、設計単価などをもとに設定された予定価格が、現場の条件や施工の条件などを適正に反映されたものか、改めて確認しまして、不備があれば見直しをいたします。その上で、当該工事の緊急度等も考慮しまして、法令の規定により再入札の手続や随意契約の手続に移行しているところでございます。

○中野廣明議員 再度見直すということですが、それでもまだ落ちない。よっぽど能力がないか、実力がないか、見直し方が悪いか、そんなふうにとられても仕方がない。これは、随意契約なんていうのを無理やり押し込むようなことはしないで、しっかり見直しをして再度、入札をすべきだと思っております。知事もこういう話は初めてかと思っておりますけど、そういう実態もあるということ、ぜひ理解していただきたいと思っております。

それから現金納付、これは場合によっては県は丸々もうけなんですよ。丸々もうけ。これは何で現金納付するかというと、県と契約したときには保証金を入れるわけですね。だけど保証会社が、どうもA会社は危ないというので保証を断る。それで仕方なく現金を積むというのがこれですね。これが何件か、足し算ようしませんでしたけど、そういう事例がある。そして、

私が知っている範囲では、銀行が支援すると言うから、銀行と話をつけて現金を納付して工事契約をしたら、銀行からはごを外されてバンザイしたんです。300万円ぐらい県に納付していますから、これは口ききじゃありませんけど、何とか取り返せんかと思ってやったけど、やっぱり法律は強い。これは契約しておるからしようがないということで、倒産した上に丸々300万円捨てたという事例もあります。こういう現実も出てきているということ、しっかり理解していただきたいと思っております。

それから契約解除30件ぐらいかな。どっちにしても、単なる契約・入札残の影響だけじゃなくして、こういう問題も出て、いろいろ事務量もふえてきているというようなことも十分把握していただきたいと思っております。

本県の入札改革は、全国から見ても本当に急進的な、前例のない取り組みだったと私は思っております。準備未完了の段階で入札改革を行ったということで、このようなひずみが出ているんじゃないかと私は思っております。そこで、知事は以前に、「入札改革は官製談合防止が大前提」というふうに答弁されております。改めて知事に質問しますが、改革の目的は何だったのか、このような現象は想定内だったのかお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 入札談合事件によりまして大きく失われた県政への信頼、県民の誇りを一刻も早く回復するためには、より公正、透明で競争性の高い入札・契約制度の確立を目指し、スピード感を持った、かつ抜本的な改革が必要であったと考えております。また同時に、県民すべての皆さんが満足できるようにすることは困難な面もありますことから、改革については随時検証しながら見直しを行っていく

ことも必要であると考えております。

全国的にも同様であります。建設投資がピーク時の半分程度に減少していることに加えまして、一般競争入札の拡大による競争性の高まりや建設資材の高騰などにより、特に昨今の建設産業を取り巻く経営環境というのは厳しいものがあると認識しております。御指摘のようなことにつきましては、ある程度想定しておりましたが、今日の原油や建設資材の高騰につきましては、想定外のことでありました。このため、平成20年度重点施策の一つとして建設産業対策を位置づけたところでありまして、技術と経営にすぐれた業者が伸びていけるよう、引き続き、きめ細やかな支援に努めてまいりますとともに、入札制度改革につきましても、幅広く意見を伺いながら、よりよい制度確立のために邁進していきたいと考えております。

○中野廣明議員 私は、今から残るのは、借金のない企業だけがまづは残っていく、そう思っているわけですけど……。

次の質問にいきますけど、私は改革は大事なことだと思っているんです。本当に改革をするときには、半分は敵だと思わないとできない。しかし、改革がある程度おさまったら、みんながよかったなと思うのが改革かなと思っています。そういう中で、離職者1,721名、これは家族を入れるとこれの倍、3倍と見てもいいわけですけど、なかなか再就職というのではないと思うんですけども、こういう離職者が出たということも、想定内であれば別ですけど、やはり私は、知事として少しは心痛められているんじゃないかなと思うんです。離職者がこれだけ出たということに対して、知事の感じ方をお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 大変つらいことだな

と思っています。建設投資の大幅な減少とか建設資材の高騰など、さまざまな要因によりまして、建設産業は大変厳しい状況となっております。先ほども数字が出ましたが、離職者が19年7,250名、建設業に入職された方が5,530名ということで、その差約1,700名でございます。何とかしなければと思っています。今後とも、平成20年度重点施策である建設産業対策を関係部局連携させて着実に推進するとともに、入札制度改革につきましても、幅広く意見を伺いながら、よりよい制度の構築を図ってまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 もう一つ、私は知事はすごいなと思ったことがあるんです。選挙のときのマニフェストを、選挙後に「間違った」とか「勘違いしておった」というのは普通は通じぬのですけど、どうも知事は通じるような気がするんです。それは別として、知事のマニフェストに「1万人雇用」というのが入っております。この際、1万人と言わず、今、建設業から出た分ぐらいは努力目標として、1万2,000～1万3,000人とかいうぐらい上げて頑張ってもらいたいと思いますけど、知事いかがですか。

○知事（東国原英夫君） 1万人雇用という数値目標を立てさせていただいたのは、私なりの算定根拠がございます。実を言うと8,000人ぐらいが目標だったんですが、どこかで答弁もしたと思いますけれども、8,000人というのは中途半端であるということで、思い切ってそのプラス20%増で1万人ということを数値目標とさせていただいたところでございます。これ以上の数値目標は、ちょっと現状ではハードルが高過ぎるかなと考えております。

○中野廣明議員 ぜひ、もう一踏ん張りして頑張ってくださいと思います。

次に、最低制限価格について質問をいたします。まず、最低制限価格の70～80%を80～85%へ引き上げた根拠、理由は何だったのか。

2つ目、平成18年度指名競争入札の工事成績と、平成19年度一般競争入札の最低価格付近で落札された工事成績はどうなっているか。

3つ目、最低価格は、だれが、どのようにして、どの時点で決め、どの時点で公表するのか。県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長(山田康夫君) 最低制限価格は、個別の契約ごとに、請負契約の内容に適合した履行を確保するために必要となる最低限の価格のことです。最低制限価格の引き上げの検討に当たりましては、落札率の状況等も踏まえ、昨年7月に施工業者を対象にコスト調査を実施いたしました。その結果、落札率が低い工事ほど赤字の割合が高くなり、さらに工事成績の低い工事の割合も高くなる傾向にあることから、工事の品質確保や健全かつ継続的な企業経営に支障が生じることが懸念されたところでもあります。このため、最低制限価格の趣旨とコスト調査の結果を踏まえ、昨年10月に予定価格のおおむね80～85%に引き上げたものであります。

次に、工事成績関係でございますけれども、県土整備部における平成18年度に指名競争入札で発注した工事成績の平均は78.0点となっております。また、平成19年度に一般競争入札で発注した工事のうち、落札金額が最低制限価格から1%以内の工事で見ますと、工事成績の平均は80.4点となっております。

次に、最低制限価格はだれがどのように決めるのかということでございますが、設計金額に応じて、本庁の事業担当課長、または各出先機関の長が、工事に最低限必要と考えられる建設

資材、労務費、諸経費等を個別工事ごとに積算して設定しております。この最低制限価格は、開札前までに算定した上で調書に記載した後、封書におさめて厳重に保管するとともに、電子入札システムでは、最低制限価格を入力しなければ開札できず、また、開札後は額の変更はできないシステムとなっております。また、入札結果につきましては、電子入札システムを通じ、開札日に入札参加者に対し公表しておりますが、最低制限価格の額につきましては、開札後に落札候補者の資格審査を行うために、候補者すべてに資格がないと判明した場合は、後日、再入札を行う必要が生じますので、この最低制限価格につきましては、落札者決定後に公表をしているところであります。

なお、総合評価落札方式の入札につきましては、試行の拡大過程にあるということもあわせて、現在の電子入札システムが完全には対応しておりません。開札日に入札参加者に対し結果の公表ができていない状況でございます。

○中野廣明議員 わかったようでわかりません。長くてですね。

そういうことで、コスト調査を本当にしたのか、ちょっと疑問があるんですけど、参考までに、何件ぐらいコスト調査されたのか。

○県土整備部長(山田康夫君) コスト調査につきましては、平成18年4月以降に発注し、昨年6月までに完成した1,780件の工事を対象に、施工業者にいろいろ重ねて協力をお願いしました。その結果、最終的に123件の回答をいただいたところであります。

○中野廣明議員 最終的には123件でがっくり来ましたが、いずれにしても、現場企業をしっかりと調査して決めたということでありまして、コスト計算して出したということでありま

すから、しっかり黒字が出るという前提だろうととっておきます。

今の最低価格の取り扱いですけれども、一応回答を得ましたけど、よくわかりません。要は、今、我々がいろいろ聞いているのは、入札が済んでも、最低価格が落札者と一緒に出てくると、その間に時間があき過ぎるということなんです。よく考えれば、入札が済んだ翌日にぱっと出してもいいと思うんです。これだと余計、官製談合をやりやすいですよ。だれか1人、所長1人、企業1人、3人おれば完全犯罪みたいにできます。本部長が何ぼ頑張っても、情況証拠も残らないようなやり方ができます。いろいろ今、答弁いただきましたけれども、よくわかりませんでしたけど、これはぜひ一日も早く、最低制限価格を開札と同時に発表するように努力していただくよう、強く要望しておきます。

次に、知事にお尋ねいたします。今回、コスト調査をして80～85%に変更したということがあります。しかし、80%の最低価格でも利益は出ないという陳情を我々はよく受けるわけがあります。今回、150とかのサンプルでそうなったわけでありましてけれども、それが妥当かどうかわかりませんけれども、実態はまだそういう声が大半であります。早急に検証して、利益が出なければ最低価格を引き上げるべきではないかと思うわけですが、知事の御見解をお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 最低制限価格というのは、個別の契約ごとに請負契約の内容に適合した履行を確保するために必要となる、いわゆる最低限の価格を設定しているところでありまして、工事によって80～85%となっているところがございます。最低制限価格につきまして

は、昨年10月に80～85%に引き上げさせていただきまして、全国的にも遜色のないものだと考えておりますので、再度の引き上げは厳しいところかなという感じがしております。

○中野廣明議員 今はそういう回答でいいと思うんですけど、これが現実問題としてどんどん倒産が出てきたということになれば、絶対また改定しなきゃいけなくなってくると思います。そういうことがない方がいいんですけど、そういうふうにならないうちに、ぜひしっかり常日ごろ検証して、柔軟に対応してほしいと思っております。

次に、総合評価方式についてであります。特に特別簡易型評価項目について質問をいたします。簡単に教えてください。まず1つ目が、企業の過去10年間の同種工事の施工実績。2つ目が、企業の過去10年間の主任技術者の同種工事の施工経験。3つ目が、過去1年間の災害時の地域貢献・ボランティアの実績。4つ目が、過去2年間の道路パトロール、緊急施行工事の実績。5つ目が、地域貢献度の本店所在地が15点から7点に減点された根拠は何か。県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） まず、過去10年間の企業の施工実績につきましては、県発注以外の公共工事も認めておりますことから、入札参加企業に資料提出を求めています。具体的には、公的機関に登録された工事实績情報、いわゆるコリンズ、または契約書の写し等の資料により確認をしております。また、過去3年間の県工事成績につきましては、県が保有する工事成績データにより確認できますので、これについては資料提出は求めておりません。

次に、過去10年間の主任技術者の施工実績等でございますけれども、過去10年間については

企業の施工実績と同様の確認方法であります。過去3年間の県工事成績につきましては、県が保有する工事成績データに主任技術者等の個人情報が含まれておりませんので、入札参加企業に資料提出を求めています。具体的には、工事成績評定通知書の写しと、その工事に配置予定技術者が確かに従事したことを証明するコリンズ等の資料により確認をしております。

次に、ボランティア等の地域貢献でございますけれども、過去1年間のボランティア等の地域貢献実績につきましては、入札参加企業が提出する資料により確認をしております。具体的には、地域貢献活動の内容を証明する公的機関の証明書や写真、新聞記事等の資料の写し等、客観的に判定できる資料により確認をしております。

過去2年間の道路パトロール・緊急施行工事の実績についてでございますけれども、入札参加企業が提出する資料により確認をしております。具体的には、契約書や発注機関の証明書の写し等で確認をしております。

地域貢献度の本店所在地が減点された根拠ということでございますけれども、地域の建設業は、災害応急対策等に大変重要な役割を果たしておりまして、県民の安全で安心な暮らしの確保には、地域に根差した優秀な建設業者が必要不可欠であるため、企業の地域社会貢献度を評価の視点の一つとしております。今回の見直しに当たっては、平成19年度の試行結果の検証及び建設関係団体等の意見も踏まえまして、地域社会貢献度を総合的に評価するため、評価項目を4項目から6項目にふやし、それに合わせて項目ごとの配点を見直したところでございます。そのうち、企業の本支店、営業所の所在地に関しましては、当該地域の自然的・社会的条

件について熟知していることが、工事を円滑に実施するために必要であること、及び地域の経済、雇用に一定の役割を果たしていることから、6項目の中では最も高い配点としているところでございます。

○中野廣明議員 あえてくどくど今、部長に答弁願ったのは、これを見ますと、何で建設業者が、5,000万、6,000万、1億の工事が、こういう不確実要素の中で決められるのかなと思うんです。例えば、企業の過去10年間の同種工事の施工実績といっても、6年目、7年目前に、そのときに同じ技術者がいた工事であれば、その企業の技術力というのが出るわけですけど、それは問うていない。ただ、工事をとったかどうか。それも10年前というのは——県庁は5年以上はそういう書類はないんですよ。台帳ぐらいありますけど。

それからボランティア——私は、ボランティアというのは、代償を求めずに自発的にするのがボランティアだと思うんです。「所長さん、今からボランティアに行ってきます」と言っていくのか、新聞記者の人に「ぜひ写真を撮ってください」と言ってボランティアをするのか、そんな話じゃないだろうと思うんです。道路パトロール・緊急施行工事にしても、例えば東諸をとると、37社の企業が1年、一緒にとれないですよ。そこでみんな差がつくわけです。それから、私がいいと思うのは本店所在地15点、これぐらいでいいのかなと思うんです。

考えれば考えるほど、私は不確実要素だと思っております。しっかりみんなが納得するように、おかしくないように検証を早めて切りかえていただきたい、そう思っております。

次に、事例を言いますが、評価点数によって落札者が特定されてくるんですね。同じ最低

制限価格の近くでとっておいても、この評価点数で特定される。下手するとその企業はずっと5本とれることだって可能だという事例が出てきております。そういうふうには偏らないようにすべきじゃないか。答弁、代表して県土整備部長。

○**県土整備部長（山田康夫君）** 平成20年度に県土整備部が総合評価落札方式により発注した工事は、9月12日現在57件となっておりますけれども、この57件の工事を落札した企業数は46社でございます。このうち複数の工事を落札した業者は7社ということでございます。現在のところ、極端な受注の偏りはないと認識をしておりますけれども、評価項目等については、今後とも、試行結果を十分検証・分析しながら、随時、見直しを行ってまいりたいと考えております。

○**中野廣明議員** これは、私、実際相談を受けたんですよ。1カ月の間に2本、6,000万ぐらいの工事が出た。A社がみんなとった。それは何でとったか。みんな限りなく最低制限価格に近いんです。何が変わったかという、現場に配置した技術者の評点で変わってきているわけです。その理屈でいけば、その工事が済んでまたいけば、またそこがとれる。それは大体、最低制限価格が一緒付近の場合ですよ。そういうことがもう出てきておるんです。こういうのは絶対にないように検討していただきたい。これは本当に不公平だと思います。

次に、知事に質問いたします。総合評価落札方式は、もともと技術提案型なので、幾ら試行しても、公平公正さは確保できない、完成しないと思っております。業者は不確定な中で工事を試行し、生活もかかっているということであり、現在の入札方法でいきますと、借金の

ない企業がとられず最後は残ります、絶対。とんとんでいけば、借金のないところはとんとんでいいんですよ。借金があるところは利益を出して借金を払わんといかん。そこでお手上げです。そういうことを考えますと、最終は一般指名競争入札の範囲について、外山衛議員が質問しましたけど、今250万ですけれども、こちら辺もしっかり見直すべきじゃないかと思っております。知事の意見をお尋ねいたします。

○**知事（東国原英夫君）** 先ほどから議員より、「偏らないように」とか「不公平の是正」というような御指摘がありますが、指名競争入札自体が偏った入札制度だと思います。それに、不公平な入札制度だと私は考えております。そして、250万円以上というような今の質問でございますが、本県では、一昨年の談合事件により失われた県民の皆様の県政に対する信頼を回復するために、一般競争入札の拡大など、より公正、透明で競争性の高い入札・契約制度の確立に取り組むとともに、幅広く意見を伺いながら、改革の検証や必要な見直しを随時行っているところであります。指名競争入札につきましては、入札参加者が限定されることによる競争性の問題や、業者選定に恣意性の余地が残ることから、今後とも、一般競争入札の枠組みの中で、技術力や地域貢献度の高い業者が受注しやすい環境を、さらに整備してまいりたいと考えておるところでございます。

○**中野廣明議員** 一般競争入札が、今の評点方式で言えば偏る。そういうふうな今、偏っておるわけですね。だから、そこら辺を改善しないと、偏った人たちが評価点数でとるようなシステムになりますよということを申し上げているわけです。

次に、衰退する農業について質問いたしま

す。

今、日本の農業の現状を考えますと、これまで行政の果たしてきた役割は何であったのか。また、国会で、県議会で農業問題がきょうも議論されました。にもかかわらず、私は、結果は衰退の一途をたどっていると思っております。きょうのような農業に関する答弁を聞いて、本当にそれがそのまま実現しておれば、今、農業はバラ色じゃないかと思うわけです。そういうことで質問に入ります。

まず、農業の現状課題をどのように認識されているのか、また衰退する根本的な要因は何だとお考えか、知事にお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 近年の農業を取り巻く情勢というのは、担い手の減少や高齢化の進行といった構造的な課題に加え、国際貿易交渉問題や原油・飼料価格の高騰など大変厳しい状況に直面しており、我が国の農業産出額を見ますと、平成18年が8兆6,000億円で、過去20年間で北海道の産出額の3倍に相当する約3兆円減少しております。この主な原因、あるいは要因としましては、農業は自然を相手にした産業でありまして、気象災害等により農産物の収量や品質等が安定しないこと、昭和60年以降の急速な円高の進行や農産物貿易の自由化の中で、外食産業を中心とした安価な輸入品の急速な増大が市場価格等にも大きく影響していること等により、農業所得が安定しないことが挙げられると考えております。

しかしながら一方では、将来の食料不足に対する不安等が広まる中で、最近、我が国においても、食料自給率向上への関心や農業に対する期待がますます高まっているのも事実であります。県といたしましては、今後とも、本県農業者の所得向上を基本に、農業情勢の変化に的確

に対応しながら、輸入農産物に対抗し、良質かつ安全・安心な農産物を安定供給する生産構造の確立に、改めて取り組みたいと考えております。

○中野廣明議員 確かに、不安定だということもあります。それと、私はやっぱり、所得の低さじゃないかと思っているんです。それを今からやっていきますけど。

次に、宮崎県における子牛1頭当たりの生産費、売買価格はどのようになっているのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 国などの調査によりますと、平成19年度の子牛1頭当たりの生産費は平均31万1,000円、売買価格は平均51万1,000円となっております。また、直近の平成20年4月から8月までの売買価格は平均41万2,000円となっております。

○中野廣明議員 子牛も本当にいつときはよかった。しかし、肥育は大変だということでもあります。いろいろ議論しようと思って数値をとると、本当にまちまちなんですね。今、部長が言った、国の調査では子牛1頭20万円出るような計算になります。そしてまた、国の保証基準価格でいきますと、保証基準価格が31万円あります。こんな話になったら、到底、牛もやっておられないというようなことでもあります。そういうことで、陳情としては、「41万円ぐらいの価格保証をしてもらわんことにはやっていけん。これから減るだろう」というような意見があります。

次に質問いたします。県として把握しているキュウリ、ピーマンの生産費、個人所得額は幾らになっているのかお尋ねいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 県において標準的な経費の指標として定められました経営管

理指針をもとに、昨年の経済連取り扱い平均単価及び重油単価を用いて10アール当たりで試算しますと、キュウリでは、経営費276万6,000円、農業所得113万2,000円となっております。またピーマンでは、経営費400万1,000円、農業所得118万3,000円となっております。

○中野廣明議員 ピーマン、キュウリについて、大体1戸当たりの所得がどれぐらいになっているか。これはしっかりした数字ですけど、これを申し上げますと、キュウリ、1戸当たり2.6反——26アールですけど——大体198万円、1戸の農家がですよ。それからピーマンが、31アールですけども、大体233万円ですね。これを今、部長が言った10アール当たりの単価からひき直しますと、県が把握する単価はキュウリで293万円になるんです。ここで実態は、私が調べた価格と100万円違ってきている。それから、部長が言った答弁を10アールで直しますと、ピーマンも366万円。私の持っている資料は233万円、130万円の開きがあるということでもあります。ここで言いたいのは、県ももうちょっとしっかり——数値の出どころがどうも、標準何とかというやつでサンプルも少ないし、要はもうちょっとしっかり数字をとるべきじゃないか。それと、1戸当たりの農家が今どれぐらいの所得になっているか、これもしっかり把握するべきだと思います。

次に4番目、それぞれの価格保証はどのような仕組み、保証額になっているのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 黒毛和種の子牛、それからキュウリ、ピーマン、そういったものでお答えしたいと思います。

まず、黒毛和種の子牛についてであります。子牛価格が低落した場合に、肉用子牛生産

者補給金制度によりまして価格保証を行っております。具体的には、保証基準価格の31万円を下回り26万8,000円までは、その差額が生産者補給金として、生産者に対し国より交付されます。さらに、子牛価格が26万8,000円を下回った場合には、その差額の90%が、あらかじめ積み立てられました生産者積立金により交付されます。なお、生産者積立金の負担割合は、国が50%、県、生産者それぞれ25%となっております。

次に、野菜につきましては、野菜生産出荷安定法により、野菜価格が下落して保証基準価格を下回った場合に、その差額の一定割合が、造成した資金から生産者に対して補てんされます。その保証基準額は、野菜の種類、出荷時期等で異なりますが、例えばキュウリ、ピーマンで、1月から2月に関東へ出荷される場合、キログラム当たり、キュウリで334円、ピーマンで451円となっており、市場価格が下回った場合に、基準額との差額の90%が補てんされます。なお、本県で交付額が多いキュウリ、ピーマンなどの指定野菜の資金造成負担割合は、国が60%、県、生産者がそれぞれ20%となっております。

○中野廣明議員 要は、こういう保証制度がありますけれども、今回のような飼料高騰とか燃油高騰があっても、それは反映しないということでもあります。そしてまた、そういう保証価格制度を使っても、要は、農家1戸当たり平均して220~230万ぐらいの所得にしかならないということでもあります。私は、最終的には幾ら残るかということを議論しない限り、農業者がふえるとか、そういうことにはならないだろうと思っております。

最後に、知事にお尋ねいたします。私は、農

業の衰退は農業所得を議論せずして阻止できないと思っております。まずは、保証基準価格の引き上げを最優先して検討すべきではないか。この保証価格がしっかり、平均的な給与ぐらい保証されれば、今みたいに慌てて手を打たんでも農家はふえると思っております。知事の見解をお聞きいたします。

○知事(東国原英夫君) 農業の衰退を阻止するためにはということで、私はマクロ的には、この国家が国家戦略として農業に対する考え方とか仕組みとか制度を抜本的に変えない限り、これは変わらないと思っております。それを価格保証にするのか、諸先進国のように収入保証にするのかは別にしまして、価格保証のセーフティネットというのは必要だと思います。したがって、県といたしましては、野菜の価格安定対策につきましては、生産者の所得確保に視点を置いた制度の見直し・拡充について、畜産につきましては、肉用子牛生産者補給金制度を初め、本県畜産農家の実情を十分に踏まえた各種経営安定対策の充実について図られるよう、「みやざきの提案・要望」や7月の緊急要望等において、国に提案してきたところであります。今後とも、あらゆる機会を通じ、マクロ的な制度も含めて要望してまいりたいと思っております。

○中野廣明議員 やつと意見が一致しました。ぜひ農業所得保証制度、我々も頑張りますけど、しっかり頑張っていたきたいと思います。農業の衰退は、国益優先の貿易自由化による犠牲に起因していると思うんです。それならば、貿易収支の黒字が10兆円ぐらいあるようでもありますけれども、そういう中からしっかり農業への補てんをすべきだと思っております。今回、ぜひ農業保証制度、しっかり知事、頑張っ

ていただきたいと思います。

最後になりました。世界が恐れる新型鳥インフルエンザについてお尋ねいたします。

新型インフルエンザの国の対応、県の対応はどのようになっているのか、また行動計画はどのようになっているのか、知事にお尋ねいたします。

○知事(東国原英夫君) 新型インフルエンザの世界的な大流行が発生した場合、国内の入院患者数は約53~200万人、死亡者数は約17~64万人と推計され、社会的・経済的影響が甚大になることが懸念されております。そのため国におきましては、「新型インフルエンザ行動計画」に基づき、関係する法律やガイドラインなどの体制の整備、抗インフルエンザ薬やプレパネドミックワクチンの備蓄などを進めております。本県におきましては、平成17年1月に、「新型インフルエンザ対応指針」を策定し、抗インフルエンザ薬の備蓄や医療体制の確保、訓練などに取り組んでいるところであります。また、新型インフルエンザの被害は、通常 of 自然災害を大きくしのぐ規模になることが予想され、全庁挙げての対応が求められますことから、現在、各部局の具体的な対応を盛り込んだ「新型インフルエンザ行動計画」を策定中であります。今後とも、医師会や市町村など関係機関と連携して、体制整備に努めてまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 鳥インフルエンザでも東南アジアで243名死亡されているそうであります。人から人へうつり出すと、本当に大変なものであります。東京で1人の感染者が出ると、2週間で36万人の患者が出る、これは国立感染症研究所が言っております。そしてアメリカ、イギリスでは、新型インフルエンザの対策を、テロ対

策と同様のトップ課題として取り扱っているということでもあります。日本は非常におくれているとのことでもあります。テロ対策を抜いて最上位ということではですね。それから行動計画も綿密な計画、医療体制の確保、会社・役所の欠勤率、現金自動支払機の稼働状況、住民の移動制限（インターネットの回線確保）とか、ありとあらゆる検討をされているようでもあります。日本は非常におくれていると言われております。ぜひ、宮崎独自の対応策を、行動計画も含めて準備していただくことをお願いして、終わります。ありがとうございました。（拍手）

○坂口博美議長　ここで暫時休憩をいたします。

午後2時48分休憩

午後3時0分開議

○坂口博美議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、高橋透議員。

○高橋透議員〔登壇〕（拍手）お疲れさまでございます。本日、最後となりました。通告に従い一般質問を行ってまいります。

2001年から始まりました宮城県仙台市の「とっておきの音楽祭」、このドキュメンタリー映画を南郷町で見る機会がありました。アーケード街の路上、ビルの前、公園など町がステージとなり、障がいのある人もない人も一緒になって演奏し、歌い踊り、町行く人が観客となっていました。スクリーンに映し出される人たちの中には、障がいのある方々の一生懸命さに感動し涙する光景がありました。私の目にも自然と涙があふれ出たところがございます。この音楽祭には出演者を支える多くのスタッフがいます。当日は、宮城県前知事の浅野史郎さん

もおいでいただきましたが、その浅野さんが、「障がい者福祉は世直しであり、国づくりである」と、映画の前段で話をされました。また、映画のタイトルに、「みんなちがってみんないい」という表現があります。それぞれの個性を認め合うことの大切さだと思います。日本が取り戻さなければならない課題、今まさに日本社会に求められている支え合う社会の縮図を、この映像で見た気がします。

さて、宮崎国際音楽祭は、レベルの高い本物の音楽に県民が身近に触れることのできる音楽祭として13回を重ねました。一方で、県の支援のあり方が問われ、「文化事業として予算が突出している」とか、「県民に対してどのような効果をもたらしているか」などの指摘があるところです。私は、この宮崎国際音楽祭が今後もより多くの県民に親しまれ、特色ある音楽祭へとさらに発展するよう願うものであります。そこで、障がい者団体が出演できるステージを、宮崎国際音楽祭のスケジュールの中に組み入れることはできないものか、知事に答弁を求めます。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕お答えいたします。

ことしで13回を数えましたこの音楽祭は、県民が、宮崎において質の高いクラシック音楽を鑑賞できるという貴重な機会を提供するとともに、アジアを代表する音楽祭として宮崎から情報発信することにより、本県のイメージアップや県民の誇りの醸成に寄与しているものと考えております。この音楽祭を、より県民から親しまれ特色あるものとするための取り組みといたしましては、ボランティアによる「街角ミニコ

ンサート」や、実行委員会による「みやざき国際ストリート音楽祭」など、県内の演奏家が参加できる関連事業を積極的に支援しているところでもあります。先日、私も「わたぼうしコンサート」というのに行ってまいりましたが、障がいを持ちながら演奏活動をされている方々につきましても、これらの関連事業などにおける演奏機会の確保ができるよう、今後、各主催者等と協議を進めてまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○高橋 透議員 ありがとうございます。ぜひ十分な検討をいただいて、ぜひ実現してほしいと願います。音楽を生きがいに一生懸命頑張っている障がい者の方々に、新たな目標ができると思います。そしてさらにステージが勇気を与えてくれるというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、特別支援教育に関連をして質問してまいります。

この特別支援教育については、これまでも本県は地道に努力してきました。特に、小中学校における障がいのある児童生徒へのこれまでの支援は、介助員や学校支援員などの活用を、都道府県及び市町村が独自の予算で取り組んできました。しかし、財政的に困難なところもありますから、いわゆる自治体間格差があったわけです。したがって、市町村によっては、この支援員とかが配置できていないところもあります。そこで文部科学省は、こういう実態をしっかりと把握した上で、平成19年度から特別支援教育支援員を地方財政措置することになりました。今年度、全公立小中学校に相当する3万人分、360億円が財政措置をされたところでもあります。本県における特別支援教育支援員の配置状況について、教育長に答弁を求めます。

○教育長（渡辺義人君） 特別支援教育支援員は、小中学校に在籍をします障がいのある子供たちに対して支援を行うために、市町村が配置をするものでありますが、平成20年9月現在、県内では9市16町におきまして、小学校で115校、中学校で38校に、全体として161名が配置されております。これらの特別支援教育支援員は、障がいのある子供の食事の介助、衣服の着脱、車いすでの教室移動の補助等、日常生活動作の介助や、さらには黒板の読み上げ、教員の説明の繰り返しなど、学習活動上のサポートを行っているところでもあります。以上であります。

○高橋 透議員 ただいまの教育長の答弁、9市16町で支援員配置ということでもありますから、まだ5町村、支援員の配置がないというふうに理解をしたわけですが、申し上げましたように、交付税で措置されている支援員制度ですよ。だから、十分な活用が図られるように、県から働きかける必要があると思うんですが、見解を教育長にお尋ねします。

○教育長（渡辺義人君） 特別支援教育支援員の配置に関しましては、障がいのある児童生徒の障がいの状態ですとか、本人、保護者の要望、学校内の支援体制等をもとに、各市町村教育委員会が総合的に判断するものと考えております。これは、市町村に対する地方交付税の基準財政需要額上の算入という形になっておりますので、基本的には各市町村の教育委員会が総合的に判断するものというふうに考えております。県の教育委員会といたしましては、特別支援教育支援員の趣旨及び活動内容等につきまして、市町村教育委員会に対しまして、引き続き、そういった地方交付税による措置がなされているということにつきまして、周知を図って

まいりたいと考えております。以上であります。

○高橋 透議員 周知を図ってまいりたいという答弁でございますが、きのうも、妊婦健診で交付税措置をされているのに——5回の措置がされてますよね——平均4.7回。いわゆる5回未満の市町が実は5つあるんですよね。だったと思います。本来なら5回は公費負担で妊婦健診が受けられるのに、1万円前後かかる。受けられない県民がいるわけですよ。それとか、交付税で措置されるいろんな事業というのはあると思うんです。今、広域消防で問題になってます常備消防だって、交付税で措置されている部分があるのに、設置していない現実があるわけですよ。基準財政需要額に算定をして総務省にお願いしますというふうに求めた結果が来ているわけですよ。そこを履行していないというのは問題があると思うので、普通交付税の積算に含まれているにもかかわらず、市町村において、それらの目的に使われていないケースがあることに対してどう考えられるか。ここは、私は副知事に聞いたかったんですが、通告していませんから、総務部長、お答えください。よろしくお願いします。

○総務部長(山下健次君) 地方交付税の一般的な性格についての答弁となろうかと思えますけれども、地方交付税につきましては、地方行政の自主的な運営を保障するために設けられているものでありまして、これは地方税と同様、その用途に指定がない一般財源でございます。算定に当たりましては、御指摘のような教育費あるいは消防費などの項目ごとに、さまざまな行政経費が考慮されておりますけれども、これらは、交付税の総額を算定するために国が想定する標準的な水準の行政経費を積み上げたもの

でありまして、これは補助金などと異なって、各市町村にそのとおりの予算措置を求めるものではございません。したがって、各市町村における地方交付税の使い道につきましては、独自の地域づくりを進める観点からも、それぞれの市町村の自主的な判断が尊重されるべきであると考えております。

○高橋 透議員 余り納得がいかないわけなんですけれども、例えば私が今回問題にしました特別教育支援員、5町村あるというふうに言いました。具体的な名前はここでは差し控えますが、町村名までは、2万を超えるところがまだ未配置、ゼロなんです。障がい児とか発達障がい児ゼロとは、あり得ぬと思うんです。実際、私は、ある未配置の町の発達障がい児を調べてみました。7歳から12歳、5名いらっしゃいます。中学生6名。この子たちのために特別な支援員配置はできるんですよ。だから、もうちょっと何らかの手だて——もちろん、これは保護者は知らないと思います——就学指導とかいろんな段階のところでしっかり説明をしてあげるようなきめ細かな指導を、今後徹底していただきたい。そのことを申し上げて、この問題は終わります。

次に移ります。医療的ケアが必要な子供の送迎の保護者負担軽減対策であります。平成16年から、医療的ケアが必要な児童生徒も、特別支援学校に通学することができるようになったわけですが、私の地元の日南くろしお支援学校においても今、2名が通学しております。しかし、この医療的ケア対象児は、保護者の責任においての送迎ですから、スクールバスに乗れないんです。利用ができません。下校時だけでも看護師が同乗してバス利用ができれば、保護者の負担が軽減できます。この保護者の負担軽減

対策が図れないものか、教育長に答弁を求めます。

○教育長(渡辺義人君) 医療的ケアを必要とする児童生徒の通学に当たりましては、乗車中に呼吸困難やけいれん発作に伴う体調の急変などの緊急事態が想定されますけれども、そのような場合に、児童生徒に対して迅速・的確に対応できるのは、児童生徒の状況を最も把握している保護者であるというふうに考えております。したがって、児童一人一人の健康・安全面を最優先に考えて、保護者による送迎をお願いしているところであります。以上であります。

○高橋 透議員 実は、日南くろしお支援学校から800メートルの距離に、重度障がい児を一時支援できる愛泉会日南病院というのがあります。下校後4時間のショートケアが活用できますから、保護者は仕事帰りに迎えが可能です。しかし、実はこの800メートル送迎もかないませんでした。吸引が必要な児童の送迎は、今、教育長が答弁なされたように、保護者の責任ということでありますから、かないませんでした。たかが800メートル、されど800メートルでございました。

実は、当面の措置として、日南市が頑張ってくれました。日南市が今所有しています福祉バスを愛泉会に貸与して、その病院の看護師が同乗し、学校が終わったら、くろしお支援学校にお迎えに行つて4時間預かるというようなことであります。日南市の御尽力に、本当に敬意を表したいものであります。ただ、問題があるんです。この車両は物すごく古くて、15年経過しているんです。だから、やっと貸与が実現した。今年度と来年度の2カ年なんです。10月1日から開始するらしいですけれども、あと1年

半です。その後、新しい車両を購入するかということなんですが、非常に厳しいということでもあります。その後の対策に非常に苦慮するところなんです。そこで私、ちょっと考えたんですが、空き教室は今、高等部の設置で非常に厳しいということなんですが、下校時に教室があいたりしますよね。そういったスペースを活用して、放課後支援に取り組むことはできないのか。看護師の勤務は3時までと聞いていますが、延長できるんじゃないですか。そこの検討はできないものか、教育長の答弁を求めます。

○教育長(渡辺義人君) 医療的ケアの必要な児童生徒の放課後支援につきましては、NPO法人が実施主体となりまして、児童生徒の適切な遊び場や生活の場の確保等に取り組んでいる例がございます。お尋ねの特別支援学校の教室を利用した放課後支援につきましては、学校としての管理が及ばないことから、市町村やNPO法人等が福祉サービスとして取り組むべきものと考えておりまして、当該福祉サービスの実施主体から特別支援学校の教室の利用について御相談があれば、個別に検討してまいりたいと考えております。以上であります。

○高橋 透議員 最後の個別に相談に応じたいというところで、少し救われる部分もあるかとは思いますが、具体的にどうなのかというところが非常に心配でありまして、なかなか前向きじゃないというふうにとらえざるを得ないんですよね。行政として何もできない。

NPOなどの民間団体のことも出されましたが、その空き教室を活用して、民間団体で日中一時支援とかできないものでしょうか。ここは福祉保健部長、答弁いただけませんか。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 障がい児の放課後の一時預かりのサービスとしましては、市

町村の事業であります日中一時支援がありますが、医療的なケアが必要な子供の日中一時支援につきましては、医師や看護師が配置され、医療設備が整っている病院等で行われているのが現状であります。お話のありました空き教室の件につきましては、こうした空き教室が利用できることが前提であります。個々の状態に応じて、市町村や日中一時支援を行っている事業者と個別に検討していく必要があると考えております。

○高橋 透議員 場所が病院ということなんです。だから、教室等は今のところ考えにくいところがあるのかなというふうに、私、今ちょっと答弁を聞いて思ったんです。非常に難しい問題だなということで、考えさせられるんですが、実は、4月から通うことになった小学1年生の児童に先日お会いしました。目のくりとしたかわいい女の子なんですけれども、実はこの子、入学当初は5月ぐらいまで、たった2日しか行けなかったんです。入学して、たった2日ですよ。御両親は仕事をされています。そして、おばあちゃんには運転免許がありません。そんなこともあって2日しか行けなかったんですが、その後、おばあちゃんの協力があって、7月ごろから週3回行くようになったという話を聞きました。学校に行きだしてから非常に明るくなったという話を、御両親がされました。そして、家にいるときはどうしても眠っちゃうんですよね、ふだんついていないから。学校に行くことによって、先生が指導する、お友達がいる。起きている時間が長いからです。帰ったら、夜ぐっすり寝るらしいんです。だから、今までの夜中の吸引とかをしなくて済むようになった。「非常に助かっています」ということをおっしゃっていました。

だから、もう一度ここで——もう再質問にはしませんが、病院へ貸した車には看護師が同乗して児童を迎えに行けるんですよね。逆に、なぜスクールバスに看護師が同乗してくろしお支援学校から愛泉会まで送れないのか、これは非常に疑問です。2年後、正確には1年半後、スクールバスが利用可能になるのか、放課後の日中支援が可能になるのか、あるいは新車を買って貸与するのか、ぜひ十分、通学許可をされる側の責任において検討いただきたいということ強く要望しておきます。

次に行きます。地域医療対策について質問してまいります。代表質問で、私どもの会派の鳥飼議員の質問の中にも報告がありましたが、私ども社会民主党県連は、4月12日に地域医療対策本部を立ち上げまして、県の医師会、市郡医師会、あるいは県の病院局、各県立病院、そして関係自治体に伺いまして意見交換を行ってまいりました。さまざまな課題と要望をいただきましたので、2～3、例に取り上げながら質問してまいります。

まず、こども医療圏の関係なんですけれども、医療計画によりますと、県南の医療圏は、県が4から3に再編するものですから、宮崎東諸県医療圏に入れられることになるようです。地元では、小児医療の入院ができなくなるということで、非常に不安視されております。県南の小児2次医療対策をどうされるつもりなのか、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 本県の小児医療につきましては、小児科医の絶対数が不足しており、中核的な病院におきましても数少ない医師に過重な負担がかかり、医師が疲弊し、医療現場を去ってしまうという悪循環が懸念されるなど、大変厳しい状況になっております。こ

のような中で、医師の減少を食いとめ、県民が安心できる小児医療体制を維持していくためには、広域での体制を整備せざるを得ないという状況にあります。このため県では、県北部、県中央部、県西部の3つのこども医療圏を設定し、地域の実情に合った小児医療提供体制の構築等について、地元の医師会や市町村等関係機関で構成するプロジェクトチームにおいて協議を行っているところであります。県南地域の小児2次医療につきましては、今後、この協議の中で、地域の実情に合った方策を検討してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 今のは知事への質問でしたが、答弁内容は一緒ですね。失礼しました。

今の答弁を聞いていると、「計画だから、これで固まったんですよ」ということでいいと理解しているのかなど、非常に悩ましいんですが……。いろいろと問題がありまして、今、特に小児科医は不足していますから、分散している医師を集約して、疲弊している小児科医を何とかするという事なんでしょうけれども、集められた側はいいですけど、とられたほうは大変なんですよ。特に、子供の病気というのは急変します。取り返しのつかない場合も出てくるわけで、1次を担う開業医は、そのときの判断とかが非常に難しくなると思うんです。的確・迅速に対応しないと、とんでもないことになる。どうしても1次で担えないときに2次に搬送していくわけですから。つまり、開業医の先生たちが、救急を気軽にといいますか受け入れやすくするためには、いわゆる後方支援——どうしてもというときには今ある県立日南病院に診てもらって、こういう体制があることによって、開業医の先生たちも自信を持って対応ができると思うんです。そういうところをぜひ十分

検討した上で、この医療計画を進めていただきたいなと思っています。

まだあと2～3、例を出すといいんですけども、例えば周産期医療、全国トップレベルですよ。ひところは全国最下位だったんです。いわゆる妊娠22週後から出産1週間までの死産率が最悪だったのが、今は全国トップレベル。平成18年は全国で2番目です。宮大医学部の学部長と私ども社民党が意見交換会する中で勉強させてもらったんですが、産科の1次受け入れが全国平均48%ですが、本県は8割ぐらいの数字らしいんです。いわゆる本県の産科における後方支援、2次医療がしっかりしているから、1次でしっかり出産するシステムになったらしいです。1次、2次、3次、この連携がうまくいっている証拠だというふうにお聞きしました。特に県南、0歳から14歳までの子供の比率が12.9%ですか、県内の7医療圏で最下位なんです。もし小児2次医療がなくなってしまうと、子育てしにくい地域となると思うんです。人口はさらに減少していきますので、ぜひ今後とも努力をよろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。県立病院と開業医との連携についてであります。市郡医師会との意見交換会を行う中で、例えば、以前は循環器医療の手術の応援に県病院に行っていたと。私はこの話を聞いて、へえと思ったんですが、それが最近できなくなったということなんです。県病院から開業医に対して、手術への対応などを依頼することは可能でしょうか。病院局長にお尋ねします。

○病院局長（甲斐景早文君） 県立病院におきましては、他の医療機関の医師に対して、緊急性等を考慮しまして、必要に応じて診察や手術等の応援を依頼しております。以上でございます。

す。

○高橋 透議員 可能なんですね。

賃金の対価はちゃんとお支払いになりますか、病院局長。

○病院局長（甲斐景早文君） 一応内部規定を設けておまして、それにより、規定に応じまして謝金を支払っているところでございます。

○高橋 透議員 わかりました。いろんな困難な面もあるとは思いますが、今ある医療資源を有効に活用して連携をすることが、医師不足を解消する一つの方法になると思うんですよ。ぜひとも地域医療の確保のために、今後とも連携を強めていただきたいと思います。

次に、県立病院における医療機器の更新についてお尋ねをしていきます。これも意見交換会をしていく中で報告されたことなんですが、医療機器は、耐用年数を過ぎたものが結構あるらしいんですよ。修理をしながら使っている、修理ができなくなった時点で、やっと更新を認められて買ってもらうというようなことも聞きましたが、優先順位があると思いますけれども、更新状況について、病院局長、答弁してください。

○病院局長（甲斐景早文君） 医療機器の更新・購入につきましては、これまで、大変厳しい経営状況の中でありまして、良質で安全な医療の提供を念頭に置きながら、各病院ごとに緊急性あるいは優先度を考慮した上で、必要な予算額の確保を図ってきたところでございます。今後とも、各病院の医療器械の購入につきましては、必要性あるいは採算性の面からの検討を踏まえまして、計画的な導入・更新を行っていく必要があるというふうに考えております。

○高橋 透議員 今はデジタルの時代ですけれども、まだアナログの機器を使って困っているという話もありました。あと画像が鮮明じゃなかったりとかですね。そんなのは、恐らく優先順位をつけられて更新されていくと思うんですが、意見交換会の中でいろいろ話が出たのは——これは、今から言います農政水産部とか教育委員会が悪いとかいう意味じゃないですよ。私は正しいと思っています。例えば前回、私が農林水産常任委員会とか文教警察企業常任委員会にいたときの、船の更新を思い出したものですから調べてみたら、水産政策課が持っている2隻は、使用年数がそれぞれ15年と16年で、しっかり更新ができています。1隻が11億6,000万円ぐらいしているんですけど、旧船はちゃんと売っているんです。教育委員会も「進洋丸」という船を持っていますが、使用年数12年でちゃんとかえていらっしゃるんです。これが悪いとは言いません。だから、一方ではこういうふうきちっと更新をされているところもあるわけですから、命の分野でありますから、必要なものは必要なものとして、しっかり更新をしていただくようにお願いします。

次に、県立病院におけるモンスターペイシェント対策についてお尋ねしていきます。モンスターペアレントというのは知っていらっしゃると思うんですが、常識から逸脱した過度の要求とか執拗な抗議をする親がいらっしゃるようです。病院においても、暴言、暴力まであるらしいですけれども、院内が混乱する状態があると聞いております。県立病院におけるモンスターペイシェントの実態とその対策について、お尋ねします。

○病院局長（甲斐景早文君） 今、議員御指摘の件でございますけれども、県立病院におきま

しても、例えば、診断書の内容が自分の考えていた内容と異なるということを理由に、延々とクレームをつける事例ですとか、昼間の待ち時間が長いからと、夜間に救急車で繰り返し受診する事例など、対応に特に苦慮する事例といたしまして、平成19年度で130件を超える報告をいただいております。このような事例は、対応いたします職員にとりまして大きな精神的ストレスになっておりまして、さらに日々の診療業務にも支障を来すことを懸念しているところでございます。このようなことから、今後とも、警察等関係機関との連携を強化するとともに、病院内でのルールの遵守や診療等への協力などにつきまして、県民の皆様にご理解を求めてまいりたいというふうに考えております。

○高橋 透議員 大変な問題であると思うんですね。職員の方々に非常に負担がかかって、通常の業務ができなくなるような状況もあるというふうに聞いておりましたので、県警との連携とおっしゃっていますけれども、私はいっそのこと——県警の退職者の方々がいらっしゃると思うんです。今、団塊の世代の退職時期に来ていますので、それなりに御活躍いただける方がたくさんいらっしゃると思いますので、保安対策をしっかりやるべきだと思うんです。そういう方法というのは考えられませんか、病院局長。しっかり配置をする。

○病院局長（甲斐景早文君） 警備員さんの雇用をいたしておりますので、この関係については、いろいろ院内の意見も聞き、状況を踏まえながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 警備員が悪いとは言いませんけれども、県警の方はよりいいと思いますの

で、よろしくをお願いします。検討してください。

次に移ります。教育問題について質問してまいります。

きょう1番目の井上紀代子議員の質問で、もう出尽くした部分もあるんですが、私も通信制高校について質問をしてまいります。私は通信制・定時制の振興会役員ではございませんけれども、質問してまいりたいと思います。

ひところの定時制とか通信制の入学者といえますか、ここに行かれる生徒というのは、経済的な理由、あるいは途中、リタイアをして高校卒業資格を取りたいということが理由で挑戦されていた高校なんです。現在は違っているというふうに聞きます。さまざまな社会的要因があります。いじめで不登校になったり、あるいは障がいをお持ちの方、特に最近、発達障がいによって授業についていけないという子供たちが中学卒業と同時に入学するパターンが、実は結構ふえているんです。我が会派の外山良治議員も2月議会で質問をしておりますけれども、通信制はふえていますが、井上紀代子議員も言われましたが、履修していない、レポート未提出者がふえている、いわゆる実体のない生徒がふえているという現状なんです。私は具体的にお聞きしますけれども、過去3カ年の入学生総数に対する、いわゆる休眠生、レポートを出していない生徒の実態と、何人いるのか、過去3年間の入学生総数に対する未履修の生徒、そしてその子供たちの居住地を教えてください。

○教育長（渡辺義人君） 通信制の高校には、在籍はしているものの受講申し込みをしていない、いわゆる休眠生がおります。通信制課程があります宮崎東高校、延岡青朋高校の2校の過去3年間の入学者総数は1,592名であります。そ

のうち、現在休眠生となっている生徒数は448名、率にしますと28.1%でございます。

それから、この休眠生の居住地ということありますけれども、学校ごとに申し上げさせていただきますと、宮崎東高校通信制課程におきましては、平成17年度から19年度までの3年間の入学者総数は1,068名でございますけれども、このうち、現在休眠生となっている生徒は307名でございます。その内訳は、宮崎地区が190名、北諸県地区が52名、西諸県地区が24名、その他の地区が41名となっております。また、延岡青朋高校通信制課程におきましては、同じように3年間の入学者総数は524名であります。このうち現在休眠生になっている生徒は141名でありまして——先ほど448名と申し上げましたけれども、これは宮崎東と青朋を足し合わせた数字ということでありまして。延岡青朋の場合は141名が休眠生ということでありまして、その内訳は、東臼杵地区が105名、児湯地区が22名、宮崎地区が10名、その他の地区が4名となっております。以上であります。

○高橋 透議員 詳しく説明をいただきまして、ありがとうございます。

私は、宮崎東高校に限ってお話しさせていただきまして、3カ年で1,068名入学していますよね。実は休眠生のうち8割、245人、ちょっと計算してみました。20歳未満の生徒なんです。私はここを問題にしたいのです。居住地は具体的に言われませんでしたけれども、南那珂教育事務所管内は17名なんです、その他に入りましたけど。つまり、宮崎市教育事務所外の生徒は、17名、52名、24名、93名です。また、児湯とか東臼杵も宮崎東に籍を置いている生徒もいらっしゃいますが、実は、休眠している生徒への対策、午前中は、はがきとか電話と

かおっしゃっていましたが、私はそれだけでいいのかなというふうに思うんです。人的配置が非常に不足している背景もあると思うんですが、通信制に通っている子供たちは、何で通信制を選んだのかというところなんです。中学を卒業しても全日制には行けない、あるいは集団では学べないとか、いろいろ事情があつてここを選んだと思うんです。あるいは、先ほど言いました発達障がいの子、数値は普通6%と言われてはいますが、ここには2割ぐらいいるんじゃないだろうかという話も聞きます。発達障がいの子は、自分でちゃんと計画立てて自学自習できないですよ。そういう意味では、通信制といえども、やっぱり対面できる場が必要だと思うんです。ある意味、私は、宮崎東高校の通信制の分校とか分教室をつくってほしいと、きょう実は申し上げたいんです。その点はどうお考えですか。

○教育長（渡辺義人君） 通信制高校には、先ほど申し上げましたように宮崎東高校と延岡青朋高校の2校があるわけでありまして。これらの学校におきましては、先ほどそれぞれの地域に居住する生徒の数というのを申し上げましたけれども、それぞれの地域において、その生徒が通信教育を十分に受けられるようにということで、例えば宮崎東高校におきましては、高橋議員の地元であります日南高校、それから都城泉ヶ丘高校、小林高校の3校がスクーリング協力校となっているところであります。こういった対策でありますけれども、宮崎東高校につきましては、入学を希望する生徒が増加をいたしておりますので、来年度の募集定員を300名から350名にふやしたり、今年度から、協力校の受講生徒もふえているということもあり、スクーリング担当の教員をふやすなどの措置を講じま

して、生徒のニーズに対応しているところでございます。

○高橋 透議員 分校ではなくても、今おっしゃった協力校ですか、私の母校の日南高校が指定されているようですけれども、それでいいのかもしれませんが。しかし、そこにいわゆる担任と位置づけられる専任の教諭は不在なわけですよ。そういう人的配置が必要だと私は思うんです。しかし、財政難を言われるから、そこでストップするんでしょうけれども、私は、教育に限らず生活相談も受けてくれる、いわゆる担任と言われる僕の先生だよという人を置くことで、その子供たちが学校に行ける、そういう仕組みができるといいなと思っているんです。人的位置は、高校教諭を退職された方で優秀な方がいっぱいいらっしゃると思うんです。この方々の活用はできないものでしょうか。教育長、その辺は検討できないものでしょうか。
(「賛成」と呼ぶ者あり)

○教育長(渡辺義人君) スクーリング協力校におきましては、先ほど申し上げましたけれども、本校から派遣をされました教員のほかに、協力校の教員の協力も得まして、学校の面接指導に当たっておりますので、生徒のニーズには対応できているのではないかなというふうに考えております。

しかしながら、高橋議員から先ほど来お話がありますように、通信制課程に学ぶ子供たちは、さまざまな事情を抱えている生徒たちであります。一人一人話を聞けば、それだけでストーリーができ上がるというぐらいに大変な実態にあるということは、私も承知いたしているつもりであります。そういった事情を抱える生徒たちが、学習面だけではなくて、意欲を持って継続的に学業に取り組めるように、学級担任、

カウンセラー等も配置いたしておりますので、そういった方々が日ごろから親身になって相談に応じるなど、一人一人の実態に即した形での努力を重ねていくということが必要ではないかな、このように考えております。

○高橋 透議員 高校の退学者は、たしか私立を含めると毎年900名ぐらい出ているという数字を覚えているんですけど、冒頭言いました、経済的理由で通信制を選ぶ子というのは、今余りいないんですよ。いろいろ問題があって通信制を選んでいる。いわゆる履修もしない。では、何をしているのか。仕事もしていない、ひきこもりもしていない、そういう子供たちをほっておいていいのかということなんですよ。だから私は、「はがきでいいんですか。この子供たちの相談を受ける専門の先生が配置されたほうがいいでしょう」ということを申し上げたんです。時間があれば、後ほどまた触れたいと思います。

時間がありませんから、次に進みますが、来年度新設されます南那珂地区総合制専門高校の通学路の安全対策はどうなっていますか、教育長、教えてください。

○教育長(渡辺義人君) 新高校の来年4月の開校により、生徒数の増加に伴う交通量の増加が予想されますので、県教育委員会といたしましては、日南工業高校とともに、地元の日南市や土木事務所と現地調査を実施いたしまして、開校後の安全確保に向け、ソフト面・ハード面について、それぞれの役割や対策について鋭意協議を行っているところであります。この中で特に、県教育委員会といたしましては、新高校開校後も登下校時における交通安全のより一層の徹底に努めるよう、学校を指導してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 4月に開校することが決定して、校名も日南振徳高校ということで今議会に提案をされていますが、この場所に決定した理由の大きなものは何でしょうか、教育長。

○教育長（渡辺義人君） 新高校の設置場所の選定に当たりましては、まず、生徒の通学の利便性等、地理的条件が考慮されたところであります。また、再編される3つの高校を比較いたしますと、日南工業高校は、有効活用できる教室や実習施設が多く、施設等のハード面が最も整っているということでありました。このようなことから、限られた予算の中で、総合制専門高校として最大の教育効果を上げるためには、新しい高校の設置場所を日南工業高校とすることが適当であると判断されたところであります。以上です。

○高橋 透議員 場所決定に当たって、道路調査、交通量調査、あるいは想定される生徒の交通手段等は調査されましたか。

○教育長（渡辺義人君） 日南工業高校はかつて、新しい高校と同規模の1学年6学級という時期がございましたので、設置場所の選定に当たりまして、改めて道路や交通の調査は行われなかったところでありますけれども、生徒の自転車通学やJR通学等の増加が見込まれますので、交通安全対策をより充実する必要があると認識をいたしていたところであります。生徒の登下校の安全確保は重要な問題でありますので、県教育委員会といたしましては、日南工業高校とともに、さらに関係する機関との協議を深め、新しい高校開校後の交通安全対策に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 市道なものですから、日南市が現行道路を活用して改良するということですが、把握されていますか。把握されていれば、

ちょっと教えてください。

○教育長（渡辺義人君） そこは、県道と市道で1キロぐらいあったと思いますが、市道部分の歩道に電柱が2本ほどあったと思います。その部分については、自転車通行がふえれば、交通事故等の心配もあるというようなこと等もありまして、日南市当局と協議を進める中で、そういったものを撤去して、歩道部分を広げたりといったことを、日南市当局において御検討いただいているということであります。現地につきましては、私も実際に参りまして見せていただいております。以上です。

○高橋 透議員 私はきのう、議会終了後に行ってみたんです。6時40分ごろだったと思うんですが、もう暗いです。結構、やっぱり危ないんですね。歩道がないということは、交通安全対策上問題があるなということを改めて感じました。バイクによる通学も非常にふえると予測しないといけないと思うんです。串間から来ますよ。もちろん南郷町からも来ますよ、生徒が。6クラスの3学年、18クラス、720人でしょう。今、300人足らずです。それでもやっぱり、事故等が年間1～2回あるかないかの報告も聞いています。現行道路のままではいけないと私は思いますが、交通安全対策上、県警として問題はないのか、県警本部長、答弁をお願いします。

○警察本部長（相浦勇二君） 現地までは行っておりませんが、御質問の道路の状況について数十枚の写真で確認させていただきましたし、交通調査の実態量についても直近の状況を勉強させていただきました。規制面では、ちょうど通じているところに日南市の市道があるわけがございますけれども、40キロの速度規制や要所への信号機の設置など、現況として、まず規

制面で所要の対応をとっております。それと、現に学校に通学されているわけですので、学校関係者や日南市と連携をして、安全教育や指導取り締まりは落ち度のないようにやっているとところでございます。今後とも、同様の観点で交通事故の防止に努めていく必要があると思っております。特に、道路管理者である日南市との連携が大変重要でございます。

議員の質問を端的にお受けしてお答えすると、私どもとしても、交通安全の観点から道路環境がより安全なものになればということをお願いしてやまないという立場でございます。ただ、財源の問題とか、場所場所での優先順位の問題とか、いろんな問題が絡むかと思えます。したがって、市道の道路改良ということになりますと、一義的には、財源を持たれている日南市の基本計画の中で、私どもとしてどのように協議に参画をしていくのかという観点でございますので、いずれにしても議員が御心配であるということは、本日の御質問で承りましたので、日南警察署のほうには伝えておこうというふうに思っております。以上です。

○高橋 透議員 私は決して圧力をかけてくださいとは申し上げませんので、ぜひ行政には適切な助言を申し添えていただきたいと思いますと思っています。

いろいろと財政問題がすぐ来るわけですが、県立の学校ですよ、教育長、県立高校です。県はこういう道路問題にも適切に対処すべきだと思うんです。だから、市道ではありませんけれども、県土整備部も知らんぷりはできないと私は思うんです。補助事業の対象として、抜本的な改良が必要な道路と位置づけてほしいと思うんです。ぜひ県土整備部としての考え方を聞きたいと思っています。

○県土整備部長（山田康夫君） この今町仮屋線については、実は私が市役所におりましたときに、やっぱり歩道整備が必要だということで一生懸命検討したんですけれども、果たせなかった思いがございます。残念でございます。

市道でありますので、この整備につきましては、日南市が事業主体となって、国の補助事業、あるいは市の単独事業のいずれかでやるということになるかと思っております。県としましては、日南市が国の補助事業による整備を行うということになりましたら、その予算確保に向けて、その必要性を国へ十分説明をしていきたい、そういった形での協力をさせていただきたいと思っております。

○高橋 透議員 よくぞ県土整備部長になっていただきました。ありがとうございます。ぜひとも国の補助事業でお願いします。予算確保にも努力するというをおっしゃっていただきましたので、県として安全対策を講ずる義務があると私は思いますので、よろしく願いしたいと思います。

時間もなくなりました。雇用対策については、指定管理者制度のことについてお尋ねするものでありますが、3年目を迎えて、ことしは選定作業に入ります。この3年を振り返って、指定管理者制度の功罪について、知事のほうから答弁いただきたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 指定管理者制度の導入に当たりまして、本県では、公の施設の効用を最大限に発揮できるかどうか等の観点から、指定管理者の選定を行うとともに、施設の適正な管理運営が確保されるよう、指導・監督に努めてきたところであります。その成果として、施設の利用時間の延長や利用料金の引き下げ、自主企画イベントの充実など、利用者の利便性

やサービスの向上が図られるとともに、県の財政負担も縮減できたところであります。しかしながら、一部の施設におきましては、施設やサービス内容等に対する利用者からの要望への対応や、利用者及び収入の確保などの面について、一層の取り組みが求められるものがあると考えております。このため、本年度予定しております第2期指定におきましては、このような実績等を踏まえ対応してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 私は、罪のところで、施設で働く方々の労働条件、ここが悪化したというふうに思うんです。つまり、安い賃金で働かされている方々がふえたというふうに私は思っております。それどころか、実は最低賃金を守っていないところもあるんです。出てきていないと思いますが……。そういうところの名前は伏せますけれども、実は、法律で断続的勤務の場合には、最低賃金の6割でいいというふうになっているんです。ところが、仮眠のところを勤務時間に含めていない。それを労働基準監督署に言ったら、改善命令が出ました。そういう実態があるということも、ぜひ認識していただきたいと思っています。

今までのいろんな公の施設を指定管理者に出しましたが、見直す計画はないものか。知事、答弁してください。

○知事（東国原英夫君） 先ほども申しましたとおり、本年度予定しております第2期指定におきまして、今までの実績等を踏まえ、検討も含め対応させていただこうと考えております。

○高橋 透議員 もう時間がなくなりましたので、通信制の子供たちのことをちょっと要望申し上げます。世間からいろいろ偏見の目で見られることも多々あるこの子供たち、私はこの存

在を大事にしたいなと思っています。中高一貫教育が非常に注目されているきょうこのごろですけれども、ほっておいても、頭のいい子はできる。金持ちの子は塾に行って勉強するんです。そういう通信制・定時制高校、特別支援教育へぜひ力を入れていただく。その教育が学力向上につながっていくと思いますので、今後とも執行部の皆さん方の御努力をよろしく願います。

ありがとうございました。終わります。（拍手）

○坂口博美議長 以上で本日の会議は終了しました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

きょうはこれで散会いたします。

午後 3時54分散会

9月26日（金）

平成 20 年 9 月 26 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 凶師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 31 番 井本英雄 (同)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 浜砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 46 番 水間篤典 (同)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)

- 49 番 米良政美 (自由民主党)
- 50 番 坂元裕一 (同)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|---|---|
| 知事
副知事
県民政策部長
総務部長
福祉保健部長
環境森林部長
商工観光労働部長
農政水産部長
県土整備部長
会計管理者
企業局長
病院局長
財政課長
教育委員長職務代理者
教育長
警察本部長
代表監査委員
人事委員会事務局長 | 東国原英夫
河野俊嗣
丸山文民
山下健次
宮本尊一
高柳憲一
高山幹男
後藤仁俊
山田康夫
長友秀隆
日高幸平
甲斐景早
西野博之
大重都志
渡辺義人
相浦勇二
城倉恒雄
大野俊郎 |
|---|---|

事務局職員出席者

- | | |
|--|---|
| 事務局局長
事務局次長
総務課長
政策調査課長
議事課長補佐
議事担当主幹
議事課主査
議事課主査 | 石野田幸蔵
弓削孝幸
田原新一
桑山秀彦
孫田英美
日高賢治
山中康二
隈元淳二 |
|--|---|

◎ 一般質問

○坂口博美議長 ただいまの出席議員43名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、外山良治議員。

○外山良治議員〔登壇〕（拍手） 社民党の外山でございます。

北京パラリンピックは、大会スローガン「ひとつの世界、ひとつの夢」として、約8億人の障がい者に勇気と希望、感動を与え、閉会しました。今大会の特徴は、北京大会からオリンピック組織委員会が運営する初めてのパラリンピックとなったこと、競技スポーツ的色彩が一層強まった大会と言われております。我が国の金メダルは、アテネ大会では17個から5個へと急減しています。宮崎県では、スポーツ振興法に基づくスポーツ振興審議会が開催されたようです。障がい者スポーツについても強化策が熱く議論されたものと思います。

本県行政の中でうれしい驚きの一つに、交通事故死者の昨年同期比約40人の減少があります。警察官の御努力にまず敬意を表します。本部長は減少原因をどのように分析されているのか、答弁を求めます。

また、自殺者、いわゆる自死者の増加傾向に歯どめをかけるため、施策を強く求めてきました。本年1月から8月の昨年同期比について教えてください。

宮崎県の周産期医療と療育の現状についてお伺いをいたします。

厚労省研究班の調査では、低出生体重児

(2,500グラム以下)の出生率は約9.5%で、11年前より約3割増加し、その原因として、晩婚・晩産、不妊治療等が背景にあると言われております。低体重児対策としてNICUがあります。低体重児は、呼吸障害等の慢性疾患などに関連した医療的処置を引き続き必要とする場合が多いとされ、退院に際し、保健、医療、福祉の連携のもと、在宅療育支援計画の作成、保護者への障がい者に関する知識や処置についての説明と理解、さらにNICU入院期間中から必要に応じて吸引等、家族へのトレーニングの実施、また在宅療育移行の事前段階として一定期間、早期療育を受けながら、在宅への移行準備が必要とされております。本県のNICUの現状、及び指定病院から在宅療育移行の事前段階の取り組みに対する現状と課題について答弁を求めます。

また、本県におけるNICU入院件数、及び重度疾患の後遺症を持つことになった数について答弁を求めます。

さらに、県北ブロックは、延岡県立病院にNICU7室となっています。ブロック面積割合は、昨年のお誕生児に対して現状はニーズにこたえられているのか、19年度の搬送件数、手段等について答弁を求めます。

ダムと海岸侵食の現状と課題についてでございます。

海岸侵食問題が全国的に顕在化している中、国交省は、「海岸侵食対策と利水ダムの機能の維持・回復のための土砂管理対策検討委員会」を平成14年度に設置しています。設置の背景及び趣旨の中で、「海岸侵食は、土砂の供給と流出のバランスが崩れることがその大きな要因、解決の一つとして、河川からの適正な供給土砂を確保することが考えられる。このような状況

に鑑み、河川においては、利水ダムの堆砂対策、流域における土砂管理対策、海岸においては、海岸侵食対策として河川からの供給土砂の沿岸方向への広域的な有効活用方策等々、役割分担などについて検討を行い、土砂の流れを自然の流れに近づけるための施策を展開していくことが必要である。これらを総合的に検討することを目的として委員会を設置すること」としております。

本県の河川は、一級河川が大淀川水系4水系237河川、二級河川は一ツ瀬川水系ほか52水系237河川で、合計58水系474河川となっております。ダムは、利水ダムが29、治水ダムが7、多目的ダムが8となっております。多くが昭和30年代から建設されています。人工構造物ダムの設置による堆砂量は、県企業局、九電ダム総計は約1億立方メートルとなっております。ダム総堆砂量は本県の海岸侵食量の何年分に相当すると推計されるのか、答弁を求めます。

エコクリーンプラザについてお伺いをいたします。

エコクリーンプラザみやぎの調整池破損及び脱塩能力の不足に端を発したふぐあいによって追加負担を強いられた総額は、20年度見込みも含めて約4億円と多額となっております。さらに、調整池の補修工事が約5億円、脱塩装置改善工事、下水道管への接続工事、補助金返還等々も考えられます。もし、さらなる負担を求めることになった場合、責任の所在等の真相解明なしには、関係議会及び県民の納得を得ることはできないと思います。見解を求めます。

監査についてお伺いをいたします。

自治体の基本的な仕組みは、首長が予算を提案、議会が可否を決定、監査は適正執行か否かについて監査すると思います。昨年に続いて外

部調査委員会が設置され、エコ問題について調査をしています。これはある意味で議会及び監査委員会にとって屈辱そのものだと私は思います。代表監査委員としての見解を求めます。

1問、終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

本県ダムの総堆砂量と海岸侵食量の関係についてであります。本県のダムの総堆砂量は、平成19年12月末現在で約1億立方メートルとなっております。一方、海岸の侵食量についてですが、海岸の砂は季節により変動し、波打ち際は前進後退を長期間にわたって繰り返しながら、ある一定の傾向を持つようになります。このため侵食量の推定には、調査の継続によるデータの集積が必要であり、経費を要することから、海岸侵食対策事業など事業化された区間のみでの調査となっております。したがって、御質問のダム堆砂と海岸侵食の関係について数字としてお答えすることは困難な状況でございます。しかし、ダムには相当量の土砂が堆積しており、このことにより海岸は影響を受けていると認識しております。

続きまして、エコクリーンプラザみやぎについてであります。現在、外部調査委員会において原因究明や責任の所在を明らかにするための調査が進められております。この結果、業者または個人の重大な責任が明らかになった場合には、行政処分、損害賠償請求、告発などを検討していくことになると考えております。以上です。〔降壇〕

○福祉保健部長(宮本 尊君)〔登壇〕 N I C Uについてであります。N I C U——新生児集中治療室であります——は県内には8つの病院に合計で100床ございます。平成19年の県内

のNICU入院者数は765名となっております。そうしたNICUから退院する場合のつなぎの話でありますけれども、退院する場合に人工呼吸器などの在宅療養が必要な場合は、それぞれの子供について、退院前に病院内で関係機関による検討会を開催したり、退院後は県や市町村の保健師が自宅を訪問して状況を把握し、必要な場合は、関係機関との検討会や療育機関等への紹介を行っております。しかしながら、十分に支援できていない事例もあるかと思われますので、今後とも、関係機関との連携を密にしながら、きめ細かな対応をしてみたいと存じます。

次に、県北地区のNICUについてですが、県北地区におきましては、県立延岡病院にNICUが7床ございます。県北地区のNICUは、出生数等に比べますと、他の地区に比べまして少ない状況にありますけれども、状態が落ちついた新生児を紹介元の産婦人科医療機関に転院させる逆搬送システムを取り入れておりまして、それによりベッドの確保に努めております。また、県立延岡病院で対応が不可能な場合、医療的に病院でケアをすることが困難な場合、あるいはどうしても空きベッドがない場合には、総合周産期母子医療センターであります宮崎大学医学部附属病院等に搬送をしている状況であります。（「何件かと搬送手段」と呼ぶ者あり）搬送方法は県の防災救急ヘリを使っております。19年度は新生児・未熟児の搬送が8件ございました。以上です。〔降壇〕

○警察本部長（相浦勇二君）〔登壇〕 交通事故の減少に関する所感ということで答弁させていただきます。

御案内のとおり、県内の交通事故はここ10年間を見ますと、年間死者数が90人前後の

高どまり傾向が続いておりました。また、ここ数年の高齢死者数は連続して40人台を超える増加基調でございました。

そこで、本年、対策を進める上で特に留意いたしましたことは、高齢者対策は当然重点なわけですが、漠然とした高齢者対策ということでは、やはり総花網羅主義ということで実効が上がりにくいと考えまして、重点指向を心がけることといたしました。すなわち、事故の最も典型的なパターンであります、一般のドライバーが交通弱者としての高齢者を比較的なれた道ではねてしまうパターンの減少に、最大の重点を当てて対策を進めてきたということでございます。

これに関連するものとして特に御紹介させていただきますと、高齢者対策として、高齢者のおうちをローラー的に訪問しておりますけれども、この個別指導でも、実際の事事例をきめ細かく十分に理解していただけるような形で指導を強化しております。昨年中、数的にも約4万軒御訪問させていただいておりますけれども、ことしは8月末の段階で既にこれを超えておりまして、8月末で約4万2,000軒御訪問させていただいております。

また、今の観点から、一般ドライバーの対策といたしましては、昨年の12月から実施しておりますけれども、免許更新時における講習等の機会に、こういった高齢者の死亡事故の実態、なれた道で皆さん方が高齢者の方をはねてしまうんだということをよく意識してほしいということをおわかっていただくために、小テストをつくりまして、全員やっていただくことを実施いたしております。これは息長く取り組む必要があるんですが、一応8月末現在で県内全免許人口の15%まで、こういう小テストの実施

をいたしております。このほか、早目早目の事故分析に伴うめり張りのある重点的な取り締まりでありますとか、道路管理者と連携した道路環境の整備等を推進してきております。

このようなことを進めてきたところ、御案内のとおり、最近の燃料費の高騰による交通量減少というものも多少背景にあるのかもしれませんが、昨日現在で全死者数は28人、前年同期比でマイナス36人でございます。これは減少率で言いますと、現在のところ日本一の減少率ということでございます。また、8月末現在での人口10万人当たりの死者数を見ますと、ちょうど昨年の人口10万人当たりの死者数が年間で全国ワースト10の一員だったんですけれども、ことしはベスト10の一員ということで、ポジショニングが著しくよくなって、今のところ非常に良好な状態で推移をいたしております。今後とも、全職員が一丸となって、特に現在、秋の交通安全運動の推進期間中でございますので、交通死亡事故抑止に努めてまいりたいと思っております。また、交通安全対策推進本部長であります知事におかれましても、要所要所で広報啓発活動の先頭に立っていただくなど、大変御活躍いただいているところであります。今後とも、関係機関・団体と連携して一生懸命頑張っただけでまいりたい、このように考えております。よろしく申し上げます。〔降壇〕

○代表監査委員（城倉恒雄君）〔登壇〕 答えいたします。

環境整備公社の監査についてであります。公社については、これまでおおむね3年に一度監査を実施しており、前回は17年度でありました。調整池の問題がその後に発生したわけですが、予定しておりました本年度の財務及び工事の監査をいつどのように実施するかを検

討している中で、県が外部調査委員会を設置されたところであり、この委員会は、経理、法律、技術の各分野の専門家で構成されておりますので、調査の内容は質、量ともに高いレベルのものになると思われま。したがいまして、我々は、調査報告が出された段階で、その内容に監査委員の視点を加え、監査を実施する計画にしております。〔降壇〕

○外山良治議員 担当部長、自死者も聞いていたんですが、自殺者は昨年同期と比較をして23人減少しています。本当に感動です。ただし、65歳以上、独居老人かつ女性の自殺者が10名ふえております。こういう警察本部長が持っている資料をリアルタイムでしっかりと受けて、対応、対策というものに今後生かしていただきたい、そのことを要望しておきます。

まさしく、交通事故による死亡者が約40名も減少した。これも一つのうれしい感動だと思います。ある意味で政治は感動であるべきだと私は常々思っております。中越大震災時、長岡市での災害救助活動のレスキュー隊による子供の救出劇はまさに感動でございました。反面、本年7月、高千穂町で発生した死亡事故は、発生が19時35分、熊本県内の病院で約6時間後に死亡が確認され、最悪の結果となっております。非常備消防地域で発生した悲惨な事故だと思いますが、経過、死亡原因等、詳細に答弁を求めます。あわせて反省点、今後の対応、対策について答弁をお願いします。

○知事（東国原英夫君） 高千穂町における死亡事故についてであります。事故の経過であります。高千穂町役場に119番通報がありましたのが7月7日の午後7時37分、その20分後には役場職員及び高千穂警察署の警察官が現場に到着、8時13分に救急救命士2名を含む役場救助

隊到着、8時20分ごろに阿蘇広域行政事務組合消防本部へ応援要請、9時30分ごろに高千穂国保病院へ医師派遣要請、同時刻に阿蘇広域救急隊到着、10時51分に高千穂国保病院の医師が到着、11時19分に救出を完了、翌8日1時15分ごろに熊本赤十字病院に収容されましたが、クラッシュ症候群により死亡が確認されたと聞いております。

なお、今後につきましては、今回のような事故に迅速に対応するためにも、また増大することが予想される救急需要に対応するためにも、消防の常備化は大変重要であると考えられますので、消防非常備町村に対して、常備化に向けた働きかけを積極的に行ってまいりたいと考えております。

○外山良治議員 クラッシュ症候群というのはどういった疾病なんですか。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 災害とかで建物の下敷になった場合に、長時間、体が圧迫された結果、それをいきなり下敷きから解放しますと、圧迫を受けていたときに筋肉内に生じた乳酸とか、そういった体に悪い影響を与える物質が血液中に一気に放出されて、その結果、意識が混濁したり、最悪、心臓が停止したり、腎機能が悪化したりするというような症状であります。

○外山良治議員 クラッシュ症候群というのが話題になったのは阪神・淡路大震災でしたね。約400件の症状があって、約50名がクラッシュ症候群で死亡したと言われております。今回、高千穂での事故について、現場での応急対応は点滴による水分補給や、おっしやったように、乳酸・酢酸リンゲル液を使って血液中の毒素を薄めるとされています。これは応急処置です。しかし、最終的な治療は、血液をきれいにするた

めの血液透析・血漿交換などの血液浄化療法しかないと言われております。救出後はできるだけ早く人工透析することが必要とされていますが、今事案に対する対応は適切であったか、答弁してください。

○総務部長(山下健次君) 高千穂町は消防本部を持たない、先ほどお話がございました消防非常備の町でございますけれども、今回の事故におきましては、先ほど知事がるる申し上げましたように、役場は通報を受けると、すぐに当直職員が対応し、高千穂警察署への連絡を行いますとともに、事故現場へ直ちに出動したということでございます。もちろん、なかなか常備消防と同じような陣容というわけにはまいらないんですが、これらの職員は、現場到着後は警察と協力いたしまして、非常に足元の悪い中で、ワイヤーによって事故車両を固定したり、あるいはドアをこじあける試みをするなど、懸命な救出活動を行いました。さらにはまた、事故現場に最も近い阿蘇広域行政事務組合消防本部への出動要請、あるいは高千穂国保病院へ医師の派遣要請を行うなど、限られた状況下で精いっぱい救助活動を行ったのではないかと考えております。

○外山良治議員 例えば、医者が到着したのが3時間後。クラッシュ症候群というのは、同一姿勢で固定され、それを一気に救出した場合に、先ほど部長がおっしゃったような症状が発生して死に至ると。今回、3時間後に医者が来ている。そのときに、これはクラッシュ症候群として推察ができるわけですね。ですから、先ほど申し上げたように、そういった点滴、水補給はされていたんでしょうか。

○総務部長(山下健次君) 当初出動いたしました高千穂町役場の救急は、当直の職員と、さ

らにその後、救急救命士の資格を持つ職員が行っておりますけれども、その際には御指摘のような処置はしていなかったようでございます。ただ、クラッシュ症候群ではないかという可能性を考えまして、医師の派遣要請をしたというふうに聞いております。医師到着後には点滴を行ったということでございます。

○外山良治議員 これ以上申し上げません。宮崎市の救急救命士に聞きました。宮崎市であれば15分で救出ができると。本当に高千穂の人はこれだけ命が軽い。これは残念でなりません。ですから、一日も早く常備化を急いでください。

今回の事案も含め、大規模防災訓練でも、医師や看護師が救助隊員として一緒に現場で活動し、迅速に現場の医療を行う場面が最近増加をしてきております。現在では、消防と医師・看護師がスムーズに連携できるようにDMAT、いわゆる災害医療派遣チームが都道府県で設立されているようでございますが、本県の取り組みについて答弁を求めます。

また、本県のように、医療施設、道路事情、医師の偏在、中山間地域の広域散在等を考慮すると、機動性、機敏性のすぐれたドクターヘリの導入が急務だと思いますが、答弁を求めます。

○福祉保健部長（宮本 尊君） DMAT、災害派遣医療チームについてであります。いわゆるDMATは、専門的な訓練を受けた医師2名、看護師2名、事務員1名の計5名で編成されるのが標準でありまして、大規模災害等の発生後、直ちに災害現場等へ駆けつけ、活動できる機動性を持った医療チームであります。現在、本県においては、県立宮崎病院に3チーム、宮崎大学医学部附属病院及び都城市の民間

病院にそれぞれ1チーム、合計5チームが結成されております。DMATは、災害時の医療対策としては比較的新しい取り組みでありますことから、今後のチームの養成確保等が課題であるというふうに認識しております。

また、ドクターヘリであります。今回の議会でも何回かお答えしておりますけれども、おっしゃるように、多くの山間僻地を抱える本県におきましては、僻地医療の確保や救急医療体制の充実を図る上で大変有効な手段であると考えております。しかしながら、導入に当たりましては、費用面はもとよりですが、拠点となる病院や医師等スタッフの確保、救急隊との連携等、さまざまな課題があると考えております。特に拠点となる病院には救急医療の専門医を初め多数の医師が必要となりますので、全国的にも医師不足が深刻化している中では、その確保が最も大きな課題であると考えております。県といたしましては、今後、国の動き等も踏まえながら、調査検討を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○外山良治議員 一番災害が多い県北地域のDMAT、先ほどチームがあるとおっしゃいましたか。どうなんですか。都城と宮崎市はあると、周辺は。県北についてはどうなんでしょうか。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 県北につきましては、今のところDMATはございません。

○外山良治議員 早急にチーム編成をしていただきたいと思っております。

それから、消防力の向上の一つである救急救命士についてお伺いをします。都城地区は、資格取得のための協力病院が3施設あり、気管挿管、薬剤投与の資格取得者が他消防本部と比較して充実されているようであります。救急救命

士、気管挿管、薬剤投与等有資格者の充実地域と他の消防本部と比較して蘇生率がどのようになっているか、答弁してください。

○総務部長（山下健次君） 救急救命士の中でも、気管挿管あるいは薬剤投与のできる救急救命士の状況でございますけれども、全体として見ると、確かに御指摘のように、救急救命士218名、4月1日現在で国家試験合格者がいらっしゃるんですが、このうち宮崎市消防局に11名の気管挿管の実習を修了した職員がおります。これに比べて都城市が9名ということで、人口比からいきますと相当充実していると言えます。他の地区はゼロというところもございますので、やはりこういったところを充実することが今後の課題と我々はとらえております。この結果、蘇生率、これは平成18年のデータでございますけれども、救急救命士が行いました気管挿管の人数が県全体で33人、薬剤投与が7人ということでございますが、残念ながら、蘇生して1カ月以上生存した例は全県的にございません。以上でございます。

○外山良治議員 どんな資料でそんなことを言っておられるのか、さっぱりわかりませんが、県北地区は、この点についても、薬剤投与・気管挿管有資格者が少ない。また、ゼロというところもある。今、蘇生率がありませんと。あなたは何を言っていますの。これはおたくらの資料ですよ。都城市消防局、救命率26.7%、断トツ高い。後は言いません。ですから、こういった有資格者と蘇生率、救命率の差というのは正比例をしていくわけです。都城のように協力病院が3つある。延岡は1個しかない。ですから、こういうふうには有資格者が少ない。計画的に充実していくべきではないのかというのが1点。今後、協力病院というものをどういうふ

うにふやしていくかというのが第2点。それと現在、高規格車には有資格者が搭乗している割合というのはどのくらいでしょう。3点お願いします。

○総務部長（山下健次君） 先ほど私、数字を申し上げたのは、前提がございまして、いわゆる心肺機能停止の患者について、一般的には、いわゆる気管挿管を行う主な症状としては、C P A、心肺機能の停止した患者を言っております、その中で33人に救急救命士が気管挿管を行ったと。薬剤投与は7人ということでございます。

さらに、今お尋ねの計画的にということですが、私どもも、特に気管挿管につきましては、受け入れ病院がなかなか確保できない。というのは、1人育てると、実習は3ないし4カ月かかります。全身麻酔300症例以上ある病院で1人30例を経験しないといけないという非常に高いハードルがございまして、なかなか確実に確保していくことは難しい面がございまして、なるべく確保していきたいということでございます。なお、少しずつではございますが、救急救命士が気管挿管できるようになったのは、年次的には平成16年7月からだと思いますが、それ以来、逐次増加はしているということでございます。

○坂口博美議長 まだ答弁が……。3点。

○総務部長（山下健次君） あと1点については、後ほどお答えをいたしたいと思います。

○外山良治議員 1人有資格者をつくるのには何十時間という時間がかかると。そんなことはわかっています。ならば、例えば消防職員基準定数と現状職員数、全国との比較、宮崎県における充足率は何%ですか。

○総務部長(山下健次君) 手元にある数字が消防団員の充足率でございました。消防職員につきましては、ちょっとお時間をいただきたいと思えます。

○外山良治議員 私が教えます。全国平均は76.7%、宮崎県の場合には57.6%、ですから、人がいないと。だったら、基準の全国平均ぐらいに上げたらどうですか。それだけぎゅっと絞っておいて、人がおりませんからあきまへんわと。論理矛盾でしょう。ですから、これも来年は消防職員を年次的に全国平均ぐらい上げてください。お願いします。

それから、いわゆるNICU関係ですが、部長、ここで——知事でもそうですが——担当部長が答弁される言葉はすばらしい、言葉だけは。ところが、私への答弁に、「障がい児・者がライフステージにおいて、医療、保健、福祉、教育としっかりと有機的連携を図って対応してまいります」と、こうなるんですね。ところが、NICUの退院者からこういうアンケートが届きました。見られたでしょう。感想はどうですか。

○福祉保健部長(宮本 尊君) いろんな御意見があるようでして、例えば、求めている助言をこちらが聞かないと教えてもらえないとか、いろんな御批判もいただいております。そういうことにつきましては、それぞれの担当する関係職員の資質の問題もあろうかと思えますけれども、よりきめ細かな対応をしていく必要があると思っております。

○外山良治議員 このことを言い出すと長い時間かかりますから、ただ一つだけ、医療、保健、福祉、教育と有機的な連携を図るといったことはどういうことなのか、考えていただきたい。

佐土原地区で、聴覚に障がいのある人が、ある中学校から県立高校に行く。小中学校のときには要約筆記を市単独でやっていた。一生懸命頑張って県立高校に通った。要約筆記がない。よって、保護者が1カ月10万ぐらい負担しなければならない。こういったことというのは、例えば20~30年前から、豊中とかに保護者と一緒に私たちはよく行きましたが、入学をするであろう前年度に予算化していますよ。導尿が必要な人、「あんたは医療的ケアが必要だから来るな」、清武養護学校では、「酸素が要る」「前例がない」、こんなことはたくさん聞きますよ。

例えば、コーディネーターのかかわり、指導を受けたか。15人の結果、「指導は全く受けていない」、15人中15人。「あり」というのはゼロ。保健師が来たか。来たという人は、「訪問あり」は12名、これは優秀、ただし1回こっきり。ですから、ここで語られること、きのうもありました、障がいを認め合うと。認め合うということはどういうことか。物理的バリア、心的バリア、制度的バリア、この3つを解消しなければ、相手を認めたということにはなりません。

福岡で我が子を殺害した。トイレが映った。私は一瞬こう思った。これは身障トイレではないわなど。では、どういうことか。難病のお母さん、多分——これは私の推察ですよ——座ることでしか用を足すことができないということは、恐らく筋無力症か何かでしょう、座ったら立ち上がれない。ですから、子供に頼んだ。「嫌」と言った。そのときの絶望感、失望感、わかりますか。

日南に行った。かんぼの宿に大きな児童公園があった。漏らしそうでありましたから、走っ

ていった。身障トイレに入ろうとした。かぎがかけてある。あ那时的ショック、わかりますか。わかり合う、認め合うということはどういうことかということ、担当部長……。余り苦しめたらいけませんから、やめておきます。そういうことをしっかり念頭に置いて、今後の施策を講じていただきたい。

一番のバックアップシステム、こども療育センターがあります。小児科医がやめました。相談件数はどのくらい変化していますか、答弁してください。

○福祉保健部長（宮本 尊君） こども療育センターの相談件数でありますか。予約件数につきましては、平成19年4月から7月までを比較いたしますと、小児科の診療が19年度の場合、435件、20年度に入りまして93件というふうに減少しております。

○外山良治議員 400件が90件に減った。その患者はどこに行ったんでしょうか。おわかりであれば答弁してください。

○福祉保健部長（宮本 尊君） かなりの方が発達障がいの方だろうと思うんですが、受け皿としては、市の「おおぞら」とかがありますけれども、非常に受診するまでに時間がかかるということですので、細かいその後の状況は把握しておりません。

○外山良治議員 そういったことをしっかりと踏まえた上で、きれいな答弁ではなくて、現場を反映したような答弁というものを今後気をつけていただきたいというふうに思います。

海岸侵食については、知事答弁もあったように、例えば河川が海に土砂を提供する、そういったシステムというものを今後検討していくという答弁がありました。私は、ある面、感動しております。ぜひやっていただきたいと。

もう一点は、例えばどれだけ流出していつているかという計算はできていないということでしたが、ちなみに、住吉海岸の年間の土砂流出量というのは20万、マックスで30万立米と言われております。それを単純に1億立米で割ると、330年分、これがダムにたまっていると。ですから、その量というのがいかに多いかということがおわかりいただけるものと思います。ですから、たしか44ダムあると思いますが、この44ダムを年次的に——年次的にできるかどうかわかりませんが——ダム堆砂をいかに排砂し、河川に流出させ、海に戻すか、こういった一連の総合土砂管理というものを44ダムの中でつくっていただきたいということをお願いいたします。

それから、一つ気になることは、魚、いわゆる回遊する魚、アユとかウナギとかズガニとか、いっぱい河川の魚がおります。この河川の魚というのはどういうふうな変化になったんでしょうか。例えば魚種、それと量、わかる範囲で答弁してください。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 現在、河川に生息するすべての魚種についてのデータはございませんが、河川漁業で利用されておりますアユ等の主な魚の種類については、著しい変化は見られていないようであります。

本県の漁獲量につきましては、昭和50年代には約700トン前後で推移しておりまして、昭和56年の710トンピークに年々減少しております。全河川を対象にしました国の調査の最終年度になる平成15年度の漁獲量の総量は、約330トンあります。なお、この調査が終了した関係もございまして、平成16年度以降、県内主要河川であります五ヶ瀬川、一ツ瀬川、大淀川の漁獲量は約200トン前後で推移をいたしております。

○外山良治議員 魚種については調査はしていないということですか。

○農政水産部長(後藤仁俊君) 魚種につきましては、すべての河川あるいはすべての魚種という形での調査はいたしておりません。これは国のほうの調査で、大河川の特定河川を対象にした調査がございまして、特定の河川については、魚種が一応把握できているという状況でございまして。

○外山良治議員 例えば、平成9年だったと思いますが、利根川で河口堰をつくったという事例があります。魚類が66種のうち、河口堰をつくったために21%が姿を消したということになっています。ですから、こういったことを十分考えていただいて——例えばダムがある。遡上限界がダムで切れる。ちなみに、44ダムのうち、魚道は何カ所あるんでしょうか。

○県土整備部長(山田康夫君) 県内の44カ所のダムのうち、魚道が設置されておりますのは4カ所でございます。内訳でございますけれども、九電が管理するものが3カ所、旭化成が管理するものが1カ所となっております。以上でございます。

○外山良治議員 アユで、棒高跳びで堤高40メートルを跳び越して上流に行くアユなんか、いてへんと思いますよ。そんなアユ、棒高跳びの選手がおったら大変ですわ。そういったことを考えて、今後、遡上限界というものを——上流までどういうふうに流すか、これは河川の魚種というものを含めて、担当部長、一回、全河川調査をする気はないですか。答弁してください。

○農政水産部長(後藤仁俊君) 私どもも、こういった実態を把握することは必要だというふうに考えております。ただ、御案内のとおり、

予算等厳しい財政事情の中で、なかなか大変な部分もございまして、国が調査されますそういった調査データの活用、それから、中小河川につきましては、私どもも、内水面漁協等の協力を得て現在も調査をいたしておりますので、そういったようなデータをきちんと一元的に把握していくというようなことを進めながら、調査の正確性を期していきたいというふうに考えております。

○外山良治議員 常套手段、予算が予算がということがいつも出てきます。ちなみに、宮崎県の基金が1,500億あったときに、宮崎県は大金持ち、そのときに何でしやらんとですか。答弁してください。

○農政水産部長(後藤仁俊君) 私もその当時の事情を把握しかねますけれども、先ほど申し上げましたように、大河川につきましては、国が調査をいたしておるという状況もございました。したがって、国の調査対象外であります中小河川につきましては、逐次実施をしてきたところでございます。そういうことで、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○外山良治議員 了解しました。

エコクリーンプラザについてお伺いします。知事答弁で、責任の所在が明確になった場合には告発についても考えるという答弁がございました。私、この問題については全くわかりません。ちなみに、会計検査院が入ったということですが、「県環境整備公社に調整池の地盤沈下の責任がある」とマスコミでは報じられていますが、これは事実ですか。

○環境森林部長(高柳憲一君) 7月14日から16日までの3日間、会計検査が行われまして、その後も資料の提出を求められるなど、引き続き検査が行われておりまして、結論はまだ

出されておられません。

○外山良治議員 質問したことに答弁してください。

○坂口博美議長 事実かどうかということですね。

○環境森林部長(高柳憲一君) 私はそれは確認いたしておられません。結論としてはまだ出されておられませんので、会計検査の指摘とか、そういう意味での発言があったということはないというふうに思っております。

○外山良治議員 わかりました。ということは、マスコミが間違っているということですね。

もう一つどうしてもわからんのが、これだけふぐあいが生じながら、なぜ検査が合格とされたのか、引き渡しを受けたのか、「調整池などの計画・施工、P C工法決定などの意思形成過程等資料がない」と説明されているが、これらの資料は作成義務があるのか、また宮崎県文書管理規程等で何年の保存義務となっているのか、答弁してください。

○環境森林部長(高柳憲一君) 廃棄物処理施設に関する法令におきましては、工法決定に関する資料の作成義務については定められたものはありませんが、通常は作成されるべきものと考えております。保存でございますが、予算に関する文書につきましては5年ということになっております。

○外山良治議員 これは公社だけではなくて、作成義務はないんですよ、自治事務ですから。県庁でも義務はありません。しかし、文書管理規程では5年ですね。もう一度答弁してください。

○環境森林部長(高柳憲一君) 予算に関する文書については、保存年限が5年ということに

なっております。

○外山良治議員 もう一点どうしてもわからんのは、調整池第3水槽の補強工事について、変更契約で実施しておりますが、この時点で施工業者への民法570条及び566条による瑕疵担保責任を問い、すべての補強工事を実施させるべきであり、公社が負担すべきではないと思います。なぜ原因の分析、責任の追及が行われなかったのか、この事案の時効は何年か、変状原因の覚書は公文書か私的文書か、私印でなくそれぞれを代表する団体印であれば公文書となるのか、答弁してください。

○環境森林部長(高柳憲一君) 何で検査調書を作成したのかと。これは全く不思議なといいますか、現在、外部調査委員会の中で調査をしているところでございます。

それと、瑕疵担保責任についてでございますが、これについては、建設に係る請負工事について、工事請負契約約款という契約上、物件の引き渡し後2年、故意または重過失の場合は10年というふうにされております。

次の覚書の問題でございますが、この覚書がどういう経緯で、そしてどういう意思でつくられたかにつきまして、現在、外部調査委員会で調査中であります。

それから最後ですが、私印が押されているということで——これは17年10月26日の文書だと思いますが——公社の文書ということになりますれば、当然それについての伺いをとって公印で発せられるのが通例だというふうに思っております。あの文書には私印ということでございますので、どういう経緯、意思でつくられたのかについては、先ほど言いましたように、外部調査委員会で調査中でございます。

○外山良治議員 答弁がない。

○坂口博美議長 公文書、私文書に係る部分で2項目ありましたので……。答弁者が確認できていないと思いますから、その部分、質問者からもう一度趣旨を……。

○環境森林部長(高柳憲一君) 私、今の質問だけしか聞き取れなかったものですから、漏れがありましたら、もう一度質問をお願いしたいと思います。

○外山良治議員 時計をとめてください、あっちの都合だから。例えば、公文書となるためには、公印かつ、それぞれの団体を代表する印鑑であれば公文書になるのかと。今、私文書とおっしゃったから、どういうことならば公文書になるのか。

○環境森林部長(高柳憲一君) どういう文書であれば公文書になるかということについては、公社におきましては、当然、その意思決定について権限のある者までの決裁をとり、それについては通常、公印、公社印として印鑑を押されたものが公社の文書ということなると思います。

○外山良治議員 ということは、私文書をもとにして、負担割合を4,000万、4,000万、4,000万としているのはおかしいんじゃないですか。答弁してください。

○環境森林部長(高柳憲一君) 先ほどの17年10月26日の覚書については、確かに私印が押されておりますが、例えば、この覚書がどういう経緯で上司についてそういう意思確認が行われてされたものかとか、どういう意思でこれがつくられたのかということについて、現在、外部調査委員会で、関係者なりからその調査を行っているということでございますので、現時点では公文書、私文書という形での結論はまだ出されておられません。調査中であるということ

でございます。

○外山良治議員 これ以上言ってもしょうがないでしょう。

もう一点わからないのは、下水道担当部は、公社の宮崎処理センターへの汚水投入はいつ知ったのか、また下水道法第24条、第25条等に照らして違反ではないのか、違法状態を解消するため、担当部は関係自治体にどのような指導をしたのか、現在、違法状態は解消されているのか、答弁してください。

○県土整備部長(山田康夫君) エコクリーンプラザみやざきが宮崎処理場へ浸出水処理水の搬入を開始したのは、平成18年7月であります。宮崎市下水道部局から県土整備部へ報告がありましたのは、本年の5月でございます。それを受けまして、県土整備部としては、整理しましたところ、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、いわゆる適正化法に規定する目的外使用に当たりますことから、県としては、直ちに国への手続を進めるように指導しまして、この7月に、来年の7月までを期限とする目的外使用の承認を受けたところでございます。

下水道法上どうなっているのかということでございますけれども、第24条に「区域外からの流入に関する事項」というのがございますが、これは物理的に管渠に接続したものについての定めでございます。タンクローリーで持ち込むといったことは想定されておられません。そういった想定外のことにつきましては、第25条に、その他そういった必要なものについては条例で定めるといことがございますので、本来でありますと、条例で規定することが必要であると考えております。

○外山良治議員 ということは、違法状態が2

年半ぐらい続いたと。それを県が知ったのはつい最近だと。それを知った上で宮崎市のほうを指導したと。確かにそうなっています。宮崎市の許可は1年というふうになっています。ということは6月までに、エコクリーンプラザみやぎきの脱塩装置及びクローズドシステムは破壊されたと私はと思いますが、どういうふうにしていくのかということが最大の課題。時間がない。これらをどういうふうに短時間で解決を図るのか、担当部長、答弁してください。

○環境森林部長（高柳憲一君） 今お話がありましたように、塩処理問題は大変大きい問題でありますし、また対応するとなると、いろいろ予算的なものもございます。関係市町村もございます。これにつきましては、現在、外部調査委員会でその原因あるいは対策について検討をしていただいているところでございます。

○外山良治議員 時間もありません。代表監査委員、私はいつも、社民党の議員ですから社民党に対しては自信を持って、今まで30数年間歩いてきました。監査委員は監査委員としてのプライドがあるのか、そこがわかりません。というのは、外部調査委員会が今やっている——監査委員会の権限権能というものは、例えば資料の提出を求めることができる、かつ出頭も命じることができる、そして06年6月の改正では、学識経験者等から意見を聞くこともできるようになっています。そして、あなた方が出頭を命じても出てこない、資料を持ってこいと言っても持ってこなければ、議会は自治法で定められた99条、100条委員会を設置して真相究明をする。これが60年間で蓄積をされた、地方自治の蓄積の結果です。それをなぜしないのか、私はわかりません。答弁してください。

○坂口博美議長 時間が両方とも過ぎておりま

すので、簡潔に。

○代表監査委員（城倉恒雄君） 監査の基本的な考え方、使命といいますのは、公正で合理的かつ効率的な行政を確保するための指導や助言をするというのが第一義の目的でございます。不正や不法行為の摘発というのは、いわば副次的な目的であるというのが、実務も学説も共通の認識となっております。このような考えに立ちますと、今回の案件への対応は、急いで監査をするよりも、外部調査委員会の調査結果を待って実施したほうが、より充実した監査になると考えているところであります。

○外山良治議員 これは警察のほうに少しお伺いしたいと思いますが、例えば公文書等を…

○坂口博美議長 質問者に申し上げます。時間が経過しております。

○外山良治議員 文書毀棄罪というものがございます。公文書なり、そういったものを団体、個人の都合によって毀棄及び隠匿した場合に、そういった成立要件というものが、法律要件として構成された場合、そういったものがあるかどうか、教えてください。

以上ですべての質問を終わります。（拍手）

○総務部長（山下健次君） 先ほどのお答えですけれども、高規格救急車は県内43台、救急救命士218名、基本的には充足していると。ただ、気管挿管あるいは薬剤投与ができる陣容はまだ確保できていないということでございます。

○坂口博美議長 もうよろしいですね。

時間が双方とも経過をしましたので、以上で外山良治議員の質問を終わります。

次は、河野哲也議員に入ります。

○河野哲也議員〔登壇〕（拍手） 質問が重複していると思いますが、それだけ重要な案件で

あるととらえていただいて、明確なる御答弁、知事、関係部長、教育長、よろしくお願い申し上げます。

まず、厳しい経済状況下での県政運営についてお尋ねいたします。

6月議会におきまして、原油高騰の中、中小零細事業者、農業従事者への支援について、ただしました。今回の補正予算において、国の補助金を活用しながら、少額ながらもこれらの事業者支援のための予算を組んでいただいたと理解しております。

内閣府が発表した08年4—6月期の国内総生産（GDP）改定値は、物価変動の影響を除いた実質で前期比0.7ポイント減、年率換算で3ポイント減と、1年ぶりのマイナス成長。世界的な景気減速の影響を受けて内外需ともに停滞感が強まっており、政府が事実上認めた景気後退を裏づける内容となっております。GDPの5割強を占める個人消費は0.5ポイント減、賃金が伸び悩む中で生活必需品が値上がりし、消費者の購買意欲は冷え込んでしまっております。

また、大和総研のデータ分析によると、「原油高と穀物高によって、食料や外食、エネルギーを中心に小売価格が上昇しており、家計の暮らしが急激に悪化している。しかし、その度合いは地域別に見ると大きな開きがある」とされております。これは、所得水準やライフスタイル、気温にばらつきがあるため、価格が上昇した品目に対する消費額が異なっているためだとしております。食料、外食、エネルギー価格の上昇によって、各都道府県でどれくらい家計消費額が増加したか紹介いたしますと、04年の月当たり消費額と08年4月と比較して、最も増加したのは青森県、8,491円で、逆に増加額が最も小さかったのは東京都、3,370円であり、青

森と東京との差は実に2.5倍強、また年間収入、月平均比率で考えれば、青森県が1.7%に対して東京都が0.5%と、両地域の差はさらに拡大することとなっております。ちなみに、宮崎県は約5,300円、東京の1.5倍となっており、やはり格差が顕著に見られます。原因を幾つか挙げておりますが、消費額の増加分の約8割がエネルギー価格の上昇によるものであったことから、宮崎に当てはまる原因としては、特にガソリン消費の差であると考えます。

知事はこれまでの答弁から、県内経済の厳しさをよく把握していると考えております。今、我々議員も、県民の皆様から相談を受けても胸を張って「任せてください」と言えない状況にあります。代表質問において我が会派の長友代表に知事は、「真に必要な対策に集中して的確に対応する」と答弁されました。景気浮揚とともに、喫緊の県民生活支援策を打つべきであると考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、自殺対策についてお伺いいたします。

「他人の不幸の上に自分の地位を築くな、これがおやじから教えてもらった言葉です」というのが、先日、知人の告別式で息子さんが語ったあいさつの言葉でした。人間らしくまじめに生きて働いてきた方が病気になり、一線を退き、会社経営を息子に譲る。その会社の厳しい状況を知ってしまう。それを自分の責任と悩んだ末のことなのか、せめて会社がうまくいっておけば、せめて手伝えるくらいに体が回復しておけば、せめてだれかが声をかけておけばと、遺族、関係者ののたうち回るような苦しみを目の当たりにしました。なぜ懸命に生きた人間が自分で死を選択するのでしょうか。自殺者が減らない要因として、そもそも自殺の実態が解明

されておらず、実態に即した対策が実行できてこなかったとの指摘があります。

そうした中、自殺問題に取り組むNPOや精神科医、経済学者による民間の自殺実態解析プロジェクトチームが、自殺に至る過程や社会的要因などに関する初めての自殺実態白書をまとめました。警察庁の自殺統計原票をもとに、約9万7,000人を地域別に解析された内容になっており、地域の特性を踏まえた総合的な自殺対策を推進するに当たって、ぜひ活用すべきであると考えます。

知事は、本県が19年、自殺率ワースト2になってしまったことを受け、昨年11月に庁内に自殺対策推進本部を立ち上げて全庁的に取り組むとされました。また、数値目標として、全国のそれよりも厳しく取り組むとして、平成28年度までに平成17年度を基準とした基準値で自殺率を25%減ということを打ち出されました。白書によると、本県は、警察署26地域とも圧倒的に高齢者の自殺者が多くなっております。高齢化の進展とともに、ひとり暮らしの高齢者も増加しており、地域から孤立する状況がふえております。これが非常に懸念されるところでございます。福祉保健部長にお尋ねします。高齢者の自殺予防をどう考えておりますか。お願いします。

続きまして、汚水対策でございます。

7月、北海道洞爺湖サミットの議長国として、地球温暖化問題に加えて水問題について、ますます深刻化していくことが予想されるとして、保全のための技術提供等、積極的な提案を示したのは御案内のとおりでございます。そこで、水資源の保全により一層の努力をしなければならぬ本県の下水道等生活排水処理施設の整備問題についてお伺いいたします。この問題

につきましては、平成16年に長友代表が2月と6月に扱い、早期の整備を提案いたしました。本県の生活排水処理率は全国に比べてまだまだ低い状況であるということ、厳しい財政の中、今行われている下水道事業をこのまま推進すれば市町村の財政を圧迫しかねないこと、そのような状況から、処理水に問題のない市町村型合併処理浄化槽の設置整備を提案されました。はや4年たちましたが、どのような状況になっているのでしょうか。まずは県内の生活排水処理の状況を環境森林部長、教えていただきたいと思っております。

最後に、教育再生への課題解決を試みたいと思っております。

「教育を破壊する力ほとんどない形で存在している。日本の教育界に広く根を張っている」と言われております。今回の学習指導要領は、子供の学力を保障するための努力がされていると考えます。当たり前のはずなんです、今回、学習に習得という概念が入りました。世の中にある学校は、習得を目標としています。自動車学校は、運転免許を取れるように習得させます。習得させないで練習だけさせる自動車学校はありません。スイミングスクールは、泳げるように習得させます。しかし、小中学校は、算数のテストが5点、10点であっても、進級させます。学級のテスト平均が他のクラスより悪くても、教師は首にはなりません。学力差は、習得させられなかった教師の責任と考えられていないからです。確かに、教師力、授業力を鍛えなければと努力している教師を私は何人も知っております。しかし、子供の平均点が悪いのは自分の授業力が低いと考えるのではなく、子供が悪い、家庭が悪いと思っている教師がまだいるのです。漢字が書けないのは家で練

習させない家庭が悪いと本気で思っている教師が4割はいるという教育者もいます。教師だけでなく、教育研究者、大学教授、管理職の中に、この基礎学力を習得させることに強く反対する勢力があることなのです。

ことし4月、第2回目の全国学力・学習状況調査が行われました。この実施目的を確認いたします。また、今回のテスト内容は、その目的達成に適していると判断できますか、教育長の考えをお聞かせください。

以上で壇上の質問を終わります。後は自席で行います。(拍手)〔登壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

県民への生活支援の対策についてであります。県といたしましては、これまで特に影響を受けている農業者や漁業者、中小企業者等を支援するため、相談窓口を設置するとともに、省エネ対策や融資制度の創設、拡充などに取り組んでいるところであります。なお、厳しい状況にあるのはこのような事業者だけでなく、一般県民も同じであると認識いたしておりますが、本県の財政状況が厳しさを増す中で、選択と集中の観点から、県民生活を支える産業について支援することが緊急かつ重要であると考え、このような対応をしたところであります。また、国民、一般県民への直接給付といったような対策については、日本全体の課題でありますことから、国において十分論じられるべきであると考えております。以上です。〔降壇〕

○福祉保健部長(宮本 尊君)〔登壇〕 お答えします。

高齢者の自殺予防についてであります。本県における65歳以上の高齢者の自殺は、全自殺者の3割から4割で推移しており、高齢者の自殺

予防は大きな課題であると認識しております。その背景には、体の衰えや病気から生じる悩み、さらには家庭や地域での孤立感、将来への不安などがあると考えられます。このことから西諸地域では、高齢受給者証交付時に、うつスクリーニングを実施し、うつ病の早期発見・早期治療につなげるとともに、高齢者向けの健康生きがづくり「いきいきサロン」を開催し、生きがづくり、仲間づくりを推進するなどの取り組みを実施しております。県といたしましては、このような取り組みを踏まえまして、現在策定中であります自殺対策推進のための行動計画に具体的な施策を盛り込んでまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○環境森林部長(高柳憲一君)〔登壇〕 お答えいたします。

県内の生活排水処理の状況についてであります。県におきましては、平成19年3月に改定しました第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画に基づきまして、生活排水処理率を平成22年度までに71.2%、平成26年度までに78.1%に引き上げること为目标としまして、公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設等の整備に取り組んでいるところであります。平成19年度末では、公共下水道による処理率が42.4%、合併処理浄化槽が18.7%、農業集落排水施設等が3.5%となっておりまして、県全体では64.7%と、ほぼ計画どおりの進捗となっております。

〔降壇〕

○教育長(渡辺義人君)〔登壇〕 お答えいたします。

全国学力・学習状況調査についてであります。この調査の目的につきましては、文部科学省の実施要領によりますと、国及び各教育委員会、学校等がそれぞれの立場において児童生徒

の学力・学習状況を把握、分析することにより、継続的な検証改善サイクルを確立するとともに、児童生徒一人一人に対する教育指導や学習状況の改善に役立てることとなっております。調査の内容につきましては、国語、算数・数学の学習指導要領に準拠し、OECD、いわゆる経済協力開発機構が実施しておりますPIISA調査なども参考にしながら、すべての領域にわたって選択式や記述式などの形式で出題をされております。また、学力と基本的な生活習慣等との相関を見るための質問紙も作成されており、調査の目的を達成する内容であったと考えております。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 それぞれ答弁ありがとうございました。再質問に移ります。

国は、御案内のとおり、安心実現のための緊急総合対策を打ちます。国民の生活防衛に役立つことは何なのか訴えた我が公明党案を大きく採用していただいた対策案です。今できる緊急の経済対策です。平成10年の景気後退時の比ではないのです。状況が明らかに違います。国をとった緊急経済対策をどのようにお考えか、知事にお尋ねします。

○知事（東国原英夫君） 8月29日に閣議決定されました国の安心実現のための緊急総合対策につきましては、経済成長と財政健全化の両立を堅持することを基本とする一方で、高速道路料金の引き下げや特別減税などが盛り込まれております。また、地方公共団体がこの緊急総合対策に取り組むに当たり、地方財政の運営に支障が生じないように対応することや、道路特定財源の1カ月分の地方税減収分の財源措置など、地方への配慮が示されており、この点は評価できると思っております。今後の国会運営がどうなっていくのか、不透明な情勢でございま

すが、中小零細企業の資金繰り対策や燃油・資材価格高騰対策など、緊急を要するものについては早急に実効性のある施策に取り組んでいただき、国民の不安を取り除いていただきたいと考えております。

○河野哲也議員 ブログと少々違う答弁だったのですけれども、目の前の苦しんでいる人たちに医者が、5年待っていただけませんか、いい薬がそろそろでき上がるころですからなんて到底言えないわけですね。福井では、県民の不安やトラブルが少しでも抑えられるような施策を打っているようです。また、埼玉では、原油価格の高騰対策として新たに有料道路の特別共通割引券を発行し、少しでも県民生活の一助へと対策を打っているようです。再確認しますが、今のところ、知事、今度の補正が精いっぱいであると考えてよろしいでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 極めて厳しい地方財政の状況にかんがみ、国は、安心実現のための緊急総合対策の8本の柱の一つとして地方公共団体に対する配慮を明記しており、これを受けて、総合対策に伴う地方負担について、新しい交付金の創設など、所要の地方財政措置が検討されているところでございます。抜本的な解決というのは、やはり国による包括的な対策によらざるを得ないと考えておりますが、県におきましても、原油・配合飼料価格高騰の影響緩和を図るために、現段階で対応し得る事業について補正予算をお願いしているものであります。今後は、国会運営等不透明な情勢もありますが、国の補正予算等による措置の内容が明確になってくると思いますので、そうした国の動向等も踏まえながら、本県の厳しい財政状況に留意しながら、国の財政措置を活用し、真に必要な対策に集中して的確に対応してまいりたいと

考えております。

○河野哲也議員 的確に、スピード感を持つという、知事の本当にいつも主張しているところをよろしくお願ひしたいと思います。また、議会も懸命に議論して対策を打たせていただきたいと考えています。

本県も、自殺対策については総合的な取り組みが必要と考え、自殺対策協議会の発足、本年度新たに立ち上げたプロジェクト推進事業の中で、市町村、民間団体、企業等で実施する自殺防止のための行動計画の策定、実施、自殺防止のための相談電話の充実、自殺やうつ病に対する正しい理解の普及啓発、自殺対策の担い手となる人材の育成に積極的に取り組むとされました。私は、自殺対策として3点取り上げ、福祉保健部長にお尋ねをしたいと思います。

昨日の井上議員も取り上げておりましたが、白書の中で、自殺の危機連鎖度が最も高いのがうつ病から自殺の経路であるということ、また10大要因の中で自殺の危機複合度が最も高いのはうつ病であると分析しております。そこで、うつ病の早期発見・早期治療の対策をと考えますが、御所見をお伺ひいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 自殺を凶った多くの方がさまざまな原因がもとでうつ病に罹患していると言われておりまして、うつ病対策は自殺対策を進める上で重要な課題であり、早期発見・早期治療が必要であると考えております。このため県では、うつ病に関する理解促進のための講演会や、健康診査の際に行う心の健康測定、内科医などのかかりつけ医に対するうつ病の研修などを実施してきております。今後とも、関係機関・団体とも連携しながら、うつ病に対する正しい知識の普及啓発や相談支援体制の充実を図ってまいります。

○河野哲也議員 うつ病対策に精神科医の一層の充実化は最重要課題であると白書は訴えております。しかし、今回の議会でも話題になっているように、疲弊した医療関係者の置かれた現状を改善しない限り、効果的な医療は期待できないとされております。それに加え、幾つも重なっている要因に対する現実的な対応も必要とし、精神保健福祉士などによるケースワーク活動が非常に重要であると訴えております。本県の現状と今後の取り組みをお伺ひいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 本県の精神保健福祉士は、主として精神科病院等に勤務しながら、精神障がい者のソーシャルワーカーとして、障がい者の社会復帰とか日常生活、社会生活での相談、助言指導を行っておりまして、自殺対策においてもその果たす役割は重要であると認識しております。現在、精神保健福祉士会には、専門的な立場から御意見をいただくために自殺対策推進協議会のメンバーとして参加をいただいているところであります。今後は、自殺対策を全県的に進めていく中で、さらに精神保健福祉士との連携を深めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 全県的に対策をとという部分が本当に大事なところがございます。先ほども外山議員が訴えていただきましたけれども、県北の医療環境は、正直言って劣悪と申し上げていいと思います。何とかお願ひしたいと思います。

白書の中で多くのページを割いているのが自死遺族の実情です。注目すべきは、今までなされなかったことで、現在、日本に存在する自死遺族の総数300万人であると推定されたことであります。次に、現在置かれている状況を分析しております。自殺による偏見にさらされてい

る、4人に1人は自分も死にたい、自殺のサインを見逃したとの自責の念、家計の深刻化等々挙げられておりました。自死遺族の集い等の必要性を説き、自死遺族のケアの重要性が訴えてあります。自殺対策は、まず自死遺族の支援からと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 自殺により残された御家族など周囲の方々には、深刻な心理的影響を受けると言われておまして、遺族支援につきましては、自殺対策の重要な課題の一つであります。このため県では、西諸圏域をモデルに実施してきました、遺族支援にかかわる人々への研修やカウンセリングなどの相談支援、遺族のためのパンフレットの作成などを本年度から全県下に広げて実施しております。今後はこれに加えて、さらに遺族の集いの開催や遺族への保健師の訪問などにも取り組むことにより、遺族に対する理解の促進や支援の充実を図ってまいります。

○河野哲也議員 最後に、白書は、自殺問題の中心は人であると結んでおります。確率や統計では決してあらかずことのできない、かけがえのない存在が常に問題の中心にいるということをお忘れなくいただきたい。対策に取り組んでいると、ついつい自殺者の増減に目が行きがちになると指摘しております。推進する以上、絶対忘れてはいけない視点であると思っておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

汚水対策についてに移ります。第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画によると、平成22年の処理率の達成目標は71.3%でありましたが、平成15年までに達成した処理率は54.7%、平成19年度で67%と、確実に伸びていることはわかりました。しかしながら、前回は指摘したのとありますが、今回は、公共用水の水質の保全

を図るための課題のクリアでございます。公共事業費の削減、債務返済を含めたランニングコストへの一般会計からの持ち出し、中山間地域の住宅での事業コストの割高です。あの破綻した夕張市の下水道事業は、人口1.3万人、普及率28.3%だったのですが、汚水処理に3億3,400万投じていたというふうに書いてありました。今、夕張は下水料金2倍、そういうふうになっていると聞いております。交付税削減や税収の減収で大変厳しい財政運営を強いられている本県市町村のことを考えれば、各市町村はまだまだ下水道事業の工事期間の延長や工事方法の見直し、使用料の値上げ等さまざまな課題を抱えております。

そこで、事業コストが安く、処理水の水質が下水道の処理水の水質に劣らない、市町村型の合併処理浄化槽設置整備事業への移行を再度、提案させていただきたいと思っております。総合計画を詳しく読んでみますと、22年度処理目標で公共下水道では46.3%としています。今より3.9%の伸びを目標としております。しかし、合併浄化槽のほうは18.7%、つまり、先ほど部長答弁ありましたが、伸び率ゼロです。ということは、合併浄化槽のほうには施策が行っていない。よく読んでみると、不思議な文章がありました。施策の欄に、合併浄化槽、特に市町村型の導入促進とうたってあるんです。なのに、伸び率ゼロというのは、いいかげんな計画だなというふうに考えます。もっと公共下水道整備に比べて有用な合併浄化槽を認めていただき、より一層の浄化槽への転換啓発を行うべきと考えますが、環境森林部長の御所見をお伺いいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 今お話にありましたように、厳しい財政状況の中で生活排水

対策を推進していくためには、地域の特性に応じた、より経済的な処理施設の整備が求められています。生活排水処理施設の中で、主に住居が密集している地域においては公共下水道が、中山間地域など主に住居が散在している地域においては合併処理浄化槽が経済的であります。このため、今お話にありましたように、第2次生活排水対策総合基本計画におきましては、処理施設の経済性を改めて比較をし、公共下水道や農業集落排水施設による整備地域の一部を合併処理浄化槽による整備に転換するなど、より効率的かつ経済的な整備に見直したところであります。今後とも、関係部局との連携のもと、市町村と一体となって生活排水対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 ということは、目標値を見直してください。ゼロです。よろしくをお願いします。汚水が河川に流れ込む前に防ぐという意識を持ちながら、業務に携わっている方々がいます。県民への啓発もあわせて、提案への前向きな姿勢をどうかよろしくお願ひ申し上げます。

最後です、教育再生への課題解決。先ほど全国学力・学習状況調査の目的を確認いたしました。実を言うと、目的の2つ目にこういう記述があります。「各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、みずからの教育及び教育施策の成果と課題を把握し」とあります。ということは、比較になる資料が必要となるわけですが、この前の図師議員の答弁でも、公開は市町村教育委員会にゆだねるとありますが、例えば学校名を特定しない抽出という形での成果の公開等、可能な市町村に働きかけるべきではないかと考えますが、教育長のお考えをお伺いします。

○教育長（渡辺義人君） 全国学力・学習状況調査の市町村ごとの結果の公表については、今、私の答弁を河野議員のほうから先に言われてしまったんですけれども、市町村の教育委員会の御判断にゆだねられるべきものであろうというふうに私は考えております。県教育委員会が、今、抽出というお話もありましたけれども、公表を前提として市町村教育委員会に働きかけるということは適切でないのではないかとこのように考えております。

なお、県が実施をいたしております学力・意識調査につきましては、小学校1校、中学校1校という町村や、調査を受けている児童生徒数が極端に少ない、ごく小規模の学校などがありますので、学校名や個人名が推定されたり、序列化や過度な競争を招いたりすることのないように、教育事務所ごとの小中学校別、教科別の平均点の公表とされているところでもあります。以上であります。

○河野哲也議員 実は昨年の学力の結果が公表されたのが非常に遅かったんです。これでは、懸命に努力した子供たちに何もしてやれないわけです。ところが、今回は予定どおりの公表でした。今度はじっくり子供に返すことができます。比較がしたいんです。でも、資料が足りない。序列化にならないような公開というのはいいのか、ぜひ検討していただきたいなと思います。

宮崎の学力はおおむね良好であると図師議員の答弁で江藤教育委員長は評価されました。しかし、算数Bでは、今回、第1位でありました秋田県との正答率を比べますと、算数B、活用能力という部分ですけれども、10ポイントの差があったんです。これをどのように考えますか。また、今考えられる改善策をお伺いいたし

ます。

○教育長（渡辺義人君） 全国学力・学習状況調査の結果を見ますと、今お話にありましたように、小学校算数の活用に関する問題は全国平均を下回っておりまして、内容を見てみますと、特にグラフから情報を読み取ったり、論理的に思考して図形の問題を解いたりするなど、習得した知識を活用していく力の育成が今後の本県の重要な課題と認識いたしております。このため県の教育委員会といたしましては、本年度も各教育事務所の単位で、調査結果から明らかになったこれらの課題解決を図ることに力点を置いた授業研究会を開催し、指導方法の工夫改善に努めてまいりたいと考えております。また、各学校では、県教育委員会が本年2月に作成をいたしました学校改善支援プランに基づきまして、活用する力を高めるための取り組みを推進しているところであります。今後とも、教員の指導力の向上はもちろん、御質問にありました秋田県を初め他県の取り組みも参考にしながら、活用する力の育成に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○河野哲也議員 この件は、また後からたださせていたいただきたいと思っております。

ちょっと観点を変えます。続出するさまざまな教育問題ですが、宮崎で気になるのは、今ありました基礎学力の低下、それから高橋議員もちょっと言葉を使われましたけれども、モンスターペアレント、学級崩壊、小1プロブレム——小1プロブレムというのは、小学校一年生が教室に座ってられない現象ですね。それから、不適格教員、教師の心の病の増加です。この原因を探り出し、それを克服する方向を定め、克服する実践によって成果を上げた方策だけが教育の再生を担うことができると考えま

す。その解決に、新卒の教師、すぐれた校長、授業という観点でお聞きしたいと思いますが、これまでの3年間の新規採用者の人数と、その中で休職者がいらっしゃいますか。その理由がわかれば教えてください。

○教育長（渡辺義人君） 過去3年間の小中学校教員の新規採用数であります。3カ年について申し上げます。平成18年度採用が、小学校54名、中学校36名、合わせまして90名であります。それから、平成19年度採用が、小学校37名、中学校35名の合計で72名であります。それから、直近の平成20年度採用が、小学校43名、中学校32名の合計75名であります。また、この3年間の新規採用者数の合計が237名となりますけれども、このうち休職者数は2名でありまして、その理由は、2名とも精神性疾患であります。以上です。

○河野哲也議員 例えば、モンスターペアレントのことでお話を進めたいんですが、モンスターペアレントというのは、学校クレマーとはちょっと違うんですね。4つ条件があるというふうに私、認識したんですけれども、第1に、信じられない要求を学校にすること、第2に、行動が破壊的であるということ、第3に、学習活動や学級の状態、学校全体の計画をめちゃくちゃにするということ、第4に、先ほどちょっとかかりますけれども、教師が自殺、退職、病休、通院まで追い込まれるということ、この4つの条件がすべて含まれていること、これをモンスターペアレントと言うというふうに定義されていました。

実を言うと、新規採用者がモンスターペアレントに当たって、管理職が無能だと、どうなるかということ、残念ながら、これが理由で、東京で自殺した新卒者がいるんです。だけど、これ

を現在の学校システムで対処するのは本当に極めて困難だと思います。壊れた学校というのはモンスターペアレントが出没すると言われていきます。でも、授業力のある教師の学級にはほとんど発生しないと言われています。また、すぐれた校長のいる学校は上手に対処しているという報告があります。校長ができる仕事を一つ挙げてくださると、私は在職中に尊敬する校長に聞いたことがあるんですけども、部下を守ることとおっしゃっていただいたときに、これがすぐれた校長なんだと確信しました。そういうことから、ちょっと質問したいと思うんですけども、小中学校の新規校長の20年度採用人数を教えてくださいたいと思います。金品授与などによる不正な採用はなかったと確信しますが、教育長、それでよろしいでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 小中学校の校長の任用であります。平成20年度は、小学校で36名、中学校で22名、合わせまして58名を任用いたしております。今、不正な任用等はないかというお話であります。校長の任用につきましては、校長を希望する者を対象に、日ごろの勤務状況を評価するとともに、県教育委員会の複数の幹部職員による面接や論文試験も実施しているところであります。その結果をもとに適任と認められる者について県教育委員会が厳正に校長として任用いたしております。また、教育委員会事務局からも、日々の業務を通して学校の管理職としての能力を評価し、適任者を任用しているところであります。以上であります。

○河野哲也議員 ここでなぜそんな質問をしたかということ、今、不正に採用された管理職に乗り切れるような学校現場じゃないということです。本当にすぐれた校長のもとで働いていかな

いと、学校そのものが崩壊するということをお願いいたして、その発問をさせてもらいました。御理解ください。

授業力、教師力を向上させるシステムを望みます。管理職のマネジメント能力の育成が急務だと思います。対策を望みます。18年6月の議会で提案したことを確認します。算数の学力低下を食い止める方法というのは、授業で教科書をきちんと教えるということだと、はっきりしているんです。実を言うと、2年前に教育長に、すべての小学校の校長に指示して調査をお願いしました。全児童のノートを検査してもらって、算数の教科書のすべての問題が書いてあるかどうか、調べていただきたいと申しあげたんですけども、これは実行されたのでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 実行いたしております。御質問を受けまして、学校訪問の際に、ノートの活用状況について把握をいたしますとともに、教科書の十分な活用やノートの使い方等について、指導助言に県教育委員会としては努めてきたところであります。ノートの活用につきましては、教科書のすべての問題をノートに記入させるような指導がすべての学校で行われているというような状況ではございませんでしたけれども、ほとんどの学校で指導の効果を高めるために、教師が教科書の問題を授業の流れに沿ってわかりやすく学習できるようにした自作のプリント教材を活用するなど、子供たちにとって学習のよりどころとなる教科書を活用した授業が実施されている状況にございました。以上であります。

○河野哲也議員 2年前も同じことを言ったと思うんですけども、学校教育法21条に、教科用図書を使用しなければならないと定められて

いるんです。教科書を写したプリントでさせる。プリントというのは教科書じゃないんです。プリントというのは、教科書の一部を抽出して、筋道なく抽出してつくってあるんですから、教科書のとおりには教えたということにならないんです。

算数科の問題解決学習というのは問題であると2年前、指摘しました。もう一回、これを確認したいと思うんですけども、算数科における問題解決学習という授業パターンがあります。どういうパターンかという、教師が一つの問題を黒板に提示するんです。子供はそれを見て20分ほど自分で解決法を考えるんです。幾つかの方法で解けた児童が黒板で説明するんです。15分ぐらいそれで練り合います。一番いい方法を教師がまとめるという授業なんです。塾に通っている子は、その問題を見たら、もう2分で解ける。後の43分、何をしているのか。僕はグレーゾーンという言葉を使いますが、グレーゾーンの子供たち、軽度発達障がいの子供たちは、初めて見る問題ですから、机にうつ伏せます。わからない。それで45分たってしまうんです。昨年度の学力調査の結果を受けて、教育委員会が指導資料集をつくられました。それを見せていただきました。指導案というのがありましたが、残念ながら、問題解決学習の指導案です。これでは算数Bの活用する能力は身につかないんです。今言いましたように、身につけられないんです。塾に通っている子は2分で終わり、グレーゾーンの子はうつ伏せているんですから。これは僕の教師時代の反省点なんです。再度繰り返してさせていただきました。算数のテスト、学級平均90点以上の学級を調査してみてください。算数科の90点以上の平均をとれる学級、ただそれだけじゃありま

せん。子供たちが口をそろえて算数が大好きだという学級を調べてみてください。決して問題解決学習をやっていないと思います。今、脳科学と教育と結びついた部分がありますけれども、エラーラーニングという間違った脳の回路——結局そういう授業を積み重ねていくと、グレーゾーンの子供たちはだんだんエラーすることばかりが身についてしまう。そして、結局はどうなってしまうかということです。

きょう、外山議員の質問を、僕も緊張しながら、何て答えるのかなと、ドキドキしながら聞いていました。幾つも納得したんですけども、その中で、きれいな言葉で飾るなどということをおっしゃったんです。これは、僕は本当に納得します。問題解決学習の研究紀要なんかを読むと、本当にきれいな言葉でまとめられているんです。その裏側にある子供たちの事実を確認していただきたいということを申し上げて、質問を終わります。(拍手)

○坂口博美議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩をいたします。

午前11時58分休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、川添博議員。

○川添 博議員〔登壇〕(拍手) 無所属の会の川添博でございます。一般質問もいよいよ終盤に差しかかってまいりました。質問の機会を与えていただきました先輩・同僚議員、また県民の皆様に対して心から感謝申し上げます。未熟者ですが、県民の視点に立って一生懸命頑張ります。

さて、先週の台風13号につきましては、幸い人的な被害はなかったようですが、私の地元も含めて、県内で農作物やがけ崩れなどで相当な被害が出ております。被災者の方々に謹んでお見舞い申し上げるとともに、各所管部におかれては早急な対応を行っていただくよう、お願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

最初の質問は、知事の政治姿勢としまして、みやざきアピール課の現状についてお伺いをいたします。

全国的な宮崎ブームの定番・定着化を目指して、ことし4月にアピール課が創設されました。全国民に宮崎の魅力を奥深く知ってもらうためには、今まで縦割りであった所管課の仕事を部局横断的にアピール課に集約させて、戦略的に展開していくことは極めて重要であります。宮崎のPRは新しい段階に入らなければなりません。今後、こういった宮崎メニューを体系的にセットで伝えていく手法や、また、次の全国ブランドにしていきたい品目は何か、さらに現在のアピール課の進捗状況を知事にお伺いいたします。

また、一方で、この宮崎ブームの中で踊っているだけでもいけません。こういうブームの中で将来のための戦略が見えませんか。将来のための投資や施策の種まきがされているかということでございます。目立たない施策や事業、今、種まきをしても5年後にしか花が咲かないが、やっておかないと大きなおくれをとるような施策が、不十分ではないかと思えます。例えば、企業収益の回復を県内経済の活性化にまでつなげていくためには、戦略に広がりを持たせていくことが必要であります。知事の見解をお伺い

いたします。

次に、総務部長に財政状況についてお伺いいたします。

県財政は、収支不足が改善されておらず、危機的な状況であります。財政基金残高の枯渇も時間の問題となつてまいりました。そこで、財政基金残高と収支不足の見通しをお伺いいたします。

これ以降の質問については、質問者席にて行わせていただきます。ありがとうございます。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

宮崎のPRに関する取り組みについてであります。宮崎の知名度が大きく向上する中、この機を逃さず、宮崎の魅力を効果的に発信するため、庁内に部局横断的なアピール戦略会議を設置し、トップセールスやイメージ戦略を柱とする新たな戦略方針を策定したところであります。この戦略方針に基づき、大手量販店など民間企業と共同したフェアや、山形や宮城など他県との連携によるPR効果の高いイベント等を実施してまいりました。このような取り組みは、旬の農産物や特産品、観光地など、本県のさまざまな魅力を総合的に情報発信するものであり、マスメディア等から広く注目を集めるなど、各部局が連携した宮崎アピールの取り組みは順調に進捗しているものと考えております。また、本県には、今や全国ブランドとも言えるマンゴーや地鶏以外にも、日本一の宮崎牛や完熟キンカンを初め、四季折々の魅力あふれる多様な資源がありますので、私が先頭となって今後とも積極的にアピールしてまいりたいと考えております。

続きまして、現在のブームは未来永劫続くも

のではなく、県政のかじ取りに当たっては、本県の将来を見据え、それに向けて投資や施策を検討し、実行に移していく必要があると認識いたしております。このような中で、特に今年度は、持続、存続が危ぶまれる集落への対応など、中山間地域の活力再生、水源の涵養や二酸化炭素吸収のための植栽未済地の解消、未来の環境、未来を担う人づくりの観点での乳幼児医療費助成等の子育て支援などについて、重点施策として取り組んでおります。また、将来の食料戦略のために、農林水産業における新たなみやぎブランドの確立に向けた取り組み、農商工連携による新商品開発に対する支援、急速に成長を遂げる東アジアへの県産品の販路拡大、森林のいやし機能や農山村文化を活用した新たな観光資源の創出などにも取り組んでいるところでございます。今後とも、短期的な施策だけでなく、本県の将来を見据えた中長期的な施策についても、しっかりと検討を行いながら実行していくことにより、県民福祉の向上を図ってまいりたいと考えております。〔降壇〕

○総務部長（山下健次君）〔登壇〕 お答えいたします。

基金残高及び今後の収支見通しについてでございます。平成19年度決算につきましては、財政調整のための4基金の残高は約577億円となる見込みでございます。ここから、平成20年度当初予算において286億円を取り崩すこととしておりまして、また今回の補正予算でお願いしておりますように、積み立て、取り崩しを勘案いたしますと、今年度末の残高は約302億円と見込まれます。今後の収支見込みでございますが、県では、19年度から22年度までを第2期の財政改革推進期間と定めまして、現在、徹底した財政改革に取り組んでいるところでございますが、

県税や地方交付税など歳入の落ち込みに加えまして、社会保障関係経費等の予想以上の歳出の増が続いているところでございます。今後とも、こうした財政収支の厳しい状況は継続するものと見込んでおります。引き続き、行財政改革を着実に推進していく必要があると考えております。以上でございます。〔降壇〕

○川添 博議員 ありがとうございます。アピール課につきましては、スピード感を持って新しい発想で取り組んでいくことと、県庁組織の壁を乗り越えて、農政など各課と連携していくことが試されていると思います。知事のリーダーシップを期待しております。

さて、知事のテレビ出演につきましては、今後、視聴率のリサーチ会社などを活用して、どの番組が視聴率が高いのか、また情報発信に有効かなどの分析を、庁内で組織的に十分行うべきです。知事だけの判断となると、知事個人のアピールにとどまってしまい、宮崎全体のアピールにならないときがあると感じております。基本的には、すべて公務という位置づけで、内政面とのバランスには十分配慮しながら、計画的で戦略的なPRを展開していくことが必要であると考えます。これは私からの提案にとどめておきます。

さて、知事はマニフェストの中で、宮崎を日本国じゅう、世界じゅうに全力でPRしていくとおっしゃいました。東アジアへは、香港やシンガポールを中心として輸出の取り組みに努力していただいております。しかし、取り組み方や発想が他県と同様では、なかなか成果に時間もかかります。そこで、これからの本県の世界ブランド戦略を打ち立てる意味として、世界の富裕者が集まる中東のドバイへ宮崎牛やマンゴーの輸出に取り組んでみてはいかがでしょうかでしょう

か。知事の見解をお伺いします。

○知事（東国原英夫君） 農産物の輸出につきましては、相手国のニーズや輸入条件、あるいは本県の供給量などを考慮し、定番化による安定的な取引が可能な東アジアを中心に、加工品を含め、総合的に取り組むことにしております。御質問にありましたドバイは、世界各国から富裕層の集まる国となっておりますが、牛肉については、宗教に基づくハラールと言われる特別な食肉処理が必要であり、解決すべき課題が多いと考えております。また、マンゴーについては、国内においても供給量が不足していることから、積極的な輸出は展開しておりません。今後とも、海外におけるみやぎブランドの確立を目指して、農業団体や商工業関係者等とも連携を図り、本県農産物の輸出に取り組んでまいりたいと考えております。

○川添 博議員 特別な加工処理が宗教上の理由から求められるということで、ちょっと消極的な御回答でしたが、何をやるにでも必ず課題はあると思います。毎年、アラブ首長国連邦のドバイへは年間630万人の観光客が訪れ、高級ホテルには世界じゅうから富裕者が集まります。オイルマネーが集中する金融拠点であり、高い所得水準や購買力、経済成長は日本を上回っており、テレビなどで紹介されているとおりでございます。実は、私がちょっと調べたところによりますと、現在、日本からの牛肉の輸出は行われておりません。先ほど言われたように、イスラム教の宗教上の理由から、ハラール処理という牛の屠畜方法をしなければ輸出ができないからでございます。ミヤチクなどが行っている日本の効率的な屠畜の作業とは全く違っております。イスラム教のお祈りをささげたりして、日本の常識からすると作業効率も劣るものであ

ります。また、UAEが認証したハラール処理の施設を設置することも必要であります。しかし、このハラール処理施設を国内でつくろうという動きがあります。来月、UAEのハラール処理の担当者が来日されて、国内のハラール処理の認証機関の設置と、ハラール処理をする見込みの屠場を指導に回るとのことらしいです。これには佐賀県や大阪府、埼玉県など数県が手を挙げているとのことでもあります。

そこで大事なものは、果たしてコストをかけてビジネススペースに乗るのかということでもあります。現在、全農がシミュレーションを行っておりまして、農林水産省もサポートをしているそうです。さらに、昨年末には、佐賀県の古川知事と担当職員がクエート大使館のレセプションに参加し、ドバイの最高級ホテルへ営業に出向かれました。当面、農水省の輸出促進事業などを活用し、毎月1トン程度の輸出を目指して、他県に先駆けて精力的に販路拡大に取り組んでいます。課題を必死で乗り越えようとしていらっしゃるようです。知事、日本一の宮崎牛を擁する本県としては、手をこまねいていてよいのでしょうか。積極的な情報収集をし、前向きに検討していくべきと考えます。それはできません、無理ではないかではなく、どうしたらできるかという発想が必要ではないでしょうか。見解があればお願いします。

○知事（東国原英夫君） 決して無理だとは言っていない。前向きに取り組むべきだと考えております。ドバイにつきましては、私も非常に興味を持っておりますが、乗り越えるべく諸課題がたくさんございますので、その辺は研究させていただきたいと思っておりますけれども、先日、西村議員からも御指摘のあったように、ドバイより、まず上海、香港、シンガポールと

いった東アジアに優先順位をつけるべきだと私は考えております。

○川添 博議員 東アジア、特に近隣諸国は確かに重点的に取り組んでおりますが、先ほど申し上げたように、各県横並びで競争が激しい状態にもなっております。ドバイを申し上げたのは、世界じゅうの富裕者が集まり、またそこから情報発信がされて、宮崎牛のおいしさがニューヨークやEUにどんどん飛び火していけば、世界的ブランドへの道も探れるのではないかという趣旨でお話ししました。今後御検討をよろしく願いいたします。

次に、知事のマニフェストについて、私なりに改めて質問をいたします。先週の代表質問の中で、知事は、マニフェストの進捗状況についてはおおむね順調と御答弁されました。しかし、1年目の実績を数値目標で見えますと、1年の経過目標というものをつくったとすれば、順調に達成している項目は半分に満たない状況ではないかと思えます。また、肝心の県勢をあらわすデータは、具体的な数値を示すまでもなく、景気指数や雇用、また所得など、ことごとく低下をしております。これらを踏まえて、おおむね順調と言われる意味が私にはわかりません。そもそも多くの県民がこの1年の暮らしをおおむね順調とは感じていないのではないのでしょうか。私自身もおおむね順調とは感じておりません。私でしたら、「非常に厳しい状況で低調です。しかし、2年目に向けてまた新しい対策を立てていきたい。努力をしてまいります」という表現にしたいというふうに考えますが、百歩譲って、知事のおっしゃるとおり、マニフェストの1年の実績がおおむね順調であるとするなら、そもそもマニフェストや基本計画の数値設定と県民の暮らしや満足感に乖離が

あるのではないのでしょうか。知事に見解をお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 私ならとおっしゃいましたが、そういう立場におなりになったらどうですか、じゃ。私がマニフェストで掲げた各政策や数値目標については、知事選に立候補するに当たり、当時の状況下において、本県の発展のために重要であるとして掲げたものであります。新みやざき創造計画につきましては、そのマニフェストを踏まえ、新たな行政課題も加味しながら、平成22年度までの県の計画として策定したものであります。現在、この計画に基づき、各般の施策を推進しているところですが、最近の原油価格の異常な高騰や日本の景気減退・減速、さらにはアメリカのサブプライムローン問題に端を発する世界的な金融不安など、1年8カ月前には全く予想もできなかった大きな環境の変化がありまして、本県を取り巻く経済情勢は非常に厳しくなっております。このようなことから、実感として日々の暮らしが厳しくなっていると感じられる方、あるいは県の施策に対し、さまざまな評価をされる方はいらっしゃるかと思います。私といたしましては、県民の皆様との約束であるマニフェストの達成に向けて、引き続き、新みやざき創造計画を着実に推進してまいりますとともに、県民ブレーン座談会や県民フォーラムなどにより県民の声をお聞きしながら、県民ニーズに的確に対応することで、県民生活の向上に全身全霊を傾けて取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議長 答弁者に申し上げますが、議会には品位がありますので、品位を勘違いされるようなこと、あるいは挑発かなど勘違いされるような答弁については、質問者の質問がない限りはこの場での発言はお控えいただきたいと

思います。

○川添 博議員 行政ニーズの多様化は、何も去年から始まったわけではないのではないかなと思います。また、地方や本県の厳しい状況は久しく続いております。私は、基本計画の数値目標は、短期間のもの中長期に成果を目指すものとある程度分けていくほうがいいのではないかと考えます。また、県民の暮らしに直結するものとそうでないものとの数値目標を分けて追加設定するなどして、より県勢の実態に近づくようにすべきと考えます。知事の見解をお願いいたします。

○知事（東国原英夫君） 新みやざき創造計画におきましては、人づくり、豊かな暮らし、経済・交流に主眼を置きました3つの戦略を進めるに当たり、基本指標として、合計特殊出生率や自主防災組織率、新規雇用創出数等、23の指標を設けております。また、各戦略を具体的に進める工程表において、150を超える指標を用いて、それぞれの施策、そして事業の進行管理を行っているところであります。基本指標の追加設定につきましては、現在のところ考えておりませんが、その時々々の行政課題について、指標を用いることが望ましい施策・事業につきましては、毎年の工程表見直しの際にその指標の設定について検討したいと考えております。

○川添 博議員 この4年間で追加設定などの改良を加えることで、次のマニフェストや基本計画のバージョンアップに生かされると考えます。ぜひ前向きに御検討をお願いしたいと思います。

ところで、知事は、先週の代表質問の中で、日本全体、多くの地方が、あるいは世界経済が後退局面に入っていると言われました。一地方だけ景気がよくなるという考え方には無理があ

るとおっしゃいました。しかし、先ほども申し上げたように、景気・不景気の波や地方全体が低迷していることは、去年から始まったことではありません。したがって、宮崎のこの厳しい状況を、一地方をよくするには無理があるなどと簡単にかわされると、知事選挙での熱い訴えから随分トーンダウンしているように感じます。知事就任時から期待している多くの県民のためにも知事の見解をお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 私がさきに、一地方をよくするには無理があるという趣旨で発言したのは、世界経済の先行きへの不安がささやかれる現状にあって、日本の一地域だけで景気浮揚を図り得ることは現実的に難しい、またそのような発言は、地方行政を預かる者として誠実な責任ある態度とは思えないからであります。これまでも申し上げておりますが、私が知事を志しましたのは、本県の置かれた厳しい現状を踏まえ、自分の持てるものすべてをささげてでも郷土の発展のために尽くしたいとの思いからでありました。その思いはいささかも変わることなく、知事就任後、県内各地を回り、現地の厳しい現状を知り、また県民フォーラム等で県民の皆様生の声を聞くことで、むしろますます高まっており、県政運営に日々必死に取り組んでいるところであります。このような取り組み姿勢は多くの県民の方に支持を得ていると思っておりますが、今後とも、知事を志した初心を忘れることなく、県民の皆様とお約束した新しい宮崎の実現のため全力で取り組む一方で、地方に住む国民が暮らしやすい国政に変えるため、地方の実情、地方の思いを届けるべく、国への政策提言や要望活動、さらには情報発信活動にも取り組んでまいりたいと考えております。

○川添 博議員 私もですが、ぜひ初心を忘れずに一生懸命頑張ってまいりたいと思います。知事はマニフェストの中で、「全世界的、全国的な改革の大きな波にさらされようとしている宮崎を変えていくのは、宮崎県自身、全県民のマンパワーです」と、「宮崎は、さまざまな分野で日本一になれるという発想、高いポテンシャルがあるという発想、信念です」と、熱く述べておられます。地方の疲弊が日本の大きな行政課題であることを認識した上で、宮崎のポテンシャルや宮崎県民を信じて、「宮崎をどげんかせんといかん」と思って立ち上がられたわけです。一地方である宮崎をよくしようと政治家になられたわけですから、初心を忘れずに、ぜひ全力で取り組んでいただきたいと思います。

次に、財政再建に移ります。まず、行財政の健全化策に関連して、職員の時間外手当についてお伺いをいたします。総務部長、県庁全体の時間外手当の年間の総額は幾らでしょうか。

○総務部長(山下健次君) 総額でございますが、平成19年度に支給をいたしました時間外勤務手当の一般会計における総額は、約32億700万円となっております。

○川添 博議員 課によっては深夜残業が恒常化しているところも見受けられます。1カ月で本俸より時間外手当が多い職員や、年間の時間外手当が300万を超えている職員もいらっしゃるようです。私は時間外手当をつけるなどはもちろん申しません。適正な時間外労働に適正な手当はつけなければなりません。そうではなく、もう少し早く帰る工夫をするべきではないかと考えます。早く帰れる体制づくりやチームワークを高めた上で、全職員の意識改革が必要であると思います。特に、各課の担当リーダーや課

長のリーダーシップが求められます。知事のお考えをお示してください。

○知事(東国原英夫君) 御指摘のとおり、時間外勤務縮減は大きな課題であると認識しております。現在、時間外勤務については、人事給与システムにより、職員による事前申告及び上司による了承の上、命令されており、必要性を判断して計画的に行っているところであります。また、時間外勤務の縮減を図るため、毎月5日と毎週水曜日は、子育て支援や環境への配慮等の観点も踏まえ、定時退庁を原則としているほか、イベント等で休日に業務を行う必要が生じた際には、可能な限り平日に休みを振りかえるなどの対策を講じております。さらに、職員の意識が何よりも重要でありますので、服務通知の中で、事務事業の見直しや効率的な業務執行等についての徹底を促すとともに、新任の課長や担当リーダー等に対し、職場の管理や部下の育成・指導、リーダーシップなど、組織のリーダーとして求められるマネジメント能力等について研修も行っているところであります。今後とも、あらゆる機会を通じて職員の意識の醸成を図りながら、時間外勤務縮減に取り組んでまいりたいと考えております。

○川添 博議員 何より職員本人の資質向上、またワークライフバランスやメンタルヘルスの観点からも、7時ぐらいまでに退庁を目指すというのが必要ではないでしょうか。また、少子化対策の意味からも重要であります。まず、県庁が元気になって率先して実践していくべきです。職員数が減少される中、業務の仕組みを変えていくことが必要です。また、日常の業務の効率化や仕事の進め方について上司のフォローも欠かせないと思います。そのためには、課長や主幹クラスの新しい研修も必要かと思いま

す。全庁的に時間外勤務が縮減されれば、時間外手当も減少し、財政再建に大きく資することになります。ただ、職員の方々の毎月の手取りが少なくなるかもしれませんが、それ以上に、家族との触れ合いがふえて、お金にはかえられない幸せな時間を手に入れることができると思います。

さて、財政状況に戻りまして、冒頭の総務部長の御答弁では、20年度末の基金残高はいよいよ300億円程度の見通しとのことをございます。昨年の基金の取り崩し実績が286億円であったことから、例年の税収減や社会保障費の増加などのマイナス要因を考えますと、収支不足の状況が例年以上に予想され、財政基金は次年度でほぼ使い切ってしまう、基金残高はゼロに近くなります。したがって、今から1年後に行われる平成22年度の予算編成の時点では、ほぼ基金が枯渇したような状況で、収支不足を自力で解決しなければならないのではないのでしょうか。この状況でどのように対応されるのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（山下健次君） 先ほど壇上でも申し上げましたように、現在、第2期の財政改革推進計画に基づきまして、徹底した財政改革に取り組んでいるところでございますけれども、厳しい財政状況は引き続くものと見込まれますことから、引き続き、この計画を着実に推進していくことが重要であると考えております。御指摘のように、平成22年度当初予算になりますと、収支不足を基金に頼るといったこれまでの方法では予算編成が難しくなるという見込みもありますことから、さらなる改革の取り組みにつきまして、収支不足、基金の状況を初め、本県財政の状況等を踏まえまして、必要性を総合的に検討してまいりたいと考えております。

○川添 博議員 さらなる改革と言われましたが、そのさらなる改革とは具体的にどのようなものなんでしょうか。収支不足を埋めるために赤字地方債のようなものは発行できないと思われます。三位一体改革の影響により交付税が減少し出してからというもの、厳しいシーリングを設けて予算査定が行われてまいりました。しかし、それでも収支不足を埋めるために財政基金を取り崩さざるを得なかったのであります。第2期財革計画や行革大綱2007が、そもそも収支不足を解消する計画にはなっておりません。基金がない以上、収支不足を補うために、今までにないほどの大幅な歳出カットを強いられると思います。部長、さらなる改革などと抽象的な表現では済まない状況なのではないのでしょうか。有事に向けての具体的な対応策をこの議会の場で議論する時期に来ているのではないのでしょうか。また、財政広報を徹底し、県民にこの危機的な財政状況を正確に伝えていくことが求められているのではないのでしょうか。知事、かつて今までにない危機的な事態がはっきりと予想できるような状況になってまいりました。県政の混乱を避けるためにも、早目に財政非常事態宣言を出すとか、何らかの対応が必要かと思いますが、知事のお考えをお示してください。

○知事（東国原英夫君） 県におきましては、平成15年当時における中期財政収支の厳しい見通しを踏まえ、第1期となる宮崎県財政改革推進計画を策定するに当たりまして、同年8月8日に宮崎県財政改革推進本部を立ち上げ、「財政改革に向けた取り組みについて」という県民の皆様へのメッセージを発し、御理解と御協力をお願いしたところであります。現在、第2期となります財政改革推進計画に基づく徹底した改革に取り組んでいるところであります。今

後とも厳しい財政状況は継続するものと見込まれ、収支不足を基金に頼るといふこれまでの方法では予算の編成が困難と見込まれますことから、さらなる改革の取り組みにつきまして、収支不足や基金の状況を初め、本県財政の現状等を見ながら、総合的に検討してまいりたいと考えております。

○川添 博議員 ぜひ積極的な対応をお願い申し上げます。また、早急に、そのさらなる改革の中身である具体的な緊急財政再建プランと言われるようなものをぜひ策定していただくよう、強く要望をいたします。

それでは次に、農政問題に移ります。

施設園芸の省エネに絞って御質問をいたします。本県の農業産出額は全国5位であるにもかかわらず、農家の所得は全国40位程度であります。農業以外の所得が少ないという理由がありますが、本県農業が、施設園芸のように高コスト生産構造になっていることも要因の一つです。また、燃油高騰は全産業の経営を圧迫しています。施設園芸の燃油高騰対策も緊急の課題であるものの、ヒートポンプや木質ペレット加温機などの代替エネルギー施設は、投資金額もやや高価であり、まずは、この経営危機を乗り切るためにも省エネルギー対策に取り組む必要があります。そこで、施設園芸の内張二層カーテンの県内の普及状況と普及方法を農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 内張二層カーテンは、投資費用が比較的少ないことに対し、省エネ効果が20%と高いことから、省エネルギー対策として大変有効であると考えておりますが、本年2月の普及状況は、燃油使用量の多いピーマンでも5%程度と、低い普及率になっております。このため、県といたしましては、本

議会でも緊急対策としてお願いしており、重点的な推進を図っていくこととしております。普及に当たりましては、補助事業による推進を図るとともに、市町村や関係団体と一丸となって展開いたします「原油高騰に負けない技術力アップ作戦」によりまして、他の省エネ設備と組み合わせた効果的な使用方法や適正な管理方法について、適切な指導を行ってまいりたいと考えております。

○川添 博議員 ハウスの中に内側から張る二層カーテンですが、普及状況が5%と、ちょっと低調な状況です。循環扇という扇風機をつけるものとか、4段サーモなどの省エネ設備なども、普及率はまだ半分程度というふうに聞いております。重油を一番多くたくピーマン農家を例にとりますと、二層カーテンや循環扇や4段サーモをすべて導入すると、すべて合わせて省エネ効果は30%と言われております。ピーマン農家の場合では、二層カーテンの導入負担は、今回の補正予算で組んでいただいていることから、半分の負担で済みます。1反当たりで計算しますと、3つの設備を導入して50万円程度の自己負担ということで、これは1年で投資額を回収できると言われております。そして、2年目、3年目は約50万ずつ軽減額が手元に残ります。かなり経営安定が図られると思います。A重油価格は4～5年ほど前から上がってきておりますが、農業の収益体質の強化という視点から、普及への取り組みが少し後手に回っているのではないのでしょうか。実際の園芸農家の最新の収支状況を直接サンプリングした上で、既存の設備や新しい省エネのメニューをどんどん組み合わせ農家に新しい提案をしていくことが必要だと思います。積極的な取り組みをお願いいたします。

今回の補正予算での省エネ普及事業によって、現在5%の普及状況が20%台まで広がるようです。冬場が近づいていることもあり、他の品目も含めてさらに利用が広まるように、対策の検討をお願いいたします。

さて、このような高コスト農業の転換を図るために、代替エネルギーとして、施設園芸部門において、環境と農業の一体化した太陽光発電の利用を図るべきと考えますが、実現の可能性はいかがでしょうか。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 環境に優しい農業への取り組みが強く求められます中で、中長期的な視点で本県の園芸振興を図るには、これまでの化石燃料に依存した生産体制からの転換が重要であると考えております。御指摘の太陽光発電につきましては、本県の立地条件を踏まえると大変重要なエネルギー資源でありまして、施設園芸部門での加温用としての活用も考えられますが、使用時期が冬場になること、使用時間帯が夜間に限られること、こういったことによりまして、現時点では実用化に至っておりません。したがって、今後さらに、蓄電システム等の技術開発の動向も踏まえながら、農業部門への導入の可能性についても研究してまいりたいと考えております。

○川添 博議員 ぜひ全国初の導入を期待しております。

次に、中小零細企業対策です。

今回の補正予算でも組まれている農商工連携ファンドを広めていくに当たっての、具体的なモデル例と、1件当たりの助成額は大体幾らぐらいになるのか、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 今回、補正でお願いしております農商工連携応援ファン

ドは、総額25億円の基金を造成しまして、その運用益を財源として、農林漁業者と中小企業者の連携体に取り組む新商品・新サービスの開発、あるいは新たな生産技術の開発などに助成するものであります。支援の対象としましては、これまで本県で実現している事例で申しますと、豊富な農畜産物を生かした各種加工食品の開発、あるいはIT技術を生かした圃場管理システム、さらには間伐材を利用した木質ペレットの製造など、本県の農林漁業の実情に即して、県内中小企業の技術等が生かされる取り組みが考えられるところがございます。また、補助率とか助成限度額につきましては、同様の取り組みを支援します国庫補助制度がありますので、それと重複にならないように今後検討していくことにいたしております。

○川添 博議員 県内の意欲的な企業や農家に積極的にチャレンジしていただきたいと考えているわけですが、現実には、県内の事業者の状況は、経営も脆弱な零細企業や家族経営の小規模農家の人たちが大半であり、申し上げたように、燃油高騰や飼料高騰であすをも見えない状況であります。日々資金繰りに追われている状態で、なかなかこのような制度や取り組みの内容が隅々まで伝わっていないのが現状であります。一段と過酷となっている厳しい経済環境を踏まえ、今回の事業や県の制度融資を含めて、こういった制度を広く利用していただくために、県内の隅々に点在する事業者や農家を救済すべく、今まで以上に広くPRしていかなければならないと思います。県のホームページや新聞以外に新しいPR方法はないでしょうか。商工観光労働部長にお尋ねをいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 農商工連携応援ファンド事業につきましては、来年4月

から予定している助成事業の公募開始に向けまして、法律等の趣旨あるいは各種支援措置の内容を広くPRしていくことが重要であるというふうに思っております。そのため、庁内に設置しました連絡会議のほか、県産業支援財団などが行う各種セミナー等の機会を活用しますほか、今後、農林漁業団体、商工団体、金融機関等が幅広く参加した推進体制を整備いたしまして、事業の周知を図ってまいりたいというふうに思っております。また、制度融資につきましては、従来から積極的な広報に努めているところでもありますけれども、今年度から新たな取り組みといたしまして、原油価格高騰対策や連鎖倒産防止に絞ったチラシの作成でありますとか、政府系金融機関などと合同で行っております金融相談会の開催など、さまざまな工夫を行いながら、制度の周知を図っているところでございます。今後とも、ファンドとか制度融資の浸透を図るために、商工団体や金融機関など関係機関と連携を図りながら、制度のPRに努めてまいりたいと思っております。

○川添 博議員 ありがとうございます。ぜひ今後も末端の人たちへ呼びかける姿勢で、チラシやポスターなどを使って、県の新しい考え方や制度融資を積極的に広めて取り組んでいただきたいと思っております。

次に、自殺対策であります。

現在、自殺対策プロジェクトとして、遺族へのフォローなど、さまざまな大切な取り組みが行われております。多重債務やうつ病など、苦境に陥ってからの相談業務が中心のようであり、自殺の理由は経済的苦境などさまざまですが、これから将来的に自殺の根絶を目指すためには、一番の出発点である我々の日々の生活環境を改善していくことも重要かと考えます。

そういう視点で質問をさせていただきます。

先ほど時間外手当の縮減のお話をしましたが、現在、県内の各職場での超過勤務、長時間労働を削減して早帰りの習慣を広めるとか、また学校では、いじめや不登校を減らす取り組みをすとか、若年労働者の離職率を減らすなど、苦境に陥る以前の防止もまた視点の一つではないかと考えます。そこで、経済団体などを中心にして、県内各事業所に残業削減のPRとか、普及を浸透させ、それをさらにチェックしていくような仕組みはつくれないか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 国が策定しました自殺総合対策大綱の中でも、職場における自殺対策の重要性が指摘をされております。また、自殺対策基本法においても、事業主の責務として、「労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努める」ということが規定されております。このため県では、企業経営者に対するトップセミナーや、産業保健師等に対する研修会を開催し、労働者が職場内で相談しやすい環境整備に向けた取り組みを進めているところであります。今後、庁内関係部局及び企業や労働関係の団体と協議をしながら、自殺対策推進のための行動計画を策定していきたいと考えております。

○川添 博議員 ありがとうございます。ぜひ策定中の行動計画に盛り込んでいただくよう、御検討をお願いいたします。また、その実施状況をチェックする仕組みもつくれないかどうか、あわせて御検討をお願いいたします。

ところで、最近の高卒者の就職後3年以内の離職率はどのような状況になっているのでしょうか。商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 高卒者の

3年以内の離職ということでございますけれども、若年者の早期離職につきましては、いわゆる7・5・3問題と言われております。宮崎労働局の調査によりますと、高等学校卒業者につきましては、4人に1人が就職後1年以内に、そして、2人のうち1人が3年以内に離職しているという状況でございます。

○川添 博議員 2人に1人ということで、これはかなり高い離職率ということでございます。高卒の若い労働者がお勤めに行かれて、半数が離職をされているということでございます。今よりもっとよい職場への転職であればよいのですが、実際は、職場が合わなかったり、人間関係の問題でやめていく若者も多いようです。県内で私立高校を含めると1,000人以上いるとも言われています。また、中途退学者も毎年900人から1,000人近くいると言われております。宮崎の将来を担う貴重な若者たちが社会人としての基礎をしっかりと学んでいるのでしょうか。こういった若者の離職が、フリーターやニートなどのワーキングプアやひきこもりにつながっていく可能性があります。そして、閉塞感に満ちた人生や精神的・経済的苦境が、ひいては自殺につながりかねません。定職につくことで家族を持つことができ、また働くことの喜びを味わうことが、ひいては人生や健全な精神の充実につながると思います。また一方、各職場にとっては、こうした高卒者などの若年労働者の採用や人材育成が、企業として組織を存続させるためには必要不可欠なものであります。そういったことを考えると、こういった高卒者の離職を防止するために、職業観を養うような教育が必要であると考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 高等学校卒業者の離

職率につきましては、商工観光労働部長の答弁のとおり、かなり高い数値を示しております。極めて残念な思いであります。離職の理由といたしましては、今お触れになったように、実際に働いてみると仕事が自分に合わなかったとか、職場の人間関係がうまくいかなかったなど、さまざまなものがあるようであります。このため、学校におきましては、日常の授業に加えまして、地域や企業の方々による職業講話や、企業訪問、職場体験などの取り組みを通して、将来設計能力やコミュニケーション能力のほか、勤労の大切さや達成感を育成しているところであります。望ましい勤労観、職業観を育成することは、子供たちが職業に対する夢や希望をはぐくみ、社会をたくましく生きていくために大変重要でありますので、今後とも、地域の協力、産業界からの御支援をいただきながら、一層の工夫、改善を図ってまいりたい、このように考えております。以上です。

○川添 博議員 ありがとうございます。ぜひ教育長みずからそのようなプログラムに参画して、直接御指導もお願いしたいと思います。

自殺防止対策に今以上に踏み込んでいくためには、県内隅々に至る末端の職場の労働環境の改善や、また早期教育など、さらなる福祉、教育、商工など部局間の連携の強化が必要であると考えます。自殺対策は総合対策であります。県政目標の大原則である県民の暮らしを守るという原点に立ち返る必要があります。知事にお考えをお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 自殺には、事業不振、負債、家族の不和、うつ病など、さまざまな要因があると言われておりますので、自殺対策には総合的な取り組みが必要であると認識しております。このため、昨年11月に、私を本部

長とする全庁的な宮崎県自殺対策推進本部を設置いたしまして、関係課長から成る幹事会やワーキンググループでの議論も踏まえながら、部局横断的に全力を挙げて自殺対策に取り組んでいるところであります。

なお、先ほどの川添議員の質問に対して不適切な発言がありました。おわびいたしますとともに、取り消しをさせていただきたいと思いません。

○川添 博議員 戦後まだ日本が貧しく、食うものも着るものもなくして苦しんでいた時代に比べれば、今の日本で、この豊かさの中で、飢餓で死ぬ人はいません。しかし、この豊かさの中で自殺率は増加をしております。経済的な理由が多いとしても、その背景には、豊かさの中で殺伐とした社会や人間関係があるように思います。傷ついて残された家族の経済的苦境——自殺しようと思った人や、また心の中が暗い生活を送っている方がたくさんいると思います。できるだけ早く自殺率全国2位の汚名を返上すべく、積極的な取り組みをお願いいたします。

最後に、市街地の限界集落についてお伺いいたします。

先日、地元を回っておりましたら、自治会の役員の方からちょっとショッキングなことを聞かされました。「博君の生まれたところの集落が近い将来なくなるかもしれんよ」というものでした。比較的すぐ近くなんですけど、最近1軒ずつ回っていなかったものですから、改めてその現場に行ってみますと、30数軒ほどあった家屋の3分の1ぐらいが空き家状態になっておまして、残っているのは70歳以上の顔なじみの高齢者の方ばかりでありました。今まで考えたこともありませんでしたけれども、自分の近隣を冷静に観察してみると、まるで限界集落のよ

うな状態になっているのではないですか。私の住んでいるところは、総合運動公園の近くにあり、空港まで車で10分、宮崎市中心部まで20分という便利のよさです。また、10分も歩けばコミュニティバスにも乗れます。なぜこんなことになったのかよくわからないのでありますが、自治会役員の方が私に言いたかったのは、夏祭りで見こしの担ぎ手がいなかったり、自治会の行事に参加したり手伝ってくれるスタッフもいないので、地元の行事そのものの存続が危ぶまれているということでもあります。先日、新聞でも、新宿区の団地が限界集落になったという記事が出ていました。また、宮崎市内では、昭和40年代に造成された大規模団地も、40年が経過し、急速に高齢化が進んでおります。もちろん本県では、喫緊の課題である過疎地域の集落対策に重点的に取り組んでいかれているわけですが、市街地においても空洞化が進み、いわゆる限界集落に近い状態が出現しているのです。今後の対策について県民政策部長にお伺いをいたします。

○県民政策部長(丸山文民君) 高齢化、少子化の進行によりまして、都市部の市街地におきましても、地域コミュニティーの維持が困難になるなどの問題が発生している、そういうことも聞いております。このような問題につきましては、まずは地元の自治体におきまして、その実態の把握に努め、必要な措置を講ずべきものと考えております。ただ、地域コミュニティーの維持を図ることは、都市部、地方を問わず、大変重要なことでもあります。今後、地元自治体に対し必要な支援等を行ってまいりたいと考えております。以上であります。

○川添 博議員 ありがとうございます。宮崎市の自治会の加入率も64%にとどまっておりま

す。我々30代、40代の世代が自治会や消防団などの活動にも参加しながら、しっかりと地域に目を向けていくことも必要かと考えております。

以上、質問してまいりました。県財政が危機的な様相を見せている中、県内の中小零細企業、小規模農家は、燃油高騰などで大変苦しんでおります。また、自殺者や不登校児童の増加など、苦境に陥っている県民の顔も浮かんでまいります。現状認識を厳しいと判断した上で、貴重な財政資源である税収を最大限活用していかなければなりません。そのために、県民の頼みの綱である県庁組織を変革し、中長期の視点で政策を新たに立案していくことも重要であると思っております。そういった県民の気持ちをしっかりと受けとめて、さらに県政運営に取り組んでいただくようお願い申し上げます、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○坂口博美議長 次は、黒木覚市議員。

○黒木覚市議員〔登壇〕(拍手) 今議会の最後の質問であります。選挙では、最後の最後のお願いというふうに回りますけど、きょうは最後の最後の質問であります。さっきから知事がちょっと興奮しているところもありましたが、知事、気持ちを落ちつけてお答えください。皆さんお疲れのところではありますが、しばらくの間おつき合いを願いたいと思っております。

まず、関係職員の皆さんにお礼を申し上げておきたいと思っております。宮崎—ソウル線、また宮崎—台北線が就航して、外国へ一段と行きやすくなりました。多くの県民が海外に行くようになったというふうに思っております。県も、県民の利便性を考え、パスポートの窓口を日南、小林、高鍋の各県税・総務事務所で7月1日から開設され、日向地区だけが取り残されてお

りました。もちろん、宮崎、都城、延岡は以前からございましたが、日向地域の議員の強い要望を受け入れていただきまして、12月までに開設の準備、そして21年1月にはパスポート窓口を開設するようであります。私の米良と言われる先輩が、ロウるさく言ったかもしれませんが、私たち日向地区の議員は、職員の皆さんに心から感謝を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、早速一般質問を行います。

まず、東国原知事の政経パーティーについてであります。

知事が政治活動及び後援会活動を行うには、多額の資金が必要だというふうに思っております。私たち議員でも、後援会活動にはかなりの資金が要ります。私は、日向市内に後援会事務所、県政相談室を開設いたしておりますが、月にやはり20万ぐらいかかります。東国原知事は県下一円でありますから、後援会事務所あるいはスタッフも多くいるので、資金を集めるのは大変だというふうに思っております。そこで質問をいたします。後援会主催で政経パーティーを開催しておられますが、知事就任以来、今日まで、いつ、どこで、どの市町村で政経パーティーを開催し、その会場には何人ぐらい出席されたか。また、1万円パーティー、5,000円パーティーもあったようですが、それはどの市町村ですか、お聞かせください。また、日付とあて名が空欄の領収書についての所信をお聞かせください。

以上、壇上からの質問を終わります。後は自席からよろしく願います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

私の後援会は、私が知事に就任して以来、これまでに11回の政治資金パーティーを開催しております。内訳を申し上げますと、会費1万円のパーティーを8回開催しております。まず、昨年8月に都城市で開催し、パーティー券を647枚売り上げております。以下同様に、昨年9月に宮崎市で1,165枚、昨年10月に延岡市で619枚、ことしに入りまして、2月に西都市で306枚、4月に高鍋町で296枚、7月に都城市で606枚、同じく7月に日向市で501枚、そして今月、宮崎市で1,188枚であります。続きまして、会費8,000円のパーティーは1回開催しております。ことし4月に串間市で298枚の売り上げです。次に、会費7,000円のパーティーも1回開催しております。昨年11月に小林市で431枚の売り上げです。最後に、会費5,000円のパーティーを1回開催しております。昨年8月に日南市で241枚の売り上げであります。

続きまして、政治資金パーティーの領収書についてであります。パーティーの開催に当たりましては、後援会の職員が、出席いただいた方々のもとに、案内状やチケットとともに日付とあて名を記入していない領収書を持参し、出席の依頼をしております。その場で出席の返事が得られれば、代金をいただくとともに、領収書に日付と名前を記入し、出席を断られた場合はチケットや領収書等は持ち帰っております。その場で返事をいただけない場合は、チケット等は預けて帰り、後日改めてお伺いし、出欠に応じて先ほどと同様の対応をしております。こうした取り扱いについては、いろいろな先例を参考に行ってきたところではありますが、公正・透明性をさらに高めるためにも、後援会としてよりよい方法を検討するとのことでした。以上です。〔降壇〕

○黒木覚市議員 今、数字をいただきましたけど、足し算ができないんですが、かなりの数字だと思います。これで総額収益は幾らになるのでしょうか。私は今、計算機を持っておりませんので、大体そちらで計算できておればお教えください。

○知事(東国原英夫君) 手元の資料に総売上数がないので、もし必要であれば後ほどお示ししたいと思います。

○黒木覚市議員 それでは、まだ時間が40~50分ありますので、その間に連絡がとれれば、総額を教えてください。知事は、このパーティー券を悪用することはできると思いますか。お答えください。

○知事(東国原英夫君) 私は、こういうふうな売り方をしているというのを今回初めて知ったんですけども、相手方に悪意があって悪用しようと思えば、その方法としてはゼロではないと思います。

○黒木覚市議員 私がいただいた領収書、私も日向で参加したんですが、ちゃんと持っておるんですよ。名前も日付も確かに書いてありません。私も参加しましたが、ここで皆さんに配付しているものと同じものです。そういうふうには、あて名も日付もないわけです。例えば、法人の会社は交際費を持っているわけです。この領収書を見ると、「政経講演会と意見交換の夕べ」、これは知事と一緒に意見交換したり、知事の意見を聞いたりするわけですから、参加すれば会社の交際費で落ちていくわけです。例えば、私はこの領収書を使えません。はっきり言って、政務調査費もこんなのは全然だめですから、使えません。使えない方々もたくさんいたんです。中を見ると、個人で来ている人、企業から来ている人、確かにいろいろおられまし

た。若い人からお年寄りまでいたわけです。じゃ、これを使えない方が、仮に会社のほうに、どうぞ使っていいよと言ったら、交際費で使えるわけです。その会社の名前と日付をそのまま入れたら、会社で使える。企業はそれを交際費の一部として使えるんです。悪用すればできるんですよ、これは。だから、私は知事に聞いているんです。この前、知事が報道機関に答えておりましたね。余り悪意がないようなことをちょっと私は耳にしたものですから、知事の認識がちょっとまだ薄いな、そういうことを感じてきょうは質問しているんです。知事、今言うように、本当に認識していますか、パーティー券のそういう重要性というのを。

○知事(東国原英夫君) 領収書の取り扱いにつきましては、特段、先例に問題がなかったという認識のもと、先例を参考にしながら行ったと後援会から聞いております。また、チケットにはすべて通し番号を付すなどして、出席されない方のチケット等の回収を行ってありまして、これまで特に問題も生じていなかったと後援会から聞いております。問題はなかったといえ、御指摘のとおり、悪意があれば悪用される可能性もありますことから、私としては支持者を疑いたくはないのですが、議員御指摘のような御心配もありますので、公正・透明性をさらに高めるためにも、後援会としてよりよい方法を検討するということでした。

○黒木党市議員 先例と言われるんですが、どういう先例があったんですか、そういう先例があれば教えてください。

○知事(東国原英夫君) 詳しくは聞いていないんですが、本県の議員の方、選出の国会議員の方等々、先輩方の政経パーティーの領収書、チケット等の売り方を参考にさせていただいた

ということを聞いております。

○黒木党市議員 それもちよっと問題がありますね。今後の対応について、今まで出しておられる領収書はそのままにするのか、また、そのことについてどういうふうを考えておるのか。そのままにしておくんですか。

○知事(東国原英夫君) 先ほどと重複しますが、悪意があって悪用するという方がおられるなら、その可能性はゼロではないということにかんがみまして、公正・透明性をさらに高めるためにも、後援会としてよりよい方法を検討するということでしたので、それをお願いしたいと考えております。

先ほどの御質問の収入の合計、売り上げの合計でございますが、5,988万6,000円でございます。以上です。

○黒木党市議員 この売り上げはすべて後援会費用として使っているということでしょうか。

○知事(東国原英夫君) さように聞いております。19年度分は政治資金の収支報告をさせていただいていると聞いております。

○黒木党市議員 ありがとうございます。一番最後に行ったのは今月12日、宮崎でということでございますが、この前の日ぐらいだったでしょうか、報道機関からちょっと指摘があって、それで回収して領収を渡すようにしたとか、その状況はどうだったんでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 後援会から聞いている話の範囲内では、すべて回収あるいは破棄していただいた、こういうことでございます。

○黒木党市議員 わかりました。この件はもういいでしょう。

それでは、次に移りたいと思います。企業誘致についてでございます。

知事就任後の企業誘致の実績と今後の取り組

み姿勢について伺いたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 私は、知事に就任しました平成19年1月以降、県外での企業立地セミナーや、県内で行われるコンベンション等の機会をとらえ、本県の立地環境をアピールするとともに、企業のトップにお会いしまして本県への立地を働きかけるなど、積極的に誘致活動を行ってまいりました。その結果、本日までに38社の立地が決定したところであります。さらに、本年度は、企業立地推進局を設置するとともに、県外に企業誘致コーディネーターを配置するなど、新たな体制の整備を行ったところであります。日本経済が減速する中、企業の投資の冷え込みが予想されるなど、厳しい状況になっておりますが、引き続き積極的な誘致活動を展開し、マニフェストに掲げました4年間で新規立地企業100社の実現に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木覚市議員 次に、延岡市においては、先日、新聞報道にもありましたが、新たに大規模な工業団地を、10ヘクタールぐらいでしょうか、造成するという動きがございます。日向市においても、今、細島工業地帯のほうは、1区に中国木材、30ヘクタールぐらいですか、あと、旭化成ケミカルズが4区という形で、大きな工業団地が埋まりそうなんです。そうしますと、日向市も、大きな工業団地は用地がなくなり、小さいところしか残っていないというふうになるわけでありまして。そうなりますと、日向でもこれからまた大規模な工業用地というものが必要になってくるわけでありまして。新しい用地を確保する必要があると。また、日向のほうでも動きもあるかと思いますが、このことについて商工観光労働部長、何かございましたらお答えください。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 工業用地についてでありますけれども、県におきましては、これまで、県北地域の企業集積を高めようということで、関係自治体に対しまして、企業誘致の前提であります工業用地、あるいはIT関連企業が事業所として使用する物件の確保について協力をお願いしてきたところでございます。日向市を含みます県北地域は、外国貿易や内航など本県海運の拠点であります細島港がありますし、東九州自動車道の開通も近くなっていることから、さらに企業立地環境というのは充実していくものと思っております。企業誘致を進める上で、企業ニーズにこたえられる工業用地を確保するということが大変重要でございますので、引き続き、市町村等とも連携しまして取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○黒木覚市議員 次に、以前、旭化成の用地、4区に、旭化成ケミカルズが新たな工場を建設するというような報道があったわけですか。2月ごろだったでしょうか。その後どうなっているのか。現地を今見ると、大型の重機が入っているようなんです。現状がどうなのか教えてください。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 今、議員の御質問にございましたように、本年2月に旭化成ケミカルズの進出ということが発表されまして、その後、同社と県、それから地元日向市との間で具体的内容について協議を進めてきたところであります。計画によりますと、新しい工場は、携帯電話やノートブックパソコンなどに使われておりますリチウムイオン2次電池用のセパレーターというのを製造するものでございまして、設備投資額が約60億円、新規雇用予定数が21名というふうに聞いております。今後

の予定でありますけれども、来週、今月30日に立地調印式を行いました後、11月に着工、平成22年2月には操業開始したいというふうにお伺いしております。

○黒木覚市議員 設備投資が60億ということですから、大きな設備投資でありますけれども、新規雇用が21名と、投資額に対し、ちょっと人数が少ないかと思うんですが、後の雇用計画か何か出ているんでしょうか。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 同工場の周辺で関連する企業等を含めると、あと何十名かの雇用は起こるのではないかというふうにお聞きしております。細かい数字は持っておりませんで、申しわけございません。

○黒木覚市議員 これに関連して、細島港において進出企業が、今言うように大きい企業がだんだんと出てくるようになりました。そうしますと、今、大型船に対応できるような13メートル岸壁というのは1バースしかないわけです。これがもう1バース、計画はあるんですが、今後こういうふうに企業がだんだん出てくると、荷の動きも大きくなる。また海外から、あるいは中国木材になってくるとかなりの木材が、また外材が入るわけです。船舶関係が動き始めると、岸壁が足りないんじゃないかという心配もあるんですが、岸壁の整備について県土整備部長、何かお答えはございませんか。

○県土整備部長（山田康夫君） 細島港におきましては、港湾計画の中で水深13メートルの岸壁を南側の白浜地区に2カ所位置づけております。現在、このうち1カ所を供用しております。主に石炭などの輸入貨物を取り扱っておりますけれども、現在のところは岸壁の利用状況に余裕がございます。しかしながら、議員の御質問にありましたように、細島港におきまして

は、複数の企業進出の動きが見られますことから、今後は貨物量が伸びることも考えております。県といたしましては、関係機関と連携を図りながら、貨物の動向や、使用する船舶などの情報収集、企業ニーズの把握に努めますとともに、既存施設の有効利用などを図りながら、新たな岸壁の整備について今後検討してまいりたいと考えております。

○黒木覚市議員 中国木材についてお尋ねをいたします。

中国木材株式会社の進出について、林業3団体から成る三木会では、進出を容認する方向で調整が図られたようではありますが、いまだ地元では一部の反対の意見があると聞いております。今後、県ではどのように指導していくのか、環境森林部長、お願いいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 中国木材株式会社の進出につきましては、地元の関係者から成る会議におきまして、昨年9月以来、真剣な議論が尽くされ、進出に際しての条件を提言書として取りまとめ、宮崎県木材協同組合連合会など林業3団体から成る検討会に提出されたところであります。検討会では、この提言も踏まえ、本県林業・木材産業全体の問題として議論を重ね、7月末には条件つきで進出を認める決定を行ったところであり、現在、会社との間でその条件についての協議が進められております。県といたしましては、今後、林業団体において、中国木材への原木供給体制など具体的な検討が行われる中で、さらなる意見調整が図られますよう、指導助言に努めてまいります。

○黒木覚市議員 この中国木材については、日向でも地元の三木会の皆さん方がこのごろ理解をしたと私も思っているんです。でも、一部にそういうくすぶりがある。特に、延岡森林組合

の一部というんでしょうか、ここは木材市場を経営しているんですね。ですから、中国木材が山元から直接、原木を買い入れると、市場を通らない。そうしますと、市場は非常に厳しい状況になるんです。もう倒産するかもしれない、もう危ないかもしれない、そういう状況になる。だから、反対しているんだろうと私は思うんです。ですから、できましたら、県森連という上の団体があるわけですから、上部団体の一翼ですから、やっぱりきちっと延岡森林組合とも話をして、理解をしてもらおう。どうしたら理解をするか。裏を聞いてみますと、いろんな方法は、あるんじゃないかと私は思うんです。ですから、県もそれに入ってやっぱり汗をかくべきだと。県も入ってしっかり汗をかいて、誘致するならする。知事は一生懸命誘致をやっているんですから、誘致するならするように、県も汗をかくような方法をとってほしいと、強くこれは要望しておきます。

中国木材の進出について、地元業界との話し合いが調った後に、どのような手続で誘致をしていくのか、そこあたりがわかりましたら、商工観光労働部長、教えてください。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 県の誘致企業と認定しますには、まず、地元自治体が円滑に受け入れていただくことや、新規雇用数、事業の実現性や継続性等、これらを総合的に判断する必要があります。中国木材の進出につきましては、先ほど環境森林部長もお答えしましたとおり、同社と関係団体との話し合いが進められているところでもありますので、引き続き、その推移なりを見守ってまいりたいと考えております。

○黒木覚市議員 中国木材もこれぐらいにしておきます。

職務に対する不当な働きかけについて、このことについては、井本議員から随分質問いただきましたので、同じようなことなんですからけれども、私は、1つ実例を挙げてお話ししてみたいと思います。私ども議員は、出先の機関等へのいろんな陳情事が多いんです。日向でも、土木事務所だとか振興局だとかあります。そこに行つてのいろいろな陳情事とかが多いんです。その中で一例を挙げてみたいと思うんです。

国道327がございます。椎葉線ですね。その横に広域農道というのが通っております。その周辺には4つの集落がございます。中村集落、奥野集落、永田、権現原、この4つに分かれているんですが、そこにコンビニをつくってほしいと。今、小さな集落の中にお店をつくっても、成り立たないんです。ですから、その集落の真ん中あたりにつくってほしいと。そこは農村地帯ですから、一々買い物に行くのも遠い。そうしますと、朝晩に弁当だとかジュースだとかいうものをちょっと買うのにも便利が悪い。ですから、その周辺につくってほしいと、地元から出たおっさんです。農村地帯ですから、JAに、何とかそれをつくってほしいと。JAもそこに施設があるんです。それを県の職員がどうしても、今言う小さな集落は集落だと言うわけですね。そこは塩見地区というんですが、市のほうにも、私たちは、全体を集落と見たらどうかと。集落の中にはコンビニをつくれるんだそうですね。ですから、全体を集落と見る。ただ、それを集落と見ないんですよ。職員が、見ないんです。反対する職員は優秀な職員かもしれませんよ、規定どおり言っているんですから。集落とはこれだとか言っているんです。だけど、それは何十年前の話であつて、今の時代に小さな集落の中に店をつくって成り立つはず

がございません。ですから、市のほうでも、大きい輪の中で集落というものを考えたかどうかと、それを了解したんです。県のほうも、かたい職員だったんでしょう、どうしてもできない、だめだと。今度は次の職員が、県民のために、地域のためにそういうことがいならということで、何とか許可するようになったんです。それは上の話もあったかもしれません。

でも、そういう中に私たちが入っていくんです。そうしますと、声が、井本さんじゃないけど大きくなったりするんです。小さい声ばかりで言っておいたらだめで、やっぱりそこに大きな声が出たりするんです。そうしますと、私たちはそこで威圧をやっているんです。威圧だととられたら、これは口ききになってしまうんです。今から陳情も何もできなくなるなど私は心配をして、きょうは一例を挙げました。そういうことがたくさん今、出先ではあっているんです。ですから、これを一々皆さん方が言うように私たちがやっておったんじゃ、議会活動もできなければ、議員の口封じになってしまう、そういう感じがしてならないんです。ですから、何とかここは知事、今言ったことについてお答え願いたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 私が判断するに、今、議員の御指摘にあった内容は、陳情・要望の範囲だと思います。この制度の対象としております不当な働きかけにつきましては、法令等の明らかな違反、あるいは一個人、一企業の私的利益を図ろうとするような公正性、公平性を欠くものについて、職員に対して行うよう要求する行為ということですので、要求行為が不当な働きかけに該当するかどうかは、その客観性を確保する観点から、対応した職員ではなく、所属長が組織的に判断することとしてお

ります。また、いわゆる要望、陳情、提言等につきましては、この制度の要領上も不当な働きかけとして取り扱うこととはしておりませんので、この趣旨は職員に徹底してまいります。ですから、要望、陳情、提言等はどしどししていただければと思っております。私は、県政運営に当たりまして、県に対して寄せられるさまざまな声に耳を傾けまして、可能な限り県政に反映していくことが大切であると考えております。このようなことから、この制度に基づく対応が庁内において適切になされるようにする観点から、当分の間、不当な働きかけかどうかについての所属長の判断に際しては、事前に総務部と協議を行うようにしてまいります。

○黒木覚市議員 もうこれ以上は申しません。後は常任委員会で、常任委員でございますから、常任委員会の中でいろいろ議論させていただきたいと思います。

次に移ります。農商工連携についてであります。

木材乾燥施設の余熱をハウスに引き込み、活用する実験の動きが、今、日向市であるわけです。といいますのは、ウッドテクノという——前回倒産したんですけれども——ここを地元の製材関係の皆さん方が買って、そこに共同で木材の乾燥施設を今つくろうとしているんです。その余熱が非常にたくさんあるということですので。今まで農商工連携というのは、農業でできた産物を工業化する、製品化するとか、そういうのが多かったんですけれども、今度は今言う乾燥施設から出てくる余熱水を利用して、ハウスの中を暖めようと。今まで余りないんですよ、温水を使うというのは。ただ、この温水を使うには、まだ今まで経験が余りないものですから、何とか農商工連携の中の事業に取り込め

ないか。こういうものを研究して、こういうものがよければいろんなものに波及していくんだらうと思うんです。今、県内全域に木材の乾燥施設がたくさんできておりますが、ただ、それをどうやって利用していいかわからん。こういうところで研究させて、しっかりそれが使えるようになるといいがなと。重油は今、110円から120円ですか、燃料が3分の1でいいというんですが。余熱、余った熱水ですから、3分の1でもどうですかという話なんです。非常にいいことだと思っておりますが、これはどうでしょうか。これは商工観光労働部長、いいでしょうか。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 農商工連携の取り組みは、農林漁業者と中小企業者がお互いの経営資源を活用することで、新商品とか新サービスの開発に努めていくものでございます。御質問にございました取り組みは、詳細を細かく聞かないとわからない部分もございませけれども、趣旨の点では農商工連携に相当するのではないかと考えられます。ただ、法律に基づく国の支援措置の適用につきましては、国からその事業計画の認定を受けること等の要件がございませ。もう一つ、県が今回お願いしております県の農商工連携応援ファンド事業による支援につきましては、来年4月の公募開始に向けまして、できるだけ多くの案件を支援するような観点で踏まえて、今後、詳細な要件を詰めていくということにしております。その結果になるかと思っております。

○黒木覚市議員 クリーンエネルギーということで、私は、この余熱水の利用は、今からもっともっと研究してほしいし、取り組んでほしいというふうに思っております。焼却場、ここあたりでも余熱水がたくさん出ているんですが、

今、利用しておる焼却場、これも大きな焼却場は余熱を利用していますね。温泉だとかプールだとか、いろんなこともできますので、これを積極的に利活用するという点について、知事、何かお答えいただけませんか。

○知事（東国原英夫君） 県内におきましても、下水処理場や製材所で発生した熱を、その施設内で利用している事例が見られますほか、現在、延岡市で建設が進められている新たな焼却施設についても、その廃熱を隣接する入浴施設等に活用する予定であるなど、少しずつではありますが、廃熱利用の取り組みは広がりつつあります。県におきましては、地球温暖化対策の一つとして、太陽光やバイオマス資源等を利用した新エネルギーの導入を進めているところでありますので、このような廃熱利用を含む余剰エネルギーの有効活用についても促進してまいりたいと考えております。

○黒木覚市議員 次に、農業問題に移ります。今回は地頭鶏のことは言いませんが、地頭鶏は、県内でのひなの供給体制はできているわけですね。果樹についても、産地育成のためには安定的な苗木の生産体制が必要だと考えるわけですね。現在の果樹の苗木生産体制はどういうふうになっておりますか、教えてください。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 果樹の振興には、やはり苗木の安定的な生産と供給が不可欠であろうというふうに考えております。現在、県内のかんきつ類の苗木の生産体制は、県内で保有します優良な元となる木、いわゆる母樹から採取しました穂木をJAが苗木業者に委託しまして、接ぎ木繁殖する体制をとっているという状況でございます。これによりまして、高品質で優良な形質を持った苗木が確保できるとともに、苗木の生産コストを低く抑えることがで

きるということになります。果樹の場合、やはり優良な苗木の導入が大変重要でありますので、安定的な供給体制の整備による計画的な産地振興を図ってまいりたいと考えております。

○黒木覚市議員 果樹の苗木の中で、今言いますように、田主丸とかそういう産地に頼んでいるところが、JAあたりは多いわけです。果樹の苗木生産で、県内の一貫体制、そういうものをとっておる品種、種目があるんですか。教えてください。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 一貫体制でございますけれども、生産拡大が進んでおりますマンゴーにつきましては、生産者からの要望を踏まえながら、県内のJA等が出資しておりますアグリシードで、台木からの一貫生産によりまして、需要にこたえる計画的な生産・供給体制を整備いたしております。

○黒木覚市議員 日向のへべスは地域特産で、これは県北しか今は余りありませんが、苗木を県内ですることが必要じゃないか。それは、県外に今お願いしているんです。日向農協、JAのほうで、田主丸のほうのある園と契約しているんです。それは今、契約がきちっとされて、ほかには流出していないというふうに信じているんです。県内はいいんですよ。県内は大いに植えないかんのですけど、やっぱり宮崎県のへべスというのであれば、宮崎県内はいいと思うんですが、これが県外に出ていかないようにする必要があると思うんですけど、その辺は農政水産部長、何かございますか。

○農政水産部長（後藤仁俊君） へべすでございますけれども、現在、御指摘のように、県外のほうに苗木の生産をお願いしているという状況です。県外の苗木の場合、先ほど私、ちょっと説明を漏らしたかもしれませんが、苗木の管

理に信用のある産地をお願いしているということで、非常に安心できる体制で苗木の生産が県外に委託できるということでございます。御質問の、県内でどのように苗木生産する体制を構築するかということも、一つの観点かと思えます。これにつきましては、産地やJA等とも協議しながら、また地域の振興方向、こういったものも踏まえながら、資源の保護、苗木の生産コストなどを総合的に勘案いたしまして、検討してまいりたいと考えます。以上です。

○黒木覚市議員 へべスもだんだんと人気が出てきまして、私は、県北とかそういう小さいことは言っておらんのですけれども、宮崎県のへべスぐらいには考えておるんです。大分のカボス、徳島のスダチ、宮崎のへべス、それぐらいに輪を広げていかないかんけれども、県外に出ていくと、そっちのほうが生産地になってしまうと困りますので、そのあたりはしっかりお願いしたいと思います。

もう時間がなくなりましたので、次に移りますが、県道土々呂日向線についてでございます。

先日、県道土々呂日向線の平岩工区1.3キロを開通していただいて、非常に喜んでおります。赤岩踏切、曙踏切、2つの踏切で車が通れなくなって、逆に私たちは安心して通れるんです。しかし、地域の方は、ちょっと困ったなど。県土整備部長は日向におられましたからわかると思いますが、日豊線から西側の踏切から、今言う西側になるんですが、日向工業高校周辺あたりの方が、東側、10号線側に行くのに、今度は南まで1.3~1.4キロ下がったものですから、2.5キロぐらい回らないかん。非常に不便になったと、また苦情も逆に来たわけです。それで、高速道路に入ります327バイパスというのが、

今、工事予定で、ある程度つくっておりますけれども、この部分を早く開通していただければ、遠回りしなくても大分近くに行けるという感じなんです。この327バイパスの10号線から県道土々呂線の間は、また横断しなきゃなりませんので、ここが問題ですけれども、これにちょっと時間がかかるかもしれませんが、この整備の見通しはどうなっているか、教えてください。

○県土整備部長（山田康夫君） 当バイパスにつきましては、東九州自動車道日向インターチェンジへのアクセス道路として、平成12年度から事業に着手しまして、東九州自動車道の整備にあわせてこれまで重点的に整備を進めてきております。東九州自動車道門川—西都間のうち、門川—日向間が平成22年度に開通予定と伺っておりますことから、当バイパスにつきましては、まず、平成22年度までに日向インターチェンジ—県道土々呂日向線間を整備しまして、インターチェンジへのアクセスを確保することとしております。お尋ねの区間につきましても、JRとの立体交差協議とか補償金目的植栽行為といったさまざまな課題がございますけれども、早期完成を目指して一生懸命整備を進めてまいりたいと思います。

○黒木覚市議員 もう時間も迫ってまいりましたので、もう一点、国道327号のバイパス、さっき言いました10号線からインターまで行って、それから入郷の327といいますか、椎葉線のほうにつなが路線ですが、先ほど言いましたように、22年度には東九州自動車道の日向—門川間が完成しますと、かなり入郷方面にインターから入るわけです。現在は市道がありますけれども、市道も曲がりくねって大変なので、日向入郷の市町村からも、このバイパスの延伸につい

て要望がございますが、この件について県土整備部長、お答えをいただきたいと思います。

○県土整備部長（山田康夫君） 日向インターチェンジから西側の入郷方面への道路計画につきましては、東九州自動車道門川—西都間の供用後の市道を含めた周辺道路の利用状況、こういったものを見きわめた上で判断したいと考えております。

○黒木覚市議員 以上ですべての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○坂口博美議長 以上で一般質問はすべて終了いたしました。

◎ 議案に対する質疑

○坂口博美議長 ここで、今回提案されております議案に対する質疑の通告がありますので、発言時間を10分以内として、これを許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告をいたしておりましたので、提出議案に対する質疑をさせていただきます。また、きょうの一般質問と重なる部分もありますけれども、既に通告しておりましたので、そのまま質疑をさせていただきます。

では、一般会計補正予算第1号について数点、質疑をさせていただきます。

まず、総務費で、新規事業の広域ブロック自立施策推進調査事業に1,091万9,000円が計上されています。その事業内容とどのような目的で行われるのかを伺いたいと思います。

次に、商工費で、20億1,000万円が計上されております、みやざき農商工連携応援ファンド創設事業について伺います。同事業の概要と、具体的にはどのような事業を対象とするのか、また、事業規模によらず単に個人が行う事業も対

象としているのか、その利用形態と申しますか、その条件などを示していただきたいと思っております。そしてまた、今回の事業の効果をどのように見ているのか伺いたいと思っております。

次に、原油・配合飼料価格高騰に対する緊急支援について伺います。今回、農林水産業費の元気みやざき園芸産地確立事業で、省エネ対策として、内張二層カーテンに対する助成に6,255万円を補正計上しておりますが、この事業がどの程度の需要を見込んでの予算であるのか、それは全体の何割くらいをカバーすることになるのか伺います。また、今回の原油高騰では、施設園芸農家は、規模の差はあれ、一様に被害を受けているわけですが、生産農家は、自己資金がなければこの省エネ対策の支援事業を利用することはできません。農家の負担はどの程度になるのか伺いたいと思っております。

また今回、利子補給の債務負担行為で4,607万円を補正計上し、融資枠の創設や追加を行って金利負担の軽減を図るとしてはありますが、現在の利用者数やその状況、また新たな利用をどの程度見込んでおられるのか、農業者、漁業者の資金需要に対応できる十分な予算なのか、お伺いをしたいと思います。

次に、教育費で、新規事業のスクールソーシャルワーカー配置事業に546万7,000円を計上しておりますが、この事業の内容、配置人員数及びその雇用形態について伺います。また同じく、理科支援員等配置事業に1,167万2,000円が計上されておりますが、今回、補正で上げた理由、また配置人員数、雇用形態についても伺いたいと思っております。

以上で壇上からの質疑を終わります。〔降壇〕

○県民政策部長（丸山文民君）〔登壇〕 お答

えします。

広域ブロック自立施策推進調査事業についてであります。まず、事業の目的についてありますが、これから本格的な少子高齢・人口減少時代を迎えようとする中、社会の活力を維持するとともに、自立可能な市町村圏を確立していくための方策について調査研究を行うこととしております。また、その内容であります。地方拠点都市を中心とした、より広い圏域における人口動態等の実態把握や課題の整理を行うとともに、関係市町村と協議しながら、中心市と周辺市町村との連携による住民サービスのあり方などを検討することといたしております。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（高山幹男君）〔登壇〕

お答えいたします。

農商工連携応援ファンド事業についてであります。この事業は、総額25億円の基金を県産業支援財団に造成し、その運用益を財源として、県内の農林漁業者と中小企業者の連携体が取組む事業に対して支援を行うものであります。対象となる事業は、加工食品などの新商品・新サービスの開発等の取り組みや、農林水産物の生産や加工に必要な機械、生産システムの開発・研究等であります。助成対象者は、県内の農林漁業者と中小企業者の連携体としておりますが、それを構成する事業者については、個人であっても可能であります。事業規模については、できるだけ多くの案件を支援する観点から、来年4月の公募開始に向けて、今後検討してまいりたいと考えております。最後に、事業効果といたしましては、農林水産物の高付加価値化や生産技術の効率化が一層進展するとともに、事業者の経営の改善や向上が図られ、本県経済の活性化につながるものと期待していると

ころであります。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（後藤仁俊君）〔登壇〕 まず、内張二層カーテンについてでございます。この内張二層カーテンにつきましては、県内の需要量を調査いたしました結果、約100ヘクタールの整備要望があり、6月から実施しております既存事業に、今回の補正を合わせ、十分対応できるものと考えております。その結果、要望が多いピーマンでは、全体の24%程度の普及率を見込んでおります。さらに、内張二層カーテンの整備には、10アール当たり約50万円程度を見込んでおり、県の補助率3分の1に市町村の補助率を上乗せいたしまして、生産者の負担は2分の1を予定いたしております。

次に、債務負担の関連でございますが、今回、原油・配合飼料価格高騰による影響緩和対策といたしまして、新規の緊急支援資金で2事業、既存資金の拡大で2事業をお願いいたしております。新規の家畜飼料特別支援資金につきましては、今年度約70件、それから、水産関係の省エネルギー推進緊急対策資金につきましては、約30件の需要を見込んでおります。既存資金の農業災害緊急支援資金及び漁業近代化資金につきましては、これまでそれぞれ、農業で121件、それから漁業のほうで6件の融資実績でございます。なお、資金の融資枠につきましては、それぞれの事業目的や融資機関の需要見込み額等の調査を勘案したものでございまして、農業者、漁業者の需要には対応できるものと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、スクールソーシャルワーカー配置事業についてであります。この事業は、文部科学省からの委託事業であり、社会福祉士や精神保健

福祉士の有資格者などをスクールソーシャルワーカーとして雇用し、家庭環境に起因する不登校や虐待など、学校だけでは対応が困難な事例に対して、関係機関相互の連絡体制を整え、児童生徒が置かれたさまざまな環境の問題の改善を図るものであります。雇用形態は非常勤で、7名を配置するものであります。

次に、理科支援員等配置事業についてであります。この事業は、科学技術振興機構からの追加委託を受け、新たに小学校17校に理科支援員を配置するものであります。雇用形態は非常勤で、16名を配置するものであります。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。今回、補正での助成や支援については効果的に活用されることを期待して、ほかの議案については常任委員会その他で深めさせていただきます。ありがとうございました。

○坂口博美議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終了いたしました。

◎ 議案第18号及び第19号採決

○坂口博美議長 ここで、さきに提案のありました教育委員会委員の任命の同意についての議案第18号及び第19号を一括議題といたします。

お諮りをいたします。

両案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定をいたしました。

質疑並びに討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第18号及び第19号について、一括してお諮りいたします。

両案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、両案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第 1 号から第17号まで及び請願委員会付託

○坂口博美議長 次に、今回提案されました議案第 1 号から第17号までの各号議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託をいたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

明日27日から10月 2 日までは、常任委員会及び特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、10月 3 日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時56分散会

10月3日（金）

平成 20 年 10 月 3 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 凶師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 31 番 井本英雄 (同)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 浜砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 46 番 水間篤典 (同)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)

- 49 番 米良政美 (自由民主党)
- 50 番 坂元裕一 (同)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|---|---|
| 知事
副知事
県民政策部長
総務部長
福祉保健部長
環境森林部長
商工観光労働部長
農政水産部長
県土整備部長
会計管理者
企業局長
病院局長
財政課長
教育委員長
教育長
公安委員長
警察本部長
人事委員長
代表監査委員 | 東国原英夫
河野俊嗣
丸山文民
山下健次
宮本尊一
高柳憲一
高山幹男
後藤仁俊
山田康夫
長友秀隆
日高幸平
甲斐景早
西野博之
江藤利彦
渡辺義人
田代知代
相浦勇二
黒木奉武
城倉恒雄 |
|---|---|

事務局職員出席者

- | | |
|--|---|
| 事務局 長
事務局 次長
総務課 長
議事課 長
政策調査課 長
議事課長補佐
議事担当主幹
議事課主査
議事課主査 | 石野田幸蔵
弓削孝幸
田原新一
富永博章
桑山秀彦
孫田英美
日高賢治
山中康二
隈元淳二 |
|--|---|

◎ 常任委員長審査結果報告

○坂口博美議長 ただいまの出席議員45名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第1号から第17号までの各号議案並びに請願第10号及び継続審査中の請願を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、外山衛委員長。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件及び新規請願1件の計6件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願3件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。なお、請願第6号については賛成多数により、その他の議案及び請願については全会一致により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

今回の補正は、公共事業等の国庫支出金の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであり、61億3,800万円余の増額補正となっております。補正予算に要する歳入財源につきましては、国庫支出金22億4,200万円余、繰越金24億8,300万円余、県債10億8,100万円余が主なものとなっております。この結果、補正後の一般会計の予算額は5,652億2,000万円

余となります。

このうち、県民政策部所管の予算につきましては、1,700万円余の増額補正であり、これは国庫補助や委託の決定等に伴うもので、補正後の予算額は99億6,000万円余となります。

また、総務部所管の予算につきましては、17億8,200万円余の増額補正であり、これは県債管理基金の積み立てに要する経費並びに税及び税外収入の還付等に要する経費等で、補正後の予算額は1,355億5,000万円余となります。

次に、議案第17号「国土利用計画(宮崎県計画)の変更について」であります。

総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする同計画の変更に関して、複数の委員より、低・未利用地となった農地等の活用方策等を中心に質疑がありました。

この中で委員より、「都市近郊の農地と宅地が混在する地域においては、集落の機能が低下しているにもかかわらず、各種土地利用に関する法律の規制のもと、所有者みずから活用すべからぬ低・未利用地となった農地等が点在している。県土利用の基本となる国土利用計画において、これらの低・未利用地をどのように活用すべきか、その方策等について検討すると同時に、問題として提起すべきではないか」との質疑があり、当局より、「具体的な土地利用については、各種土地利用に関する法律に基づくこととなるが、国土利用計画が土地利用の基本計画であることから、その運用等については、イニシアチブを発揮して調整並びに指導を行いたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、国土利用計画が、真に行政上の指針として、また、各種土地利用に関する計画の上位計画として、土地の有効活用等について積極的に対応すべきであると

の観点から、「議案第17号「国土利用計画（宮崎県計画）の変更について」に係る附帯決議」を提出することを全会一致で決定いたしましたので、議長においてよろしくお取り計らいいただくようお願いいたします。

次に、職務に関する不当な働きかけ取扱要領の改正についてであります。

当局より説明のあったこのことに関して、複数の委員より多くの意見が出されました。主な意見としましては、次のとおりであります。

一、不当な働きかけと思われる行為を受けたときには対応記録票を作成することとなっているが、対応する職員の感じ方一つで取り扱いが変わる可能性もあり、基準としてあいまいではないか。

一、不当な働きかけがあったとしても、公務員としてそれを断ればよいのであって、職員に対する内規としてはレベルが低いのではないか。

一、県勢発展、県民福祉の向上のため、県議会議員、県民、県職員は、時には激しい議論を交わすことも必要と考えるが、この内規が運用されることで、お互いにぎくしゃくし、その機会が失われていくのではないか。

一、一企業の利益に関することであっても、職務上知っておくべき情報もあると考えるが、県民等との情報共有という面で支障が出てくるのではないか。

一、対応記録票が、「職務に関する不当な働きかけ」と「要望等」を兼ねた様式となっているが、不当な働きかけに該当しない要望等であっても、この様式を使用するのは問題である。

このほか、「議員活動に対する制限ではないか」との意見もありましたが、当委員会といた

しましては、この内規により、県職員が県議会議員、県民に対して内向きとならないよう、状況に応じて内容について検証を行うとともに、その運用に関しては適切に行っていただくよう要望いたします。

次に、県議会と県当局との関係についてであります。

県議会と県当局はこれまで、お互いに切磋琢磨しながら、かんかんがくがくの議論を重ねて県勢発展のために尽くしてまいりました。しかしながら最近では、県政に関する重要な情報であっても、県議会に報告されない、または報告がおくれるといった状況が目立っており、チェック機関である県議会の役割が軽視されているのではないかと感じざるを得ません。県当局の方々は、県議会との関係をたびたび車の両輪に例えられますが、本当にそのように考えておられるのか疑問であります。

このようなことから、当委員会としましては、県当局が、県民の代表である県議会の役割を再認識していただき、県民福祉の向上という共通の目的を実現するため、さまざまな県政課題等に対してお互いに議論を尽くすよう、強く要望いたします。

次に、「郵政民営化法の見直しに関する意見書」についてであります。

郵便、郵便貯金、簡易保険のいわゆる郵政3事業は、郵政民営化法に基づき、昨年10月1日、4社に分社化されました。

郵政民営化法には、郵便局の設置のほか、郵便事業に関してはユニバーサルサービスが明記されているものの、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の業務に関しては、ユニバーサルサービスについて何ら規定がなされていないのが現状であります。

加えて、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の業務が郵便局へ委託されるのは10年間のみで、その後については、法律上、何も保証されておらず、特に郵便局以外の金融機関のない地方に暮らす住民にとっては、生活上の大きな不安となっております。

このようなことから、国に対して、郵便局において、郵便、郵便貯金、簡易保険の3事業が一体となったサービスを将来にわたり確実に受けられるよう、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の業務にユニバーサルサービスを義務づけるなど、郵政民営化法の見直し等必要な措置を講じることを強く要望するものであります。

以上、意見書の提出につきましては、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただくようお願いいたします。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外「県民政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、厚生常任委員会、権藤梅義委員長。

○権藤梅義議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第5号外3件の計4件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。なお、このうち請願第5号については賛成多数により、

その他の議案につきましては全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第5号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、保健師助産師看護師法の一部が改正され、行政処分を受けた准看護師に対する再教育研修を実施することに伴う所要の改正であります。

このことについて、委員より、再教育研修の趣旨について質疑があり、当局より、「再教育の目的は、職業倫理及び一定の知識や技術を確認するとともに、患者に対し医療サービスを安全に提供するといった看護師等として果たすべき責務の自覚を促し、復帰後の業務の適正な実行に導くことによって、国民の医療への信頼を確保することである」との答弁がありました。

次に、議案第10号「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例」についてであります。

従来は、食品に起因する健康被害を確認した医師には、最寄りの保健所長に届け出る義務がありました。今回、さらに食中毒について早期に探知し、被害拡大防止対策を迅速に講じるため、食品を製造、加工、輸入している営業者に保健所長への報告義務を課するものであります。

このことについて、委員より、営業者が報告しなかった場合について質疑があり、当局より、「今回追加する基準に違反した場合は、営業停止等の行政処分を行うことになる。さらに、行政処分に違反して営業した場合は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金を科することになる」との答弁がありました。

次に、県立宮崎病院こころの医療センターについてであります。

このことについて、委員より、センター建設の進捗状況及び医師確保について質疑があり、当局より、現在、本体建設工事に着手しており、年度内には完了した上で機器等の移転を行い、21年度のできるだけ早期に開設を目指していること、また、現在の富養園は宮崎大学からの派遣を中心に医師5名を擁していることから、基本的には大学の協力をいただきながら、センター開設に対応できるよう最大限の努力をしているとの説明がありました。

次に、三笠フーズ事故米不正流通事案についてであります。

これは、熊本県の2業者から3つのルートを紹介して、県内の製粉業者、食品卸業者、菓子製造業者に対し、事故米または事故米を混ぜたらしくん粉が流通・販売されていることが判明したものであります。現在、すべての調査を終了し、残っていたらしくん粉はすべて自主回収され、また、それを使用して製造した菓子類も自主廃棄されており、県内には事故米に関連する食品は全く流通しておらず、去る9月22日には、農政水産部、商工観光労働部と共同で記者会見を行ったとの説明がありました。

このことについて委員より、「行政としては、事実を公表することは大切なことであるが、一方で、消費者、菓子製造業者等の風評被害に対する支援、指導も行うべきではないか」との意見がありました。

当委員会といたしましては、食の安全・安心の確保のためには、食品衛生法上疑いがある食品は流通・販売させるべきではないとの観点から、関係機関と緊密な連携を図りながら、できる限り早い段階で迅速に検査する等、監視・検

査体制のより一層の充実強化を強く要望いたします。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外「福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、商工建設常任委員会、十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件の計3件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

このうち、商工観光労働部所管の予算については、20億1,000万円の増額補正であり、これは、「みやざき農商工連携応援ファンド創設事業」に伴うもので、補正後の予算額は435億7,600万円余となります。

この「みやざき農商工連携応援ファンド創設事業」は、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの融資や県内金融機関である宮崎銀行、宮崎太陽銀行及び宮崎県信用農業協同組合連合会の協力を得て、財団法人宮崎県産業支援財団に基金を造成するものであり、この基金の運用果実により、農商工連携事業に対し助成を行うこ

ととなっております。

この事業について委員より、「本県の豊富な農林水産資源を活用し、加工することにより付加価値を高められるなど、地域経済の活性化が非常に期待できる事業であるので、この事業がうまく生かし切れるように、関係部局との連携がスムーズに機能していくような体制で推進していただきたい」との要望がありました。

次に、県土整備部所管の予算については、20億3,400万円余の増額補正であり、これは国庫補助決定に伴うもの、地方道路整備臨時交付金決定に伴うもの等であり、補正後の予算額は885億5,100万円余となります。

この補正予算に関連して委員より、「県単工事の予算が年々先細りしているが、道路保全、河川環境整備などのような県民生活に関連するものについては、日々支障のないよう予算を確保し、適切に執行してほしい」との要望がありました。

次に、企業誘致の状況についてであります。

このことについて当局より、平成20年度の誘致件数が9月9日現在で12件との報告がありました。また、本年度8月末までに、誘致企業へのフォローアップ対策として116社を訪問している中で、工場等の増設や用地の確保等について、企業から意見、要望、相談等が44件あったとの説明を受けました。一方、県は市町村等と連携して、県外からの新規誘致を図るため、県内21カ所、総面積約126ヘクタールの工業団地等を企業に紹介しているとのことでした。

県当局におかれましては、今後、本県へ1社でも多く誘致できるように、今までの誘致活動について分析を行い、所管部局内はもとより、県庁内組織も横断的な連携で取り組むとともに、企業ニーズを的確に把握しながら、企業誘

致の推進にさらに努力していただくよう要望いたします。

次に、新規雇用創出1万人についてであります。

新規雇用創出数の定義については、当委員会として県民にわかりやすく明示するよう要望しておりましたが、今回、当局より、「正社員、雇用期間が6カ月以上の非正規社員、創業、自営業によるものということで限定し、雇用期間が6カ月未満の非正規社員は含めない」ということで定義され、平成19年度の県の施策により創出された新規雇用等として確認された人数は1,640人との報告がありました。

一方で、宮崎労働局のデータによると、建設業からの離職者数が多くなっていることが想定されるところであります。当局におかれましては、このような状況についても把握しながら、適切な離職者への対応をとっていただくよう要望いたします。

次に、建設工事等に係る予定価格の事後公表の試行についてであります。

このことについて、当局より、改めて綱紀保持の徹底など職員の意識改革を図りながら試行し、来年度以降の方針については、今年度末までにその効果を多角的に検証を行い決定するとの説明がありましたが、委員より、「方針の決定については、2月議会の当委員会の審議に間に合うようお願いしたい」との要望がありました。

また、このことに関連して、10月1日より、入札公告を行うすべての建設工事において工事費内訳書の提出が必要となりました。この件については、議会に報告されるべき重大な事項であるにもかかわらず、9月29日、30日で開催された商工建設常任委員会及び環境農林水産常任

委員会において報告されなかったことから、急遽、10月2日に両委員会による合同審査会を開催いたしました。

この合同審査会における委員質疑において、工事費内訳書を提出させる意義や入札参加者の負担増、さらには業界への周知徹底など、さまざまな議論が交わされましたが、県庁ホームページにおける告知内容が不十分で修正を余儀なくされたことや、各土木事務所から関係業者への周知が完全に終了していないこと等、多くの問題点が明らかになりました。

このことについて当局より、「入札制度改革を進めていく上で、二度とこのようなことのないよう、議会並びに関係業界への周知等について十分留意してまいりたい」との反省の答弁がありました。

当委員会といたしましては、本件に関して、通常審査が終了したにもかかわらず合同審査会を開催せざるを得なくなった状況について、当局が深く反省するとともに、これを契機に入札制度改革を進めるに当たっては、関係業界に対して十分な理解を求めるなど、真摯な態度で取り組むことを強く要望するものであります。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、環境農林水産常任委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で2,800万円余の増額補正であり、その主な内容は道整備交付金事業等の国庫補助決定等に伴うもので、補正後の一般会計予算額は237億300万円余となります。また、特別会計では、拡大造林事業特別会計において4,000万円余の増額補正であり、補正後の特別会計予算額の合計は6億5,500万円余となります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた環境森林部の補正後の予算額は243億5,800万円余となります。

このうち、水と緑の森林づくり推進事業費についてであります。

これは、県民参加による植栽や下刈りなどの活動を行う森林づくり県民ボランティアの集い等に要する経費であります。今回、企業から森林づくりに役立ててほしいと寄附があったことから、県民参加の森林づくり活動に必要な経費を増額するものであります。

このことについて委員より、「厳しい財政状況の中で、緊急性や重要性などを考慮し査定された結果、当初予算は計上されている。寄附者の意向に沿う事業について補正予算を計上する場合でも、ほかに優先すべき事業がないかなど、十分な検討が必要ではないか」との意見がありました。

また、別の委員より、「県職員が植栽等のボ

ランティアに率先して参加する機運を高めていただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で2億4,300万円余の増額補正であり、その主なものは、重油・飼料価格高騰に係る緊急対策等に伴うもので、補正後の一般会計予算額は426億7,700万円余となります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた農政水産部の補正後の予算額は432億2,300万円余となります。

このうち、元気みやざき園芸産地確立事業についてであります。

これは、重油価格高騰による暖房コストの上昇で農家経営が圧迫されていることから、高い省エネ効果が期待される内張二層カーテンの重点的な整備を支援し、園芸産地の維持発展を図るものであります。

このことについて、委員より、「内張二層カーテンは、湿度の上昇による病虫害の発生が懸念されるが、どのような対策を行っているのか」との質疑に対し、当局より、「適正な温度管理や循環扇の活用など、栽培管理についての技術員研修を実施するとともに、市町村、JA等関係機関と連携して、農家への指導徹底を図っている」との答弁がありました。これに対し、委員より、「湿度を抑えるための抜本的な対策が必要であり、試験場などの試験研究機関とも連携して取り組んでいただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「事業に伴う農家負担については、支払いの時期等、経済的負担にならないよう、関係機関等への指導をお願いしたい」との要望がありました。

次に、エコクリーンプラザみやざき問題につ

いてであります。

このことについて当局より、「現在、外部調査委員会において、浸出水調整池の機能回復のための工法等の検討を行うとともに、建設当時公事に在籍した職員や施工業者等から事実聴取を行うなど、原因の究明及び責任の所在についても調査しており、問題解決に向けた取り組みを進めている。浸出水調整池の機能回復については、地質調査の結果を踏まえ、10月には外部調査委員会としての見解が示される予定であり、また、塩濃度が高く、うまく機能していない浸出水処理システムの原因究明及びその対策については、年内、遅くとも年明けに報告される最終報告書において見解が示される予定である」との説明がありました。

このことについて委員より、「外部調査委員会における調査の状況等については、なるべく早く県民に示すことができるよう努めていただきたい」との要望がありました。また、別の委員より、「地元から地域振興事業の推進について要望が出されているが、地域振興事業の所期の目的が達成できるよう、十分な対応をお願いしたい」との要望がありました。

次に、木質バイオマスの利用拡大についてあります。

このことについて当局より、「木質バイオマスの利用をテーマとしたシンポジウムを開催し、関係団体や民間等への普及啓発を図るとともに、伐採現場で発生する林地残材の効率的な収集・運搬システムの検討を進めている」との説明がありました。

これに対し委員より、「県の機関等においても木質ペレットのストーブを設置するなど、県民の目に触れる機会をつくり、木質バイオマスの利用拡大を図っていただきたい」との要望が

ありました。

また、別の委員より、「木質ペレットを使った暖房機による環境への影響について、県としても把握すべきではないか」との意見がありました。

次に、早期水稲被害緊急対策事業の実施状況についてであります。

このことについて委員より、「温暖化が進行しており、平成19年産米のときのような状況が今後も起こり得ることが予想されることから、農業共済制度品質方式の加入促進に努めていただきたい」との要望がありました。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、文教警察企業常任委員会、押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件であります。慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致により、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

このうち、教育委員会の補正予算についてであります。

1,900万円余の増額補正であり、補正後の一般

会計予算額は1,158億100万円余となります。その主な内容は、児童生徒の健全育成に要する経費について、国庫委託事業の決定があったことなどによるものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた教育委員会の補正後の予算額は1,160億2,800万円余となります。

その中のスクールソーシャルワーカー配置事業に関連して、委員より、「いじめ・不登校児童生徒の数を減らすことは非常に大変なことであると思うが、小学校低学年の段階から、人間を尊重するような教育に取り組んでいるのか」との質疑があり、当局より、「各学校でどんな取り組みをするかが大事になってくる。中には、スクールカウンセラーやスクールアシスタント等の活用により登校できるようになった児童生徒もおり、今後も学校、市町村と連携を図りながら、新たにスクールソーシャルワーカーも活用し、子供たちが健全な学校生活を送れるよう努めていきたい」との答弁がありました。

これに対し別の委員より、「スクールソーシャルワーカー配置事業は非常に有効な事業であり、だからこそ有能な人材を配置していただきたい。それとあわせて、現役世代の方が安心して勤務できるよう、手当等についても拡充させていくことを検討していただきたい」との要望がありました。

次に、公安委員会の補正予算についてであります。

250万円余の増額補正であり、補正後の一般会計予算額は293億円余となります。その内容は、本年7月に開催されました北海道洞爺湖サミットに出動いたしました機動隊員の超過勤務手当について、その手当額が確定したことによるものであります。

次に、議案第7号「教育関係の公の施設に関

する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、日南振徳高校の新設並びに日南工業高校、日南農林高校及び日南振徳商業高校の閉校に伴い、所要の改正を行うものであります。

このことに関連して、委員より、「新設される日南振徳高校の地域農業科については、どのような教育課程がイメージされているのか」との質疑があり、当局より、「日南という地域的な特色を生かし、マンゴー等の亜熱帯植物を対象とする農業について学ぶコースやグリーン活用コースなど、幾つかのコースを設けて、多様なニーズに対応する教育課程としたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「近隣には総合農業試験場亜熱帯作物支場等もあり、将来、県内一円から生徒が集まるような特化した学科を編成することについても検討していただきたい」との要望がありました。

次に、振り込め詐欺の検挙と抑止対策についてであります。

このことについて当局より、「本県においても、7月末現在で既に被害総額が昨年を上回っており、極めて深刻な状況である。より一層の検挙及び抑止を図るため、本年8月に振り込め詐欺撲滅総合対策推進本部を新たに設置し、関係機関とも連携しながら、振り込め詐欺撲滅に向けた警察活動の強化を行っている」との説明がありました。

このことについて、委員より、「金融機関においても、振り込め詐欺を防ぐためにATMの監視等を行っている。休日等については監視の目が行き届かない部分も多いと思われるが、休日を含めどのくらいの頻度で巡回を行っているのか」との質疑があり、当局より、「一般の警

察官においても、警らの途中など可能な限りATM設置箇所への立ち寄り警戒を実施するなど、犯罪被害の抑止に努めている」との答弁がありました。

次に、県立学校の地区生徒寮についてであります。

このことについて、委員より、「あいている部屋があるとのことであるが、私立高校の生徒については入寮することはできないのか」との質疑があり、当局より、「もともとの設置の趣旨は、地理的に通学ができない県立高等学校生徒に対する対策であるが、今後十分に研究してみたい」との答弁がありました。

これに対し別の委員より、「私立学校の生徒、保護者のニーズを踏まえた上で、私立県立に関係なく生徒寮が利用できるよう、早急に検討していただきたい」との要望がありました。

最後に、当委員会が継続審査と決定した案件の外「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で、各常任委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○坂口博美議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、これを許可します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。今議会に提出されました議案に対する討論を行います。

まず、議案第3号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」に反対の立場から討論いたします。

同議案は、ことし4月に行われた地方税法の改正とあわせて「地方法人特別税等に関する暫定措置法」が創設されたことにより、法人事業税の税率を引き下げる等の改定を行うというものです。

ことし4月の国会で、都道府県の基幹税である法人事業税の税率を引き下げ、その相当分を「地方法人特別税」として国税化し、その収入額に相当する額を「地方法人特別譲与税」として都道府県に配分する仕組みが新たにつくられました。

今回のこの措置は、都道府県の税収格差の是正を目的とし、本県も増収が見込まれており、この増収に反対するものではありません。

しかし、地方税を国税にかえて再配分することは、税源移譲の流れに反するものと言わなければなりません。

政府は、三位一体の改革で地方交付税を大幅に削減しながら、税源移譲は極めて不十分、こうしたことが地方財政を窮地に立たせています。

本来、この地方交付税こそもとに戻して、財政の安定を図るべきであって、税源の格差是正を口実に、税体系そのものを崩すような方策はとるべきではないと思います。

最後に、今議会にも一部かかわる地方税法の改正の問題についてですが、その中で、65歳以上の公的年金受給者から、県民税も含まれる個人住民税を09年10月支給分から天引きする特別

徴収制度導入が決められました。本人の意向を無視したやり方へ怒りが広がっていますが、こうし地方税法の改正の問題点もあわせて指摘しておきたいと思います。

次に、請願についてです。

継続審査となりました請願第5号「後期高齢者医療制度の充実を求める請願」及び第6号「保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済を保険業法の適用除外へと求める請願」の採択を求めるものです。いずれの請願も、前回に引き続き継続審査となっています。

しかし、後期高齢者医療制度は、4月の実施以来、ますます国民の怒りが広がる中、新政権において見直しをせざるを得ない事態ともなっています。制度が運用されている以上、高齢者のだれもが安心して医療が受けられるよう、制度の充実を求める請願者の意思を十分尊重し、採択を。

また、保険業法の見直しについても、構成員の相互扶助を図るために自主的につくられた団体共済を企業型保険と同列に扱うこと自体、道理のないことであり、団体共済を保険業法の適用から外すよう求めた同請願も速やかに採択することを強く求めるものです。

以上、述べまして討論といたします。〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第3号採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、議案第3号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○坂口博美議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第1号、第2号、第4号から
第10号まで及び第15号から第17号まで
採決

○坂口博美議長 次に、議案第1号、第2号、第4号から第10号まで及び第15号から第17号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願1件採決

○坂口博美議長 次に、請願第10号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第5号及び第6号について一括お諮りいたします。

両請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○坂口博美議長 起立多数。よって、両請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読いたさせます。

[事務局長朗読]

平成20年10月3日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 議会運営委員長 丸山 裕次郎
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

議会の議員の給与等に関する条例等の一部
を改正する条例

議員発議案第2号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則
議員発議案第3号

地域における雇用・就業対策の拡充強化を
求める意見書

議員発議案第4号

第8回都道府県議会議員研究交流大会への
議員の派遣

平成20年10月3日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 総務政策常任委員長 外山 衛
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に
より提出します。

記

議員発議案第5号

郵政民営化法の見直しに関する意見書

議員発議案第6号

議案第17号「国土利用計画（宮崎県計画）
の変更について」に係る附帯決議

◎ 議員発議案第1号から第6号まで

追加上程、採決

○坂口博美議長 ただいま朗読いたしました議
員発議案第1号から第6号までの各号議案を日
程に追加し、議題とすることに御異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、その
ように決定いたしました。

各号議案については、会議規則第39条第2項
及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員
会の付託を省略して直ちに審議することに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、その
ように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第6号までの各号議案
を一括お諮りいたします。

各号議案は、原案のとおり可決することに御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よっ
て、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○坂口博美議長 以上で、今期定例会の議事は
すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成20年9月定例県議会
を閉会いたします。

午前10時53分閉会

資 料

平成20年9月定例県議会日程

22日間

月日	曜	区分	議事	備考	
9. 12	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30	
13	土		(閉 庁 日)		
14	日				
15	月		(閉 庁 日) 敬老の日		
16	火	休 会	(議 案 調 査)	代表質問通告締切 12:00	
17	水			一般質問通告締切 12:00	
18	木	本会議	代 表 質 問	議会運営委員会 9:30	
19	金				
20	土		(閉 庁 日)		
21	日				
22	月	本会議	代 表 質 問	請願締切 12:00	
23	火		(閉 庁 日) 秋分の日		
24	水	本会議	一 般 質 問		
25	木			議員発議案締切 17:00 (会派提出)	
26	金			議会運営委員会 9:30	
27	土		(閉 庁 日)		
28	日				
29	月	休 会	常 任 委 員 会		
30	火			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)	
10. 1	水			特 別 委 員 会	議会運営委員会
2	木			特 別 委 員 会 (議 事 整 理)	
3	金	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30	

2 1 5 - 7 4 4
平成20年9月12日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



議案の送付について

平成20年9月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第1号 平成20年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)
- 議案第2号 平成20年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第3号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 宮崎県独立行政法人緑資源機構事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する
条例
- 議案第5号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整
備に関する条例
- 議案第10号 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 平成19年度宮崎県電気事業会計決算の認定について
- 議案第12号 平成19年度宮崎県工業用水道事業会計決算の認定について
- 議案第13号 平成19年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について
- 議案第14号 平成19年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について
- 議案第15号 工事請負契約の変更について
- 議案第16号 民事訴訟事件の和解について
- 議案第17号 国土利用計画(宮崎県計画)の変更について

(文書取扱 財政課)

2 1 5 - 7 6 2

平成20年9月18日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



議案の送付について

平成20年9月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

議案第18号 教育委員会委員の任命の同意について

議案第19号 教育委員会委員の任命の同意について

(文書取扱 財政課)

代表質問時間割

9月18日(木)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
1	自由民主党	蓬原 正三	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	丸山裕次郎	13:00~15:00	

9月19日(金)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
3	社会民主党	鳥飼 謙二	10:00~11:50	休憩
4	愛みやざき	函師 博規	13:00~14:40	

9月22日(月)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
5	民 主 党	田口 雄二	10:00~11:30	休憩
6	公 明 党	長友 安弘	13:00~14:30	

* 党派別の質問時間

自由民主党	120分以内
社会民主党	55分以内
愛みやざき	50分以内
民 主 党	45分以内
公 明 党	45分以内

一般質問時間割

9月24日(水)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
1	愛みやざき	西村 賢	10:00~11:00	
2	自由民主党	河野 安幸	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	横田 照夫	13:00~14:00	
4	自由民主党	宮原 義久	14:00~15:00	休憩
5	自由民主党	外山 三博	15:10~16:10	

9月25日(木)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
6	民 主 党	井上紀代子	10:00~11:00	
7	自由民主党	井本 英雄	11:00~12:00	休憩
8	自由民主党	外山 衛	13:00~14:00	
9	自由民主党	中野 廣明	14:00~15:00	休憩
10	社会民主党	高橋 透	15:10~16:10	

9月26日(金)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
11	社会民主党	外山 良治	10:00~11:00	
12	公 明 党	河野 哲也	11:00~12:00	休憩
13	無所属の会	川添 博	13:00~14:00	
14	自由民主党	黒木 覚市	14:00~15:00	

* 1人当たりの質問時間 30分以内

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成20年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)	可決		可決	可決	可決
第2号	平成20年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)				可決	
第3号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				
第4号	宮崎県独立行政法人緑資源機構事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例				可決	
第5号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例		可決	可決		
第6号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第7号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例					可決
第8号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決	可決		可決	
第9号	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	可決				
第10号	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例		可決			
第11号	平成19年度宮崎県電気事業会計決算の認定について					継続
第12号	平成19年度宮崎県工業用水道事業会計決算の認定について					継続
第13号	平成19年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について					継続
第14号	平成19年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について		継続			
第15号	工事請負契約の変更について			可決		
第16号	民事訴訟事件の和解について					可決
第17号	国土利用計画(宮崎県計画)の変更について	可決				

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第4号	高鍋土木事務所存続に関する請願	継続				
第5号	後期高齢者医療制度の充実を求める請願		継続			
第6号	保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済を保険業法の適用除外へと求める請願	継続				
第7号	串間土木事務所存続に関する請願	継続				
第9号	「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願			継続		
第10号	郵政民営化法の見直しに関する請願	採択				

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成20年9月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	請願第4号 高鍋土木事務所存続に関する請願 請願第6号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済を保険業法の適用除外へと求める請願 請願第7号 串間土木事務所存続に関する請願 県民政策及び行財政対策に関する調査	慎重な審査 ・調査を要するため
厚生常任委員会	議案第14号 平成19年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について 請願第5号 後期高齢者医療制度の充実を求める請願 福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査	慎重な審査 ・調査を要するため
商工建設常任委員会	請願第9号 「宮崎県中小企業振興基本条例(仮称)」の制定を求める請願 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	慎重な審査 ・調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	議案第11号 平成19年度宮崎県電気事業会計決算の認定について 議案第12号 平成19年度宮崎県工業用水道事業会計決算の認定について 議案第13号 平成19年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	慎重な審査 ・調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第 1 号	平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第 1 号）	10月 3 日・可 決
〃 第 2 号	平成20年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃
〃 第 3 号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第 4 号	宮崎県独立行政法人緑資源機構事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第 5 号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第 6 号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第 7 号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第 8 号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第 9 号	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	〃
〃 第10号	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第11号	平成19年度宮崎県電気事業会計決算の認定について	10月 3 日・継 続
〃 第12号	平成19年度宮崎県工業用水道事業会計決算の認定について	〃
〃 第13号	平成19年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について	〃
〃 第14号	平成19年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	〃
〃 第15号	工事請負契約の変更について	10月 3 日・可 決
〃 第16号	民事訴訟事件の和解について	〃
〃 第17号	国土利用計画（宮崎県計画）の変更について	〃
〃 第18号	教育委員会委員の任命の同意について	9 月26日・同 意
〃 第19号	教育委員会委員の任命の同意について	〃
議員発議案 第 1 号	議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	10月 3 日・可 決
〃 第 2 号	宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
議員発議案 第3号	地域における雇用・就業対策の拡充強化を求める意見書	10月3日・可 決
" 第4号	第8回都道府県議会議員研究交流大会への議員の派遣	"
" 第5号	郵政民営化法の見直しに関する意見書	"
" 第6号	議案第17号「国土利用計画（宮崎県計画）の変更について」に係る附帯決議	"

議員発議条例、意見書、決議文、その他

議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(議会の議員の給与等に関する条例の一部改正)

第一条 議会の議員の給与等に関する条例(昭和三十二年宮崎県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第二条の見出し中「報酬」を「議員報酬」に改め、同条第一項中「報酬」を「議員報酬」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、議員が議長又は副議長の職にある間は、多額の方を支給する。

第二条第二項中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第三条の見出しを「(議員報酬と他の報酬との併給)」に改め、同条中「報酬を」を「議員報酬と当該他の非常勤の職に係る報酬を」に改め、ただし書を削る。

第四条第二項中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

第五条第一項第二号中「及び扶養親族移転料」を「並びに扶養親族移転料」に改め、同条第二項中「別表第一の一」を「法別表第一の一」に改め、同条第三項中「又は委員会」を「委員会又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百条第十二項の規定に基づいて設けられた協議若しくは調整を行うための場」に改める。

第六条(見出しを含む。)中「報酬」を「議員報酬」に改める。

(宮崎県政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第二条 宮崎県政務調査費の交付に関する条例(平成十三年宮崎県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百条第十三項及び第十四項」を「第百条第十四項及び第十五項」に改める。

(附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十二年宮崎県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「基き」を「基づき」に、「第二百三条」を「第二百三条の二」に、「基く」

を「基づく」に改める。

(宮崎県特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第四条 宮崎県特別職報酬等審議会条例(昭和三十九年宮崎県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「報酬の」を「議員報酬の」に改める。

第二条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第五条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年宮崎県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定(議会の議員の給与等に関する条例(以下「議員給与条例」という。))第五条第三項の改正規定を除く。)による改正後の議員給与条例(以下「改正後の議員給与条例」という。)、第二条の規定による改正後の宮崎県政務調査費の交付に関する条例、第三条の規定による改正後の附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例、第四条の規定による改正後の宮崎県特別職報酬等審議会条例及び第五条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「改正後の公務災害補償条例」という。)の規定は、平成二十年九月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の議員給与条例及び改正後の公務災害補償条例の規定を適用する場合において、平成二十年九月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に第一条の規定による改正前の議員給与条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の議員給与条例の規定に基づいて支給された議員報酬とみなす。

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

宮崎県議会会議規則（平成十年宮崎県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中	「第十五章 議員の派遣（第二百二十条）」	「第十五章
	第十六章 補則（第二百二十一条）」	第十六章
		第十七章

協議又は調整を行うための場（第二百二十条）

議員の派遣（第二百二十一条）に改める。

補則（第二百二十二条）

第十六章中第二百二十一条を第二百二十二条とし、同章を第十七章とする。

第二百二十条第一項中「第百条第十二項」を「第百条第十三項」に改め、第十五章中同条を第二百二十一条とし、同章を第十六章とする。

第十四章の次に次の一章を加える。

第十五章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第二百二十条 法第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第120条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招集権者
全員協議会	県政の重要課題、議会の運営の基本的事項等に関する協議又は調整を行うこと。	全議員	議長
各会派代表者会議	県政の課題、議会の運営等に関する協議又は調整を行うこと。	議長、副議長及び各会派から選出された議員	議長
委員長会議	委員会の運営等に関する協議又は調整を行うこと。	議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び特別委員会委員長	議長
広報委員会	議会の広報の基本的事項に関する協議又は調整を行うこと。	副議長及び議会運営委員会を構成する会派から選出された議員	委員長
政策条例検討会議	議員が提案する条例に関する協議又は調整を行うこと。	議長、副議長及び議会運営委員会を構成する会派から選出された議員	議長
宮崎県議会公文書開示審査会	宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号。以下「条例」という。）の規定に基づく議会の保有する情報の公開に関する協議又は調整を行うこと。	条例第21条第2項の規定により指名された議員	会長
世話人会	一般選挙後、当該選挙による議員任期開始までの間において、議会の運営等に関する協議又は調整を行うこと。	議長、副議長、議長経験のある議員及び各会派から選出された議員	議長
議会運営臨時会議	一般選挙による議員任期開始から議会運営委員会が組織されるまでの間において、議会の運営等に関する協議又は調整を行うこと。	議長、副議長及び各会派代表者会議において選出された議員	議長

備考 招集権者が議長である場合において、議長及び副議長が選出されていないときは、事務局長が招集権者の職務を行う。

地域における雇用・就業対策の拡充強化を求める意見書

わが国の雇用環境は依然として厳しい情勢が続いており、非正規雇用の労働者が全体の3割を超えている。こうした状況の中で、非正規雇用と正規雇用との労働条件の格差を是正すること、日雇い派遣等の問題を抱える労働者派遣制度を見直すこと、長時間労働による心身の健康被害、過労死や過労自殺を防ぐために労働時間の短縮を図る対策を拡充すること、非正規雇用の割合が多い若年層に対して安定した就労に向けた支援をすること等が課題となっている。

人口減少時代の到来により労働力不足が危惧される中、雇用・就業対策は従来の縦割り行政のもとで行うのではなく、教育・労働・産業の各分野における人づくり政策、教育政策と連携を図った上で、地域の実態にあわせて総合的に推進する必要がある。

よって、国においては、下記の項目を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 パート社員、有期契約社員等の正規雇用への転換促進など、正規雇用を推進する施策を強化するとともに、正社員との間の合理的な理由のない格差を是正し、均等な待遇を実現すること。
- 2 一時的・臨時的雇用としての労働者派遣の原点に立ち返り、雇用が不安定で労働安全衛生管理などの使用者責任が不明確な日雇い派遣の改善を含め、制度の見直しを行うこと。
- 3 地域の雇用情勢に即した介護・医療・教育・環境・防災など公的分野での雇用拡大、新産業の育成やNPOの振興による雇用創出など地域主体の実効性ある雇用施策を実施すること。
- 4 育児介護休業について、特に有期雇用労働者の取得を推進するとともに、保育や学童保育の支援体制、働く親の仕事と家庭の両立を支援するための措置を拡充すること。
- 5 特に厳しい状況にある障がい者雇用について、障がい者法定雇用率達成に向けて厳正な運用を図るなど、障がい者雇用支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成20年10月3日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	麻 生 太 郎 様
財 務 大 臣	中 川 昭 一 様
厚 生 労 働 大 臣	舛 添 要 一 様
文 部 科 学 大 臣	塩 谷 立 様

第8回都道府県議会議員研究交流大会への議員の派遣

- 1 目的 議会改革の取組みや議会の監視機能及び立法機能の強化などについての意見交換
- 2 派遣場所 東京都
- 3 期間 平成20年11月21日（金）から
平成20年11月22日（土）まで
- 4 派遣議員 議会運営委員会において決定する11名以内

郵政民営化法の見直しに関する意見書

郵便、郵便貯金、簡易保険のいわゆる郵政三事業は、郵政民営化法に基づき、持ち株会社である日本郵政株式会社の下、平成19年10月1日、4社に分社化された。

民営化後の状況をみると、分社化の影響による「非効率的な業務内容」、「各種サービスの質の低下」及び「利用者の利便性の低下」が、都市、地方を問わず、全国の至るところで顕在化しており、国民の不安の声も聞かれるところである。

郵政民営化法には、郵便局の設置のほか、郵便事業に関してはユニバーサルサービスが明記されているものの、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の業務に関しては、ユニバーサルサービスについて何ら規定がされていないのが現状である。加えて、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の業務が、郵便局へ委託されるのは10年間のみで、その後については、法律上、何も保証されておらず、特に郵便局以外の金融機関のない地方に暮らす住民にとっては、生活上の大きな不安となっている。

よって、国においては、国民の利便性に支障を生じることなく、郵便局において、郵便、郵便貯金、簡易保険の三事業が一体となったサービスを、将来にわたり確実に受けられるよう、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の業務に対してユニバーサルサービスを義務付けるなど、郵政民営化法の見直し等必要な措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月3日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	江	田	五	月	様
内閣総理大臣	麻	生	太	郎	様
総務大臣	鳩	山	邦	夫	様

議案第17号「国土利用計画（宮崎県計画）の変更について」に係る附帯決議

国土利用計画は、国土利用計画法に基づき策定される、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする計画である。今般、議案第17号として提出された国土利用計画（宮崎県計画）においては、土地利用に関する大きな課題である農山漁村の耕作放棄地について、「農用地としての活用を積極的に図るとともに、それぞれの地域の状況に応じて施設用地、森林等農用地以外への転換による有効利用の促進を図る」との記載があり、低・未利用地への対応について一定の方向性が示されているところである。

しかしながら一方で、都市近郊の農地と宅地が混在する地域においては、各種の土地利用に関する法律の規制を受け、そのどちらにも活用できないまま、低・未利用地となった土地が点在し、地域の一体的発展を阻害するような状況が見られている。このため、これらの土地を有効活用する観点から、例えば、市街化調整区域における低・未利用地を、地域の実情に応じて今後いかに活用するのか、その方策について検討するとともに、合わせて各種土地利用制度の弾力的な運用についても積極的に検討する必要がある。

よって、県土利用の基本方向をまとめた国土利用計画（宮崎県計画）が真に行政上の指針となるよう、土地利用に関する各種法律の実際の運用に当たっては、その基本方向が十分に反映され、土地の有効活用が図られるよう検討すること。

以上、決議する。

平成20年10月3日

宮 崎 県 議 会

請 願 一 覽 表

総括表

委員会	請願		計	備考
	新規	継続		
総務政策	1	3	4	
厚生	—	1	1	
商工建設	—	1	1	
環境農林水産	—	—	—	
文教警察企業	—	—	—	
計	1	5	6	

新規請願

総務政策常任委員会

請願番号	請願第10号	受理年月日	平成20年 9月17日
請願者住所・氏名	宮崎市大字芳士919 宮崎県南部地区郵便局長会 副会長 高屋 一郎		
請願の件名	<p>郵政民営化法の見直しに関する請願 (理由)</p> <p>平成19年10月1日郵政民営化法に基づき、郵便、郵便貯金、簡易保険のいわゆる郵政三事業は、持ち株会社である日本郵政株式会社の下に、4つの会社（郵便事業会社・ゆうちょ銀行・かんぽ生命・郵便局会社）に分社化されました。</p> <p>この民営化に際し、政府は「郵政公社の4機能（窓口サービス、郵便、貯金、簡易保険）が有する潜在力が十分に発揮され、市場における経営の自由度の拡大を通じて、良質で多様なサービスが、安い料金での提供が可能となり、国民の利便性を最大限に向上させる」として、民営・分社化の正当性を国民に説いてきました。</p> <p>しかしながら、民営化スタート後の状況をみると、分社化されたことによる「非効率的な業務内容」や「各種サービスの質の劣化」「利用者の利便性の低下」が都市部、地方を問わず全国いたるところで顕在化しています。</p> <p>また、従来にも増して業務内容が複雑化されたことにより、簡易郵便局の閉鎖が全国規模で数多く発生しており、郵便局ネットワークの維持という面でも厳しい状況にあります。</p> <p>そんな中、金融2社（ゆうちょ銀行・かんぽ生命）の株式は、早ければ3年後には上場され、10年以内には完全売却が予定されています。</p> <p>郵政民営化法には、郵便局の設置と郵便事業については、ユニバーサルサービスが義務付けられていますが、ゆうちょ銀行とかんぽ生命については、ユニバーサルサービスに関して何ら義務はなく、郵便局会社への業務委託についても、10年間は委託義務が明記されていますが、その後については何ら明文化されたものはありません。</p> <p>つまり、ゆうちょ銀行、かんぽ生命が、株式上場され完全民営化されれば、利益追求のため、不採算地域から撤退していくことは明らかです。そうなれば、多くの地方で郵便局がなくなっていくこととなります。郵便局が生活インフラとしての唯一の金融機関である地方から金融機関が無くなり、金融排他地域が地方に数多く発生することとなります。このことは地方で生活するお客様</p>		

	<p>にとって大きな不安となっています。</p> <p>以上のことから、郵便、貯金、保険のサービスが将来とも郵便局において確実に提供されるように、法的な見直しが必要であると考えます。</p> <p>つきましては、下記の事項について、国会及び政府に対して意見書を提出していただきますよう強く要望し、請願するものがあります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>ゆうちょ銀行、かんぽ生命の金融2社についても、将来的に郵便局において確実にサービスを受けられ、国民生活の利便性に支障が生じないようユニバーサルサービスを義務付けるなどの法的な見直しを要望する。</p>
紹介議員	<p>外山 三博 福田 作弥 横田 照夫</p>
摘 要	

継 続 請 願

総務政策常任委員会

請願番号	請願第4号	受理年月日	平成19年12月7日
請願者 住所・氏名	児湯郡高鍋町大字北高鍋5138番地 高鍋商工会議所 会頭 黒木 敏之 児湯郡川南町大字川南13680番地1 川南町商工会 会長 津江 章男 児湯郡木城町大字高城4040番地1 木城町商工会 会長 小川 将士 児湯郡新富町富田南1丁目112番地2 新富町商工会 会長 中下 和幸 児湯郡都農町大字川北4874番地2 都農町商工会 会長 黒木 陸廣 児湯郡高鍋町大字北高鍋99番地1 児湯農業協同組合 代表理事組合長 金田 清夫 児湯郡川南町大字川南13658番地1 尾鈴農業協同組合 代表理事組合長 黒木 友徳 児湯郡川南町大字川南13554番地1 川南町区長（分館長）会 会長 菊知 嘉人 児湯郡木城町大字高城1227番地1 木城町自治公民館連絡協議会 会長 宮崎 勝正 児湯郡高鍋町大字蚊口浦23番地2 高鍋町自治公民館連絡協議会 会長 大山 三津夫 児湯郡新富町大字新田3455番地1 新富町区長会 会長 土屋 公俊 児湯郡都農町大字川北5575番地1 都農町自治会協議会 会長 竹田 達夫 児湯郡川南町大字川南17437番地4 川南漁業協同組合 代表理事組合長 神谷 保徳 児湯郡都農町大字川北3741番地 都農町漁業協同組合 代表理事組合長 児玉 隼人		
請願の件名	高鍋土木事務所存続に関する請願		
紹介議員	凶師 博規		
摘 要			

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第5号	受理年月日	平成19年12月10日
請願者 住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目25番1 宮崎県社会保障推進協議会 会長 山田秀一		
請願の件名	後期高齢者医療制度の充実を求める請願		
紹介議員	外山 良治 権藤 梅義 前屋敷恵美		
摘 要			

継 続 請 願

総務政策常任委員会

請願番号	請願第6号	受理年月日	平成20年 2月29日
請願者 住所・氏名	宮崎市大字小松936-3 宮崎県商工団体連合会 会長 吉田正春 宮崎県連共済会 理事長 本部真一		
請願の件名	保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済を保険業法の適用除外へと求める請願		
紹介議員	前屋敷恵美		
摘 要			

継 続 請 願

総務政策常任委員会

請願番号	請願第7号	受理年月日	平成20年 6月13日
請願者 住所・氏名	串間市大字西方5657番地 串間商工会議所 会 頭 井手 徳幸 串間市大字西方15071番地128 串間市漁業協同組合 代表理事組合長 隈本 喜八郎 串間市大字大納136番地 串間市東漁業協同組合 代表理事組合長 近藤 守 串間市大字西方南方4400番地1 串間市自治会連合会 会 長 松田 泉 日南市吾田東2丁目5番15号 はまゆう農業協同組合 副組合長 甲斐 次男 串間市大字奈留5237番地1 串間市大東農業協同組合 代表理事組合長 山口 文明 串間市大字串間2324番地1 南那珂森林組合 代表理事組合長 島田 俊光 串間市大字西方8978番地 串間市建設業協会 会 長 有嶋 富夫 串間市大字西方8964番地3 串間市測量設計業協議会 会 長 中島 洋 串間市大字西方5730番地2 串間市観光協会 会 長 上米良 好光 串間市大字南方1987番地1 串間のみちを考える女性の会 会 長 財津 さわ子 串間市大字西方5657番地 串間青年会議所 理事長 大山 育治		
請願の件名	串間土木事務所存続に関する請願		
紹介議員	野辺 修光		
摘 要			

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第9号	受理年月日	平成20年 6月19日
請願者 住所・氏名	宮崎市大字小松936-3 宮崎県商工団体連合会 会長 吉田 正春		
請願の件名	「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願		
紹介議員	前屋敷恵美		
摘 要			

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月12日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（押川、田口両議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第17号上程 知事提案理由説明
9月13日	土		
9月14日	日		
9月15日	月		
9月16日	火	休 会	（議案調査）
9月17日	水		
9月18日	木	本 会 議	議案第18号、第19号追加上程 知事提案理由説明 代表質問（自由民主党・蓬原正三議員、 自由民主党・丸山裕次郎議員）
9月19日	金		代表質問（社会民主党宮崎県議団・鳥飼謙二議員、 愛みやざき・凶師博規議員）
9月20日	土		
9月21日	日		
9月22日	月	本 会 議	代表質問（民主党宮崎県議団・田口雄二議員、 公明党宮崎県議団・長友安弘議員）
9月23日	火		
9月24日	水	本 会 議	一般質問（西村、河野安幸、横田、宮原、外山三博各議員）
9月25日	木		一般質問（井上、井本、外山 衛、中野廣明、高橋各議員）
9月26日	金		一般質問（外山良治、河野哲也、川添、黒木覚市各議員） 議案に対する質疑（前屋敷議員） 採決（議案第18号、第19号）（同意） 議案・請願委員会付託
9月27日	土		
9月28日	日		
9月29日	月	休 会	常任委員会
9月30日	火		

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
10月1日	水	休 会	(議事整理)
10月2日	木		特別委員会 (議事整理)
10月3日	金	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論（議案第3号に反対、請願第5号、第6号の継続審査に 反対）（前屋敷議員） 採決（議案第3号）（可決） 採決（議案第1号、第2号、第4号～第10号、第15号～第17 号）（可決） 採決（請願1件）（採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり決 定） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第6号追加上程 採決（議員発議案第1号～第6号）（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 坂 口 博 美

宮 崎 県 議 会 副 議 長 星 原 透

宮 崎 県 議 会 議 員 押 川 修 一 郎

宮 崎 県 議 会 議 員 田 口 雄 二